# 第二部

# 労働運動

# I 労働組合の組織現状と組織運動

概要□労働組合の組織状況──わが国の水準／六六年における組織率の変動とその要因／産業別組織状況／主要連合体の組織状況／主要四団体の産業別組織状況／都道府県別組織状況／組織運動──組織運動にみられる新たな傾向／全国的中央組織の組織方針／産業別組織の動向／国際金属労連日本協議会（IMF・JC）／「労働戦線統一」の問題

## 概要

一、わが国労働組合員数は一九六六年六月末現在で一〇四〇万に達したが、六六年には組合員の増勢は鈍化し、推定組織率は前年より〇・七ポイント低下して三五・四%となった。これは、雇用労働者の増加が、困難な状況にある中小企業に集中したためである。

一、組合員数の伸びを産業別にみると公務、金融保険業、運輸通信業、卸売・小売業等がめざましく、製造業は停滞に向かっている。企業規模別にみると、組織労働者中に占める大企業労働者の割合がますます高まっている。また組合員数の変化を主要連合団体別にみると、前年にくらべて総評は約二〇〇〇名を減じ、同盟は約五万七〇〇〇名、新産別は約五〇〇〇名、中立労連は約三万七〇〇〇名それぞれ増加した。

一、産業再編成下で大企業の企業別労組に資本系列別の組合組織再編成を求める勢力が強まり、これが労働組合組織運動に新たな波紋をおこした。官公庁関係での大きな組織分裂はなかったが、金属機械、化学、金属鉱山、金融の各部門では組織問題があいついでおこった。

一、右と関連して国際金属労連日本協議会IMF・JCの組織活動が注目をひいた。組織人員は一〇〇万を越えたが、その活動は単な

る国際連携の窓口から国内運動体としての領域にふみ込み、六七年春闘では賃闘連絡会議を設置し、六月以降専従体制を強化することとなった。

一、また組織分裂の進行、ＩＭＦ・ＪＣの組織拡大と一定の関連をもちつつ、総評内では共産党と絶縁して労働組合戦線の統一をはかるべきだとの提案が全逓からなされ、これが労働運動全体に波紋をなげたが、総評内ではこの主張は多くの組織の反撃をうけ、孤立化する傾向をみせた。

## 1　労働組合の組織状況

### 1　わが国の水準

一九四五年の終戦時に零を示していたわが国の労働組合員数が、終戦直後の数年間における組合運動の「奇跡のような復活」の時期、占領体制末期における一時的停滞期、その後のサンフランシスコ体制下でのわが国独占資本主義の復活にともなう組合運動の再度の拡大・発展期を経て、ついに一〇〇〇万の大台を越えたのは、一

第112表　労働組合数および組合員数の推移

| 年　次 | 組合数 | 組合員数 | 対前年増減数 | | 対前年増減率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 |
| 1956年 | 18,935 | 6,463,118人 | 922 | 177,240人 | 5.1% | 2.8% |
| | (34,073) | (6,350,357) | (2,061) | (184,009) | (6.4) | (3.0) |
| 1957年 | 19,297 | 6,762,601 | 362 | 299,483 | 1.9 | 4.6 |
| | (36,084) | (6,606,275) | (2,011) | (255,918) | (5.9) | (4.0) |
| 1958年 | 20,132 | 6,984,032 | 835 | 221,431 | 4.3 | 3.3 |
| | (37,823) | (6,881,581) | (1,739) | (275,306) | (4.8) | (4.2) |
| 1959年 | 20,725 | 7,211,401 | 593 | 227,369 | 2.9 | 3.3 |
| | (39,303) | (7,077,510) | (1,480) | (195,929) | (3.9) | (2.8) |
| 1960年 | 21,957 | 7,661,568 | 1,232 | 450,167 | 5.9 | 6.2 |
| | (41,561) | (7,516,316) | (2,258) | (438,806) | (5.7) | (6.2) |
| 1961年 | 24,237 | 8,359,876 | 2,280 | 698,308 | 10.4 | 9.1 |
| | (45,096) | (8,154,176) | (3,535) | (637,860) | (8.5) | (8.5) |
| 1962年 | 24,899 | 8,971,156 | 662 | 611,280 | 2.7 | 7.3 |
| | (47,812) | (8,783,691) | (2,716) | (629,515) | (6.0) | (7.7) |
| 1963年 | 25,844 | 9,357,179 | 945 | 386,023 | 3.8 | 4.3 |
| | (49,796) | (9,269,776) | (1,984) | (486,085) | (4.1) | (5.5) |
| 1964年 | 27,141 | 9,799,653 | 1,297 | 442,474 | 5.0 | 4.7 |
| | (51,457) | (9,652,350) | (1,661) | (382,574) | (3.3) | (4.1) |
| 1965年 | 27,525 | 10,146,872 | 384 | 347,219 | 1.4 | 3.5 |
| | (52,879) | (10,069,761) | (1,422) | (417,411) | (2.8) | (4.3) |
| 1966年 | 27,919 | 10,403,742 | 394 | 256,870 | 1.4 | 2.5 |
| | (53,985) | (10,308,119) | (1,106) | (238,358) | (2.1) | (2.4) |

〔備考〕 1)　(　)外は単一労働組合，(　)内は単位労働組合である。2)　△印は減少を示す。
3)　以下の統計は労働省「昭和41年労働組合基本調査報告」による。

九六五年のことであった。この年の六月末の調査時点で、わが国の労働組合数は、単位労働組合で五万二八七九組合、単一労働組合で二万七五二五組合を数え、組合員数は、単位労働組合で約一〇一七万人、単一労働組合で約一〇一四万七〇〇〇人を示したのである。

労働省労働統計調査部「昭和四一年労働組合基本調査報告」によると、その後一年を経た六六年六月末日現在では、わが国の組合数と組合員数は、単位労働組合でそれぞれ一〇六組合（二・一%）、約二三万八〇〇〇人（二・四%）ふえて、五万三九八五組合約一〇三〇万八〇〇〇人となり、単一労働組合では三九四組合（一・四%）約二五万七〇〇〇人（二・五%）ふえて、二万七九一九組合約一〇四〇万四〇〇〇人となっている（第112表）。

（注）単位労働組合とは、その構成員が個人加入の形式をとり、独自の規約をもち独自の活動をおこなう組合で、その下部にこうした組織をもたない労働組合をいい、単一労働組合とは、その内部に単位労働組合に準じた機能をもつ組織（支部・分会等）があり、かつ構成組合員が規約上すべて当該組織に個人加入する形をとっている組合をいう。したがって単一労働組合という場合に海員、全逓、国労は一組合として集計されるが、単位労働組合の集計では、単位扱組合を一組合とするために、たとえば全逓は六六年六月末日現在で六九五組合となる。なお、単位組合と単一組合の集計で組合員数に相違があらわれるのは、単位組合の統計では単一組合内の非独立的組織部門の組合員が集計の対象から除外され、単一組合の集計ではこれがふくめられることによるもので、後者の集計が現実の組合員数をより正確に示しているものといえよう。

また労働組合の組織状況を、雇用者数に占める単一労働組合員数の割合、すなわち推定組織率で示すならば、六五年は三六・一%、六六年は三五・四%であった（第113表）。

こうして現在では、組織員数と組織率にみるかぎり、わが国労働組合運動は先進資本主義諸国のそれにひけをとらないものにまで発展している。といっても、欧米諸国の労働組合とわが国の労働組合とでは、前者の産業別もしくは職業別の横断組織にたいしてわが国の企業別組織というように組織原理を異にしており、後者が、企業内全員組織をたてまえとするところから、組合意識が稀薄もしくは皆無のもの、さらにはなはだしきは反組合的なものまでも組合員としてかかえているということもあるので、その組織員数や組織率の単純な比較によって組合運動の発展度合を測定することは危険であるが、そうした点を考慮にいれてもなおかつ次の事実は無視できないものがあろう。すなわち、ソ連、中国などの社会主義国を別にすれば、資本主義国でわが国を上まわる労働組合員をもっているのはアメリカ合衆国（一九六四年約一六五八万）だけであり、またわが国の

**第113表　推定組織率の推移**

| 年次 | 雇用者数 | 組合員数 | 推定組織率 |
|---|---|---|---|
| | 千人 | 人 | % |
| 1956年 | 18,240 | 6,463,118<br>(6,350,357) | 35.4<br>(34.8) |
| 1957年 | 19,050 | 6,762,601<br>(6,606,275) | 35.5<br>(34.7) |
| 1958年 | 20,310 | 6,984,032<br>(6,881,581) | 34.4<br>(33.9) |
| 1959年 | 21,470 | 7,211,401<br>(7,077,510) | 33.6<br>(33.0) |
| 1960年 | 22,690 | 7,661,568<br>(7,516,316) | 33.8<br>(33.1) |
| 1961年 | 23,160 | 8,359,876<br>(8,154,176) | 36.1<br>(35.2) |
| 1962年 | 24,770 | 8,971,156<br>(8,783,691) | 36.2<br>(35.5) |
| 1963年 | 25,940 | 9,357,179<br>(9,269,776) | 36.1<br>(35.7) |
| 1964年 | 27,010 | 9,799,653<br>(9,652,350) | 36.3<br>(35.7) |
| 1965年 | 28,100 | 10,146,872<br>(10,069,761) | 36.1<br>(35.8) |
| 1966年 | 29,390 | 10,403,742<br>(10,308,119) | 35.4<br>(35.1) |

〔備考〕 1) 雇用者数は総理府統計局「労働力調査」各年6月分による。
2) （ ）外は「単一労働組合の組合員数」を，（ ）内は「単位労働組合の組合員数」を示す。
3) 推定組織率とは，組合員数を雇用者数で除して算出したものである。

推定組織率三五・四%は、イギリスの四二・八%（一九六五年）、西ドイツの三六・三%（六五年）につぎ、アメリカの二六・七%（六四年）を上まわるものなのである。

## 2　六六年における組織率の変動とその要因

こうして、労働組合員数と組織率はすでにわが国ではかなり高度の水準に達しているが、しかし、六五年六月～六六年六月の一年間には、組合員数の増勢がはなはだしく鈍化し、組織率はかなり顕著な低下を示した（第112・113表）。

このうち組合員数の増勢はすでにこの数年鈍化の傾向をあらわしていたが、六六年六月末日における単一労働組合員の対前年増加数は約二五万七〇〇〇は六五年六月の対前年増加数をさらに下まわるもので、六〇年以降の最低であった。これにたいして、第一部II「雇用構造と労働市場」にみられるとおり、この期間に雇用者数はかなり大幅に増大していたのであるから、六一年以来三六%台を維持してきた推定組織率は、このためついに六六年にいたって三六%台を下まわって、三五・四%となった。

わが国のように労働組合組織の九〇%以上が企業別組職の形態をとる場合には、組合がすでに組織されている企業での雇用増は通常そのまま組合員数の増大をもたらすものであるが、それにもかかわらず組合員数の増勢がそれ以前の一年間にひきつづいてこの期間にいっそう鈍化して推定組織率を低下させた理由は、主として次の点

第114表　既設組合における組合員数の増加および減少別単位労働組合数および組合員数

| 年 | 増加 | | | | 減少 | | | | 純増 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | | 雇用の増加 | | 合計 | | 雇用の減少 | | |
| | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合員数 |
| | | 人 | | 人 | | 人 | | 人 | 人 |
| 昭和30年 | 11,115 | 290,185 | 4,421 | 145,032 | 11,405 | 260,158 | 3,335 | 132,081 | 30,027 |
| 31 | 6,193 | 249,673 | 4,378 | 151,337 | 5,087 | 176,584 | 2,598 | 90,039 | 73,089 |
| 32 | 7,548 | 312,007 | 5,711 | 220,625 | 4,814 | 132,821 | 2,330 | 61,926 | 179,186 |
| 33 | 7,183 | 288,811 | 5,216 | 182,322 | 4,908 | 194,416 | 2,550 | 103,593 | 94,395 |
| 34 | 7,020 | 275,630 | 5,246 | 186,274 | 4,993 | 163,239 | 2,409 | 70,866 | 112,391 |
| 35 | 17,087 | 462,331 | 13,370 | 340,275 | 12,814 | 216,255 | 5,901 | 87,544 | 246,076 |
| 36 | 19,287 | 547,311 | 15,518 | 430,826 | 12,833 | 242,224 | 5,890 | 93,459 | 305,087 |
| 37 | 20,824 | 604,068 | 17,666 | 501,945 | 13,782 | 241,976 | 10,126 | 143,373 | 362,092 |
| 38 | 20,955 | 563,493 | 17,338 | 432,470 | 15,922 | 314,411 | 10,197 | 170,166 | 249,082 |
| 39 | 20,551 | 515,553 | 16,280 | 395,542 | 17,910 | 349,001 | 9,176 | 151,357 | 166,552 |
| 40 | 21,822 | 553,897 | 16,752 | 414,168 | 18,078 | 325,001 | 8,950 | 143,635 | 228,896 |
| 41 | 21,099 | 460,644 | 16,051 | 328,921 | 19,508 | 387,239 | 10,138 | 178,661 | 73,405 |

にあった。すなわち、第一部II「雇用構造と労働市場」で明らかにしたように、当該期間には、労働節約的な合理化諸方策が強行されたために、組織率が高い大企業では雇用者数の増加が少なく、雇用増は組織率の低い中小企業に集中した。このため、六六年の雇用増は既設組合員増に反映するところが少なく、既設組合における組合員数の増加から減少を差し引いた純増が、第114表に見るとおりきわめて少数にとどまったのである。すなわち、既設組合における雇用増にもとづく組合員の増加数は、六六年には約三二万九〇〇〇人で、六〇年以降の最低であり、前年を約八万五〇〇〇、六二年を約一七万三〇〇〇も下まわったが、他方雇用減にもとづく減少数は約一七万九〇〇〇で、この一二年間の最高を示し、前年を約三万五〇〇〇、五七年を約一一万二〇〇〇上まわった。その結果、既設組合における組合員数の純増は約七万三〇〇〇人で、前年を約一五万五〇〇〇、六二年を二八万九〇〇〇と大幅に下まわって、五七年以降における最低を示した（第114表）。

組合員数の増勢を鈍化させ、組織率を低下させたもっとも大きな要因はここにあるが、次のこともあわせて考慮されねばならない。中小企業に雇用が集中したといっても、それは大企業の大幅雇用増がつづいていたこの数年間に満たすことのできなかった労働力需要によるもので、中小企業が経済的な好条件におかれていたことを意味するものではけっしてなかった。それどころか中小企業の倒産件数は未曽有の規模に達するという状況であり、この下で中小零細企業労働者の組織化運動も困難に逢着し、これが、既設組合における組合員数の変動とならんで総組合員数の増減を左右するもう一つの要因――組合の新設ならびに解散にともなう組合員数の増減に、マ

**第115表　新設理由別新設労働組合数および組合員数**

| 新設理由 | 組合数 | | | | 組合員数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 |
| 合計 | 4,925 | 4,448 | 3,774 | 3,781 | 526,102 | 444,533 | 368,089 | 393,718 |
| 実質的新設 | 3,004 | 2,746 | 2,336 | 2,081 | 228,951 | 234,531 | 164,466 | 144,636 |
| 形式的新設 | 1,881 | 1,702 | 1,438 | 1,700 | 297,151 | 210,002 | 203,623 | 249,082 |

〔備考〕 該当各年の労働省「労働組合基本調査報告」により作成。

**第116表　解散理由別解散労働組合数および組合員数**

| 解散理由 | 組合数 | | | | 組合員数 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 |
| 合計 | 3,987 | 3,814 | 3,282 | 3,599 | 418,492 | 348,208 | 275,204 | 315,520 |
| 実質的解散計 | 1,862 | 1,902 | 1,663 | 1,830 | 116,251 (100.0) | 112,804 (100.0) | 78,711 (100.0) | 86,490 (100.0) |
| 事業所の休廃止および縮小 | 527 | 559 | 600 | 605 | 40,003 (34.4) | 44,464 (39.4) | 36,313 (46.1) | 35,934 (41.5) |
| 指導者の欠除，自然消滅等労働者の組合意識の沈滞によるもの | 929 | 933 | 808 | 871 | 34,816 (29.9) | 33,493 (29.7) | 26,213 (33.3) | 25,378 (29.4) |
| その他 | 406 | 410 | 255 | 354 | 41,432 (35.6) | 34,847 (30.9) | 16,185 (20.6) | 25,178 (29.1) |
| 形式的解散 | 2,125 | 1,912 | 1,619 | 1,769 | 302,241 | 235,404 | 196,493 | 229,030 |

〔備考〕 該当各年の労働省「労働組合基本調査報告」により作成。

**第117表**　企業規模別実質的新設単位労働組合員数（民間企業のみ）

| 企業規模 | 1965 | | 1966 | | 対前年増減率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | |
| 規模計 | 145,864 | 100.0 | 128,526 | 100.0 | △11.9 |
| 1,000人以上 | 32,113 | 22.0 | 18,205 | 14.2 | △43.3 |
| 500～999人 | 11,353 | 7.8 | 13,392 | 10.4 | 18.0 |
| 100～499人 | 54,480 | 37.3 | 50,152 | 49.9 | △ 7.9 |
| 99人以下 | 36,848 | 25.3 | 32,523 | 25.3 | △11.8 |
| その他 | 11,070 | 7.6 | 14,254 | 11.1 | 28.8 |

〔備考〕 1)　その他とは２企業以上にわたって組織されている組合である。
2)　△印は減少を示す。
3)　労働省「昭和41年労働組合基本調査報告」による。

イナスの影響を与えたのである。

六六年における新設組合の組合員数は、組織変更等による形式的新設を加えた合計では約三九万四〇〇〇人で、前年を約二万六〇〇〇人上まわったが、実質的新設では約一四万五〇〇〇人で前年を約一万九〇〇〇人下まわった（第115表）。この実質的新設組合の組合員数を民間企業について企業規模別にみると、各規模計約一二万九〇〇〇人のうち一〇〇～四九九人が約五万、九九人以下が約三万三〇〇〇をしめて、その大部分が五〇〇人以下の中小零細規模に集中しているが、前年にくらべると、組合新設による組合員増加数は、これらの規模でも減少し、増加したのは五〇〇～九九九人規模だけで、一〇〇〇人以上の大企業では四三・三%の大幅減少を示している（第117表）。

他方、解散組合の組合員数は約三一万六〇〇〇人で、前年を約五万九〇〇〇人上まわり、実質的解散でもわずかながら前年を上まわったが、事業所の休廃止や縮小によるものが前年につづいて高率をしめ、組合の主体的弱化によるものの占める割合が低下していることが特徴的である（第116表）。

## 3　産業別組織状況

### 産業別組織状況

六六年六月末における労働組合の組織状況を単位労働組合について産業別にみると、組合員数で対前年増加数が多かったのは公務（約四万九〇〇〇）、運輸通信業（約四万八〇〇〇）、卸売・小売業（約四万七〇〇〇）、金融・保険業（約四万四〇〇〇）である。前年約一三万七〇〇〇人と増加数が最大を示した製造業は、約二万四〇〇〇の増加にとどまり、農林漁業ならびに鉱業では減少した（第118表）。

また組合員数の増加率は、全体として鈍化したが、不動産業（一二・六%）、卸売・小売業（一一・一%）などでは逆に高まってきわめて高率を示し、製造業では〇・六%にとどまった（第118表）。

産業別の推定組織率は、第119表に見られるとおり、運輸通信業、鉱業等において高く、製造等では三七・五%となっており、その変動を長期的にみると、製造業、卸売・小売業で上昇傾向にあるが、対前年比では、公務や組合員数が減少した農林業、鉱業で高まり、

第118表　産業別単位労働組合数および組合員数

| 産業 | 対前年増減数 | | | | 対前年増減率 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 40年 | | 41年 | | 40年 | | 41年 | |
| | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 |
| | | 人 | | 人 | % | % | % | % |
| 全産業 | 1,422 | 417,411 | 1,106 | 238,359 | 2.3 | 4.3 | 2.1 | 2.4 |
| 農業 | 10 | 1,466 | 2 | △ 43 | 10.5 | 29.6 | 1.9 | △ 0.7 |
| 林業，狩猟業 | 17 | △ 2,834 | 25 | △ 4,149 | 2.6 | △ 3.1 | 3.7 | △ 4.7 |
| 漁業，水産養殖業 | △ 11 | 5,656 | △ 10 | △ 5,262 | △ 8.4 | 11.2 | △ 8.3 | △ 9.4 |
| 鉱業 | △ 60 | △ 3,346 | △ 50 | △10,498 | △ 7.3 | △ 1.7 | △ 6.5 | △ 5.3 |
| 建設業 | 35 | 28,027 | 120 | 22,402 | 1.2 | 4.9 | 4.2 | 3.8 |
| 製造業 | 246 | 137,178 | 203 | 24,244 | 1.5 | 3.8 | 1.2 | 0.6 |
| 卸売業，小売業 | 195 | 35,383 | 117 | 44,381 | 7.4 | 9.7 | 4.2 | 11.1 |
| 金融，保険業 | 91 | 61,540 | 101 | 48,188 | 3.0 | 11.2 | 3.3 | 7.9 |
| 不動産業 | 20 | 1,139 | △ 2 | 1,702 | 13.9 | 9.2 | △ 1.2 | 12.6 |
| 運輸通信業 | 408 | 77,738 | 386 | 46,961 | 4.0 | 4.3 | 3.7 | 2.5 |
| 電気，ガス，水道業 | 21 | 2,435 | 56 | 3,709 | 1.9 | 1.2 | 5.0 | 1.8 |
| サービス業 | 370 | 34,847 | 75 | 14,960 | 4.2 | 2.9 | 0.8 | 1.2 |
| 公務 | 91 | 40,200 | 78 | 48,590 | 1.9 | 4.3 | 1.6 | 5.0 |
| 分類不能の産業 | △ 11 | △ 2,018 | 5 | 3,174 | △ 5.6 | △ 4.9 | 2.7 | 8.1 |

〔備考〕　△印は減少を示す。

第119表　産業別推定組織率　（%）

| 産業 | 1961 | 1962 | 1963 | 1964 | 1965 | 1966 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全産業 | 35.2 | 35.5 | 35.7 | 35.7 | 35.8 | 35.1 |
| 農林業 | 12.5 | 15.3 | 21.7 | 19.6 | 17.2 | 17.8 |
| 漁業，水産養殖業 | 25.9 | 26.3 | 23.3 | 25.3 | 26.8 | 21.2 |
| 鉱業 | 77.2 | 63.5 | 64.0 | 59.0 | 56.4 | 62.2 |
| 建設業 | 32.0 | 27.9 | 28.1 | 27.4 | 26.6 | 24.6 |
| 製造業 | 34.4 | 35.9 | 36.3 | 36.6 | 37.8 | 37.5 |
| 卸売・小売業，金融・保険業，不動産業 | 14.6 | 15.4 | 16.2 | 17.3 | 18.0 | 17.8 |
| 運輸通信業，電気・ガス・水道業 | 70.5 | 74.6 | 71.5 | 71.9 | 71.2 | 68.9 |
| サービス業 | 29.7 | 28.4 | 28.6 | 28.4 | 26.7 | 25.9 |
| 公務 | 65.5 | 63.8 | 61.7 | 58.9 | 64.2 | 69.0 |

〔備考〕　単位労働組合員数を雇用者数で除して算出したものである。

組合員数が増加したにもかかわらず雇用増がそれを上まわった建設業、卸売・小売業（金融・保険、不動産業を含む）、運輸通信業、サービス業、製造業で低下し、組合員数が減少した漁業では同時に組織率も低下した。

### 企業規模別組織状況

民間企業の組合員数を企業規模別にみると、一〇〇〇人以上の規模が約四一三万人（五八・六%）、五〇〇～九九九人の規模が約六〇万七〇〇〇人（八・六%）である。つまり雇用者数では民間総雇用者数の三〇%足らずを占めるにすぎない五〇〇人以上の規模で、民間企業組合員総数の六七%強を占めており、組織労働者中に占める大企業労働者の割合が圧倒的に高い。また六三年とくらべると、全体では一四・六%の増加であったが、そのうち一〇〇〇人以上の規模での増加率は一八・二%で他の規模にくらべて格段に高く、傾向としてますます大規模企業の組合員の

**第120表　企業規模別単位労働組合数および組合員数（民間企業のみ）**

| 企業規模 | 1963年 | | 1966年 | | 対1963年増加率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 | 組合数 | 組合員数 |
| 合計 | 33,344 | 6,152,738人 | 36,838 | 7,049,169人 | 10.5% | 14.6% |
| 1,000人以上 | 8,811 | 3,493,904 | 9,716 | 4,129,769 | 10.3 | 18.2 |
| 500～999人 | 2,134 | 569,184 | 2,314 | 606,743 | 8.4 | 6.6 |
| 100～499人 | 8,434 | 1,127,653 | 9,489 | 1,266,121 | 12.5 | 12.3 |
| 30～ 99人 | 8,026 | 340,986 | 8,933 | 380,922 | 11.3 | 11.7 |
| 29人以下 | 4,260 | 62,026 | 4,518 | 63,802 | 6.1 | 2.9 |
| その他 | 1,679 | 558,985 | 1,868 | 601,812 | 11.3 | 7.3 |

〔備考〕 その他とは，２企業以上の従業員で組織されるもの（１人１企業のものも含む）および規模不明のものをいう。

**第121表　企業規模別雇用者数，組合員数および推定組織率（民間企業のみ）**

| 企業規模 | 雇用者数 | | 組合員数 | | 推定組織率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1963年 | 1966年 | 1963年 | 1966年 | 1963年 | 1966年 |
| 全産業 | 万人 | 万人 | 人 | 人 | % | % |
| 計 | 2,211 | 2,547 | 6,152,738 | 7,049,169 | 27.8 | 27.7 |
| 500人以上 | 683 | 750 | 4,134,404 | 4,800,078 | 60.5 | 64.0 |
| 100～499人 | 307 | 419 | 1,179,892 | 1,322,290 | 38.4 | 31.6 |
| 30～99人 | 350 | 441 | 372,154 | 421,570 | 10.6 | 9.6 |
| 29人以下 | 871 | 937 | 292,075 | 358,901 | 3.4 | 3.8 |
| その他 | — | — | 174,213 | 146,330 | — | — |
| 製造業 | | | | | | |
| 計 | 956 | 1,011 | 3,436,569 | 3,767,581 | 35.9 | 37.7 |
| 500人以上 | 348 | 346 | 2,402,436 | 2,722,685 | 69.0 | 78.7 |
| 100～499人 | 170 | 217 | 729,533 | 776,182 | 42.9 | 35.8 |
| 30～99人 | 163 | 185 | 202,270 | 211,766 | 12.4 | 11.4 |
| 29人以下 | 275 | 263 | 52,902 | 54,049 | 1.9 | 2.1 |
| その他 | — | — | 49,428 | 2,899 | — | — |

〔備考〕 推定組織率とは，各年６月末組合員数を雇用者数で除して算出したものであり，雇用者数は総理府統計局「労働力調査」の各年６月のものである。

比率が高まってきていることがわかる（第121表）。

また民間企業の企業規模別の推定組織率（二企業以上の従業員で組織している組合の組合員数は、それぞれの組合員が従事する企業の規模によって、各規模ごとに区分した）は、五〇〇人以上の規模が六四・〇%でもっとも高く、以下規模が小さくなるにしたがって低くなり、二九人以下で三・八%となっており、製造業についてみても、この傾向は変わらないが、各規模間の格差はいっそうひらいている。これを六三年とくらべてみると、全産業でも製造業でもともに五〇〇人以上の規模で上昇し、一〇〇～四九九人の規模で低下し、一〇〇人未満でほぼ保合となっている（第121表）。

## 4　主要連合体の組織状況

労働組合の各種全国的連合体は六五年の二三〇組織から六六年には二

**第122表　主要団体別労働組合員数**　（人）

| 主要団体 | 1965年 | 1966年 | 対前年増減数 |
|---|---|---|---|
| 合計 | 10,146,872<br>(100.0) | 10,403,742<br>(100.0) | 256,870<br>(2.5) |
| 日本労働組合総評議会 | 4,249,703<br>(41.9) | 4,247,493<br>(40.8) | △ 2,210<br>(△0.1) |
| 全日本労働総同盟 | 1,659,063<br>(16.4) | 1,715,800<br>(16.5) | 56,737<br>(3.4) |
| 全国産業別労働組合連合 | 60,521<br>(0.6) | 65,876<br>(0.6) | 5,355<br>(8.8) |
| 中立労働組合連絡会議 | 983,572<br>(9.7) | 1,020,751<br>(9.8) | 37,179<br>(4.5) |
| その他 | 3,300,206<br>(32.6) | 3,471,589<br>(33.4) | 171,383<br>(5.2) |

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数はそれぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の計は合計と一致しない。
2)　その他とは，総評・同盟・新産別および中立労連のいずれの団体にも加盟していない組合の組合員数である。
2)　△印は減少を示す。

三七に増加したが、このうち主要連合体としては、日本労働組合総評議会（総評）、全日本労働総同盟（同盟）、全国産業別労働組合連合（新産別）、中立労働組合連絡会議（中立労連）の四団体があげられる。総評、同盟、新産別は、大小の差はあるが、名実ともに労働組合中央組織といえる。中立労連は、以上の三団体に加盟していない全国単産の連絡会議として出発したが、いまでは一つの労働組合中央組織として固定化する傾向を示している。

通常労働四団体と呼ばれるこれらの団体のいずれかに加盟している組合の組合員数は、六六年六月末現在で約七〇五万人で、組合員総数の六七・七%を占めている。これは対前年約九万七〇〇〇人増であるが、構成比では〇・九ポイントの低下である（第122表）。

つぎに四団体それぞれの組織状況をみると次のとおりである。

**日本労働組合総評議会**（総評）　総評の加盟組合員数はこの数年らい伸びなやんできたが、六六年六月末現在の加盟組合員数は、前年より約二〇〇〇人減じて約四二四万七〇〇〇人となり、組合員総数にたいする割合は一・一ポイント低下して四〇・八%となった。

過去一カ年間に新たに加盟した組合の組合員数はゴム労連（約二万三〇〇〇人）、日本郵便逓送労組（約四〇〇〇）であるが、ゴム労連は総評加盟の化学同盟に加盟していたゴム産業関係の組合によって結成されたものである。既加盟組合で組合員の増加が多かったのは自治労（約二万二〇〇〇人増）、全電通（約九〇〇〇人増）であり、減少がめだったのは化学同盟（約二万六〇〇〇人減）、全自運（約一万五〇〇〇人減）、全日自労（約一万四〇〇〇人減）、全国金属（約一万一〇〇〇人減）などであった。

**全日本労働総同盟**（同盟）　同盟は六三年一四万五〇〇〇人（一二・一%）、六四年一一万八〇〇〇人（八・八%）、六五年一九万三〇〇〇人（一三・一%）とこのところ毎年大幅ののびを示していたが、六六年には前年より約五万七〇〇〇人増加したにとどまり、約一七一万六〇〇〇人となった。これにより組合員総数にたいする割合は〇・一ポイント上昇して一六・五%となった。

過去一カ年間に新たに加盟したのは、一般同盟（約六万一〇〇〇人）および日林労（約九〇〇〇人）であったが、このうち一般同盟は全化

同盟や地方、地区同盟などに入っていた一部組合を主体として結成されたものである。既加盟組合で増加がめだったのは全金同盟（約一万一〇〇〇人増）、自動車労連（約九〇〇〇人増）、交通労連（約八〇〇〇人増）などであり、減少がめだったのは全化同盟（約二万六〇〇〇人減）、地方、地区同盟（約一万四〇〇〇人減）、全繊同盟（約九〇〇〇人減）などであった。

**全国産業別労働組合連合**（新産別）

加盟組合員数は前年より約五〇〇〇人増加して約六万六〇〇〇人となったが、組合員総数にたいする割合は前年と同じ〇・六%にとどまった。増加は全機金（約二〇〇〇人増）、新運転（約一〇〇〇人増）など既加盟組合の拡大によるものであった。

**中立労働組合連絡会議**（中立労連）

加盟組合員数は前年にくらべて約三万七〇〇〇人増加して約一〇二万一〇〇〇人となり、組合員総数にたいする割合も〇・一ポイント上昇して九・八%になった。増加は既加盟組合での増加によるもので、増加がめだったのは、全建総連（約二万人増）、全生保（約一万七〇〇〇人増）、食品労連（約一万一〇〇〇人増）、電機労連（約一万人増）であり、減少がめだったのは全造船機械（約二万人減）であった。

## 5　主要四団体の産業別組織状況

産業別組合員数のうちに四団体加盟の単位労働組合員数が占める比率をみると、総評加盟の比率が高いのは公務（八六・一%）、林業（八〇・八%）、運輸通信業（六七・〇%）、鉱業（五三・九%）であり、同盟加盟が多いのは電気・ガス・水道業（六二・八%）である。また金融・保険業（九〇・三%）、不動産業（八〇・六%）、卸売・小売業（六八・二%）、漁業・水産業（六一・九%）では、四団体に加盟しないものが五〇%以上を占めている。組合員総数の三六・九%を占める製造業では、四団体に加盟しないものが三三・九%を占めてもっとも多く、ついで同盟（二七・四%）、総評（二〇・四%）、中立労連（一七・六%）、新産別（一・四%）の順になっている（第123表）。

**第123表　産業および主要団体別単位労働組合員数の構成比率**　（%）

| 産業 | 合計 | 総評 | 同盟 | 新産別 | 中立労連 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全産業 | 100.0 | 41.0 | 16.6 | 0.6 | 9.8 | 34.2 |
| 農業 | 100.0 | 23.3 | 16.9 | — | 5.7 | 54.1 |
| 林業，狩猟業 | 100.0 | 80.8 | 10.3 | — | — | 9.0 |
| 漁業，水産養殖業 | 100.0 | 0.3 | 21.9 | — | 15.8 | 61.9 |
| 鉱業 | 100.0 | 53.9 | 24.1 | 0.1 | 2.0 | 24.0 |
| 建設業 | 100.0 | 35.5 | 3.5 | 0.8 | 24.8 | 38.5 |
| 製造業 | 100.0 | 20.4 | 27.4 | 1.4 | 17.6 | 33.9 |
| 卸売業，小売業 | 100.0 | 6.8 | 16.0 | 0.1 | 9.0 | 68.2 |
| 金融，保険業 | 100.0 | 3.5 | 1.0 | — | 14.0 | 90.3 |
| 不動産業 | 100.0 | 35.4 | 2.4 | — | 0.9 | 80.6 |
| 運輸通信業 | 100.0 | 67.0 | 16.7 | 0.2 | 0.4 | 30.9 |
| 電気，ガス，水道業 | 100.0 | 23.1 | 62.8 | — | 8.4 | 5.8 |
| サービス業 | 100.0 | 61.3 | 2.7 | 0.0 | 1.4 | 35.3 |
| 公務 | 100.0 | 86.1 | 12.9 | — | — | 13.5 |
| 分類不能の産業 | 100.0 | 49.0 | 18.7 | 0.2 | 0.4 | 31.6 |

〔備考〕 1）　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数はそれぞれの主要団体に重複集計してあるので，主要団体別の組合員数の計は合計と一致しない。
2）　その他とは，総評・同盟・新産別および中立労連のいずれの団体にも加盟していない組合の組合員数である。

**第124表　産業および主要団体別単位労働組合員数の構成比率**　（%）

| 産業 | 合計 | 総評 | 同盟 | 新産別 | 中立労連 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全産業 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農業 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | — | 0.0 | 0.1 |
| 林業，狩猟業 | 0.8 | 1.6 | 0.5 | — | — | 0.2 |
| 漁業，水産養殖業 | 0.5 | 0.0 | 0.7 | — | 0.8 | 0.9 |
| 鉱業 | 1.8 | 2.4 | 2.6 | 0.3 | 0.4 | 1.3 |
| 建設業 | 6.0 | 5.2 | 1.3 | 7.8 | 15.1 | 6.9 |
| 製造業 | 36.9 | 18.4 | 60.6 | 84.4 | 66.3 | 37.6 |
| 卸売業，小売業 | 4.3 | 0.7 | 4.2 | 0.4 | 4.0 | 8.8 |
| 金融，保険業 | 6.4 | 0.5 | 0.4 | — | 9.1 | 17.4 |
| 不動産業 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | — | 0.0 | 0.4 |
| 運輸通信業 | 18.6 | 30.4 | 18.7 | 6.9 | 0.8 | 8.8 |
| 電気，ガス，水道業 | 2.0 | 1.1 | 7.6 | — | 1.7 | 0.4 |
| サービス業 | 12.2 | 18.3 | 2.0 | 0.1 | 1.7 | 13.0 |
| 公務 | 9.8 | 20.7 | 0.8 | — | — | 3.7 |
| 分類不能の産業 | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.2 | 0.0 | 0.4 |

〔備考〕　その他とは，総評・同盟・新産別および中立労連のいずれの団体にも加盟していない組合の組合員数である。

右にみたように、産業別組合数に占める各主要団体の比率が不均等であるところから、各主要団体加盟組合員数の産業別比率にも大きな相違がでてきている。総評で重きをなしているのは運輸通信業（三〇・四%）、公務（二〇・七%）、製造業（一八・四%）、サービス業（一八・三%）であり、同盟では製造業（六〇・六%）、運輸通信業（一八・七%）であり、新産別では製造業（八四・四%）、中立労連では製造業（六六・三%）、建設業（一五・一%）である（第124表）。

## 6　都道府県別組織状況

都道府県別の単位労働組合員数をみると、東京の約一七五万七〇〇〇人（一七・〇%）を筆頭にして、大阪の約九四万一〇〇〇人（九・一%）、愛知約六三万一〇〇〇人（六・一%）、神奈川約六二万七〇〇〇人（六・一%）、兵庫約五三万四〇〇〇人、北海道約五〇万人（四・八%）、福岡約四七万六〇〇〇人（四・六%）がつづいており、これら七都道府県に組合員総数の過半数が集中している。六六年六月末に終わる一年間に組合数の増加がめだったのは、東京（約六万九〇〇〇人）、愛知（約二万七〇〇〇人）、静岡（約一万八〇〇〇人）、神奈川（約一万一〇〇〇人）であったが、前年にくらべると大部分の都道府県で増加数が少なくなっている（第125表）。

各都道府県別の組合員数にしめる主要団体の比率は、第126表に示すとおりであるが、総評は岐阜を除く各都道府県で他の団体をおさえて最高比率を占めており、さらに岩手をはじめとする一六の道県では過半数を占めている。栃木、東京では四割以上が四団体に加盟していない。そして福井、岐阜、滋賀、岡山では同盟が三割以上を占めている（第126表）。

## 第125表　都道府県別単位労働組合員数

| 都道府県 | 組合員数 | 対前年増減数 | 対前年増減率 |
|---|---|---|---|
| | 人 | 人 | % |
| 全国 | 10,308,120 | 238,359 | 2.4 |
| 北海道 | 499,567 | 9,527 | 1.9 |
| 青森 | 78,169 | △ 2,241 | △ 2.8 |
| 岩手 | 109,066 | 2,077 | 1.9 |
| 宮城 | 132,568 | 1,093 | 0.8 |
| 秋田 | 112,522 | 1,915 | 1.7 |
| 山形 | 98,716 | 2,177 | 2.3 |
| 福島 | 149,678 | 2,334 | 1.6 |
| 茨城 | 135,589 | 2,385 | 1.8 |
| 栃木 | 116,782 | 2,277 | 2.0 |
| 群馬 | 133,780 | 3,110 | 2.4 |
| 埼玉 | 212,856 | 7,761 | 3.8 |
| 千葉 | 169,534 | 9,018 | 5.6 |
| 東京 | 1,757,063 | 69,032 | 4.1 |
| 神奈川 | 626,509 | 11,145 | 1.8 |
| 新潟 | 203,903 | 7,298 | 3.7 |
| 富山 | 128,198 | 1,816 | 1.4 |
| 石川 | 99,099 | △ 1,019 | △ 1.0 |
| 福井 | 76,179 | △ 526 | △ 0.7 |
| 山梨 | 49,099 | 446 | 0.9 |
| 長野 | 207,102 | 5,304 | 2.6 |
| 岐阜 | 150,097 | 4,315 | 3.0 |
| 静岡 | 300,929 | 17,820 | 6.3 |
| 愛知 | 631,278 | 26,656 | 4.4 |
| 三重 | 161,948 | 1,974 | 1.2 |
| 滋賀 | 85,446 | △ 513 | △ 0.6 |
| 京都 | 223,255 | 2,217 | 1.0 |
| 大阪 | 940,769 | 8,816 | 0.9 |
| 兵庫 | 534,016 | 6,880 | 1.3 |
| 奈良 | 59,306 | 2,141 | 3.7 |
| 和歌山 | 83,434 | 523 | 0.6 |
| 鳥取 | 48,182 | 611 | 1.3 |
| 島根 | 59,839 | 887 | 1.5 |
| 岡山 | 170,102 | 7,004 | 4.3 |
| 広島 | 265,854 | 9,720 | 3.8 |
| 山口 | 153,191 | △ 1,683 | △ 1.1 |
| 徳島 | 62,361 | 3,528 | 6.0 |
| 香川 | 68,438 | 2,714 | 4.1 |
| 愛媛 | 111,980 | 2,598 | 2.4 |
| 高知 | 67,896 | △ 4,648 | △ 6.4 |
| 福岡 | 475,944 | 6,655 | 1.4 |
| 佐賀 | 67,252 | 2,309 | 3.5 |
| 長崎 | 123,586 | 1,662 | 1.4 |
| 熊本 | 107,418 | △ 742 | △ 0.7 |
| 大分 | 86,359 | 974 | 1.1 |
| 宮崎 | 77,879 | 138 | 0.2 |
| 鹿児島 | 106,732 | 1,184 | 1.1 |

〔備考〕 1)　2以上の都道府県にまたがる組合の組合員数のうち関係都道府県で重複して調査されているものは，そのまま各都道府県別に集計しているが，全国計ではこれらの重複分は除外してあるため，都道府県別組合員数の合計は全国計と一致しない。

2)　△印は減少を示す。

## 第126表　都道府県および主要団体別単位労働組合員数構成比

| 都道府県 | 合計 | 総評 | 同盟 | 新産別 | 中立労連 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全国 | 100.0 | 41.0 | 16.6 | 0.6 | 9.8 | 33.2 |
| 北海道 | 100.0 | 61.6 | 6.5 | 0.0 | 3.9 | 30.1 |
| 青森 | 100.0 | 64.3 | 11.9 | 0.0 | 2.8 | 21.9 |
| 岩手 | 100.0 | 66.4 | 8.1 | 0.0 | 2.9 | 23.5 |
| 宮城 | 100.0 | 54.2 | 9.8 | 0.0 | 7.1 | 30.3 |
| 秋田 | 100.0 | 56.0 | 7.7 | 0.0 | 3.4 | 34.6 |
| 山形 | 100.0 | 46.5 | 5.2 | 3.2 | 11.8 | 33.9 |
| 福島 | 100.0 | 47.5 | 19.7 | 1.5 | 6.4 | 25.8 |
| 茨城 | 100.0 | 43.3 | 8.1 | 0.1 | 24.9 | 24.2 |
| 栃木 | 100.0 | 36.5 | 9.9 | — | 11.8 | 44.6 |
| 群馬 | 100.0 | 44.5 | 9.4 | 1.0 | 10.2 | 35.7 |
| 埼玉 | 100.0 | 32.3 | 22.2 | 0.1 | 9.7 | 36.2 |
| 千葉 | 100.0 | 28.2 | 15.4 | — | 8.6 | 38.3 |
| 東京 | 100.0 | 31.3 | 14.5 | 0.8 | 12.6 | 41.9 |
| 神奈川 | 100.0 | 31.2 | 18.1 | 1.2 | 22.3 | 27.7 |
| 新潟 | 100.0 | 44.9 | 23.0 | 1.1 | 3.6 | 27.7 |
| 富山 | 100.0 | 41.2 | 19.1 | 4.1 | 1.2 | 34.9 |
| 石川 | 100.0 | 48.6 | 25.7 | — | 3.3 | 23.5 |
| 福井 | 100.0 | 41.3 | 30.8 | — | 4.4 | 23.5 |
| 山梨 | 100.0 | 55.9 | 7.7 | — | 4.0 | 33.1 |
| 長野 | 100.0 | 42.0 | 9.8 | 0.2 | 12.2 | 36.5 |
| 岐阜 | 100.0 | 31.2 | 31.5 | 0.0 | 4.6 | 35.4 |
| 静岡 | 100.0 | 36.1 | 20.0 | 0.6 | 9.5 | 34.6 |
| 愛知 | 100.0 | 27.5 | 22.8 | 0.9 | 9.4 | 40.0 |
| 三重 | 100.0 | 39.9 | 18.4 | — | 12.3 | 30.1 |
| 滋賀 | 100.0 | 32.8 | 30.3 | 1.2 | 11.5 | 24.8 |
| 京都 | 100.0 | 45.8 | 14.4 | 5.7 | 9.0 | 26.6 |
| 大阪 | 100.0 | 37.4 | 22.7 | 0.2 | 10.3 | 30.9 |
| 兵庫 | 100.0 | 42.0 | 17.7 | — | 13.8 | 27.9 |
| 奈良 | 100.0 | 52.2 | 12.3 | — | 10.3 | 26.9 |
| 和歌山 | 100.0 | 55.9 | 13.6 | — | 4.4 | 27.3 |
| 鳥取 | 100.0 | 59.6 | 8.6 | — | 1.2 | 31.3 |
| 島根 | 100.0 | 50.9 | 12.6 | — | 2.0 | 35.7 |
| 岡山 | 100.0 | 36.4 | 32.1 | — | 8.1 | 24.2 |
| 広島 | 100.0 | 37.4 | 20.9 | 0.0 | 6.9 | 35.9 |
| 山口 | 100.0 | 45.2 | 18.4 | 1.4 | 10.5 | 27.6 |
| 徳島 | 100.0 | 40.5 | 17.6 | — | 8.0 | 34.8 |
| 香川 | 100.0 | 40.4 | 16.3 | — | 7.9 | 36.3 |
| 愛媛 | 100.0 | 50.1 | 20.5 | — | 2.2 | 27.8 |
| 高知 | 100.0 | 46.4 | 12.3 | — | 6.0 | 37.0 |
| 福岡 | 100.0 | 53.4 | 8.9 | 0.0 | 6.8 | 32.3 |
| 佐賀 | 100.0 | 49.2 | 9.1 | — | 9.8 | 33.0 |
| 長崎 | 100.0 | 45.0 | 16.0 | — | 5.9 | 33.7 |
| 熊本 | 100.0 | 59.7 | 12.8 | — | 2.3 | 26.2 |
| 大分 | 100.0 | 57.7 | 13.1 | — | 4.2 | 30.1 |
| 宮崎 | 100.0 | 50.0 | 23.3 | 0.1 | 1.0 | 26.3 |
| 鹿児島 | 100.0 | 58.3 | 5.3 | — | 1.1 | 35.9 |

〔備考〕 1)　2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は，それぞれの団体に重複集計してあるので主要団体別の組合員数構成比の計と合計とは一致しない。

2)　その他とは，総評・同盟・新産別および中立労連のいずれの団体にも加盟していない組合の組合員数である。

## 2　組織運動

### 1　組織運動にみられる新たな傾向

一九六六年七月～六七年六月の時期を、労働組合の組織運動の分野に視点をおいて特徴づけるならば、それは、金属・機械、化学工業等、いわゆる成長産業における大企業労組の組織問題が集中的に顕在化しはじめた時期ということができる。

一九六〇年の安保条約改定反対闘争の時期に高揚の頂点に達した労働運動のその後における必然的な若干の退潮、それと時期をあわせていくらか手なおしされた、「低姿勢」、「寛容と忍耐」等の言葉に象徴される政府の新労働政策、その後につづく高度経済成長の過程等の諸要因は、各企業内における企業意識育成策をともなう合理化諸施策やきめ細かな労務管理政策の展開とあいまって、この数年らいとりわけ大企業労組の組合員意識に影響をあたえ、組合内の指導的各派の力関係にも変化をもたらしつつあった。階級的立場に立って組織化をすすめる総評傘下組合や、これと共闘関係にある中立労連傘下の諸組織に、同盟の介在する反対派グループが結成され、組合指導部が交代を迫られるかもしくは第二組合が発生するという例が数多く生じ、その結果1・4「主要連合体の組織状況」でのべたように六二年いらい同盟の組織が大幅な伸びをみせたし、また長年総評加盟を指向していた中立労連はその方針をしりぞけて、そのまま独自の中央組織として固定化する方向へと転じた。それがさらに六四年下半期～六五年の不況を経過し、一方で大企業の安泰と中小企業の不安定の対照が明瞭に映し出され、他方で開放経済体制下での国際競争による危機意識が資本の側によって強調される中で、大企業における合理化がさらに企業合併へとすすむ時期になると、この傾向はさらに強められた。

こうして、すでに六五～六六年の時期に、プリンス自動車工業の日産自動車への合併を契機に全金プリンス自工支部（七五〇〇）の三菱重工支部（二万三〇〇〇）もまた少数をのこして組織崩壊へとみちびかれるという事態が生じたのであるが、その結果プリンス自動車従業員の大部分が日産系列下の企業の労働者を結集する全国自動車に、三菱重工の従業員が三菱重工西日本連合会へと組織されたことにもあらわれているように、六六～六七年の後期における組織問題は、主として、産業再編成過程の進行に対応して、企業別組合を資本系列別に再編成しようとするグループが、資本の側からも歓迎されつつその力を強めることによって発生している。

ここから、総評傘下ならびにこれと共闘関係にあった中立労連傘下の諸組織内の大企業労組で組織問題がつぎつぎに発生して、総評と同盟の対立関係は強まり、総評と電機労連など中立労連系組合と

の共闘関係にもひびが入ったが、しかし同盟の組織は六六年には六二～六五年にみられたような大幅の伸びを示さず（六六年一二月の時点では同盟は一年前より五万四〇〇〇人増にとどまった）、これに反して、その指導部が同盟のそれと同じ思想的立場に立っていると思われる国際金属労連日本協議会（ＩＭＦ・ＪＣ）が、総評にたいして批判を向けるだけでなく、同盟にたいしても批判的姿勢を示しつつ、その組織を約一〇〇万へと大幅に伸張させ、新たな労働組合中央組織への発展さえも展望することとなった。これは、これまで同一資本もしくは同一資本系列下にある企業や事業所の諸組合が、総評、同盟、中立労連の各傘下単産にそれぞれ加盟している例が多数みられたが、これを資本系列別に再編・統合していく場合に、対立関係を強めつつあるこれら三組織のうちの一つに統合してゆくよりは、これらといちおう別個のものとされているＩＭＦ・ＪＣの下に統合していく方が、はるかに抵抗少なく円滑にことが運んだからであろう。

他方、同盟の伸びなやみと関連して、同盟とＩＭＦ・ＪＣの間に組織競合による部分的対立関係が生ずるとともに、同盟内の最重要単産の一つである海員組合で、六六年春の賃闘の収拾方法にたいする不満を契機として、和田組合長と金子汽船部長にたいするリコール運動が発生して、一万二〇〇〇からの署名を集め、一〇月の大会ではこの派がベトナム反戦闘争を公然と要求するなど、現執行部に公然と反対する勢力があらわれたことも、注目される。

最後に、ＩＭＦ・ＪＣの伸張やそれをもたらした状況と一定の関連をもちつつ、「労働戦線統一」の名で、反共「労働組合戦線統一」の提案が全逓労組からなされ、これが労働組合運動内で論議を呼んだことも、この時期の特徴的な事実の一つであった。

## 2　全国的中央組織の組織方針

### 総評の組織方針

総評は六六年八月の第三一回定期大会で採択した六六年運動方針で、アジアの平和運動の重要性がつよまり、大資本本位の政策が推進され、「独占資本の再編」や「合理化攻撃の激化」の中で「組織攻撃も一層激しくなる」ものと分析し、組織運動の重点として、①「産業別組織の機能と指導力を強め、それと結合して、職場に闘う組織を確立すること」、②「地区労の強化、とりわけ全地区労に専従体制を確立し、未組織労働者の組織化をすすめながら……反独占の広範な国民的運動を展開してゆくこと」、③「ベトナム戦争拡大を何としても防止するという立場に立ち、アジアの戦争反対・平和と民族独立の勢力を結集する」ことなどをきめた。

そして①の点については、産業全体の先頭に立って全体の運動をリードした組織に資本の攻撃が集中された場合に、総評が中心になってその組合や活動家を守ること、重点を民間、とくに金属関係組合の共闘強化におくこと、②については地方オルグを五〇名増員するなどの具体策を決定した。

また運動方針はこれまで春闘共闘でともにたたかってきた中立労連傘下の電機労連との間に「亀裂が生じた」ことを認めるとともに、その対策として「共闘が可能な最大限の範囲で春闘を組み、すべての組合が積極的に参加できることによって団結を深め……戦線

を拡大していく」ことをきめ、ＩＭＦ・ＪＣについては、国際組織の加盟組合が「協議会をつくることはよいが、それによって国内労働戦線を形成することには反対」するとの態度を明らかにした。また対立を深めつつある同盟との関係については、これとの性急な統一は考えられないとし、まず事実の上で共闘を積み上げていくが、同盟の「一部には会社と癒着した組合もある」のでこれにたいしてはき然たる態度をとることとした。

### 民間単産会議の発足

ところで総評の右の組織方針と一定の関連をもちつつ、総評傘下の民間二九単産（一七〇万）は六六年一二月一八日民間単産会議（議長原口全鉱委員長）を設置した。

その設置にいたる経緯の概略をのべると、五八年官公労が解体された後、総評争対部運営機構として公労協共闘委員会、公務員共闘委員会（一部中立組合を含む）、民間共闘委員会（中立を含む）の三部会方式が次第に整備されてきたが、六五年春闘以後、産業再編成過程での合理化攻撃ならびに組織攻撃にたいして統一的指導体制を確立する必要と、民間共闘委員会の日常機関化が電機労連など一部中立単産の反対で妨げられる等のことから総評内民間単産の集りの必要が感じられるようになり、六六年の総評定期大会や九月の評議員会では鉄鋼、私鉄などからそうした組織を求める発言があった。そこで一〇月中旬、堀井総評新議長、太田前議長、原口顧問、高野、原、門間各民間出身顧問らの相談をへて、一一月四日堀井議長、岩井事務局長の提案にもとづく民間単産代表者懇談会が開催され、その準備の下で一二月一七日結成の運びとなったものである。

なお発足した民間単産会議は、公労協共闘、公務員共闘と同じように総評の機関でもその加盟単位でもない単なる「自主的運営機構」とされている。その目的、当面の課題、機構は、会議が発表した「発足の趣意」（要旨）にみられるとおりである。

【民間単産会議組織発足の趣意について(要旨)】 一、日本経済は高度成長の中で矛盾を一層深め、資本、産業全体の再編をすすめており、これが必然的に烈しい合理化攻撃、独占資本の〝産業別組合相手にせず〟〝企業別組合育成と労資協調〟などの主張となってあらわれている。二、攻撃の焦点にたたされているのは総評傘下民間単産であり、春闘共闘で、攻撃は組合内の一部の同調を伴っている。三、以上の情勢の下で産業別組織の確立と指導機能の強化が緊急の課題とされながらも、民間単産自体の組織問題についての共通のとりくみの不十分さから、賃金闘争、合理化闘争もたちおくれており、民間産別単産が組織と闘いの主体的指導性を確立することこそ緊急の課題である。四、以上の趣意にたって当面総評傘下民間単産をもって民間単産会議を組織し、春闘共闘民間共闘、各大産業別共闘と提携し、中立労連はじめ総評外の民間各産業別単産の協力を求めて、目的達成のため努力する。五、会議は当面、総評加盟民間単産をもって構成運営し、次の諸事項にとりくむ。①経験交流討議を深め、共通する組織問題、合理化問題、中小企業労働者の組織と対策など当面の課題について統一的方向を求め共同して取りくむ、②総評の組織する諸闘争について討議を深め、具体的推進について意志統一をおこなう、③組織問題諸闘争について交流激励し、最大限統一的取りくみを行う。

六、運営機関として構成各単産代表者一名による代表者会議を随時開催し、満場一致制により討議決定を行う。各種専門会議を開催し、あるいは常置することができる。役員は議長一名、幹事若干名、事務局長一名、担当幹事若干名、会計監査若干名をおき、総評本部の担当三役は随時会議に出席し、その運営に協力する。

### 同盟の組織方針

同盟は六七年二月の第三回全国大会採択の六七年度運動方針の中で、いまや「深刻な組織動揺」を背景に総評主流派内にも対立が激化し、総評内部に分極化傾向がでてきたが、「こうした組織動揺の底流をなしているものは、技術革新の進展と民主的労働運動の増大を軸とする資本主義の変容という現代社会の進歩の方向と、マルクス主義に立脚する労働運動の基調との背馳」であるとし、民主的労働運動への再編の指向こそ、わが国労働運動の底流となっているとの分析をおこなった。そして民主的労働運動の「上げ潮に乗って」長期組織拡大計画を推進すべきであるとし、①「未組織の組織化と同盟外にある既存組織の民主化による同盟への結合」、②「構成組織ならびに直結組合の増加と既存構成組織の組合員の増大」の両面で組織拡大に取りくむために、産別組織、地方ブロック、地方同盟・地区同盟の各段階で長期・短期の計画をたてることと、全国のすべての地区に地区同盟を結成すること、各段階でのオルグ体制を確立・充実することを決定した。また当面の組織活動の重点としては、①「資本自由化・産業再編成対策」の一環として、「戦略的重点産業およびコンビナートにおける組織方針を確立して、組織の拡大強化をはかる」こと、②産業再編成の進展によって、既存の概念のみではかならずしも産別整理を行ない難くなっているから、直ちに産別の統合再編が困難である場合には、部門協議会その他を形成するなどのことを通じてこれを促進すること、③当面全化同盟、全食品同盟の統合をはじめ、同盟のもとに民主的化学労組結集のための組織体制整備をおこなうために、同盟全紙パや全国民連内の化労連にも参加を要請すること、などをきめた。

ＩＭＦ・ＪＣについては、同盟は六六年一月の第二回大会では明確な態度を決定せず、その後九月の執行評議会などで、三役を中心に検討をつづけることをきめ、さらに和田副組合長を中心に関係組合との調整をはかってきたが、同盟金属は、ＩＭＦに直接加盟し日本協議者には参加しないとの方針をまげず、結局、同盟の六七年度の運動方針では、①ＩＭＦへの参加方法としてＪＣを窓口ときめた組織はＪＣに加盟するが、全金同盟の直接加盟の経緯は認める、②ＪＣの性格については議論もあるが、国内の金属労組の連携の場として評価する、との態度をきめたにとどまった。

### 中立労連の組織方針

中立労連はこれまで春闘共闘をはじめとして総評と共闘関係を維持してきたが、中心的組合であった電機労連が、六五年の日韓闘争で社共の共闘に反対して参加を拒否し、六六年五月の大会で「今日までＪＣ、中立労連、金属共闘などと提携、共闘関係をもってきたが、企後はＩＭＦ・ＪＣの発展強化を軸としてこれらの関係を検討していく」との方針をきめたこと、中立労連議長であった電気労連竹花委員長がこの大会で役員選挙に敗れ、中立労連議長を辞任しなければならなくなったこと、中立労連の事務局担当組合であった全造船機械で組織動揺がおこり、とくにその委員長の出身組合である三菱横船分会が六六年九月に全造船機械を脱退したことなどのために、中立労連の運営自体に困難が生じた。しかし一〇月の中立労連全体会議で佐藤議長（全造船機械委員長代行）、川原事務局長（食品労連委員長）を選出し、一〇・二一ストには地域集会やデモに参加する、六七年春闘共闘委員会に参加するなどの方針をきめた。

### 新産別の組織方針

新産別は、六六年九月末開催の定期大会で採択した新運動方針の中で、「労働戦線は再編成、流動化の段階に入った」と分析し、「産業再編成の運動を軸とし、その発展の中で労働戦線の転換を促し、基幹産業の大産業別組織を柱とした統一組織を目ざす」こと、そのため本年は機械金属産業と化学産業に重点をおいて組織拡大と産業別結集に努力すること、具体的には、金属産業では、「総結集体」にするために全面的にIMF・JCを金属産業の組合の編成の気運を促し同じ方向を追及しようとしている組合との提携を深めることなど、をきめた。この方針にそって傘下新化学は六六年八月の大会で国際石油化学労連への加盟を決定し、九月一日付で本部にその手続をとったが、同国際組織既加盟の合化労連が一二項目の条件をだしてこれに反対の態度をしめしたため、加盟はただちに認められず、同労連による実情調査後にあらためて検討されることとなった。

## 3　産業別組織の動向

ここでは、1で指摘した、「組織運動にみられる新たな傾向」「産業再編成」の進行にともなう労働組合組織運動上の新たな傾向が、IMF・JCの組織拡大と結びついてもっとも劇的な形で表面化した。なおIMF・JCについては、項をあらためて述べるので、それを参照されたい。

### 金属・機械産業

全造船機械では、三菱三重工の合併にともなう重工四労組の統一問題をめぐって、六五年末に傘下三菱重工支部に分裂が発生した。分裂の指導勢力となったのは全国民連につながる全造船二八会で、脱退者は三菱重工西日本連合会（二万）を結成して、六六年六月にIMF・JCにオブザーバー加盟したが、つづいて鋼管浅野も八月にJCにオブザーバー加盟し、さらに九月には三菱横船分会（六五〇〇）が全造船機械を脱退した。そして全造船機械三菱支部にとどまった二三〇〇名をのぞいて、三菱四重工の四労組（三菱重工西日本連合会、同盟三菱、三菱労連、本社労組）は、一一月三～五日結成大会を開いて、企業合併に対応する新たな企業連としての三菱重工労働組合連合会（七万五〇〇〇）を発足させた。

全国金属では、四〇年五月の日産・プリンス自動車の企業合併発表後、プリンス自工支部（七五〇〇）に組織動揺が発生し、約二〇〇名を除く脱退派は六六年四月全金脱退を決議して新たにプリンス自工労組を結成、会社との間にユニオンショップ協定を結んだ。これにたいして全金支部にとどまる百数十名の組合員が、総評、全金、関連地区労でつくられた支援共闘会議にまもられつつ組織防衛の闘争をくみ、全金脱退投票の無効を宣言、都労委、東京地裁にたいして「不当労働行為の排除提訴」「日産派による大会無効、支部中執の権限確認の仮処分申請」をおこなったことは、本年鑑37集にのべたとおりである。そのご六六年八月企業合併が実現されると、新組合は「日産自動車プリンス部門労働組合」と改称し、当面は日産労組とは統一せず単独組合にとどまることをきめ、一〇月には自動車労連に加盟した。他方会社側は全金支部の存在を認めず、チェックオフした組合費は全金支部組合員のそれも第二組合に渡し、団

交に応じなかったが、都労委（七月二一日）、東京地裁（九月一七日）、中労委（一二月二二日）ですべて全金支部が勝訴し、会社側が支部の存在を認めざるをえなくなると、六七年一月初旬から二月初旬にかけて三鷹、村山、荻窪の各工場で全金組合員に支部脱退を求める新組合員の集団暴行事件が連日発生、全治一ヵ月をはじめ合計四〇名の重軽傷者がでた。工場所在の各地区では社共・地区労を中心とする共闘会議が結成され、全金、総評も春闘態勢確立過程でこの問題を大きくとりあげて抗議・支援活動を展開し、二月中旬以降は暴力事件もいちおうおさまった。

**化学産業**　合化労連傘下の東圧労組では、六五年秋、全国民連につながる化労連（化学労働組合連絡会議）派が指導権を握り、六六年春闘では合化の統一闘争に参加せず、各支部にたいして合化脱退の準備工作をすすめていた。そして七月二〇日に臨時大会を開いて脱退を決議する目標をたて、これに反対する砂川、大牟田の両支部では東圧本部の権限による「支部大会」を開催して、「新執行部」ならびに「大会代議員」を選出、両支部の合化派はこれを支部大会と認めないとの態度をとったが、東圧本部は臨時大会を予定どおり強行し、合化脱退を決議した。これにたいして合化労連は東京地裁に大会決議の無効および脱退通告の効力停止を求める仮処分を申請し、八月二四日これが認められたが、結局砂川と大牟田に本部派新組合支部と合化支部が併存することとなり、東圧労組は一二月再度大会を開いて合化脱退をあらためて決議した。ついで六七年五月には、信越化学労組（二三〇〇）が臨時大会で合化の指導を「闘争至上主義」と批判して脱退を決議し、六月全員投票でこれを確認した。

**金属鉱山**　全鉱の三池製煉所労組（二〇〇〇）では六六年六月批判勢力が脱退して「三池製煉所新労働組合」（一七〇〇）を結成した。全鉱本部はこれを契機に八月の定期大会で三池製煉所労組の統一、全鉱と三井労連、三製煉（いずれも六〇～六一年に全鉱を脱退した三井系製練所労組の組織している無所属組合）との大同団結をめざし白紙の立場で組織統一に努力することをきめたが、三井労連、三製煉、小名浜労組、三池新労は一二月に日本非鉄金属製煉労働組合協議会（製練労協）を結成した。

**金融関係**　金融共闘傘下組合の組織分裂は六四年いらいつづいているが、六六年には六月全損保の興亜支部（一五〇〇）が臨時大会で全損保脱退をきめ、さらに東海、安田、住友、同和の大手四支部も、九月の全損保定期大会に「政治闘争偏向を修正」することをもとめた共同の運動方針修正案を提出して否決されると、一二月にそれぞれ支部臨時大会を開いて全損保脱退を決定し、新産別組織結成のための準備会を発足させた。

　また同じく金融共闘傘下の全相銀連では、六二年いらい構成組合に分裂があいついでおこっていたが、六六年末に単産書記長単組の興紀が脱退し、ついで一月委員長単組の岐阜をはじめ東京、中央、福島、大生、香川、愛媛、徳島、東邦の九単組が、全相銀連を「特定思想による政治偏向」、「闘争至上主義」と批判し、金融共闘からの即時脱退、本部役員の総辞職等六項目の要求を提出し、同時に六月新組織結成を目ざして活動をはじめた。

**その他の民間産業**　この他自動車運輸関係では、六五年秋全自運を脱退したトナミ、愛媛、東貨労、名鉄、信州名鉄等は、中立の日通トラック、岐阜トラック、新潟丸運などと

ともに、六六年七月全国トラック運輸労組連合会（全ト労連、八組合二万三〇〇〇）を結成した。

医療関係では日赤の社会党・総評系が六六年六月末、日本赤十字労働組合（日赤労組、二八〇〇）を結成、これで日赤関係労組は全日赤（四八〇〇）、日赤労組（二八〇〇）、日赤新労（同盟系二五〇〇）の三派に分かれることとなった。

**官公庁関係**　官公庁関係では、五七年いらいつづいた組織分裂が六五年頃でほぼとまり、同盟系の伸びもとまって、六六～六七年に大きな組織問題は発生しなかったが、その中で注目すべきものを拾うならば次のとおりである。ＩＬＯ八七号条約の批准を契機に、特定郵便局長の親睦団体「全国特定郵便局長会」の有志が、六六年一月末に管理職組合である全日本特定郵便局長連盟（日特連、三〇〇名）を結成した。電電関係では全電々、東海新労、四国新労が合併して六六年八月日本電信電話新労働組合（電々新労、二二五名）を結成し、一二月同盟に加盟手続をとった。教組関係では、日教組から分裂結成された諸組織が六四年一一月いらい準備をすすめた結果、六六年一一月に全教連を解散、全国教職員団体連絡協議会（全教協、五万）を結成した。六四年いらい分裂がつづいている全建労では、六六年五月に常陸工事組合（三一〇）が分裂結成されたのにつづいて、六月に東北地建職組（一五〇）、九月に九州地建職組（六七）が分裂結成されたほか、北陸でも脱退者がでた。

## 4　国際金属労連日本協議会（ＩＭＦ・ＪＣ）

**組織の拡大**　以上に述べたような、産業再編成期における資本の側の動向と、それに関連した労組内各派の動きは、金属・機械関係の労働組合組織にもっとも大きく影響し、国際金属労連日本協議会（ＩＭＦ・ＪＣ）の組織拡大をもたらした。

ＩＭＦ・ＪＣは六四年五月結成いらい二年間に約九三万を結集し、とりわけ六六年二月総評加盟の鉄鋼労連が内部のかなり強い反対をおし切って加盟を決定していらい、「労働界の再編成をねらう」ものとして注目をあびてきたが、同労連が七月一日加盟手続をおこなったのについで、六六年七月～六七年六月の期間にＩＭＦ・ＪＣに新たに加盟もしくはオブザーバー加盟し、あるいはオブザーバー加盟を正式加盟にきりかえた組織は、次のとおりである。①鉄鋼労連（一一万五〇〇〇）、②三菱西日本連合会（二万、七月オブ加盟）、③日本鋼管浅野（全造船機械、一四〇〇、八月オブ加盟）、④日本鋼管福山製作所労組（二〇〇〇、一一月、オブ加盟）、⑤三菱重工東京製作労組（二六〇〇、一一月）、⑥三菱重工川崎自動車労組（二三万、オブ加盟より正式加盟へ、六七年三月）、⑧三菱重工横浜造船労組（六〇〇〇、三月）。またこのほか同盟傘下の電労連が、米国電気労働組合（ＩＢＥＷ）の勧告をもとに、ＩＭＦ・ＪＣ加盟を検討し始めたが、このことは、もし実現するならわが国における産業別の組織の常識を破る事態を生ずるものとして、注目されている。

### 組織方針の発展

IMF・JCは六四年の結成時には国際金属労連への加盟のわが国における単なる「窓口」であるかに見えた。だが指導者たちはそのときからわが国労働戦線再編の意図をもっていたようで、翌六五年七月の第三回協議委員会ではすでに「来春から賃金、時短を中心とした」「経済要求の活動にとりくむ」、「労働戦線については、基幹産業の大産業別組織が確立し、その上に統一された全国連合体が構成されていくことが良い」と思うとの方針をきめ、労働運動に波紋をおこした。こうして同年JC加盟を論議していた鉄鋼労連は、大会決議によって質問し、JCは国内運動体ではないとの回答が得られたとして、六六年加盟を決定したのであるが、JC自体は実はそれ以前から運動体としての実をそなえていたのであり、JCのこうした側面は、以下に見るように六六年中頃よりいっそう強められていった。

六六年六月一四日の第四回総会ではJCは、金属労働者一〇〇万結集の目標はほぼ達せられたとして、今後一年の活動の重点を①二〇〇万金属労働者の結集体への前進、②加盟組合間の相互協力と情報交換と意思疎通の促進、③産業情勢・労働条件等の調査研究活動の促進、④教育宣伝活動の強化、とくにJCを大衆的にしんとうせしめていく、⑤産業政策への取り組みの研究、⑥国際連帯活動の推進、⑦財政の確立と活動体制の確立、とし、組織の拡大・強化の活動としては、電機、鉄鋼、自動車、造船、機械金属の五部門に加盟組合を当面とりわけ自動車、造船、機械金属の五部門に加盟組合を結集すること、新規加盟を結集することなどをきめた。そして大衆に浸透するための手段として一二月一日から日刊機関紙「IMF日本協議会」の発行を開始した。一一月の第七回協議委員会では、「当面の活動方針」の中で、一時金・賃金闘争における各組合の連携の強化、情報・資料の交換等をきめたが、六七年に入ると一月三〇日常任幹事会は、賃金闘争推進のため電機、鉄鋼、自動車など主力組合からJC事務局に臨時専従を配置すること、ならびに、議長、常任幹事、および主要加盟組合三役で構成する賃金闘争連絡会議を設置することをきめた。このうち臨時専従が実現したのは四月に入ってからであったが、その実施以前に二月の常任幹事会はさらに「来年度以降事務局専従体制を本格化する」ことを決定した。そして六月六日の第六回拡大協議委員会（総会）では、一九六七年活動方針を採択し、その中で、「この三年間にJCは労働戦線の情勢転換を促進する役割をもはたすにいたった」ことを自認するとともに、「基幹産業の産業別組織が確立し、その上に統一された中央団体が構成されていくこと」が望ましいとするその組織方向を再確認し、「JCはこの方向にそって金属産業の労働組合の大同団結を実現していく」とのべた。またこれからの一年、①組織の拡大と整備、二〇〇万大結集への前進、②具体的課題をとらえた国際交流、③賃闘連絡会議を発展させる、④産業政策の研究と確立、⑤企画・調査・研究活動の充実、⑥教宣・教育活動の充実、にとりくむものとし、具体的には、①各加盟組合を軸とし、地連との組織的協力を密にして組織拡大をはかる、②これまでの五地連に加えて東北、北海道に地連の設置をはかる、③産業別部会の設置を検討する、④事務局長のほかに当面三名の専従役員を置く、⑤資本進出による合併会社または系列会社の急激な増加にともない、インド、マレーシア、フイリピン、香港、韓国、台湾等東南アジア諸国金属労組と情報交換をおこなう、などの方針を決定した。

### JCの組織拡大過程の諸特徴

IMF・JCはこうして金属産業部門における国内運動体としての性格をますます強めつつあり、しかもいまや一方で、電労のIMF・JC加盟が問題にされ、他方では化学産業でも、新産別が傘下新化学を国際石油化学労連に加盟申請させて合化労連との間に加盟組合日本協議会を結成させようとはかるなど、その影響は他産業部門にまで波及する可能性さえうかがわせるにいたった。結成いらい三年間のその発展はめざましいものがあったと言えようが、その組織拡大の経過には次のような特徴が指摘できる。

第一に、成長産業の独占企業労組内に生まれた一定潮流の指導の下に、産業再編成過程で倍化された大企業の企業別労組の諸特徴、とくに産業別連帯の弱さ、企業意識の強さが、全面的に利用されている。そして鉄鋼労連加盟にさいしても、全造船機械の三菱重工支部の組織分裂→西日本連合会形成→IMF・JC加盟の過程でも、資本の側がこれを歓迎しており、JC拡大は資本の抵抗なしにすすめられた。だが、この一年間の組織拡大は、ジャーナリズムで騒がれたほどには進展せず、新規加盟は実質的には三菱重工と日本鋼管の大企業組織にとどまった。

第二に、その組織が一〇〇万に達するまでJCが月刊機関誌以外には機関紙をもたず、六六年一二月以降も隔月刊誌と月刊紙を発行していることからも明らかなように、組織拡大はもっぱら組合指導部に依拠しておこなわれ、加盟組合の組合員大衆がそのなんたるかをほとんど関知していないといわれていることである。

第三に、総評、同盟ともに内部にJC加盟組織をかかえているために、JCにたいする批判はこれまで緩和されていたが、今後JCが国内運動体としての性格を明らかにするにしたがって、それぞれ違った立場からであるにせよ、この二大ナショナルセンターとの対立競合関係が強まり、その批判は強められ、これが組織拡大に影響するだろうということである。

第四に、IMFは国際自由労連の下部組織であり、その基本的立場は国際自由労連と変わるものではないが、さまざまの政治的問題に関連してわが国労働運動内で国際自由労連にたいする不信感が存在することを考慮してか、その運動方針の中でJCが国際自由労連と世界労連のいずれにもくみしない国際交流をすすめるかに思われるような言葉使いをしてきたこと、またその指導者たちは反共の立場をとり、将来民社党に社会党を一本化するという目標をもっているが、総評と同盟にまたがる諸組織をその傘下に組織していく必要から「〝JCの非政治性・政党よりの独立〟という主張をことさらに総評や同盟にぶつけるような形で展開してきた」（「同盟」一九六六年一一号）ことであり、そのことが、さしあたり組織拡大に有利に作用してきたことである。

## 5 「労働戦線統一」の問題

### 戦線統一論の背景

この数年らい総評主流内部ではじめは主として春闘の指導方針をめぐって意見の相違があらわれ、太田対宝樹の対立などともいわれてきた。それが六四年になると総評が四・一七ストを準備しながら結局スト不発に終わった

ことを契機にして、全電通が総評の体質改善を要求する文書をその大会で採択した。ついで翌六五年には、全逓が総評定期大会で本部提案の運動方針に反対して、部分的修正では受けつけられないと不賛成の態度をとり、「一九七〇年を目ざす社会党単独政権を頂点とする長期課題を明らかにせよ」と迫った。総評岩井事務局長はこの提案をうけて、のちに六六年九月から「長期路線委員会」を発足させることになるが、この間、産業再編成の進行にともなう総評・中立労連傘下組合の組織分裂の進行、IMF・JCの組織拡大等は、当初、総評の体質改善と社会党政権構想の視点から出発した論議をしだいに労働戦線の統一問題へと集中させていくことになった。

すなわち岩井は月刊総評六六年三月号に「日本労働運動の長期的総路線」を発表し、その中で、独占資本の合理化攻撃にたいして階級的に抵抗する必要をのべるとともに、七〇年における対決のためには「社会党指導下の統一戦線論」が必要であり、社会党単独政権という規定では柔軟性に欠ける、人民各層、各諸団体の連合戦線政府を考えていいのではないか、しかし今の段階では共産党を含めた連合政府を想定することはできない、とのべた。これにたいし宝樹はただちに「経営と労働」の六月号で反論し、労働組合の長期路線を考えるときに野党連合政権構想は問題にならない、それよりも労働戦線の統一の課題が問題にされなければならず、それができれば政権構想にもつながる、しかし労働戦線統一のためには共産党との絶縁が絶対的な条件である、と主張したが、岩井は月刊総評七月号でふたたび「長期路線の問題点」を発表、宝樹の主張にたいして次のように答えた。

「労働団体の戦線統一にはできるだけ努力するが」いまは独占の攻撃で戦線統一の気運は一時的にうすれている。だから「統一行動を強める」ことで統一の気運をつくっていくべきだ。プリンス自工、三菱造船、東圧などにみられるような「苦しい状況が続くと…総評のこれまでの線を少し下げればとか、あるいは同盟との戦線統一という問題を持ち出せばとか、そういう安易な……戦術方針をえてしてとりたくなるものだ」が、「そういう方法では成功しない」。同盟と戦線統一する条件として「共産党を絶縁」するというやり方は「基本的な点で大きな誤りだと思う」。また同盟幹部の中には、労使協調も古い、労使一体だなどという者もいるくらいになっているが「われわれは、労使の間の階級対立という基本的な見方をやめるということはできない」。

こうして六六年の中頃までは、全逓宝樹が社会党単独政権構想と結びつけて反共労働戦線統一を主張したのにたいし、総評岩井事務局長が野党連合政権構想を主張しつつ反共戦線統一に原則的に反対するという形で論争がすすんだ。この間、総評の外部からは電機労連竹花委員長が月刊総評六六年一月号に「国内労働戦線統一の条件」を発表、社会党の提唱する社共の共闘は労働組合の「方針と団結に混乱を与えている」、「特定の国家のみを平和勢力であると考える集団との共闘は世界の平和に寄与するものでない」と主張して、政党との関係については、社会・民社両党の統一を強く望むがさしあたり両党との協力関係はそれぞれの決定にまかせ、国際加盟関係も実状を認めたうえで、労働団体の協議会を結成し、戦線統一に向かうことを提案したが、宝樹・岩井論争は結着をみないまま、六六年の全逓ならびに総評の定期大会を迎えることとなった。

六月二七日から開催された全逓大会では、宝樹のさきの主張が一

九六六年度運動方針案の中で提案された。それは、総評が政府の合理化攻撃と組織分裂策動によって第二組合がふえ組織が伸びなやんでいるという問題にふれて、労働戦線統一の必要をのべ、全労が総評から分裂した後も四団体の間で統一の話合いがあり、中立労連傘下組合も六一年頃までは総評加盟の方針をとっていたのに、こうした統一の気運がうすれたのは、社共両党支持の主張の故であるとし、「歴史的にも現実的にも日本共産党との関係をはっきりさせることができるかどうかが、戦線統一の決定的課題である」とのべていたが、しかしこの主張にたいする大会代議員の批判・反対は強く、代議員の主張で、労働戦線統一にあたって全逓がとるべき態度として、①生産性向上運動反対、②平和闘争を含めて政治課題の追求、③社会党支持、④階級性の堅持という、右寄り戦線統一を目指す原案とはうらはらの四項目が、原案に附加、可決されてしまった。このため七月三一日から五日間にわたって開催された総評第三一回定期大会では、全逓代議員はその戦線統一の主張をくりかえしたものの、あわせて四項目をものべざるを得なかったため、その論点は明確とならず、国労等からの反論があったものの、たいした論議を呼ばないままに終わった。

## 宝樹論文と総評第三三回臨時大会

以上のような経過と内容をもって終わり、そのまま大きな発展を見ないままに年を越した。この間、一方では定期大会を機に太田議長が退陣して、宝樹の推す堀井総評出発した戦線統一論議は、六六年議長が実現、さらに一二月に発足した民間単産会議の議長には、これまた宝樹と緊密な関係にある全鉱原口委員長が就任するなどのことがあり、他方ではＩＭＦ・ＪＣの組織伸張がますます宣伝されるというようなことがあったが、こうしたことを背景にして、六七年一月、総評は「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」（月刊労働問題二月号）を発表、戦線統一問題は労働運動内にあらためて大きな波紋をおこすに至った。この論文の中では次の諸点が主張されていた。

【労働戦線統一と社会党政権樹立のために】（要旨）①「西欧・北欧諸国の労働党・社会党政府は各国の労働戦線が統一された基礎のうえに打ち立てられている……この事実をみるにつけても、日本の労働組合運動に対する階級闘争至上主義、労使協調主義などという言葉のうえだけの論争や、政党レベルにおける修正主義対教条主義という実り少ない観念論争をすみやかに乗りこえねばならない。そして政府と独占資本に対して労働者階級が最大最強の闘争力を発揮しうる方途を求めるために……総評・同盟など既存の団体の組織いじりを云々するのでなく、広範に労働戦線の統一をはからなければならない」。②「ＩＭＦ・ＪＣが結成をみたことは、既存の労働団体が強烈な平手打ちを受けた感があった」。それは「労働戦線統一の立場からみて、その基盤となる大産業別組織の編成に向かって、金属労働者が卒先して前進した姿として、正しく評価されねばならない」。③「日本の労働戦線統一問題の最大の焦点は……共産党との関係であったし、このことは今日の時点においてもなんらの変化もありえない」。「われわれは、日本共産党が日本の労働運動の前進を妨げるがゆえに、また労働戦線統一の障害をもたらすがゆえに、日本共産党に反対するのである。……しかしながら、日本共産党に反対であるということは、ただちにそれが反共産主義と反ソ反中国を意味することにならない」。「共産党と統一行動を行なわなければ、あるいは社共の統一戦線を形成しなければ、革新政権の誕生を夢みることはできないという論議や、政府権力が反動的な弾圧政策に転化した場合、統一戦線の形成がなければ、その攻撃に対応しえないという論議は、過去のものである」。④「総評、同盟、中立、新産別を打って一丸とした労働戦線の統一の課題を論議する以上、社会党と民社党との結合を期待する声があがってくることも、これまた当然のことである。

この課題を論議する場合に、福祉国家の建設を主張して、社会主義政権の樹立については反対する民社党の一部の層と、共産党との統一戦線を想定する社会党の一部の層との両極端の意見があるが、この両極端の意見は、両社会党の結合、あるいは再統一の段階においては、これに反対して混乱をもたらすことがありうるであろう」

このあと二月二七～二八日に開かれた総評第三三回臨時大会は春闘問題にしぼられることとなりえなかったが、それでも、宝樹外全逓代議員が発言して、「日本の産業政策を論議するさいに、右だ左だといったところで大した差はない。産業政策の課題については総評、同盟、中立の組織をのりこえて具体的に協議することが労働運動の統一の前進に役立つ」とその主張の一端を示すと、これにたいして、次のような反論がのべられた。「総評は戦線統一について立派な方針をもっている。それをはずれてIMF・JCの言うような反共労組をつくることは警戒すべきである」（合化）。「産業別統一闘争を停滞させている主要原因は、闘争至上主義などといって攻撃する反共と労使協調主義の思想攻撃である。アメリカに支配されている日本独占資本とたたかう観点で労働戦線問題が考えられねばならない。統一は敵とたたかうために必要なのであって、統一が目的ではない」（紙パ）。「IMF・JCが産業別組織の模範だという人があるが、反共主義と労資協調を前提とするこのような戦線統一は、資本主義の枠内における労働運動を考えているのだ」（国労）。「われわれのところでも右も左もない大同団結という形で、統一を名とした分裂攻撃がかかっているが、こうした組合幹部は会社に迫って全自運の活動家の首を切らせている。こうした戦線統一論はまやかしだ」（全自運）。しかし

## 諸労組の態度

総評臨時大会のあと宝樹は総評傘下の主要単産幹部に呼びかけて会合を開き、また三月下旬と四月中旬の二回、堀井総評議長、中地同盟会長、滝田同盟会長代理、佐藤中立労連議長、清田電機労連委員長らと会合して、反共戦線統一派の結集につとめた。

その結果電機労連指導者とは意見の一致を見たようであり、五月三〇日～六月二日に開かれた同労連第一五回定期大会では、戦線統一問題について次のような方針が提案、可決された。

「電機労連の戦線統一への目標は、総評、同盟、中立労連、新産別その他の組合も含めたものであり、統一の条件としては、①自由にして民主的な労働運動の確立、②労働組合主義を基調として、観念的闘争至上主義の排除、③社会党、民社党の再統一を願い、政党と労働組合は相互に独立し協力する。④共産党との共闘提携はしない」。

この電機労連の方針は、IMF・JCや新産別の意向をも汲んだものと言われるが、しかし、同盟は、宝樹提案を歓迎しつつも、「現状では労働戦線統一を可能とする具体的な条件はない。同盟首脳や宝樹全逓委員長らの間で、〝戦線統一懇談会〟が結成された事実もない」との態度を五月二六日の中央評議会で明らかにするとともに、同盟幹部は「日本の共産党と対決して外国の共産党と仲よくしましようというのは、どういうことなのか」（和田同盟副会長）、共産党と絶縁した統一を謳いながら、思想的な立場を変えていないもの（全郵政中村委員長）といった趣旨の批判をおこなった。また民社党

執行部も六月一九～二一日開催の第九回定期大会で、「宝樹提案は歓迎するが、現実に受け入れられる条件はない」と、同盟と同じ態度をしめした。

他方、太田前総評議長や岩井総評事務局長らは、戦線統一問題や産業政策問題で相次いで論文を発表し、あるいは七月の大会に提出される総評運動方針案の検討に先立って総評機関紙に運動方針案の基本構想を発表するなどして、宝樹派の動きにたいし反撃し、またこれまで宝樹派に近いと目されていた日教組、日通、全電通など、総評大会前に大会を開く傘下単産の指導部にたいして強力に働きかけた。その結果、これらの単産指導部はすべて宝樹提案に批判的な態度をしめすにいたったが、とりわけ五月一五～一八日の日教組大会が宝樹構想を真向から否定する方針を満場一致で採択したことは、次の総評大会における宝樹派の孤立を予測させるものとして注目された。大会採択の運動方針は、一「戦線統一問題に対する態度」について次のようにのべている。

【戦線統一問題に対する態度】（日教組）「労働戦線の統一は反動政府や独占に対し労働者が統一してたたかうためのものであり、階級的なたたかう労働組合の正しい基本路線をふまえて行われなければなりません。階級的な立場を捨てることにより、労使一体、労使協調の立場に立つ同盟の統一論や、いわゆる反共労働戦線統一の主張は、労働者の利益を擁護するものではありません。したがって階級的立場を堅持し、たたかう労働組合として、生活擁護をはじめとして政治闘争、平和闘争を推進する基本的方向に立って総評を母体とする労働戦線の統一をすすめることが重要であります」。

## 全逓第一九回定期大会と共産党

全逓指導部の反共戦線統一の提案は、こうして総評定期大会をまえにして総評内では孤立化する傾向をしめしていた。このため、六月二七日～七月一日開催の全逓第一九回大会で、「宝樹提案は歓迎するが、現実に受け入れられる条件はない」と、同盟と同じ態度をしめした。

他方、太田前総評議長や岩井総評事務局長らは、戦線統一問題や産業政策問題で相次いで論文を発表し、あるいは七月の大会に提出される総評運動方針案の検討に先立って総評機関紙に運動方針案の基本構想を発表するなどして、宝樹派の動きにたいし反撃し、またこれまで宝樹派に近いと目されていた日教組、日通、全電通など、総評大会前に大会を開く傘下単産の指導部にたいして強力に働きかけた。その結果、これらの単産指導部はすべて宝樹提案に批判的な態度をしめすにいたったが、とりわけ五月一五～一八日の日教組大会が宝樹構想を真向から否定する方針を満場一致で採択したことは、次の総評大会における宝樹派の孤立を予測させるものとして注目された。大会採択の運動方針は、一「戦線統一問題に対する態度」について次のようにのべている。

【戦線統一問題に対する態度】（日教組）「労働戦線の統一は反動政府や独占に対し労働者が統一してたたかうためのものであり、階級的なたたかう労働組合の正しい基本路線をふまえて行われなければなりません。階級的な立場を捨てることにより、労使一体、労使協調の立場に立つ同盟の統一論や、いわゆる反共労働戦線統一の主張は、労働者の利益を擁護するものではありません。したがって階級的立場を堅持し、たたかう労働組合として、生活擁護をはじめとして政治闘争、平和闘争を推進する基本的方向に立って総評を母体とする労働戦線の統一をすすめることが重要であります」。

全逓指導部の反共戦線統一の提案は、こうして総評定期大会をまえにして総評内では孤立化する傾向をしめしていた。このため、六月二七日～七月一日開催の全逓第一九回大会で、「宝樹提案は歓迎するが、現実に受け入れられる条件はない」と、同盟と同じ態度をしめした。

他方、太田前総評議長や岩井総評事務局長らは、戦線統一問題や産業政策問題で相次いで論文を発表し、あるいは七月の大会に提出される総評運動方針案の検討に先立って総評機関紙に運動方針案の基本構想を発表するなどして、宝樹派の動きにたいし反撃し、またこれまで宝樹派に近いと目されていた日教組、日通、全電通など、総評大会前に大会を開く傘下単産の指導部にたいして強力に働きかけた。その結果、これらの単産指導部はすべて宝樹提案に批判的な態度をしめすにいたったが、とりわけ五月一五～一八日の日教組大会が宝樹構想を真向から否定する方針を満場一致で採択したことは、次の総評大会における宝樹派の孤立を予測させるものとして注目された。大会採択の運動方針は、一「戦線統一問題に対する態度」について次のようにのべている。

【戦線統一問題に対する態度】（日教組）「労働戦線の統一は反動政府や独占に対し労働者が統一してたたかうためのものであり、階級的なたたかう労働組合の正しい基本路線をふまえて行われなければなりません。階級的な立場を捨てることにより、労使一体、労使協調の立場に立つ同盟の統一論や、いわゆる反共労働戦線統一の主張は、労働者の利益を擁護するものではありません。したがって階級的立場を堅持し、たたかう労働組合として、生活擁護をはじめとして政治闘争、平和闘争を推進する基本的方向に立って総評を母体とする労働戦線の統一をすすめることが重要であります」。

## 全逓第一九回定期大会と共産党

全逓指導部の反共戦線統一の提案は、こうして総評定期大会をまえにして総評内では孤立化する傾向をしめしていた。このため、六月二七日～七月一日開催の全逓第一九回大会で、「宝樹提案は歓迎するが、現実に受け入れられる条件はない」と、同盟と同じ態度をしめした。

他方、太田前総評議長や岩井総評事務局長らは、戦線統一問題や産業政策問題で相次いで論文を発表し、あるいは七月の大会に提出される総評運動方針案の検討に先立って総評機関紙に運動方針案の基本構想を発表するなどして、宝樹派の動きにたいし反撃し、またこれまで宝樹派に近いと目されていた日教組、日通、全電通など、総評大会前に大会を開く傘下単産の指導部にたいして強力に働きかけた。その結果、これらの単産指導部はすべて宝樹提案に批判的な態度をしめすにいたったが、とりわけ五月一五～一八日の日教組大会が宝樹構想を真向から否定する方針を満場一致で採択したことは、次の総評大会における宝樹派の孤立を予測させるものとして注目された。大会採択の運動方針は、一「戦線統一問題に対する態度」について次のようにのべている。

【戦線統一問題に対する態度】（日教組）「労働戦線の統一は反動政府や独占に対し労働者が統一してたたかうためのものであり、階級的なたたかう労働組合の正しい基本路線をふまえて行われなければなりません。階級的な立場を捨てることにより、労使一体、労使協調の立場に立つ同盟の統一論や、いわゆる反共労働戦線統一の主張は、労働者の利益を擁護するものではありません。したがって階級的立場を堅持し、たたかう労働組合として、生活擁護をはじめとして政治闘争、平和闘争を推進する基本的方向に立って総評を母体とする労働戦線の統一をすすめることが重要であります」。

全逓指導部の反共戦線統一の提案は、こうして総評定期大会をまえにして総評内では孤立化する傾向をしめしていた。このため、六月二七日～七月一日開催の全逓第一九回大会で、「宝樹提案は歓迎するが、現実に受け入れられる条件はない」と、同盟と同じ態度をしめした。

他方、太田前総評議長や岩井総評事務局長らは、戦線統一問題や産業政策問題で相次いで論文を発表し、あるいは七月の大会に提出される総評運動方針案の検討に先立って総評機関紙に運動方針案の基本構想を発表するなどして、宝樹派の動きにたいし反撃し、またこれまで宝樹派に近いと目されていた日教組、日通、全電通など、総評大会前に大会を開く傘下単産の指導部にたいして強力に働きかけた。その結果、これらの単産指導部はすべて宝樹提案に批判的な態度をしめすにいたったが、とりわけ五月一五～一八日の日教組大会が宝樹構想を真向から否定する方針を満場一致で採択したことは、次の総評大会における宝樹派の孤立を予測させるものとして注目された。大会採択の運動方針は、一「戦線統一問題に対する態度」について次のようにのべている。

【戦線統一問題に対する態度】（日教組）「労働戦線の統一は反動政府や独占に対し労働者が統一してたたかうためのものであり、階級的なたたかう労働組合の正しい基本路線をふまえて行われなければなりません。階級的な立場を捨てることにより、労使一体、労使協調の立場に立つ同盟の統一論や、いわゆる反共労働戦線統一の主張は、労働者の利益を擁護するものではありません。したがって階級的立場を堅持し、たたかう労働組合として、生活擁護をはじめとして政治闘争、平和闘争を推進する基本的方向に立って総評を母体とする労働戦線の統一をすすめることが重要であります」。

## 全逓第一九回定期大会と共産党

べきだ」、「全逓自体の組織固めにもっと力を入れよ」、「同盟の分裂工作にたいするきびしさが足りない」、「宝樹論文は昨年大会で付加された生産性向上運動反対、平和運動の推進、階級性堅持、社会党支持の四条件を無視している」、などであったが、結局大会は、戦線統一は前年大会の四項目をふまえ、総評を母体とするが広範な立場ですすめて行くという了解の下で、この方針案を可決した。

他方、全逓中執提案の運動方針案の中で名をあげて攻撃された共産党は、内外情勢の動きや数週間後に総評大会が開催されることとも関連させてこれを重視し、全逓大会が開催される二日前の六月二五日（赤旗）に「全逓中執の『反共労働戦線統一』論を批判する」という長文の無署名論文を発表し、これにたいする党の公式態度を明らかにした。同論文は要旨次のようにのべている。

【全逓中執の「反共労働戦線統一」論を批判する】（「赤旗」要旨）　①全逓中執は一昨年らいわが党に対する根拠のない非難にもとづいて「日本共産党とのいっさいの協力、提携を拒否する」という方針をうちだしていたが、すでにこの二年間の労働者と人民の闘争の中で破たんし孤立化したこの方針を、こんどは「労働戦線統一の促進」を理由にしてふたたびもちだしてきた。②だが「労働組合運動に反共主義をもちこむことが、けっきょく労働者と労働組合の根本的利益を裏切るものだということ」は、戦前、戦後の経験が明らかにしている。しかも「とくに今日反共主義との闘争の問題はわが国労働組合運動にとって特別の重要性をもっ」ている。「多くの経営では、反共主義の思想宣伝だけでなく……共産党員とその支持者、民青同盟員などにたいする圧迫や攻撃が日ごとに強化されており」、「独占資本のこうした反共攻撃は、労働組合の右翼的転換、再編成への期待と直接むすびついている」。③全逓中執は労働戦線統一と政治戦線の統一は別個の問題だから、共産党との共闘問題が労働戦線統一の障害になる場合には、共産党排除という条件を受入れるべきだというが、これこそ労働戦線と政治戦線を混同するものであり、「同盟の反共産党への迎合の産物でしかない」。「労働者と労働組合は、『ただ統一のための統一』をもとめているのではない。たたかいを弱めるような『戦線統一構想』などは、広範な労働者の統一への願いとは無縁なもの」である。④全逓中執は共産党が労働戦線の混乱や分裂の最大の原因であるとしているが、「これは歴史の書きかえによる反共分裂主義の合理化」である。総評結成以後の運動についても、五三年の海員、全繊などの総評脱退の直接的責任を総評の政治主義に求め、最近の労働運動の混乱・分裂についても「同盟指導部の公然たる分裂策動について、ひとこともふれようとしていない」。⑤全逓中執は、日本共産党は自主性をもたない暴力革命党であるというこれまで繰返してきた中傷を「こっそりとりさげ」、今回はわが党の自主独立路線に攻撃を向けているが、これは商業紙や反共誌がふりまいてきたもののくりかえしにすぎない。⑥この反共分裂主義路線は「総評内部からも孤立する運命にあることはきわめて明りょう」であるが、ベトナム戦争拡大、『産業再編成』、その下で米日反動勢力が「軍国主義、帝国主義、帝国主義復活の諸政策に全面的に協力させようとして労働戦線の右翼的再編成に特別の力を注いでいる」という情勢の下で、これをいささかも軽視することは許されない。「したがって労働者と労働組合は、全逓中執の反共分裂主義路線に断固として反対するとともに、あらゆる傾向の労働組合の間に、一致する切実な要求にもとづく行動の統一を実現し、真の労働戦線をめざして、いっそう奮闘しなければ」ならない。

（注）　七月一九～二二日の第三四回総評定期大会では、宝樹派は孤立する情勢にあったが、全鉱原口委員長らの調停工作で、戦線統一問題をめぐる総評首脳者間の激突は回避され、太田、岩井、宝樹の妥協が成立、問題解決は先へもち越された。

# II　総評、同盟、新産別の大会

概要□総評の大会――総評第三一回定期大会：太田議長あいさつ／六五年度活動報告／六六年度運動方針／運動方針に対する討論／総評第三二回臨時大会：総評第三三回臨時大会／同盟第三回定期全国大会――新産別第一八回定期全国大会

## 概　要

一、総評第三一回定期大会は、運動方針、秋期年末闘争方針、役員改選などを主要議題として六六年七月ひらかれた。運動方針の基調は、①労働運動の停滞を克服するため産別組織を強化して賃金闘争から出直す　②地区労を中心に中小企業労働者を結集し、反独占の国民的運動を展開する　③アジアの労働者を結集し、ベトナム戦争を終わらせる努力をつづけるなどであった。秋闘方針では、ベトナム反戦を中心に公務員の賃上げ、最賃制確立、石炭合理化反対の四目標をかかげ一〇月中旬に統一ストをおこなうことを決めた。大会の論議は戦線統一、組織分裂、一日共闘、最賃制などに集中した。役員改選では太田議長が退陣し、新たに堀井私鉄総連委員長が総評議長に選ばれた。

一、総評第三二回大会（六六年一〇月）は一〇・二一ストへの態勢固めの大会であった。各単産は組織の実情を卒直に打ち明け、結束を誓いあった。

一、総評第三三回大会（六七年二月）は春闘体制確立をめざす大会であった。賃上げとひきかえに賃金体系改悪などの合理化攻撃が加えられることに注意を喚起し、産業別統一闘争を強化し長期にたたかうことを強調した。また戦線統一、産業政策などで全逓宝樹、

合化太田両委員長が激論をかわした。

一、同盟第三回定期大会（六七年二月）の中心議題は産業政策であった。運動方針の討議では代議員は、いずれも本部の方針が具体性を欠いている点を批判したが二時間の討議ののちこれを可決した。IMF・JCについては、「日本国内の自由な金属労組の連携の場として評価する」との和田委員会の報告を承認した。

一、新産別第一八回定期大会（六六年九月）は、IMF・JC方式による労働戦線の統一という前年の方針を再確認し、賃闘での要求方式転換の問題に論議が集中した。

## 1　総評の大会

### 1　総評第三一回定期大会

**太田議長あいさつ**

総評第三一回定期大会は、六六年七月三一日～八月四日の五日間、東京の文京公会堂で開かれた。大会には、新加盟の繊維労連をふくむ加盟六四単産の代議員六六八名中六二単産約五七〇名の代議員をはじめ、本部役員、地評の特別代議員及び傍聴者多数が出席した。門間副議長の開会の辞につづいて、繊維労連二〇〇〇名の加入が承認され、ついで議長団に国労鈴木委員長ら五名を選出した。

大会冒頭、あいさつに立った太田総評議長は、要旨次のようにのべた。

①客観情勢が有利なのに運動が停滞しているのは、相手が弱かった時代の戦術をわれわれが安易にとっていることと、戦争を知らない若い労働者がふえ労働者の意識が変わってしまったことによる。賃金闘争から出直し、地区労中心に中小企業労働者を結集し、全労働者に影響力を広げていかなければならない。②今日の組織分裂は、反合理化闘争や経済闘争を精力的におこなっている組織に資本の攻撃が集中してかけられていることから起こっており、民社や同盟の一部はその手先になっている。したがって、今日の組織問題は単なる反共主義では片づかない。③分裂対策は産別機能の強化と単組の運営の民主化であるが、その前に組合幹部の階級性とたたかいの積極性が大事である。④独占資本はその支配力を強めるべく一つの再編成期にさしかかっている。それに対応するには大産業別の機能を強化し、職場に労働運動をおこし、地区労を強化しなければならない。⑤労働運動に帰れというのは、政治闘争や国民運動を軽視せよということではない。自らの組織を強め、地区労を通じて全労働者、国民と結び、その力を政治的エネルギーにしようとしているのだ。情勢がきびしいほど運動は正攻法でなければならない。

大会には、佐々木社会党委員長、春日共産党幹部会員、天野中立労連事務局長をはじめ一七の民主団体の代表が来賓としてあいさつし、その半数以上がアメリカのベトナム侵略に反対してたたかうことを訴えた。また社会党、共産党、中立労連の代表がいずれも大会の焦点の一つとみられた「戦線統一問題」にふれ、「階級的立場を守って」「独占に対決する」立場で論議するよう強調した。また、

国際自由労連、世界労連、ユーゴ労働総同盟、朝鮮職業総同盟、ドイツ労働総同盟、自由ドイツ労働総同盟、全ソ労働組合中央評議会、セイロン労働組合連合、中華全国総工会、チェコスロバキア労働組合中央評議会、ベトナム総工会など国外の労働団体からもメッセージが寄せられた。

**六五年度活動報告**　大会の中心議題である「一九六五年度活動報告」および「一九六六年度運動方針」は一括して提案され、岩井事務局長が説明にあたった。岩井事務局長はまず過去一カ年間のたたかいの経過を、①公務員の賃金闘争、日韓条約批准阻止闘争を中心とする秋季・年末闘争　②六六年春闘　③公務員制度審議会をめぐる権利闘争の順に総括し、つづいて組織分裂の問題、太田議長の都知事選出馬断念のいきさつについて報告した。

公務員の賃金闘争では、中止された一〇・二二の半日ストについて、公務員共闘結成以来初めての半日ストを構えたことは大きな経験であり、成果であったが、巨大な政府権力に立ち向かうには一層強固な組織体制と日常活動の積み上げの不足を痛感したとのべた。

日韓闘争については、日韓条約を阻止することはできなかったが、敗北したとはいえない。国労のストをはじめ、全国全職場における激しい抗議によって、政府自民党が再三再四暴挙を繰り返す以外に道がないところまで追いこんだ。しかし反面で日韓闘争は内部の弱点もさらけだしたとして、①攻撃を日韓条約一本にしぼり多面的な闘争を組織できなかったこと　②権力の側の周到な広報宣伝活動に対し、われわれの側の教宣体制が迫力を欠いたこと　③デモ行動がマンネリ化したこと　④組合活動全般が形式主義に陥っていることなどを指摘した。

六六年春闘については、交運共闘と公労協の統一ストが大きな威力を発揮したとしてこれを高く評価し、妥結額は全体として昨年をさらに上まわり、不況という困難な情勢の中で政府・日経連の攻撃をはね返し、賃金を実力でたたかいとることへの確信を労働者にうえつけたと評価した。しかし、時間短縮、最低賃金制、物価闘争、権利闘争、政治反動と戦争の危機に対する闘争などについては春闘でのとり組みは十分でなかったと自己批判した。

公務員制度審議会をめぐる闘争については、政令二〇一号以降の権利闘争の歴史をふり返り、スト禁止を実力で打ち破り、処分を乗りこえてたたかってきたことこそがＩＬＯ87号条約の批准、公労法四条三項の違憲判決、ドライヤー勧告などを引き出したことを指摘した。そして今後の問題として①権利闘争を経済要求と結んで頑強にたたかうべきこと　②組合組織の強化　③官公労だけでなく民間労働者と一体となってたたかうべきこと　④公労協と公務員部門との分断政策に対する対策を強化することなどをあげた後、公務員制度審議会について、「われわれは、これに一片の信頼もおいていない」とのべた。

組織分裂の問題については、全金プリンス、全造船三菱などの事例をあげ、こうしたことは、日常活動に大きな弱点があったためで、一人ひとりの労働者の利益と要求をとりあげ、階級思想の武装が必要だとのべた。

この活動報告に対し公務員制度審議会から労働側委員を引き上げ、大衆闘争を基盤にして決定的に対決すべきではなかったか（日教組など）、日韓闘争が発展しなかったのは、一日共闘問題をめぐり

幹部間に意思の不統一があったためではないか（国労、全日自労）、公明党に対する見解如何（全逓）などの質問があった。これに対し岩井事務局長から、①スト権の奪還は公務員制度審議会の話し合いの中だけでできるとは思っていない。労働側委員の辞職も考慮したが、公益委員も最後まで動揺しており、われわれが敗北するにしてもある程度の歯止めをしたかった。②日韓闘争については、幹部はやる気があったが、下がやる気がなかったといっているのではない。日頃の着実な教宣やスト行動の組織が充分でなかったと考えている。③春闘マンネリ論があるが、現在、戦術の形としては最高のもので、これ以外の形は考えられない。④一日共闘について、各単産の自主性にゆだねるとしたのは、中立労連などのことを配慮したためだが、総評内部の問題としては一つの方針が決まればそれに従うことが望ましい。政治問題で組合の分裂を招かぬ配慮は必要だ。⑤公明党については、現在は革新的な勢力とみていい。しかし、今の時点で公明党に対する基本的態度を表明するのは避けたいと答えた。このあと大木総務企画、安恒政治、蛯谷争対の各局長から関連して答弁があり、太田議長からも、都知事選出馬断念のいきさつと春闘について補足答弁があり、六五年度一般経過報告は満場の拍手で承認された。

## 六六年度運動方針

六六年度運動方針の提案説明の中で、岩井事務局長は次のようにのべた。

（前略）以上申し上げてきた国内外の情勢の特徴をまとめてみますと、それは、第一にアジアにおける戦争政策と平和運動の重要性が一そう大切になってきていることであり、第二には、政府及び独占資本の大資本本位の政策がますます強引に推し進められていること、第三には、独占資本再編成期に当って、合理化攻撃がいよいよ激しくなってくるなどがあげられますが、こうした情勢分析の上に立って、私たちは、今年度の運動の基調を、次のような諸点に置いて、その活動を強めていきます。

第一には、すべての労働者が大幅賃上げのたたかいで団結を強め、その団結の力で資本の合理化攻撃や組織破壊に対決し、一切の労働条件の向上と雇用の確保をはかっていくことが運動の基礎であるということでありま す。そのためには、まず産業別組織の機能と指導力を強め、それと結合して、職場にたたかう組織を確立することでありま す。

第二には、地区労の強化、とりわけ全地区労に専従体制を確立し、未組織労働者の組織化を進めながら、同時に、社会保障や最賃制獲得の力を強め、それを基礎として底辺労働者や勤労諸階層の要求と結合し、反独占の広範な国民的な運動を展開していくことであります。

第三には、人類を破滅に導くベトナムの戦争拡大を何としても防止するという立場に立ち、現実に戦争の被害をこうむっているアジアの労働者の反戦、平和の意思を結集することは、いまわれわれに課せられている大切な任務であり、とりわけアジアの平和のために、沖縄の核基地を廃止させ、その日本復帰を実現することは、日本の労働者の果たすべき大きな責任であります。われわれは、アジアの戦争反対、平和と民族の独立の勢力を結集するために、アメリカの暴挙に抗議するたたかい、四〇〇〇万署名の完遂など、従来以上の努力をつづけていかなければならないということであります。このような基調に従って、私たちは、次の要求を高く掲げ、今年度の活動を進めていきたいと思います。

一、生活を守るたたかい
大幅賃上げ、春闘体制の強化、全国一律最低賃金制獲得と社会保障の飛躍的拡充、物価値上げ反対、大幅減税の実現

二、合理化に反対するたたかい
雇用の安定、労働時間短縮、労働災害絶滅、生命と安全を守るたたかいの強化、労働強化、労働条件改悪反対

三、権利を守るたたかい
スト規制法撤廃、スト権奪還、一切の弾圧反対

四、反動政治の打破
　憲法改悪阻止、小選挙区制反対
五、地方自治を守るたたかい
　地方自治と民主教育の擁護、地方行財政の確立、反動文教政策の打破、
　義務教育の無償獲得
六、平和を守るたたかい
　安保条約廃棄、核武装反対、原水爆禁止、完全軍縮、ベトナム侵略反対、沖縄の祖国復帰（後略）

また、運動方針の附属議案として提出された「秋期年末闘争方針」では、「大会後直ちにハノイ、ハイフォン爆撃に対する全労働者の抗議行動をもりあげるため、八月一五日を起点に実力行使を含む職場地域での統一行動の積重ねと大量のオルグ派遣、全国的な講演会と大規模な教宣活動の展開、ベトナム四〇〇〇万署名の完遂、ベトナム支援カンパ運動を一層強化して、公務員賃金、最賃、社会保障、反合理化と結合して、一〇月中旬に全産業、全国一斉に統一ストライキを組織する」としていた。

なお、この「秋期年末闘争方針」と同時に「スト権奪還・労働基本権確立の闘いの総括と今後の方針」があわせて提案された。

さらにまた、「炭鉱労働者に対する大量首切り、合理化攻撃に反対する闘いについて」の特別議案も同時に審議された。

## 運動方針に対する討論

運動方針については、三日間をかけておこなわれ、二〇単産、二八名の代議員と、二名の地方特別代議員が発言した。討論の焦点となったのは、労働戦線統一の問題、組織攻撃に対処し組織を強化する問題、春闘、最低賃金制、一日共闘、政党支持の問題などであった。

今大会での最大の問題と目されていた戦線統一問題については、全逓国安代議員が、戦線統一の必要性を強調したのち、全逓としては統一の条件として、①生産性向上運動反対　②政治課題や平和問題についてたたかう方針をとる　③社会党支持　④階級性の堅持の四原則をとっており、労使協調路線ではないと主張した。これに対し岩井事務局長は、階級的な立場を守りながら統一のための努力をせよということなら、ほとんど同意見である。しかし、現実は労働四団体の統合が直ちにできる情勢にはないと思うと答え、戦線統一問題は当初予想されていたほど紛糾しなかった。

また戦線統一の問題に関連して、ＩＭＦ・ＪＣについても多くの代議員が発言した。全金松尾代議員は、ＪＣは組合を労使協調、反共、ベトナム戦争支持に導くものだと批判し、紙パ池ノ谷代議員も同様批判した。一方、鉄鋼宮田代議員は、ＩＭＦは国際産別組織の中ではすぐれた組織である。ＪＣ方式をとるところに問題があるともいわれるが、こういう機構をもつことで国際舞台に発言できるので前進だと思う。ＪＣなるがゆえに反共だというのには抵抗を感じる。ＪＣ全体でも賃闘をやるが、総評はこれをかかえこむような抱擁力をもってほしい。総評から鉄鋼労連が出るなどというケチな考えはもっていないとのべた。

組織問題については、岩井事務局長から、この大会で徹底的に議論してほしいとの要望があり全金プリンス、合化東洋高圧の分裂についての特別報告をはじめ活発な論議がかわされた。これについて、岩井事務局長は討論のまとめの中でつぎのようにのべた。

組織問題について、この大会はたいへん議論をいたしました。そして総評が現在苦しんでいる労働者また広く勤労国民の強い意欲を代表して、独

占と帝国主義に対して闘う限りは、敵の側からの攻撃というものは一日たりとも絶ゆることはない、休むことはない。そういう観点から、この大会の討論を通して、私どもは、大きな自信をもつことができました。

それは、一人一人の労働者を強め、産業別を強め、地区労活動を一そう活発にすることと同時に、分裂が起きたとしても、いたずらに原則的な方針というものを下げたり、動揺させたりすることではなしに、長期的にわれわれの原則を守って耐えられるだけのかまえ方をつくることが大事である。

政党支持問題については、全逓国安代議員は、社会党支持が消極的であるとし、総評はもっと社会党への入党運動を具体的に、真剣に考えよと主張した。これに答えて太田議長は、社会党員の量も必要だけれど、少なくとも第二組合にいかないような実質の社会党員がふえることが大事であるとのべた。また、全日自労など反主流派一四単産（全自運、医労協、紙パ、全建労、全労働、全港建、全国税、全税関、全電波、全司法、全運輸、全厚生、全商工）は「政党支持の自由と政治活動の自由」を主たる内容とする修正案を提出したが、五七〇名中六七名の少数で否決された。

最賃闘争については、原案は「全国一率最賃と社会保障は車の両輪である。地区労を軸に広範な底辺労働者を組織し、プレッシャー・グループとしての影響力をもたせていく。金額は生産者米価、中小企業労働者の賃金を引き上げながら、それとの関連で決定していく」としていた。これに対し、国労、動労、炭労、全鉱、日通、私鉄、紙パ、化同、全硝労、全金、全港湾、全印総連、全自交の一三単産は、①最賃闘争が九月から一〇月にかけて重大な局面を迎えているというきびしい情勢を明確にする　②秋にかけ統一行動をつみ上げ、最大のヤマ場には統一ストを決行する　③中賃委員の一斉引上げ　④金額は当面一万五〇〇〇円を明記するとの修正案を提出し、本部もこれを受け入れた。

このほか日教組から原案を支持し補強する立場から運動の目標に「民主教育確立の闘い」を加えるなど四点についい修正案が出されたが、これも受け入れられ、原案を補強した。こうして補強された一九六六年度運動方針および秋期年末闘争方針などの附属議案は一括して採決に付され、絶対多数で可決された。なお、反主流一四組合も、単産採決においては反対しなかった。

大会は第一六年度会計決算報告を承認するとともに予算については原案の八月以降会費の五円増額を四円増額に修正決定した。

大会はまた、「アメリカのハノイ・ハイフォン爆撃抗議に対する闘いの強化について」の特別決議（この全文は、第二部Ⅸ政治的大衆行動の項参照）をはじめ、次の諸決議を可決した。

①原子力潜水艦の寄港に抗議し、日本の核基地化に反対する決議　②中小企業争議を支援する決議　③小選挙区制粉砕に関する決議　④労働運動に対する弾圧に反対し、すべての裁判の無罪勝利をかちとるための決議　⑤弾圧反対闘争を支援し、刑事被告を救援する決議　⑥朝日訴訟の勝利を目ざす決議　⑦紀元節復活をはじめとする一連の政治反動体制と軍国主義に反対する決議　⑧社会主義諸国に対する佐藤政府の一連の敵視政策に反対する抗議決議　⑨沖縄の裁判移送に抗議し、返還を要求する決議　⑩労働者共済活動規制反対決議　⑪新潟県七・一七水害救援に関する決議　⑫都道府県合併特例法案の粉砕に関する決議　⑬米の出荷拒否闘争支援に関する決議

役員改選では、新議長に堀井利勝私鉄総連委員長が選ばれ岩井事

務局長は一一選された。また太田薫、高野実、原口幸隆、原茂、門間吉信の五氏が顧問に委嘱された。つづいて、日教組はじめ二四単産から太田前議長に対する感謝決議が提案され、満場一致可決された。大会が採択した「大会宣言」は次のとおりである。

【大会宣言(全文)】 アメリカのベトナム侵略は、ますます熾烈化し、北爆がハノイ、ハイフォンにまでおよび、いま又「非武装地帯」の爆撃という不法が重ねられている。

これらの暴挙は、いま全面戦争の危機を深刻な事態におとしいれている。

佐藤内閣は、このアメリカの戦争政策に協力し、積極的に加担する立場をとり、沖縄をはじめ日本の基地は、いまやベトナム侵略の最前線基地となっている。

原子力潜水艦の度重なる寄港にみられる日本「核基地化」への傾斜は予想されるエンタープライズ寄港や、自衛隊の核武装化をめざす第三次防衛計画の中に顕著に示されてきた。日本軍国主義の復活の過程の中で、独占資本の帝国主義政策への志向は、一層露骨となり、労働者に対する首切り、合理化、賃下げ、労働強化の攻撃を全面的に強化しつつ、独占支配のための産業再編成をおし進めてきている小選挙区制や憲法改悪の企みが、これらの政策完成への具体的な布石であり、われわれは断じて容認できない。

われわれは、労働者階級にたいする「低賃金、無権利」の政策が戦争政策と密接な関係をもっていることを知っている。

いままで、独占資本とその政府が、ほしいままに反動政策をとってきた経過の中で、これに反対し、抵抗するわれわれの力の不充分さを痛切に自覚してきた。

いまこそわれわれは、統一と団結の威力を再確認し、職場から、地域から統一と団結の力をかたため全国民的な抵抗の戦線を確立しなくてはならない。

われわれは、この大会を通じて、過去一年の闘い、特に日韓闘争、春闘の経験を点検し総括し、われわれの弱点と、問題点を全体の問題として意志統一した。

この大会の討議において、われわれは、お互いの組織の、お互いの職場の問題にふれ、労働運動を職場からほりおこし、マンネリと官僚主義、形式主義を克服し、組合員大衆と共に闘いを前進させる決意をかためた。

われわれは明日からと言わず今日から、ベトナム反戦四千万署名運動と大衆行動を集中的に強化し、職場から地区労から闘う体制を築き上げ、ベトナム反戦、公務員の賃上げ、最賃制確立、石炭合理化反対の闘いを「実力行使」で闘い抜く。

秋季闘争から来年の春闘へなだれこみ、国会解散、統一地方選挙の勝利、佐藤内閣打倒をめざし、労働者階級の要求貫徹のためにすべての労働者との連帯を強め、徹底的に闘う。

労働者階級の解放、日本の平和、民主主義、独立の闘いの中で、総評四百二十万の労働者にかけられた責任はいま一層重大になっている。

われわれは、この責任の大きさを自覚し、国民の先頭にたち断固として闘いに総決起することを決意し、ここに内外に宣言する。

## 2　総評第三二回臨時大会

一〇・二一ストを約二週間後にひかえた六六年一〇月五～六日の両日、総評は東京の九段会館で第三二回臨時大会を開いた。大会は、「全労働者の団結で一〇・二一ストライキを成功させよう!」とのスローガンを掲げ六四単産六六九名の代議員中四九単産四四八名の出席で成立、笹川総評副議長の開会の辞につづいて、議長団に全逓下村副委員長ら五名を選出した。

大会成立宣言、大会役職員任命にひきつづき、堀井総評議長があいさつに立ち、「ベトナム反戦の統一ストは日本の労働運動の歴史において、安保闘争に次ぐ大きな政治的意義をもつ」とのべ、「弾圧は激しく、困難はあるが、秋闘の四目標をたたかいぬこう」と訴えた。また来賓として社会党の河野副委員長、共産党の米原幹部会員、総評弁護団の渡辺事務局次長があいさつしたあと、中立労連の川原議長代行は、「中立労連も一〇・二一ストを支持する。中立労連の現状ではストを中心に行動を組むことは困難だが、職場集会などで協力したい」とのべた。

つづいて岩井事務局長から、「当面する情勢及び一〇・二一を中心とする当面の闘争方針」の提案が行なわれた。岩井事務局長は、ベトナム戦争を中心に国際、国内情勢を分析した後、次のようにのべた。

私たちは、この画期的な一〇・二一統一ストを次のように位置づけたいと思います。

いま佐藤内閣が国民に押しつけている「反動と戦争の政治」に対する国民的な反撃の突破口とする。そしてその突破口は、いわゆる「一九七〇年闘争」の前哨戦として、われわれの戦線に一つの大きな橋頭堡を確保するものとなる。いま佐藤内閣がベトナム戦争に加担し、基地の使用、兵器、軍需品の生産と輸送、荷役を労働者に強制していることに対するわれわれの明確な拒否の意思表示であり、一切の戦争政策に対する抵抗と非協力の固い決意の表明である。そして連日生命を賭してベトナムの主権、独立、統一、領土保全のために闘っている英雄的なベトナム人民に対する強力な国際連帯であり、ベトナム問題はベトナム人民によって解決させるという具体的な支援活動である。アメリカのベトナム侵略の重要な拠点となっている日本において、労働者階級が「アメリカのベトナム侵略に抗議し、日本政府の侵略加担政策に反対するストライキ」を闘うことは、反戦、平和の国際世論を一層高め、世界中の平和の意思を大きく結集するための強力なアピールとなる。

岩井事務局長はつづいて、全国一律最賃制獲得のたたかい、公務員共闘の賃金闘争、石炭産業に加えられている合理化攻撃に対する闘争、社会保障闘争など秋闘の闘争目標についてふれ、最後に、具体的な闘争の取り組みについて、「まだ体制は十分ではない。①一〇・二一ストの意義についての職場での大衆討議が不足している②国民的な総抵抗の戦線の形成は不十分である。③前段闘争も不足している」と指摘し、生産点、地域で本格的な闘争体制をつくりあげるため、残る日程の間で全力を傾け、大衆集会、大衆行動を組織してほしいと訴えた。

これに対し、一〇単産（全逓、全印総連、全日自労、炭労、全金、国労、日教組、全鉱、自治労、私鉄）一三名の代議員と鹿児島、北海道、愛媛の特別代議員が質疑討論に参加した。発言者は、いずれも提案に基本的に賛成し、闘争に参加するという立場をとりながらも、それぞれの組織の実情や問題点を率直に打ち明けた。国労酒井代議員は、国鉄労働組合が、警職法・安保の闘争で、総数一万人、金額にして約一五億円の損害を受け、また日韓闘争では今年の春闘四・二六で解雇一五名を含む約六〇〇〇人の処分、合理化反対闘争で解雇一五名を含む約六〇〇〇人の処分を受けたこと、そのほか刑事事件が七件逮捕者総数六〇人をこえ、起訴者一二人という刑事弾圧を受け、損害を金額にすると一〇億円、組合員一人当り四〇〇〇円の負担をこの一年間だけで受けていることを報告した。また、全金松尾代議員も、率直に事情を申し上げますが、各工場の支部で、いざ、ストライキをきめるとなりますと、決してなまやさしいものではありませ

ん、全く多くの切り開いていおります。まず経営者の猛烈の組合がどのようなストライっていています」とのべた。

しかし、討論が単に政治スはない。松尾代議員は、先の「しかし、もう一つの側面がいへんベトナム問題が多く論あっても、われわれは一〇・うしても成功させなければない、圧倒的な多数を得ました」。

また日教組、自治労の代議二二と違い「公務員共闘だけ最大限の力をふりしぼって共る」ものであることを指摘しの他の単産も、戦術内容に高の決意を表明した。

このほか大会での論議で注自労、全金、全鉱、国労など二一以後も闘争を持続し発展充分でないことを批判したこ員は社会党ともっと一体とないうことを要求し、共産党との一方、国労細井代議員らは、の共同行動によってしっかり

した。

これに対し岩井事務局長は、①一〇・二一以後も持続的にたたかう必要があることは同感である　②体制はまだ十分ではないが、あと二週間、内部のオルグを深め、国民への呼びかけを強め、戦術内容も高める努力をする　③社会党とは密接な連絡をとる　④一〇月一四日にベトナム反戦を中心に一日共闘をおこなうが、その後引きつづいて一日共闘をやる考えはないと本部の見解を表明した。また一〇・二一闘争の弾圧対策費と石炭合理化反対闘争の支援金として、当初本部は組合員一人当り一〇〇円の義務カンパを提案していたが、大会と並行して開かれた単産代表者会議の結果、五〇円の義務カンパ、但し三〇円は年内に納入しあとの二〇円は次期評議員会で納入時期方法を相談することになり、大会もこれを了承した。

このあと議長は本部の見解表明を原案に補足し、さらに各代議員の意見、要望をもすべて原案に付加して確認をもとめ、満場一致拍手でこれを承認した。大会はこのあと「一〇・二一ベトナム反戦ストライキのために国民の皆さんに訴える！」とのアピールと次のような大会宣言を承認して、午後二時二五分閉会した。

【大会宣言】　総評に結集する四百二十万の労働者は、十月二十一日、統一ストライキに総決起する。

われわれの闘いの主要な目標は、

一、アメリカのベトナム侵略戦争に抗議し、佐藤内閣の戦争加担と軍国主義の復活に反対すること。

一、業者間協定を中心としたニセ最低賃金の固定化反対、政府は、労働組合との約束を守り、全国全産業一律最低賃金法を制定すること。

一、過去六年間にわたり、人事院勧告をじゅうりんし、一方的に低賃金を押しつけてきた公務員労働者に対し、政府は、今年こそ「人事院勧告の

完全な実施」と「地方公務員に対する財源確保」を公約実行すること。一、三万五千人の労働者を首切る石炭産業の合理化反対、炭鉱労働者の労働条件引き上げ、保安を確立し、退職者に対しては仕事と生活を保障すること。及び全産業に及ぶ首切り合理化反対、時間短縮などである。

いま、アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争が極限にまで拡大されており、事態はさらに、地上軍の北ベトナム侵攻、核兵器の使用というような危険な局面へ展開しようとしている。このような状況は、いつこの戦争が大戦争に転化するかもはかりがたい限界に達していることを示すものである。

佐藤内閣は、こうしたアメリカの不法、不当な、そして恥じ知らずな侵略戦争を支持し、これに協力し、すでに沖縄、横田、板付、横須賀、佐世保をはじめ日本の国土と空と海は、ベトナム侵略の前線基地になっている。

また、日本人の手でつくられたナパーム弾が、今日もベトナムの作物や家屋、森林を焼きつくし、日本から輸送された兵器、弾薬がベトナム人民を殺りくしている。

もはや、日本国民にとって、ベトナム戦争は対岸の火事ではない。言うまでもなく、佐藤内閣と独占資本がこうしてアメリカ帝国主義のアジア侵略政策に積極的に加担し、日本の軍国主義、帝国主義の復活をすすめることは、同時に労働者階級に対する収奪と搾取を一そう強化せずにはいない。

労働者に対する低賃金の押しつけ、合理化攻撃、権利はく奪、労働組合への弾圧と分裂の攻撃はますます激しくなっている。

原潜寄港、物価値上げ、教育の反動支配、小選挙区制、紀元節の復活、憲法改悪など一連の政策も決してその例外ではない。

こうした厳しい情勢の中で、「もうだまってはいられない」という労働者の怒りと闘魂はいま職場と地域にみなぎっている。

われわれは、今日まで「ベトナム反戦」の二千万にのぼる署名を集約し、この国民的与論を背景として、佐藤内閣に対し、「日本政府がベトナムへのアメリカ軍の介入を止めさせるよう努力すること」を要求してきたが、国民のこの切実な要求は違憾ながら政府によって黙殺され続けてきた。

労働者のせっぱ詰まった経済要求に対しても、その要求に基づいた何らの努力も行なわれなかった。

ここに至っては、われわれは行動をもって政府に反省を求める以外にその道を知らない。

われわれは、いま、歴史を築く原動力であり、生産のにない手である組織労働者の自覚と誇りをもって、平和を愛する国民の先頭にたって闘うことを決意した。

われわれは、日本の平和と民主主義、独立を守るために十月二十一日、ストライキをもって闘う方針を決定した。

政府や独占資本が、権力をもってこのストライキを妨害し弾圧しようとしても、われわれは統一と団結を守り、われわれの闘いを支援してくれる国民や、全世界の労働者との連帯の中で、断固としてストライキを勝利させるであろう。

すでに闘いは開始されている。もはやわれわれにはちゅうちょと逡巡はない。

いま必要なことは、われわれの闘いを職場から労働者一人一人の確信によってささえることであり、われわれの行動に一人でも多くの国民の支持を獲得することである。

あと二週間！　われわれは、そのために全精力を傾注し、職場から、地域から万全なストライキ体制を確立するために突進することを決意し、ここにその決意を内外に宣言する。

## 3　総評第三三回臨時大会

「職場の抵抗を強め、合理化攻撃を粉砕し、全労働者の統一スト

ライキで大幅賃上げを闘いとろう」を中心スローガンに掲げた総評第三三回臨時大会は、六七年二月二七、二八の両日、東京虎の門の久保講堂で開かれた。三戸副議長の開会のあいさつの後、資格審査委員長は、会費未納で、大会後直ちに納入するという念書の提出もない経済企画庁労組を除く六四単産六六七名に資格を付与したこと、一一時現在四二組合、四四六名が出席して大会の成立条件を満たしたことを報告した。大会はこの報告を確認し、ひきつづき議長団に全専売佐藤委員長ら五名を選出した。

大会冒頭のあいさつで堀井総評議長は要旨次のように述べた。

①この大会の意義は春闘と地方選挙に向けての体制づくりにある。②この春闘では、わずかの賃上げとひきかえに合理化攻撃が出てくることは必至であり、大幅賃上げでこれを断乎粉砕しなければならない。③労働市場の好転を背景に企業意識から抜けだして闘える時代がきており、企業をこえた次元での労働者の団結を強化することが現在の最大の課題である。具体的には（イ）重化学工業部門での産別組織の機能の拡充と指導力強化（ロ）民間単産の協力体制の強化　（ハ）ストをかまえた長期的な闘争体制の強化である。④春闘は組織労働者の労働条件の改善だけでなく、未組織労働者、農民その他の勤労者層の生活改善につながっている。最賃、社会保障の確立、物価値上げ反対、減税など全勤労者的要求についても全力をあげて闘う必要がある。⑤中小企業労働者の闘いを全国に横に拡げることが重要である。⑥春闘と統一地方選を有機的に結合するため、双方を全力をあげて闘う。

このあと社共両党と中立労連の来賓あいさつがあり、つづいて岩井事務局長が「春闘をめぐる諸情勢と春闘体制確立のための闘争方針」について報告、提案をおこなった。情勢報告で最も力点が置かれたのは、総選挙での社会党の停滞の問題であった。これについて岩井事務局長は「総評としてはいまこそ率直に敗北を認め、そのことを党にも申し入れ、お互に真剣な自己批判の中から、異常な決意で再出発を誓うものにしなければならぬ」とのべた後、七点にわたって総選挙での社会党の欠陥をきびしく指摘した。また闘争方針の提案では、「ことしの春闘を端的に言いあらわすなら、一つは昨年の春闘と比べて経済情勢が非常に好転した中で闘われることであり、もう一つは、それにもまして資本の合理化攻撃が露骨に激しくおそいかかってくる春闘である」として、「『賃金は上がったが思想を売った』『金はもらったが骨までしゃぶられた』という悔いを残さないよう精一ぱいの努力を傾けてほしい」と訴えた。このあと、炭労灰原代議員から炭鉱合理化の実情と反対闘争の現況についての報告があり、ひきつづいて質疑討論がおこなわれた。大会第一日目の討論では、全逓国安、宝樹両代議員が社会党単独政権を目ざす立場から岩井事務局長の野党連合政権論を批判した。これに対し岩井事務局長は「社会党単独政権が最も望ましいが、どうしてもそれに到達しないときに社会党を中心にした反独占政府を考えてもよいと思う」と答えた。また全逓が「産業政策の問題で、総評、同盟、中立といった既存の組織をこえて具体的に協議することが統一を進めることになる」と主張したのに対し、合化労連の太田代議員は「会社側と結んで『第二組合』を作ってきた民社党や同盟との戦線統一は問題にならない」と真向から反対した。これに対し、国労富塚代議員は、「産業政策や統一戦線の問題で指導者に見解の対立があるため下部で混乱がおこっている。総評幹事会がこの問題に積極的にとり組むことを前提に太田さんも宝樹さんもあまりかってなラッパを吹かないでほしい」とのべた。最後に岩井事務局長から「これらの問題は、春闘と統一地方選が終わってから定期大会で徹底的に討

論することにし、春闘体制の問題について論議を集中したい」との見解表明があり、大会もこれを了承して第一日を終えた。

大会第二日は、東京都知事に立候補した美濃部東京教育大教授のあいさつではじまった。つづいて、安恒政治局長が、①社会党候補を全員総評推薦候補とする　②東京都、北海道、福岡の三知事、横浜、大阪市長選に重点をおく　③最重点の都知事選に総評の全力をあげてとり組む、などを内容とする統一地方選挙闘争方針案を提案し、満場一致で可決した。

このあと一二単産（合化、紙パ、私鉄、全金、国労、全日自労、鉄鋼、日教組、全自運、全逓、新聞労連、動力車）一三名の代議員が春闘体制強化について発言した。発言者は、いずれも方針に基本的に賛成する立場をとりながら、それぞれ問題点を指摘した。合化太田代議員は「賃金闘争では、闘争のヤマ場をあらかじめ決めるやり方はいけない」とスケジュール闘争を批判し、「無期限でやれるところは無期限で、やれない所でも半日部分ストの繰り返しなり、休み休みストを続けるなり、要求をとるまではやめないかまえが必要だ」と主張し、国労細井代議員も「各組合がそれぞれ自分達の要求の金額をとるまではやめないというのでなければ真の統一闘争にはならない」とのべた。

また、合化太田、全金松尾、私鉄、全金、国労、全日自労、鉄鋼、日教組、全自運、全逓、新聞労連、動力車）一三名の代議員が春闘体制強化について発言した。発言者は、いずれも方針に基本的に賛成する立場をとりながら、それぞれ問題点を指摘した。合化太田代議員は「賃金闘争では、闘争のヤマ場をあらかじめ決めるやり方はいけない」とスケジュール闘争を批判し、「無期限でやれるところは無期限で、やれない所でも半日部分ストの繰り返しなり、休み休みストを続けるなり、要求をとるまではやめないかまえが必要だ」と主張し、国労細井代議員も「各組合がそれぞれ自分達の要求の金額をとるまではやめないというのでなければ真の統一闘争にはならない」とのべた。

また、合化太田、全金松尾、全日自労茶山、新聞労連古野、動力車山中の各代議員はそろってベトナム戦争反対の闘争を春闘の中でどう持続発展させるかについての方針が欠けていることを批判し「はじめ三月三〇日に最賃、社会保障などを中心にストライキを含めた統一行動を組んでいたのを四月一八日に移したのはなぜか」とただした。また、紙パ、全金、国労、全自運などから、全逓の「反共労働戦線統一論」「産業政策論」に批判が集中した。

これらの発言に対し、岩井事務局長は「①賃上げの闘い方については今後深く議論する必要がある。②独占の側が政治闘争をやるなという意味は資本主義体制について文句をいうなということだ。だから資本主義体制のもとでは労働者の真の解放はあり得ないという教育、宣伝を強めることがベトナム、原潜、沖縄などと深くかかわっている。今の段階でベトナム反戦の行動を提起してはいないが、そういう心がまえで今後進めていく。③ストを含む統一行動を四月一八日に遅らせたのは組合の準備体制と国会の審議がともにおくれているのと鉄鋼の回答がそれ以後に出ると考えたからである。④最賃の問題では審議会にいま戻ると悪い姿のまま一〇年位そのまま続くことになる」と本部の見解を表明した。

大会はこの見解表明を含めて春闘体制確立のための闘争方針及び付属方針を満場の拍手で承認したのち、次の諸決議およびスローガン、大会宣言を採択した。

①労働運動に加えられているすべての弾圧に反対する決議　②日産資本の組織破壊攻撃に抗議し、全金プリンス自工支部を支援する決議　③沖縄の無条件返還、アメリカのベトナム侵略反対の決議

【大会宣言】　日本の労働者階級の総力をあげて闘う春闘において、常にその先頭に立って闘ってきた伝統に輝く総評は、一九六七年の春闘を迎え、ここに第三三回臨時大会を開き、四百二十四万組合員が一体となって闘うべくその総意を結集した。

激化する国際的な自由化競争の中に本格的な海外進出をめざす日本の独占資本は、いま新たにその支配体制の再編強化に乗り出しており、そのた

めの合理化攻撃は、すべての職場に荒々しく襲いかかってきている。それに呼応する自民党政治の反動化は一層露骨となり、国家の総力をあげて独占を育成強化し、労働者の弾圧と運動の弱体化に狂奔している。総選挙の公約は早くも裏切られ、インフレ政策を推し進めつつ、社会保障の大改悪をもくろんでいる。一方ではアメリカのベトナム侵略戦争への加担を深め、日本の帝国主義的な進出と軍事化に一路突き進もうとしている。こうしたきびしい情勢下において労働者の生活と日本の民主主義と平和を守る道は、大幅賃上げをかちとり、資本の一切の合理化攻撃を粉砕し、インフレ政策と戦争政策に反対して闘い抜く以外に道はない。そして職場と地域から労働者大衆のエネルギーを余すところなく行動に組織し、全国民の要求と結合して独占資本との闘いの戦線を拡大することがきわめて重要である。

われわれの春闘は、日本の独占資本と保守反動勢力に対する政治・経済の全戦線にわたる最大の抵抗母体であり、多くの勤労国民の期待をになっている政治経済情勢の好転のもと、本年の春闘においてこそ春闘十三年の歴史にふさわしい最大の成果を獲得しなければならない。そのために今日以降、ストライキ態勢をより一段と深め、要求から獲得まで長期に、そして頑強に闘う姿勢を確立することが急務である。大幅賃上げの獲得こそが、資本の合理化攻撃を積極的に粉砕し、政治の反動化をはね返し労働者の統一を前進させる最大の基盤である。その前進を統一地方選挙と結合し、国民の要求と結合してわれわれの生活を守り、政治の反動化を粉砕しなければならない。

われわれは今日まで築き上げてきた春闘十三年の歴史と伝統を堅持し、この春闘においても不退転の決意をもって全労働者の先頭に立って闘い抜くことを誓い、ここにその決意を内外に宣言する。

## 2　同盟第三回定期全国大会

同盟の第三回定期大会は、六七年二月一四～一六日の三日間、東京の九段会館で開かれた。亀山副会長の開会の辞につづいて、資格審査委員長から午前一〇時現在加盟組織別の大会代議員八〇名中三六六名、地方同盟選出の大会代議員三六〇名中二四名が出席し大会成立要件が満たされていることが報告され、大会の成立が宣言された。大会は服部全繊同盟副会長ら六名を議長団に選出したのち、中地同盟会長の要旨次のようなあいさつを受けた。

①同盟組織は年々増大し、今年度も一五万数千名が加盟した。これはわれわれの運動の正しさを証明している。

②同盟は総選挙にすべてのエネルギーを投入、民社党は議席、得票率ともに増した。しかし、まだ満足すべき状態ではない。民社党を飛躍的に発展させるため過去一カ年大量入党運動を行ってきたが、これから先も続けなければならない。

③賃金、労働条件の改善を確保するため、産業近代化の問題をとりあげ、産業政策を樹立する必要がある。そのためには、中立ときには総評に加盟する各産別組織にも提唱していきたい。そこから戦線統一の展望を求めることもできる。

④労働組合運動に実益の伴わない政治的な戦線統一論は無意味だ。

このあと、早川労働大臣、西尾民社党委員長の来賓あいさつがあ

り、つづいて民社党の新代議士三〇名（うち四名欠席）の紹介と議員団代表のあいさつがあり、ひきつづき武藤民社研議長、松下核禁会議議長、佐藤中立労連議長、柏原新産別代表、仲宗根沖縄県労協代表が祝辞をのべた。このほか外国労組からの来賓として、韓国労働組合総連盟第一次訪日使節団、中華民国総工会、国際自由労連アジア地域組織から代表が出席し、またAFL＝CIO、イギリス労組会議、ドイツ労働総同盟など三九の外国労組からメッセージが寄せられた。

大会第一日の最後は、天池書記長による「一般報告並びに決算報告」と、これに対する質疑討論であった。一般報告では、一九六六年の状況を、①経済的には日本経済の成長とひずみの露呈、資本自由化　②政治的には政治の腐敗と国民の鋭い批判による多党化　③労働運動においては、左翼労働組合運動の行き詰りと民主的労働組合運動の勝利としてとらえ、つづいて組織問題について次のように報告した。

①組織拡大月間の重点を九州において活動した。各オルグは、同盟が積極的に活動すれば組織の拡大は無限であるとの自信を得たと報告している。

②同盟組織局の最新の調査では、一年間に増減を差し引いた実人員で一五万五二三名の増加である。また同盟には入っていないが、東洋高圧、日本航空、凸版印刷、日本光学など民主勢力の拡大が顕著であり、われわれと密接に結合している。

③ただ一つ空白だった山梨県でも地方同盟が結成できた。地方同盟の下部組織である地区同盟は三五一あり、未結成は二県だけである。

④全官公は新たに六組合一万名が増加した、新国労はじめ各組合とも総評系組合と激しい争奪戦を演じている。

⑤沖縄では、県労協の活動に左翼偏向が出てきたので一昨年同盟の沖縄事務所を設け民主化運動の推進をはかったが、沖縄同盟の結成は時期尚早と判断した。

⑥全国民連とは民主化勢力拡大のため連携してきた。

天池書記長はこのあと、主要な経済闘争として賃闘、海員ストについて簡単にふれ、つづいて最賃について、同盟の全国最賃対策会議が業者間協定を廃止し、調査、審議による決定あるいは労働協約にもとづく拡張適用の二つを中心とした対策を決定したことをのべ、さらに経済審議会、物価問題懇談会など政府関係の各委員会での活動、核禁会議の問題、国際自由労連に対する協力などについて報告した。

これに対し、電労連江頭代議員から「同盟は産業政策についてどこで、どのように主張してきたか、また産業政策に関し金属機械の産別組織にどのように指導したか、総評の民間単産協議会をどう評価するか」などの質問があり、天池書記長は「同盟の産業政策についての理念を統一し、その理念から具体的な政策を考えるといった議論はまだしていない。質問の全般を通じてむしろこれからの課題といえる。ただ、労働組合も参加した監視誘導機構をつくり寡占化の弊害を防ぐという考えでいる」と答えた。このあと、造船総連、全繊同盟、日林労の代議員からそれぞれ中小企業対策、賃闘などの成果の集約の問題、米価審議会に委員を送る問題、総選挙の結果などについて質問があり、書記長および各担当局長の答弁があって、一般活動報告は承認された。また会計報告については、兵庫同盟から「選挙カンパなどが費用は地方で金は本部で使うというのでなく、はじめから地方にいくらか見込んだカンパをすべきではないか」との意見があっただけで、異議なく承認された。

本大会の中心議題である「一九六七年度運動方針案」は第二日の冒頭におこなわれ、天池書記長が提案説明にあたった。運動方針案のうち「今年の運動にのぞむ姿勢と活動の重点」の部分は次のとおりである。

【同盟一九六七年度運動方針】　いま、われわれの眼の前におしよせている産業再編成という巨大な波のうねりは、これを避けて前へ進むことのできない性質のものであると同時に、寡占体制を通じて労働者はもとより国民生活に与える影響はかつてないほど大きなものがある。

このような事態に対処するために、日経連は、上部組織を排除した企業別労組との話し合いによる問題処理を主張しているが、これは、封建的労務管理を推進するとともに労働組合の力と機能を分断しようとするもので、われわれは、これに反対する。

個別企業はもとより、産業全体としての生産性の向上や経営の近代化に正面から取り組み、産業企業の欠陥や弱点、それにともなうマサツなどを克服して高成長均衡経済を実現し、そのなかからより豊かな配分をかちとり、雇用を拡大するためには、いまこそ労働組合の組織を強化し、産業別の連帯と機能をたかめ、生産と分配の両面にわたる労働組合の建設的役割を一層重視し、強化することが必要である。

このことは、徒に、階級闘争を呼号する左翼労働運動のよくなしうるところではなく、自由にして民主的労働運動に課せられた使命である。われわれの組織拡大も、単なる量的発展にとどまらず、それを通じて、自由にして民主的な労働運動の指導原理を完全に定着させ、具体的な方針を時代の進展に即応しつつ創造的に発展させるとともに、その実践組織の強化拡大によって、この使命を果さんとするためにほかならない。

われわれは、今後に対処する労働組合の姿勢を確立して、同盟に課せられた歴史的使命達成に力強い歩を進めようとするものである。そのための当面取組むべき活動の重点は、次の諸点に集約される。

一、大幅賃上げによって物価高をハネ返し、生活内容を高めること。

二、進行する産業再編成に対応して幅広い諸活動を積極的に推進すること。

三、特に労働者生活を守るために産業の変化・発展に対応する労働組合としての具体的政策を政府・経営者に要求し、実行せしめること。

四、民社党を拡大強化し、議会制民主主義を軌道にのせ停滞せる政治の現状を打破して、真の国民福祉増進のための政治を実現するために、政治活動を一層強化すること。

五、左翼労働運動を克服し、民主的再編を促進するために、内外にわたる組織活動を強化すること。

なお、大幅賃上げについては、賃金闘争の目標を一五%（四五〇〇～六五〇〇円）においている。これは、六六年度の消費者物価の上昇率五～六%と六七年の経済成長率を実質一〇%前後とみての数字である。また、最低賃金制については全国を数段階にわけた地域別最賃制を実現し、その上に産業別、業種別でこれを上まわる最賃制をかちとるべく努力するとしている。

また、安保条約問題について、民社党の基本方針を支持し、安保条約を段階的に解消するとの基本線にそって国論を統一するため努力するとしていることも注目される。

天池書記長の運動方針の提案につづいて、今大会の焦点として注目されていた「ＩＭＦ・ＪＣに対する同盟の態度」につき、同盟金属関係労組懇談会の委員長である和田副会長から次のような補足説明がおこなわれた。

この問題については過去にいろいろな経緯があったが、同盟台で調整するため、全金同盟、自動車労連、造船総連、同盟三菱の四単産代表と和田副会長、書記長、組織局長、国際局長で特別委員会を構成し、六回の会合を開いて検討し次の結論を得た。

㈠国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）と、国際産業別組織（ＩＴＳ）の関係からしても、ＩＣＦＴＵに加盟する同盟の、金属関係労組はすべて国際金属

労連（ＩＭＦ）の戦列に参加する。

㈡参加方法としては、ＩＭＦ・ＪＣ（国際金属労連日本協議会）を窓口として参加することを決めた組織は、ＪＣに加盟する。全金同盟のＩＭＦへの直接加盟の経緯については、これを認める。

㈢ＩＭＦ・ＪＣについては、その性格などに関して種々の議論もあるが、日本国内の自由な金属労働組合の連帯の場として、これを評価する。

この「金属労働組織に対する当面の態度」については、昨日の執行評議会も確認した。

運動方針に対する質疑討論には六単産（全繊、海員、全郵政、電労連、自動車労連、造船総連）一〇名の代議員が発言した。もっとも討議が集中したのは産業再編成と産業政策の問題であった。全繊の井上代議員は「産業政策の展開のために、国民各階層の代表を参画した監視誘導機関を確立するとあるが、この機関の主体はどこにあるのか」と問い、加藤調査局長は「現在の経済審議会の権限を強化し、これを改組して国民各階層の代表が参画する形にもっていきたい」と答えた。また自動車労連の山口代議員は「この方針書は秀才の論文のようだ。資本の自由化、再編成、これに対し混合経済を唱え政策転換要求をするという。なるほどよく勉強されていると思う。けれども一体どうしてそれを実現するのだということになって来るとき皆目わけがわからなくなる。審議会や監視誘導機関で労働者の利益は守れない。やはり、決定的には職場段階での抵抗以外にはない」と主張した。また造船総連の脇坂代議員も「今後の展望だけでいま産業の中に起きている現状分析がない。現場でいま何をすればよいのみ描きがちだが、長期の展望と現実の対策が均衡のとれたものでなければならない」とのべた。このほか、全繊の佐藤代議員は中小企業対策について「運動方針は要望や要請などアドバルーン的なもので用をなさない。運動としての対策を明らかにしていただきたい」と希望し、同じく全繊多田代議員は婦人問題に関連して「目標はあるけれど、具体的な計画がない。やらなくてはいけないということは書いてあるけれどどうやるのかということが出ていない」と指摘した。

また、海員組合島田代議員から労働戦線統一についての同盟の見解を表明するよう求められた中地会長は「戦線統一自体が目的ではなく、統一によってどれほど実り多い運動が実践できるかが問題だ。宝樹論文については総評内で反共労働戦線統一勢力がふえることであり、歓迎する。しかし統一して、どういう目標でどういう運動をやらなければならないかが具体的に調整できなければ実際の統一はできない」と答えた。

大会は約二時間で運動方針についての質疑討論を終え、これを可決した。

大会はまた「昭和四一年度決算報告」、総額一億三一四七万五九〇〇円の「昭和四二年度予算案」、特別委員会を設けて長期的な展望に立った対策をたてるとの「同盟財政の確立について」の提案を予算決算小委員会に付託し、その報告を承認した。

また、同盟内でかねてから論議されていたメーデー近代化の問題は、はじめその実施時期を六七年としていたのを執行評議会で検討した結果一年延期し、六八年実施とするとの修正提案をおこない、大会はこれを承認した。（第二部、Ⅸ政治的大衆行動、メーデーの項参照）

このほか大会は、医療保険制度の抜本改正に関する当面の方針についての提案を可決し、さらに次の諸決議を採択した。①健康保険料の引き上げに反対する決議　②電気事業及び石炭鉱業における争議行為の規制に関する法律撤廃に関する決議　③電気、ガス税の撤廃に関する決議　④交通事故防止運動に関する決議　⑤京都市長選挙に関する決議　⑥北九際市長選挙に関する決議

つづいて中央評議員五二名の指名があり、最後に次のような大会宣言を採択して閉幕した。

【大会宣言】　われわれは、三日間にわたる大会の審議を通じて、同盟の基本路線の正しさを再確認するとともに、流動する情勢に対応する発展的な運動方針を打ち出し、本年度の主要闘争目標を設定した。

世界の動きは複雑な様相を呈しているが、基本的な動向としては、平和共存、自由と民主主義の前進という潮流が、次第にその勢いを増している。国内情勢も世界の動きを背景とし、大勢として、民主的労働運動の発展、民主社会主義勢力の伸張という方向に進んでいる。かかる内外情勢の動きを見きわめた上で、平和共存と自由と民主主義の発展に寄与する諸活動を展開することこそ、結成以来堅持してきた同盟の基本路線であり、われわれは、さらに自信を強めてこの路線を推進する。

また、われわれは、この基本路線に立って、本年度の賃上げ、最賃制の確立、産業政策活動、組織活動等を、次の方針のもとに積極的に展開する。

賃上げについては、わが国経済の実質成長率および物価上昇率の二つの要素を考慮し、一五%引き上げることを目標として強力な闘争を展開する。最賃制については、業者間協定による現行方式を廃止し、本格的な制度を確立する条件が熟していることを確認して、これが実現を目指して有効な活動を推進する。

資本の自由化の到来によって、わが国産業の近代化は、従来にもまして急速に進められることは必至である。われわれは、これまで産業民主主義の旗を掲げ、生産性向上運動に取り組んできたが、この活動の成果と経験を生かして、産業再編成対策、産業政策活動を積極的に展開し、その実効を期するものである。

政治活動については、総選挙を通じて盛り上げてきた民社党発展の気運と力を一段と高揚し、来たるべき四月の統一地方選挙を勝ち抜き、全国の大地に定着させる。また、民社党への大量入党運動を継続するとともに、来年の参議院選挙のための強力な準備体制を確立する。

諸情勢の流動とともに、労働戦線の内部にも流動がはげしくなっている。われわれはこのような情勢のなかで、同盟の組織と運動の影響を拡大して行く。そのために、われわれは同盟内部の質的強化、未組織分野の組織化、同盟の外にある民主的な動きとの結合の強化という三つの活動を、同時に進めて行く。

以上の通り、第三回大会は、全国二百万組合員の創意と要求を結集して、同盟第三年度の前進の姿勢を確立した。この姿勢をさらに強化しながら、新年度の運動の成果と栄光を期することを、ここに宣言する。

## 3　新産別第一八回定期全国大会

新産別第一八回定期全国大会は、六六年九月二九日～一〇月一日の三日間、東京港区の健保会館で開かれた。大会第一日は午後一時二〇分に開会し、議長団に小林順清（全機金）、鈴木春夫（新化学）、倉橋鉄造（京都地連）の三氏を選出した後、定数二三五名に対し、一八八名の代議員が出席していることが報告され、大会の成立が確認

された。大会には来賓としてＩＭＦ・ＪＣ、鉄鋼労連、電機労連、造船総連、国際自由労連、民社党、社会党、全逓の各代表が出席して祝辞をのべた。議事に先だって、九三日間のストの後、賃上げをかちとり指名解雇を撤回させた鉄興社労組から闘争中の支援に対する感謝のあいさつがあった。

つづいて、昭和四二年度運動方針案が、経過報告とあわせて一括上提され、大谷書記長が提案説明に当たった。運動方針案では、①新産別の大方針である戦線統一の問題について、総評、同盟、中立労連、新産別の四団体の話合いによる統一という従来の方針を前年度の大会から、ＩＭＦ・ＪＣのように産業別結集を推進し、その発展の中で労働戦線の転換を促し、「一産業一組合、一国一組織」の達成を目ざすという方針に転換したが、本年は「この方向の正しさがこの一年の運動で立証された」として、これをより積極的に推進するとの方針を示した。また、この労働戦線の産業別再編成の共通の基盤が「労働組合主義」の確立であることを再確認した。

②賃金闘争については、四一年賃闘は質的に前進したが、物価上昇に比しみのりが少なかったと評価し、また、京都地連を除いて「要求方式の転換」が進展しなかったとしている。四二年賃闘については「産業再編成下の賃闘」であり、その第一の意義は物価上昇を追越す賃上げ、すなわち「生活防衛」にあるとした。同時に、同種産業、業種ごとの共闘を強化するため、同種の産業、業種における要求内容の統一が不可欠であり、それには「平均要求方式」から「職層別要求」への「要求方式の転換」が緊急の課題であるとしている。

③「『産業再編成』とわれわれの闘い」の項では、合理化問題ととり組む基本的態度として次の二点をまる資本家的合理化と徹底的にたたかうこと　（ロ）「産業民主主義の確立」雇用の安定と労働条件の向上のために、個別経営、産業業種、一国経済のあり方を経営者の専断にゆだねず、そのすべてについて経営者と対等の発言権を確立し拡大すること。また、当面の具体的要求として、（イ）統一労働条件の確立　（ロ）労働時間の短縮　（ハ）事前協議制の確立の三つを掲げている。

④政治活動については「いかなる政治課題であってもわれわれの直接利害を守る闘いとの有機的な結合の上に、推進されなければならない」として、「産業民主主義」などをあげている。また政党との関係では、相互の独立と対等の原則が強調され、とくに協力関係の深い社会党が民社党と提携協力をはかることを要望している。日本共産党に対してはこれまで通り協力の対象とはしない。

⑤平和運動は賃闘、合理化とともに運動方針を貫ぬく三本の柱とされている。ベトナム戦争については、「われわれは交戦陣営のいずれにも加担しない立場を堅持し、政府、自民党の対米追随政策の転換をはかっていく」安保条約については、これまでどおり廃棄の方針でのぞむ。

この運動方針案に対し、大会の論議はもっぱら、賃闘における「要求方式の転換」と総評のベトナム反戦ストに集中した。

「要求方式の転換」では、新化学から「職層別要求」と「平均要求方式」の併用を望む意見が出され、京都地連からも「組織に亀裂をもたらす方式であってはならない」などの意見が出た。全機金の代議員は「各々単組の条件がちがい、これを画一的に処理するのは

無理である。方向を確認しそれに向って努力するというのでよい」と発言した。これに対し執行部は「提案の趣旨は、とにかく職層別要求方式一本でやってほしいということだ」と答え、結局、京都地連が「方針に反対するのでなく、個々の実情を充分考慮しながら適切な指導を要望するのが真意だ」とのべ、これら要望を付して議長の集約を確認した。ベトナム反戦に関する論議では、総評の一〇・二一ストにどう対処するのか、新産別としてはベトナム反戦にどうとり組むのかといった質問があり、三戸政治部長は「一〇・二一ストに対しては、あくまでそのなりゆきを慎重に見守る態度をとり、その中で学ぶべきは学ぶ。また新たな事態が起こればその時点で執行部として慎重に検討したい」と答えた。また、大谷書記長は「他組合のやることにとやかくいうつもりはないが、新産別としては現在ストに参加する考えはない」とのべた。

運動方針は、五時間余の討論ののち、執行部原案どおり満場一致可決された。

大会は昭和四一年度決算および昭和四二年度予算案を承認し、また、次のような諸決議を採択した。

①最低賃金制確立の決議　②物価引上げ反対、減税要求の決議　③総運挙・統一地方選挙に関する決議　④ベトナム戦争の即時停止と世界平和の達成を要求する決議

つづいて渡部役員選考委員長から新役員候補の氏名が発表され、満場一致でこれを承認、新執行部を代表して再任された石垣卯一中央執行委員長のあいさつを最後に大会を終了した。

# III 労働争議

概要□争議の概況と特徴──争議統計／一九六六年の争議の概況／一九六六年の争議の特徴／争議の形態、規模、要求と解決状況──争議行為と労働損失日数／要求事項／争議の解決状況

## 概要

一、六六年には総争議件数は増大し、総参加人員も史上最大に達したが、争議行為を伴う争議の参加人員は前年を下まわり、争議による労働損失日数は戦後最低を示した。

一、総争議の件数、参加人員がふえたのは、一〇・二一ストを中心とする、ベトナム反戦、公務員賃金大幅引上げその他の要求をかかげた大統一闘争が秋におこなわれたからであるが、この闘争による労働損失日数はきわめて少なく、逆に春闘では、大企業労働者の争議行為が低調であったため、労働損失日数はいちじるしく減少したのである。

一、大企業労働者の経済スト、政治ストがともに低調をしめしたのにたいして、中小零細企業の労働者は、賃金値上げの要求でも、またベトナム反戦等の政治的要求でも、最近五年間のどの年よりもはげしく争議行為をおこなっている。

一、争議を継続期間別にみると、政治的な要求を掲げたものを別とすれば、あいかわらず長期にわたるものが多く、一ヵ月以上におよぶものは最近五年間のうちで前年に次いで多かった。また解決結果からみても、要求を貫徹させたり労働者側に有利な妥協をおこなったものの全体に占める割合は低下する傾向にあり、争議の諸条件

は労働者側にとってきびしくなりつつある。

## 1 争議の概況と特徴

### 争議統計

労働争議についての政府統計は、わが国では一八九七年に内務省警保局と農商務省商工局によってはじめられ、一九二四年以降公表されるようになった。その後、農商務省の統計は一九〇七年までで中止されたが、内務省の統計は継続されて、一九三八年に厚生省労働局が新設されるにおよんで同局に移管され、さらに勤労局、労政局を経て、一九四七年労働省労政局の新設により同局へ移管された。そして一九四八年以降、労働省労働統計調査局――今日の労働大臣官房労働統計調査部に移管されて現在にいたっている。

現在調査実務を担当しているのは、各都道府県労政主管課および労政事務所の職員で、争議がおこなわれた事業所もしくは組合ごとに面接調査し、これを右の労働大臣官房労働統計調査部で集計して、結果は「労働争議統計調査報告」（月間統計）および「労働争議統計調査年報告」（年間統計）として公表している。調査範囲は、時期によって若干の変更をみたが、一九六四年以降は、「労働者の地位の向上に関係ある事項に関して労働者の団体とその相手方との間に生じた紛争」のうち、同盟罷業、四時間未満の罷業、怠業、工場閉鎖および業務管理等の争議行為をともなう争議と争議行為をともなわないが解決のために第三者（労働委員会、労政職員等）が関与したものとを、労働争議と規定して、含めている。

なお、この統計では争議の単位は労働組合（争議団を含む）であり、原則として単位労働組合がおこなう争議を一件として扱っているが、上部組合（連合団体）が下部組合（単位組合）の争議権を集約して実施する争議（連合争議）も一件として扱っている。したがって一件の争議でも数事業所、数企業におよぶものもあれば、一事業所または一企業の争議でも二件以上になるもの（一事業所、一企業に数組合ある場合）もある。また「同盟罷業」には四時間未満のもの（時限スト、職場集会等）が含まれていないことに注意すべきである。

### 一九六六年の争議の概況

右にあげた労働統計調査部の報告によると、一九六六年には、ストライキなどの争議行為をともなう争議と争議行為をともなわない争議とを合計した総争議の件数ならびに参加人員は、史上最大を示した。

総争議件数は、一九六〇年に戦後はじめて二〇〇〇件台を越え、六一年に一つのピークを形づくったが、その後経済不況、消費者物価の上昇、ベトナム戦争の拡大、日韓条約批准など労資間の緊張をつよめる諸要因を背景にして六四年からふたたび増勢に向かい、六五年にはついに三〇〇〇件台を突破し、六六年には三六八七件に達した。また総争議参加人員もこれに応じて増大し、過去における最高の年であった六一年の九〇四万四〇〇〇人を上まわって、一〇九四万七〇〇〇人に達したのである（第17表・第7図）。

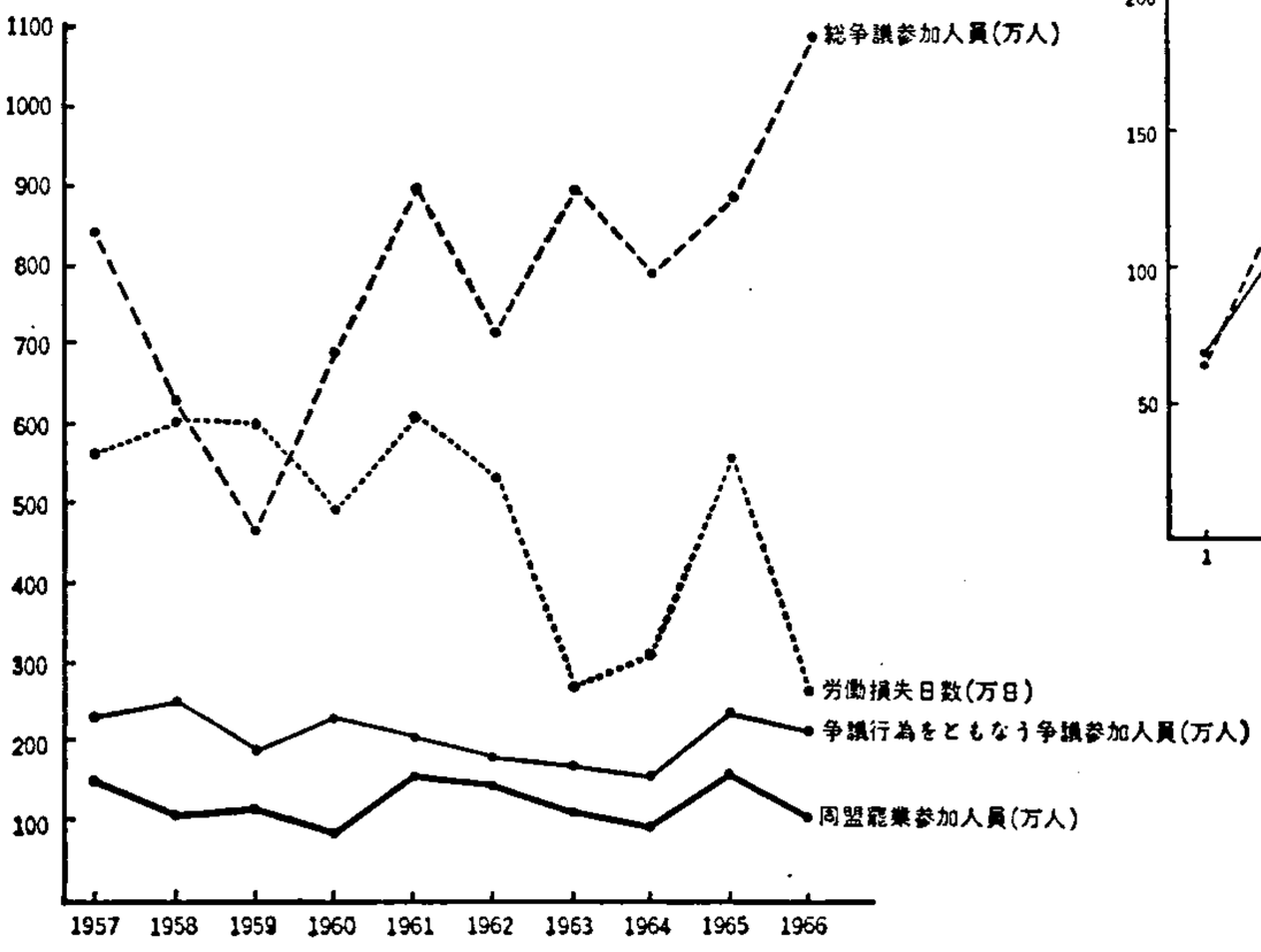
しかし、総争議が記録的数字を残しながらも、争議行為をともな

## 第127表　年別・争議形態別・労働争議件数および参加人員

| 年 | 総争議 | | 争議行為をともなう争議 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 小計 | | 同盟罷業 | | 工場閉鎖 | | 4時間未満の罷業 | | 怠業 | |
| | 件数 | 総参加人員 | 件数 | 総参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 |
| | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 件 | 千人 | 件 | 千人 |
| 1962 | 2,287 | 7,129 | 1,696 | 1,884 | 1,283 | 1,516 | 64 | 16 | — | — | 805 | 839 |
| 1963 | 2,016 | 9,035 | 1,421 | 1,781 | 1,068 | 1,181 | 37 | 9 | 597 | 915 | 132 | 102 |
| 1964 | 2,422 | 7,974 | 1,754 | 1,633 | 1,220 | 1,049 | 51 | 13 | 667 | 690 | 308 | 305 |
| 1965 | 3,051 | 8,975 | 2,359 | 2,479 | 1,527 | 1,670 | 50 | 13 | 871 | 854 | 638 | 509 |
| 1966 | 3,687 | 10,947 | 2,845 | 2,297 | 1,239 | 1,130 | 42 | 4 | 1,452 | 1,103 | 727 | 529 |

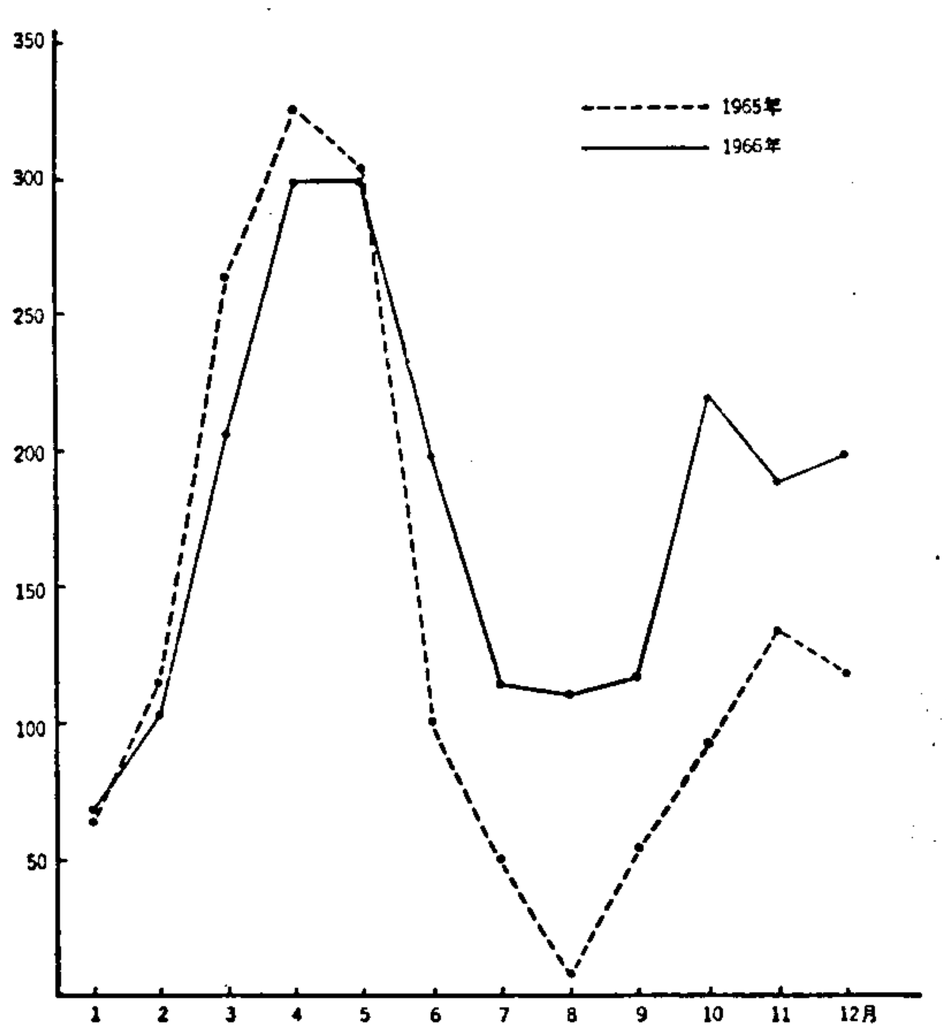
〔備考〕 1)　前年から繰越しの争議はそれぞれの年に含めてある
2)　争議行為をともなう争議のうち，1争議で2以上の形態をともなうものは，それぞれの形態で集計してある。また「業務管理」が各年に数件あるが，参加人員は200～300なので，省略してある。したがって形態別数と小計は一致しない。
3)　1962年は，4時間未満の罷業が怠業の中に含まれている。
3)　労働省「昭和41年労働争議統計調査年報告」による。

**第7図**　年別争議参加人員ならびに労働損失日数の推移



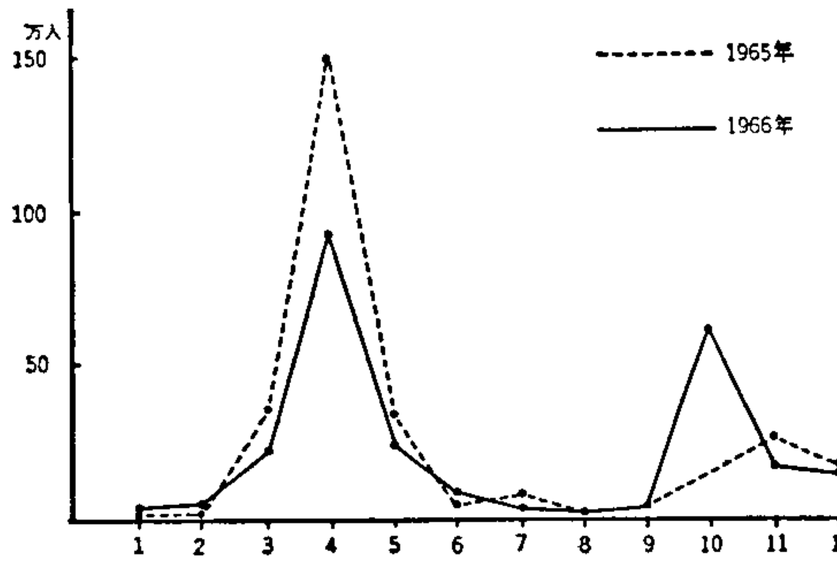

〔備考〕　労働省「昭和41年労働争議統計調査年報告」により作成

**第8図**　月別，総争議参加人員の推移




〔備考〕　労働省「昭和41年労働争議統計調査年報告」による

第9図　月別・行為参加人員の推移
（争議行為を伴う争議）




〔備考〕　労働者「昭和41年労働争議統計調査年報告」による

た。このことは六六年の争議概況のしめすきわだった特徴であった（第2図）。また争議の月別推移からみれば、六六年は次のような特徴をしめしている。「総争議」の参加人員についてみると、一月以降、五月までのいわゆる春季闘争期間における総争議参加人員はむしろ前年を下まわった。だがこの期間をすぎたのちの六月以降一二月にいたる期間は、参加人員は前年を大幅に上まわった。年間の総参加人員が前年を上まわって史上最大に達したのはこのためである（第8・128表）。

また「争議行為をともなう争議」を月別にみていくと、行為参加人員は、三～五月に前年をかなり大幅に下まわり、六～九月には前年水準に達し、一〇月には逆に前年を大幅に上まわったのち、一一月以降は再び前年水準以下に落ちている（第9図、第128表）。

## 一九六六年の争議の特徴

では、めしながら、争議行為参加人員が前年よりも減り、労働損失日数は戦後最低に達したという六六年争議概況の示した特徴、ならびに争議の月別推移にあらわれた諸特徴を説明するものは何かというと、それはまず第一に、六六年の春闘がまだ不況の影響の多分に残存する状況のもとでおこなわれたため、中小零細企業では争議が激化したにもかかわらず、さきゆき景気の上昇が見込まれたことなどから、一般に大企業では平穏かつ早期に解決され、全体としては前年の春季闘争期にくらべて争議件数、参加人員、労働損失日数などが大幅に減少したということである。なお大企業での争議が減退した理由としては、長期間にわたって高度経済成長がつづき、かつそのなかでこの数年間に企業の集中・合併があいついでおこなわれるという状況の下で、大企業の組合の指導や組織に一定の変化がおこり、労資協調的な傾向を強めたということをも、つけ加えておく必要がある。

第二に、春闘にひきつづいて公労協傘下組合の住宅手当争議がはじまり、これが、一〇月二一日の公務員賃金大幅引上げ、全国一律最賃制確立、ベトナム反戦、石炭労働者の首切り合理化反対の諸要求をかかげたいわゆる一〇・二一を中心とする秋季闘争へとうけつがれていったが、こうした公務員、公企体労働者を中心とする闘争が下半期における総争議参加人員を史上最大にまで増加させたのであった。

第三に、春闘が右にのべた状況でおわり、そのご争議の中心に立ったのがスト権を与えられていない公労協傘下組合や公務員の組合であったところから、争議行為をともなう争議の参加人員は、総争

**第128表　月別・争議形態別・労働争議件数および参加人員**

| 年月 | 総争議 | | 争議行為をともなう争議 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 小計 | | 同盟罷業 | | 4時間未満の罷業 | | 工場閉鎖 | | 怠業 | |
| | 件数 | 参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 | 件数 | 行為参加人員 |
| 1966年1月 | 147 | 667,200 | 39 | 27,034 | 26 | 12,930 | 10 | 5,405 | 3 | 178 | 6 | 10,611 |
| 2月 | 198 | 1,024,341 | 72 | 35,157 | 42 | 14,435 | 27 | 11,621 | 4 | 90 | 9 | 10,503 |
| 3月 | 368 | 2,055,106 | 222 | 217,896 | 71 | 17,379 | 130 | 170,655 | 2 | 50 | 63 | 31,920 |
| 4月 | 810 | 2,959,850 | 571 | 936,303 | 370 | 703,069 | 278 | 322,103 | 9 | 1,549 | 136 | 196,749 |
| 5月 | 725 | 2,998,992 | 331 | 268,780 | 247 | 172,339 | 125 | 103,698 | 12 | 1,443 | 54 | 62,230 |
| 6月 | 426 | 1,969,263 | 151 | 69,548 | 103 | 45,425 | 56 | 25,505 | 9 | 791 | 20 | 5,343 |
| 7月 | 385 | 1,147,234 | 153 | 29,194 | 121 | 22,413 | 34 | 6,385 | 4 | 236 | 14 | 2,363 |
| 8月 | 210 | 1,104,028 | 62 | 11,522 | 45 | 6,741 | 18 | 6,352 | 4 | 266 | 3 | 136 |
| 9月 | 167 | 1,180,313 | 40 | 12,666 | 28 | 9,356 | 11 | 3,119 | 5 | 241 | 1 | 50 |
| 10月 | 1,348 | 2,186,123 | 1,232 | 603,241 | 147 | 71,686 | 685 | 331,142 | 2 | 92 | 480 | 202,221 |
| 11月 | 415 | 1,896,250 | 217 | 168,800 | 114 | 67,592 | 145 | 109,783 | 4 | 283 | 25 | 17,336 |
| 12月 | 534 | 1,986,327 | 267 | 133,656 | 168 | 61,602 | 114 | 50,103 | 6 | 179 | 35 | 22,741 |
| 1967年1月 | 144 | 1,097,310 | 26 | 9,761 | 20 | 7,064 | 5 | 2,718 | 2 | 25 | 6 | 1,608 |
| 2月 | 155 | 1,099,875 | 48 | 14,721 | 26 | 4,778 | 18 | 8,609 | 2 | 84 | 7 | 1,608 |
| 3月 | 282 | 1,228,579 | 147 | 91,728 | 78 | 16,736 | 72 | 59,739 | 3 | 42 | 26 | 19,858 |

〔備考〕 1) 争議行為をともなう争議のうち，1争議で2以上の行為形態をともなう争議はそれぞれの形態で集計してあるので計は一致しない。
2) 労働省「昭和41年労働争議統計調査年報告」による。

議参加人員はどののびをみせなかったし，また，これらの組合が争議行為をおこなった場合にも，それは四時間未満のストや怠業の形をとったところから，労働損失日数はこれによって増加することがなかった。このため，総争議参加者のいちじるしい増加と対照的に労働損失日数が戦後最低に落ちるという現象も生じたのである。

そこで，こうした分析が正しいものとすれば，六六年の争議全体の特徴として，さらに次のことをつけ加えることができるだろう。それは，民間大企業労働者の賃金闘争がいくらか停滞するなかで，六六年の争議では公務員，公企体労働者の占める役割が増大し，政治的色彩をもつ争議が比重を強めたということである。

## 2　争議の形態、規模、要求と解決状況

### 争議形態と労働損失日数

労働省の統計では労働争議を次のように分類している。

- 総争議
  - 争議行為を伴う争議
    - 同盟罷業
    - 工場閉鎖
    - 作業停止争議
    - 四時間未満の罷業
    - 怠業
    - その他（業務管理等）
  - 争議行為を伴わないが第三者（労働委員会、労政職員等）が関与した争議

この分類にしたがって六六年の争議行為をともなう争議を各行為形態別にみると、この年の争議概況に見た以上の諸特徴は、いっそう浮彫りになる。

四時間未満の罷業と怠業は、件数、行為参加人員ともにいちじるしく増加して、最近五年間の最大の規模に達しているが、同盟罷業、工場閉鎖等の作業停止争議は、件数、行為参加人員ともに前年にくらべて減少している。そして労働損失日数は、戦後最低であった六三年さえも下まわり、争議一件当りの損失日数は二一九一日であった（第129表）。

第129表　直接労働損失日数

| | 総数 | 同盟罷業によるもの | 工場閉鎖によるもの | 争議一件当り損失日数 |
|---|---|---|---|---|
| 年 | 千日 | 千日 | 千日 | 日 |
| 1962 | 5,400 | 5,309 | 477 | 4,157 |
| 1963 | 2,770 | 2,717 | 114 | 2,568 |
| 1964 | 3,165 | 3,066 | 150 | 2,565 |
| 1965 | 5,669 | 5,475 | 247 | 3,677 |
| 1966 | 2,742 | 2,686 | 56 | 2,191 |

〔備考〕　労働省「昭和41年労働争議統計調査年報告」による。

### 争議の産業別・企業規模別分布

総争議の件数を大産業別に見ると、製造業と鉱業で減少したほかは、他のいずれの産業でも増大している。増大がめだつのは建設業、運輸通信業、電気・ガス・水道業、サービス業公務であり、他方、この数年らい総件数の過半数を占めていた製造業の比重は、四二・三%に低下している。またこれを運輸通信業が前年にひきつづいてその比重をいっそう高め、全体の過半数を占めたほか、建設業、サービス業、公務の比重がたかまっている（第130表）。

争議行為を伴う争議についても、大産業別に見るとほぼ右と同じような傾向が指摘できるが、このうち製造業についてさらに産業中分類別に見ると、件数、行為参加人員ともに増加したのは出版・印刷、機械、精密機器、武器その他の諸産業で、食料品、パルプ・紙、化学、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、電機、輸送用機器等の諸産業では、件数、行為参加人員ともに減少している（第131表）。

ところで、これらの諸産業にあらわれた争議の増加と減少という相反する二つの傾向は、これらの産業で主として大企業労働者が組織されているか、それとも中小零細企業労働者が組織されているか

第130表　産業別労働争議件数および参加人員（総争議）

| 産業 | 件数 | | 参加人員 | |
|---|---|---|---|---|
| | 1965 | 1966 | 1965 | 1966 |
| 全産業 | 3,051 | 3,687 | 8,975,083 | 10,946,667 |
| 農林漁業 | 14 | 39 | 525,069 | 580,687 |
| 鉱業 | 107 | 73 | 333,018 | 356,901 |
| 建設業 | 51 | 94 | 47,792 | 87,402 |
| 製造業 | 1,618 | 1,550 | 2,863,417 | 3,034,444 |
| 卸売・小売業 | 101 | 103 | 31,488 | 28,150 |
| 金融・保険・不動産業 | 60 | 63 | 41,072 | 68,452 |
| 運輸通信業 | 573 | 685 | 4,362,554 | 5,543,221 |
| 電気・ガス・水道業 | 40 | 79 | 250,910 | 190,836 |
| サービス業 | 262 | 461 | 160,426 | 384,334 |
| 公務 | 225 | 539 | 358,339 | 670,393 |

第131表　産業別労働争議件数および行為参加人員
（争議行為を伴う争議）

| 産業 | 件数 | | 行為参加人員 | |
|---|---|---|---|---|
| | 1965 | 1966 | 1965 | 1966 |
| 全産業 | 2,359 | 2,845 | 2,479,093 | 2,297,511 |
| 農林漁業 | 5 | 15 | 28,443 | 28,008 |
| 鉱業 | 98 | 69 | 154,425 | 147,879 |
| 建設業 | 46 | 79 | 20,422 | 38,351 |
| 製造業 | 1,281 | 1,126 | 1,420,422 | 1,091,018 |
| 食品 | 94 | 70 | 64,763 | 47,434 |
| 繊維品 | 36 | 40 | 38,128 | 20,168 |
| 木材・木製品 | 55 | 41 | 12,380 | 20,292 |
| パルプ・紙 | 50 | 32 | 43,498 | 23,333 |
| 出版・印刷 | 73 | 111 | 16,819 | 17,041 |
| 化学 | 143 | 98 | 134,986 | 90,701 |
| ゴム・皮革 | 31 | 35 | 37,681 | 31,208 |
| 窯業・土石製品 | 94 | 67 | 44,386 | 41,830 |
| 鉄鋼 | 39 | 49 | 125,193 | 51,637 |
| 非鉄金属 | 59 | 37 | 33,976 | 26,451 |
| 金属製品 | 85 | 72 | 52,756 | 51,411 |
| 機械 | 191 | 194 | 148,460 | 197,052 |
| 電機 | 122 | 95 | 430,455 | 285,202 |
| 輸送用機器 | 112 | 78 | 183,533 | 130,526 |
| 精密機器 | 42 | 48 | 17,663 | 34,401 |
| 武器その他 | 20 | 27 | 11,098 | 12,263 |
| 卸売・小売業 | 61 | 57 | 13,592 | 13,483 |
| 金融・保険・不動産業 | 38 | 53 | 10,756 | 16,505 |
| 運輸通信業 | 418 | 496 | 600,251 | 440,102 |
| 国有鉄道 | 5 | 7 | 16,215 | 22,577 |
| 民営鉄道 | 14 | 27 | 207,155 | 215,657 |
| 道路旅客輸送 | 208 | 270 | 114,960 | 90,415 |
| 道路貨物輸送 | 77 | 79 | 24,418 | 20,205 |
| 電気・ガス・水道業 | 31 | 73 | 78,164 | 71,887 |
| サービス業 | 158 | 340 | 62,886 | 185,259 |
| 公務 | 223 | 536 | 89,732 | 264,019 |

ということと、密接な関連をもって現象しているように思われる。いまその産業の組織労働者のうちに一〇〇〇人以上の企業規模の労働者が占める割合の多い順に従ってこれらの産業をならべてみると、上位九産業は、鉄鋼、電機、輸送用機器、化学、非鉄金属、パルプ・紙、ゴム・皮革、精密機器、食料品の順になるが、これは争議行為を伴う争議の件数・行為参加人員ともに減少した産業のリストとほぼ合致するからである（第132表）。

また、製造業だけに限らず、一般的に見ても、六六年中に大企業の争議が減少し、中小零細企業の争議が増加したことは、労働争議が発生した民間企業数を企業規模別に見た第133表によって確められる。六五年には、前年にくらべて、五〇〇人以上、一〇〇〜四九九人、九九人以下の各規模で争議が増大したが、とりわけ一〇〇〜四

**第132表** 製造業の単位労働組合員数に占める大企業組合員の割合

| | 総組合員数（A） | 1000人以上の規模の企業の組合員数（B） | B/A |
|---|---|---|---|
| 製造業 | 3,801,646 | 2,321,621 | 61.1 |
| 食料品 | 206,064 | 118,274 | 57.4 |
| 繊維 | 498,323 | 256,605 | 51.5 |
| 木材・木製品 | 52,325 | 7,592 | 14.5 |
| パルプ・紙 | 112,860 | 68,610 | 60.8 |
| 出版・印刷 | 126,502 | 42,004 | 33.2 |
| 化学 | 387,742 | 277,008 | 71.4 |
| ゴム・皮革 | 107,530 | 63,594 | 59.1 |
| 窯業・土石製品 | 167,726 | 86,290 | 51.4 |
| 鉄鋼 | 293,995 | 245,648 | 83.6 |
| 非鉄金属 | 109,016 | 72,435 | 66.4 |
| 金属製品 | 129,944 | 30,873 | 23.8 |
| 機械 | 339,549 | 164,960 | 48.6 |
| 電機 | 495,438 | 391,708 | 79.1 |
| 輸送用機器 | 482,567 | 365,481 | 75.7 |
| 精密機器 | 101,687 | 60,120 | 59.1 |
| 武器その他 | 65,339 | 27,331 | 41.8 |

〔備考〕 労働省昭和41年労働組合基本調査報告により作成

九九人規模の比重が高まった。六六年には、五〇〇人以上規模で減少し、それ以下の規模で増大したが、とりわけ九九人以下の小零細企業での争議がいちじるしく増大し、その年間総発生数にたいする比重はこの五年間の最高の三九・三%に達したのである（第133表）。

### 要求事項

労働争議のうち賃金増額を要求する争議の比重は年々高まってきたが、六六年は一〇・二一ストで公務員、公企体労働者が大幅賃上げを要求してたたかったためにそれはさらに増加した（第134表）。しかし民間企業での賃金増額要求争議の発生件数は、前年よりも減少していることが注目される（第135表）。他方

**第133表** 企業規模別労働争議発生民間企業数および構成比の推移（総争議）

| 年 | 合計 | | 500人以上 | | 100～499人 | | 99人以下 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1962 | 4,194企業 | (100.0)% | 1,286企業 | (30.7)% | 1,303企業 | (31.1)% | 1,606企業 | (38.3)% |
| 1963 | 3,939 | (100.0) | 1,304 | (33.1) | 1,236 | (31.4) | 1,332 | (33.8) |
| 1964 | 4,039 | (100.0) | 1,153 | (28.5) | 1,329 | (32.9) | 1,547 | (38.3) |
| 1965 | 5,116 | (100.0) | 1,631 | (31.9) | 1,811 | (35.4) | 1,674 | (32.7) |
| 1966 | 5,591 | (100.0) | 1,562 | (27.9) | 1,833 | (32.8) | 2,196 | (39.3) |

〔備考〕 企業規模不明があるため合計と規模別の計とは一致しない

**第134表** 主要要求事項別労働争議発生件数の推移（争議行為を伴う争議）

| 年 | 要求事項総数 | 賃金増額 | 臨時給与金 | 解雇反対 | 事業休廃止または操短反対 | 労働時間 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1962 | 1,761 (100.0)% | 923 (52.4)% | 544 (30.9)% | 74 (4.2)% | 13 (0.7)% | 13 (0.8)% | 40 (2.3)% |
| 1963 | 1,476 (100.0) | 644 (43.6) | 588 (38.8) | 47 (3.2) | 13 (0.9) | 20 (1.4) | 24 (1.6) |
| 1964 | 1,837 (100.0) | 855 (46.5) | 608 (33.1) | 47 (2.6) | 14 (0.8) | 30 (1.6) | 65 (3.5) |
| 1965 | 2,469 (100.0) | 1,378 (55.8) | 636 (25.8) | 67 (2.7) | 29 (1.2) | 39 (1.6) | 69 (2.8) |
| 1966 | 2,828 (100.0) | 1,624 (57.4) | 514 (18.2) | 62 (2.2) | 36 (1.3) | 11 (0.4) | 433 (15.3) |

〔備考〕 1）「その他」とは同情ストおよび政治ストである。 2） 上記6項目以外の要求項目があるので，要求事項総数と要求事項別の合計とは一致しない。

**第135表**　企業規模別，主要要求事項別労働争議民間企業数（争議行為を伴う争議）

| 年 | 規　模 | 企業総数 | 賃金増額 | 臨時給与金 | 解雇反対 | 事業休廃止または操短反対 | 労働時間 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1965 | 総　数 | 4,411(100.0) | 3,080(69.8) | 938(21.3) | 73(1.7) | 30(0.7) | 221(5.0) | 52(1.2) |
| | 5000人以上 | 258(100.0) | 168(65.1) | 39(15.1) | 3(1.2) | 8(3.1) | 21(8.1) | 2(0.8) |
| | 500～4999人 | 1,204(100.0) | 823(68.4) | 162(13.5) | 8(0.7) | 10(0.8) | 123(10.2) | 17(1.4) |
| | 100～499人 | 1,585(100.0) | 1,101(69.5) | 361(22.8) | 19(1.2) | 8(0.5) | 46(2.9) | 22(1.4) |
| | 99人以下 | 1,364(100.0) | 988(72.4) | 277(20.3) | 43(3.2) | 4(0.3) | 31(2.3) | 11(0.8) |
| 1966 | 総　数 | 4,688(100.0) | 2,872(61.3) | 782(16.7) | 68(1.5) | 33(0.7) | 10(0.2) | 746(15.9) |
| | 5000人以上 | 215(100.0) | 101(47.0) | 67(31.2) | 2(0.9) | 8(3.7) | 2(0.9) | 13( 6.0) |
| | 500～4999人 | 1,185(100.0) | 733(61.9) | 248(20.9) | 16(1.4) | 13(1.1) | 5(0.4) | 126(10.6) |
| | 100～499人 | 1,555(100.0) | 909(58.5) | 274(17.6) | 17(1.1) | 6(0.4) | 2(0.1) | 290(18.7) |
| | 99人以下 | 1,735(100.0) | 1,129(65.1) | 193(11.1) | 33(1.9) | 6(0.3) | 1(0.1) | 317(18.3) |

〔備考〕 1)　企業規模は企業常用労働者規模で示してある。
2)　1企業で甲乙の差がつけがたい2以上の要求事項のあるものは重複して計上してある。
3)　「その他」とは政治的要求であり，この6項目以外にも要求事項があるため，要求事項別の計と総数とは一致しない。
4)　（　）内は総数にたいする構成比を示す。
5)　労働省「労働争議統計調査年報告」により作成。

**第136表**　春季賃上げ争議の企業規模別労働争議発生民間企業数

| 年 | 合　計 | 5000人以上 | 1000～4999人 | 500～999人 | 100～499人 | 99人以下 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1965 | 2,139 | 130 | 376 | 241 | 794 | 598 |
| 1966 | 2,076 | 97 | 363 | 260 | 740 | 616 |
| 対前年増減率 | | △25.4 | △3.7 | 7.9 | △6.7 | 3.0 |

〔備考〕 1)　2～4月間に発生した賃上げ争議を集計している。
2)　企業規模は常用労働者規模で示してある。
3)　昭和40及び41年の「労働省労働争議統計調査年報告」によって作成。

る争議がおこなわれた企業数の占める割合らべていちじるしく低い。これにたいして、額要求の争議企業数がふえたばかりか、争政治要求を掲げる争議（「その他」の項）が、一〇・二一ストに関連していちじるしく増加しており、この点は民間企業においても異なるところはなかった。

しかしここでめだつのは、争議件数全体についても、要求事項別の争議件数についても、企業規模のちがいによってはなはだしく異なる傾向を示していることである。

六六年中に争議がおこなわれた民間企業数は、五〇〇〇人以上の規模では明らかに減少し、九九人以下では大幅に増加したが、さらに賃金増額要求の争議がおこなわれた企業数については大幅に減り、臨時給与金をめぐっての争議がおこなわれた企業数がふえ、「その他」つまり政治的要求を掲げる争議がおこなわれた企業数の占める割合は、他の規模の場合にくらべていちじるしく低い。これにたいして、九九人以下では賃金増額要求の争議企業数がふえたばかりか、争議企業数の一八・三%で

向は、明瞭である。

こうして、大企業では賃上げ争議が後退するとともに、政治的要求を掲げる争議も不活発であったのにたいして、中小零細企業労働者は六六年に賃上げ争議を激しくたたかったばかりでなく、政治的要求を掲げる争議においてもきわめて活発な動きを示したのである。

また近年増加傾向を示していた労働時間をめぐる争議は、六六年には大幅に減少した。

### 争議の解決状況

六六年中に解決した争議行為を伴う争議を争議継続期間別に見ると、一〇・二一ストを中心にした秋期闘争で短時間の職場大会などによる争議が多かったことから、五日以下のものが異常なほどの増加をしめしている。他方長期をうけて、六五・七%にとどまって減少しているものの、最近五年間とくらべてみると、けっして少なかったとは言えない。三一日以上のものは、前年をのぞいてどの年よりも多かったのである（第137表）。

また六六年中に解決した争議を解決結果別にみると、第138表のとおりであるが、六一年いらい一貫して低下しつつあった要求貫徹に妥労（妥労とは労働者側の要求が五〇%以上とおったものを言い、妥使とは五〇%未満しかとおらなかったものを言う）を加えたものの全体に占める割合は、六五年にいちだんと低下したあと政治的要求を掲げる争議が一〇〇～四九九人規模では、賃金増額要求の争議企業数は前年よりも約一割減ったが、これまた争議企業数の一八・七%で政治要求を掲げた争議がおこなわれている（第135表）。

第136表は六六年春闘の賃上げ争議がおこなわれた民間企業数を企業規模別に示したものであるが、ここでも五〇〇〇人以上規模と九九人以下規模の示す右にのべた対照的傾

第137表　継続期間別争議解決件数の推移
（争議行為を伴う争議）

| 年 | 合　計 | 31日以上 | 6～30日 | 5日以下 |
|---|---|---|---|---|
| 1962 | 1,667<br>(100.0)% | 341<br>(20.5)% | 784<br>(47.0)% | 542<br>(32.5) |
| 1963 | 1,383<br>(100.0) | 272<br>(19.7) | 718<br>(51.9) | 393<br>(28.4) |
| 1964 | 1,712<br>(100.0) | 380<br>(22.2) | 813<br>(47.5) | 519<br>(30.3) |
| 1965 | 2,302<br>(100.0) | 600<br>(26.1) | 1,042<br>(45.3) | 660<br>(28.7) |
| 1966 | 2,783<br>(100.0) | 401<br>(14.4) | 787<br>(28.3) | 1,595<br>(57.3) |

第138表　解決結果別労働争議解決件数（妥議行為を伴う争議）

| 年 | 合計 | 貫徹 | 妥協 | | | 不貫徹 | その他 | 貫徹＋妥労の占める割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 計 | 妥労 | 妥使 | | | |
| 1962 | 1,667 | 46 | 1,494 | 1,192 | 302 | 115 | 12 | (74.8) |
| 1963 | 1,383 | 17 | 1,309 | 982 | 327 | 53 | 4 | (72.4) |
| 1964 | 1,712 | 45 | 1,500 | 1,120 | 380 | 108 | 59 | (70.4) |
| 1965 | 2,302 | 30 | 1,831 | 1,206 | 625 | 41 | 400 | (65.0) |
| 1966 | 2,783 | 31 | 1,455 | 1,002 | 453 | 86 | 1,211 | (65.7) |

〔備考〕　貫徹＋妥労の占める割合は「合計」から「その他」をひいた数にたいする割合である。

# Ⅳ　労働組合の賃金政策

概要□一九六七年春闘――労使の見解／要求内容／妥結内容・問題点／最低賃金制闘争

## 概要

一、六六年春闘が不況下の春闘であったのにたいし、六七年春闘は好況下の春闘であった。総評・中立労連春闘共闘委は、日本経済の客観的条件が高賃金時代への移行を可能ならしめている点を強調、一万円賃上げに象徴される高賃金要求を傘下組合によびかけ、一方、同盟は「現行賃金水準をほぼ七～八年で実質的に倍増」することを目途に、本年は物価上昇分五％、六七年度の実質経済成長率にみあう賃上げ分一〇％、計一五％の賃上げを主張した。一方、日経連は資本自由化にともなう経済・経営状勢のきびしさを理由に、「企業に実力を、賃上げに節度を」というかまえを示した。

一、春闘共闘委の方針の故もあり、公労協の一万～一万五〇〇円要求はじめ、春闘共闘委傘下各単産の賃上げ要求は昨年度より高額化する傾向がみられたが、春闘相場に大きな影響をもつ単産の中でも鉄鋼、電機、造船等あまり要求を高額化していないところもある。要求形式は一律定額プラスアルファが依然中心的であるが、これは賃金体系改悪にともなう差別拡大反対と若年労働者層の闘争意欲を十分にくみ上げるためのものといわれている。さらに多くの単産で産業別最賃が要求され、また学歴別初任給、一人前労働者の賃金、年齢別最低保障、退職金、定年延長、時間外割増等の諸要求が

それぞれの単産によって取り上げられた。

一、春闘妥結額は、平均でおそらく四〇〇〇円台、賃上げ率で一二%台に上がるものとみられ、金額では史上最高、賃上げ率では六一年春闘につぐ結果になると考えられている。しかし、賃上げとひきかえに種々の合理化、とくに安定賃金と職務・職能給化が資本側より提案される傾向が強く、春闘共闘委はそのほとんどを防いだと主張しているが、やはり一部の企業では強行されたとみてよい。

一、最賃制闘争は六六年春闘における三月二九日のストライキについで、公務員共闘の賃上げ闘争を主軸とする六六年一〇月二一日の統一実力行使がたたかわれたが、六七年春闘においては、全体として賃上げ闘争に大きな実力行使がなかったこともあり、かならずしも大きな盛り上がりがあったとはいえない。闘争の中心は、最低賃金審議会ボイコットその他を通じての審議会の中間答申反対闘争におかれ、なお闘争がつづいている。重要なもう一点は春闘において私鉄総連が産業別最賃協定を獲得したことで、これからの最賃闘争のあり方にあたえる影響が注目される。

## 1　一九六七年春闘

### 労使の見解

〔総評・中立労連春闘共闘委員会〕は、六六年一一月「一九六七年賃金白書」を発表した。六六年白書が「不況下の春闘」であることをはっきりと認め、資本家の「労働者の犠牲による不況対策」に反対し、生活防衛をスローガンとしたのにたいし、今回の白書は短期的には好況、長期的には高賃金時代到来という主張を背景に、大幅賃上げをよびかけている点が特徴的である。すなわち短期的には、当面の好況、雇用の好転、依然としてつづく消費者物価上昇の動向等の客観的条件、六六年春闘で培われた賃金闘争の確信という主体的条件、以上両面にわたって大幅賃上げ闘争成功の条件がととのってきていることを指摘、長期的には、現状の低賃金水準、物価上昇、生活様式の変化にともなう労働者の賃上げ要求の増大、労働者階級の主体的力量の強化等の事情から、日本の資本主義は従来のように低賃金を前提とすることが許されなくなったと、高賃金時代への移行を展望している。そうしてそのような背景のもとに「組合指導部が積極的に賃金闘争にとりくむ決意と姿勢を示すこと」が決定的に重要だとし、「一万円賃上げに象徴される高額要求をよびかけ」、さらに労働者状態を根本的に改善するためには、企業内、産業内の賃金闘争だけでは不十分であり、どうしても全国一律最低賃金制確立、社会保障制度の拡充、独占物価の引き上げ反対、減税要求、ストライキ権の奪還をはじめとする権利闘争、労働時間短縮闘争等を賃金闘争に結びつけ、階級的な統一闘争をおこなう必要のあることを強調している。同時に、これからの春闘では資本家は「賃上げでだしたものを合理化でとりかえす」政策を強めてくるから、合理化反対闘争を強化しなければならない旨を指摘している。だいたい以上が総論で概括的にのべられ、各論ではそれが実際的に裏付けられている。高賃金時代到来を展望する今回の白書の主張は、日本資本主義の構造的矛盾、それにもとづく構造的不況と

いう従来の主張とかなり肌合いを異にしており、どちらかといえば、いわゆる「構造改革的」発想を強めたものといってよい。この点はインフレ政策、ベトナム特需などの影響についての分析が不十分であるとの組合内部における批判とも関連しているといえよう。

〔同盟〕は六六年一二月に「一九六七年度賃金白書・生活向上と賃金引き上げの闘い——高成長と均衡経済を求めて——」を発表した。その基本的考え方は従来の主張とほとんど等しく、「当面わが国経済の長期的な展望に照応して、現行賃金水準をほぼ七～八年で実質的に倍増し、西欧先進諸国の現行水準に到達させる」とするものである。このような立場から六七年度約一五%の賃上げ要求を主張、その理由として四一年度の物価上昇五～六%、四二年度の実質経済成長率に見合う賃上げ分約一〇%をあげている。同盟の賃金白書に特徴的なのは、第一に、賃金要求がその「高成長均衡経済への政策要求」に結びついている点で、佐藤内閣の「安定成長政策」に反対し、「高賃金・高成長」政策を主張している。第二は「賃金体系近代化」を強調している点で、「賃金体系については、労働者の生活の保障を確保するとともに、漸次同一労働同一賃金原則をとり入れつつ近代化をはかる」との立場から、「本来の職務給の考え方に賛成」し、職務給の漸進的導入を推進することを主張している。

〔日本経営者団体連盟〕は六七年一月「企業に実力を、賃上げに節度を」という副題をもった「自由化の新段階と賃金問題」を発表したが、そのなかで、賃上げが妥当である場合の条件として、景気動向・経営の実勢、勤労者の生活実態、人手不足などの雇用情勢、物価問題の四点を指摘、さらにそのなかでも、もっとも根本的な問題として第一の経済・経営状勢をあげ、その内容として「(イ)今回の景気上昇は、国債発行、ベトナム特需に支えられた不安定なものであること、(ロ)倒産激化、経営体質の悪化をはじめ、景気回復後一年もたたぬ間に、はやくも貿易収支が不安となるなど予断を許さぬ情勢が生じていること、(ハ)企業は収益力、体質において弱体化したまま、国際経済において資本自由化という重大な段階をむかえようとしていること、など困難な諸情勢」を指摘している。そうしてその「賃金決定の基本的態度」として次の五点を主張しているような立場から、「賃金決定の基本的態度」として次の五点を主張している。第一は、「本格的な国際競争下にあって『企業に実力をつける』ことを基本の態度とすること」であって、具体的には企業の「蓄積などを勘案しつつ、労働分配率あるいは売上高人件費比率の適正な枠を定め、賃上げに節度をもたせるとともに、雇用面の少数精鋭化をはかるなど、適切な管理を実行する」ことである。第二は、個別企業だけの利害から賃上げを認めるのでなく、「国民経済的視点に立つ配慮を行な」って、賃上げに節度をつけることであり、第三は「長期安定賃金の促進」、第四は「賃金・物価悪循環論」の理論的立場からの物価上昇をもたらさないための賃金上昇の抑制、第五は、職務・職能給化の推進と能力主義人事管理の強化を内容とする「能力主義管理の徹底」である。

春闘共闘委賃金白書および同盟賃金白書（要旨）は次のとおりである。

【一九六七年賃金白書】総論（総評・中立労連春闘共闘委員会）

1　六七年春闘をめぐる情勢

六六年春闘は不況のさなかに闘われ、しかも前年および前々年と同額あるいはそれ以上の賃上げをとることができた。（中略）六七年春闘は、こういう実績の上に闘うのだが、それは前年にくらべれば遙かに客観的条件は

有利になり、主体的条件もととのってきている。まず、四〇年末を底として生産はふたたび拡大に転じ、その後上昇をつづけている。在庫指数は依然として高い水準にあるが出荷は増加しつづけている。設備投資も中小企業を中心として拡大の傾向をみせ、やがて大企業に波及する形勢にある。日本経済は好況の過程をたどり、この傾向は、すくなくとも来年上半期まではつづくものと考えられる。われわれは、不況ならば賃上げができないが、好況ならできるというように、景気のよしあしによって賃上げが左右されるものと考えてはいない。しかし、好況期には労働者のなかに企業意識がつけこむ余地がすくないし、一般的にいって賃金闘争がやりやすい条件であることはいうまでもない。労働情勢についてみると、まず雇用が好転している。四一年の前半をつうじて常用雇用は停滞をつづけてきたのだが、八月以降、主として大企業における新規求人の増加が目だってきている。新規学卒にたいする求人増加は、四一年においては上昇率が鈍化した初任給をふたたび急上昇させる条件をつくっているし、さいきん目立ってきている定年制の延長にみられるように、全般的に労働市場の逼迫の度合いがすすむ情勢にある。それは賃金引上げに決定的ともいえるほどの好条件がつくられているということである。一方、労働者の仕事と生活は、改善のテンポがおそく、部分的には悪化さえしてきている。不況の間に新採用のストップ、首切りによって縮小した人員のままで、景気の好転にともない生産を急増させたために、残業はふえ労働強化はすすんでいる。求人増加の反面中小企業の倒産はいまにいたるまで増加の一途をたどっているし、中高年齢層を中心とした労働者の首切りもひきつづいている。消費者物価は三五年いらい止むことをしらなかったが、四一年下期においては上昇率がにぶった。しかし生鮮食料品の値上がりがとまっただけであって、その他の費目の対前年上昇率は、前年の上昇傾向を上まわるほど高い。このことは消費者物価の動向が基調において依然として騰勢にあることをしめすものである。（中略）職場や家庭においては労働はきつくなり、生活はますます苦しくなってくるだろう。こうして昨春闘に見られた以上のはげしい闘いのエネルギーが蓄積され、昨春闘で培われた「賃金闘争の確信」もつよい。政府自民党の汚職、腐敗は国民の指弾の的となってきているのである。

2　より大きな要求、より大きな獲得

（中略）六七年春闘を組織するにあたって、決定的に重要なことは、組合指導部が積極的に賃金闘争にとりくむ決意と姿勢をしめすことである。幹部の決意は職場にウッ積している合理化にたいする反発、高物価・低賃金についての不満、労働時間短縮、労働条件の向上、権利の伸長をもとめる労働者の意欲をかきたて、賃金闘争にたいする確信をもえたたせて大衆的なエネルギーの高揚をつくりだす強じんな闘いを組織することができる。

われわれが一万円賃上げに象徴される高額要求をよびかけるのは、賃金闘争の準備過程において、幹部が従来よりもより大きな要求をきめるように提案することが、まず幹部の積極的な姿勢を大衆の前にしめすことになるからである。（中略）多くの組合がそれぞれの要求をきめるには、それぞれの事情があるのだから、画一的にはいかないけれども賃金闘争の好条件にある六七年春闘ではいずれのグループに属する組合でも、従来よりも、「より大きな要求」をきめるように提案してほしいということなのである。（中略）

労働者の要求はただ物価騰貴においつく賃上げではなくて、それ以上にあたらしい生活様式を享受し、生活を豊かにするために、いままで以上の高額賃上げをのぞむつよいエネルギーをもっているのである。こんご要求額は高まりこそすれ、低められるはずはない。こうして、賃金要求は高められ、高額賃上げの積みかさねはやがて日本が低賃金国から脱却して、より高い賃金へ移行する途をひらくことになる。日本の資本主義はながく低賃金と過長労働時間をテコとして発展してきた。生産の急速な増大、高度成長、高蓄積は低賃金体制の維持を根幹とする財政・経済諸政策に依存してきたのである。しかし、これからは、そうはいかなくなる。独占資本とその政府が望まないとしてもこれからの日本の経済は、低賃金を前提とすることは許されなくなってくるのである。それは、春闘共闘のもつ組織力が強化されただけでなく、春闘のおよぼす影響が他の組織労働者、未組織労働者、農民・市民にたいしても広範、強大になってきているからであ

る。すなわち、一九五五年の八単産共闘では、わずかに七〇万人の闘いであったものが、六六年の春闘共闘に参加した労働者は七〇〇万人をこえ、春闘共闘には参加しないが、ほぼ同じ時期に賃上げをたたかう労働者をふくめれば八五〇万人の賃金闘争が闘われるようになってきているのである。これは、全組織労働者の一一〇〇万人のほぼ八〇%にあたる。そして春闘の結果は、三〇〇〇万人におよぶわが国の雇用労働者の賃金に直接、間接に大きな影響力をもつ。このことは、組織率のひくい中小企業労働者の賃金が、ほとんど組織されている大企業の賃上げに追随し、ときには大企業のそれを上まわる賃金上昇をみせていることからもうかがうことができる。それはちょうど、郵便ハガキは大企業でも中小企業でも七円であるように、労働力という商品についても、中小企業だから安くても構わないという考え方はしだいに通用しなくなってきているということである。大企業は、むろんのこと、中小企業でも低賃金に依存する企業経営はゆるされなくなるのだし企業のワクをこえた独占資本と政府の財政経済政策も低賃金、低所得を前提にしておこなうことは不可能になってきているのである。しかも雇用労働者は全勤労者の六〇%をこえるほどに増大してきた。農民の低所得が日本の勤労者の低賃金・低生活水準を規制していた時代から、今後は雇用労働者なかんずく組織労働者の賃金が国民の生活水準を規定するように変わっていくだろう。賃上げ闘争は国民生活の向上とつながっているのである。より高い賃金の獲得への展望は、国民の勤労所得がたかまり、高い個人消費によって日本の経済が支えられる時代ということでもある。低賃金による輸出第一主義はなりたちえなくなり、国内市場における個人消費の増大に依存する経済の時代がつくられようとしているのである。われわれは現在の低賃金時代からぬけだし、より高い賃金の時代へと移行する展望をもって春闘を組織しようとしているのである。高額賃上げ要求の拡がりは、こういうあたらしい時代のはじまりを示しているのである。

3　より高い賃金を獲得する諸要求

（中略）賃金闘争は基礎的な要求である。賃金のひきあげはどの労働者にも共通する要求であり、労働者が統一をつよめて闘える要求だからである。しかし、われわれが労働者状態を根本的に改善するためには、企業内、産業内の賃金闘争だけではたりない。その意味で賃金闘争は、基礎的な要求であるとともに初歩的な要求であり、われわれは賃金闘争を発展させて、より階級的な諸闘争をつよめていかなければならない。たしかに、組織労働者の賃上げが、未組織をふくめて全労働者の賃金に影響をもつようになってはきたが、その影響力を一層つよめ定着させるためには、未組織労働者の賃金を法的に規制する全国一律最低賃金制確立、社会保障制度の拡充、独占物価の引上げ反対、減税要求、ストライキ権の奪還をはじめとする権利闘争の重要性は大きいのである。とくに社会保障については、われわれの闘争力の不十分さもあって、厚生年金、労災保険をはじめとしてむしろ改悪がひきつづいているし、政府はさらに来春から大規模な社会保障制度のきり下げをおこなおうとしている。社会保障はいまや、掛金は増加し、給付はきり下げられ、労働者の所得を実質的に低下させる手段となっている。税制についても法人税、事業税に対して勤労所得税はあきらかに過重である。重税は政府が国民所得における税負担率を一八%から二五%にひき上げるという長期構想をもっているように、物価上昇とともに国民の生活を圧迫している主因なのである。これからの賃金闘争は名目賃金の引上げだけではたりない。この春闘においては労働者階級全体の実質賃金をひき上げ勤労国民の生活を向上させるために最低賃金制、社会保障、減税、物価ひき上げ反対などの闘いをつよめなければならない。日本の労働運動は、戦後二〇年の経験をつうじて強大なものになってきた。賃金闘争も産業別共闘、ストライキの戦術も大きく発展した。この積極面に対するわれわれの弱点は、企業内の賃金闘争は組織できても全労働者の状態を根本的に改善する階級的な闘争が十分に発展しえないところにある。それは、何よりも労働運動が企業内にとじこもっていたのでは、日本の低賃金を根本から克服することがむずかしいだけではなく、より階級的な諸闘争をになう闘争というその基礎的な任務だけではなく、よりことができないからである。この点われわれが企業意識の圧力に妥協しすぎていて、階級的な教育活動を正面からとりあげる点に不十分さがあったといえるだろう。そして、そこに全国一律最低賃金制や社会保障制度の確

立、独占物価のひき上げ反対、減税、権利の伸長、労働時間短縮などの闘争が定着しない原因もあるとおもわれるのである。われわれは、大幅賃上げという基礎的な要求から出発して全体としての労働者の地位を向上させるような階級的な教育と、それにもとづく諸闘争への発展を、六七年春闘を契機としてつよめていかなければならないのである。それが、日本の低賃金構造を根本から克服する道に通ずるのである。

4　独占資本の合理化攻撃と闘う春闘

（中略）政府の経済計画においても年率八%程度の成長が見込まれ、そのために毎年五%程度の消費者物価の上昇が予定されているという事情のもとでは、これからの賃金ひき上げの闘争に対してゼロ回答ですませられないことは資本家たちも承知のことなのである。そこで、これからの春闘での資本の労働政策は、日経連のいうギブ・アンド・テイクつまり賃上げでだしたものを合理化でとりかえすということになる。（中略）このことは、賃金がたかまれば高まるほど資本の合理化がすべての面にわたってつよめられるのだから、組合がこれにたちむかえるような組合員の自発性を尊重した階級的な労働運動を職場から強化していかなければならないということである。

【一九六七年度賃金白書】（同盟）

――生活向上と賃金引上げの闘い――1　賃金闘争の基調と長期目標

（中略）われわれは賃金引上げと近代化の闘いの基調を以下の通りに定める。①われわれは当面わが国経済の長期的な展望に照応して、現行賃金水準をほぼ七～八年で実質的に倍増し、西欧先進諸国の現行水準に到達させる。このためわが国労働者をすべて包含する具体的な長期賃金計画および産業別に展開した産業別長期賃金計画を策定し、毎年の賃金引上げはこれら計画を基として要求し、獲得して行くものとする。この場合、消費者物価の上昇分は実質賃金水準の維持確保のため当然右に加算されねばならない。②　賃金体系については、労働者の生活の保障を確保するとともに漸次同一労働同一賃金原則をとり入れつつ近代化を図る。また、企業内外の不適正な各種格差を縮小、排除し、横断的な賃金率の形成に努力する。③賃金引上げの闘いを支える実力を培養強化しつつ、これを背景とする団体交渉を展開する。とくに産業別労働組合を主体とし中央、地域経営者団体、および個別経営者との組織的統一団体交渉方式の確立をはかり、組織力を最大限に発揮して闘う方向へ前進をはかる。④　争議権を制約するスト規制法を撤廃させるとともに、公務員における人事院制度や公企体の仲裁機関については、団体交渉権あるいは争議権に代わるものとしての充分な機能の確立を要求し、官公労働者の地位にふさわしい賃金をはかいとる。⑤　労働者の年間総賃金収入のより安定的な確保と一層の引上げを考慮し、期末一時金を定期の賃金とし獲得する。また長期賃金計画の一環として期末一時金制度の改善方針を検討する。⑥　産業別最低賃金協定を闘いとるとともに、最低賃金法の抜本的改正を進めて、本格的最低賃金制度の確立をはかる。（中略）

2　賃上げ要求の根拠

（中略）本年度においては約一五%の賃金の引上げを要求し獲得する。要求の第一の根拠は四一年度における消費者物価上昇分のスライド・アップである。消費者物価指数は四一年度の年間を通じて対前年度五～六%の上昇が予想される。（中略）四二年度においても根本的な政策の切り換えが行なわれない限り、物価とくに消費者物価の抑制は困難とみなければならない。ここにおいてわれわれは自らの生活を防衛し、現行賃金水準の実質価値を維持するための最低限の手段として、四一年度の消費者物価上昇五～六%に相当する賃金スライド・アップを要求するものである。要求根拠の第二は四二年度の実質経済成長率に見合う一〇%の賃金引上げである。わが国の経済は四〇年の不況を脱して、いまやゆるやかではあるが景気上昇を続けている。そして四二年度の経済はほぼ誤りなくこの景気上昇の延長線上にあると見ることができる。（中略）総合的にみて四二年度は四一年度をやや上廻る約一〇%の実質成長率となるであろう。われわれの要求根拠の第二はこの一〇%をとったものである。四二年度において経済成長率が実質一〇%に達するとするのは国民経済全体にわたる巨視的な見通しである。このような予測が得られるのは微視的な企業段階において経営の好転が期待できることを意味する。四一年九月期決算による企業の業績は景気の回復、上昇を反映して好転を見せ増収、増益となったが、とくに増収率

に比べて増益率が極めて大きい。（中略）企業におけるこれらの構造的変化は当面逆転することはあり得ず、今後景気上昇によってますます売上高が伸びて行けば、損益分岐点が低位に止まるのであるからそれはそのまま収益の増大につながってこよう。このようにして四一年下期および四二年度の企業経営は本格的な大幅増益を実現することは間違いない。微視的な企業段階での一般的動向は以上の通りではあっても、産業や企業によっては必ずしも明るい面だけではない。景気上昇期にあるにかかわらず、なお継続発生している月五〇〇件を超える高水準の企業倒産を頂点として、経営に行きづまりを来たしている中小企業や斜陽産業が一部に残っているが、これらの産業や企業については国による根本的な構造改善政策や助成策を施して再建と近代化への途を求めなければならない。しかしながらこの場合においても労働力の供給不足経済への移行を反映して、賃金は企業内要因をのりこえ社会的水準において決定される傾向を強めており、われわれは経営不振の企業体のもとにある労働者の賃金についても、とくにその低賃金性にかんがみ社会的水準すなわち国民一般の所得の上昇に見合って決定されるべきであるとする立場から、ここに定めた要求を打ち出して行く方針である。（中略）

3　高成長均衡経済への政策要求

われわれは政府に対して〝高成長均衡経済〟の達成を要求している。これは昨年度要求の高度安定成長路線と基本的に異なるものではないが、とくに政府の新経済計画が「均衡経済」といい、また「経済の効率化」を打ち出しているのに対して、その基調をなしているものが佐藤内閣の安定成長政策、つまるところ低成長政策の衣替えしたものに過ぎなかったり、かつ大資本優先の経済効率化となることに反対し、経済の均衡化、効率化がより高い成長のもとで達成されるべきことを主張したものである。（中略）われわれは本年の賃金引上げの闘いに当って、併行して高成長均衡経済政策の実現を要求し、賃上げ成果の一層の拡大を期さねばならない。賃金と物価の関係から、賃金の上昇を生産性向上の枠内に抑制しようとする所得政策やガイド・ポスト政策の主張が依然として政府・財界に根強い。われわれは、結局は賃金抑制政策に通じる所得政策等には強く対決して闘うものである。（中略）

4　賃金体系近代化と個別賃金

（中略）われわれは、わが国の現行の低い賃金水準のもとではこれを一挙に同一労働同一賃金体系に切り換えることは不可能であり不適当であるので、むしろ年功序列給のもつ生活給的側面を整備しつつ、漸次同一労働同一賃金原則を採り入れて行くことを要求する。そのためにはすでに賃金構造の傾向的な変化に見られるように若年層労働者の賃金を相対的に大幅に引上げ、年齢による傾斜を漸進的に緩和すること、あるいは職務や熟練を反映する賃金体系を逐次導入することが必要であり、また横断的にも初任給水準の一層の引上げ、標準者賃金の確保・統一最低賃金制の確立、その他社会保障の分野における児童手当制度の制定等を要求する。（中略）

われわれは同一価値の職務が同一労働を実現する限りこれを同一賃金とする本来の職務給の考え方には賛成である。（中略）

われわれは現行賃金体系を漸次職務や熟練を反映した体系へ移行せしめるべきであるとする立場から、このような方向に正しく沿うものであり限り職務給の漸進的な取り入れに賛成であり同一労働同一賃金原則への接近であり横断賃金率の形成は大づかみには同一労働者から中高年労働者への横断的な賃金率の形成を助長・促進することとしそのための手段としてそれぞれの賃金体系に応じた標準者を設定しその賃金率を明示した協定を行ないこれを産別組合の統一方針のもと漸次横断的に統一して行くこととする。

**要求内容**

六七年の春闘共闘委賃金白書は、六六年春闘における要求額について、「大まかにみて、九〇〇〇円、八〇〇〇円前後のグループと、六〇〇〇円、五〇〇〇円前後のグループとの二つになっている。そしてこの要求額はこの二、三年ほとんど固定している」と指摘し、同時に「一万円賃上げに象徴される」ような高額要求をよびかけている。六七年春闘の要求額はこの二グループの前者に当たるものから、いっそう高額の要求が出る傾向が強

く、単産によって要求金額に大きな差異が生じている。民放労連の一万五〇〇〇円一律引き上げ、公労協の一万～一万五〇〇円、日放労、炭労の一万円、等がいわゆる一万円要求を形成し、私鉄の八〇〇〇円以上、合化の七～八〇〇〇円、紙パの六～八〇〇〇円等が中間をしめ、鉄鋼労連、全造船、電機労連等が五〇〇〇円台でもっとも低い。鉄鋼や電機産業の賃金決定が六七年春闘相場にあたえた巨大な影響を考えると、この点は注目に値する。きわめて多くの単産が産業別最低賃金（だいたい二万円）を要求しているが、これと結びつけられた形で、学歴別初任給（私鉄、合化、ゴム労連、電機労連、全石油等）や特定年齢の一人前労働者の賃金（合化、化学同盟等）の設定を要求しているところもある。初任給要求の中では、私鉄の職種別初任給の要求（バス運転者初任給、ハイタク運転者初任基本給）が特徴的である。賃上げ額の配分には、平均賃上げ額と初任給レベルのみ示してそれ以上は単位組合に委せて統一要求しないもの、一律定額分プラスアルファの形のもの、定額と定率を組み合わせたもの等があり、年齢別最低保障賃金も依然健在といってよい（国鉄、合化、全石油、全鉱その他）。賃上げ要求と結合した経済的・政治的な種々要求が春闘には出されている。賃金に直結したものでは、退職金（鉄鋼、紙パ、炭労等）、一時金（機電労連）、定年延長（全金、全造船、合化、全石油、紙パ等）等があるが、もっとも多いのは時短（鉄鋼、電機、全金、全造船、全国ガス、全石油、食品労連、紙パその他）である。さらに時間外割増率や深夜勤割増率の引上げ、労災補償の企業附加給付の要求（紙パ、鉄鋼等）も忘れられてなるまい。春闘の一翼をになった全日海の闘争は、労働協約の全面的改訂という形態をとっているため、賃金に直接、間接関係しているものだけみても多岐にわたっているが、中心的なものは平均五六〇〇円の賃上げで（ただしそのはねかえり分を含めるとかなりの金額になると一般にいわれている）、それに関連して時間外手当の割増率、有休、定員等が問題になっている。以上は、単産の統一要求であって、実際に要求提出をおこなう単位組合の要求は、これを基準として具体的な個々の単位組合の事情が加味されて作成されている。単位組合の要求は一般に単産段階の要求基準に比して、賃金体系面にかかわる事項がふえる傾向がある。その点は単産かつ単位組合でもある国労の事例をみても明らかであるが、一般には、家族手当、住宅手当の増額要求がかなり広範にみられる。資本側の職務給攻勢の下で中高年層労働者の賃金が圧迫されているのに組合側が対応して、このような要求を増加せしめたと考えられる。各単産の要求事例は次のとおり。

【私鉄総連】　A　要求とたたかいの目標

1　大幅賃上げの底固めとして、われわれがおかれている低賃金構造をその底辺からくずしていくため、政府に対して要求している全国一律最低賃金法制化の早期実現をめざして全労働者とともにたたかう。

2　私鉄・バス・ハイタク労働者の産業別最低賃金の協定化をたたかいとり、私鉄・バス・ハイタク労働者のなかの極端な低賃金をなくしてゆく。このため、当面する中小私鉄、バスについての交通政策要求を併行したたかい、その実現を期する。

3　これと併行して社会保障制度の拡充、独占物価の値上げ阻止、大衆課税の減免のため全労働者国民とともにたたかい、また、資本の合理化政策と対決して労働条件の改悪阻止、労働時間短縮のためにたたかう。

4　私鉄・バス・ハイタク労働者の賃金水準の大幅な引上げを要求し、前記の諸要求、諸闘争と結合してたたかいをすすめ、その完全獲得を期するとともに、資本の賃金合理化政策による職務・職能給化や安定賃金制度にあくまでも反対してたたかう。

B　統一要求

1　全国一律最低賃金制の法制化と最低賃金額一万五〇〇〇円の実施。

2　私鉄・バス・ハイタク労働者の産業別最低賃金十八歳一万七〇〇〇円の協定化。

3　私鉄・バス・ハイタク労働者の一九六七年度賃金（六七年四月分賃金から六八年三月分賃金まで）の左記による大幅引上げ。

(イ)　各人現行基本給の一律五〇〇〇円引上げ。

(ロ)　右のほか現行基本給の一人平均三〇〇〇円引上げ（この源資は、賃金綱領の精神にもとづいて、各単組ごとにその配分をきめて要求するが、とくに職務・職能的配分、査定配分はこれを排除し、基本給比例、勤続別加算などを中心として各単組の賃金実態に即応した方法と内容により、物価上昇のため大幅に低下しつつある各人の実質賃金の回復および賃金合理化政策や差別賃金政策によって生じている矛盾是正などに主眼をおいてきめる。）

(ハ)　一律引上げ額と見合った中高卒初任給の引上げ。

(ニ)　以上による一人平均八〇〇〇円の引上げ。

(ホ)　そのほか、交渉方式別にそれぞれつぎのとおり統一要求を設定し、付加する。

A　大手組合

一八歳高卒初任給については五〇〇〇円を引上げる。

B　中央集団交渉をおこなうバス専業組合

イ、バス運転者初任給については、これを三万五〇〇〇円以上に引上げる。

ロ、右によりえない単組は現行に五六〇〇円以上を積上げる。

C　地方集団交渉をおこなう単組

それぞれの条件に応じて各集団交渉グループ独自の統一要求を設定し、付加する。

D　ハイタク専業組合

イ、ハイタク運転者の初任基本給については、これを三万五〇〇円以上に引上げる。

ロ、右によりえない単組は現行に五六〇〇円以上を積上げる。

ハ、一人平均三〇〇〇円の引上げ部分については、各単組ごとにその配分をきめて要求するが、特に固定給部分の増大に主眼をおく。

【国労】　(一)組合員一人平均一万五〇〇〇円の賃金引上げ、(二)初任給二万六七〇〇円、③中高年齢層の賃金是正と一般の不合理是正、④七職群までは勤続年数、職務経歴による自動昇格、(三)年齢別最低保障基本給を制度化すること、(四)定期昇給は欠格者を除き、すべて昇給させること、(四)臨時労働者の賃金を最低日額一〇〇〇円に引上げること（以下略）。

【合化労連】　六七年春闘の五大統一要求の内容

①　六七年春闘は六六年を上まわる要求とし、一律五〇〇〇円以上を中心に各層の要求を含めて七～八〇〇〇円以上とする。②　全国一律一万五〇〇〇円最低賃金の法制化　③　いかなる化学労働者（臨時、下請を含む）にも二万円以上の最低賃金の獲得、一人前労働者（二一歳高卒三年＝中卒六年）二万六〇〇〇円以上　④　初任給中卒二万一〇〇〇円、高卒二万五五〇〇円、大卒三万六〇〇〇円以上をめざし、すくなくとも各組合は現行初任給の一律五〇〇〇円以上アップ　年齢別最低保障　二六歳（二人世帯）三万三〇〇〇円　二九歳（三人世帯）三万六五〇〇円　三三歳（四人世帯）四万二五〇〇円　三七歳(五人世帯)五万一五〇〇円　⑤　退職金三〇年四〇万円、二〇年二五〇万円以上、定年六〇歳、結婚資金五万円。

【鉄鋼労連】　(一)基本賃上げ、五〇〇〇円、但し中小は大手との格差縮小を含めて六〇〇〇円以上。なお、初任給については作業職一八歳で二万二〇〇〇円（基準内）を最低到達目標とする。(二)交代手当三〇〇〇円へ引上げ、(三)超過労働割増率三五%へ引上げ、(四)退職金勤続三〇年定年退職三七〇万へ引上げ。スト投票の対象となった以上の統一要求以外に、共通要求として産業別最低賃金二万円、労災死亡者の遺族補償として、法定以外の特別弔慰金一〇〇万円。

【電機労連】　(一)賃上げ　①平均賃金で五五〇〇円以上の引上げ、②中卒一五歳初任給は男女とも一万六〇〇〇円とする、女子についても男子に準ずるよう引上げる。③二三歳男子の最低として、二万一六〇〇円以上。(二)夏期一時金、昨年年末一時金の統一要求基準にそい、四一年度の基準内賃金

（平均賃金）を基礎として平均二一・五カ月以上を要求する。その他、時間外割増率三〇%（時間外割増率と合計六〇%）への引上げ。臨時労働者およびパートタイマーの正規従業員への登用ないし同一労働条件の適用。週休二日制週四〇時間制の実施。時間外労働個人最高月五〇時間へ制限、全国一律最低賃金制の確立等。

【電労連】要求内容

一、要求根拠および要求率について

賃上げ要求の根拠は、国民経済成長率、物価上昇補てん率およびベース維持源資とする。

イ、経済成長率の年率平均上昇を一〇%と把握する。

ロ、四一年九月の全都市消費者物価指数が四一年三月対比で二・六%増であることから、今後予測される米価、煙草、酒、大学授業料等の値上げによるはね返り分を含め、四二年三月には六%程度の上昇になるものと推定した。

ハ、ベースダウンを維持する源資として、一%を把握した。

二、要求金額について

勤続一五年、年齢三五歳（第二ポイント）の統一要求金額は六六三〇円とする。

（算出根拠）

第2ポイント（標準額）要求基礎

39,000円 × 17% ＝ 6,630円

なお、これに準じ第三ポイントの金額は

$6,630円 \times \frac{59,600}{39,000} \fallingdotseq 10,132円$ とする。

また、ベア後の基本給の最高、最低の格差倍率は、各電労の賃金実態にもよるが、四～五倍程度にとどめるよう努力する。

三、初任給について

昭和四二年度初任給として

高校卒一万九〇〇〇円、大学卒二万六〇〇〇円を統一要求とする。

なお、その他学歴については、上記に準じて各電労が自主的に要求額を決定する。

四、年齢階層別最低基本給について

従来通り人事院発表の標準生計費を基準として、次の算式により各電労ごとに金額を決定し要求する。

最低基本給＝$\frac{12}{17}$｛（昭和41年度標準生計費×1.05）＋公租公課｝—世帯手当

**妥結内容問題点**　労働省労政局の「主要労組の春季賃上げ額および賃上げ率」によると総平均で一九六五年三〇一五円、一〇・二%、六六年三二八〇円、一〇・三%となっている。六七年度のこれに対比される数字はまだ発表されていないが、総評の発表した中間報告によると、民間の二二六組合の平均賃上げ額四六一四円、一三・一%である。もっとも、三公社五現業にたいする公労委の仲裁裁定のなかに「民間産業における今季賃上げの状況が問題の中心となるが、その平均は定期昇給を含め基準内賃金の一二%に接近していると認められる」とあり、最終的には総評発表の数字より若干低くなるのではないかと考えられる。それにしても妥結金額では史上最高、賃上げ率では、春闘史上最高の一九六一年の一三・六%（民間平均、日経連調）につぐ二番目の高さになる可能性が強い。労働法令協会の資料によると、大手各三〇〇社の平均妥結額四三四六円、生保、電力、紙パルプ等若干の業種を除けば、大手に関するかぎり大多数の業種が四〇〇〇円台の賃上げを獲得しており、六六年春闘における大手各社の妥結額の最頻値三〇〇〇～三五〇〇円にくらべると相当額の上昇になっている。

しかし、春闘共闘委の「六七年春闘総括」ものべているように、

今春闘の「高額妥結」には陰の側面がある。それは、独占資本が、名目賃金の一定の引上げをみとめながら、職務給化をはじめとする賃金体系改悪、「安定賃金」政策、労務管理の強化など、さまざまなかたちの「合理化」攻撃をつよめてきたことである。春闘共闘委系の組合発表資料によると、たとえば、鉄鋼では八幡製鉄における新能率給、新人事制度の提案、造船では三菱重工や石川島播磨重工合成、日本触媒などにおける資格制度改悪の動き、住友化学の職分制改悪攻撃や製鉄化学、鐘渕化学の体系改悪提案、全国金属労組では東京地連の拠点、準拠点支部のうち調査した一七支部のなかで一三支部まで査定の拡大、資格制度や職能給導入の提案、その他種々の賃金体系改悪の攻撃、電機では昨年松下電器の仕事別賃金導入の影響下、早川電機、三洋電機、松下電工なども同様の動きがある。一方、沖電気では職務給の改悪が行なわれようとしており、さらに紙パルプでも国策パルプに資格給、三菱製紙に職務給、本州製紙に職務給改悪の動きがある。他方、京阪神電鉄を筆頭に、鐘渕化学、茨城放送などには長期安定賃金提案が行なわれ、王子製紙、東急には長期協定再協約化の攻撃、日本航空の第二組合では長期賃金協定の会社側への提案、松下電器では四一年下期の生産性（従業員一人当りの売上額）を四三年上期に倍増するための持別昇給をうけている。若干の産業をみわたしただけでも、資本側の攻撃が激しかったことが分かる。六月一三日付の「毎日新聞」はこの状況を、「今年の春闘は大きなストライキなど労使の激突はみられず、鉄鋼経営者の一発回答にみられるように、むしろ経営者のペースで進んだ。それにもかかわらず大幅賃上げとなったのは、経営者が人手不足時代の到来をながめ、高能率高賃金主義にふみきったためである。大手優良企業の経営者は、資本自由化をひかえ、労使がごたごたをおこすのはまずい、むしろ先手を打って高額賃上げに応じることによって労使間の安定をはかり、組合の協力をえて賃金体系、人事管理の合理化に着手した方が得策と判断したわけだが、その効果はかなり出てきたとみられる。しかし日本経営者団体連盟は、大幅賃上げを生産性向上で吸収できない企業、とくに中小企業はかなり苦しい立場に追いこまれるものと心配している」と報じている。この評価は労働者の不満や闘争力の影響を極端に過小評価しておりきわめて一面的であるが、同時に事態の一側面を反映していることも事実である。もっとも、賃金体系や人事管理の合理化の会社提案は、「六七年春闘総括」のいうように大部分は組合によっておし返されたようであるが、一定部分の企業で進行したことは否定しえない。

資本側から出されている合理化提案はかなり多面的であるが、直接賃金面に現われているものは、職務・職能給化の推進と安定賃金の導入の二つが中心的といってよい。今春闘における安定賃金問題の典型は、六六年一一月京阪神が同労組にたいして提案したものである。内容は千里山で開催される万国博と輸送力増強のため資金が必要なことを理由に、今後四年間労使休戦・安定賃金の協定化をはかろうとするもので、安定賃金決定の要素としてつぎの三点をあげている。①職別加算額として一一〇〇円から一二〇〇円②乗務加給率（一人当り対前年比走行キロの伸び）③物価上昇分の五〇%を賃金決定の要素としたもので、この方式を過去の私鉄総連の統一妥結額

に適用すれば、一九六二年の統一交渉妥結額二四〇〇円に一五〇円、三八年の二二〇〇円に七五〇円、三九年の三三〇〇円に一七〇円、四〇年の三〇〇〇円に一七〇円、昨年の三五〇〇円に五七〇円それぞれプラスされた額となり、今年はこの方式で四〇〇〇円は下がらないと会社側では提案にあたって説明している。これに対し、京阪神労組は一一月二二日の執行委員会で拒否の態度を決め、二カ月間職場討議を行ない、一月三日の中央委で満場一致拒否する方針を決定したが、私鉄総連もつぎのような見解と具体策を提案した。

一、安定賃金は「合理的機械的に賃金を決定すること」を宣伝しながら、労働者の考えと行動を企業と生産性向上に従属させ、労働組合の組織破壊をねらっている。さらに私鉄総連の産業別統一闘争の分解を意図している。

二、万国博を目前にした長期経営計画＝合理化完遂の道具であり「会社と社員と乗客の三者の立場」に立って、労働組合を無視し団体交渉を否定し、労働組合を対等なものから会社の従属機関とすることを目標としている。

三、三三年の長期スト後、東急、名鉄などで提案され、統一闘争、統一交渉への不参加が小田急、近鉄、京浜などで表示されたと同様のものであり、三六年以来五回にわたるスト、とくに昨年の闘争に対する対抗措置として現われたものである。

四、技術的にもそのねらいの中心は労働者が賃金を上げたければ生産性をあげること、合理化、人べらしに協力しない限り、賃金が上がらないしくみに賃金を組みかえ、職務強化への道をひらき、労働者の相互競争の激化を意図している。また、労働組合がなくても上がる賃上げ＝年功序列賃金の体系がもたらす当然の賃上げ＝定昇分四～五%と物価値上げの半分を保証するというアメの政策で、一人当たり走行キロ、車両キロの引上げがない限り賃上げはないという生産性への従属というムチの政策をかくしている。さらに、ここ五年間三五%以上の物価値上げに対し、アメリカでは六・五%という事実、アメリカでは日本の労働者の九倍の賃金水準、四～五%以上の物価値上げには全面スライド制という事実をかくして生産性スライド制を正当化しようとしている。

私鉄総連ではこのような立場から、①京阪神労組と協力して個別対策を進める②これらの攻撃が統一闘争、統一交渉の弱点に食い入れているだけに、一部組合員に動揺を与え、魅力を感じさせている って仕掛けられており、とりわけ要求方式の矛盾、組織力の格差、統一闘争への不信、賃金水準、経営諸条件の相違にむかって進められることを自己批判し、賃上げ、産別最賃協定闘争を成功させた上で統一行動をさらに強化する方針で闘争、安定賃金提案をこえる賃上げを獲得、安定賃金を拒否することに成功している。

職務・職能給化の導入は、業種や企業規模、要するに合理化の展開の程度によって、きわめて多様な形態をとっている。職務・職能給化の具体的内容である基準昇給線の細分化、昇給曲線の頭打ち化の進行、人事考課（勤務評定、成績査定）の強化、試験制度の導入、職階間資金格差の拡大等がバラバラにおしすすめられている段階のものが量的にはいまだ多いが、重化学工業の大企業などでは、過去に導入した職務・職能給をいっそう整備強化する段階に到達しているケースも少なくない。職務・職能給化の先端的な例の一つとして今春闘における八幡製鉄の回答がある。八幡製鉄では富士製鉄、日本鋼管とともに一九六二年職務給が導入され、以後一貫して職務給部分の拡大強化、およびそれに関連する人事管理上の措置（たとえば時間研究による標準作業量設定と定員削減、教育訓練の強化、作業長制度の導入等）がとられてきたが、今春闘では、従来、基準内賃金のうち二〇%であった職務給部分が二六%にひき上げられるとともに、基準内賃金の五〇%をしめ、かつ「年功的」にきめられていた基本給部

分が、職務給導入と同時に設定された二〇等級の職級にリンクする「職掌」という資格によって左右されるようになった。つまり賃金の大部分が実質上職務給に支配されるようになったわけである。同時に新しく能率給の提案がおこなわれたが、この能率給の基礎となる標準作業量の設定は、職務等級別の定員設定のため導入された時間研究によってあたえられたものであり、職務給と能率給の両者はきわめて密接な関係にあるといってよい。今の例にも一部現われているように管理技術的にはきわめて当然のことであるが、職務給の導入が、賃金体系の合理化のみならず、技術必然的に、職務等級の設定、職務の標準化と職務編成の厳格化、職務別標準作業量の設定、定員と労働強度の統制、配置転換、教育訓練の強化等の合理化問題全般に拡大せざるをえないという関係が明瞭に現われてきているのである。いうまでもなく、職務・職能給化とは、賃金体系面より見た合理化以外のなにものでもないから、資本側にとってみればこの推進は至上命令の一つといってよい。しかもわが国には職務・職能給化に反対する組合がきわめて多い。この労使の対立関係の下で多様な現象が生じているが、その一つに、六六年春闘で松下電器労組が要求し、労使が一致して導入した仕事別賃金がある。今春闘では名称は企業によって若干変化している場合もあるものの、実質的にはほぼ同じものが、同じく組合要求、労使協議の形で早川電機、三洋電機、松下電工等に拡大している。仕事別賃金の評価はまだ確定していないようであるが、その具体的内容が職務給に他ならないことは、労使の大多数が共通して認めるところである。

なお、春闘共闘委員会の「六七年春闘総括」のうち、賃上げについての部分は次の通りである。

【総評・中立労連春闘共闘委「一九六七年春闘総括」】　(一)「春闘の成果と欠陥」(1)「要求獲得をめぐって」①「賃上げ額の評価」。(1)景気の回復に伴う企業利潤の増大、生産の増強、労働強化、物価上昇などの条件と労働力逼迫化による労働力確保、定着などの有利な情勢の中で、過去一二年の春闘の実績とあわせてこれを有効に活用した闘争体制が昨年を大幅に上廻る賃上げに成果となって現われたこと。(2)しかしながら名目賃金の大幅上昇は物価上昇を一応こえたとはいえ、生産利潤の増大およびこれに伴う生産性向上と労働強化にくらべると賃上げ回答はきわめて不充分なものであり、物価高、労働強化を補ない労働者の実質賃金向上には不充分であること。(3)賃上げとさしちがえの合理化攻撃には一応歯止めすることができたとはいえ、相当数の組合では具体的に賃金体系改悪、労務管理、労働強化などが提起されている。今後これらの攻撃が強化されることが必至であるからこの面を重視する必要があること。(4)大幅賃上げと最低賃金協定、社会保障などの結合が弱かったため、臨時工、社外工、下請労働者などの賃金向上に対する努力が欠けていること。(5)中小企業では労働力不足の反映からある程度の賃上げをかちとったところもあるが、大企業にくらべて賃金、労働条件、権利などまだ格差が大きく開き、これを縮小させる闘いが必要であること。とくに政府、独占資本の中小企業切り捨て政策の進行の中でその助成政策を打出し、中小企業労働者を地域共闘で包むことが重要である。(6)石炭、砂糖などの不況・合理化の集中している産業労働者には他産業と比較にならないきびしい条件があり、首切り、配転攻撃が強行されていること。これらの特徴を総合すると、各単産ともそれぞれの条件のなかで闘いを進め、名目賃金の大幅上昇をかちとっていったが、有利な客観的条件のなかでは、不充分な結果であったといえるでしょう。京阪神の安定賃金を打破った私鉄大手、資本の壁を反覆ストライキで打破ったセメントや造船、困難な条件で七%の枠を破った炭労、産業別結集で鉄鋼をのりこえた電機、長期にねばりぬいた合化など、賃上げ闘争の成果が随所にみられたことも評価するべきです。②「合理化・組織攻撃との関連」春闘共闘は資本の自由化に伴う合理化攻撃が各産業にわたって強化され、これに従ってある程度の賃上げと引換えに職務給、能率給の導入、安定賃

金の提案、生産刺激のための諸手当、労務管理強化などが出されてくることに注意を喚起しましたが、これらの攻撃は殆んどの産業に現われてきました。ある場合には賃上げとひきかえに、ある場合は将来の労使検討事項として、ある場合には賃上げ配分の中にもりこむことをねらい、また部分的な改悪から全面的な提案に至るまで種々出されました。しかし春闘共闘各単産の指導はこの面では一定の成果をあげたといえましょう。しかし全体からみて査定部分の強化、生産給などが増大する傾向にあることも事実だし、これに対する統一的な指導と闘いが強化されなければなりません。賃金妥結後、配分に職務給が導入されたのに反対してストライキをかまえたセメントや金属、低額回答を全面的に拒否して地域同情ストをうった化同、安定賃金と産業別統一闘争破壊のねらいを封殺した私鉄などの闘いはこのことを立証していますし、各組合とも資本の当初のねらいを殆んど歯止めしたといってよいでしょう。

## 2 最低賃金制闘争

総評・中立労連春闘共闘委員会は、一九六四年の大橋労相の回答（全国一律最賃制の原則確認、六五年末国会への改正法案提出）を足がかりに、一九六六年春闘においても全国一律最賃制獲得をめぐって小平労相との間に数次にわたる交渉をおこなった。六六年三月二八日の交渉において小平労相は「現行の最低賃金法は制定後七年も経過しており、新しい段階に到達したものと考えて、六五年八月中央最低賃金審議会に将来のあり方を諮問中であるから労働省としては当面回答できない。春闘共闘委の主張する全国一律最賃制は労働省としても十分検討したい」旨の回答をおこなったが、これにたいし春闘共闘委は、次の要旨の抗議声明を発表した。

一、この回答は全く不満である。1 大橋、石田前労相は全国全産業一律最賃制を将来の制度として認めてきたが、この経過から一歩後退し、今日までの交渉に対する背信行為を行なったこと、2 政府として将来の制度について何らの意志表示をしないとは責任回避もはなはだしいこと。3 結果的にはニセ最低賃金行政の継続を意図し、独占資本の低賃金政策に奉仕する意図をバクロしたものであること。二、最低賃金制確立のこの統一ストライキは物価高に苦しむ未組織労働者の生活確保はもちろんのこと、全国民の生活安定のための闘いである。三、全国全産業一律最低賃金制確立は、われわれ労働者階級全体の強力な統一行動の前進以外にないことを再確認し、春闘段階はもちろん、夏から秋にかけて、さらに全体のストイキ体制をかため闘う。こんにちニセ最賃行政の舞台となっている中央地方の最低賃金審議会に対しては、徹底的に非協力の態度でのぞむことを全国的に指示し、今後の政府の出方いかんによってはその総引揚げを断行するかまえで、機関に今後の闘いの方向を提起する。

翌三月二九日、春闘共闘委発表によれば二三単産一六三万七〇〇〇人が春闘第二波＝全国全産業一律最賃制獲得統一ストに突入した（全金、合化、化学同盟、私鉄、全自交、全自運、全港湾、民放労連、繊維労連、全印総連、新聞労連、全日自労等で二時間程度のストをした組合が多く、公労協は動労が五拠点二時間スト、他は順法闘争ないし時間内職場集会三〇分）。最賃制闘争は、中央最低賃金審議会の中間答申問題とからみながら秋闘にひきつがれた。

六六年九月二〇日労相交渉、翌二一日春闘共闘最賃対策委員会は「一〇月以降中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会をボイコット

すること、そのため炭労、全鉱の産業別最賃の改正は審議中断もやむなし」との態度を決定、二二日要旨次の通告を労相におこなった。

「私たちは一九六三年春闘以来、全国全産業一律最賃制を基本とすることを要求して話合いをつづけ、その結果『将来の制度として全国一律方式が望ましい』ことも確認してきました。しかし貴方の今日の態度はこのような歴史的経過に目をおおい、組合との話合いの経過すらふみにじるものであるとともに最賃行政の責任すら放棄しているものといわざるをえません。以上の判断よりして私たちは今日以降、貴方の最賃行政に参加協力する意味を失ったものと断ぜざるをえませんので、ここに貴方の猛省を求め通告するとともに、かかる事態に至った一切の責任が労働省にあることを明らかにします」

これにもとづき、総評・中立労連代表は六六年一〇月一七日の中央最賃審議会からボイコットに入り、地方最賃審議会にたいしてもボイコットを実施した。かかる情勢のなかで一〇月二一日、公務員労働者の賃上げを中心に「ベトナム反戦、全国全産業一律最賃制確立、炭労首切り反対」の要求をかかげて、公務員共闘五二〇万（公務員共闘発表）が統一実力行使をおこなった。

六六年秋闘以来、総評・中立労連は、(1)現行業者間協定法の阻止体勢を強めること、(2)中賃を通じての部分的手直し改訂を粉砕すること、(3)春闘体勢づくりと結合し低賃金所得の問題を組織内外でとりあげて国民的課題として発展させること、(4)春闘では闘いの軸として春闘共闘傘下労働者の力強い統一行動を組織しストライキをもって闘うこと、を最賃闘争の基本的方向として確認、一九六七年に入っても、最低賃金審議会のボイコットを続行、春闘体勢強化と総選挙と結合した一〇〇〇万署名運動職場決議、地域共闘の強化、低賃金を職場からなくす闘いを通じての賃上げ闘争と最賃制闘争の結合化等を背景に、三月一三日「(1)すべての労働者に全面的に無差別に最低賃金（当面月額一万五〇〇〇円）を保障すること、また最低賃金は最低必要生計費をもとにしてきめ、生計費の上昇にスライドすること。(2)家内労働者に対して法律により最低賃金額と同額の最低工賃を保障し、また労働基準法に定める安全、衛生その他の最低労働条件を確保すること。また団結権、団交権、争議権を保障すること」を早川労相に要求、交渉を重ねたが、労相は中央最低賃金審議会への復帰を要請するに止まり、なんら前進した回答をひき出すに至らなかった。他方、労相の諮問をうけていた中央最低賃金審議会の公益側は、最賃制についての基本問題の審議を強行、三月意見調整のため各側委員との折衝を行なうに至り、春闘共闘委の反対意見にもかかわらず、五月上旬公益側のとりまとめた中間答申の草案ともいうべき考え方を各側に提示、五月一一日中央最低賃金審議会総会に提出、一五日公益側案通り中間答申として決定された。総評委員は総会をボイコットしたが、中立労連委員は、「目標は全国全産業一律最賃制であるが、公益委員案は業者間協定方式を廃止し一歩前進である」とし、審議会に出席、答申決定に賛成した（中央最低賃金審議会の中間答申に関しては第三部Ⅲ「政府の賃金政策」の項参照）。春闘共闘委は五月一二日労働大臣に反対を通告するとともに、国会においても政府の改正案成立を阻止し、社会党案の実現をめざしてたたかうよう社会党に申し入れた。

なお同盟は「一九六七年度賃金白書」における「産業別最低賃金協定を闘いとるとともに、最低賃金法の抜本的改正を進めて、本格的最低賃金制度の確立をはかる」立場から、中央最低賃金審議会の

中間答申の方向に賛成、協力した。

六七年春闘における最賃闘争の中では、右の中央最低賃金審議会の中間答申をめぐる問題と同時に、私鉄総連の産業別最低賃金闘争が注目される。産業別最賃については、六六年秋の全繊同盟の賃上げ交渉に際し、組合側が一万五〇〇〇円（最低地区、基本賃金満勤月額）を要求、金額としては満一五歳中学卒初任給一万五〇〇〇円を獲得しているが、これは会社別単独交渉の中での初任給の最低をそろえたものであり、産業別最低賃金への前進ではあるが、いわゆる産業別交渉による産業別最低賃金協約ではなかった。私鉄総連の産業別最賃協定はそれをいっそう前進せしめたもので、春闘共闘委の「六七年春闘総括」はこの間の状況を次のように評価している。

「六三年春闘以降産業別最賃を要求して闘ってきた私鉄総連が、昨年春闘でストライキを背景に経協との間に産業別最賃委員会を設置することに成功し、今年ついに一万六〇〇〇円の協定化に成功したことは重要な成果です。金額、適用労働者などで若干の譲歩があったとはいえ、総連の主張がほぼ全面的に入り、産業別統一交渉、統一協定として獲得したことの意義は、日経連の企業組合育成、産業別労働運動否定の主張を例に出すまでもなく重要なことです。また企業内協定では全国ガスなども産業別協定額をいれさせ、地域協定では繊維労連などが実現させ、今年はみのらなかったとはいえ、電線、セメントなど経営者団体に産業別最賃要求をもちこんでいます」。

私鉄総連と私鉄経協との間に結ばれた産業別最賃協定は次の通りである。

【産業別最賃協定に関する覚書】（私鉄総連）　1　協約の目的

私鉄バス産業に働くすべての労働者の生活安定と労働条件の改善向上に資し、それを通じた良質の労働力の確保と公正な企業間競争を期し、もって私鉄バス産業の発展とその社会的使命の達成を期する。

2、協定の内容

一九六七年四月一日以降の産業別最低賃金として次のとおり協定する。

イ　対象会社――経協加盟の七一社

ロ　金額――基準賃金一方六〇〇〇円（税込み）とする。

ただし、賃金水準がきょくたんに低い会社については、一九六七年度賃金の配分決定後にその経過を決める。

ハ　適用対象者――一八歳以上の常傭労働者とする

3、協定内容の改訂

最低賃金委員会を常設機関とし、労使いずれか一方が協定内容の改定を必要と認めた場合、その発議によってこれを開催し、物価、賃金水準、生活水準、生産性などの変動状況を調査して協定金額の適否、改定すべき金額などを協議決定する。

以上

昭和四二年五月一〇日

私鉄経営者協会

私鉄総連合会

# V 主要賃金闘争の経過

概要□公務員共闘第七次賃金闘争――闘争方針／統一要求提出／各単産の統一スト戦術／公務員共闘初の統一スト／一〇・二一スト以後／一〇・二一ストの総括／全繊同盟の統一賃金闘争――要求内容と闘争方針／闘争経過／全日通の賃金闘争――全日通の春闘参加決定／六六年度一時金闘争／夏季一時金闘争／年末一時金闘争／六七年度春闘（春闘共闘季）――六七年春闘構想／春闘前段の指導方針／総評臨時大会／第一～二次統一行動／第三次統一行動／公労協調停を申請／私鉄大手自主団交で妥結／春闘終盤戦／春闘総括／同盟の賃金闘争――中央賃金闘争委員会／海員の協約改訂交渉／同盟賃闘の総括

## 概要

一、公務員共闘の第七次賃金闘争は賃上げ一律七〇〇〇円などを要求して春闘段階から闘争を開始した。六六年八月の人事院勧告後は①勧告の完全実施②地方財源を国が保障することを要求し統一ストをかまえた。一〇月二一日、統一スト戦術／事実上一〇・二一ベトナム反戦ストの中核となった。要求は実現しなかったが、公務員共闘初の統一ストを成功させたことは、今後の公務員の闘争に大きな意義をもった。

一、全繊同盟は賃上げ二三〇〇円以上などを要求し今期も秋に統一賃闘をおこなった。無期限スト体制で二五〇〇円以上を獲得した化繊部会を先頭に、各部会とも一〇月上旬までに一七〇〇～二〇〇〇円前後の賃上げで妥結した。各部会とも産別最賃一万五〇〇〇円は満額獲得した。

一、全日通は六八年度から春闘に参加することをめざし、今期は二年分の賃上げを要求してたたかった。

一、六六年夏期一時金闘争は、民間大手平均で八万五五〇四円の要求に対し、六万七九八五円で妥結した。年末一時金は同じく要求九万四四〇〇円、妥結七万七〇〇〇円で、いずれも前年同期を上回った。なお、一時金を年一回方式でたたかう組合が次第に増えつつ

ある。

一、六七年春闘は好況下の春闘であった。春闘共闘委は「一万円賃上げに象徴される高額要求」をよびかけ、六六年秋に活動を開始した。一月総選挙の影響もあって闘争体制の確立は例年より若干おくれた。三月下旬マスコミ共闘のストで実力行使段階に入り、民間単産の実力行使が集中した四月中旬が前半戦の山場になった。この間鉄鋼大手に四三〇〇円回答がでて、これが春闘相場に大きな影響を与えた。統一地方選のため、公労協・交運共闘の闘争は五月中旬に山場を迎えた。しかし、私鉄が自主交渉で四三〇〇円を引き出して妥結し、公労協また第一波だけで実力行使を中止したため、六七年春闘は総じて「ストなし春闘」で終わった。だが、全国セメントは長期の反復ストを実施し、私鉄、全自交などの中小組合は六月以降に解決をもちこし、ねばり強くたたかった。

一、同盟賃闘でもっとも注目されたのは、今期から春に闘争を移行した海員の闘争であったが、今回は内外航ともストを回避して四月上旬には妥結した。全繊と食品の一部を除く他の同盟各単産も一五%前後の賃上げを要求して闘争し、四月下旬から五月にかけて妥結した。同盟の平均賃上げ額は四一〇〇円（定昇込み）、賃上げ率は一二・五%であった。

## 1　公務員共闘第七次賃金闘争

**闘争方針**　公務員労働組合共闘会議は、第七次賃金闘争を、前回の「六賃」と同じく、春闘の段階から開始した。「六賃」が公務員共闘としては、はじめての「統一半日スト」をかまえながら、最終段階で各単産がつぎつぎと戦術をダウンし、統一ストが不発に終わってしまったこともあって、「七賃」の成否は公務員共闘はもちろん、それに参加している各単産の今後にきわめて重大な意義をもつものとして注目されていた。

「公務員共闘第七次賃金闘争方針」は、はやくも六五年一二月末に第一次草案が作成され、下部討議のうえ二月五日の幹事会で第二次草案が決定された。これはさらに約一カ月間、下部の大衆討議に付され、ついで、三月一〇日の全国地方代表者会議を経て、同一二日の幹事会で最終的に決定された。この「七賃」の闘争方針は、まず「六賃」を総括して①春闘段階から自らの要求を掲げてたたかいに参加したことは大きな前進であった②閣議決定期にむけて一〇・二二の半日ストをかまえたことは正しかった③反面、ストをかまえた単産間に若干見解の相違があり、たため、単産事情が先行して統一行動が挫折したなどをあげた上で、つぎのような「七賃」の闘争方針を決定していた。

【第七次賃金闘争の方針（要旨）】一、一九六六年の情勢の特徴（略）

二、賃金闘争の前進のために

第六次までの公務員共闘統一賃金闘争の経験のうえにたって、第七次賃金闘争以降の展望を明らかにしながら、一歩一歩前進を積み重ね、労働基本権奪還と表裏関係にある賃金決定の原則確立に向って闘いを組織する必要がある。

1、労働基本権奪還にむけての対政府闘争を不断につよめていく必要がある。

2、賃金闘争の前進をはかるため公務員共闘全国統一行動を軸に、地域、職場の独自要求を結合させながら職場からの抵抗をつよめ政府、自治体との対決に鋭さを増させるとともに組織的結束力を一層たかめる普段の努力を積み重ねる。

3、民間、公労協を中心にその他多数の労働者が結集する春闘の動向は直接われわれ公務員労働者に影響をもたらす。春闘相場は総労働対総資本の結果である。それだけに自らの賃金要求を掲げて対政府に具体的回答を求めていく姿勢は原則的に堅持されなければならない。

4、春闘に対する戦略上の展望を明確に把握しつつ、今日われわれの主体的条件を考慮して一定の前進を勝ちとる戦術的な配慮を重視しなくてはならない。ぎまんとからくりによって低賃金体制のテコとなっている人事院に対し闘いをとおして大衆的にその本質を暴露し、民間賃金との正確な格差是正、春闘成果の完全確保を公務員労働者の主体的条件のなかから勝ちとることが今日的課題として大きく残されている。

5、春闘結果を完全に勧告の中に反映させていくなかで、政府に対してこの確定を迫り、賃金総額抑制のテコにしてきた実施時期の不完全履行の壁を実力で突破し、その実現を踏みしめていくなかでこそ、春闘におけるわれわれの賃金確定の展望がきりひらかれてくる。

6、以上の展望の上にたって、第七次賃金闘争の組織化にあたっては有効適切な闘いの節を設定し、主体的な力量を飛躍的に積み上げながら、力関係を大きく転換させていく必要がある。

三、闘いの展開

この方針と同時に決定された統一要求は、三月一五日、政府、人事院に対して提出された。その全文は次のとおりである。

**統一要求提出**

【公務員の賃金引上げ等に関する要求書】　総評公務員共闘会議は、全国の国家公務員、地方公務員、地方公営企業体職員、駐留軍関係職員等一六〇万組合員を代表し、賃金及び権利等について次の通り要求します。

1、全労働者が決起する春闘に積極的に参加し大幅賃上げ、最賃制確立を中心に春闘諸課題と結合させて闘いを進める。とくに政府の賃金勧告制度の改悪意図、零勧告への干渉を排除するため、情勢の流動化に対応できる組織力量を整備し、政府、人事院闘争を強化する。

2、従前の官民比較を前提にしながら政府独占の攻撃を併せ考えると勧告の可能性がきわめて乏しい。したがって、人事院闘争を抜本的に再検討し、物価、生計費で正面から対決し、従来の官民比較を前提にした追及の角度をさらに強化する。

3、大幅賃上げ闘争をより大きく前進させるため職場に打ち込まれる合理化をハネのけ、権利闘争を一体的に結合させて闘いをすすめる。とくに公務員労働者の権利闘争と賃金闘争は表裏関係にある認識を徹底し、とくに本年度は情勢に対応し、権利奪還にむけての対政府闘争の強化と併せ、賃金闘争の具体的前進のなかから権利闘争の拡大強化をはかる。

4、春闘から勧告期の闘いを第七次賃金闘争前段の闘いとしてその節々の行動を重視しつつ、なかでも勧告期の闘いは人事院闘争の大きな山場として力点を集中する。勧告を踏まえながら、秋の閣議決定期にむけ組織の総力を結集して最大限対政府闘争を推進する。

四、具体的な闘いの配慮（略）

五、要求について

統一要求をもってすすめる。

六、救援および弾圧対策資金の強化

各単産内部でそれぞれ整備強化をはかる。

七、公務員共闘会議の強化（略）

とくに最近における著しい物価の上昇により公務員の生活は極端に苦しくなっています。公務員として国家、地方の行政サービスの向上にあたるための生活を保障されるよう措置を強く要請します。

一、交渉体制確立について

政府は、ＩＬＯ八七号批准に則り公務員労働者の賃金、労働条件の改善については基本的な団体交渉事項として誠意をもって交渉し、その解決に努力すべきであります。このことから給与担当国務大臣を窓口とする交渉を慣行し、労使双方の了解事項をもって賃金、労働条件の措置を行うよう強く要求します。

二、最低賃金制度の確立について

全国全産業一律最低賃金制度を法制化し、その金額を一万五〇〇〇円とすることを要求します。

三、定年制等、労働条件を低下させる一切の合理化に反対し、労働時間の短縮によって雇用の拡大をはかることを要求します。

四、本年四月一日以降の賃金諸手当等の改善について次の通り要求します。

(1) 基本賃金の引上げについて

1 全公務員労働者の賃金を一律七〇〇〇円引上げること。

2 暫定手当を4級地まで引上げ、全額基本賃金にくり入れること。

3 全公務員労働者の最低賃金を二万円（日額八〇〇円）とする。

(2) 賃金体系および決定基準の改善について

1 行政職㈠表を基準として、高校卒初任給を二万五〇〇〇円とし、中だるみ是正を上積みすること。併せて、行㈡現業等の差別を撤廃すること。

2 前歴換算率を同種一〇割、異種八割とし、2分の3条項や初任給上限制限等を撤廃すること。

3 以上の制度改正による在職者調整を完全に実現すること。

(3) 一時金は年間五・五月とし二万円とすること。

(4) 諸手当の改正について

1 住宅手当制度を新設し、六〇〇〇円とすること。

2 扶養手当を一人二〇〇〇円とすること。

(5) 退職手当は退職手当法を改正し、大幅に増額すること。

なお、要求提出に先立って、公務員共闘は政府に対し、人事院勧告制度の改悪意図に反対するとの抗議を申し入れた。また人事院に対しても同様申入れをおこなうと同時に、「民間給与実態調査要綱」についての要求として、①調査要綱の日程を明らかにせよ ②調査対象の抽出基準を明らかにせよ ③民間事業所五〇人と対比せず五〇〇人以上の事業所と対比せよなど九項目の要求をおこなった。

二月二七日、春闘共闘委主催の「物価メーデー」に、公務員共闘は第一次統一行動で参加したのを皮切りに、四月一九日に第二次統一行動、五月一三日に第三次統一行動、六月一〇日に第四次統一行動と、対人事院交渉を中心に各地で集会やデモを実施した。

また、七月二八日には、人事院勧告前の闘争を重視した全農林が二時間の業研闘争をおこなったのを中心に、国公労働者が統一行動を組み職場大会を実施した。

第五次統一行動は、人事院勧告期の最大の山場――勧告の一週間前――と考えられた八月五、六の両日におこなわれた。全国から一万人が中央に動員され、集会デモ、人事院での座り込みをおこなった。六日には、都内動員とあわせて二万五〇〇〇人が参加して中央総決起大会が開かれた。

この間、中央では対政府、人事院、各省交渉がつづけられ、地方でも自治体、人事委員会、場・所長交渉がおこなわれた。

また、六月二一日～二三日には婦人代表が、同二八日～二九日には青年労働者が、七月七日～九日には行政職㈠、現業代表、同二〇

日～二一日には都内主婦代表が、それぞれ政府、人事院に対し交渉をおこない、大幅賃上げ、体系是正、決定基準の改善、諸手当の改善などを要求した。

八月一二日、人事院は平均六・九％（基準内六％、諸手当及び雑給ハネかえり分〇・九％、平均二八二〇円）を中心とした「国家公務員給与の改訂に関する勧告」をおこなった（「勧告」の詳細については、第三部Ⅲ「政府の賃金政策」の項参照）。

公務員共闘は、即日、「この勧告は統一要求をはかるに下廻り、アップ率は昨年の七・二％にも及ばない。人事院は政府の圧力に屈したものといわざるをえない」との声明書を発表した。

八月二〇日、公務員共闘は幹事会を開いて人事院勧告の分析をおこない、また閣議決定期にむけて統一行動を重ね、閣議決定の山場には各単産は最大限の力をもって実力行使をおこなうことを決定した。

### 各単産の統一スト戦術

これより先、七月三一日から八月四日まで開かれた総評第三一回定期大会は、公務員の賃上げをベトナム反戦、最賃制確立、石炭合理化反対とともに秋闘の四目標とし、一〇月中旬に全産業、全国一斉に統一ストライキを組織することを決定していた。かくて、公務員共闘の「七賃」は、これ以後ベトナム侵略反対、最賃制確立、炭鉱首切り合理化阻止を中心とする全労働者階級のたたかいと結合して展開されていった（一〇・二二ストを中心とするベトナム反戦の闘争については、第二部Ⅸ「政治的大衆行動」の項参照）。

八月三一日、総評幹事会は統一ストの日程を公務員賃金の閣議決定期と予想される一〇月二一日とすることを決定し、公務員共闘もこれを了承した。

これと前後して、公務員共闘傘下の各単産の定期大会が相ついで開かれ、実力行使の具体的戦術内容を決定した。日教組とともに公務員共闘の中心である自治労は、八月二六日～二九日の定期大会で三波の実力行使（三・三・四割の休暇と一・〇・二の時限ストの併用）という当初の本部原案が、県代表者会議の結果一時間の時限ストに修正提案され、激論の末これを可決した。このため、八月三一日～九月一日の都市交の大会も自治労と同様に戦術内容を変更し、全水道の大会（九月八日～一〇日）も二時間の時限ストの当初方針を一時間の時間内職場大会に変更した。全農林もまた九月一五日～一七日の中央委で午前半日の業研闘争の本部原案を午前二時間の業研闘争に変更した。

このように各単産の戦術ダウンがつづくなかで、九月一九日～二〇日、注目の日教組臨時大会が開かれた。もともと「七賃」の統一実力行使戦術としては、公務員共闘の主要単産は三波、三・三・四割の休暇闘争をとることが予定されていた。日教組本部も六月の定期大会でこの方式を提案したが、大会はこれを否決し、一斉全員休暇方式をとることを圧倒的多数で決定し具体的戦術は九月の臨時大会できめることとしていたのである。この大会で、執行部は予定通り　①一〇月二一日には全組合員が午後の授業を打ち切る半日休暇闘争にはいる　②ただし、早朝戦術によって他労組との共闘を強化できると判断した教組は、始業時から二時間の時限ストをおこなう　③この方針に沿って各県教組は全組合員の批准闘争をおこない、そ

の結果で一〇月八日各県ごとの実力行使を決定する　④闘争基金として組合員から二〇〇〇円を徴収するなどの方針を提案し、大会もこれを承認した。

## 公務員共闘初の統一スト

公務員共闘第六次統一行動は、九月八日から一〇日にかけて実施され、総評、公務員共闘代表と政府六人委員会関係大臣との交渉がおこなわれた。また、この統一行動期間中、地方代表約一〇〇人によって、対政府交渉、衆参両院議長、各党への協力要請がおこなわれた。

つづいて、九月一九日～二二日、第七次統一行動が実施された。この間、公務員共闘は政府六人委員会との交渉をはじめ、千葉、埼玉、神奈川などの近県動員をかけ関係各省への交渉をおこなった。また、地方では自治体、場・所長交渉、組合員による政府各省、人事院にあて文書、葉書による要請をおこなった。二〇日には全国各地で総評の秋闘第一次統一行動に参加するとともに、中央では日比谷野外音楽堂に七〇〇〇人が参加して「秋闘第一次、公務員共闘第七次統一行動中央総決起集会」を開いた。

九月三〇日、森総務長官は政府を代表して「公務員の一〇・二一スト計画は、ストは勿論、ストをあおりそそのかす行為も違法であり、違法行為を行なったものには厳正な態度で臨む」との「警告談話」をおこなったが、公務員共闘はただちにこれに反論、抗議した。

一〇月四日、公務員共闘は「全単産、地方全国代表者会議」を開いた。二七単産の代表一三〇人、地方代表四三県一三〇人、二四県評二六人、本部四〇人、計三一六人が参加し、各単産、地方代表の決意表明ののち、「闘争宣言」を採択した。また一〇月五、六の両日、総評は一〇・二一ストの態勢固めのため第三二回臨時大会を開いた。

第八次統一行動は一〇月一一日から一四日まで実施され、連日政府交渉がおこなわれた。この間地方代表二〇〇〇人が中央に動員され、両院の地方行政委員会への傍聴、主要駅でのビラ配り、集会、デモなどに参加した。一二日には、全国各地で総決起大会が開かれた。日比谷野外音楽堂の中央総決起大会には、全国動員二〇〇〇人のほか、都労連一万、東京の国公労組三〇〇〇人の計一万五〇〇〇人が参加し、「一〇・二一ストライキ宣言」を発した。

一方、政府は一〇月一三日、公務員給与関係閣僚七人委員会（福田大蔵、藤山経企、森総務、塩見自治、山手労働、愛知官房）を開いて人事院勧告の取扱いにつき検討した。しかし、総務長官、労相らが実施時期を昨年の九月より一カ月でも半月でも早めるべきだと主張したのに対し、蔵相、経企長官らは財源の見通しがたたないとして、翌日に結論を持ちこした。翌一四日、自民党の田中幹事長ら党三役も加わって六人委員会が開かれ、勧告の完全実施は財源難の現状では困難であるとして、結局昨年通りの九月実施を決め、このあとの閣議も同様に決定した。

これに対し、総評、公務員共闘は撤回、再検討を要求し、要求がいれられなければ予定どおり一〇・二一統一実力行使を実施し、要求実現のために徹底的にたたかうとの声明を発表した。なお、同盟も「勧告の完全実施を要求し、あらゆる合法的手段をもって闘い抜く決意である」との談話を発表した。

この間、各単産は、オルグを全国各地に派遣するとともに、中闘や戦術会議を開いてスト態勢の整備をはかった。かくて公務員共

闘は一〇月一七日に戦術会議、一八日に幹事会、ついで一九日に単産委員長会議を開いて、最終的にストライキ突入を満場一致確認した。同時に確認された戦術については完全に打ち抜く、単産、単組の独自行動は一切認めないなどの点について意思統一をおこない、スト突入指令を発した。

一〇月二一日、公務員共闘初の統一ストは実施され、八単産、一二三万三〇〇〇人がストをおこない、三二単産、五二万九〇〇〇人が時間外の職場集会に参加した（総評調べ、労働省労政局組合課調べではスト参加人員は四七万二〇一七人）。また、この日、ベトナム侵略反対を中心に諸要求をかかげて、公労協、民間、中立単産の一部がストライキあるいは職場大会で統一行動に参加した（その詳細は、第二部Ⅸ「政治的大衆行動」の項参照）。

### 一〇・二一スト以後

翌一〇月二二日、警察庁は一〇・二一ストで日教組がとった一斉休暇戦術は地公法第三七条（争議行為の禁止）違反の疑いがあるとして、警視庁、岩手、佐賀両県警本部を指揮して、早朝から日教組本部をはじめ東京、岩手、佐賀の三都県本部、支部、分会、役員の自宅など約三〇〇カ所を捜索し、日教組宮之原委員長ら組合幹部を逮捕するなどの刑事弾圧を加えた。このほか、公務員共闘、公労協を中心に多くの労働者に行政処分がおこなわれた。

なお、公労協、民間単産も含め一〇・二一ストに関係しておこなわれた各単産別の刑事、行政処分者数は第139表のとおりである。

統一スト実施後の一〇月二七、八の両日、公務員共闘は山手労相、給与担当の森総務長官に対し①閣議決定の再検討　②通勤費増額分の免税措置　③人事院勧告完全実施体制の確立などを申し入

**第139表　10・21 スト関係各単産別弾圧状況**

| 単産名 | 逮捕 | 起訴 | 解雇 | 停職 | 減給 | 戒告 | 訓告 | 注意 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治労 | 23 | | 25 | 246 | 386 | 2,355 | 60,457 | 4,873 | 63,342 |
| 日教組 | 38 | 5 | 6 | 373 | 458 | 50,308 | 52,898 | 383 | 104,469 |
| 都市交 | | | | 33 | 29 | 176 | 4,382 | | 4,620 |
| 全水道 | | | | 24 | 8 | 51 | 1,826 | | 1,909 |
| 全建労 | | | | | | | 2 | | 2 |
| 全税関 | | | | | | | 4 | 106 | 146 |
| 全国税 | | 2 | | | | 3 | 9 | | 14 |
| 国労 | 4 | | | 57 | 61 | 421 | 674 | | |
| 全逓 | | | 5 | 142 | 467 | 698 | 529 | | 1,841 |
| 動力車 | | | | 2 | 13 | 7 | 58 | | 80 |
| 全印刷 | | | | | 9 | 3 | 7 | 20 | 39 |
| 全専売 | | | | | | | | | |
| 全自運 | | 2 | 3 | | | | | | |
| 全金 | | | | | | | | | |
| 化学同盟 | | | 4 | 5 | | | | | |

〔備考〕　第34回総評定期大会資料「1967年度各局報告書」による。

れた。

その後一一月七日に公務員共闘は幹事会を開いて一〇・二一ストの中間総括をおこなうと同時に、今後の闘争方針について協議、決定した。その結果、今後の闘争については、①賃金改訂の五月実施②地方自治体の財源を国で保障することを最重点に、各単産の独自要求の解決とあわせて波状的に政府、首長、理事者に対する行動を精力的に進める。具体的には、一一月一五日から三〇日までを「第九次統一行動高原闘争期間」一二月一〇日～二〇日を「第一〇次統一行動期間」と定め、地方で一せいに大衆行動を展開するとの方針を決定した。

一一月一五日には、中央総決起集会が日比谷野外音楽堂で開かれ、七〇〇〇人が参加した。また第八次統一行動期間中、全農林が級別定数問題、昇格問題などで一〇分～一時間の業研闘争をおこない、二一日には全駐労が、昇給、傷病期間の延長問題などで二時間の時限ストを実施した、二四、二五の両日には、日教組、自治労、全水道など地公労傘下各組合が約七〇〇名の全国動員をおこない、総理府、自治省、大蔵省、全国知事会、各地方庁、各地方自治体中央機関に、地方公務員の賃金引上げや一〇・二一処分問題について交渉、申入れをおこなった。

第一〇次統一行動は一二月一〇日から二〇日にかけて実施された。一二月一四日には公務員共闘は春闘共闘、東京春闘共闘と共催で「弾圧反対、年末諸要求貫徹中央総決起大会」を東京・日比谷野外音楽堂でひらき、日教組中央総決起大会」を東京・日比谷野などをおこなった。

公務員給与法改正法案などを審議する第五三臨時国会は一一月三〇日召集され、黒い霧問題をめぐって与野党ははげしく対立し、野党四党の審議拒否がつづいたが、結局一二月二〇日、自民党の単独審議で公務員給与改正法および補正予算が成立した。

## 一〇・二一ストの総括

公務員共闘幹事会は、一一月七日、要旨つぎのような「一〇・二一スト」の総括をおこなった。

【「一〇・二一スト」の総括（要旨）】

（略）　二、闘いの経過（略）

三、一〇・二一ストの問題点

① 公務員労働者がスト権、団交権を奪われ、政治権力の直接支配の政治機構のなかで職制、官憲の介入、抑圧、分裂工作を排し、公務員共闘始めての統一ストライキを整然と闘い抜き、昨年一〇・二二闘争の欠陥を克服し八単産、百二十三万人の組織に成功し、またストライキのおこない得なかった組合でも職場集会が全職場で組織され、積極的な取り組みがおこなわれたことは画期的な成果である。

このことは不発に終ったとはいえ、昨年「一〇・二二」闘争を組織したことによって今年こそはやらねばならないという決意と結びつき、昨年からの組織づくりの努力が定着し発展したことの成果として評価できる。

特に組織的に複雑な全国組織の自治労、日教組を始め地公労労働者の努力は高く評価することが出来るし、又公務員共闘内部相互の信頼を強固なものにし統一闘争の前進をかち得た。

② 各組合がオルグ、職場集会等くり返した諸行動を組織し、全組合員の「意志確認」である一票投票を組織し、日教組、自治労、全農林、都市交、全水道、全開発、全駐労など七〇%以上のスト批准を成功させ「不退転の決意」を確認し、一〇・二一ストに結集する全労働者の牽引力的役割りを果した意義は大きい。

③ 統一ストライキの成功は政府に対して従来の公務員共闘と政府との力関係を変化させることになった。

組織的には闘うことによって、いかなる弾圧にも動揺することなく、ま

た非組合員も今次闘争を通じ組合に加入するなど組合の団結を強め、組織にたいする信頼がこれまでになく高まり、職場討議が画期的に前進し「やれば出来る」といった自信が組織的に拡がりスト権奪還はストライキの慣行化と拡大によって自らの固有の権利としての意義を明らかにし、将来の展望をもつことが出来た。

政府に対しては公務員労働者はいつまでも政府の不当な圧迫と低賃金政策のみのおしつけだけでは押えることは出来ないことをはっきりと知らしめたと同時にマスコミ等も含め政府の政治責任が紛争を拡大して来た最大の原因であり代償機関の完全な尊重という労働者の要求こそ当然の要求であり、問題解決の鍵であることが国民の前に明らかになった。

④　今回のストライキをもって要求通り闘いとることは結果的には出来なかったが、しかし前述した通りストライキ行動の拡大と政府責任の追及が結びつき、かつて公労協労働者が十年にわたって自らのストライキの反復によって勝ち取って来たごとく人勧体制打破への展望と可能性を全組合員の前に明らかにしたことは最大の成果であり、この闘いはこの一〇・二一ストのみにとどまらず第八次第九次賃闘へと高められる体制を作り得たものといえよう。

⑤　ストライキの前段として総評、公務員共闘が一致し対政府交渉に対し一貫した態度を貫き、最後まで統一闘争の姿勢を崩さず政府六人委員会と「賃金決定は対等の原則」で決定していく展望を確立方向で一歩前進をしたこと。

⑥　中央における体制の確立と併せ地方段階において各県公務員共闘の相互理解と協力により地域共闘が発展し相互交流、激励共同教宣等、従来になく発展したことは今後の地方共闘の強化と併せ評価することが出来る。

⑦　しかしいくつかの今後に残された問題も指摘せざるを得ない。その第一は職場における権力の側の切り崩しが巧妙に行なわれたため職場における日常職場闘争の不十分さが決定的段階に露呈し、幹部自身職制との対決に毅然たる態度で対決する姿勢に欠け闘いの組織化にアンバラを生じた。

⑧　又、企業内における独自問題での闘いと比較し巨大なる権力の政策に対決するためには、統一闘争を守ることが労働者の最大の武器であり力である統一闘争の理解と指導が十分に定着せず企業内に埋没したことが地域共闘への発展を阻害し、戦術的傾斜、脱落を生じたことは反省しなければならない。

⑨　「一〇・二一」ストは各単産の実情を相互に理解し、各単産の最大の戦術を実施した統一闘争の指導は現段階においては正しかったが、しかし各単産の戦術のアンバラを早急に克服するため、戦術の低いところはこれを高め、統一ストライキが権力にたいし決定的にするどく対置できる姿勢を早急に確立しなければならない。また統一ストライキが質的に高められたとき、要求解決迄反復して闘えるための職場指導が今後一層強化されなければならない。

## 2　全繊同盟の統一賃金闘争

### 要求内容と闘争方針

全繊同盟は六六年二月の第二一回定期大会で「生活を守り高めるための統一賃闘」を活動方針の三本の柱の一つに掲げ、①統一賃闘の要求内容、交渉方式、闘争体制その他の具体的内容は六月開催予定の第一回中央委員会で決定する　②産業別最低賃金は全繊本部と繊維経営者団体代表による中央統一交渉で決定するようつとめるなどのことを決定していた。統一賃闘についてはその後の中央執行委員会、全国執行委員会で討議をかさね、東西で二回の賃金討論集会を開いて職場の意見を聞くなどして、五月三一日、第三回全国執行委で執行部原案を作

成した。六月二三日の第一回の中央委はこの原案を満場一致で可決したが、その内容の骨子は次のとおりである。

一、要求内容　①産業別最低賃金は月額一万五〇〇〇（最低地区、基本賃金満勤月額）　②全員が必ず上昇する最低賃上げ額は一三〇〇円以上　③要求額二三〇〇円以上　④部会ごとに配分上の中間ポイント賃金を設定する　⑤実施月度は六六年七月とする

二、闘いの基本的な考え方　①統一賃闘の目標は生活防衛と賃金決定機構の近代化（交渉を産業別台で統一する）である　②闘いの開始から最終までの闘争路線の決定と遂行は全繊中央闘争委員会が一切の責任をもち、最終判断を下すのは部会でも加盟組合でもない　③各地で業種を横断した職場交流集会や決起集会を開き、組合員の連帯感をつよめ全組合員の闘いに発展させる　④ストライキ体制を確立する　⑤産業別最賃を中央統一交渉で決定するようつとめ、その他の要求でも中央交渉方式あるいは集団交渉方式で行なえるよう努力する　⑥画一的な戦術は避け個々の力を最大限に発揮できる体制を中心に、統一賃闘のウネリに全体をまきこむ　⑦要求書提出は七月九日まで、解決目標時期はおそくとも一〇月初旬とする

この⑥の「画一的な戦術は避け」というのは若干説明を必要とする。

本年度の統一賃闘で全繊同盟が採用した戦術はいわゆる「梯団方式」であった。これは前年の統一賃闘が全部会の闘争日程を同一時期に合わせる「一列横隊戦術」をとって成功しなかったことの反省からとられた戦術で、条件の整った業種を先行させ、各部会の特性を生かした日程を組むものであった。具体的には、化繊、生糸、染色、被服身回り関係の組合を先発グループとし、天然繊維を中心とした業種を後発グループと定め、先発グループはベース・アップに後発グループは産業別最賃に重点をおいたのである。

## 闘争経過

この決定にもとづき、綿紡部会が六月三〇日までに二三〇〇円～二四〇〇円の要求を提出したのにつづいて、化繊部会が七月一日に三〇〇〇円を、羊毛部会、紡績部門は二三〇〇円、麻部会が七月一日に二三〇〇円～三二〇〇円、染色整理部門は二七〇〇円をそれぞれ七月九日に要求した。また生糸部会は郡是が七月一三日に二六〇〇円、片倉が七月二九日に男子四七二一円、女子二七三七円を要求し、地繊部会の各組合は七月中旬から下旬にかけて二三〇〇円～三三〇〇円の要求を提出した。なお、交渉方式については化繊が連合交渉、綿紡、羊毛、麻は集団交渉、地繊は業種別中央交渉を要求し、綿紡部会が大手八社九組合、中京五社五組合、愛三岐九社九組合の三グループ別に、化繊が六社六組合について、麻が黄麻四組合、亜麻苧麻四組合の二グループ別に、羊毛が紡績二一社二一組合、染色六社六組合の二グループについてそれぞれ連合交渉が成立し、羊毛が紡績二一社二一組合、染色六社六組合の二グループについて集団交渉が成立した。地繊では綿工業、レースの二業種において集団交渉が成立したほか、業種別地域集団交渉がいくつかの地域で成立した。

これより先六月三日から、全繊同盟は各経営者を団体に産業別最低賃金について中央交渉の申し入れをおこなったが、いずれも拒否され実現しなかった。中央交渉を申し入れたのは、日本紡績協会、日本化繊協会、日本羊毛紡績協会、日本麻紡績協会、日本製糸協会、綿工連、絹人絹織物工業会、日本染色協会、レース工業会、合成繊維網綱協会、メリヤス工業会、輸出縫製品工業連合会の一三団体である。

要求提出直後の七月一一日、全国二四県支部で一斉に決起集会が開かれ約五万名が参加した。ついで七月一五日には第二回中央闘争委員会を開き、当面のスケジュールをつぎのとおり決定した。①自

主交渉打切り　八月一五日～二五日　②労働委員会提訴　八月中旬～九月下旬　③実力行使　九月二〇日以降

先発グループの中心として「統一賃闘の機関車」となった化繊部会は七月一九日、六社六組合（東レ、旭化成、帝人、倉レ、三菱、日レ）の第一回の連合交渉をかわきりに交渉を重ねた結果、八月一七日の第五回連交でつぎのような会社側の回答が示された。①組合員一人平均満勤月額一五〇〇円（税込み）を増額する。賃金の増額については、実働七時間三〇分を前提とする。②実施時期は一一月とする。組合側はただちにこれを拒否し交渉は決裂した。

翌一八日、全繊同盟は第三回中闘を開き、「①化繊六組合は八月一八日に中労委に提訴、あっせん案提示の目標を九月一三日とする。八月一八日～九月九日にスト権確立の投票を実施する。②その他の部会は九月五日前後を目途に労働委員会に提訴するとともに、化繊に関連する業種はできるだけ化繊の日程にあわせるよう努力する」との決定をおこなった。

この決定にもとづき、化繊六組合は九月九日までにスト権集約の全員投票を実施し、各組合とも投票総数に対する賛成率では九二・八三%～九五・二〇%、組合員総数に対する賛成率でも八五・〇七%～八九・七九%という高率でスト権を確立した。また生糸部会の郡是、片倉両労組も八月二七日各々交渉決裂を確認、二九日、中労委にあっせん申請、九月一二日までに組合員総数に対し八七%余の高率でスト権を確立した。同じく地繊部会染色組合もスト権を確立、羊毛部会、麻部会も交渉決裂し九月九日までに中労委に提訴した。

九月一三日夜化繊六組合の中労委最終あっせんが徹夜でおこなわれた。この中で会社側はベ・ア二一〇円の線を示したが組合はこれを拒否し、一四日午前七時五五分あっせんは不調に終わった。同日、全繊同盟は第四回中闘を開き、二二日第一波一二時間、二四日から全面無期限ストの方針を決め、ただちに化繊六組合にスト指令を発した。また生糸、地繊各部会についても二四日以降のスト計画を決定した。

こうしたスト体制を背景に一九日から二〇日にかけ化繊六組合は労使三役交渉、単社交渉を精力的におこなった結果、二一日にいたって平均二五〇〇円～二五五〇円、一〇月実施で妥結した。この間、生糸部会、片倉、郡是については九月一八日に各々二〇五〇円、二二〇〇円の中労委あっせん案が提示され解決した。また、二八日には羊毛紡績関係に一七五〇円、麻一七五〇円、翌二九日には羊毛染色関係に二〇〇〇円のあっせん案が提示され、それぞれ解決した。

綿紡部会は八月中旬まで三グループの連合交渉をおこなっていたが成果がなく、八月二二日から単社単組交渉に切りかえて交渉をつづけた結果、九月三日から一三日にかけ　①初任給一万五〇〇〇円、②賃上げ一四五〇円　③実施一一月との回答が示された。これに対し綿紡部会は更に自主交渉を続け、最終段階の回答状況によっては労働委員会に提訴するとの方針を決定し、他部会の状況を見るため一時交渉を中断したが、生糸、化繊が解決し全体がヤマ場にさしかかった九月二六日以降交渉を再開し、一〇月初旬には各組合いずれも一七〇〇円の回答で妥結した。

地繊部会のうち染色整理および被服身廻品部門は化繊、生糸とともに先行グループを構成し、スト権確立、スト通告（一部はスト実施）

を背景に闘争を進めた結果、染色整理は二三〇〇円～二五〇〇円、被服身廻品は一八〇〇円～二二〇〇円の相場で妥結した。また、レース部門（一八〇〇円）、綿スフ織物（一六五〇円）は中央交渉で解決した。富山、石川、福井など北陸の各組合がはじめての統一ストを実施し好条件を得た。

なお、産業別最賃一万五〇〇〇円については、各部会とも完全に要求を獲得した。

一〇月二六日、全繊同盟は第六回中闘をひらき、統一賃闘の終結にあたってその自己批判をおこなった。「全繊新聞」第九一二号に発表されたこの「賃闘自己批判」の骨子はつぎのとおりである。①こんどのたたかいは総じて成功であった。②その原因は梯団方式をとったことと、全組合が決定を守りぬいたことにある。③妥結額は春闘相場を一〇・四%上回り、産業別最賃を獲得したことの意義は大きい。④今後のたたかいのためにはモタレ合いをなくし、産業別の賃金政策を確定、産業別統一交渉の実現をはかるべきである。⑤闘争の時期についてはさらに討議をかさねる。

## 3　全日通の賃金闘争

### 全日通の春闘参加決定

全日通は六六年五月三〇日～六月三日、第二一回定期大会で、六八年度から春闘参加をめざして、今回は二年分の賃金引上げ要求を提出してたたかうことを決定し、七月五日、つぎのような内容の要求を提出し交渉を開始した。「①六六年一〇月以降賃金の五八九〇円引上げ　②六七年四月以降三七五九円引上げ　③準組合員（臨時従業員）の賃金を月給化し、組合員とそれぞれ同額の賃上げを行なうこと。また準組合員の最低賃金として一五歳一五〇〇〇円、一八歳一八〇〇〇円を要求する　④退職金、結婚祝金の増額」。

これに対し会社側は具体的回答についてしばらく猶予してほしいと希望し、七月中は団交は開かれず、八月九日から九月五日にかけて四回の団交が開かれたが、それぞれ、要求内容の説明、質疑、会社側業績見通しなどで終わり、交渉は進展しなかった。ようやく九月一二日、第六回団交で、つぎのような会社側の回答が示された。

「①六六年一〇月以降賃金を二二五〇円引き上げる　②六七年四月以降の引上げ、退職金、結婚祝金の増額は認められない」。

組合はこの回答を拒否してさらに団交を重ねたが、九月一六日の第八回団交で一〇月以降賃金として第一次回答に二五〇円を加えた二五〇〇円回答が出たところで交渉を打ち切った。翌一七日、組合は労調法第三七条にもとづく、争議行為の予告をおこなうと同時に、スト準備指令を発した。さらに一九日～二四日には、闘争体制の確立をはかるため中央オルグ一九名を全国に派遣した。また、二一日には二九日第一波二四時間、三〇日第二波四八時間のスト指令を発すると同時に全国一斉に昼休み時の職場大会を開催した。

これに対し会社側は二七日、一〇月以降二七〇〇円の第三次回答を提示したが、組合の拒否回答にあうや、今後は少数交渉によって問題の解決にあたりたいと申し入れた。組合側は中執で検討の結果、

これに応じることを決め、二八日から二九日にかけて組合三役と副社長を中心とする四回の少数交渉がおこなわれた。第一回少数交渉ではじめて四月以降賃金について一〇〇〇円の回答があり、以後回を重ねるごとに一〇〇〇円程度上積みした回答が出された末、スト突入直前の二九日午前五時四二分にいたって「①六六年一〇月以降賃金三五〇〇円引上げ　②六七年四月以降賃金一七五〇円引上げ　③退職金は勤続二八年以上二万～五万円の加給　④結婚祝金は二〇〇〇円増額　⑤準組合員の賃金は一〇月および四月賃金の増額をおこなう」との回答を組合が了承し、ストに入ることなく交渉は妥結した。この結果、懸案の全日通の春闘参加は、六八年度からおこなわれることが確定した。

## 4　一九六六年度一時金闘争

### 夏季一時金闘争

六六年の夏季一時金闘争は、六五年同様長期化した春闘の直後にたたかわれた。ただし、私鉄総連、電労連、鉄鋼労連の一部、合化労連の一部、全繊同盟化繊部会などは年間一時金として六五年末にすでに解決しており、電機労連、紙パ労連は六六年春闘と同時に一時金についても妥結していた。要求額は、労働省労働組合課調べ、民間大手二二〇企業の平均要求額を六・五％上回った。単産別では新聞労連が一五万七九〇〇円と最も高く、ついで全国金属の一三万三五〇〇円、合化労連の九万七九〇〇円、全炭鉱が六五年と同額の五万円で最も低く、ついで電機労連の六万一六〇〇円、ゴム労連の六万四〇〇〇円となっている。

要求はおおむね五月上旬から六月中旬までに提出された。

妥結は、六月に私鉄総連、鉄鋼労連、全電線、全金同盟、合化労連、ゴム労連、全石油、全鉱、新聞労連、七月中旬までに全造船、造船総連とつづき、七月下旬の炭労、全炭鉱を最後に夏季一時金闘争は終わった。

妥結額は民間大手二三八企業平均で六万七九八五円、公企体を含む二四六企業平均では六万七三六三円で、六五年同期の妥結額をそれぞれ六・八％、六・九％上回った。単産別では新聞労連、電労連が一〇万円台で最も高く、ついで全石油九万八七〇〇円、全国金属八万一七〇〇円の順になっている。低い方では炭労の三万八六〇〇円、全炭鉱の四万二八〇〇円、ゴム労連の四万七四〇〇円である。

なお、六五年同期と同額の電機労連を除き、全単産が前年同期を上回る妥結額を獲得した。なかでもゴム労連は前年同期を二〇％、私鉄総連は一四％、電労連は一三％それぞれ前年同期を上回った。

### 年末一時金闘争

六六年年末一時金闘争は、すでに年間一時金として妥結している私鉄総連、紙パ労連、全石油の一部などを除いてたたかわれた。要求額は民間大手二三一企業の平均が九万四四〇〇円で六五年同期の二二七企業平均八万六一〇〇円を金額で約八〇〇〇円、率で約一〇％上回った。単産別では夏季と同じく新聞労連が最も高く一六万二〇〇〇円の要求、ついで電労

連の一三万五〇〇〇円、全石油の一二万四九〇〇円のほか、全国金属、合化労連、私鉄総連などが一〇万円をこえる要求を提出した。最低は炭労、全炭鉱で五万円であった。

要求提出は一〇月上旬より始まり、一一月上旬には一応出揃った。全国セメント、炭労などの一部組合でストライキがおこなわれたほかは概して平穏で、六五年同期よりやや早く、一一月中旬の電機労連を皮切りに、一二月上旬の全造船、造船総連、車両労連の妥結により年末一時金闘争は終了した。

妥結額は民間大手二三八社平均で七万七〇〇〇円であり、六五年同期を金額で約一万円、率で約一五%上回った。単産別では新聞労連、全石油が高く一二万円～一〇万円台、私鉄総連、電労連、全国金属が九万円台であった。低い方は依然として炭労、全炭鉱で、四万円前後であった。なお妥結額はいずれも六五年同期を上回り、ゴム労連三二%増、化学同盟三〇%増をトップに、最低でも八%の増加率を示した。

夏季と年末とを合わせた六六年度一時金の合計額を見ると、民間二三八社平均で一四万五七〇〇円となり、六五年の一三万一三〇〇円を金額で約一万四〇〇〇円、率で一〇%上回った。労働省労働組合課調べによる各単産別の六六年夏季、年末一時金の要求および妥結状況は第140表のとおりである。日経連調べの業種別一時金妥結結果は第141表および第142表のとおりである。

なお、年間一時金方式は私鉄総連、鉄鋼労連大手、全石油、全国セメント、紙パ労連、全繊同盟化繊部会、同綿紡部会、電労連などでおこなわれてきたが、合化労連が六五年秋から年一回方式による一時金闘争に組合側から踏み切ったのをはじめ、一時金闘争を年一回に集中しようとする組合（全電線、全鉱、ゴム労連など）が次第に増えている。この問題については、六七年六月に開かれた春闘共闘賃金専門委員会の第二分科会では討議がおこなわれ、次のようなまとめがなされている。

ここに出席していた単産では、一時金の水準を大幅に引上げるためには、闘争を年一回集中する年間方式が望ましい、という意見が多かった。しかし、日経連でも提唱している方式であるから、資本のペースにのらないことと、相手の分断政策に対応できる産業別力量を高めることも併列しておこなう必要がある、と強調された。またここ数年、一時金の獲得月数が固定化する傾向があるので、それを打破して一時金の水準を大幅に引きあげていくためにも、それ以上の要求を大幅に引上げる必要がある。そして、これらの内容を高めるためにも、春闘共闘委員会の場で、もっと検討すべきであるというのが出席委員全部の意見であった。

## 5　六七年度春闘（春闘共闘委）

### 六七年春闘構想

総評は、六六年八月三一日、中立労連三役との懇談会を皮切りに六七年春闘の準備を開始した。この懇談会では、中立労連側（とくに電機労連）から同盟、新産別も含めた幅広い新しい結合方法を検討するようにとの要請があり、総評もこれを了解した。この懇談会での決定にもとづき、総評は九月一六日から二四日にかけて、同盟、新産別、全国自動車などの中立十数単産に対し春闘共闘への参加要請をおこなった。これに対

## 第140表　主要労組の 1966 年夏季および年末一時金要求および妥結状況

| 単産名 | 調査企業数 | | 要求額 | | 妥結額 | | 年間一時金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 夏季 | 年末 | 夏季 | 年末 | 夏季 | 年末 | 総額 |
| | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 私鉄総連 | 14 | 14 | 80.0(1.33) | 100.8(1.00) | 67.0(1.14) | 96.9(1.10) | 163.9(1.407) |
| | | | 〔11〕 | | | | |
| 鉄鋼労連 | 18 | 18 | 74.1(0.99) | 85.6(1.14) | 55.2(1.05) | 61.5(1.16) | 116.7(1.097) |
| | | | 〔19〕 | | | | |
| 電機労連 | 20 | 20 | 61.6(0.96) | 75.6(1.19) | 52.9(1.00) | 65.1(1.25) | 118.0(1.126) |
| 全造船 | 7 | 7 | 91.2(1.06) | 91.9(1.05) | 74.9(1.04) | 81.4(1.20) | 156.3(1.079) |
| 造船総連 | 5 | 5 | 86.5(1.08) | 88.0(1.02) | 76.6(1.07) | 84.9(1.16) | 161.5(1.118) |
| 車両労連 | 4 | 4 | 80.0(1.00) | 85.0(1.06) | 67.5(1.04) | 73.4(1.08) | 140.9(1.064) |
| 全電線 | 7 | 7 | 66.3(1.06) | 75.7(1.08) | 54.7(1.07) | 63.7(1.14) | 118.4(1.100) |
| 全国金属 | 17 | 17 | 96.9(1.09) | 105.5(1.13) | 81.7(1.09) | 91.4(1.16) | 173.1(1.130) |
| 全金同盟 | 8 | 8 | 71·6(1.03) | 83.1(1.17) | 61.2(1.03) | 72.7(1.21) | 134.9(1.123) |
| | | | 〔39〕 | 〔42〕 | | | |
| 合化労連 | 43 | 43 | 97.9(1.06) | 102.9(1.08) | 67.9(1.04) | 76.2(1.15) | 144.1(1.100) |
| | | | 〔5〕 | 〔4〕 | | | |
| 化学同盟 | 6 | 6 | 72.8(1.13) | 78.4(1.13) | 53.3(1.10) | 67.8(1.30) | 121.1(1.201) |
| ゴム労連 | 6 | 6 | 64.0(1.11) | 91.3(1.18) | 47.4(1.20) | 37.8(1.32) | 121.2(1.270) |
| | | | 〔7〕 | | | | |
| 全化同盟 | 8 | 8 | 91.9(1.20) | 82.7(1.12) | 69.4(1.08) | 72.8(11.3) | 142.2(1.112) |
| | | | | 〔7〕 | | | |
| 全石油 | 10 | 11 | 133.5(1.21) | 124.9(1.07) | 98.7(1.09) | 100.8(1.07) | 199.5(1.081) |
| 全国セメント | 12 | 12 | 86.7(1.08) | 93.8(1.15) | 71.6(1.06) | 76.1(1.15) | 147.7(1.088) |
| 全鉱 | 10 | 10 | 70.0(1.00) | 80.0(1.14) | 53.0(1.10) | 59.4(1.19) | 112.4(1.146) |
| | | | 〔6〕 | | | | |
| 新聞労連 | 11 | 11 | 157.9(1.15) | 162.0(1.10) | 114.6(1.08) | 125.3(1.11) | 239.9(1.096) |
| 印刷関係 | 4 | 4 | 88.5(1.10) | 94.8(1.09) | 75.1(1.09) | 81.6(1.10) | 156.7(1.094) |
| 炭労 | 12 | 11 | 50.0(1.00) | 50.0(1.00) | 38.6(1.02) | 39.1(1.13) | 77.7(1.072) |
| 全炭鉱 | 6 | 6 | 50.0(1.00) | 50.0(1.00) | 42.8(1.07) | 44.2(1.08) | 87.0(1.074) |
| 全日通 | 1 | 1 | 82.1(1.08) | 96.5(1.08) | 74.5(1.11) | 81.4(1.08) | 155.9(1.096) |
| 電労連 | 9 | 9 | — | — | 130.5(1.14) | 101.1(1.13) | 91.6(1.03) | 192.7(1.015) |
| | | | 〔220〕 | 〔231〕 | | | |
| 民間平均 | 238 | 238 | 85.5(1.065) | 94.4(1.10) | 68.0(1.068) | 77.7(1.15) | 145.7(1.110) |

〔備考〕 1)　労働省労働組合課調

2)　(　　) 内は 65 年同期比

3)　100 円未満は四捨五入

4)　〔　　〕内は調査対象企業数

5)　電労連の年末一時金については単産別妥結欄には組合発表額を，民間平均計算では労働省労働組合課の推算した金額を使用いている

第141表　1966 年夏期年末一時金妥結結果　　(日経連調べ)

| 業種 | 会社数 | 1966年夏期 要求 | 1966年夏期 妥結 | 会社数 | 1966年年末 要求 | 1966年年末 妥結 | 66年夏期/65年夏期 | 66年年末/65年年末 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社 | 円 | 円 | 社 | 円 | 円 | % | % |
| 硫安 | 12 | 92,123 | 71,081 | 11 | 98,675 | 76,268 | 8.5 | 13.9 |
| (過燐酸) | 4 | 99,542 | 57,219 | | | | 10.4 | |
| 化学 | 35 | 98,265 | 72,001 | 35 | 103,870 | 80,292 | 8.1 | 17.0 |
| 以上化学 | 51 | 96,268 | 70,625 | 46 | 102,405 | 79,329 | 8.2 | |
| 紙パルプ | 16 | 79,249 | 61,477 | 16 | 86,089 | 67,136 | 4.9 | 12.2 |
| セメント | 11 | 83,418 | 63,668 | 11 | 89,054 | 70,773 | 3.3 | 14.9 |
| 鉄鋼 | 18 | 74,292 | 56,208 | 18 | 84,167 | 63,272 | 0.6 | 12.8 |
| 造船 | 17 | 89,111 | 74,961 | 17 | 89,827 | 80,147 | 8.8 | 13.3 |
| 重電機 | 12 | 60,330 | 48,669 | 12 | 70,546 | 57,002 | △ 4.1 | 19.3 |
| 通信機 | 8 | 69,279 | 54,561 | 8 | 75,966 | 65,951 | 4.0 | 20.8 |
| 車両 | 8 | 77,929 | 67,100 | 7 | 82,857 | 72,471 | 4.5 | 7.7 |
| 産業機械 | 13 | 84,631 | 71,477 | 13 | 98,182 | 79,269 | 4.9 | 14.6 |
| 自動車 | 13 | 73,615 | 68,698 | 13 | 81,298 | 74,599 | 2.7 | 14.5 |
| 石油 | 10 | 131,130 | 102,560 | 10 | 110,314 | 104,275 | 9.1 | 6.7 |
| 石炭 | 8 | 50,000 | 39,763 | 10 | 50,000 | 41,740 | 2.0 | 9.5 |
| 鉱山 | 8 | 70,000 | 57,025 | 8 | 80,009 | 61,125 | 13.7 | 19.2 |
| 鉱鉄 | 12 | 79,167 | 68,018 | 12 | 101,250 | 98,006 | 15.4 | 10.5 |
| 電力 | 9 | 114,390 | 89,722 | 9 | 130,542 | 90,667 | 8.3 | 1.1 |
| 平均 | 214 | 84,460 | 67,174 | 210 | 90,489 | 74,589 | 6.0 | 13.1 |

(注)　算式はすべて算術平均による

第142表　月数表示の業種

| 業種 | 社数 | 66年夏期妥結平均月数 | 社数 | 66年年末妥結平均月数 | 65年夏期対比率 | 65年年末対比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社 | 月 | 社 | 月 | % | % |
| 綿紡 | 10 | 1.32 | 9 | 1.58 | △ 3.7 | 1.3 |
| 化繊 | 7 | 1.60 | 7 | 1.94 | △ 1.2 | 1.6 |
| 電線 | 6 | 1.79 | 6 | 2.14 | △ 1.1 | 4.9 |

し、同盟は九月二四日「政治闘争、生産性向上、最賃制などについて基本的な方針の異なる両組織の間には共同闘争は不可能である」と文書で回答し、新産別もまた全体の共闘の実現をみていない今日では参加は困難であると回答した。中立組合では、全国軽金属労協、自運労、ゴム労会議が加盟あるいは準加盟として春闘共闘参加を回答した。九月三〇日の総評、中立労連第二回懇談会は、これらの経過を了承し、六七年春闘は従来通り総評、中立労連を中心に準備することを決めた。

このあと、一〇月三日、同一八日、一一月三日と、三回にわたって春闘準備会が開かれ、春闘構想、機構、運営、予算等を検討、一一月四日、六七年春闘共闘委員会は正式に発足した。この第一回春闘共闘委員会は、要旨次のような「一九六七年春闘構想」を決め、「春闘宣言」を発表した。

なお、賃上げ要求額については、岩井総評事務局長は九月はじめの第

四回春闘共闘賃金専門委員会などで一万円の高額要求を提唱していたが、電機労連などの反対もあって、正式には昨年を上回る要求と改められた。しかし、一一月一五日に発表された恒例の『賃金白書』では、「一万円賃上げに象徴される高額要求をよびかけ」「賃金闘争の好条件にある六七年春闘ではどの組合も従来より『より大きな要求』をきめるよう提案してほしい」と高額要求を強調したい（「賃金白書」の詳細は、第二部Ⅳ労働組合の賃金政策参照）。

【一九六七年春闘構想（要旨）】　一、春闘の統一要求　今次春闘の統一要求として　①大幅賃上げ、全国全産業一律最賃制（一万五〇〇〇円）確立　②首切り労働強化・合理化反対、労働時間短縮、労働災害絶滅　③健保共済改悪反対、失対賃金・生活保護の大幅引上げ、社会保障の拡充　④官公労働者のスト権奪還、労働基本権の確立　⑤消費者米価をはじめとする物価値上げ反対、大衆課税の大幅軽減、住宅の確保の五つの要求をかかげる

二、春闘指導の基本的方向　①春闘統一要求の中心を大幅賃上げの闘いにおく。②六七年春闘の組織指導の基本を次の三点とする。(イ)共闘の拡大　(ロ)産業別統一闘争の強化　(ハ)職場活動、職場闘争の組織化

三、春闘の行動スケジュール　①秋闘年末闘争を通じて要求討議を職場から徹底し、一月下旬から二月上中旬春闘規模の全国オルグを行なう。②二月から三月上旬を目標にして要求を決定し提出する　③二月から三月上旬にかけて院内の闘いと結合し、米価値上げ反対、社会保障拡充（健保共済改悪反対）、最賃制確立、さらに重要段階をむかえる炭労首切り反対闘争を前面にうち出して大規模な大衆行動を組織し重要な段階ではストライキ統一行動も組織する　④三月一杯を目途に賃上げ闘争、実力行使の体制を全体として確立する　⑤民間単産は四月中旬頃より重化学単産を軸として集中的な実力行使段階に突入し、下旬にかけて追込んでいく。満足な回答がない場合にはメーデーをこえても長期に闘いぬく。官公労単産は民間単産が例年以上に長期化することをも配慮し、民間単産との結合の上にたって効果的な段階で実力行使をかまえる。

また。今春闘の特徴として総選挙が一月頃に予定され、更に四月下旬には地方選挙が予定されている。従来ややもすると選挙と春闘が遊離し選挙闘争にむけての諸行動の結果、特に指導部において春闘そのもののとりくみが迫力を欠くので、このことは労組としては明らかに間違いであり、春闘に全力をあげとりくむなかで組合員の団結をかため、政治闘争にそれをはねかえしていくことを、当初から腹をきめてとりくむ。

四、春闘共闘委の機構運営　①春闘の統一要求に結集して闘う全国単産をもって、春闘共闘委を組織し、(イ)春闘共闘方針、運営方針の決定　(ロ)春闘全体の基本的戦術路線の決定とその戦術変更　(ハ)春闘全体の総括　(ニ)春闘予算の決定と収支決算確認を行なう。②委員会の方針企画及び委員会決定の方針に基く戦術指導機関として戦術委員会をおき、次のことをおこなう。(イ)春闘共闘全体に関する大まかな戦術路線の決定　(ロ)民間、公労協、公務員各共闘相互に重大な影響を与える戦術調整　(ハ)他産業に重大な影響を与える各単産への戦術指導　(ニ)最賃その他統一要求についての大まかな戦術路線と各専門委員会の運営　(ホ)春闘共闘としての教宣活動、中央行動組織、地方共闘との連絡指導調整についての業務。③春闘共闘委の運営機構として、民間共闘委、公労協共闘委、公務員共闘委を設け、春闘共闘委、戦術委の決定に基づき各部会の指導を行なう。④春闘共闘に、次の専門委員会を設け、専門事項について必要に応じ討議し委員に報告する。(イ)賃金専門委員会　(ロ)最賃対策委員会　(ハ)合理化対策委員会　(ニ)青年婦人対策委員会　(ホ)権利対策委員会

五、春闘共闘委の構成及び、役員　①春闘共闘委員会　▽議長　堀井利勝（総評）　▽副議長　佐藤芳夫（中立）、三戸国彦（民間共闘）、兼高隆（公労協）、笹川運平（公務員共闘）　▽事務局長　岩井章（総評）　▽事務局次長　川原耕造（中立）、蛯谷武弘（総評）　▽共闘委員　春闘共闘参加全単産の代表一名　②戦術委員会　(イ)春闘共闘三役　(ロ)単産代表戦術委員　▽民間共闘　一四組合（鉄鋼、全金、全電機労連、生保、金融）　▽官公労　四組合（国鉄、全逓、全電通、動労）　▽公務員　三組合（日教組、

自治労、全農林）　▽事務局担当戦術委員　▽産業別共闘代表戦術委員

## 春闘前段の指導方針

一二月一六日、第一回戦術委が開かれ、年末段階における政治情勢を検討し、春闘をめぐる資本の動向を分析してつぎのように春闘前段の指導の力点と具体的行動を決定した。

一、春闘前段における指導の力点　①春闘要求と戦術体制についての大衆討議の徹底　②地域段階の共闘の全国的確立と広範囲のオルグ体制の確立　③中小企業労組の組織化と賃上げ、合理化反対の共闘確立と指導の強化　④職場からの権利と組織点検行動及び反合理化職場闘争の組織化　⑤物価値上げ反対、最賃制確立、社会保障拡充について統一的な行動の組織化

二、前段の具体的行動と対策　①地域共闘の全国的確立。一月中旬を目標として各県共闘はオルグの派遣と指導により全地域で共闘会議の結成を終る。そのため各県共闘はオルグの派遣と指導を行なう。②地域行動の強化　(イ)地域春闘共闘発足後すみやかに春闘地域討論集会を行う。(ロ)地域共闘は、最賃、社保、物価のオルグ団を編成し、一月下旬～二月下旬にむけて職場オルグ活動を強化する。(ハ)オルグ団の活動と併せ、最賃、社保の全国統一、一〇〇〇万署名活動とビラ入れ、職場訪問、戸別訪問、街頭活動を強化する。③春闘共闘全国オルグ体制の強化。春闘の指導強化のために二月上旬に全国オルグ体制を確立する。④拠点共闘、産業別共闘の指導と行動強化。京浜、阪神、東海、北九州に拠点共闘を組織する。⑤地方ブロック、大産業別統一行動の組織。⑥中央討論集会の開催。三月中旬、春闘討論集会を、権利、組織対策、最賃、社会保障、物価減税、内職、青婦対策などの分科会を全国一万名規模で行なう。⑦春闘第一次、第二次統一行動の実施について

また、第一回戦術委は、「六七年春闘における最賃制闘争の進め方」「春闘における物価値上げ反対闘争の強化について」「春闘における社会保障拡充の闘い」を決定した。

しかし、この第一回戦術委のあとで国会が解散し、一月総選挙の実施が決まったため、春闘共闘は三役、事務局会議を一二月二四日に開きつぎのように行動日程に変更を加えた。

【総選挙確定に伴う春闘前段行動の変更について】　①春闘共闘拡大戦術委を一月七日に開き、春闘実力行使段階の戦術配置について協議する。②春闘共闘全国オルグ期間を二月六日より一六日までに変更する　③春闘第一次統一行動日は三月二日に変更し各単産は時間内職場大会、中央、地方で大衆行動を組織する。④春闘中央討論集会は三月八日～一〇日に変更し、青婦集会は一応切りはなす。⑤春闘地域共闘の結成と最賃、社保、物価などのオルグ団編成と行動署名運動などその他の事項については総選挙中といえどもこれと結合した体制確立をはかる。

一月七日、三役事務局会議の決定による春闘拡大戦術委が開かれ、つぎのような意思統一をおこなった。

【春闘共闘委の意思統一】　われわれは、労働者と国民各層の生活、権利、平和を守り、佐藤自民党内閣の数々の腐敗と政治反動を打ち破るためには、春闘共闘委員会に結集する七五〇万の労働者が次の諸点に力点をおいて、一層団結を固め奮起することが何よりも重要であることを確認した。

第一、われわれは、大幅賃上げを獲得するために、春闘前段で徹底した職場討議と大衆行動を強め、四月以降、強力な実力行使で闘う。

第二、産業再編成に伴う資本の合理化攻撃、権利剝奪の攻撃に対してきびしく対処し、産業別労働組合に総力を結集した力をもって職場の体制を一層高めて、いささかの妥協もなく闘う。

第三、一月八日から開始される総選挙闘争が、労働者の生活と権利と平和にとって最も大きな影響をもち、春闘前段の重要な闘いであることを全労働者が認識し、春闘準備と結合させつつ、自民党を打倒し、革新勝利のために、われわれは当面、総選挙闘争に全力を傾注する。

一方、日経連は、一月一七日に「自由化の新段階と賃金問題」と

題する賃金白書を発表し、「企業には実力を、賃上げには節度を」のスローガンを掲げた。ついで一月一九日には常任理事会を開いて、春闘対策を協議し、①経営体質強化の観点から賃金決定に対処すること　②業界として連帯協調の体制を確立すること　③長期安定賃金の確立に努力すること　④賃金決定には物価との悪循環を断つ観点から対処すること　⑤争議発生の場合、経営者は同業、地域における団結を固めることなどの五項目からなる「四二年春闘に対する態度」を決定した（詳細は第三部Ⅱ「経営者団体の労働政策」参照）。

### 総評臨時大会

総選挙闘争終了後の二月三日、春闘共闘は第三回拡大戦術委をひらいて三月三〇日の第二次統一行動と四月以降の実力行使段階の戦術について検討した。その結果、①第二次統一行動の目標は大幅賃上げ、最賃制確立を中心に健保共済改悪反対、物価値上げ反対、および各単産の独自要求とする。行動の規模は、民間単産は二時間以上半日のストライキを目標とし、官公労はこれにみあう実力行使をおこなう。中央地方では可能な限り大衆行動を組織する。②民間単産の実力行使集中段階を四月中～下旬とし、最大限のストライキをもって追いこみを図る。公労協、交運共闘の山場は五月中旬とすることなどを決めた。

しかし、その後になって最賃制をめぐる政府の出方、健保共済の改悪、予算審議などをめぐる院内情勢が明らかになったため、二月二四日に緊急三役事務局会議をひらき、第三回拡大戦術委の決定を修正した。修正の主要点は、三月三〇日の第二次統一行動をストライキではなく、大衆行動を重点とするものに改めたことである。また、四月一八日を春闘第三次統一行動日として各単産の実力行使を組織し、その前後、四月一七日～二二日に民間単産は最大限のストライキをかまえることも決定した。

二月二七、二八の両日、総評は第三三回臨時大会をひらいて春闘体制の確立をはかった（大会の詳細は第二部Ⅱ「総評、同盟、新産別の大会」参照）。大会が満場一致決定した「春闘体制確立のために」と題する闘争方針のうち「春闘をさらに強化する指導の力点について」の要旨はつぎのとおりである。

【春闘体制確立のために（要旨）】　すでに春闘準備が具体化され、闘争体制が確立してきた段階であるが、春闘共闘を強化発展させる立場にたって、総評として、次の諸点に指導の力点を求めて努力を傾注して行くこととする。

①まず第一には独占資本が意図している賃上げの代償として出されてくる合理化攻撃、権利攻撃、組織攻撃に対してガッチリと歯止めをする闘いを組織する。昨年以上の賃上げ回答がなされたからといって合理化提案と併せてのむような妥協は絶対に行わない。

②第二には、以上の資本の攻撃の前提として、春闘における産業別指導の排除、統一闘争よりの離脱と分断、企業レベルでの独自交渉の強調が予想される。産業再編成のなかにあって産業別組合としての指導力、諸機能の強化が強調されている今日の段階で、今日まで既得権として維持確立してきた闘争指導上の諸権利が春闘の中でくずされていくようでは今後産業別単産としての有効な闘いの組織が困難となる。既得権の確保とともに、われわれは積極的に産業別労働組合運動の強化を前面に出して闘う。

③今日の情勢の中で特に強調して意思統一されなければならないことは、大幅賃上げを要求するわれわれの基本的立場とこれを闘いとっていく戦術指導の問題である。われわれにとって必要なことは、大衆に不満を残さないだけの闘いと賃上げの獲得である。とれるまで闘えるだけの組織体制の確立と長期闘争を辞さない決意である。中途半端な妥結を許さないきびしい態度である。産業再編成を背景とする労使協調ムードの中で前期プ

ラスαの資本のペースの中で安易に闘いを挫折させていくことは今日までの大衆の不信、春闘のマンネリを克服することにはならない。

④景気回復の過程にあっても中小企業はなおきびしい状況におかれている。中小企業労働者は大手労働者に較べて較差賃金、無権利状態に苦しんでいる。中小企業労働者の生活と権利を守るため、大幅賃上げ、最賃制、社会保障の要求を組織し、地区労を中心に地域共闘を固めて地域の統一行動をもりあげて行く。

⑤最後に強調されなければならないことは政治課題と経済闘争の結合、対資本要求と対政府要求の結合である。われわれは春闘大幅賃上げの闘いをこれら労働者階級の統一課題とむすびつけ、国民全体の生活確保の要求と統一して闘い、ベトナム反戦を頂点として小選挙区制反対を基底とする平和と民主主義擁護の国民的運動と一体のものとして行動をおこしていかなければならない。

### 第一～二次統一行動

三月二日、全国いっせいに春闘第一次統一行動が実施された。この日、四五〇万人が職場集会に参加したほか、全国一五〇カ所で総決起集会が開かれ、一〇〇万人が参加した。なお、東京・明治公園に六万人を集めて開かれた中央集会では、美濃部東京都知事候補があいさつし、「春闘と同時に、都知事選を勝ちぬき、都民の生活を築きあげるためにがんばろう」とのべた。

ついで三月八日～一〇日、春闘共闘委主催の春闘中央討論集会が開かれた。討論集会は権利確立、社会保障、内職、物価値上げ反対・減税・国民諸要求、全国最賃制確立、組織問題の六つの部門にわかれ、全国各地から各機関の代表者、活動家、家庭の主婦などが討論に参加した。また、三月一九日には第三回の「春闘勝利うたごえ大集会」が東京・千駄ケ谷の東京都体育館で開かれ、約五〇単産八〇〇〇人が参加した。

一方、春闘共闘傘下の各民間単産は、二月四日の新聞労連を皮切りに、全石油、全国一般、化学同盟、全鉱、出版労協、全生保、民放労連、全造船機械、鉄鋼労連、全日自労、私鉄総連などそ炭労、紙パ労連とあいついで臨時大会をひらき、平均七～八〇〇〇円の大幅賃上げをはじめ最賃、時短、退職金などの春闘要求を決定し、三月中旬までにほぼ要求の提出を終わった（要求内容の詳細については第二部Ⅳ「労働組合の賃金政策」参照）。電機労連、化労連、全国金属、の他の単産も二月から三月上旬にかけて、中央委員会、全国討論集会などを開いて春闘方針を決め、要求を提出した。

なお、公労協各単産は、すでに六六年一一月末から一二月初めにかけて一万円～一万五〇〇〇円の賃上げを中心とする要求を提出し、年末段階の時短、合理化反対闘争と結合して自主交渉を開始していた。しかし年末段階はもちろん、一月、二月になっても具体的回答はなく、各単産は二月中旬から三月上旬にかけて中央委員会や全国代表者会議を開いて闘争方針を決め、三月下旬を目途に自主交渉を強化すると同時に、反合理化闘争を集中して行動を盛りあげた。

三月三〇日、春闘第二次統一行動が実施された。当初、第二次統一行動は大幅賃上げ、全国全産業一律最賃制確立を中心に二時間から半日のストライキが予定されていたが、各単産の準備不足、国会審議のおくれなどから実力行使を中心とする第二次統一行動は四月一八日に延期された。しかし、新聞労連、全印総連、民放労連などがマスコミ共闘第三次統一行動として三〇分～八時間の時限ストを実施したほか、全日自労、全国金属、化学同盟、全自連が三〇分～半日ストをおこなった。また動労も機関士養成制度の改善を要求してストに入ったが、途中で妥結した。その他の各単産も時間内外の職場大

会をひらいた。また、氷雨のなかを東京都内六カ所で中央集会がひらかれたのをはじめ、全国一七〇カ所に約二〇〇万人が参加して総決起集会がひらかれた。

### 鉄鋼回答提示さる

四月五日、春闘共闘は拡大戦術委をひらいて各産業での回答状況を検討した。その結果、①景気の上昇、労働力不足などの条件から昨年を上回る賃上げ回答が出ることは間違いない　②しかし生産の拡大、利潤の増加に比し回答額は極めて不充分で労働者の生活を向上させるものとなっていない　③若干の賃上げと引換えに合理化攻撃が提案されている　④鉄鋼資本に政府が圧力を加え、大企業が下請の賃上げに干渉するなどしており、一〇日すぎに予定される鉄鋼回答は予想よりきびしいと判断される　⑤このような情勢から昨年プラスアルファもしくは鉄鋼回答に若干の上積みを期待する安易な空気をいましめ、職場労働者に依拠した闘争体制を堅持する　⑥四月中、下旬にむけ最大限の戦術を設定して追いこみ、満足する回答がない場合は五月段階にかけて闘いぬく。その軸として四・一八第三次統一行動を実力行使で成功させる　⑦交運、公労協各単産は五月段階の実力行使にむけて闘争体制を確立する　⑧春闘を組織するなどの諸点を確認した。

翌四月六日、鉄鋼労連傘下各単組の労連本部への統一スト権委譲投票の開票がおこなわれた。また鉄鋼労連自体も、年々スト権投票の賛成率が低下しているだけに、好況の今年こそスト権批准を成功させようと、春闘方針もスト権確立を最重要課題にあげ、討論集会や臨時大会でも「スト権批准の成功」が討論の焦点になった。二月の総評大会での鉄鋼宮田代議員の発言もこのことを強調して「今回のスト権投票は鉄鋼労連、いな、日本の賃金闘争の一つの形態である産業別統一闘争で闘って取るかどうかというせとぎわの闘いである」とのべていた。

しかし、開票の結果は、労連委員長、書記長の出身組合である八幡製鉄労組で賛成率が四八・六%でスト権不成立だったのをはじめ、住友金属尼崎、同大阪各労組でも賛成率三〇・五%、二六・三%などの低率でスト権が成立しなかった。また神鋼各労組はここ数年来、労連への統一スト権委譲は困難であるとして企業連へのスト権委譲の投票をおこなっていた。このように、鉄鋼労連で圧倒的比重を占める大手五社組合のうち三社の組合が不参加では、鉄鋼労連の統一ストは全く不可能であった。

四月一〇日、六七年の春闘相場に大きな影響をもった鉄鋼大手五社の賃上げ回答が示された。鉄鋼労連の要求五〇〇〇円アップに対し、回答額は基準内賃金の引上げ三二〇〇円で約四三〇〇円であった。これに定期昇給分平均約一一〇〇円を加えると約四三〇〇円となり、賃上げ率は平均一〇%であった。これに対し鉄鋼労連は、四月一八日に中闘を開いて、妥結を決定した。

一方、鉄鋼回答が示された直後の四月一三日付の「日経連タイムス」は一面のトップに「『春闘相場』にならぬ鉄鋼回答」の大見出しをかかげて、①鉄鋼は昨年、一昨年と二年つづけて低額回答で妥結してきたこと　②鉄鋼業界が好況であることという鉄鋼の「特殊事情」を指摘して、鉄鋼の高額回答は「春闘相場」にならないことを強調した。

## 第三次統一行動

四月一八日、民間一八単産六〇万人のストライキを中心とする春闘第三次統一行動が実施された。この日、全国セメント九組合が二四時間ストに突入したほか、食品労連一五組合が二時間以上無期限スト、全印総連が東京地連の二〇数組合、分会を中心に一時間から四八時間スト、民放労連も第四波の統一ストをおこない三七組合が二時間から二四時間ストを実施した。また、全国金属が全国約八〇〇支部で半日スト、車両労連七組合も半日スト、合化労連三組合が二四時間から無期限スト、化学同盟は一七日以降集中スト、鉄鋼労連では中小の一五組合が全面二四時間ストをふくむ統一ストを実施した。このほか、紙パ労連の中小手、新聞労連の未解決組合、全港湾、全自交五五〇支部、全自運、繊維労連、全国一般、医労協（一部）、出版労協などが時限ストを実施した。ゴム労連は無期限ストを予定していたがタイヤ大手に四五〇〇円の回答があり、また、全電線、日通送は時間外拒否闘争をおこなった。

この日はまた、全国一二〇カ所で決起集会が開かれ、七〇万人が参加した。東京では、全国各地の代表を含む五〇〇〇人が労働省裏庭で中央集会をひらき、全国一律最賃制の確立、失業保険改悪反対を要求して労働大臣、労働基準局長、職安局長に抗議し、すわりこみをおこなった。同時に健保共済の改悪に反対して約一〇〇〇名が厚生省に集まり厚生大臣に改悪反対を申し入れた。

翌四月一九日、電機労連は拡中闘をひらいて、定昇込み四五〇〇円を賃上げ最低妥結額とし、これに到達しない組合は四月二二日から七二時間スト、四月二五日以降無期限時間外労働拒否闘争に入ることを決定した。四月二一日、日立、東芝、三菱、松下など大手八組合に四五〇〇円以上の回答が出ていずれも妥結した。しかし、富士電機、日本電気、富士通信機は四五〇〇円に達せず決裂し、明電舎は四五〇〇円以上であったが不満で決裂、予定どおり二二日から七二時間ストに突入した。

四月二五日、第二回春闘共闘委員会が開かれ、春闘の経過を検討し、要旨つぎのような五月段階以降のたたかいと指導の方向を決定した。

【春闘五月段階以降の闘いと指導の方向（要旨）】 1、賃金闘争の闘いの方向

いままでの妥結結果では実質賃金の向上には充分でなく、一層の追い込みが必要である。①民間各単産は四月下句にむけて最大限の統一ストライキを集中して追込み、満足すべき回答がない場合には、五月に入っても徹底的に闘う。②闘争の長期化した単産には春闘共闘全体で長期化組合には地方、地域共闘で支援対策を確立する。③五月一五～二〇日を第四次統一行動期間とし交運共闘と公労協の統一ストライキおよび長期化した組合の追いこみの最終段階での集中時点とする。④賃金闘争集約後でも賃金体系改悪、労務管理、労働強化などの合理化攻撃については、妥協せず、闘争体制を維持して産業別段階で集中した闘いを組織する。また産業別最賃、時間の短縮、要員問題、定年制延長その他春闘で解決しなかった諸要求については、夏から秋にむけて交渉を持続し、要求貫徹まで闘いぬく。⑤公務員第八次賃闘は六～七月にかけて大衆行動を中心とした盛り上げを計って行く。

2、対政府要求の闘いの強化と国会闘争

健保、共済、最賃制、失保、ＣＯ中毒立法化などの対政府要求については、賃金闘争が妥結後も統一行動を配置し、七月まで大規模な闘争を組織する。①五月一杯を対政府行動の大衆行動月間とする。②五月八日健保・共済改悪反対全国会議を開く。③五月九日～一〇日、ＣＯ中毒立法制定促進、三池労働者を励ます全国単産、県共闘代表者会議を三池で開く。④五

月三一日を第五次統一行動日とし、二九日～三一日に二〇〇〇名の全国動員を行なう。⑤六月下旬～七月上旬に第六次統一行動を設定し統一実力行使を組織する。⑥夏期一時金闘争は昨年を大幅に上回る要求をかかげ、六月中旬から七月にかけ実力行使をもって闘う。

**公労協調停を申請**

これより先、公労協各単産は三月下旬を目途に具体的回答を出されることを目標に自主交渉を強化したが、各当局とも「現段階では組合の要求に応じ難い。今後民間とくに私鉄の賃金に大きな変化が生じた場合には改めて当局の見解を明らかにしたい」（国鉄）とか、「明年度以降の賃金については、明年度における民間賃金の推移を見極めた上で回答したい」（郵政）といった態度に終始した。こうした自主交渉の状況をふまえて、公労協は三月二二日に第七回戦術委、二四日に第六回共闘委をひらいて、つぎのような意思統一をおこなった。①当局との自主交渉を三月二五日から月末までつづける。②今日の政府、当局の態度から判断して、戦術的に調停を活用する。③その場合は、調停の審議期間を一応考慮し、二五日から月末までの交渉経過にたって各組合は調停申請するようにする。④調停審議段階では、団交の継続として当局を追求し、調停段階で賃金の確定をはかることを目標とする。⑤あわせて政府との交渉を強化する。⑥全電通については、従来の経緯などもあり、自主交渉を当面なおすすめる事情について了解し、公労協の意思統一について変化のないことを確認する。

この確認にもとづき国労が三月二五日に公労委に調停を申請したのを皮切りに、全電通を除く各単産は四月四日までに調停を申請し、四月四日の公労委総会で各調停委員会が発足した。

各調停委員会は四月一〇日の国労、動力車の事情聴取を最初に四月一九日までに第一回事情聴取を終わり、同二四日から二八日まで第二回の事情聴取をおこなった。また、自主交渉をつづけてきた全電通も四月一八日に調停を申請した。

この間公労協は、公労協共闘委員会、戦術会議、委員長会議などをひらいて民間単産の賃金回答状況、調停の経過、政府、当局の動向について検討を加え、つぎのような五月段階における闘争のすすめ方を決めた。①政府は民間の春闘の結果が公労協の賃上げに影響することを警戒し、公労協の闘いを春闘全体のたたかいから分断し、低賃金政策の下に押えこもうとしている。この政府の意図を打破し、春闘の勝利を最終的に確定するため、私鉄を中心とする交運共闘労働者との統一闘争の強化が決定的に重要である。②公労協は調停段階での決着を政府・当局に迫り、紛争の解決のためにねばり強い努力をつづけるが、政府・当局が誠意ある回答を示さない場合は、交通共闘と一体となって五月一五日から二〇日の間に二波の統一ストライキを決行して賃金の確定をはかる。

**私鉄大手自主団交で妥結**

一方、私鉄総連はこれまでつづけてきた私鉄経協との中央統一交渉が経営者側から拒否されたため、止むなく大手各社（統一闘争不参加の小田急と、集団交渉参加を拒否した京王帝都、京浜を除く一一社）と総連、単組の中央集団交渉方式に切りかえ、三月三〇日を最初として交渉を開始した。その結果五月二日、第七回中央集団交渉にいたって、東急、名鉄を除く東武、京成、営団地下鉄、近鉄、京阪神、阪神、南海、西鉄の九社が、前年と同額の三五〇〇円の賃上げを回答したが、組合は直ちにこれを拒否した。五月四日、私鉄総連は全国代表

者会議をひらいて戦術を討議した結果、五月一七日に大手一三社が二四時間スト、五月二一日には小田急を除く二一八の全組合が二四時間ストを実施することを決定した。同日、私鉄の代表者会議につづいて開かれた公労協、交運共闘単産三役会議は公労協、交運共闘の統一闘争について確認した。五月六日、公労協第八回共闘委は五月一七日に二時間の第一波スト、五月二一日の交運共闘第二波ストには支援、激励の行動を実施し、六月二四日に公労協第二波ストライキを設定して最大の山場とし、調停段階での決着をめざすことを決定した。

六月九日、公労協、交運共闘は全単産委員長会議を開き、五月一七日の第一波ストライキを確認し、スト宣言を発表した。これに対し同日、早川労相は「違法ストには処分もあろう」との談話を発表した。また同日、私鉄総連と大手一一社の第一〇回中央集団交渉が開かれたが、これまで金額を示していない東急、名鉄の二社を除き交渉は物別れに終わり、大手九社はただちに中労委にあっせんを申請した。一方、組合側は「あくまで自主交渉で解決したい」との態度を示したが中労委は一一日、大手一三社について職権あっせんに乗り出すことを決定した。

翌一二日、あっせん作業の開始に先立って私鉄総連は大手組合の代表者会議を開き職権あっせんに応じるかどうかを協議した結果、①無回答の東急、名鉄の二社について対角線交渉を再開する　②最低妥結額を四三〇〇円とすることなどを決定した。一方、東急、名鉄両社とも自主団交で解決を希望し、同日夕から両社とも交渉を再開徹夜で団交をおこなった。その結果、一三日午前一〇時にいたって名鉄が四三〇〇円で妥結し、続いて中央交渉不参加の京王帝都も同額で妥結した。これをきっかけに中央交渉の大手九社、個別交渉の京浜も同日中に四三〇〇円で解決、東急も一五日に同額で妥結し、私鉄大手の争議は解決した。なお二日～一二日～一六日には合化労連が第二波統一ストで追い込み体制に入った。

### 春闘終盤戦

公労協第一波ストを翌日にひかえた一六日、政府は三公社五現業関係閣僚会議をひらき、各当局が公労委に対し昨年の仲裁裁定なみの有額回答を示すことを了承した。このため経理の赤字を理由に調停段階で昨年を上回る有額回答を示すことに反対している国鉄を除き、各当局は「昨年の仲裁裁定額に生計費や民間賃金の動向を考慮して調停案を作成してほしい」との見解を公労委に提示した。

同日ひらかれた公労協第九回共闘委は「この政府当局の回答はきわめて不満足なもので、国鉄、動力車だけに回答を拒否したことは公労協労働者に対する悪質な分裂策動である」として、一七日のスト決行を最終的に確認した。

翌一七日、公労協は予定通り第一波ストに突入した。この日、国労が全国五〇カ所の拠点で一時間の時限ストまたは時間内くい込みの職場集会、全逓が全国二八局で二時間の時限スト、動力車だけが五機関区で二時間の時限スト、全林野が全職場で一時間の業滞闘争、全専売が三工場で二時間スト、全印刷が滝野川郵券工場で二時間スト、全造幣が全職場で時間内くい込みの職場集会、アルコール専売が千葉工場で二時間スト、全電通が全職場で時間外職場集会をそれぞれ実施した。また民間でも、全国セメント大手が全面九六時間から四八時間ストに突入したのをはじめ、紙パ大手が二四時間スト、

全自交が東京を中心に一五〇組合が半日スト、その他の支部は三〇分から二時間の時限スト、食品労連の中小、民放、全国金属の未解決組合がストに突入した。また化学同盟関西地本は低額回答の桜クレパスを支援する一時間以上の連帯ストをおこない、桜クレパスは四〇〇〇円の回答をひき出した。

五月二一日、私鉄総連の中小手二〇二組合のうち一三四組合がストに入り、うち九六組合が終日ストを実施した。また全自交も全国一せいに二四時間ストをおこなった。

五月二三日、公労協の第二波半日ストを翌日にして、公労委の調停がつづけられ、夕刻近く公益側から六・五%プラス三〇〇円の調停案が示された。これに対し国鉄を除く当局側は同意したが、公労協はこれを不満として上積みを要求したため、調停は不調に終わり、同夜、公労委は仲裁に移行することを決めた（仲裁裁定の内容などについては第三部Ⅲ「政府の賃金政策」参照）。公労協は二四日零時、緊急に共闘委をひらき、ストの中止をきめ、スト中止指令を出した。

公労協のスト中止で六七年春闘は山を越した。しかし、私鉄総連の中小組合が五月二四日に、第二波二四時間スト（八三組合）、同二七日に第三波四八時間スト（六〇組合）に突入したほか、全自交一五〇組合、金融共闘の一部組合などが解決を六月以降にもちこした。

また、炭労大手六社二二山は二七日から四八時間ストに突入し、六五年以来経営者が堅持してきた「七%のワク」を破る七・四%の賃上げ（一方八六円プラス一時金三五〇〇円）をひき出した。

春闘共闘も、対政府要求を中心に未解決組合を支援するため五月二九日～三一日に第五次統一行動を実施し、全国から二〇〇〇人を動員して国会請願、労働省、厚生省への座りこみをおこなった。最終日の三一日には全国各地で決起集会が開かれたほか、全自交の未解決組合約一三〇が三〇分～二四時間ストを実施した。

### 春闘総括

六月七日、第三回春闘共闘委員会がひらかれ、①対政府要求のたたかいをすすめるため、六月三〇日に大衆行動を中心とした春闘第六次統一行動を実施する　②国会審議の最大の山場である七月中・下旬にストを含む第七次統一行動を実施することを決め、同時に六六年春闘総括を検討した。六月二一日、春闘共闘三役事務局会議がひらかれ春闘総括を最終的に決定した。この春闘総括の一部は第二部Ⅳ「労働組合の賃金政策」で引用しているので、ここでは「総評一九六七年運動方針」の「闘争経過と自己批判」のうち六七年春闘の部分を引用しておこう。

この春闘では日経連や政府の低賃金政策に反対し、従来の春闘の実績と、労働力不足や景気回復などの有利な客観的条件を有効に活用した闘争体制によって昨年を上回る賃上げを獲得した。しかし名目賃金の上昇はあったとはいえ、企業利潤の増大、生産性の上昇にくらべてみても、また物価上昇分はこえたとしても、労働強化を補うだけの実質賃金向上とはいいがたい不十分な結果であるといえるだろう。また中小企業では大企業に比べて賃金、労働条件の格差がまだ大きく、これを縮小させる闘いが不充分であったし、賃金闘争と最賃協定化闘争の結合が弱いために、臨時工、社外工、下請労働者の賃金向上にたいする努力が欠けていることも指摘される。しかしそのなかでも、京阪神の安定賃金を打ちやぶり、一万六〇〇〇円の産業別最賃の協定化に成功した私鉄総連、年齢別最低保障の産業協定化に成功した全鉱、セメントや造船の反ぷくストライキ実施、困難な条件下に七%の枠を破った炭労、産業別結集で鉄鋼回答をのりこえた電機、長期に粘りぬいた合化労連、職務給導入に反対してストライキをかまえた全国金属、低額回答を拒否して地域連帯ストを行なった化学同盟などの闘争

**第143表　67年春闘妥結結果（総評調）**

| 単産名 | 賃上げ前平均賃金 | 妥結額 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 賃上げ | 定昇 | 計 |
| | （3組合平均）円 | 円 | 円 | 円 |
| 炭労 | 31,294 | 1,936 | 0 | 1,936 |
| 鉄鋼労連 | 38,709 | 3,200 | 1,051 | 4,251 |
| 私鉄総連 | 30,005 | 4,270 | 0 | 4,270 |
| 合化労連 | 39,720 | — | — | 4,316 |
| 紙パ | 36,775 | — | — | 4,167 |
| 全鉱 | 33,801 | — | — | 4,091 |
| | （8組合平均） | | | |
| 全国金属 | 36,190 | — | — | 4,569 |
| 化学同盟 | 27,360 | — | — | 4,484 |
| | | | | （8組合） |
| 新聞労連 | 38,790 | 3,742 | 623 | 4,365 |
| 全造船 | 35,754 | 3,443 | 1,066 | 4,509 |
| 電機労連 | 27,456 | — | — | 4,388 |
| 全石油 | 40,867 | 3,117 | 1,177 | 4,294 |
| ゴム労連 | 27,323 | 3,458 | 796 | 4,256 |
| 公労協 | 38,402 | 2,796 | 1,563 | 4,359 |
| 平均 | 34,460 | — | — | 4,161 |

〔備考〕 1）66年6月総評調査部調
2）公労協以外はすべて大手，中小各5組合，合計10組合の平均
3）算出はすべて算術平均

**第144表　1967年春闘妥結結果表**　（1967.6.12　日経連労政第2部調）

| 業種 | 1967年 | | | | | 1966年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 社数 | 基準内賃金 | 要求 | 妥結 | アップ率 | 要求 | 妥結 | アップ率 |
| 硫安 | 10 | 41,609 | 8,604 | 4,357 | 10.5 | 7,725 | 4,023 | 10,3 |
| 化学 | 41 | 36,251 | 7,994 | 4,583 | 12.6 | 7,594 | 3,637 | 11.1 |
| 紙パルプ | 13 | 35,156 | 7,646 | 3,582 | 10.2 | 6,974 | 2,903 | 8.7 |
| セメント | 9 | 41,404 | 8,000 | 4,252 | 10.3 | 6,000 | 2,787 | 7.5 |
| 鉄鋼 | 19 | 41,073 | 5,537 | 4,257 | 10.4 | 5,194 | 2,365 | 6.6 |
| 造船 | 17 | 34,207 | 5,697 | 4,441 | 13.0 | 5,294 | 3,337 | 9.3 |
| 重電機 | 12 | 28,094 | 6,332 | 4,488 | 16.0 | 5,922 | 3,015 | 11.9 |
| 通信機 | 13 | 25,899 | 6,481 | 4,401 | 17.0 | 5,651 | 3,157 | 12.5 |
| 電線 | 7 | 28,282 | 6,120 | 4,132 | 14.1 | 5,919 | 2,978 | 11.0 |
| 車両 | 7 | 33,779 | 5,986 | 4,300 | 12.3 | 5,843 | 3,293 | 10.8 |
| 産業機械 | 12 | 34,298 | 7,483 | 4,355 | 12.7 | 6,124 | 3,180 | 9.7 |
| 自動車 | 6 | 31,630 | 5,302 | 4,200 | 13.3 | 3,586 | 3,044 | 10.4 |
| 石油 | 5 | 45,497 | 6,980 | 4,482 | 9.9 | 6,574 | 3,980 | 9.5 |
| 鉱山 | 7 | 34,538 | 7,000 | 3,757 | 10.9 | 6,000 | 3,207 | 10.3 |
| 私鉄 | 14 | 33,520 | 8,071 | 4,336 | 12.9 | 8,071 | 3,536 | 11.5 |
| 電力 | 8 | 42,662 | 6,526 | 3,578 | 8.4 | 6,563 | 3,085 | 8.0 |
| 平均（加重） | 200 | 35,452<br>(34,213) | 7,011<br>(6,343) | 4,291<br>(4,330) | 12.1<br>(12.7) | 6,396<br>(5,939) | 3,241<br>(3,126) | 9.9<br>(9.8) |

〔備考〕 ①算出はすべて社数による算術平均②対象社数は原則として同一会社をとるが業界の事情により若干異なる③妥結額は定昇を含む④原則は組合員平均⑤1966年の鉄鋼基準内は鉄鋼83工場平均⑥1966年の造船基準内は大手9社平均⑦1966年までの妥結結果表は石炭を含む210社であったが，本年より石炭を除外，これに合わせて1966年も石炭を除く200社をとった（石炭を含む1966年分は妥結3,196円，9.8%アップ）

は、春闘の前進面を代表し、地方共闘がますます拡大し、産業別共闘も年とともに重視され、さらに健保共済改悪、ニセ最賃法の維持存続反対と全国一律最賃闘争、失保改悪、CO中毒立法などの政治的諸闘争が、春闘のなかで統一行動として大きく進められ、賃金闘争が一応終結したあとでも、統一闘争が持続発展していったのは新しい前進である。

だが全体として、資本の企業組合育成、産業別労働組合運動の否定という方針に対して、産業別統一闘争を重視し、春闘を通じてある程度の前進はあったが、有利な客観的条件があるのにこれを十分に生かすことができなかった弱さも否定できない。幹部、活動家が職場労働者の闘争意欲を汲みつくせず、長期の闘争態勢が産業別に確立できておらず、相互依存から脱けだせず、資本を追いこんで、生活向上の実質をかちとらなければやめないという迫力に欠けていたことは、つよく反省しなければならない。

だが、同盟も春闘に移行し、年をおって春闘に参加する労働者が多くなっている事実からみても、全労働者が、春闘で賃金闘争を組織するという方式が正しいことはいっそう明らかとなった。またここ数年の春闘で重化学をはじめ民間組合が春闘の先頭にたち、交運共闘、公労協がその成果をうけて闘うという戦術は効果をあげているということができる。しかし今年のように地方選挙があったからやむをえない情勢があったとはいえ、交運、交労協の統一闘争が、民間諸組合の闘争と時期が大きくずれたことは再検討の余地があるだろう。

一方、六月一日付の「日経連タイムス」は前田専務理事の「春闘の終結に思う」と題する要旨つぎのような主張をのせている。

一、今年の賃上げは平均四〇〇〇円台で、よくもこれほどの高額賃上げが平気でやれるものだと感心する。

一、鉄鋼、電機、造船、化学などの選ばれた少数の企業は高額賃上げもじゅうぶんに消化しうる自信もあるだろうが、この影響をうける他業種、ことに中小企業にとってはゆゆしき大事である。

一、これでは物価と賃金の悪循環は断ちきれない。

一、中小企業にとっては、大企業の思慮なき賃上げが下請け単価の切り下げにはねかえるばかりでなく、人手不足による初任給の引きあげという二重の圧迫に苦しむ。これがもし資本主義体制そのものを呪うような中小企業の思想的倒産を呼びおこすことにでもなれば国の将来にとってゆゆしき大事である。三六五万の企業のうち九九・五%までは中小企業であるというわが国の特殊性にかんがみ大企業のあるべき姿は特別に考慮されねばならない。

一、ただ賃上げのある部分を職務給の導入、あるいは人事管理の刷新につかうという傾向が見えだしたことは今年の特徴の一つであり、いま一つは長期安定賃金の構想である。

なお、六七年春闘における産業別の平均賃上げ額を総評、日経連それぞれの調べでみれば、第143表および第144表のとおりである。

## 6　同盟の賃金闘争

### 中央賃金闘争委員会

同盟は六六年一二月一日の第一九回執行評議会で、六六年度の物価上昇(五～六%)と、六七年度の実質経済成長率(推定一〇%)を考慮して、現行賃金水準を一五%引き上げることを中心とした六七年度の賃上げ闘争方針を決め、同時に「六七年度賃金白書」をも決定した。同月五日に発表された「生活向上と賃金引上げの闘い——高成長と均衡経済をもとめて」と題するこの白書は、現行賃金水準をほぼ七～八年で実質的に倍増し、西欧先進諸国の現行水準に到達させるという長期目標

のうえに、賃金体系の近代化、産別、地方同盟の団体交渉に対する指導力の強化などを強調していた（「白書」の詳細については第二部Ⅳ「労働組合の賃金政策」参照）。また、賃金闘争の主体は単産であるとしながらも、「加盟組合相互の闘争力の結合と強化による新しい闘争体制を確立するため同盟本部に中央闘争委員会を設ける。その任務は単に形式的な闘争情勢の連絡、分析と指導・調整をこえて、各組合の闘争体制に融合した一体的な闘争本部の形式にある」としていた。

これらの方針は二月の第三回定期大会でも承認され、三月二日の第一回執行評議会で中央賃金闘争委員会の発足が決定された。この中央賃闘委の発足を報じた「同盟新聞」第六六〇号は、中央賃闘委の主要任務は、「①賃闘の背景をなす諸情勢の動きを正確につかんで闘争の理論的装備を強化し　②産別労組間の相互協力を組織するとともに　③世論工作、対政府、対経営陣工作を全産業的立場で推進すること」にあるとのべ、白書の方針とは若干のくいちがいを見せていた。

六七年春の同盟賃闘でもっとも注目されたのは、六五年一〇月から六六年一月にかけ、四波三六日の停船ストをたたかった実績をもつ海員組合の春闘参加であった。これによって、全繊同盟と全食品同盟の一部を除いて同盟傘下の全単産が春の賃闘に参加することになった。

### 海員の協約改訂交渉

海員組合は、六七年三月末日で期限切れになる労働協約について、早くから改訂要求案の検討を進めてきたが、六六年一二月二一日の汽船部委員会で要求の中心である賃金、有給休暇の改定内容が決定されたため、同月二六日に、汽船四船主団体および盟外各社に要求提出をおこなった。

要求内容は、①定員を現行の会社決定から、中央基準にもとづく各社別の労使協議事項に改める　②有給休暇の増加　③時間外労働の規制、超過勤務手当の増額　④船内食料の改善　⑤年間臨時手当の協約化（三五割要求）など約五〇項目に達している。要求の中心である賃上げについては、職別最低保障本給については、員級Ⓐ（一九歳経験三年の普通船員）は内外航とも現行二万円を二万二〇〇〇円、船・機長の初任給は外航が七万円、内航六万二〇〇〇円を要求している。また各社別の本人本給については七%プラス一五〇〇円アップ、ただし本人本給三万円以上の者については一%、四万円以上二%、五万二〇〇〇円以上三%を加えるとしている。これは乗船中基準内賃金（乗船本給に航海手当、船機長手当、休日保障を加算したもの）では外航で約五五〇〇円、内航で約五一〇〇円となる。

一方、船主側も翌二七日、①機関長をユニオン・ショップ制から除外する　②職場委員の数と活動の制限　③労働委員会への調停あっせんの義務づけ　④争議中の食料不支給施設利用の制限　⑤休日のこまぎれふりかえ　⑥無線三直制の廃止　⑦組合費の源泉徴収廃止などを内容とする協約改訂の対案を提示した。

交渉は、外航関係（外航労務協会、外航中小船主労務協会）と内航関係（火曜会、一洋会）とにわかれて六七年一月中旬にはじめられ、以後は小委員会を設けて双方の主張を各条ごとに論議し、対立点をしぼっていった。その結果、二月末には、職場委員の数、定年、平和条項、争議中の船の施設・備品の利用については組合側の線で合意に達したが、賃金、ショップ制、通信士の三直制労働時間、有給休暇、定員、組合費の源泉徴収については双方の意見は対立したまま

であった。

三月八日、外航関係の賃金について船主側の第一次回答があった。乗船中の保証本給を定昇を除き二七〇〇円（組合要求の六〇%）引き上げるというものであった。組合側はただちにこれを拒否し、積上げを要求して団交を重ねた。

三月二八日、組合は協約の有効期限三月三一日を目前にしながら難航している交渉の進展をはかるため、中央執行委員会をひらいて最終譲歩案を決定し、翌二九日、汽船部委員会を招集してその承認を求めた。譲歩案は①賃上げ要求額を五五〇〇円から四八〇〇円に引下げる　②通信士の定員削減については現状のまま凍結し、継続審議とする　③定員の中央基準設定は撤回する　④超過勤務手当の増額要求は撤回し、有給休暇の一〇日増要求も六日増に短縮するなどを主な内容とするものであった。できればストは回避したいとの中執提案に対し、通信士の定員削減、定員の中央基準化の問題を中心に委員のつき上げは激しく、汽船部委員会は午前一〇時五分から深夜におよび、中執を除き延九六人が発言したが結論が出ず、結局採決に持ちこまれた。無記名投票の結果、賛成一〇六、反対三五、白票二で中執提案は承認された。この決定にもとづき、三一日外航、内航ともに団交がおこなわれたが、外航関係はついに話合いがまとまらず、一日午前五時半、交渉は決裂した。このため、組合は外航関係の全船舶約九〇〇隻にストライキ権確立の一般投票を指令した。

一方、内航関係は四月二日、一四回目の団交で妥結した。妥結内容は、①賃金については、保障本給一一%アップ、本人本給四%プラス一二〇〇円で、乗船中基準内賃金では三七八〇円（定昇込みでは四七〇〇円）のアップになる　②年間有給休暇は現行の二五日に四日の付加休暇を加える　③定員決定は労使協議とするなどであった。

外航のスト権確立の一般投票は四月二日から一一日にかけておこなわれ、投票登録人数三万三一八八人中三万三〇三一票の投票があり、有効投票数三万二八二一票、うち賛成二万六一一六票、七九・五七%でスト権は確立した。なお、反対は五九九一票、白票七一四票であった。

スト権が確立された一〇日午後、大橋運輸大臣は労使の代表を個別に招き、事態解決のための労使のトップ会談を要請した。労使ともこれをいれ、同日午後九時半から運輸省内で局面打開のためのトップ会談が開かれ、賃金、通信士削減問題などについて話し合いの結果、一一日午前零時五五分、了解点に達した。これにより、一一日午後四時五分から最終団交が開かれ、同二五分おおよそつぎのような内容で妥結した。①賃金については、保障本給一〇%アップ、本人本給は外労協で七%プラス一〇〇〇円、中小労協で五%プラス一〇〇〇円、中小労協で五%プラス一〇〇〇円のアップ。この結果乗船中基準内賃金で約四五〇〇円（定昇を除く）のアップとなる。②通信士定員削減問題は一〇月までに現行協定を延長し、労使協議会を設けて協議する。

このほか、四月一八日には漁船関係三部門（大型船、母船式事業員、遠洋トロール船）が、また五月二五日には全内航がそれぞれ妥結した。

### 同盟賃闘の総括

海員以外の同盟系単産も、三月中には要求を提出して賃闘を開始した。要求内容は、自動車労連が一〇%であるほかは各単産とも一五%前後であった。統一地方選挙の影響もあって、全般に妥結時期が遅れたが四月下旬から五月にかけて、各単産とも交渉が進展し、三五〇〇円～五〇〇〇円と六

六年より約一〇〇〇円前後高い回答を引き出して妥結した。全炭鉱が五月二五日の一番方から四八時間ストを実施したのと、全化同盟、全金同盟、造船総連の一部でストに入ったほかは、ストライキはほとんどなかった。また、全化同盟傘下の日本セメントが全国セメントの統一闘争に参加し、四月一八日の第一波全面二四時間ストをかわきりに、重点スト、超勤拒否と強力な闘争をおこなったのがめだっただけで、長期にわたるストライキは少なかった。

六月二二日にひらかれた同盟第八回執評は、第145表のような賃金闘争結果（中間集計）、評価と反省、今後の対策などを承認するとともに、中央賃金闘争委員会を解散した。

なおこれに関して、六月三〇日付の「同盟新聞」は、「賃金闘争をかえりみて」と題するつぎのような主張を発表した。

【賃金闘争をかえりみて】　今年度、春の賃上げ闘争は、妥結のおくれているごく一部の労組を除いて、他のすべてが終結した。

同盟本部調査局の集計によると賃上げ平均額は四、一〇〇円（単組・産別についての算術平均、定昇こみ）であり、賃上げ率は約一二・五%であった。これは、昨年にくらべて九〇〇円高く、賃上げ額としてはこれまでの最高であり、賃上げ率としても、三六年の一三・八%につぎ、三九年の一二・四%を上まわっている。このように高額、高率の賃上げ成果をかち得たことが、今年の賃闘の第一の特徴である。

次に今年の賃闘の第二の特徴は、賃上げ額が、これまでにくらべて、ばらつきが少なくなり、賃上げ額の平準化が進んできたことである。労働省の調査によっても、個々の組織の賃上げ額の差は、年々縮小してきており、今年はとくにその傾向を強めた模様である。このことは、賃金引き上げが、社会的な諸要因によって決定される傾向が、次第に顕著になりつつあることを意味している。

つぎに、賃金体系についても、第一、第二の特徴との見合いにおいて、年功序列型体系からの脱皮が、さらに一歩進んだのではないかと思われる。われわれは、これまでの平均賃金による賃金決定から個別賃金率の決定への方式をとり入れて行くことを提唱してきた。もちろんこれはなかなか困難であり、従来の慣行を一挙に打破することはむづかしい。今年、電労連傘下組合は個別賃金率を要求して闘った。結果は、従来通りの平均賃金による妥結ではあったが、その配分を通じて、実際的には、組合の個別賃金率要求をほぼ達成した。このことの意義は十分に評価されねばならない。

さらに、もう一つの特徴がある。われわれは、今年の賃上げ要求の基準を一五%とした。この一五%は国民経済の実質成長率一〇%と消費者物価の上昇率の五%との和であった。この要求基準の設定は、その後のわが国経済の推移ならびに賃上げの成果にてらして、適切であったということができる。なおここで大事なことは、国民経済の発展との関連のもとに賃金の引き上げを求めるという同盟の考え方が、団体交渉の場において、労使の論議にのぼる傾向が、ようやく一般化してきたということである。すなわち賃金闘争において、よこせ論と力主義を基調とする方式が通用しなくなり、それにかわって同盟方式が一般化する段階がひらけてきたところにも、今年の賃上げ闘争の特徴の一つがある。

なお、われわれは、今年も例年通り、同盟本部に中央闘争委員会を設置して闘争の全面的な展開を推進した。われわれの場合、闘争の主体は、単産であるが、賃金の社会的決定、いわゆる相場の傾向が強まっている情勢のもとにおいては同盟中闘の役割は、ますます大きくなりつつある。われわれは、今年よりも来年度は、同盟中闘の役割を、より充実したものにするために、平常時から、構成組織、単組の協力のもとに、それらの情報活動、調査活動の成果を中央に集中し、その基礎の上に中闘委員会を乗せることが必要である。われわれは、今日から、この活動にとりかからねばならない。

## 第145表　1967年同盟賃上げ闘争結果

| 単産名 | 要求額 | 妥結額 | アップ率 | 昨年実績 |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | % | 円 |
| 全金同盟 | 5,940 | 4,380 | 14.76 | 3,286＋α |
| 海員 | | | | |
| 外航 | 5,000 | (定昇 3.5 90除) 3,958 | 9.2 | 7,(8) |
| 内航 | 5,000 | ( 〃 )3,473 | 9.2 | 6,240 |
| 沿海部 | | 3,968 | 11.0 | 4,876 |
| 電労連 | 6,630 | 4,800 | 11.3 | |
| 自動車労連 | 3,655＋α | 3,714 | 14.8 | 2,793 |
| 全化同盟 | 5,267 | 4,030 | | 3,282 |
| 交通労連 | 5,217 | 3,703 | | |
| 造船総連 | 6,000 | 4,365 | | |
| 同盟三菱 | 6,000 | 4,600 | 11.4 | 3,200 |
| 全炭鉱 | 一方160円(月5,000円) | | | |
| 大手 | | 一方86円＋1時金 3,500(月3,100円) | | 一方76円(月1,900円) |
| 中小 | | 一方60円(月2,000円) | | |
| 全食品同盟 | 5,368 | 3,874 | | 3,240 |
| 資源労連 | 6,146 | 3,645 | | 1,700～3,860 |
| 同盟全紙パ | | | | |
| 王子新労 | 2年間 8,500 | ベア 42年3,800<br>42年3,900 | | |
| 他 | 5,315 | 3,515 | | |
| 港湾同盟 | 4,685＋α | 3,762＋α | | |
| 一般同盟 | (4,800) | (3300＋α) | | 2,914 |
| 新国労 | 8,500 | (ベア5,089 3,127) | 11.7 | 3,813 |
| 全郵政 | 6,400 | (ベア4,133 2,657) | 11.4 | 3,220 |
| 日林労 | 7,700 | (ベア4,324 2,713) | 11.6 | 3,209 |
| 電々新労 | | (ベア4,006 2,528) | 11.7 | 3,111 |

# VI 合理化反対闘争

概要□労働組合中央組織の「合理化」反対闘争方針――総評／同盟／「産業政策」と労働組合／**主要な産業別反「合理化」闘争方針**――鉄鋼労連／合化労連／全国セメント／紙パ労連／電機労連／全造船機械／全印総連／炭労／国鉄労組／全電通／**主要な企業別反「合理化」闘争**――富士製鉄／大阪製鋼／小野田セメント／大興電機／日本ロール／不二越／呉羽ゴム／東邦レーヨン／三菱茶志内／貝島炭鉱／豊里炭鉱／東海精糖／紅商／国鉄／全逓／東京都交通局

## 概要

一、一九六六年には、産業循環の局面が「不況」から「好況」に転じたにもかかわらず、資本の「合理化」攻勢は、一段と強まった。資本の「自由化」にともなう内外における市場競争の激化、軍国主義・帝国主義復活への志向が、独占資本をして搾取体制のいっそうの強化を渇望してやまぬからである。

産業構造の高度化・産業再編成の進行過程において、石炭・金属鉱山・繊維など「斜陽」部門では企業閉鎖・人員整理は一段と加速化し、企業の集中・合併にともない弱小企業の淘汰がすすみ、独占的な大企業にあっては、労働時間管理の強化、労働の組織的強度化を基礎に要員の徹底的な削減がはかられるとともに、下請外注化、下請の再編成が強行されている。このような「合理化」の現状は、各組合の「合理化」反対闘争方針にたいし、もちろん一定の影響をあたえずにはおかない。

一、一九六六年の反「合理化」闘争方針にあらわれたもっとも重要な特徴は、産業再編成をてことする「合理化」への対応の困難にたいし、「産業政策」問題への取組みの重要性が労働組合運動の基本的な課題として提起されてきたことである。「産業政策」といえば、すでに炭労や全鉱の「政策転換闘争」において単産としては提

# 1　労働組合中央組織の「合理化」反対闘争方針

## 総評

日本労働組合総評議会は、一九六六年八月の定期大会で決定した一九六六年の運動方針において、「合理化」問題に関しておおむね次のような点を明らかにしている。①日本の大資本は、過剰生産力と国内市場の行き詰り、各国の合理化投資に対処して、なお一段と投資を促進する必要に迫られ、これがため一方では企業合併、スクラップ・アンド・ビルドによる独占資本の再編成、他方では、中小企業分野への進出による蓄積の拡大をおしすすめようとしており、したがって、大企業・中小企業をとわず労働者にたいする「合理化」攻勢はますますきびしくなってきている。②これにたいして総評は、一人の首切りも許さない、労働条件の悪化を許さない、労働災害から労働者の安全を守るという「合理化」反対の大原則にたち、雇用安定、労働時間短縮、労働条件改悪反対等の要求を中心に反「合理化」闘争をすすめていく。このような「合理化」にたいする基本的な態度、闘争の基本方向は、総評としては一九六五年の方針と大きくかわったものではない。ただ、「合理化」反対闘争との関連における総評の現実的な動きという点では、二つのことが注目される。

その一つは、秋季闘争の段階において、第三次石炭鉱業審議会「答申」にもとづく約三万人の人員整理問題を重視し、炭労の反「合理

化」闘争を全面的に支援するとともに、これをベトナム反戦、公務員賃金引上げ、全国一律最低賃金制の確立などの要求と結合し、いわゆる「一〇・二一」のストライキを含む強力な全国的統一行動を組織したことである。これは、経済闘争と政治闘争との結合した全国的な統一行動という点で、一九六六年の日本労働運動の積極的な側面を代表するものといわねばならない。

ところで、いま一つ注目すべきは、労働組合運動として「産業政策」を提起すべきだとする議論が総評内部からおこってきたことである。総評は、一九六六年定期大会において、政治・経済の展望を的確に把握し、それに対応する組織論、運動論を確立することを目的とし、国際、政治・経済、農業、中小企業、組織、政党、組合運営、幹部論などの諸問題を討議目標として、「長期路線委員会」をつくることを決定した。その後、総評堀井新議長は、労働組合としても産業政策をもつ必要があるとの所信をのべ、また岩井事務局長も六六年一〇月二〇日の幹事会で、産業再編成をてことする「合理化」攻撃のもとでは総評としても産業政策を検討する必要があると問題を提起、同年一二月五日の幹事会では、産業政策問題と関連して産業再編成、企業の集中合併などの情勢についての実態、労働者に与える影響などについて調査、長期路線委員会で検討することを決定した。総評のかかる動きに呼応し、総評傘下の民間単産においても、産業政策が問題となった。すなわち、一九六六年一一月一七日、産業再編成にともなう「合理化」攻撃、組織攻撃にたいして民間労組の組織強化、指導力強化をはかるために「民間単産会議」（議長・原口全鉱委員長）が設立されたが、ここでも産業政策を打ち出すか否かについて激論があり、同月二二日の幹事会では「産業政策の問題は当面、長期路線委員会で検討することとし、民間単産会議ではとりあげない」ことを申し合わせたといわれる。この総評内部における新しい動きは、資本の「自由化」を背景として「産業構造高度化」「産業再編成」政策をてことする「合理化」のもとで、一方で労働組合組織の停滞と分裂傾向があらわれ、他方で、独占の支配体制が強化され、人員削減、労働強度の増大、大量配転など労働者状態の悪化がめだつという諸事情へ対応するものだといわれるが、その実質については後述することにしよう。

総評は、また、一九六四年の第二四回臨時大会において労働災害対策センター（仮称）の設立を決意し、以降、中立労連を含め諸準備を重ねてきたが、六六年一一月、「日本労働者安全センター」を発足させるにいたった。これは今日の「労働災害等の現状は、高度経済成長、技術革新、近代化、合理化の名における独占資本のあくなき利潤追及に起因して」おり、「かくしていまや、まかりとおる資本独占にたいし、『抵抗なくして安全なし』安全は労働者自らの力を結集して闘いとらねばならぬ」という認識の下に設立された。その目的は、「労働者の生命と健康を守るために、目下の急務である労働災害（交通災害をふくむ）、職業病（できれば公害）絶滅の闘争を積極的に前進せしめるため、この闘争に必要な教育宣伝啓蒙、内外の資料、情報、諸経験の収集と交流、活動家の養成とその活動の推進、関係学者、医師等との協力体制の確立、当面する諸問題（法規、行政、医療、運動等）についての検討と対策の樹立促進等」において、

**同盟**

全日本労働総同盟は、六六年一月に決定した一九六六年度運動方針において、「合理化」問題に関しては概ね次の諸点

を明らかにしている。①経営者は、今日の不況と企業経営の困難を招いたみずからの責任を回避し、労働者にその犠牲を転嫁することによって、事態を切り抜けようとするのみならず、産業再編成や産業秩序の確立ともからめて、長期的な姿勢で雇用・労働条件の抑制等の「合理化」攻勢をかけてくるものと予想される。②これにたいして同盟は、長期展望の下における産業政策等国の政策に関する要求の達成、産業別合理化闘争、指導体制の強化、首切り絶対反対、配転にあたっての労働条件の確保、労働時間短縮、労使協議制、事前協議制の強化等を方針として、強力な合理化反対闘争を展開する。

また、六七年一月の同盟第三回大会で承認された一九六七年運動方針では、情勢判断として「わが国経済の構造改善、産業の近代化、国際競争力強化のために産業再編成を推進する必要があるが、ただ企業の集中・合併等の産業再編成による巨大企業形成の利益が国民的利益の増大に結びつく方途とともに、経営側の合理化という名目になる不合理な労働者へのシワ寄せ政策から労働者の生活と雇用を守り、また産業再編成にからむ組織問題の解決と組織体制の強化をはからなければならない」といい、当面の具体的活動としてつぎの方針を提起している。①資本自由化、関税一括引下げ、産業再編成について情勢を把握し、対策活動を展開する。㈡経済政策、産業政策、労働対策などの立案、推進の場に積極的に参加する。㈢企業の集中、合併等に関して組合から積極的に事前の協議を要求する。㈣企業の合併・統合・系列化にあたっては、人員整理、労働強化を排除し、労働者の既得権を守るとともに、新たな賃金、労働条件の計画的な引上げ・統一を推進する。このように六七年度運動方針では、産業・業種ごとの段階的な労使協議制を基礎に、同盟もまた経済政策、産業政策、労働対策などの立案、推進の場に積極的に参加するという態度を出しており、いわゆる「産業政策」問題は、「合理化」との関連で六六年末以降、労働組合運動の重要な一つの焦点として浮かびあがってきた。

### 「産業政策」と労働組合

前述するように「産業政策」問題が、同盟・総評と二つの労働組合中央組織で共通して取り上げられるにいたっているが、これをどのように評価すべきであろうか。

「産業政策」の問題は、これまでも「産業構造高度化」政策のもとでいわば〝斜陽産業〟といわれる部門の労働組合、たとえば炭労・全鉱・全繊同盟などで提起され、「政策転換闘争」という名称で運動の日程にものぼってきた。しかし、一九六六年以降に大きく取り上げられるにいたった同盟や総評における「産業政策」論議は、これまでのようにいわば一つの新しい特徴をもっている。それは、これまでのようにいわば〝斜陽〟産業部門といわれる特別な条件のもとにおかれた個々の単産が、「産業政策」をとりあげるというにとどまらず、現在の状況では、労働組合が全体として「産業政策」をとりあげるのが運動の本筋であるという形態で、問題が提起されている点にある。

同盟では、いままでも「産業政策」をとりあげてきたのだが、前出の六七年度運動方針では、これが特別に大きな柱としてあつかわれ、「産業再編成」や「自由化」にたいする対策として「産業政策」確立の問題が、賃上げ、選挙闘争とともに、「昭和四十年代の労働運動のもっとも重要な課題」として強調されている。また、総評のばあいも、ＩＭＦ・ＪＣ（国際金属労連日本協議会）が六六年夏

の第四回総会で、金属産業における「産業政策」を運動の柱にすることを決定したのにつづいて、総評定期大会で鉄鋼労連など民間単産の間から「産業政策」をとりあげよという主張が強く出され、総評の新議長堀井氏がこれを積極的にうけとめ、総評全体の運動の重点におかれようとしている。すなわち、ここでもその議論は、独占資本による「産業再編成」、そのもとでの「合理化」に対決するためには、労働組合は従来のようにただ「合理化」反対をとなえるだけの抵抗運動では不充分であり、独自の「産業政策」をもって産業にたいする労働組合の発言権を増大させていかねばならないという点が強調され、これを労働組合運動の基調としておしだそうとしている。このように、同盟・総評ともに「産業政策」を労働組合運動の基本的なあり方にかかわる問題として提起しているのであるが、もちろんその具体的な内容については、両者の間には微妙なズレがあることもまたたしかである。

まず同盟についていえば、第一に、現在の「産業政策」を基本的に支持し、それに労働者の利益をおりこんでいくという考え方のうえにたっている。たとえば、六七年度運動方針の「資本自由化・産業再編成対策」をみると、資本の「自由化」については「段階的漸進的にこれを受入れるべきである」という態度をとり、「産業再編成」についても、「国際競争力強化のためには、……産業政策を確立して計画的に近代化をすすめ、産業体制を整備してわが国経済の均こうある発展」を実現する、企業の集中・合併などの「産業再編成」もその一環として「推進すべきである」として、いまの「産業再編成」を支持し、推進することを同盟の基本的態度としている。したがって、第二に、同盟が「産業政策」をとりあげる目的は、産業再編成の利益が「もっぱら巨大企業にのみ帰属し、労働者や国民の生活を圧迫する」ことになれば、それは国民経済全体の発展を阻害するから、こうした傾向を「是正し排除」するのが目的であるというわけである。すなわち、「産業再編成」を基本的に支持しながら、それが労働者や国民の利益にかなうように改良していこうというわけである。それでは第三に、どういう方法で「産業再編成」に労働者や国民の利益を反映させていくのか。この点では、政府の経済審議会や産業構造審議会に積極的に入って、労働者の主張を政府の政策に反映させ、各産業、企業ごとに労資の協議機関をつくって、労資の協議をつうじて「合理化」政策に労働者の意見をおりこませてゆくことを主張している。つまり、いろいろな段階での労資の協議を制度化することによって労働組合の主張を産業政策に反映させてゆく、基本的に労資協調の方法でやるというわけである。

総評のばあい、同盟とはちがって「産業政策」についてのまとまった方針はまだ出されていないが、総評の堀井議長は、『月刊総評』六七年一月号の論文「産業政策のたたかい」で、「産業政策」の今日的意義について次のように主張している。

【産業政策のたたかい】（要旨）「われわれが、政府、独占の産業政策にたいして独自の産業政策をもってたたかわなければならない背景と今日的意義は、産業再編成の被害を労働者がまともにこうむることを未然に防止してゆくことだけにとどまらず、資本自由化を迎えて外国資本の一方的専横や、国内独占との結合をはかって、資本の利益に労働者や国家の諸政策をれい属させる危険をなくするということにある。」「今日、労働組合の政治的社会的な地位と役割ははるかに増大してきている。……それが労働者の雇用や労働条件に直接ひびいてくる産業再編成――集中・合併・系列化・スクラップ――や資本の自由化問題に労働組合が手をこまねいておく理由はど

こにもない……われわれは、独自の産業政策をもって、政府、独占の政策と対決し、われわれの運動の力をテコとして彼等の政策をわれわれの政策の方向に転換させることが必要である。」

このように総評内部の「産業政策」推進論は、独占資本の「産業再編成」にたいし批判的な立場をとっている点では、同盟の方針とは異なる。しかし、つまりは、独占資本とその政府による「産業再編成」が労働者の生活を圧迫してきているのだから、労働組合は労働者の雇用や労働条件をまもるためには「合理化」反対などの抵抗闘争をやるだけではだめで、その背景をなす政府、独占の産業政策を労働者の利益を守る方向に積極的に転換させるたたかいをくむべきだという考え方である。この考え方は、二つの点で問題をふくむように思われる。第一は、「産業再編成」のもとで労働組合運動の生活と権利をまもる闘争がうまく成功していないことはたしかだが、そのことから「産業政策」を提起し事態を解決しようというのは、事実上、生活と権利を守る闘争をさらに細めることになりかねないことである。第二は、労働組合が「産業政策」をかかげ、産業上の「発言権」をつよめることで、産業のあり方を労働者と人民に有利な方向に根本的にかえることができると考えること自体が、資本主義的な生産様式と独占の権利を前提するかぎり多分に根拠のうすい幻想であるともいえる。事実、一九六二年以降の炭労「政転闘争」の結果は、すでにそのことを実証しているとはいえないであろうか。

いずれにせよ、労働組合が産業政策をもち、労資関係における発言力を強化しようという発想においては、同盟も、また総評内部の「産業政策」推進論も共通しているといえる。この共通点は、労働戦線の右寄りの統一をすすめるイデオロギー的基礎であるとの批判も現存する。

## 2　主要な産業別反「合理化」闘争方針

わが国労働組合運動を二分する総評・同盟の一九六六年における「合理化」反対闘争の方針の概要とその新たな特徴についてみてきた。その指導的な方向のもとで、主要な単産の一九六六年度「合理化」反対闘争の方針を概括すると次のとおりである。

**鉄鋼労連**　一九六六年度方針では、反「合理化」闘争の土台として、生産点における徹底した抵抗闘争を組織することに重点をおき、とくに今年度の「合理化」が職場における「要員削減」を中心に展開されるであろうと想定し、要員闘争と時間短縮実現を中心に据えた反合理化闘争をたたかうことを基本にしている。

(1)要員確保の闘い。要員を中心とする総点検の闘いを組織する。(イ)要員協定のある職場については、要員協定どおり人員が配置されているか、現在ある要員協定が職場の実状に合致しているか、円満退職・自然減員の補充が十分なされ、将来も保障されているか。要員協定のない職場については、職場毎の人員配置の詳細を把握する、職場討議の中から体感にもとづく職場の要員を自ら決定しそれを協定化する。以上の基準にもとづいて、全組合で職場の要員を点検し、要求を組織していくこととする。(ロ)重点職場の設定による統一的とりくみの展開。製鉄の高炉前要員、製鋼の転・炉前要員、ホット・ストリップ要員（以上大手）、電気炉前要員（中小手・電

炉・特殊鋼）の四つを今回の要員点検のなかの統一とりくみ事項に指定し、相互に実情を調査するため現場中心に交流調査会議を実施し、より高い労働条件獲得を目指して闘争を組織する。

(2)配置転換に関する統一的な取扱い基準の作成。その内容としては、本人の希望尊重、過去の技能経験を生かした受入職場の設定、賃金その他労働条件水準の低下防止、十分なる技能、安全教育の実施、遠隔地配転の場合の社宅、福利厚生施設の確保、差出受入職場の要員等を骨子として作成する。

(3)下請負化拡大阻止の闘い。現在の範囲を拡大しないという立場にたって、会社提案の理由のいかんにかかわらず、基本的には反対の態度でとりくむことを原則とする。

(4)過勤務時間を、月間一人最高四〇時間（休日出勤含み）への規制を実現するため、過勤務制の闘いを要員点検の闘いと合わせ、時期をおなじくして組織していく。

(5)労働時間短縮（週五日労働、二日休日制）要求を要員確保と増員のたたかい、労働災害ぼく滅のたたかいを積極的に組織しながら闘いにもりあげる。

(6)組合に安全委員会を設置し、月一回全職場を安全パトロールし、職場の安全状態を点検するとともに危険な作業はやらせないようにする。労使同数による安全委員会を設置し、ここで決定したことは会社責任において実行させるようにする。

(7)現在、政府と鉄鋼独占は、鉄鋼基本問題小委員会を中心に、鉄鋼大資本の意向にそった方向での産業政策の立案を企図しているが当面はこれへの対処に重点を指向し、さしあたっては、鉄鋼労働者の雇用および労働生活条件の安定と向上、賃金水準、時短、雇用拡大等について、何ら前向きな方向づけがなされていないことへの批判と是正をおこなう。鉄鋼業の平和産業としての位置づけと、その管理の民主的運営を明確化す。鉄鋼審議会が設置される場合には、必ず労働者代表を参加させ、鉄鋼産業に働く労働者の意向反映を保障する。

## 合化労連

まず合理化にたいする基本的立場をつぎのように設定している。

【合理化にたいする基本的立場】(1)一人の首切りも許さず雇用をまもる。指名解雇はもちろん、これにつながる希望退職という名の首切り反対、一時帰休、待命制度阻止。首切り禁止、事前協議協定をかちとって雇用確保、配転四原則を確立して一方的配転、出向を認めない。（2）労働強化をみとめない、労働条件を切下げず、むしろ引上げる。（3）労働時間を短くしていく。週拘束四四時間、実働三九時間、事務常昼勤務者は土曜半ドン制、交替勤務者は四班三交替制を要求。要求具体化のために残業規制、時間外割増率の引上げ、休日休暇の増加、以上を達成するための要員を確保する。（4）職場の労働災害、職業病の実態を明白にし、学習、研究、点検を職場段階で組織し、専門家や民主的医師、技術者と提携、協力して原因追及や対策確立をはかる。労基法、安全衛生規則、その他の安全法規を最低基準として、職場ごとに大衆的な点検、改善闘争を組織すること、そのため職場ごとに安全衛生委員を選出すること。

なお、合化労連では、「産業政策」という名称をとらず、「政策要求」という姿勢で以下の項目を要求している。

【政策要求】（1）工場閉鎖反対、新規企業計画を含めて完全な雇用の確保、（2）需要の増大、あらゆる国との平等な貿易の発展、とくに中国、ソ連との国交回復、政府間協定による貿易の拡大、（3）公的職業教育の拡充、失業者に仕事と生活の保障、失業手当法実現、失業保険の改善など社会保障の拡充、（4）無計画な設備拡張の規制、（5）中小企業政策の確立などの要求をかかげ、政策の研究、討論を合理化反対討論集会のなかで行ない、直ちに要求できるものは政府に要求し行動していく。

「合理化攻撃に対決する基本要求」として、以下の項目をかかげている。

## 全国セメント

（1）完全雇用の確保、あらゆる労働条件の切下げ反対。（2）希望退職・首切りその他人べらし合理化反対、現行定員確保、欠員補充は本工でただ

ちに行なえ。（3）本人と労働組合の意志によらない強制配転、出向反対（4）企業合併による人べらし、労働強化、賃下げなどといっさいの労働条件切り下げ反対、既得労働条件の確保。（5）労働災害と職業病の絶滅、安全衛生対策の充実、職場環境の改善。（6）本工職場の下請化、下請社外工へのシワ寄せ反対。（7）労働組合活動、組合員の組合活動および政治活動など基本的権利にたいする抑圧、弾圧反対。（8）労働協約改悪反対。労働法規、諸規則の遵守、（9）女子の定年引上げ、結婚退職強要反対。（10）年休、その他諸休暇の制限反対、完全取得。（11）賃下げ、人べらしなしの労働時間短縮、要員増加。（12）事前協議制の確立。

### 紙パルプ労連

紙パルプ工業では、「スクラップ・アンド・ビルド」合理化を基本方向としながら、工場閉鎖と大量配転、定員の削減、下請化、企業合併、職務給の導入、労働協約の改悪と労資協議制の復活強化など特徴的形態としてあらわれているとして規定、「合理化反対の行動方針」をつぎのように打ち出している。

【首切り・工場閉鎖・人べらしに反対するために】（1）日常ふだんに人べらしのどんな動きにも反対する。（2）欠員の補充はただちに本工でおこなうよう要求し、これらの機会に定員をふやす要求を討議し、職場交渉をきそに闘いをすすめる。（3）工場閉鎖反対、首切りにたいしては、工場閉鎖反対、首切り反対で労働者が固く団結できるよう組合員の不平・不満、いっさいの職場にある要求をつきつけて反対闘争をすすめていく。（4）工場移転について、事前の「配転希望調査」などのうごきをよくみて、それによって生ずる労働者、地域住民へのいっさいの犠牲のしわよせをばくろしてたたかう。（5）工場閉鎖、首切り反対の闘いは、一組合、一支部、一職場だけの闘いにとどめず、地域・紙パ労連全体の闘いとして取りくむようにする。（6）職場の下請化に反対し、臨時工、下請工の本工資格をかちとるためにとりくむ。（7）工場移転については、とくに工場移転が「工業用水」「公害対策」などの理由をあげてだされていることを重視し、地域住民の要求をほりおこしつつ、「工場移転」のもつ反労働者的、反住民的な諸事実をばくろして、地域における共闘をひろげるようにする。（8）スピード・アップの強行に反対し、スピード・アップの強行にたいしては必ず人員要求、労働時間短縮の要求などかかげてたたかう。（9）代休、年休、生休、産休などわれわれが権利としてとっている諸休暇を完全に消化するための要員を要求してたたかう。（10）人べらしと労務管理の強化のためにおこなわれている能率調査、作業報告制などに反対してたたかう。

【下請化と下請整理に反対するために】（1）下請労働者の実情をあきらかにし、下請労働者の大幅賃上げ、基準法完全実施、権利の要求などを積極的に支持し、要求獲得をめざして共闘をつよめる。（2）本工職場の下請化に反対し、下請化を理由とするどのような労働条件の切下げにも反対する。（3）下請労働者の労働組合組織化をすすめ、下請労働者にたいする首切り、組織破壊をめざす弾圧に反対する。（4）下請労働者と下請企業の実態を調査する活動を強める。

【企業合同などによる合理化とたたかうために】（1）企業合同を理由にする配転、出向、希望退職などいかなる人べらしにも反対する。賃金、福利厚生など労働条件の低いものは高い水準に引き上げるようにさせる。（3）企業合同、切りはなしを理由に、労働組合にたいする不当な組織破壊の攻撃にたいしては、これをはねかえすたたかいをくむ。（4）企業合同、第二会社などによる切りはなし、業務提携などの合理化とたたかうために、企業合同が実際に労働者にあたえている影響や打撃について、これとたたかっている組合との交流をつよめ、教宣活動を強化する。

（以下、「労働災害と職業病を絶滅し労働時間を短縮させるために」、「職場の権利を守る労働協約闘争をすすめるために」省略）。

### 電機労連

電機労連では、「合理化」問題としては、各社において出向がめだっていること、臨時工、パート・タイマーが増加していることを重視し、この二つの点に力点をおきながらつぎの方針を出している。

【合理化に対する基本的態度】われわれ労働組合が合理化問題に取り組むに際し、たんに賛成、反対という視点での論議は、決して的をついていないし、いわんやそれによって感情的対立を誘発するなどは、当を得ない姿であると考える。われわれは、労働者全体の利益を増進し、労働条件の改善と職場確保の段階を前提して、長期的組織的な展望と対策を追及するため、積極的に事前協議制の活用を図る必要がある。われわれはいかなる場合といえども、経営側の合理化の一方的押し付け、さらに工場閉鎖、人員整理、また日本的レイオフなど犠牲のしわよせには断乎として闘う。またパートタイマー制については、露骨な人件費節約の意図には反対である。しかし個々の条件の相異もあり、本人が希望するばあい正規従業員への登用をはかり、条件がないものについても組合員に見合った労働条件を保障するよう闘う。

【六七年春闘における合理化関係要求】（1）臨時従業員およびパートタイマーについて。㈠臨時従業員について従来どおり本工登用のたたかいをすすめる。賃金および一時金は、組合員に見合って要求し、その他の労働条件を含め改善に努力する。㈡パートタイマーが増加しつつあるが、なかにはもともと正規従業員と同じ労働時間を適用できない事情からパート・タイマーとして就職した人もいるので、次の方針にもとづき対処する。すなわち、正規従業員を希望するものは臨時従業員に準じ登用する。前項以外の者に対しては、組合員に見合った労働条件を保障することとし、差別的取扱いを排除する。

（2）労働時間短縮のたたかい。㈠週休二日、週四〇時間労働を基本とする要求を提出し、この実施期日を確約させる。㈡時間外労働の規制については、個人最高五〇時間の規制を行うようにする。㈢労働時間短縮は、を本部に登録し、キメ細かな規制を行い、今度の規制計画賃金を含めた労働条件の現状を変更することなく行う。また会社からの合理化提案については、事前協議制を生かして徹底した議論を行い、従来の方針を生かすなかで必要ある場合は、組合内部にも合理化対策委員会を設け、本部と密接な連携のもとに対処することとする。

**全造船機械**　「当面の合理化の問題点」として、首切り・出向・配転、賃金抑制・職務給の導入、安全衛生対策の軽視、権利の侵害と組織分裂工作、ZD運動などを指摘、「合理化に対する闘争体制」をつぎの方向で固める方針を出している。

【合理化に対する闘争体制】（1）首切り反対の闘い。一分会にかけられた攻撃としてうけとめ、過去の経験を充分に生かし、対策委員会を構成、産業別のたたかいとしてすすめる。

（2）1、労働強化反対のたたかい。事前協議制の活用については、充分な検討と大衆討議の期間をもって対処し、組合機関の承認がなければ実施させぬ体制を確立する。2、時間外労働時間の規制について。個人一ヵ月六〇時間の時間外労働協定に努力する。協定期間一ヵ月、調整期間は翌月調整とし、総労働時間協定の分会は時間外労働時間切替えに努力する。3、「一人一要求」を、日常の職場要求のなかで充分活用し、要員増、安全に関する諸要求などを定期的に点検して要求していく。4、交替制は原則として廃止の方向をとり、現在おこなわれている枠を拡大せず実施中のものは、高条件の要求をして闘う。5、配置転換については事前協議制を充分に活用、個人の意志を尊重し、もし首切りに発展するような場合は、撤回闘争をすすめる。6、労働基準法、安全衛生規則など、労働者を保護する法律が完全に実施されているかどうか、産業別に一定期間を設定して順位闘争を組織する。7、その他、時差出勤、労働時間の変更などについては、該当職場を中心に充分に大衆討議を行ない、組合員の統一できる要求を基礎にたたかいをすすめ、全体の問題に発展させる組織化に努力する。

（3）産業政策について。設備投資の規制措置、大手と中小との建造調整措置、内航老朽船の代替建造と近海航路の建造促進、漁業における許可制度の再検討と漁船建造の円滑化、中小企業に税軽減・金利引下げ、社会主義国との貿易差別撤廃。以上の要求を目標に政府にたいし、法制化要求による規制に重点をおき、造船総連とも連絡調整をとりながら、革新政党国会共闘会議を通じ闘いを進める。

**全印総連**　ここでの「合理化反対闘争方針」では、「合理化」とは不可分となってすすむ資本の権利攻撃・組織破壊攻撃にたいする反撃が、「合理化」に反対したたかうにあたってのいわば前提としてきわめて重視されていること、新しい技術の導入にたいし全労働者に無償・無差別の技術教育が要求されていること、「印刷業近代化五カ年計画」による中小企業の倒産閉鎖反対の問題が提起されていることなどが特徴的である。

【合理化反対闘争方針】（1）合理化に反対し権利を守る。組織破壊、実質賃金の切下げ、労働強化をねらった資本の攻撃は、組合つぶし、活動の制限、人べらし、首切り、交替制、勤務時間の変更、時間外労働の規制による賃金の切下げ、職能給の導入などさまざまな形態で合理化攻撃がすすめられている。こうした組織破壊攻撃の本質をみぬき、つぎの四点を中心に闘いをつよめていく。職場における組合活動の自由を完全に保障させ、一切の資本の介入・干渉に抗議し、職場を防衛する。ストライキ、集会、デモに対する官憲の不当な干渉と弾圧に反対する。組合員個人の政党支持、加入、活動の自由を保障し、資本の干渉を排除し、職場を基礎とする民主的団結を強めていく。職場での権利剝奪に反対し、労働基準法の完全実施、職場点検闘争をつよめる。

（2）新しい技術の導入にさいしては、十分な職場討議と、一切の現行労働条件の切下げ、首切り、配転をみとめない。新しい技術の習得が必要な場合は関係職場の全員に平等に行うこととし、事前協議制を確立する。

（3）技術教育を重視する。技術の平等な発展と教育の機会均等を実現するために、当局に訓練所を設立し、訓練計画・実習に労働者を入れた技術研究教育センターの設立を要求する。技能検定に対する態度は、「最賃法と労働協会法および職業訓練法は自民党三大労働政策」であり、低賃金の固定化、労働者の思想統制、労働者に近代的身分制度を強行する攻撃の一環としてうけとめ、職業訓練法、検定に反対しつぎのとおり対処する。全労働者にタダで男女の差別なく技術向上のための訓練養成する。より多くの完備した訓練設備、養成所をつくらせる。訓練中の賃金、費用全額を企業主負担とする。公共、企業ごとあるいは経営者団体の訓練内容について悪用されないよう労働組合が監視する。見習い期間中の労働者に対してもその適正な賃金、労働条件を確保させ、訓練の計画をはっきりさせる。各組合は労働協約の中に以上のことを約束させるなど。

（4）労働災害をなくし生命と健康を守る——要求事項。人べらし反対、欠員補充と大幅人員増、「機械定員、回転基準案」を各地本毎に討議し労資協定化する。すべての労働条件、勤務体制は事前協議のうえ決定せよ。騒音、空気汚染など職場環境の改善。休憩室、寝室、体育施設などの拡充整備、通勤中の事故をふくむすべての労働災害の公傷あつかいと腰痛を職業病として認定せよ。その他、鉛毒についての予防措置、定期健康診断の制度化、労災指導員の配置など。

（5）中小企業の倒産閉鎖に反対する。印刷出版大企業の生産集中、独占強化、系列化促進などとともに印刷業近代化五カ年計画の中小印刷出版企業倒産、閉鎖に反対し、対政府要求をまとめ、地域毎、地方毎の政策をうちたて広い層の結集をはかる。

**炭労**　炭労は、「第三次石炭答申」を前にした六六年七月の定期大会で、ひきつづき「石炭政策闘争」をつぎの方向でたたかうことを決定した。

【石炭政策闘争の重点と方向】（1）当面の重点要求を次の通りとし、社会党、総評、炭労による国有化闘争本部を中心に闘争を進める。需要の確保と閉山、首切り反対の追及。保安の確立、賃金、労働条件の積極的改善、特別年金制度並びに一酸化炭素中毒立法の制定。終閉山対策として、社内預金、未払賃金、退職金の完全保証及び離職者の完全就職と緊急就労枠の拡大。鉱害処理、産炭地振興対策の抜本的具体的確立。石炭産業の安定をはかるための労働者代表を含む民主的運営機関の設置、石炭鉱業審議会の発展的改組。

（2）決戦段階としての「石炭国会—臨時国会」において組織の総力を投入して炭鉱労働者の生活と産炭地の振興を町ぐるみで闘う。

（3）実力行使については多面的な戦術を行使するが、同時に大量の中央動員、全員総下山の決意集約、坑内外の座り込み、閉山攻撃に対する自主生産体制などあらゆる行動を組み合わせる。

その後、炭労は六六年八月二七日の中闘で、当初の臨時国会段階に総力を投入してたたかうとの方針を変更、来春闘の通常国会段階にヤマ場を設けてたたかうこととし、秋季年末闘争はさしあたり総評の統一行動のなかでたたかうことを決定した。総評は第三一回定期大会で「石炭労働者の首切り合理化反対」を全国一律最賃制確立、ベトナム反戦、公務員賃金の闘争とあわせて秋季年末闘争の四つの柱の一つにたたかうと決定、その最大のヤマ場とされた「一〇・二一スト」では炭労として全山一番方から二四時間ストを指令したが、大手のうち宇部、杵島、日炭はスト中止、戦術ダウンがあった。なお、その後、炭労は六七年春闘にむけて石炭政策闘争にたいする決意と闘争の重点的な目標をつぎのように決定した。

【石炭政策闘争にたいする決意と闘争目標】今次春闘段階で、石炭政策闘争を全力投球でたたかう理由をあらためて集約すると、（1）個別の合理化・閉山攻撃の実態からわかるように、各個撃破式に後退を余儀なくされつつある事態からみて、いまや産業別の統一した闘争力を緊急に結集すべきであるし、いっぽう貯炭増加・生産制限などの石炭事情がなお悪化する傾向がある。（2）この場合、六六年六月二七日にかちとった〝国会決議〟を足場にする追及に力点を置き、石炭政策闘争に対決し、今後の合理化・閉山攻撃に立ち向かう体制づくりをすること。（3）国会決議には、保安対策の万全、労働条件の積極的な改善、退職金の確保・特別年金制度の創設・CO中毒対策の強化および五二〇〇万トン程度の需給確保がうたわれているので、賃金をはじめ春闘諸要求闘争推進ということと関連する突き上げが必要だ。（4）しかし、この段階で三次にもおよぶ中央動員をふくめて決起しようというのは、抜本策初年度の石炭予算として六二四億円でまとめられていた通産当局案が五〇四億に削減されようとしており、石炭特別会計初年度におけるこのような石炭政策軽視、炭鉱労働者にたいする犠牲強要をだまって放置することはできない。この際こそ、明確、果敢な行動によって炭鉱労働者の当然な要求を、はっきり政府独占にたたきつける必要がある。

なお、従来の経過をふまえて、この段階で全力を集中してたたかう目標を次のとおりとする。（1）反スクラップ要求。特別融資制度、雇用の安定（就職あっせんなど離職者対策）、賃金、退職金などの安定保障を中心としたたたかいをすすめ、さらに反閉山要求と直結しているのは、鉱区問題、近代化促進、産炭地振興など、多岐にわたる政策諸要求であることはいうまでもないが、大がかりな閉山攻撃が必至であるから、中闘は個別の問題点を十分把握して闘いを推進する。（2）炭鉱特別年金制定。全炭鉱、炭職協との三者共闘を組み、対資本闘争をもおこしているが、坑外適用、遺族補償などおよび年金額については、石炭予算との関連でどうしても強力な突き上げが不可欠であり、実力行使体制も決意してたたかいをすすめていく。（3）CO中毒立法制定。過去一年余のたたかいのなかで「立法化する」という国会決議（参議院社労委）をかちとっている。しかし、昨年末には三池CO中毒患者にたいする「一方的補償打切り」という暴挙を敢えて政府（労働省）は強行してきた。これにたいするたたかいは、総評・社会党との緊密な連携のもとに、CO患者・家族などの大衆闘争体制を背景とし、徹底的な抵抗闘争として発展し、ついに了解事項をとりつけ実質的な解決をみた。われわれは一つひとつの困難を克服しながら、社会党、総評との連携を密にし全体のたたかいに拡大し、法案闘争をも決意し、あくまで法制定をめざし、政策闘争の重要な柱として実力行使をふくめてたたかいぬく。（4）以上のほか遺族年金の支給など政策要求の実現を、国会決議を足場に、この春闘段階で全力投球でたたかい、この政策闘争の推進過程で、保安対策の充実、低賃金など劣悪な労働条件の向上と改善を、あらゆる機会をつかんで強調し要求しなければならないことを意志統一する。

すでに発表された国鉄第三次長期計画前期（昭和四三年度）における合理化計画が、五万人という大量の要員削減をふくむという状況のもとで、国鉄労組の闘争重点が「要員問題」にむけられているのはとうぜんで、国鉄労組としては昭和四〇年一二月に一三万二九五九人の増員要求を提出しており、「要員増のたたかい」をどうすすめるか、この点については「合理化反対闘争方針」のなかで特別に柱が立てられている。

**国鉄労組**

【合理化にたいする闘争体制】（1）合理化反対のたたかいの目標。業務量に見合う要員の獲得。臨時職員の全面的職員化。組合案による人事協約、勤務諸規定、綜合労働協約の締結。週四十時間、週休二日制の獲得。退職年齢六〇歳の制度化。新幹線の二人乗務確保、検修合理化、業務機関の廃止・統合、民間委託、払い下げなど人べらし合理化反対。（2）反合理化闘争の基本的なすすめ方。合理化計画の長期展望のなかで、これに対応するため「反合理化闘争の指針」を作成し、これにもとづき全職場の闘争体制を確立する。安全輸送の確保をはかるため、全労働者、全国民的規模のたたかいに発展させるようにたたかう。職場のたたかいを基礎に要員充足をはかるため、予算定員増、業務量に見合う要員確保、臨時雇用員の解消をたたかいとる。また国会にも強く働きかけて実現をはかる。労働時間（ママ）をたたかいとるため、本部―本社間の交渉を強化するとともに、全職場の勤務点検闘争を強化し、全労働者的な規模のたたかいに発展させる。職場の点検闘争、抵抗闘争を背景として勤務の諸規定をたたかいとる。年中無休の国鉄輸送を確保している国鉄労働者にとっては、災害時の勤務を確定するのは当然であり、とくに本年度の重点目標として解決する。合理化には思想攻撃が重要な要素となっている。したがって合理化反対闘争を通じ、階級的な自覚をたかめるよう教育宣伝する。

右の基本的な方針とともに、「要員増のたたかい」として、中央段階としては当局が予算策定作業にはいる秋から年末にかけて、職場の基礎的なたたかいを基盤として、予算定員の拡大などに全力を傾注する。地方段階では、つぎの諸活動を通じて現状を確認する活動を強化する必要がある。組合員みずからが自分の生活と生命を大切にするという生活観をもつようにする。自分の労働実態を知る努力、また他に知らせる努力をすること。このための学習会、座談会などを常時もつようにつとめる。職場討議のなかで業務量に見合う作業ダイヤをつくり、「余分な仕事はやらない」立場で業務量と労働時間の基準をつくり、要員獲得の基礎にする。時間外労働を拒否する職場の強力な体制をつくる。年休、産休、休憩および夜間睡眠時間の完全消化をはかり労働者の権利を守る職場点検を発展させる。臨雇をすみやかに職員に登用させ、長欠者や休職者の欠員補充を行ない、異職名運用、代務発令の阻止をはかり、新規採用を積極的にたたかいとるようにする。一方的な配置転換を拒否し、代替要員が補充されなければ配転に応じないという組織行動を徹底しておこす。

**全電通**

公社の長期拡充計画（第4次五カ年計画）はその基本方針として、「国の経済計画、国土農業開発計画の進展に即応させ、昭和四七年度までには申込みに応じて直ちに電話を架設、ほとんどすべての通話を即時に接続することを目標としている。この計画と関連し、全電通労組の最大の関心事は、拡充計画と長期的な要員数の展望、とりわけ予想される電話運用部門における減員問題であり、この点については次のような方針が確定されている。

【長期要員展望の確定】全体的な長期要員展望にあわせて、婦人労働者の雇用安定、さらには郵政委託労働者の電々への受入れをふくめて雇用の安定確保をはかります。（1）具体的には今後の合理化を展望した要員の全体総数、部門制度の確認を迫ることとする。（2）総雇用数が増傾向にあるなかで、ひとり電話運用部門においては減員が予想され、婦人労働者に大きな労働不安を与えているので、いかなる合理化を実施しても、電話運用部門の要員を減員しないという確認をとり、これを前提として職域の拡大を含めた流動対策の充実、訓練の強化、独身寮建設などを要求し、婦人労働者の労働不安と雇用の安定を計る。

【要員流動問題についての対策の充実】今後の合理化の重点が、中小都市、さらには郵便委託局へ移るに従い、従来にみられない配置転換の困難が発生する可能性があるとし、とりわけ流動対策がもっとも必要とされる婦人労働者の問題については、次のとおり対処するとしている。（1）婦人の職場転換については、施設関係のデスク（書記職、通信技術職）、試験における業務（書記職、機械の点検修理（機械職）、報話局Cの内勤要員（書記職、営業職、有通職）、営業、共通業務（営業、書記職事務、企補、管理各職）に範囲をひろげ、これに必要な訓練は現行の訓練期間の延長、事業知識、技能基礎知識、実施訓練などの充実を図ることとし、訓練場所についても通勤可能地域で行なうこととし、可能訓練をもって行わせる。（2）婦人独身寮の建設を促進し、無理な配転を生じないことを前提に年間二回配転希望者をつのり、実施にあたっては、地方本部、通信局間の協議決定によって実施に移す途を開く。（3）この場合の条件として現行配転協約でいう赴任休暇は最高一〇日として要求する。

## 3　主要な企業別反「合理化」闘争

日本労働組合総評議会、全日本労働総同盟、および各産業別単産の「合理化」反対闘争方針をうけて、ここでは一九六六年における主要な企業別反「合理化」闘争を鳥瞰してみた。そこには注目すべきいくつかの特徴がみられる。

まず、全体から引き出されることは、表面に浮かびあがった反「合理化」闘争をひろい上げるかぎり、そのほとんどが人員整理・大量配転問題である。これは、富士製鉄、大阪製鋼の事例にみられるが、大型は、一連の中小金属における解雇反対闘争であるが、第四は、独占的大企業にたいし系列・下請の位置にある中小企業における、組合活動家をふくめた不当解雇の続出である。その典

野では、「合理化」の展開じたいが、独占による系列・下請のしめつけのもとで、不当労働行為とうらはらにならざるをえないようなきびしい条件を抱えこまされているかにみえる。最後に、これは一九六六年の「合理化」反対闘争にあらわれてきた重要な問題として、輸送部門、たとえば、国鉄、都市交通など輸送のスピード・アップと関連し、大量の要員削減・配置転換が日程にのぼりはじめ、この分野での闘争の激化が今後の展望として見とおされることを指摘しておく必要があろう。ともあれ、全体的にいって、国家独占資本主義下の「合理化」にたいし、労働運動はまだ反撃の転機をつかむにはいたっておらず、「合理化」問題にたいする対応は、いぜん緊急な課題として残されているように思われる。

### 富士製鉄

六六年八月二九日、富士製鉄は富士労連にたいし、広畑、室蘭、釜石の三製鉄所の工務部門を下請外注化することによって、六九四名（釜石二二五名、室蘭二五一名、広畑二三八名）の要員削減を提案。富士労連は「工務部門のコスト切下げと総体的な新規採用ストップ政策をとり、合理化によって捻出した人員を効果的に東海製鉄を含め配置していくいわゆる人べらし合理化以外の何物でもない」、「われわれは〝組合員の雇用を守り、労働条件を低下させない〟という立場にたって、基本的に反対の態度をとっていく」ことを確認、下請外注化による要員削減の撤回と全職場の欠員補充を要求してたたかいを組織した。闘争体制を強化するため教宣活動、オルグ交流などを組織し、それを背景に二カ月にわたり中央と現地で交渉を進めた。一一月七日、交渉打切りという富士労連の態度に会社側は譲歩し、要員増をふくむ要員配置の考え方（釜石四一名、室蘭一七名、広畑一八名の増）など修正回答。これは組合要求からは遥かに遠いもので不満は職場につよかったが、富士労連は、「さらに回答の前進をはかるためには、今後より強力な連合会の一致した体制が必要であるが、各組合の組織事情から連合会全体としてストライキ行動をもって進めていくことは困難と判断される。従って連合会としては下請外注化全面撤回という基本方針を転換し、可能なかぎり要員を職場にかかえるということを重点に、各組合毎に具体的な交渉をさらに進めていく」という方向へたたかいを転換させることを決定した。

広畑、室蘭はこの方針にもとづきたたかいを終熄させたが、釜石労組は、その後も支部交渉、ビラ配布などを積極的に進めてさらに組織体制を固め、（1）下請・外注化の範囲の圧縮と暫定要員の本格協定化、（2）設備、作業改善に伴う労働強化反対、この前提での要員の明確化、（3）高年者、再配転者の職場漸減措置の実施、（4）欠員職場の本工新規採用による充足、教習所二教室制（増員）の採用、現業員ならびに臨時工の本工化の六要求をかかげ、闘争を続行している。

### 大阪製鋼

大阪製鋼労組は、六六年九月一七日、会社側に高炉、焼結、転炉、造塊など各職場ごとに増員一〇〇名、社外工の本工化六〇名を要求した。六六年一月、会社が一方的な本炉閉鎖にともない希望退職を募集、その後、各職場の要員不足は、社外工による頭数の補充だけでは解決できない状態にきていたからである。この組合側の要求にたいし、九月三〇日、会社側はＩＥによる要員査定の結論として、逆に四八名の人員削減を提案、労資は正面衝突となった。組合は、要求を基礎に職場討議を深め体制を固めるとともに撤回交渉をすすめ、一〇月一九日、七五％の賛成でスト

権を確立するとともに、地域の鉄鋼労働者との交流会議をもち闘争の幅を拡大した。二〇回におよぶ交渉の結果、一一月一六日会社側は、人員削減の逆提案を事実上撤回、組合側の解決条件をほぼ受け入れ、（1）本年二月の段階で労使でとりきめた暫定要員を本工で充当する、（2）新しく増えた職場も本工で充当する、（3）不足の要員については来期の新高卒をいまから採用して充当することを確約した。組合はこの闘争を「全職場で組合員一人びとりが徹底した職場討議に参加し、職場を基礎に団結を固めたからかちとれた」という評価をしている。

**小野田セメント**

セメント産業労働者は六四年度下期以降の「不況」のなかで、それ以前の数年間にわたった活発な民間・公共両設備投資を背景とした生産の急増に終止符をうった。生産は急速に低下し、セメント各社は自社設備投資にともなう金利負担増、減価償却増にともなう「公表利益」の減退を名目として、操短・人員整理などもっとも過酷な形態での「合理化」を労働者に要求した。小野田セメントの人員整理をふくむ「再建案」は、以上のような状勢を背景として、六五年一一月に提起されたがこれをめぐる労資の紛争は、「不況対策」・「好況」に転じた六六年九月までもちこされた。

一九六五年一一月、小野田セメントは、「再建」案として組合員八〇〇名、臨時工二一五名、管理職三九名程度の希望退職募集を提案した。これにたいして小野田セメント労働組合は、全事業所において反合理化および一時金闘争のストライキ権を圧倒的多数の支持によって集約し、一一月一五日の臨時全国大会で反合理化闘争のスト権を確立した。こうした情勢のなかで、希望退職募集締切りの一二月一〇日には全国で約三〇〇名の応募者が出たが、経営側は、組合側が希望退職募集の勧誘を認めないかぎり、残り約五〇〇名の指名解雇を強行する、という態度を変更しなかった。組合側は中労委にあっせんを申請、一二月二三日、中労委はあっせん案として「（1）二八日までを期限として希望退職募集を再開すること、（2）指名解雇をしないこと」を提示した。このとき希望退職者はすでに七〇〇名にのぼり目標に接近しつつあるという状況だったから、組合としてはあっせん案を受諾したが、会社側は指名解雇を固執して譲らず、あっせんは不調に終わった。一二月二六日、会社側は津久見工場六八名、八幡工場三名にたいし指名解雇を通告したが、この中には組合関係の活動家四〇名、政党員一四名を含んでおり、組合側は、六六年一月、不当労働行為として大分および福岡地方委に救済申立てを行なった。その後本問題は、国会における論議、春闘、会社側の自主解決の申入れ、社長交替等を経て、七月一八日の団交で会社側は「指名解雇を撤回し、新たに八幡、津久見両工場にかぎり希望退職を募集する」と提案、組合の了解を経て募集を開始、応募者を得て後、中央労使協議会による期限を延長、一一名の応募者を得て後、中央労使協議会により、津久見工場関係五九名中三〇名、八幡工場関係三名中一名配転で了解、九月一日妥結、同日復職が発令された。

**大興電機**

全国金属傘下、六六年春闘で八五〇〇円の賃上げを要求したが、会社側は徹底的な組織破壊につづき、六〇日におよぶロック・アウト、三役・執行委員を含む二三名の解雇を強行した。その後、春闘解決後も組合の分裂を機に、第一組合員全員の就労を九月二五日まで拒否するなど、全国金属にたいする組織破壊の行動が会社側にはめだった。全国金属は、大興支部が守勢か

ら攻勢への転機をつかむために支援・指導を強化するよう栃木、東京地本、関西地協に指示、闘争は長期化している。六七年三月一四日、東京都地方労働委員会は組合側が提訴していた一一名の不当解雇にたいし原職復帰と賃金支払命令を出した。会社側は都労委の命令を不服として中労委に再審査を申立て、団交は拒否。組合側は支援共闘会議に訴えさらに長期闘争の構えに入っている。

**日本ロール**　全国金属日本ロール支部の闘争は、六三年二月以来、一五〇〇日をすでに超えている（本年鑑第三七集「合理化反対闘争」参照）。この間、法廷闘争の分野では六五年六月、一「社会保険料を支払わない」からと解雇してきた一七一名の第二次解雇については、六六年一三月、東京地裁において組合側が勝訴した。また現地闘争の分野では、六七年春闘で第二組合（同盟東京金属加盟）はその協調的性格を脱却し、賃上げ七五〇〇円、時間短縮三〇分、年間協定粉砕などを中心とする要求をかかげ、同盟の指導を排除し、五月一三日より二六日まで二週間の全面ストライキを決行し、賃上げ平均二三〇〇円、年間協定破棄、全国金属傘下の第一組合との共同行動の条件は強まっている。このような状況のもとで、過去四年来争われてきた三三名の第一組合幹部にたいする解雇無効の仮処分申請事件の裁判は、四月一九日、最終証人として全金東京地本佐竹委員長が証言に立ち、いよいよ結審の段階に入ってきている。

**不二越**　六五年一〇月以降、不二越では経営不振を理由に、一回の対象人員三〇〇名を単位とする八次にわたる一時帰休制度を実施することとし、六六年二月までに四次にわたり帰休を実施した。二月一〇日、会社側は根本的再建策としては人員整理を行なう以外にはないとの判断から、労使協議会の席上、定年に近い者、非能率者、臨時工など八〇名の指名解雇を提案した。これにたいし組合は「指名解雇に反対し組織の全力をあげて闘う」として、スト権確立のための一般投票を実施したが、スト権は不成立。このため組合は条件闘争に転換、会社側はまず希望退職を募り、これについては組合も応ずることで両者は了解点に達した。希望退職の締切日である二月二三日までに約七〇〇名の応募者があったが、会社側は残り一五四名について指名解雇を強行、労資の話合いでうち約一〇〇名は希望退職の形態にふりかえた。しかし、残り五六名は断固反対闘争を実施することを主張、組合は三月四日臨時大会を開きこの取扱いを協議、組合としては闘争を継続せず、被解雇者五六名が今後個人の立場で法廷闘争を行なうことにたいしては一〇〇万円の援助資金を出すということで闘争を終結した。その後、被解雇者のうち三〇数名は「不二越不当解雇反対同盟」を結成、地域の「守る会」の援助を受けながら不当解雇として富山地裁に提訴、闘争はいわゆる「争議団共闘」の形態をとり、長期化している。

**呉羽ゴム**　組合員四五二名。六六年九月二一日、玉川工場（六〇名）の閉鎖提案がなされた。それによると、機械設備を津工場に移し統合するが（六七年二月に作業を完了する）、配転に応じられないものには、特別退職金を支給するという内容であった。化学同盟傘下の同組合はただちに中央委員会を開き、基本的条件が満足されることを前提に津工場への統合はやむをえないという態度を決定、八項目の配転条件をきめて団交に入った。もしこの条件がいれられなければストで最後までたたかうことにした。結局、一〇月二〇日、双方協定書をとりかわし、各人の配転の意志表示を一〇月三一日までとし肩たたきを一切やらないことですすめたが、結果

として退職者が一〇名出た。

**東邦レーヨン**　六六年三月二九日、鐘紡との合併がきまり、八月二六日合併予定となったが、その後、四月二二日にいたり鐘紡側から男子約一〇〇〇人、女子約一〇〇〇人の人員過剰が指摘されるにおよび、労資間の紛糾に発展した。東邦レーヨンとしては、合併発表時に組合側に完全雇用を約束していたにかかわらず、人員整理を強行せざるをえなくなったからである。東邦レ労組は四月二八日、「人員整理を行なうならばストをもって対抗する」との意志表示をおこない、五月に入り「（1）今次合併に反対し、あらゆる手段を講じてこれを阻止する、（2）あくまで東邦レ独自の再建をはかるよう要求する」ことを決定、五月二四日スト権を確立した。なお、翌二五日、「（1）来る二七日の株主総会において合併議案を強行採決しないこと、（2）冷却期間をおいて話合うこと」を会社に申し入れるとともに、株主総会で強行採決をした場合は二八日以降ストに突入する旨、通告した。株主総会においては、株主にたいする全繊同盟の強い働きかけもあって、合併関係議案はいずれも審議未了となった。その後、六月八日鐘紡は、現段階においては両者は到底合併できる状態ではない等の声明を発表、東邦レーヨンも、六月二八日の役員会で「現段階での合併は事実上不可能」との結論を出し、自主再建に取り組むことになった。七月一一日、自主再建にともなう希望退職募集を提案、団交の結果、一五日には条件の若干の上積みを行なって、労資意見の一致をみた。

**三菱茶志内**　三菱茶志内では第三次石炭答申の段階では三菱鉱業としてさらに稼行するという採掘計画を提示していながら、六六年一一月三〇日、三菱鉱業は、「茶志内炭鉱を六七年四月一日を目標に閉山したい。鉱員は大夕張、高島、端島に配転する。離職者には就職あっせんする」と閉山提案を行なうにいたり組合側は「政策便乗閉山は認めるわけにはいかない」として「坑命延長をはかること、やむなく閉山するときは完全雇用、安定職場を確保すること」などを要求して交渉に入った。その後、炭労調査団が入山、なお二、三年の採掘炭量はあるが採掘困難と判断した。その結果、（1）他鉱業所への配転、（2）他産業への転出、（3）山元へ残るの三区分による要求を立て、これを認めぬ限り閉山を認めないという反閉山闘争、六七年初頭、要求項目について妥協点に達し閉山決定。

**貝島炭鉱**　九州地方大手の名門である貝島炭鉱では、六三年二月の第四次合理化の際、賃金一二%棚上げを中心とする協定を行なっていたが、これは六六年三月末をもって期間満了となり、同年四月一日から一〇〇%支給になるはずであった。このため炭労は、三月二一日から二五日まで三回にわたって賃金復元の交渉を行なったが、会社は「最終答申決定までまってもらいたい」と回答。炭労は、このような会社側の態度と石炭鉱業審議会の動向から、近く大幅な合理化問題が提起されるとして、町民大会の開催、関係自治体首長、支部、職場執行部の中央要請行動を展開した。会社側は九月一六日、組合側（労組および職組）にたいし「大之浦鉱を九月末閉山し、一〇月以降第二会社に移行する、鉱員一九三九名中選衡のうえ七〇九名を第二会社に転用する」旨の提案を行ない、組合は主として退職者の退職条件を中心に交渉の結果、政融資等について石炭鉱業審議会の了解を得て、一一月一〇日、了解点に達した。

### 豊里炭鉱

明治鉱業の第二会社である豊里炭鉱では、六六年四月下旬、賃金交渉の本格化を前にして炭労にたいし、（1）経営状態は最悪のものとなり、賃上げに応ずる態勢はない、（2）明治本社からの六六年四月以降の豊里炭鉱に対する金融は不可能である、（3）従って賃上げに対する態度は抜本策（第三次石炭答申）が提出されるまで待ってもらいたい、と申し入れた。炭労側はその後の交渉で真意を質したところ、会社側は「現在の状況からみて閉山もやむを得ないものと判断し明治本社とも協議ずみである」と回答。このため炭労は、五月一八日、豊里支部閉山反対闘争を組織することを決定、政府・明治本社に閉山反対の要請行動を行なうとともに、地域・職場での抵抗闘争・閉山反対闘争を展開した。一〇月、佐藤首相は同坑閉山についての不安を訴えた少女（香川菊枝さん）にたいする返信の中で、〝私が閉山にならないよう努力するから安心して勉強して下さい〟といったが、六七年二月一四日、会社は「三月三一日付で閉山する」旨提案、結局、組合も閉山を承認せざるをえないことになった。

### 東海精糖

製糖業界では、一九六三年八月の原糖「自由化」以来、急速に進められている企業の集中・合併・廃棄にともなう首切り攻撃があいついでいる。一九六六年に入っても、五月、芝浦製糖で「希望退職」募集、組合は産別・地域に闘争を広げたたかったが三六名の退職者を出した。六月、大阪製糖では百数十名の希望退職募集、組合は全面ストライキでたたかい「白紙撤回」をかちとったが、退職者六七名をだした。九州製糖でも九月、四〇名の希望退職が募集され、職場討議、部分スト、決起集会などを行なったが、会社側希望数の退職者が出た。

東海精糖では、一九六六年一〇月、二八名の指名解雇と三三名の希望退職あわせて六一名の解雇が出た。東海精糖埠頭倉庫のたたかいを中心に、倉庫切離し反対、指名解雇・希望退職粉砕のために産別・地域の支援共闘の中でたたかい、会社の切崩し攻撃によって一四名の退職者を出しはしたが、残りは「白紙撤回」という部分的な勝利をかちとることに成功した。

### 紅商

経済の「高度成長」にともない、わが国商社の取扱い高等その規模は拡大したが、その間における産業構成の重化学工業化を反映し、商社においても、いわゆる糸ヘン系商社と金ヘン系商社の発展は不均等にすすみ、「自由化」への対応ともあいまち、商社の合併、綜合商社化がめだちはじめた。このような一般的な状況のもとで糸ヘンの老輔「紅商」は商社界の再編に立ちおくれ経営危機におちいり、取引銀行たる東京銀行の積極的な働きかけにより、六六年一〇月、「兼松」との合併が内定した。しかし、合併の条件として紅商一九〇〇名の従業員中七〇〇名の整理を必要としたことから、紅商労組は、（1）人員整理を伴う合併反対、（2）自主再建を打ち出し、三次の時限ストを含む闘争を組むとともに団交を重ねたが、一一月一〇日の団交において組合は自主再建を断念、人員整理反対にしぼって闘争をつづけることにした。すなわち組合は、従業員が自主的に退職することは妨害しないが、希望退職募集には反対する、（2）合併時在籍者の兼松引取りに関する紅商、兼松、東銀の確約を求める、（3）三者の確約が得られない場合には、一一月一八日以降無期限ストを含む全面スト体制に入ることをかちとったが、退職者六七名をだした。九州製糖でも九月、四〇会社に通告した。一八日早朝、会社側は自発的退職の動きをみて合併を実現させるという趣旨の提案をしたが、組合はこれを拒否、同

日二四時間ストが実施された。しかし、同日夜、東洋紡河崎社長のあっせんにより、（1）希望退職を含み人員整理は行なわない、（2）合併後の人員整理、差別待遇は行なわないという確約がない限り合併しない、（3）合併覚書調印後、自発的退職者にたいし退職加給金を給付する、自発的退職者の就職あっせんに努めるとの内容で労使は了解点に達し、争議は妥結した。

**国鉄**　一九六六年における「合理化」をめぐる国鉄当局と国労、動力車労組、新国労間の主要な問題は、運転二科問題、新幹線二人乗務問題、時間短縮問題などであった。

（1）運転二科問題。国鉄は、「過密区間の運転要員の確保と有能な人材を得ること、運転士登用の道を開くこと」を理由として、動力車乗務員養成を目的とする「運転二科」の設置を提案した。国労は、現行制度とのアンバランス、古参機関助士と新制度修了者とのアンバランスを問題にしたが、六六年二月九日、動力車労組との調整がつかないまま、「年齢三二歳以上の者の機関士科等への入学に当っては地方の需給事情を考慮して選考をおこなう、運転二科終了者と現にいる動力車乗務員との関連については、著しく不均衡にならないよう今後検討する」ことを確認、二月一二日調印した。これにたいして動力車労組は、運転二科の設置は、乗務員の教育に差別をもちこむこと、古参機関助手の機関士登用の道をとざすものとして、六六年一月、六六年四月一日現在で年齢三五歳以上の機関助手は機関科入所の措置をとること、機関助手で現在経過年数一〇年以上の者の取り扱いについて考慮すること」等を要求、国鉄当局は、三月二九日、国労と同様の条件を提示したが、動力車労組はこれを不満として最賃闘争とからめて同日八拠点でストに突入した。その後動力車は、四月一二日の全国代表者会議で今後は職場で機関士科入学をめぐる先任権確立のたたかいをすすめ、職業技術教育の討議を深め、運転二科廃止にむけてたたかいを進めるとの方針を決定、さらに大会決定にもとづき一一月一一日、当局に「動力車乗務員の職業教育制度を合理的に改善し、適正化をはかるため、現行諸制度を整理統合、一元化し、新しく動力車乗務員となるものの職業教育制度としてドライバーコースを新設すること」との要求を行ない、乗務員格差賃金などとからめ、一二月二二日に全国一二拠点での四時間ストを設定し交渉を進めた結果、二二日に「動力車乗務員の養成体系については引きつづき検討する」ことで労使了解点に達し、ストを中止した。

（2）新幹線二人乗務問題。国労は三月以降この問題で数回にわたり当局と交渉を重ねてきていたが、一〇月一四日にいたり団交は決裂、当局は全列車一人乗務について公労委に調停申請、結論が出ないまま六七年に持ちこした。

（3）時間短縮問題。国労、動力車の「週休二日、週四〇時間労働」と要員増の要求にたいし、当局は、「第三次長期計画の前半において五万人の要員合理化ができれば、二時間程度の時間短縮を行ないたい。実施時期は近代化、合理化の成果をみきわめて長期計画後半に実施したい」と回答、これ以上進展せず、一〇月一日、両組合とも調停を公労委に申請した。その後、年末にむけて国労は、時間短縮、要員獲得、反合理化闘争をからめて闘争を強化、他方、公労委は一二月二七日、「週平均二時間短縮し、四三年度中に完了することを目途とすること、近代化・合理化にたいし組合は協力すること」とする調停案を提示したが、解決は六七年にもちこした。

### 全逓

全逓の反合理化闘争は、時間短縮、日曜配達廃止が問題の中心であるが、その多くは継続検討に付されている。特に時間短縮問題については、六五年末の大臣会見における労使了解にもとづき、六六年二月労使代表からなる「労働時間などに関する特別専門委員会」を設置し、以降一二月一四日まで一六回に及ぶ会合を重ねた。全逓は六六年末、一〇・一五ストの実施、一二月一六日以降三六拒否と規制闘争による一〇〇〇万通をこえる郵便物滞貨、一二月二二日、二四日の半日ストを背景にたたかった結果、当局は、「勤務時間短縮という問題が特専の主要な課題であることを十分に念頭において、誠意をもって取組み、調査を三月末日途に、また特専の討議終結を五月末を目途とすることとし、今後特専の場で双方実施について一致をみた場合は、その結論を尊重してこれを実施にうつすものとする」と約束した。日曜配達廃止については、昭和四一年度内はすでに確認された局数までこれを拡大実施し、四二年度全局実施問題については、実施にもとなう減員問題の具体的解決方針が未決定であり、これは時短をどう実施するかの結論と重要な関連をもつ問題であるとして、明確な確認をうるにはいたらなかった。

また、航空塔載問題も六六年度の大きな問題となった。郵政省は、六六年六月、「東京・大阪から全国県庁所在地にある通常郵便物の翌日配達を確保するために航空機による運送を一〇月一日（後日、一〇月一〇日から二〇日頃に変更）を目標に実施する」との提案を行なった。この提案にたいし全逓は、航空塔載による翌日配達によって現行の配達区分規定が変更され、これにともなって一三三名の減員が予想されるとして、これに対処して、現行の深夜労働の制限をはじめ、時間短縮、日曜配達廃止、有利な条件による配転などを要求し、九月二二日以降三六協定を放棄し、それを背景に有利な解決をはかるとの方針で交渉を行なった。一〇月一九日より二〇日にかけての徹夜交渉において、（1）時間問題については労働時間特別専門委員会で検討をつづける、（2）航空塔載実施にともなう夜間勤務規則問題については従来回答の回数を減らし、要員措置をとる、（3）日曜配達については、現在準備中の局について、物理上業務上不可能でないものについて実施するとの内容で双方了解点に達し妥結した。なお全逓は以上の妥結にともない、一〇・二一統一ストの戦術を変更し指令した。

### 東京都交通局

東京都交通局は、六六年九月二七日料金改定案を都議会に上程するとともに、東交労組にたいし、（1）都電を一〇年以内に全廃する、（2）ワンマンカーを導入する、（3）トロリーバスを四九年度までにバスに代替する、（4）六〇歳定年を三年間で五七歳に引き下げる、（5）余剰人員については配置転換によって消化するとの再建計画（六五年度累積赤字二三五億円）を提示し、その説明にあたり、一〇月三〇日、料金の改定が認められなければ企業内努力を高め、定期昇給ストップ等の賃金凍結もせざるをえないとした。これにたいし東交労組は、再建計画は従業員に一方的に合理化を強行するものであるとして反対、都議会前の座り込みなどの行動を行なうとともに、一〇月五日の団交で、（1）年末手当は都労連決定どおり支給すること、（2）合理化は事前協議により行なうこと、（3）賃金凍結は行なわないこと、（4）自主再建により再建を行なうことを主張した。しかし、一方、都議会の動きから料金値上げの継続審議の可能性が濃くなり、

再建計画を一時棚上げできるとして、組合は一〇月八日予定のストを中止した。

なおこれより先、当局は、九月二〇日東交労組にたいし、財政難を理由に「(1)作業給（超勤手当およびその他手当、総額一億四〇〇〇万円）の九月二四日支給を延期したい、(2)欠員の不補充に協力してもらいたい」との提案を行なった。これにたいし組合側はこれを不満として、九月二二日の臨時中央委員会で「九月二四日始発より午前八時までのスト」を決定、その後交渉をつづけたが事態が進展せず、予定どおり九月二四日始発より午前八時までの全面ストを実施した。このため、三七系統一三〇〇台、都バス一一七系統二〇〇〇台、トロリーバス四系統一六五台、地下鉄一系統六五本が運休し、乗客三五万五〇〇〇人が影響を受けた。その後、組合側は「九月二四日より四日間二割減車戦術を実施する、(2)九月三〇日第二波スト」を設定し、交渉を進めた結果、九月二八日、当局側は「作業給を三〇日に支給する」旨回答、組合側も同日スト中止指令を発し終息した。また、東京都交通局は、一〇月一九日東交労組にたいし、職員の昇任試験に関する妨害行為、組合活動を理由とした乗務拒否などを理由に免職七名、停職八名、減給一名、戒告三名、計一九名の処分を発令した。これにたいし東交労組は、当局処分の理由につき調査委員会を設置し調査をすすめた結果、被処分者に指令をオーバーした行動があったとして、一一月二九日、免職者九名を含む被処分者一三名を権利停止一年～四年の統制処分を行なった。

六七年四月、東京都政は東自民党知事にかわり美濃部氏が知事を引きつぐことになったが、美濃部知事は就任早々から自治省、自民党のきびしい圧力を受け、六月には、東前知事時代の都交通再建案と本質的にかわらぬ再建案を都議会に提出（都営交通料金値上げ、都電・トロリーバス廃止、約九〇〇〇名の首切り、配転など）、七月二〇日、社会党、自民党の賛成、民社党、公明党、共産党の反対でほぼ原案どおり可決された。六月定例都議会は都交通事業の「再建」案を可決し終了したが、問題は根本的には解決されずより多くの矛盾と問題をこんごに残すことになった。

# VII 権利闘争

概要□ＩＬＯ一〇五号条約批准闘争――ＩＬＯ一〇五号問題／総評の方針と運動／ＩＬＯ八七号条約批准にともなう改正国内法施行後のたたかい――公務員制度審議会答申と労働組合の状況／組合活動制限条例についての状況／在籍専従規制／国労の職場交渉権確立のたたかい――職場交渉権確立の闘争方針／闘争の現状／日教組の宿日直廃止・警備員設置のたたかい――総評協約闘争指針

## 概要

一、労働基本権奪還のたたかいの中心的課題は、いうまでもなく、争議権を名実ともに労働者の権利として確立することである。その争議権の奪還をめざして総評は、ふたたびＩＬＯを舞台にして運動を進めようとしている。すなわち、ＩＬＯ一〇五号条約をテコにして、官公労労働者の争議行為にたいする刑事罰からの解放をたたかいとろうというのである。

一、すでに総評を中心として、ＩＬＯ八七号条約の批准闘争をたたかい、いちおうの成功を収めた。しかし、そのたたかいはまだ幹部請負的なたたかいの面が強かったし、ＩＬＯに依存するたたかいから十分に脱却できなかった。つまり、組合員大衆の自覚と行動を背景とした真の権利闘争ということでは弱点をもっていた。そのために、条約批准を口実に国内法の改悪が強行され、さらに法施行後、その具体化にたいする抵抗闘争がとりくまれ、部分的な成果はみられたが、とくに公務員労働者の権利は新しい装いをもった当局側の労務管理攻撃のなかで侵害をうけている。

一、こうした事情のもとで、労働運動のなかに反省があらわれ、その反省のうえにたった運動が進められてゆくのは、とうぜんなことである。こうした運動としてたたかわれようとしていると考えられ

るのが、たとえば国労の「職場団交権確立のたたかい」であるといって良いであろう。すなわち、「職場に労働運動を」定着させるために、「組合員の一人ひとりと分会の権利への自覚のたかまり」を実現し、それに対応して職場団交権確立のたたかいを組みあげようというのである。

一、こうして職場における労働者の人間らしく生きる権利をたたかいとってゆくための運動も全国的なたかまりのなかでたたかわれてきているが、今年度とくにめだったたたかいとしては日教組の「宿日直廃止、警備員設置のたたかい」もあげられる。このたたかいはすでに数年以前からたたかわれてきたのであるが、しつような、しかも宿日直拒否という実力行使を背景とした強力なたたかいの展開が、ついに文部省当局から、来年度から宿日直廃止を目途に省内の意見とりまとめをする旨の確約を取りつけるにいたっている。

一、最近とみに強化されてくる「合理化」攻撃のもとで、労働協約の改悪が総資本的運動として大がかりに押し進められてきつつあり、さらに、労働強化、組織攻撃を軸とした「合理化」攻撃のなかでは、従来の協約では、労働者の生活と権利は守れない事態が現実化してきている。こうした事態のもとで、まず必要なことは、組合員大衆が労働協約の本質を明確に認識し、正しい協約闘争のあり方をふまえて、強力な協約闘争を展開することであろう。総評はこうした事情を反映して、すでに昨年協約対策委員会を設置し、その調査、研究をへて、本年度「協約闘争指針」を提示した。権利闘争の推進のためにその意義が認められるべきであろう。

なお、権利闘争の重要な環としてたたかわれた法廷闘争については、附録「労働判例」の項で取り扱われているので、ここでは省略する。

## 1　ILO一〇五号条約批准闘争

### ILO一〇五号問題

労働基本権奪還闘争の中心的課題はストライキ権を名実ともに労働者の権利として確立させることにある。そして、そのたたかいの出発点は、争議行為にたいする刑事罰からの解放をたたかいとることであろう。

日本の労働運動はすでに、労働基本権奪還のたたかいの一環としてILO八七号条約の批准闘争をたたかい、多くの問題は残しながらも、いちおうの成功を収めた。しかし、その運動はなお抜本的には争議権保障の確立を具体化せしめえなかった。そして、現実には従来から官公労のたたかいを中心に、刑事罰の適用による弾圧がはげしくおこなわれてきた。これにたいしては、裁判闘争でその不当性が争われ、ことに東京都教組事件が現在最高裁において争われている。昨年一〇月二一日、総評を中核とした日本の労働者は、ベトナム戦争反対、全国一律最低賃金制の法制化、炭鉱合理化反対、公務員労働者にたいする人事院勧告の完全実施などを要求してストライキその他の統一行動を整然とくりひろげた。それにたいして、ことに日教組に刑事罰を中心とした弾圧がはげしくおこなわれてきているのが実情である。

こうした実情のもとで、日本の労働運動にとって、まず、かかる刑事罰適用による労働運動、ことに争議行為にたいする弾圧の排除をたたかいとり、さらには争議権が名実ともに労働者の権利として機能しうる状態をたたかいとることこそ、いま、最重要な課題になっている。こうした観点から、労働者の団結行動、ことに争議行為にたいする刑事罰からの解放をたたかいとる重要な環としてたたかわれようとしているのが、ＩＬＯ一〇五号条約批准闘争である。他方、たまたま、一九六八年は「世界人権宣言」が発せられてから二〇年目にあたり、それを記念して国連はこの年を「国際人権年」と定め、国連および専門機関の加盟国にたいし、人権の分野の業績を高めるよう要請した。ＩＬＯは昨年の総会でこの要請にこたえ全加盟国にたいし、人権関係の諸条約＝「強制労働に関する条約」（八七号）、「団結権、九号）、「結社の自由と団結の擁護に関する条約」（九八号）、「農民の結社の自由に関する条約」（一〇〇号）、「強団体交渉に関する条約」（一一一号）、「男女同一労働同一賃金に関する条約」（一一一号）、「雇用、職業の差別待遇禁制労働の禁止に関する条約」（一〇五号）、「雇用政策に関する条約」（一一一号）＝について、すでに批准し、または批准しようとする加盟国にたいしては、これら諸条約の完全実施を、また未批准国にたいしては一九六八年までに批准するためのあらゆる努力を積み重ねるよう要請している。

また、ＩＬＯ第一六四回理事会は、来年の総会で、一〇五号条約を条約勧告適用専門家委員会の主報告条約に取りあげることにきめ、日本政府にこの条約の批准と適用における新たな進展の記録ともっとも完全な報告を一九六七年七月一日まで提出するよう要請してきた。

## 総評の方針と運動

総評はこのような国連ことにＩＬＯの動きに対応し、さきに述べた労働基本権奪還ことに争議行為にたいする弾圧の排除をたたかいとり、さらには争議権が名実ともに労働者の権利としてＩＬＯ一〇五号条約の批准闘争を積極的にたたかいとることこそ、いま、最重要な課題になっている。こうした観点から、労働者の団結行動、ことに争議行為にたいする刑事罰からの解放をたたかいとる重要な環としてたたかわれようとしているのが、ＩＬＯ一〇五号条約批准闘争である。他方、たまたま、一九六八年は「世界人権宣言」が発せられてから二〇年目にあたり、それを記念して国連はこの年を「国際人権年」と定め、国連および専門機関の加盟国にたいし、人権の分野の業績を高めるよう要請した。ＩＬＯは昨年の総会でこの要請にこたえ全加盟国にたいし、人権関係の諸条約＝「強制労働に関する条約」（八七号）、「団結権、九号）、「結社の自由と団結の擁護に関する条約」（九八号）、「農民の結社の自由に関する条約」（一〇〇号）、「強団体交渉に関する条約」（一一一号）、「男女同一労働同一賃金に関する条約」（一〇五号）、「雇用、職業の差別待遇禁制労働の禁止に関する条約」（一一一号）＝について、すでに批准し、または批准しようとする加盟国にたいしては、これら諸条約の完全実施を、また未批准国にたいしては一九六八年までに批准するためのあらゆる努力を積み重ねるよう要請している。

また、ＩＬＯ第一六四回理事会は、来年の総会で、一〇五号条約を条約勧告適用専門家委員会の主報告条約に取りあげることにきめ、日本政府にこの条約の批准と適用における新たな進展の記録ともっとも完全な報告を一九六七年七月一日まで提出するよう要請してきた。

総評はこのような国連ことにＩＬＯの動きに対応し、さきに述べた労働基本権奪還ことに争議行為にたいする弾圧の排除をたたかいとり、さらには争議権が名実ともに労働者の権利としてＩＬＯ一〇五号条約の批准闘争を積極的にたたかいとることこそ、いま、最重要な課題になっている。こうした観点から、労働者の団結行動、ことに争議行為にたいする刑事罰からの解放をたたかいとる重要な環としてたたかわれようとしているのが、ＩＬＯ一〇五号条約批准闘争である。他方、たまたま、一九六八年は「世界人権宣言」が発せられてから二〇年目にあたり、それを記念して国連はこの年を「国際人権年」と定め、国連および専門機関の加盟国にたいし、人権の分野の業績を高めるよう要請した。ＩＬＯは昨年の総会でこの要請にこたえ全加盟国にたいし、人権関係の諸条約＝「強制労働に関する条約」（八七号）、「団結権、九号）、「結社の自由と団結の擁護に関する条約」（九八号）、「農民の結社の自由に関する条約」（一〇〇号）、「強団体交渉に関する条約」（一一一号）、「男女同一労働同一賃金に関する条約」（一〇五号）、「雇用、職業の差別待遇禁制労働の禁止に関する条約」（一一一号）＝について、すでに批准し、または批准しようとする加盟国にたいしては、これら諸条約の完全実施を、また未批准国にたいしては一九六八年までに批准するためのあらゆる努力を積み重ねるよう要請している。

また、ＩＬＯ第一六四回理事会は、来年の総会で、一〇五号条約を条約勧告適用専門家委員会の主報告条約に取りあげることにきめ、日本政府にこの条約の批准と適用における新たな進展の記録ともっとも完全な報告を一九六七年七月一日まで提出するよう要請してきた。

## 総評の方針と運動

じように政府の圧力に屈しないで労働者の正当な権利を保障するよう強く期待しています。同時に、これら一連の事件について国際的労働慣行を政府に守らせるためにも、ぜひとも必要なのはＩＬＯ一〇五号条約を批准させ、これに伴う国内弾圧法規の適用を排除させることなのです。

国民のみなさん、私たちは日本の労働運動が戦前、戦中にかけて治安維持法で弾圧されていた頃の状況を想い起してもらいたいと思います。労働運動が、労働者が弾圧されるときには国民の諸権利も弾圧されるのです。民主主義は育ちません。敗戦という尊い犠牲をはらって私たちがやっと手に入れた民主主義がいまや次第に根なし草になりかかっているのです。

一〇・二一統一行動への弾圧、ＩＬＯ一〇五号条約未批准などによる労働者の基本的権利の侵害は、たんに労働運動だけの問題ではありません。日本の民主主義を守るために、そして国民の声を十分に政治に反映させることによって日本の、世界の平和を守るために、このことは日本人すべてにとって重大な問題なのです。

私たちは平和と民主主義のために労働者の具体的権利が保障されるよう政府に要求しています。国民の皆さんが一緒になって御支持下さるよう訴えます」

## 2　ＩＬＯ八七号条約批准にともなう改正国内法施行後のたたかい

### 公務員制度審議会答申と労働組合の状況

労働者側委員全員欠席という異常な状態のもとで強行された公務員制度審議会の答申をうけて、政府はＩＬＯ八七号条約批准に伴う関連国内法の施行延期部分のうち在籍専従に関する規定を除いて、一九六六年六月一四日から施行する旨の政令を制定した。公務員労働組合は、その施行にたいし、従来の慣行を守らせることを中心とした運動のすすめ方を方針として決定した。たとえば、日教組の方針は以下のごとくである。

(1)　国会を中心とする政令撤回のたたかいと関連させながら、当面条例制定を急がせない対策を基本として取り組む。

(2)　当局の条例案作製に対しては次の方針で臨むこと、

①　未施行部分の政令施行に伴い条例で定めると定められている事項の条例化に当っては従来の労働慣行をさらに改善する基本的方針で対処し、いやしくも労働者の権利侵害とならないよう措置させること。

②　地公法第五五条の二の六項にもとづく条例制定に当っては従来の労働慣行を守り、(イ)　組合諸会議への参加（大会、中央委員会、各種会議、専門会議および上部団体の会議参加）および各支部、分会の会議参加　(ロ)　措置要求集会、要求集会（貫徹）大会、集団交渉参加等、従来の動員参加(ハ)　非専従役員の調査活動（オルグ）　(ニ)　研修会参加　等を一切賃金カットの対象とさせないこと。

③　地公法第五三条にもとづく登録要件のうち条例で定める事項については法律以上に制限をつけさせないこと。

④　交渉制限については、(イ)　交渉時間、人員等を条例で定めさせないこととし、これらは十分協議してきめることとし、従来の慣行を守らせること、(ロ)　管理運営事項として交渉範囲を制限することを阻止し、いささかでも賃金、労働条件、厚生活動等、労働者の身分、権利に係るものは一切交渉対象とさせるよう確認させること。

⑤　管理職の範囲については人事院の決定をまって県人事委、公労委が定めることとなるが、事前より交渉を行って管理職の範囲の拡大を阻止すること。

このような方針にしたがって運動がすすめられたのであるが、部分的な成果は収めてきたものの、全体的には改正公務員法の意図が

貫かれ、公務員労働組合の運動にかなりな拘束をもたらした。すなわち、「部分的には管理職の範囲についても、組合活動の慣行についても、従前の既得権を維持した成果を上げているが、全体的にはかなり拘束された現状となっている」といわざるをえない状態をもたらしたのであり、さらに、「とくに重要視されなければならないことは、管理者の範囲や、組合活動の規制について従前の慣行を後退させないための対策に追われるあまり、敗北感や後退意識のみが全体を支配し、それに対する抵抗と反撃の闘いが不十分なことである」（自治労一九六七年度運動方針案）として、そのたたかいの欠陥を端的に指摘せざるをえなくさせたのである。

こうした結果をもたらした原因は、一言でいえばILO闘争が幹部請負的な闘争の弱点をもち、組合員のなかに、みずからの手でたたかいとるべき権利奪還のたたかいにたいする認識と自覚がいまだ確立されていないことに求められざるをえないのではなかろうか。それゆえにこそ、「労働基本権を奪還するたたかいはスト権の獲得のために法律改正だけに目をむけることなく、賃金闘争など全組合員を結集するたたかいで、実力行使を反復実施し、これをつみ上げていくなかでストライキに対する意識と運動を定着させ拡大させる方向でたたかう」ことこそ運動の基本的方向でなければならないことを、再度確認せざるをえないのである。

## 組合活動制限条例についての状況

組合活動制限条例の制定が、地方公務員労働組合の運動を大きく制約することはいうまでもない。したがって、その阻止闘争＝従来慣行を守らせ、尊重させるためのたたかいは、それぞれの労働組合において強力にたたかわれたが、結果においては、多くの都道府県において、自治省準則通りの条例が制定されているのが実情である。以下にその情況を示す（六七年二月末現在）。今後はこの条例運用のなかでのたたかいが重要になろう。

1. 条例制定の情況　条例制定阻止に成功しているのは都道府県条例では福岡、京都である。京都府議会は条例案を否決した。
2. 条例内容の特徴点　ほとんどの県が自治省準則とおりであるが、異なったいくつかの特徴は次のとおりである。

(1) 神奈川県では人事院規則方式でつぎのように条例を制定した。職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例、地方公務員法第五五条の二第六項の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行ない、又は活動することができる場合は法第三五条の規定により職務に専念する義務を免除された場合とする。

（注）三五条の職免条例で職務が免除された期間が有給であるか無給であるかは、別に給与条令では任命権者が承認した場合賃金差し引きを行なわないこととなっている。

この任命権者の承認については別に人事委員会規則、または訓令により通達されるか、または職務専念義務免除の条例により免除された期間をそのままみなすなど、いずれにしても賃金差し引きは組合活動といえども業務に支障ない限り、任命権者の承認があれば行なわないのが慣行である。

(2) 東京……適法な交渉及びその準備を行なう場合

(3) 適法な交渉等の等を挿入……新潟
「休息時間」挿入……山形・栃木
「代日休暇」挿入……山形
「年末年始の特別休暇」挿入……奈良

(4) 静岡は自治省準則どおりであるが、義務免条例を改正して「その他任命権者が特に必要があると認めた場合」を挿入した。

3. 条例運用に関する交渉結果

(1) 交渉を拒否されたり、あるいは交渉途中で条例を強行したりしたために、運用についての有利な条件を何らかちとることができなかった県

北海道、秋田、福島、栃木、埼玉、新潟、滋賀、和歌山、香川

(新潟は従来の労働慣行は尊重すると口頭確認しているが法に抵触しない限りといって逃げている)

(2) 県議会における答弁で「従来の労働慣行は尊重する」旨の言明を行なっている県

青森、茨城、石川、(従来のよき慣行) 熊本 (よき慣行は)

(3) 「従来の労働慣行を尊重する」旨の文書協定が成立した県

山形、神奈川、山梨、長野、大阪

(4) 「従来の労働慣行尊重」の口頭確認

富山、奈良、岡山、広島

(5) 組合活動を弾圧する意図のものでない旨の口頭確認

静岡 (教育長)

(6) 「従来のよい慣行は守る」旨のあいまいな口頭確認

兵庫

## 在籍専従規制

一九六六年一二月在籍専従規制に関する条項が施行されることとなり、その結果、在籍専従は一九六六年一二月一四日から二カ年間は経過措置として従来通り休暇制度として認められるが、一九六八年一二月一四日以降は通算三年間しか在籍専従が認められないこととなる。この結果、もっとも強い組織的な影響をうけることが予想されるのは、地方公務員の労働組合である。そのため、自治労は、すでに一九六六年大会に附議された「第三次組織強化長期計画案」によると、「役員の在籍離脱を中心として、自治労組織のあり方に根本的な変革をはか」る方針を打ち出し、その後も、それを中心とした討議が進められ、具体的な方策を打ちだした。

ことに、自治労としては、在籍専従規制による在籍離脱は従来の組合組織のあり方に根本的な変革をもたらすものであるとする認識にたって、この問題にたいし、組織をあげて取り組む姿勢を示している。すなわち「役員の在職離脱を契機とする職業幹部制の採用はその位置づけ任務、処遇などをめぐって戦後二〇年間の運動のなかで定着してきた企業別労働組織形態に根本的に関係する問題である。その意味で、これを中心的な内容とする第三次長期計画は、自治労が、長期計画において指向してきた産業別労働組合への質的変化の第一歩をしるそうとするものである。それだけに組織的な影響もきわめて重大であり、そのとりあつかい如何によっては、組合員の根強い企業意識による反発や分裂策動に乗じられる危険性もあり、その目的とする企業別労働組合の脱皮、産業別労働組合の確立を遂行し得るかどうかの岐路をなすものである。したがって、真に徹底的な大衆討議と大胆なとりくみは、この第三次長期計画においてこそ、もっとも重要である。」とする。

具体的な対策を、在籍専従規制による制約をカバーするために書記局制度の導入を加味して、以下のごとく示している。

【自治労の在籍専従対策】 1 役員制度、書記局制度の方向

イ 既に強行された法律を再改正することができない場合は、一九六八年

一二月（昭和四三年）より専従者は休職専従制度に入り、更に引きつづき専従するものは一九七一年一二月（昭和四六年）には止むを得ず離籍することとなる。

これに対するわれわれの原則は次の通りである。

① 処分弾圧等による場合は別とし、離籍は、休職専従三年を経た後にはじめて離籍するものとする。役員の任期は、離籍者三年を在籍者一年とする。

② 専従役員の給料は一般組合員の給料と概ね同様な水準に、役員の特殊な条件を加味した制度とし、休職又は離籍の場合は、処分免職の救援規程を参照しながら最終的には、損失分を実質的に補償することとする。

③ 組合活動については、一般職場委員等活動家と専従役員の活動自由を確保し、これと専従役員の活動との総和により保障すべきであり、非在籍役員の数は極力増大を防止し、在籍専従者もいたずらに増加することを指向すべきでない。

④ 役員は、その役員の在任する機関の範囲内の組合員が、組合員の中から民主的に、自由に選出することが原則であるが、一方部外者から有能な専門家を招き体制を強化することも今後は考慮されなくてはならない。

このようなことから書記局制度を導入すべき時期も遠くないけれども、従来からの日本の労働運動はこの制度に慣熟していないので、漸進的に検討を重ね逐次段階的に採用する。当面は、現行書記制度の中において解決する方向で準備し、離籍時点を前にして、最終的に結論をだすこととする。

ロ　役員制度と産業別集中との問題は、必然的に集中が進めば、人件費プールなしに活動、機能の集中が考えられない限界に到達するし、また一方休職専従、離籍という事態を迎えたことも、その補償と、役員に有能な人材を確保するために人件費プールをする必要がおこっているのである。

人件費プールを行なう場合はまた当然に、プールの範囲内での一定の配置基準を必要とする。このような場合、まず本計画の中で、専従役員配置基準を確立する。

配置基準は、本部役員と、若干の全国オルグ及び特に配置すべき調整定数を含み、各県本部（単組を含む）については人員比で決定するが、討議の中で全体が承認する範囲で、地域的特別事情を織りこむことも考慮されるべきである。

ハ　配置基準数の中における離籍者数は必ずしも確定することはできず、組織的期待を示すに止まり、はじめは少数であっても逐次増加の傾向を示すものと考えられる。

2　プール制度と補償制度の方向

イ　専従役員人件費は、県本部プールを原則とし、中央本部、全国オルグ、調整定数を定めて、若干部分を組合費収入により部分全国プールを行なう。書記については、本部、県本部別プールを原則とする。

ロ　補償制度については次の通りとする。

① 休職補償制度は、一年につき定額補償制とし、休職終了時支給する。

② 休職制度から引き続き離籍する役員は休職補償費および退職手当（国公基準分）を本部基金に拠出し、退職時、別に計算された退職手当を支給する。

退職手当額は、国家公務員（長期勤続）の一・五倍プラスアルファ（定額制）を支給する。

別途厚生年金制度を適用する。

③ これ等の資金プールについては、一部を組合費で財源補償し、残余を県本部の一人当り掛金制度（最初三年までは定額、四年後は定率）とする。

ハ　書記については当面国家公務員の例を基準に役員の例を参照しながら基準制度を設け、各機関毎に実施し、将来、統一した計画にのせる素地をつくるものとする。

また、全農林労働組合も、一九六七年度の全国大会運動方針（案）において、非在籍専従役員問題について次のごとき方針を打ちだした。

【全農林の非在籍専従問題の方針】　(1)休職制度の活用は、昇給、昇格、退

職手当の損失分補償など、財政負担を倍増させ、しかも期間は三年間に限定されて組合運営上、支障が増大するだけである。したがつて、休職制度は切り替え時に当つて最初の三年間のみの活用にとどめる。

(2)非在籍専従役員の切り替え日は、昭和四六年一二月一四日とする。昭和四三年一二月一四日以降、三年間の各級機関の専従者は休職専従とするが、この場合にあつても、自ら非在籍専従役員となることを決意する者を前提として選出を行なう。その場合、専従者定数は別記、非在籍専従者の配置基準を準用する。

(3)役員となりうる者の資格は、当分の間全農林規約にもとづく組合員に限定する。また、役員専従者は、各級議会議員を兼職しないものとする。

(4)本人の意思に反し、組織の決定によって非在籍専従役員が解職された場合は、原則として(懲罰的意味を持たない場合など)一定期間、組織で雇用する。

(5)非在籍専従役員の処遇については、労使対等の立場から、それに適合した社会的地位を確立するとともに、非在籍役員という不安定性に対し、将来にわたって生活を保障することを基本とするが、具体的には、組合員感情を尊重し、かつ、財政負担の事情を考慮しつつ次の内容を骨子として決定する。①基本給は、独自賃金体系とし、年齢を基準に全国一本の体系とする。②諸手当は現行制度を準用する。③役員手当は、職務の責任、複雑性、所掌範囲を考慮し、額と配分を検討する。④非在籍専従役員は、国公法の改悪により、その意に反して農林省を離籍しなければならない事情を勘案し、退職手当その他の補償を、犠牲者救済規則の解雇者に準じて取り扱うよう検討する。

(6)専従役員の農林省離籍にともない、その処遇を保障するため、財政負担は、大幅に増大する。このような事情に対処するため、専従役員の定数を次のとおり定める(組合員数は、昭和四三年一月一日現在とする)。

①県本部　組合員数　一、五〇〇名まで一名、一、五〇一名以上二名、東京都本部五名、北海道本部七名、ただし、一、〇〇一名以上、一、五〇〇名未満の県本部のうち、一部県本部については、組合員数、職域数、地域性などを勘案して、二名とすることとし、具体的には組織財政委員会で検討する。②ブロック各一名。③中央本部、執行部定数は、一四名とする(総評派遣一、および、全農林共済担当一を含む)。青年部長、婦人部長の専従は廃止し、中央本部に青年対策、婦人対策の担当者を設置する。④県評に派遣する専従役員は、県本部専従役員定数の別枠とするが、決定に際しては中央本部の承認を必要とする。

## 3　国労の職場交渉権確立のたたかい

### 職場交渉権確立闘争の方針

従来、国労と当局側で締結された団体交渉に関する協約では、「団体交渉は中央、地域、地方及び地区で行なう」とし、職場交渉は否定されてきた。しかし、情勢はいよいよきびしくなり、ことに三月三一日に国鉄当局は五万人の合理化計画を発表した。こうした事情のもとで、合理化をはねかえし、組合員の利益と権利をまもるためには「職場に労働運動を」定着させることこそ必要であると考えられた。すなわち、「職場におけるすべての要求にこそ団結の基礎があるし、この力こそ合理化を粉砕する保障である」。そして、その「職場に労働運動を」定着させるためには、職場団交権をたたかいとることこそ緊急必須の条件であるとして、一九六六年全国大会(片山津大会)で「職場団交権確立のたたかい」を推進することを決定した。

もちろん、職場団交権の確立にあたって組合本部と本社間におけ

る交渉を通して、協約改訂という形でその解決をはかる道も考えられる。

しかし、国労はあえてその道を選ばず、職場のたたかいを基礎にして職場団交権の確立をたたかいとる方針を決定した。その理由として示すところは、「労働運動は大衆運動であり、組合員の一人ひとりと分会の権利への自覚のたかまりに対応して職場団交権が確立されるのでないと、職場団交権が確立しても実際にその実効が少ないことと、今はすべての職場にくわえられている『合理化』攻撃をはねかえし、生活と労働条件・権利をまもるためには、職場が基礎であり、職場において労使が対等の立場で団交する制度を確立しないかぎり、労働組合がその任務を達成できないことを実践的に客観的に証明するためのものである」（第七八回中央委員会、「当面の闘争計画別冊」）。

いうまでもなく、職場団交権確立のたたかいは形式的に職場交渉を協約上確認させることに目的があるのではなく、職場の組合員大衆による職場要求をたたかいとりながら実質的に労働基本権を確立してゆくたたかいであり、そのたたかいが同時に「国鉄労働組合の組織を職場から強化拡大する」こととなり、「職場に労働運動を」定着させることとなる。それは、まさに真の権利闘争の実践をたたかいとるたたかいであるといってよいであろう。こうした意味で国労の方針は高く評価されてよいであろう。ところで、そのような職場団交権確立のたたかいについての方針は以下のごとくである。

一、職場団交権確立の闘争は、全地方本部でとりくむが、全国的にモデル職場を指定する。この場合、たたかいの力を全面的に発揚させるためと、調停委員会での争いを考慮し、モデル職場の指定を全支部におこない、全職能の職場が包含されるようにする。

二、各地方本部は、全職場でとりくむが、指導をより的確にするため、モデル職場を指定する。この場合、たたかいの力を全面的に発揚させるためと、調停委員会での争いを考慮し、モデル職場の指定を全支部におこない、全職能の職場が包含されるようにする。

三、職場団交における権限は、本来オールマイテイなものであるが、考えられる。

上、現場長権限のもの、または現場長でなければ解決できないものとする

要求内容は、職場において討議し決定されるものであるが、考えられる事項をあげれば次のとおりである。

として、勤務の規制、休暇その他、要員、職場環境等に関する事項を二二項目にわたってかかげている。

四、要求は書面にまとめて、団交の要求事項として現場長に提出する。

この場合、現場長は本社の指示にもとずき、団交の権限がないとして拒否するであろう。そこで、次の二つの方法をとる。Aあくまで団交の要求をくづさず、団交権が本来職場にあることについて主張し、門口論争を中心とする。B一応、団交権について主張するが、あくまで固執せず、要求の内容について交渉し、妥結事項を協定にし、分会長と現場長との間で署名捺印することを主張する。したがって、各地方本部は、モデルの分会にたいし、この区分を明確にし、各分会の任務を明らかにする。

五、各分会の現場長交渉は、十回以上おこなうことを原則とし、地方本部は時期をみて現場交渉を集約し、局（支社）交渉にうつし、団交の決裂を確認して調停申請とする。

六、調停申請の時期は、すでに地方によってアンバランスが出ている。広島地方は五月一〇日頃調停申請を予定しているのにたいし、他の地方はそれほど準備が進んでいない。しかし、指定された地方、五月末日までに調停申請できるようとりくみをはやめる。

七、各地方本部は、関係分会長会議等をひらき、団交権を要求するたたかいの根拠やり方などについて十分な打ち合せをする。本部はモデル地方本部を原則にする。

のとりくみについて援助する。

八、全国大会で調停案をださせ、これが取扱いについて全国大会で十分論議ができるようにする。その論議のなかから、その後のたたかいと取扱いについて決定するが仲裁移行を含めて九月～十月頃には、最終的に解決することをめざす。

調停案がいちじるしく悪いものが予想されるときは、調停をひきのばし、場合によっては調停案を出させない方途を講ずる。

九、このため、指定された地方は公益委員労働者側委員と打ち合せを密にする。とくに労働者側委員に国鉄労組の要求の内容とその根拠について十分理解してもらうよう話し合いを深める。必要により本部も協力する。

## 闘争の現状

国労は右方針にしたがって「モデル地本」を全国の地方調停委員会所在地の地方本部として決定した。

このようなモデル地本の決定は、当局側のきわめて強固な反対が予測しうるところから、第三者の判断（調停）をもとめざるをえないことを予想しておこなわれたものである。そして、右モデル地本のうち、門司、広島、仙台の三地本のたたかいを早急にすすめることを本部は要請した。右三モデル地本においては、団交の形式を(1)要求の内容が前進しなくてもあくまで団交を認めさせる交渉をおこない、(2)団交の要求はするが、あくまでもそのことに固執せず、要求の内容の交渉に入り、交渉をまとめ、まとまったものを協定し、分会長と現場長が署名、押印することを要求するという二つにわけた。そして、それぞれモデル職場をえらび、右二つの方法のいずれかを選び、それぞれ五ないし一〇回にわたる交渉をおこなったが、すべての職場で当局はいずれの方法をも拒否した。

そこで、門司、広島、仙台の三地本では、対応する支社、局との間で、分会が要求している「団交に応ぜよ、協定を結べ」の交渉に

## 4　日教組の宿日直廃止・警備員設置のたたかい

日教組はすでに数年前から宿日直廃止、警備員設置の闘争を展開してきた。ことにこのたたかいは、宿日直拒否の実力行使という形で、強力にしかもしつようにたたかわれてきた。近畿ブロックでは昨年末から新年にかけて二波におよぶ拒否闘争（一二月一〇、一一日の土、日曜日の宿日直計四直拒否と年末、年始の宿日直拒否）を強力にたた

かい多くの成果をおさめた。さらに、六七度定期大会（五月一五日）において六月を「宿日直廃止闘争月間」に設定し、全国統一行動を実施することが決定され、その決定にしたがって全国的に宿日直拒否の実力行使が展開された。その結果、多くの都道府県で宿日直の全廃について検討を確約させたり、年末、年始の宿日直の全廃をたたかいとったり、土、日の宿日直の廃止の検討を確約させるなど多くの成果をおさめた。

こうしたたたかいが進むなかで、すでに六五年一〇・二二闘争のなかで、当時の中村文部大臣に、超過勤務手当の支払問題とあわせて、「文部省として誠意をもってとりくむ。そのため昭和四十一年度は全国実態調査を実施し、その結果を得てさらに日教組と話し合い、解決のための結論をだす」旨を確約させた。さらに、六七年五月一六日には参議院文教委員会において剣木文部大臣は「宿日直は、終戦以前に各学校で御真影を守るという意味からおかれたのが伝統的に今日まで残っている。火災や盗難の防備が教員の宿日直でできるかどうかは再検討しなければならないときがきている。私はぜひこの問題を解決したいと考えている」旨を言明させた。

六月を中心とした宿日直廃止、警備員設置闘争の中間集約

| | 大規模校（7人以上） | 小規模校（6人下以） | 教員と警備員 | 警員備 | 無　人 |
|---|---|---|---|---|---|
| 現行 | 12,700 | 18,000 | 2,700 | 1,500 | 1,300 |
| | 30,700 | | | | |

| | 大規模校 | 小規模校 | 警備員 | 無　人（大規模校） | 無　人（小規模校） | 無　人 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 改訂案 | 10,900 | 10,800 | 4,200 | 1,800 | 7,200 | |
| | 21,700 | | | 9,000 | | |
| | 宿日直手当 | | 市町村負担 | 物的措置 | | |

つづいて、六月三日文部省事務当局は日教組代表にたいし、以下のことを明かにした。

(1)　教員の宿日直は来年度から廃止することを目途に現在省内の意見をとりまとめている。(2)　来年度から一挙に全廃するか段階的に廃止するかは宿日直廃止後の措置とも関連して目下検討中である。(3)　警備員の設置は、鉄筋と木造校舎、小規模と大規模学校によって条件が異なるし、その財源措置もいろいろな方法があるので慎重に検討し、遅くとも八月には最終決定する。

その結果提示された文部省案を示すと上表のごとくである。

四二・七・六現在

| 県 | 闘争の実施状況 |
|---|---|
| 北海道 | 日教組特別指令　全道6・19～25　三町7・2まで継続 |
| 青森 | 7　突入は未解決の三五町、他は妥結、三町継続二九日妥結 |
| | 6・24～25予定していたが二二日の回答で一応解除 |
| | 週一、月一、土日祝、年末年始、年度内実施を幌延町以外全道で文書協定、全廃は釧路（六月一日）、室蘭（九月一日） |
| | 県回答、九月議会を目途に対市町村折衝をつづけ具体的作業をすすめる |
| | 七月六日以降の闘争予定 |

| 神奈川 | 東京 | 千葉 | 埼玉 | 群馬 | 茨城 | 栃木 | 福島 | 宮城 | 山形 | 岩手 | 秋田 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 高6・6・20・20・21・21・24・24・25・25 | 高校5・22～6・30 | 6・15、22 | | | | | | | |
| | | | | | | | 拒否体制を強化している | 五―六月に一八回に及ぶ集団交渉を重ねてきた。 | 宿日直廃止検討委員会（県地教委、校長会、両教組）を設置させ、拒否闘争をつづけている。 | 予定するも内部体制、地教委交渉の成果を検討し突入を中止 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | 座り込みを含む集団交渉 | | | | | | 宿直代行員（週一、月一）補助金要綱を出させ代行員設置前進、日直代行補助金要綱確約とる | 週一以上の宿直、月一以上の日直を廃止する、六月県会に宿直代行員補助費三〇〇万円計上、通過の見込 | 県、地教委交渉で警備員を設置する場合県費で四二〇円限度の½補助することとし九月以降の県会で計上するなど有利に展開している。 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | 突入前妥結 | 高校指令通り突入七七・三% | | | | | | | 週一以上の宿直、月一以上の日直並びに年末年始の宿日直を10・1から廃止する | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 義務制では年末年始、祝祭日の宿日直全廃を確約させた町村がいくつかあり高校では11月～3月まで警備員配置 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | 高校一一月目途に宿直全廃、日直今後検討 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | |

| 山梨 | 長野 | 静岡 | 新潟 | 富山 | 石川 | 福井 | 愛知 | 岐阜 | 三重 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 6・26以降、週一、月一の宿日直 | | 全県6・17、18 | | 7・1～2 | 高校6・30 | 高6・10～25土日のみ | | |
| | 該当校宿直三一五校、日直一七八校があり、実施状況点検中 | | 指令通り突入、6・17、18突入率八七%（完全拒否六三%） | | 七月一日～七日まで拒否体制を確立し、7・8に回答中心に今後の闘争をすすめる方法を討議する。 | | 全員の署名活動による要求活動を中心に県、自治体闘争強化 | 実力による拒否闘争はとらず、県教委等に対する集団交渉を実施 | |
| 宿日直は四三年度より全廃を確認、週一月一以上の宿日直廃止の見通しを得た、土日祝祭日、年末年始については市町村交渉の中で具体化の方向がみられた | 週一、月一を上回る小規模校は保安上の問題が少ない場合は廃止、又は宿日直代行員を雇用して良い、大規模校は近く結論を出す | 大井川町長言明九月から全廃、一市四町週一月一、七月から | 週一、月一、補助金二一〇円、（本年四月より実施中）の申請市町村を伸ばさせた。該当校の六〇%にまで前進 | 土、日の宿直、年末年始の宿日直は教職員以外の者で行い女子の日直が月一回以下になるよう代行員をおく。 | 盲、ろう、養の三校は7・1警備員配置、小規模学校（女子職員三名以下）9・1から日直代行員配置、輪島、鳳至、穴水10・1宿日直代行員配置 | 全廃の具体的方策検討を教委、校長会、教組の三者で構成、高校は9月を目途に | 10月より週一、月一の宿日直と年末年始の宿日直廃止、祝祭日の宿日直廃止、名古屋市は9・1より日祝祭日の宿直廃止 | 週一、月一以上の宿日直廃止の指示をかちとり岐阜市の小規模校七校は九月より宿日直全廃を確約、高校では文部省の方針に従うとの回答あり | 県教委宿日直廃止検討委設置約束、9月1日を目途に全廃の方向確約、県下多くの市町村で週一、月一廃止とる、やむを得ず町村長会通達週一、月一廃止通達無人化、 |
| | 名古屋高校教組は回答を実施しない場合9・1以降の宿日直拒否闘争を予定 | | | | | | | | |

| 滋賀 | 京都 | 奈良 | 和歌山 | 大阪 | 兵庫 | 鳥取 | 岡山 | 島根 | 広島 | 山口 | 香川 | 徳島 | 愛媛 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全県6・24、25 | 6・30～7・2 | 全県7・1～2 | 全県6・24～25 | 八尾6・10、11、松原6・17～24突入、八尾、松原突入直前妥結、高校6・30～7・2、高校6・全県八五%突入 | 全県6・3、4、10、11神戸六月中の土日 | 高校7・1～31 | 全県6・1～7・1 | | 深安7・土、日三原7・5～11・9支部、7・8～土日 | 山口、宇部、小野田7・1～2 | | | |
| 6・20県教委文書回答あり突入延期 | 未解決五支部で突入、八支部は直前妥結 | 6・30深夜妥結、高校も突入前妥結 | 全県八五%突入 | 八尾、松原突入直前妥結、高校6・17～24突入 | 三日一時突入、一四支部四一二分会、二時妥結解除、神戸6・3、4・10突入、一〇日妥結 | 6・30文書回答、突入延期中 | 週一月一未解決市町村突入、突入前妥結あり | | 深安7・1突入、三原7・5～突入中高校交渉妥結 | 突入山口市支部、回答あり、延期宇部小野田 | | | |
| 週一、月一、九月より実施、土日休年内解決努力 | 府回答(1)市町村の判断で全廃してよい、週一月一(2)土日休代行員二一〇円補助 | 土、日休年末年始廃止（九月一日おそくとも九月末までに措置）高校土日休廃止九月より | 週一月一、八月一日より六月県会二一〇円計上土日休九月メド検討、中辺路町教委は全廃を決議 | 八尾、土、日、休廃止（六月一〇日より）、松原土日休年末年始廃止（一〇月一日） | 土日休代行で差支えない二一〇円保障……県回答高校……土日休代行員 | 高校土日休廃止九月県会目途に努力 | 週一月一以上の宿日直には警備員か代行員又は空白となり七市60町村が九月以前実施を条件に解決し未解決は宿直一一〇校、日直48校となった | | 県…土日休の代行員設置市町村に二一〇円補助（九月以降）広島市宿直全廃（九月より）高校土日休の宿のみ廃止9月実施 | 小野田、宇部週一月一、年末年始の宿日直廃止警設 | | | |
| | | | | | 週一月一の未解決と土日祝年末年始を目標に第二次拒否闘争予定（期日未定） | | | | 一〇支部土、日毎に突入の見込、三原突入中十一日迄 | 大津、萩、山口、宇部、小野田、下関、岩国の七支部7・15～16 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高知 | 全県7・1～9、高校6・19～30 | 高校全分会突入、義務制未解決支部で突入 | | | | | |
| 福岡 | 高6・1～30の日直のみ | 土日の拒否闘争は九月以降に持越し高校は事務職員、現業員との差別撤廃の闘争を継続する | | | | | |
| 佐賀 | | 実力行使せず対県、地教委校長交渉を強化し廃止の条件をかちとる | | | | | |
| 長崎 | | | | | | | |
| 大分 | | 週一月一を上回る分を拒否空白校かなり出ている | | | | | |
| 熊本 | 高校捺印拒否闘争 | 拒否闘争の実施を背景に県地教委、校長交渉を強化 | | | | | |
| 宮崎 | | | | | | | |
| 鹿児島 | | | | | | | |
| 高知 | 小規模校全廃、土日休廃止、7・25迄に実施、四市一町、10・1実施……実施一町 | 県教委通達を再度出させた。高校では教員についてのみ日直廃止を確約 | 小規模校週一月一を超える分について全廃を指導し8・1を目途とする、祝祭日、年末年始並びに土日の宿直日直の廃止に努力する | 竹田市、大分郡（五ケ町）小規模代行員予算措置、竹田市は六月議会で一八万円とれた。大分郡は九月議会 | 6・12の交渉で六名以下の男子職員の学校は宿日直廃止、祝日年末年始の宿日直廃止に努力し土、日の宿日直は廃止の方向で検討する。 | 小規模代行員県補助金二一〇円八月目途実施努力 | 7・8、9をめどに準備中 | |
| 福岡 | 大方町無期限返上に入る見込み | 土日曜の拒否闘争を九月に予定 | | | | | | |

## 5　総評協約闘争指針

### —協約対策委員会の報告—

ここ数年来、とくに強力に押しすすめられてきた合理化攻撃の強化にともなって、いわゆるアメリカ型労働協約の定型化としての「日経連労働協約基準案の拡大再生産的な協約改悪の試みが、総資本的運動として大がかりにおしすすめられるにいたっているし、他方労働強化、組織攻撃を軸とした〝合理化〟攻撃のなかで、従来の協約では労働者の生活と権利を守れない事態が現実化してきている。そのなかからややもすれば〝経営権尊重〟〝経営責任〟〝経営者の立場〟〝経営者の苦しさ〟〝経営者の苦しさ〟〝経営者の苦しさ

こうした事情のもとで、現行協約の調査、分析をおこない、その欠陥を明確にし、「協約闘争の弱点を明かにし、総評としての協約闘争指針」を確立し、労働基本権奪還をたたかいとるために、昭和四一年九月二四日、協約対策委員会を創設し、第一回会合がもたれた。その構成は、鉄鋼、私鉄、合化、全鉱、紙パ、全金、全自交、全電通、全専売、全林野、自治労、及び学識経験者四名からなり、公労協、地公労、民間の部会にわかれて作業がすすめられた。そして、すでに第三三回総評臨時大会には中間報告がおこなわれ、その後中間報告にたいする補強、充実が図られ第三四回総評大会で「協約闘争の具体的指針」（協約対策委員会）の報告書が呈示された。そのなかで、まず、労働協約の基本的なあり方を示しながら、協約闘争のあるべき姿を次のように示している。

真の協約闘争は、組合員の素朴な要求を集約して日常的なたたかいによって労働者が人間らしく生活するために必要な諸条件、労働組合の行動の自由といった労働者及び労働組合に関する諸権利を闘いとってゆくという闘いの積重ねであり、一冊の協約書を作りあげればこと足りるというものではない。すなわち、組合における権利闘争（勿論人間らしく生きる権利を確立する労働条件確立の闘いも含めて）の成果が労働協約であり、協約闘争こそが権利闘争の集約的課題であるといってよいであろう。

以上のように、そこではいわゆるアメリカ型労働協約を排除し、労働協約の本来のあり方を真正面から承認し、従来の幹部請負的協約闘争のあり方を否定し、協約闘争が権利闘争の根幹である点の強調がおこなわれている。そして、当面の闘争目標を次の点におき、現行協約、諸協定の点検と改廃、締結運動を直ちにおこすことを指導している。

(1) 組合自治の確立のための諸条項の撤廃
(2) 組合活動の自由を確立
(3) 団交権の確立 (イ) 職場交渉権の確立 (ロ) 委任禁止条項の排除 (ハ) 労働条件に関係あるものは全て交渉事項とする
(4) 争議権の確立、平和条項、平和義務条項導入に反対し、現在もっている条項縮小、撤廃を要求する。
(5) 事前協議制の確立

そして、さらに「闘いのかまえ」を以下のように指摘する。

(1) たたかいの結果であるべき協約を再確認し、その重要性を認識すること、そして要求は、大胆に組織し、闘争力をバックにして使用者につきつけていかなければならない
(2) その場合、組合員大衆の要求に支えられていなければならない。組合案をつくるときは、組合員の一人一人の要求を吸いあげ、それをまとめてはじめて協約闘争が組織できるのである。
(3) 従って、幹部が模範的な協約のひきうけをやって交渉するという幹部請負闘争は絶対克服しなければならない。交渉の過程の問題点も組合員要求をすいあげ職場闘争によってとったもののつみあげが、協定化されることがのぞましい。もちろん、闘争でかちとった総合的作成ものぞましいが、個別協定のつみあげが重要であるといってよいであろう。
(4) また、すべての闘いが職場闘争であるように、協約闘争も組合員の要求をすいあげ、協約化されないかぎりという言葉は、安易に協約さえ結べばよいということではない。組合員の要求をすいあげ、協約化されないかぎり、協約は資本の労務管理のテコにつかわれる可能性が大きい。たとえば労働組合として譲歩できない部分まで結ぶよりは、無協約の方がたたかえることを認識すべきである。無協約のなかから個別に闘いの成果を協定化していく方式をとって成功している組合もある。
(5) 「協約なくして労働なし」という言葉は、安易に協約さえ結べばよいということではない。組合員の要求をすいあげ、協約化されないかぎり、協約は資本の労務管理のテコにつかわれる可能性が大きい。たとえば労働組合として譲歩できない部分まで結ぶよりは、無協約の方がたたかえることを認識すべきである。無協約のなかから個別に闘いの成果を協定化していく方式をとって成功している組合もある。
(6) 協約闘争は職場闘争の強化の中にあってはじめて有利にすすめられるものであるが、それとともに、ストライキを背景にした交渉力がたたかいのきめ手である。

つぎに「闘いのすすめ方」として、当面の運動の方向を次のように指摘する。

(1)　経営は一貫した労務政策をもってのぞんでいる今日、有効な協約闘争は産業別に統一してたたかわなければならない。そのため現在のバラバラな締結時期をそろえて統一闘争の条件をつくる努力を行う。

(2)　当面は、各単産、単組の緊密な連携強化をはかりながら、当面次のことを行う、(a)　方針の徹底と協約闘争啓蒙のため中央において協約闘争研究集会をもち、また県評毎に研究討論集会を開催し、協約闘争及び権利闘争の意識を高めていく。この場合、総評は講師団を派遣する。(b)　総評は九月を権利闘争月間とするが、各単産、単組は協約点検闘争を組織する。その場合、闘争方針徹底のための集会など教宣活動を重視する。(c)　点検闘争において各単産、単組の独自要求とあわせ結合しながらたたかいを組織する。(d)　各単産は本方針の目標を目指すことを原則とし組織の事情により出来る項目からとりくむ。(e)　各単産は労働組合対策としての労務管理の動向に敏速に対応し、これへの対策として協約闘争を組織する。

いくつかの組合で権利討論集会が開催された。主な集会の日時と討論テーマを以下に示して置こう。

(1)総評、権利確立討論集会、期日　三月八日―三月一〇日、分科会、テーマ、第一分科会　刑事・行政弾圧の背景と法廷闘争、第二分科会　反動労働行政と不当労働行為、第三分科会　権利闘争の問題点と今後の展望、第四分科会　職場点検闘争と組織強化、第五分科会　協約闘争と克服すべき諸点

(2)公務員労働組合共闘会議、中央権利討論集会、期日　七月八日―七月一〇日、第一分科会　労働条件、第二分科会　組合活動、第三分科会　組織問題、第四分科会　労働条件、第五分科会　ストライキ

(3)日教組、権利確立中央討論集会、期日一一月二四日―一一月二六日、第一分科会　労働条件、第二分科会　交渉権の確立・組合活動自由確保のたたかい、第三分科会　人事闘争、第四分科会　反弾圧闘争

# VIII 社会保障闘争

概要□健保共済改悪反対の闘争――闘争の経過／総評の産業別健保構想／政府改正案登場／各府県共闘の闘いへ／医師会の動き／反対闘争の教訓／**朝日訴訟闘争の推移と成果**――経過／最高裁判決／成果／**CO中毒特別立法化の闘争**――特別立法化の背景／労災打切り通告／打切りに対する闘い／法案提出と成立／**老齢保障と調整年金にたいする闘争**――調整年金成立の背景／調整年金への抵抗／内容審議の闘い／**その他主なる社会保障闘争**――失保改悪反対闘争／新潟水俣病／第一〇回社保協総会／健保組合活動者会議／第五回社会保障討論集会／生命と健康を守る闘い／白ろう病――全林野／新聞労働者の闘い／けんしょう炎・腰痛症の労災認定闘争／炭鉱特別年金創設

## 概要

一、健保・共済改悪反対のたたかいは、一九六四年末より六七年前半と四年にわたってつづけられ、という異常な紛争をもたらした。医療保険の抜本的改革必至といわれる現在、これを焦点とする生命と健康を守り医療保険後退に抵抗するたたかいは、こんごも高まっていくであろう。

一、六六年六月より六七年七月にいたる社会保障闘争のうち、歴史にのこる偉大なたたかいとして、一〇年間の長きにわたって、幅のひろい統一闘争でとりくまれ、生存権のたたかい、憲法を守るたたかいともいわれた「人間裁判」朝日訴訟闘争が六六年七月最高裁で異例の口頭弁論をかちとりながら、六七年五月、上告人朝日茂氏の死亡によって終了したとする不当な判決で、いちおう幕を閉じた。

一、さらに、炭労・三池労組を中心とするCO中毒特別立法化に成功したたたかい、老齢保障と調整年金（六六年一〇月発足）のたたかい、失業保険改悪反対闘争がはげしくたたかわれた。また、合理化による労働強度の増大と新たな産業技術の採用によって、従来発生しなかった労働災害、職業病が深刻な問題となった。それに対応して、けんしょう炎、白ろう病、腰痛症、一酸化炭素中毒、ムチウ

チ症、その他に対するたたかいがとりくまれ一定の前進をかちとった。中央社保協総会や、第五回社会保障討論集会でも前述した主要な闘争とともに、「生命と健康と権利を守るたたかい」の重要性がとくに強調された

一、社会保障闘争は、労働者階級のもろもろのたたかいからみると、いまだ主要な座をしめるにいたっていない。社会保障闘争の重要性が痛感されているにもかかわらず、本格的なとりくみや具体的な行動やたたかいたは、まだまだ高低があり、一般にいわれるようにここ数年来ようやく軌道にのろうとしているといってもよい。

## 1　健保・共済改悪反対の闘争

### 健保・共済改悪反対闘争の経過

健保・共済改悪反対の闘争は、一九六七年五月、六月とさらに一段と高揚した。この闘争は四年ごしつづけられ、わが国の社会保障闘争の中心的なたたかいの様相を呈してきたといってもよい。これをその発端にさかのぼって略述してみよう。

一九六四年一一月二〇日、厚生省は政府管掌健康保険（以下政府健保と略称する）を中心とするすべての医療保険制度の財政危機を理由として健康保険、共済組合（短期部分が健康保険である）にたいして、かつてない赤字対策案を公表した。いわく、保険料率の大幅引上げ、標準報酬の最高限の引上げ、入院外来とも被保険者本人一割負担、薬代の半額本人負担、ボーナス分などをも保険料徴収の対象にする総報酬制の採用などを含む改悪案であった。これをうけて六四年一二月一五日「健保・共済改悪反対中央連絡会議」が総評、中立系の労働組合を中心に、全国民主的医療機関連合会（以下全国民医連と略称す）、新日本医師協会（以下新医協と略称す）、日本患者同盟（以下日患同盟と略称す）、母親連絡会、全国生活と健康を守る会連絡会（以下全生連と略称す）、中央保険医療研究会（全国の保険医の組織）などの民主団体、さらに社会、共産、民社党の革新政党の協力により、約一〇〇団体参加によって結成された。そして六五年春までに、全国四二都道府県に同様の健保・共済改悪反対連絡会議が、地方労組評議会ないし協議会中心に生まれた。

この共闘組織は、結成集会で五つの要求を決めた。(1)被保険者の保険料引上げ、薬代の半額負担反対、(2)大衆負担による医療費引上げ反対、(3)健保・船保・国保・日雇健保の本人・家族一〇割給付、(4)まともな医療のおこなえる診療報酬の保障、(5)全額国と資本家負担による医療保障の確立である。この五大要求は、地方組織、単産分会まで浸透したことはいうまでもない。この共闘組織こそ、六四年、六五年、六六年、六七年と四年ごしの健保・共済改悪反対運動の推進母体となった。それに即応して、労働組合、民主団体、進歩的保険医団体が、独自の要求をかかげてたたかってきた。

六五年春闘では、健保の保険料率の引上げ、総報酬制の採用、薬代の本人半額負担などの新たな政府案が、いかに春闘・賃上げ闘争を阻害し、労働者の生活を圧迫するかが、広く深く理解され、五〇〇万余の反対署名運動を推進し、四〇余の地方自治体に反対決議をさせ、スト権を確立した主要民間労組のたたかいに発展した。ついに五月一一日、佐藤首相は、国会上程をあきらめた。六六年に入り政

府は、当面の健保の赤字対策として、保険料率を当時一〇〇〇分の六三を七〇に、最高標準報酬を二倍の一〇万四〇〇〇円にする改正案にしぼり、医療保険の抜本的改革を、学識経験者一二人をもって構成する臨時医療保険審議会を設置し、六七年三月末までに答申をださせ、それを足がかりにして強行しようとした。法改正案は、総評・社会党の抵抗によって、保険料率を当初案よりも低め、一〇〇〇分の六五にし、六六年四月より実施することになったが、後者の臨時医療保険審議会設置法案は、健保・共済改悪反対中央連絡会議、総評、社会党などの反対により、国会でまともな審議のないまま流産してしまった。六六年六月である。

さて、医療保険の抜本的改革のための法的な足がかりとしての臨時医療保険審議会の設置を否決された厚生省は、かねて省内に設置されていた牛丸次官を長とする医療保険対策の委員会（牛丸委員会という）の審議を促進しながら、九月中下旬鈴木厚相みずから、医療保険の抜本的改革のための打診として、日経連、総評、海員組合、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師協会、健保組合連合会、国民健康保険中央会などへ異例の歴訪をおこない、それぞれの関係団体の意向を問い、厚生省としての問題提起をおこなった。なお、牛丸委員会は九月末日いちおう審議を終了し解散した。

## 総評、産業別健保の構想を発表

九月二六日総評の堀井議長、安恒政治福祉局長と厚相との懇談の席上、総評側より「現在の企業別健保組合と政府健保の体系をやめて、産業別の大中小企業を建割にする健保組合制度にし、この産業別健保にどうしても入りにくい企業労働者は、都道府県単位の地域健保にする。すなわち二本建ての体系にする。労働者本人の一〇割給付は、創設いらいの既得権であるのでこれを侵害するいかなる抜本的改正にも反対する。老齢者や失業者にも、健康保険制度を適用し、国庫負担の大幅な増額、労使折半の保険料の負担割合を、労使それぞれ三対七にする。診療報酬の適正化も必要である」とのべた。

この総評の産業別健保組合構想は、当時大担な提案として注目をあびた。わが国の労働組合が企業別の堅い殻をなかなか脱皮しえないでいる現状にあって、これを産業別に再編成するという年来の基本目標にあわせて、企業別に健保組合がつくられ、資本の労務管理政策の手段にされている現状を打破してこれを産業別の健保組合方式にきりかえ、これにもれた企業労働者を、都道府県別の地域保険にすることにより、民主的運営を強め、労働者運動の統一に役立たせようという狙いとみられる。ところが、せっかくの総評のこの構想も総評加盟単産の組合もふくめて、そのほとんど大衆討議されていない。

さて総評は、六六年一〇月四、五日の両日、熱海で傘下の単産、単組、地評の社会保障担当部長による「拡大社会保障対策部長会議」を三〇単産、一四地評、六団体約七〇人でひらき、当面する医療保険の抜本改正問題、調整年金発足と厚生年金基金問題（後にのべる）、物価対策、運動方法などを協議し、とくに一一月以降の具体的な行動を明らかにした。

六六年一〇月二五日、健保・共済改悪計画粉砕のための大衆的陳情が、健保・共済改悪反対中央連絡会議、中央社保協、総評の主催で厚生省にたいしておこなわれた。この日の統一行動には、厚生省中庭に、全建総連、全日自労、医労協、全国金属、紙パ、合化労連、私鉄、全日通、全造船、全国セメント、政労協、国鉄、全逓、全専

売、動力車、全林野、全農林、国公共闘その他の労働組合、民医連、日患同盟、全生連、新医協、保険医療研究会、全患協、日社職組、母親連絡会その他の民主団体、社会党、共産党代表約五〇〇名が参加した。

六七年春闘共闘委員会は、一月「大幅賃上げ、全国全産業一律最低賃金制の確立、健保・共済の改悪反対、公共料金をはじめとする物価値上げに反対して、三月下旬、ストライキでたたかおう」とのよびかけをだし、壁新聞などを大量に配布、宣伝に入った。健保共済改悪反対中央連絡会議は、二月一四日、当面の情勢を検討し、最賃制確立要求とともに、健保・共済改悪反対のストライキによる統一行動を三月三〇日にきめ、その準備にとりかかることにした。

## 政府の健保改正法案の登場

こうした情勢のもとで、政府は、二月二八日の閣議で四二年度予算原案を決定した。これにともない厚生大臣は三月一日社会保険法及び船員保険法一部改正」について障制度審議会に正式諮問をおこない、ここに六七年度国会で最大の重要法案の一つとされた健保・共済改悪法案が公然と登場したのである。

健保法一部改正案の内容は①政府管掌健康保険の保険料率（現行一〇〇〇分の六五）を一〇〇〇分の七二とする、②初診のときの一部負担金の額（現行一〇〇円）を二〇〇円とする、③入院のときの最初の一カ月に一日について支払う一部負担金の額（現行三〇円）を六〇円とする、④被保険者が薬剤をうけるとき、外来に限って一日一剤一五円以上のものについては一剤について一五円の一部負担金を支払うものとする。というものであり、このなかで、①の料率の引上げ以外の事項は、日雇健保を除いてすべての労働者・公務員の医療保険が同じ適用をうけることになる。

これらの法改正によって政府健保の財政効果はつぎのとおり見込まれていた。

政府管掌健康保険（単位：億円）

| | | |
|---|---|---|
| 昭和42年度赤字見込額 | | 745 |
| 財政対策案及びその効果（満年度） | 1. 保険料率の改定 $\frac{65}{1000} \rightarrow \frac{72}{1000}$ | 325 |
| | 2. 一部負担金の改定 | |
| | ○初診時100円～200円 | 39 |
| | ○入院時一日30円～60円 | 5 |
| | ○外来分薬剤投与 一剤一日分 15円（新設） | 126 |
| | 3. 国庫補助 | 225 |
| | 4. 行政努力 | 25 |
| | 計 | 745 |

注1　67年国会提出当初の案と見込額である。

2　成立した健保特例法は，料率が $\frac{70}{1000}$ に，外来分薬剤一部負担が低賃金労働者は免除すると修正された。

## 六七年春のたたかい

六七年三月の段階における闘争の動向はつぎのとおりである。三月八～一〇日の三日間、東京・久保講堂ほか六会場で春闘共闘委員会・中央社保協主催の第五回社会保障討論集会が全国から約一二〇〇名の参加をえてひらかれた。この集会はあとにもふれるが、健保・共済改悪反対のたたかいが、他の多くの社会保障闘争とともに討論され、集約された。この集会終了後代表者によって厚生省、労働省、建設省、最高裁、社会保障制度審議会に交渉がおこなわれた。

六七年三月一五日、総評及び中央社保協の要請による中央統一行

動が、約一五〇〇名の参加でおこなわれた。六七年三月三〇日、中央社保協、春闘共闘委員会により、雨天をついて健保・共済改悪反対、失業保険改悪反対の中央統一行動として約二〇〇〇名余の参加で、厚生省抗議、国会請願がおこなわれた。この抗議集会に全国金属労組を中心に、全建総連、全日自労などの多数の参加がめだった。それよりさき、三月二九日、中央社保協、健保・共済改悪反対中央連絡会議、春闘共闘委員会で、東京都内主要駅でいっせいに健保改悪反対のビラ約一〇万枚が配布された。配布の駅はつぎのとおりである（　）内は担当単産団体）。東京（国労、全逓、全電通）。新橋（国公共闘）、有楽町（全農林）、渋谷（全国金属、紙パ）、新宿（医労協）、高田馬場（全日自労）、池袋（民医連、日患）、赤羽（全日自労）、錦糸町（全建総連）、浅草（私鉄）、お茶の水（保険医協会）、立川（民医連）。

三月中に地方労組で健保・共済改悪反対もふくめ社会保障と春闘で学習会をもったところが続出した。また地方議会で健保・共済反対決議をおこなったところは、大阪府議会（三月一六日）、北海道上砂川町議会、東京江東区議会、福島県富岡町議会である。

四月に入り、厚相の諮問をうけた社会保険審議会は一五回の審議会をひらき、四月二一日未明に答申をおこない（労使公益三者三様の意見）、つづいて社会保障制度審議会も、四月二一、二二日の審議のすえ二四日の総会で答申と意見を総理大臣あてに提出した。この後者の審議会の意見には、今回の赤字をつみかさねてきた政府の無策を強く責め、抜本的な対策をたてるための時限立法にせよとしている。

健保・共済改悪反対中央連絡会議と中央社保協は、四月二二日、社会保険審議会の答申に反ばくし、総評・中立労連労働者側委員の答申意見にもとづいてただちに改正内容を改めることを要求するとの声明をだした。

なお四月一八日の春闘第三次統一行動が全国一せいにおこなわれるなかで、中央社保協は厚生省に約一〇〇〇名で「健保改正案」の撤回を要求する抗議行動をおこなった。そして社会保険審議会にも、代表者が要求書を手交した。

五月八日、健保・共済改悪反対中央連絡会議は全日通会館で全体会議および全国連絡会議をひらいた。一三県、二二単産、一五団体、社・共両党など一六二名が参加し、五月から六月にかけての主な統一行動日程と、具体的な運動のすすめ方をきめ、アピールを採択した。五月一〇日、両団体（中央社保協、健保・共済改悪反対中央連絡会議）の代表は院内に自民、民社、共産の各党（社会・公明両党書記長不在のため後日）に「健保特例法案」に反対し国会審議で廃案にするよう文書を提出し申入れをおこなった。

### 各府県共闘のたたかいへ発展

地方選挙も終了した五月に入り、このたたかいはさらに前進していく。中央社保協では、五月一五日以降三一日までの連日、国会行動を積極的にすすめ、各党議員にたいし強力に働きかけ、五月一九日午前都内主要一四駅でいっせいにビラまきをおこない、地域の行動強化をおこなった。京都では、五月一八日、府医師会、府歯科医師会、府薬剤師会、京都府市民団体協議会の共催による「健保・共済改悪阻止京都府市民大会」を医師、各市民階層約一八〇〇人参加のもとにひらき、来賓に蜷川知事、富井市長、社共両党議員団、府民生部長などをむかえ、宣言と「健保改悪案の撤回と大幅国庫負担」の要求を決議した。集会はこのあと市役所へむけ〝ちょうちんデ

モ〃をおこなった。この日府医師・歯科医師・薬剤師会は、午後より半日休診をおこなった。これは全国で京都がはしりである。このほか、全国各地の共闘がつぎのように展開された。

新潟県健保共闘会議は、五月二七日までに県下で一〇万名の署名運動をはじめ、県内八地区を重点的にオルグし、二二日～二七日を統一行動週間として教宣活動をおこない、衆院社労委員会に地域分担でハガキ要請をおこなった。

大阪総評では五月二二日、市内ターミナル六カ所でビラ五万枚を配布し、五月三〇日には大衆動員で北大阪健保・共済改悪阻止決起集会を開いた。また、大阪保険医協会のよびかけで五月一六日全大阪健保改悪阻止懇談会がひらかれ、各労組（総評・同盟・中立をふくむ）四八団体と各民主団体約一八〇名の参加で実行委員会をもうけ、具体的行動をきめ、五月二七日、大阪府民総決起大会をひらいた。

埼玉県医療共闘では、五月二二日夕方、浦和、北浦和、大宮、川口、西川口、熊谷、川越、秩父、所沢、春日部、与野、わらびなどの一二地区でいっせいに健保改悪反対のビラを配布した。浦和、川口では宣伝カーを利用し、この統一行動には、県自治労、東武労組、全国金属、全日自労、市教組、市職、民医連、県医労連など延約二四〇名が参加した。

愛知県社保協では、五月二三、二四日に県・市への要請行動・宣伝、三一日には県民大会をおこない、名古屋市内目ぬきでビラ二〇万枚を配布した。

兵庫県社保協では、五月二五日健保・失保改悪反対の討論集会をひらき、県内の統一行動をおこなった。

大分県社保協では五月二四日、結成総会をひらいて、健保改悪反対その他当面の要求と運動方針をきめた。

富山県社保協では、五月三一日、健保改悪反対の集会を約一五〇名の参加でひらいた。

福岡県健保共闘では、五月二〇日県内いっせいに対市町村交渉、二五日以降ビラ一五万枚を各地区で宣伝カーを入れて配布、三一日に県集会を開催した。

五月から六月の段階での全国各地方議会の健保改悪反対決議および意見書を採択した自治体はつぎのように増加している。青森市臨時市議会（五月一九日）、埼玉県大井町議会（五月二七日）、京都府議会（五月二七日）、福岡市議会（五月九日）、大阪府豊中市議会（五月二九日）、大阪府議会（六月九日）、大阪堺市議会（六月八日）、奈良県班鳩町議会（六月六日）、栃木県坂食町議会（六月六日）、兵庫県議会（六月一〇日）、東京都杉並区臨時区議会（五月二九日）、中野区議会（六月一日）、目黒区議会（六月一日）、川崎市議会（六月七日）、和歌山県田辺市議会（六月八日）、東京都葛飾区議会（六月二二日）、東京都府中市議会（六月二三日）、東京都小平市議会（六月二三日）、東京都日野市議会（六月二二日）、長野市議会（六月二二日）、盛岡市議会（六月二二日）、武蔵野市議会（六月二三日）、奈良県大和高田市議会、岡山県西大寺市議会（六月一九日）、兵庫県宝塚市議会（六月二二日）、福岡県田川市議会（六月二二日）、北海道留萌市議会（六月二二日）、神奈川県真鶴市議会（六月二三日）、東京都議会（七月七日）。以上は、「中央社保協ニュース」によるもので、中央社保協に連絡通知のあったものである。このほかに東京都区と市に拡大し、大阪府下の大半の市議会も反対決議ないし反対の意見書を採択している。また、

北海道より鹿児島にいたる四六都道府県および主要地区労においても、ここでは収録されていないが、数えきれない集会、大会、ビラ、宣伝などがおこなわれた。

六月二七日、全建総連は、東京日比谷野外音楽堂に「健保・共済・失保改悪反対、日雇健保廃止反対、電業法、建設業法改悪反対」などの中央総決起大会を各県代表をふくむ約一万五〇〇〇名参加でひらき、国会請願デモをおこない、全日自労も、六月二八日から七月二日まで全国代表二〇〇〇名をふくむ中央行動を実施し、三〇日には労働省前に約一万二〇〇〇名が結集して座わりこみ行動をおこした。全国民医連では五月、健保改悪案が国会に上程されていらい全国各所で署名、街頭宣伝、集会、地方議会行動などを精力的におこないながら、国会にたいしても延三八日約三〇〇〇名の国会行動を実施した。全国保険医団体連絡会（略称保団連）も五月以降北海道、東京、神奈川、愛知、京都、大阪その他の組織をあげて、国会工作、地方議会工作、労組と共闘の署名運動、集会参加、宣伝活動を独自につよめながら、七月五日衆院第二会館で「全国保険医代表者会議」をひらき、各県保険医代表一七〇名の参加をえ、自民、社会、共産、民社、公明各党代表から直接健保改悪案にたいする態度をきき、廃案にするように強く要請した。

## 医師会の動き

なお、以上のような労働組合、民主団体などの健保改悪反対闘争のほかに、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会および医師会の地方系統組織の健保改悪反対運動も無視するわけにはいかない。事態を静観していた以上の三つの中央団体は五月二五日、東京日比谷公会堂で約三〇〇〇人余の会員をあつめて「健保改悪反対全国大会」を開いた。この大会の記録によれば、①年所得一〇〇万円以下の低所得者層にたいしては、政府は社会保障の一切の一部負担を免除し、低所得者層の健康開発をはかるべきである。②佐藤総理の社会開発、生命尊重の政治論理に従い、低所得層圧殺の薬剤一部負担をふくむすべての改正法案を撤回せよ、③すみやかに各種社会保険の統合に政治の全力を傾注し、社会開発の路線を国民に明示すべきである。④物価・人件費の上昇により医療機関は運営破綻の寸前にある、政府はこの危機を洞察し、すみやかに物価・人件費の上昇に対応する緊急措置を断行すべきである。⑤入院料一五・三%引上げ、⑥技術料の国際化、⑦歯科補てつの制限撤廃などである。

年所得一〇〇万円以下の低所得者層というと、政府健保被保険者の九五%がこれに該当することになる。また、日医、日歯は一貫して保険料率の引上げについては同調支持してきたのである。なお、この日、日医、日歯は中央医療協議会の診療報酬部会にたいし、入院料、手術料点数などの大幅な診療報酬を要求した。

こうした中央情勢を反映して都道府県段階でも、多くの三師会は同様の大会をひらいている。とくに大阪では府医、府歯科医、府薬剤師会の三師会共催で、六月二四日府下いっせい半日休診で、一般府民もまじえ、約四〇〇〇名参加で健保法改悪阻止大阪府民大会を中之島公会堂でひらき、保険料率の引上げ反対もふくむ一〇項目のスローガンを採択した。大会選出陳情団と府三師会会員計一六〇名が、六月二五日に上京、国会に陳情をおこなった。

こうしてついに健保特例法案は、七月二一日の第五五回特別国会で廃案になった。とくに健保特例法案は、七月一二日

## 国会上程と健保・共済改悪反対闘争の教訓

の参院社会労働委員会における質疑打切り動議で大混乱におち入り、会期末の一大焦点になったが、野党の一致した強い反対でついに廃案になった。そのため政府は、健保特例法案のために、異例の臨時国会開催を決定、七月二七日招集した。政府は、原案を一部修正し、野党の強い抵抗を承知のうえで、成立を強行（八月一八日）した。

本稿では、この長期にわたる健保・共済改悪反対運動の成果や教訓を点検総括すべき段階にはないが、その特徴的な点を列挙すればつぎのとおりである。

1、さきにもふれたように、健保改悪――薬代の半額負担、総報酬制、保険料率の引上げ――が、労働組合の主要なたたかいの焦点である賃上げ闘争――六五年春闘と切実にむすびついたことにより、医療保険はもちろん生命と健康を守る社会保障闘争は大きく前進をみせはじめ、その三年ごしのたたかいの経験が、衆院、地方選挙闘争の経験を通じて、五、六、七月の国会内外闘争を大きく前進させたことである。2、民間大中企業の労働組合が、健保組合闘争を展開しはじめ、これが官公労の共済組合闘争をつよめ拡大していった。3、健保改悪反対のたたかいは、まず失業保険改悪反対とたえずむすびつき、労働災害、職業病にたいするたたかいを発展せしめ、老齢保障・調整年金、朝日訴訟その他社会福祉、公害などのたたかいを総合的に関連せしめながらとりくむ態勢を徐々にではあるが確立していった。4、労働組合のみならず、広範な民主団体とくに中間層である保険医団体、一部地方医師団体との共闘によって、国会闘争を有利に展開したことは無視できない。多くの地方自治体の反対決議、反対の意見書などは、この労医提携の一つのあらわれであり、くりかえしの国会陳情によって政府・与党を大きく動揺せしむるに力となった。5、社会党、民社党、公明党、共産党の野党が一致して健保特例法案に反対し、これを廃案にもっていくよう努力した。つまり幅の広い抵抗の統一戦線の力を、この健保改悪反対闘争に示したということである。

## 2　朝日訴訟闘争の推移と成果

### 朝日訴訟の経過

「人間裁判」とよばれる朝日訴訟が、岡山国立療養所に入院していた重症結核患者故朝日茂氏によっておこされたのが、一九五七年八月、そのの ち六〇年一〇月一九日第一審の判決では朝日氏の勝利、六三年一一月四日第二審では敗訴、翌六四年の二月一四日朝日氏死去、養子健二・君子氏訴訟継続上申、六六年七月三、四、五日の三日間最高裁において異例の口頭弁論、そして最高裁の判決は六七年五月二四日、主文「本件訴訟は、昭和三九年二月一四日上告人の死亡によって終了した。中間の争に関して生じた訴訟費用は、上告人の相続人朝日健二、同君子の負担にする」結審となった（朝日氏は戦争中から入院し、生活保護患者として治療していたが、五六年福祉事務所が二〇年も音信不通の兄をさがしだし、むりに月一五〇〇円の送金をさせ、そのかわり月六〇〇円の日用品費を打ち切り、それをひいたのこりの金を一部負担金として納めよ、という措置を不服として、せめて六〇〇円の日用品費を四〇〇円増やして一〇〇〇

円にしてほしいと岡山県知事あてに不服申請をし却下され、さらに厚生大臣への不服申立ても却下され、生活保護法六九条にもとづく行政訴訟をおこしたのがはじまりであった)。

朝日訴訟第一審の判決は、このたたかいを大きく前進させた。六一年二月結成された朝日訴訟中央対策委員会を推進力として、総評大会の支援決議(六一年八月)、社保協の毎年の総会、さらに六三年春闘のなかの社会保障全国討論集会などにおいて、朝日訴訟闘争は、わが国の社会保障闘争の大きな柱の一つと評価され、とりくまれてきた。こうした労働組合、民主団体、貧困者、学生、文化人などにささえられて、六六年七月はじめの三日間の異例の最高裁口頭弁論がかちとられたのである。すでに第一審、第二審の裁判では、朝日側のたてた証人は三九名、政府側の証人は、一八名であった。七月の口頭弁論は、超満員の傍聴者とともに、三日間に三九労組、二七の民主団体その他をふくめ延一二〇〇名が最高裁前に坐りこみをおこなうなかで、第一日、毛利、渡辺、鎌形、根本、四位、荒川、第二日、川口、小池、風早、新井、稲葉、尾山、田邨、第三日、斎藤、鷲野、宮沢、田邨、渡辺などの弁護士によってそれぞれ長時間条理をつくして展開された。これにたいし政府・厚生省側は青木、小林二名の代理人が短時間に形式的論述をおこなったにすぎなかった。

六六年九月二六日から一〇月一四日まで日本列島三〇〇〇キロを縦断する「朝日訴訟を勝ちぬき、全国一律最賃制確立、社会保障拡充、憲法改悪に反対する大行進」が組織された。これは朝日訴訟にとって第一回の六三年九月二四日より一〇月二日の岡山・東京間のバス行進、第二回九月二九日より一〇月一四日、北から南から東京への大行進についで、第三回目の大行進であった。この行進には沖縄と台風にあった山梨県をのぞく全県がとりくみ、行進の全日程には七六の労働組合・民主団体が参加した。参加者数は地域伴走者をのぞき南北両コース四〇二名、行進中の自治体交渉七一カ所、行進中にまかれたビラは一〇〇万枚、集会はのべ一六九カ所でひらかれ、集会参加者の数は一一万人をこえた。この大行進は、総評、社保協、朝日訴訟中央対策委員会の三者が実行委員会をつくって実施したものであるが、これが秋闘の最賃制、小選挙区制、憲法闘争とむすびつけられて未曽有の大行進となった。とくにかなりの県、長崎、大分、埼玉、小樽などで社保協結成の動きがでたり、統一行動と自治体交渉に大きな成果をあげ、ほとんどの地域、地方で生活保護基準の低さを自治体自身にみとめさせ、佐賀県では知事代理として部長が上京して最高裁に「公正判決」を要請したといわれる。五〇の労組・民主団体が機関紙誌でとりあげ、要請ハガキ、署名運動は系統的にとりくまれ、最高裁に集中した。奈良県では東大寺管長、薬師寺貫主、前奈良女子大学長らの文化人が、連名で朝日訴訟を支持し「公正判決」を要請するアピールをだした。

### 最高裁の判決

六六年一〇月三一日、横田正俊最高裁長官は大阪での行政事件担当裁判官の会議で「福祉国家理念(社会保障、社会福祉などの各給付)がひろがっている。この分野は、新しい法理論を要求するの進展にともなって、給付行政の分野で、既存の前説、判例についても常に新しい見地からの批判検討を怠ることができない」と発言している。これは朝日訴訟の判決の予告ともとれるふくみをもち、とくに憲法二五条の解釈に、国家権力に仰合する解釈を下そうとも解釈されないことはない。まさに六七年

五月二四日判決の理由は、これを立証した反動的なものであった。

さて六七年に入り、一月九日東京での文化人アピールの実行委員会がつくられ、春闘のなかで全国金属、全自交、私鉄、全日自労、国公共闘、全商工、全港湾、全運輸、紙パ労連などの主要労組が集会においていっせいに朝日訴訟をとりあげ、東京では街頭署名がはじまった。日患同盟は、衆院選挙をまえにして各党に朝日訴訟の支持についての公開質問をおこない（一月一八日）、京都では蜷川知事、末川博立命館大総長など文化人七九氏のアピール、二月一四日の朝日茂氏の命日を期して、大内兵衛氏ら二八人で、東京文化人アピールが、東京の学者文化人六〇〇人に呼びかけられた。これが岡山、愛知、大阪、富山などに波及し、三月には京都府議会（二三日）、新潟県議会（二〇日）で最高裁への公正判決要請の決議と請願が採択された。

にもかかわらず、最高裁は、さきのような判決を下し、その長文の理由書のほとんどがなお念のためにとカッコにされて、最高裁の憲法二五条と生活扶助基準の適否に関する多数意見と少数意見を長々とのべ、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」は、すべての国民にたいする具体的、現実的権利として賦与したものではなく、そのように国政を運営するよう国の責務として宣言したにすぎない。生活保護基準は厚生大臣の裁量によるものであるとしている。

最高裁の判決のあったその日、五月二四日朝日訴訟中央対策委員会はつぎのような声明を公けにした。

もはや万人が認めている朝日側の主張を不当にもふみにじり、承継問題を否定したのみならず、第二審判決を支持したきわめて卑劣なこの判決は、最高裁が司法権の独立を政治権力に売りわたしたことを意味し、権力裁判の本質をみずから明らかにしたものである。朝日訴訟はすでに一〇年のたたかいのなかで、自民党政府の生活保護基準および社会保障の水準やはたらくものの賃金水準の低さを追求しながら、権利はたたかうことによってのみまもられることの意義を、国民のなかに浸透させ、民主勢力の団結と前進のために、一定の大きな役割を果たしてきた。われわれは、高物価、重税、低賃金、低医療費政策などの国民の生活と権利をふみにじりながら、その犠牲のうえに軍国主義復活の政策をすすめている自民党反動政府につよく抗議し、それに従属した最高裁の裁判官をきびしく弾劾するものである。最高裁判決は屈辱にみちたものであるが、朝日訴訟の精神とのこした業績は不滅であり、それをふみにじることは何人もできない。故朝日茂氏が人びとの心にともした「いのち一点の火花は、やがて燎原の火のごとくろがるであろう。われわれは、不当な最高裁判決を断固拒否し、この怒りを生活と権利、平和と民主主義を守り平和で豊かな生活をねがう」を固く決意するものである。

## 朝日訴訟闘争の成果

この声明でも明らかなように、朝日訴訟闘争は第一に、わが国の社会保障制度のなかで、憲法二五条の第一項の「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がある」を具体化し法制化しているその典型というべき生活保護基準のおどろくべき劣悪さを法廷の内外で明らかにし、社会保障、社会福祉を圧迫し、憲法二五条が空文化されている実態をばくろしたということ、第二に生活保護基準が、一〇年の朝日訴訟闘争によって、労働者や国民のもつ公的年金の算出の基準になり（一九五四年の厚生年金保険の改正、一九五九年の国民年金法の拠出制老齢年金算出など）、さらに、失対賃金、業者間地域協定といわれる最賃制とたがいにからみあい制約し、ひいてはわが国の労働

者階級の低賃金化に大きな公的制約となっている事実などが、労働者、労働組合のあいだに広範に理解され、このことが全国一律の最低賃金制の確立と社会保障拡充のたたかいに寄与してきたことを無視するわけにはいかない。それは官公労、民間主要労組や地区労の段階で、みずからの賃金がそれぞれの地域の生活保護（生活扶助）最低基準額とくらべていかに劣悪なものであるかの点検調査が、おこなわれはじめている事実をもってしても証明されるところである。

さらに朝日訴訟闘争は第三に厚生大臣の裁量によってきめられる生活保護基準と、官僚的な圧縮の行政に抵抗し、これまで大衆運動化することのきわめて困難な行政訴訟を運動化し、生きる権利はたたかうものの手にあることを示した。第四にこのたたかいは、生活保護基準を毎年のように改訂引上げせしめ、失対賃金、社会保障給付などの引上げに大きな影響をあたえた。第五に、労働者階級を中核とすることによって、朝日訴訟闘争は拡大強化され、大きな統一行動により、民主勢力の団結と統一のために寄与した。第六に平和憲法の所在を明らかにし、とくに憲法第二五条にたいする国民の関心を高めるとともに、憲法改悪反対、いわゆる「福祉国家論」の本質を暴露する役割の一環をになった。

## 3　CO中毒特別立法化のたたかい

### CO中毒特別立法化の背景

一九六七年七月二一日、第五五特別国会の最終日の幕切れ寸前に「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別保護法」が成立した。六三年一一月九日、三池三川鉱の大爆発による死者四五八名、負傷者七一七名という大惨事が起こり、つづいて六五年二月二二日、夕張炭鉱（死者六二名、負傷者一八名）、四月九日伊王島炭鉱（死者三〇名、負傷者一二名）、ついで六月一日山野炭鉱（死者二三七名、負傷者三八名）と相つぐ炭鉱の大爆発による惨事を契機として炭労・総評・三池労組を中心にして一九六五年いらいの悲願であったCO（一酸化炭素）中毒の特別立法化がようやく達成されたのである。

炭鉱爆発による惨事はいうまでもなく、人命無視の合理化政策のゆえである。事実三池の六九〇名という大量の患者、夕張、伊王島、山野の計七五二名の労働者は、一酸化炭素中毒症により、若干の強弱はあっても、中枢神経を犯され、廃人同様になり、人体の各部に異状をおこす悲惨な病気に苦しんでいる。軽い人でも知能が低下したり、記憶力が減退する。しかも治療がきわめて困難で、たえず病状が一進一退という状態にある。このような病人をかかえた家族の心労、日々の生活難はひどい。現在の労働基準法や労災保険法

では、治療も生活保障も不十分であるだけでなく、被災労働者にたいする保護も十分ではなく、三年たてば会社を解雇され、わずかな障害補償で放りだされることになる。

炭労を中心にしてCO中毒特別立法制定化のたたかいがはじめられたのは、以上の理由によるものである。

炭労とくに三池の被災労働者の家族や遺族は、大惨事発生後ことあるごとに、全国の大小の集会、地方の集会ごとに、その救済を訴え、CO中毒特別立法化を訴えつづけてきた。三池労組は、遺族会、CO中毒患者の家族会をつくった。

こうして六六年六月二七日の参議院社会労働委員会で「今後一年以内に立法措置を講ずる努力する」旨の決議がなされたのである。

### CO中毒患者に労災補償打切り通告

ところが、六六年一〇月二五日、労働省は三池大災害のCO中毒患者七三八名にたいして一方的に労災補償を打ち切ると患者各個人と組合に通告した。これはさきの参議院の決議を完全に無視したものとして憤激を買った。

その通告のあらましは、①一〇月二四日三池医療委員会から労働省に提出された意見書によれば、大要つぎのとおりである。「現在の患者の状態は、一部の入院重症者を除いて大多数の者は他覚的所見が、ほとんど認められない、また認められるにしてもごく軽い障害を残すにすぎない。しかし、それにもかかわらず現在なお種々な自覚症状を訴える多くの患者があり、身体的医学的要因以外の複雑な影響を示唆していると思われる」、「六六年八月詳細精密な検診を実施した結果、対象者八二二名中、その大多数は、一般的作業能力が回復していると考えられた。しかし一部には軽作業のみに従事しうるもの、長期にわたって療養継続お治療の継続を必要とするものが認められた。この結果に基づいて、労働省が適切な措置を講ずることを期待する」。

②　労働省は、この意見書にもとづいて、CO中毒患者八二二名（内すでに復職している者一九五名）中二六名は長期傷病給付にきりかえる。五八名はなお療養の継続を認め当分の間現在のまま経過を観察する。七三八名は一〇月三〇日をもって休業その他労災補償の必要はなくなったものとして給付を打ち切るというのである。

### 打切り通告にたいするたたかい

これにたいし総評、炭労、三池労組の要請にこたえて全国民医連と新日本医師協会による前後六回にわたる医学専門家団の調査結果にもとづき、一一月一日この医療調査団は打ち切り通告にはげしい抗議声明を発表した。

それは六回にわたって比較的軽症といわれる通院加療中の一六名余の精密な集団検診の結果により、意見書と労働省の解釈は、第一、第二、第三の観点から（省略）医学的真実に眼をおおった不当きわまりないものであるとし、今回の打ち切りは、医学的真実をねじまげ、政府と会社の義務と責任を放棄する口実とし、引きつづき治療を必要としている多くの犠牲者を職場に追いやって首切りの道をひらき、三万人の大量首切りをふくむ残酷な炭鉱合理化をよりいっそう凶暴におしすすめようとする以外のなにものでもない、とした。

三池労組は家族二〇名と交渉委員を上京せしめ、労働大臣と三井鉱山への抗議をおこなう一方、現地で患者とその家族会を中心に連日労働基準監督署におしかけ抗議し、打ち切り通告書を一括返上

した。一一月二〇日、家族約三〇〇名は三川鉱々長室にそのままわりこみ、大牟田労災病院では八人の患者が一一月一日からハンストに入って連日大牟田・荒尾両市民にアピールをし、署名活動では四万名以上の署名を集めた。一一月三日には抗議の全面ストに突入し、以降毎日方別ストを決行した。

労働省は、いちおう決裁し発令したものは撤回できないとし、その間三池新労との間につぎのような覚え書を交換した。

1　一〇月三〇日をもって治療認定をみとめる。

2　失業保険の取扱い、その他の援護措置について労働省も善処する。

3　総評、炭労からの圧力でも基本方針を変更するようなことはしない。

ついに一一月七、八日参院のそれぞれの委員会の問題になり、労働大臣は労働省と総評、炭労で具体的な交渉をもちたいと答弁し、交渉難航により、さらに一六日参院社会労働委員会で、基準局長の罷免決議と前国会の決議事項の完全実施を再決議することで労働大臣に迫った。こうして六六年一一月二四日、炭労、総評と労働省のあいだに了解事項が成立した。

それは、1労災補償不支給決定通告に不服のある者は、法にもとづく審議請求をおこなうものとする、この場合一〇月三一日現在入院中の者については、四一・一・二七付覚書第四項にもとづく処理をおこなうものとする。2は前項約款の取扱いを(イ)より(ト)にいたる細かい規定でとくに炭労の推せんする医師と当局側の医師の意見を調整し、意見の一致した者についてはその結論に従う。3は長期傷病者補償給付に切りかえた者については当分の間解雇しないよう会社に要請する。4停年延長者の取扱い、5再発した場合の取扱いは双方の医師の結論による。6障害補償費の支給については、CO中毒特別立法の制定をまって決定する。7原職復帰が困難な者の賃金が現行補償額を下回らぬよう努力するよう会社に要請する、というものであった。

以上はCO中毒特別立法の制定までのいわば前段のたたかいともいいうるたたかいである。

## CO中毒特別措置法案の国会提出と成立

さきにのべた打ち切り通告反対のたたかいのあとをうけて、労働省も、CO中毒特別立法化につい ての諮問を労災保険審議会におこない、六六年五月一六日労働大臣にたいし答申書を出すにいたった。これをうけて労働省はようやく第五五特別国会に特別措置法として提出することになったのである。

この法案は、労働者側の強い主張であった、①　CO中毒患者の解雇制限の延長、②　配置転換にともなう前職の賃金補償、③　障害補償についての特別措置などが労災保険審議会での一〇回の審議にもかかわらず、労・資・公益側の意見の一致をみないままに、完全に棚上げされたまま法案として提出されたために、社会党などはこれに修正案を用意した。社会党は修正要求として「解雇制限の延長」と「配置転換前の賃金保障」をだしたが実現しなかった。しかし、この石炭山における一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案は、CO中毒特別健康診断の実施、CO中毒重症患者にたいする介護手当の支給、CO中毒症安定後のアフターケアの実施などによ り、CO中毒症を一般の労働災害よりも手厚く保護しようとしていることは、一歩前進であった。

特別国会終盤において、三池三川鉱において家族会の主婦たちが

坑道に坐りこみを断行し、広く世論を喚起したこと、同様に労働省前に家族会の主婦たちの坐りこみもあり、会期末ぎりぎりの緊張したなかで成立したものである。さらに国会審議中に社会党は、これを石炭鉱山だけでなく、一般的な業務上の一酸化炭素中毒に関して予防と健康管理を講ずるというふうに修正しようとしたが成功しなかった。他の産業におけるCO中毒、都市ガスによるCO中毒などもある現状と、さらにアフターケアや介護手当にしても、他の産業の精神神経系統の疾病一般にもあてはまることで、石炭鉱山にのみ限定ということに問題がないわけでないが、ともかくCO中毒特別立法は、四年ごしの労働者・家族のたたかいによって突破口的前進をみたものとして評価されるであろう。

## 4　老齢保障と調整年金にたいするたたかい

### 調整年金成立の背景と地ならし

調整年金創設を内容とする厚生年金保険改悪にたいする労働者階級のたたかいは、長期につづいた。この厚生年金保険法の大改正は、すでに六五年五月に実施され、肝心の調整年金は六六年一〇月一日より正式に法的脚光をあびて発足した。

日経連はわが国の民間企業に広範に採用されている退職金制にたいして久しく「功労報酬説」をとっていたが、一九五五年代になると退職金は老後の生活保障の性格をもち、社会保障制度でみるべきものを企業が肩代りしていると強調しだし、退職金を合理化・圧縮する代りに企業年金に関心を深め、五四年のILOの「鉄鋼業における補正的年金制度に関する結論」やアメリカの企業年金の普及などに刺激されて、五六年八月、「企業年金にたいする税金を減免せよ」と要求し、五七年いらい日経連、生命保険協会、信託協会が一丸となって、アメリカ型の適格性退職年金をつくり、これに税を免除せよと政府に要望していた。これをうけて発足したのが一九六二年四月よりの適格性退職年金である（適格性退職年金とは、一定の条件をもつ企業年金が生命保険会社ないし信託銀行と契約することにより税の減免がおこなわれるものをいう。保険型と信託型の二つある）。

急速な普及をみるにいたった。六六年九月末現在で一万〇八五一件の企業がこれを実施し、加入人員は一〇三万九三〇一人である。これはいわば調整年金創設の地ならしであったので、かねて日経連の意図しているとおり、厚生年金保険の改正により、これと企業年金を調整するということが、表面化したのは、社会保険審議会においてであった。

日経連側の、退職金制度ないし年金化された企業年金と厚生年金保険との調整をするという主張にたいし、総評・同盟・中立の各労働組合は、退職金の合理化と圧縮を前提としてつくられる企業年金と、厚生年金の調整について一致して反対し、六二年末から六四年春にかけて社会保険審議会は難航した。そのために、さしあたり、調整年金の設立条件や内容についての具体的審議を棚上げして、その骨格のみを厚生年金保険法改正内容にいれ、六四年三月、社会保

険、社会保障制度の両審議会に正式諮問しその答申を得て四月国会に上程したが、ほとんど実質的審議のおこなわれないままに廃案になった。こうして六五年六月国会最終日にようやく両院を通過成立し、さかのぼって五月より実施をみたのである。

これによって保険料率は一般男子一〇〇〇分の三五が五五、女子は一〇〇〇分の三〇から三九、坑内夫四二より六七にあがり、最低、最高標準報酬もそれぞれ七〇〇〇円から六万円に二倍近く引上げられた。このことにより、民間労働者一八〇〇万人の年間保険料額は、一挙に、一九〇〇億円台より四〇〇〇億台に増大し、これが大蔵省資金運用部に預託され、財政投融資の巨大な資金源となった。そのかわり、老齢年金額が若干改善され、減額年金（六五歳で働いているときは、八割の年金を支給する）その他の小改善がなされた。

さて調整年金については、法実施後一年以内に中身をきめて実施するということであるが、六五年、六六年と二年ごしもみにもんでさらに予定実施日よりも半年近くおくれて六六年九月社会保険審議会の答申を得て月末政令公布、一〇月一日より発足するにいたったのである。

### 調整年金にたいする抵抗

すでに調整年金については、総評・中央社保協は、六一年一一月〝あなたの退職金はなくなる〟というパンフレットをだして警告していたが、まだ民間労組のとりくみは本物ではなかった。ようやく六三年の暮から関心をもちはじめ、六四年の秋になると、総評加盟の主要単産、全国金属、紙パ、私鉄、合化、炭労などが、定期大会ないし中央委員会で反対決議をし、ストライキをもってたたかうという単産ができはじめてきた。六五年の春闘でもスト権を集約する労組が、さらに増加していったが、これはおりからの健保改悪反対のはげしい高揚の波に、ともすると消され、現実に四月、五月、六月初めの国会審議のさなかにおいても実力をもって調整年金の法制化に反対するというたたかいをくむにいたらなかった。こうして厚生年金保険法は大改正され、六五年五月実施をみたのである。

### 調整年金の内容審議のたたかい

厚生年金保険の法改正がなり、調整年金の具体的な内容決定は、社会保険審議会（厚生年金部会）の審議によることになった。これは創設を阻止することではなく、創設を前提にして、その土俵のなかでの条件闘争にならざるをえなかった。総評は、審議の重要な時期ごとに、中立をふくめた主要民間単産の参加と討論によって、調整年金には反対の態度をとりながらどのような条件と内容がもっとも労働者にとって有利であり、資本家にとって不利かを検討し、審議会にのぞまざるをえなかったようである。こうして六六年六、七、八月の社会保険審議会の特別委員会でもっともするどく労資代表委員が対立した主要事項はつぎのとおりであった。

(1)設立人員規模では労働者側一〇〇〇人以上、合同三〇〇〇人以上を主張したのにたいし、資本家側は三〇〇〇人以上（施行令は単独、合同とも一〇〇〇人以上になった）。(2)厚生年金の比例部分を代行する調整年金のプラス・アルファ部分については、労働者側は三割以上を明記すること、資本家側は明示する必要なし（施行令はこの点発足当時はおよそ三割プラスアルファにしたが、個々の加入員の実額ではないとした）。(3)調整年金の型は、労働者側は代行型ないし共済型を主張したのにたいし、資本家側に自由にまかしてほしい（これは自由にな

った)、(4)免除保険料の労資負担の割合では、労働者側は折半負担の一般男子一〇〇〇分の一二以上の料率分はすべて使用者負担にすることを明記すべきであるというのにたいして、資本家側は反対(施行令では労資の話しあいできめる)などである。

総評と中央社保協は、六六年九月と一〇月「調整年金とは——」の第一集、第二集を発行し、これがのしくみとたたかいかたの指針的役割を果たした。調整年金のからくりとたたかい方の指針的役割を果たした。

この調整年金—法的には厚生年金基金は、一九六七年六月一日まで、一九三基金が設立認可されている。うち単独設立が九五件、連合設立が八六件、総合設立が一二件である。

(1)設立企業の業態は、水産業　一件、建設業　八件、食料品製造業　一三件、繊維製品製造業　二三件、木製品製造業　二件、化学工業　二二件、金属工業　一〇件、機械器具製造業　二八件、その他の製造業　三件、卸売、小売業　三五件、金融業　一九件、運輸・通信業　二四件、その他のサービス業　五件、計　一九三件。

(2)設立企業の規模は、一〇〇〇人以上・二〇〇〇人未満　九二件、二〇〇〇人以上・三〇〇〇人未満　四二件、三〇〇〇人以上・四〇〇〇人未満　二三件、四〇〇〇人以上・五〇〇〇人未満　一〇件、五〇〇〇人以上・六〇〇〇人未満　二、六〇〇〇人以上・七〇〇〇人未満　三、七〇〇〇人以上・八〇〇〇人未満　二、八〇〇〇人以上・九〇〇〇人未満　四、九〇〇〇人以上・一万人未満　一、一万人以上　一四、計　一九三件

(3)プラスアルファーの厚みは、三〇～四〇%未満　一〇七件、四〇～五〇%未満　二七件、五〇～六〇%未満　一〇件、六〇～七〇%未満　四件、八〇～九〇%未満　六件、九〇～一〇〇%未満　五件、一〇〇%以上　三件、計　一九三件

しかし六四年ごろより、退職金の合理化圧縮を狙い調整年金については、かなりの民間大中企業で、ときに公然と資本家よりの提案の形で団体交渉の場にでているところもあり、公然でなくとも非公式に、春闘その他のたたかいで労働組合側よりの退職金改善要求や定年制延長の要求のさい、資本家側より調整年金をつくりたいという意向がだされているところは数多くある。こうした動きにたいして、退職金の圧縮全廃絶対反対、調整年金反対の態度でここ数年来堅持している労組が、とくに総評系の労組、支部に多い。こうしたたたかいがまだ十分集約されていない。

ただ六二、三年より、厚生年金保険の被保険者の番号の点検闘争がかなりの労組でとりくまれているし、中高年労働者の多いところでは、中高年労働者の定期的集会をもったり、定年退職者の再就職闘争、定年制の延長などを時間短縮闘争とむすびつけてたたかう労組がふえてきた。

そのなかでも注目すべき老齢者のたたかいとして、全日自労が、毎年九月一五日の「敬老の日」を期して、職場、地区、都道府県段階の老人集会をつみあげ、東京で一大集会を、六四年、六五年、六

六年と三回開催していることである。高齢者の圧倒的に多い全日自労の労働者の共通の要求は、月一万円の年金（国民年金）、老人にふさわしい仕事をまともな賃金で、老人に住宅を、老人の医療を無料での四つにしぼられ、まず自治体にたいして強く要求したたかっていることである。

その他、官公労とくに国鉄や教組の一部に退職者の組織化、要求づくりがはじまっていることである。

## 5　その他主なる社会保障闘争

### 失業保険改悪反対闘争

失業保険を改悪し、そのなかでも、出稼ぎ労働者をしめだそうとする動きが公然化したのは、一九六四年八月池田内閣の閣議決定によってからであった。「失業保険の資格期間六カ月を一年に延長する」という改悪案にたいし、反対運動が急速に全国的に発展し、二〇都府県に失業保険改悪反対の共闘組織が結成され、広範な農民層が行動に参加し、自民党までふくめた六道府県、約一〇〇の市町村自治体が反対決議を採択し、土木建築業者や酒造業者などもふくめた広いたたかいにまで拡大した。六四年の年末闘争には全林野をはじめとする坐りこみ闘争が中央でおこなわれた。政府は、六五年の参院選挙をまえにしてこれを棚上げした。

さて四年ぶりで、この失業保険改悪案がふたたび登場した。六七年四月一九日、失業保険改正案を審議していた職安審議会は九回目の審議会をひらいて答申をまとめ、労働大臣に提出した。これはなし崩しに季節出稼ぎ労働者を失業保険からしめだそうというもので、とくに不正受給については刑事罰を加え、さらに二倍の徴収金を科することとという苛酷な内容のものであった。

この失保改悪反対闘争は、さきにのべた健保・共済改悪反対の闘争と併列しておこなわれ、とくに社保協・府県評という規模の集会と運動では、大きな社会保障闘争の二つの柱としてとりくまれてきた。署名運動、チラシ、ビラ、自治体工作などがこれである。なお、六七年三月の段階での失業保険改悪反対を決議した地方議会は、秋田県議会（三月一三日）、兵庫県山東町議会（三月二五日）、札幌市議会（三月一七日）、北見市議会（三月一八日）、新潟県小千谷市議会（三月二〇日）、青森県野辺地町議会（三月二〇日）である。

この失業保険改悪法案は、第五五特別国会では健保特別法案のあおりをくって継続審議となった。

### 新潟水俣病のたたかい

六七年六月一三日新潟の阿賀野川下流の昭和電工の工場廃液によるいわゆる〝水俣病〟の被害家族三一三名は、労働組合、民主団体参加の被災二周年決起集会の席上「公害訴訟」闘争を展開することを決定、同日昭電と国を相手にして新潟地裁に訴状を提出した。

### 第一〇回中央社保協総会

中央社保協は、六六年一二月一日から三日間伊東市で各単産、地方社保協、民主団体、政党代表一一〇人の参加で第一〇回総会をひらき、佐藤内閣が進めている社会保障改悪計画にたいし、年明けてからストライ

キをふくむ態勢をとることなどをふくむ当面の行動方針をきめた。この中央社保協総会は、少なくともわが国のありとあらゆる年間社会保障闘争を総括点検し、その批判の上に当面の社会保障闘争を展望し、職場や単産や地域でどのように統一して具体的な日常闘争をつみかさね、政府の政策に対決するかの重要な集会の一つである。

総会は、三日間の討議のすえ、運動のすすめ方をつぎのように決定し（要約）、六七年一月より九月にいたる全国的な中央・地域の統一行動の目標を決定した。

(1) 職場の安全、生命、健康、権利の破壊、危険や不安についての総点検をすべての産業の職場でいっせいにとりくむ。

(2) そのために職場委員会あるいは健康対策委員会などをつくり、春闘の具体的要求とすることをめざし、さらにふだんにたたかう課題として職場の統一要求をつくる活動をすすめてゆく。

(3) 職場の自発的なたたかいをおこすために、いのち・からだ・権利をまもる活動の学習、研究、討論を職場から中央まで組織していく。とくに労働災害、職業病、健康保険、共済組合、老齢保障、退職金その他の課題と最賃制確立と賃上げ要求との結びつきに重点をおく。このために中央単産の三役を含む全役員および書記局員を含めた学習、討論をかならずやろう。

(4) 職場ごとの独自要求をはっきりたて、単産の統一要求を明確にうちだし、春闘では最賃制要求とともに健保・共済改悪反対など社会保障要求でスト権を確立してたたかう。

(5) 産業別共闘内で実情と実態、たたかいの交流をおこない、合同して担当者、活動家の労災・職業病、健保、共済、老齢などの討論、研究、学習会などをひらいてゆこう。職場および単産の統一要求と全国的統一要求にもとづいて産業別共闘としての統一要求、重点要求をあきらかにする努力をつよめ、産業別闘争を前進させよう。（以上中央社保協発行のパンフレット、六六年一二月二五日発行「生命と健康を守るたたかい——第十回社保協総会の「統一行動方針」による）。

なお中央社保協加盟労組は三八、民主団体九、社会党、共産党であり、地方社保協三二都道府県、七地区労社保協・大阪一〇区に区社保協・横浜に区社保協がある。東京二三区に区社保協がある。

### 初の健保組合活動者会議

総評と中央社保協では、六六年一二月一五日、東京・日通会館で、単産の担当者や各健保組合の互選理事（労働者側理事）など約一二〇名参加のもとで、この種の会議としてはじめてといわれる健保組合対策会議をひらいた。厚生省保険局健保課長をよんで、厚生省の健保組合の予算編成、運営についての指導方針の説明をうけて、一見政府との団体交渉の感を呈し、とくに保険料の労使折半の原則を強制したり、そうしなければ予算案を認めないとか、新設健保組合を認可しないといったことはないとか、予備費の計上を必ず一〇％としなくともよい、必要なら準備金をくりいれてもよいなどの回答をもたらした。

健保組合の民主化闘争が、全般的に主要単産に反映し、理事くまれはじめたのは、六五年春闘いらい、とくに六五年九、一〇月に入ってからといってよい。全国金属、合化労連、紙パ労連、私鉄総連、炭労、全自交、全日通、全駐労などで、健保組合の労働者側理事議員の集会を積極的にもち、これが主会、組合会議がはげしく労使側で対立紛糾するところもではじめ、とくに保険料率やその労使負担割合の改訂など主要労働条件に関するものは、健保組合の機関をのりこえ、あるいはこれと平行して各企業間の労使の団体交渉にもちこむ労組がではじめたことである。また労働組合の手による自主的な労働者の〝健康白書〟づくり、健保組合の点検などのたたかいが六五年以降みられるようになった。

## 第五回社会保障討論集会

春闘共闘委員会と中央社保協主催の第五回社会保障討論集会は、六七年三月八、九、一〇日の三日間東京・久保講堂ほか六会場でひらかれ二四都道府県、六四労働組合、三三団体、二政党（社・共）代表約一二〇〇名余が参加した。二日目は、医療保障、老齢保障、失業と生活保護、労災と職業病、社会福祉、住宅の六分科会にわかれ討論された。

討論では「集団検診をしたら組合員の八割が要精密検査でその八割はすぐ治療が必要だった。このたたかいをひろげている」（全日自労）、「患者の生命を守るべき看護婦は月のうち一五日も夜勤の重労働で終始し、三人に一人は子どもを生めない状態である」（医労協）、「林業労働者は一二月～三月にかける深い雪などで仕事はなく、失保収入は生命の綱だ。改悪を断乎阻止することが生きることだ」（林野金山労）、「夫を殺され子どもと親をかかえ、産炭地振興工場にいるが三年たっても一日三五〇円でくらしはたたない。中毒患者も治らないのに放りだされている」（三池遺家族）、「有機溶剤、じんあい問題で労研調査を当局にやらせ、職場環境、労働時間、人員確保、賃金など、労働条件の要求と結合してたたかっている」（全印刷）、「職場の身体障害者の要求をきっかけに地域共闘に拡大している」（専売栃木）など合理化と人命無視の政策によって労働者や国民の生命と健康が破壊されている実態と職場地域のたたかいが無数に報告され交流された。

この社会保障討論集会は、さきの社保協総会とはまた異なった数多くの活動家、労働者によってそれぞれの専門分野における報告と討論で毎年社会保障闘争が着実にのびていくことを立証するものである。

### 生命と健康と権利をまもるたたかい（総評、中央社保協の全国活動者会議より）

道府県から一〇県地評、六県社保協、一七の単産、一一民主団体、二政党（社共両党）代表一二四名が参加して、たたかいの交流と討論がおこなわれた。それまで総評・中立労連、中央社保協で、社会保障闘争を、基本的人権、生存権にもとづく生命と健康と権利を守る闘争として位置づけてきた。そして医療保障、年金保障、生活保障、社会福祉、労働災害、職業病などの分野で、総評、中央社保協を中心にしてすでに「腰痛およびパンチャー病対策協議会」「共済対策委員会」「健保・共済改悪反対連絡会議」「日雇健保共闘」「看護制度共闘」「社会福祉共闘」などの分野別共闘などでとりくまれてきた。

これらの委員会、共闘組織自体が、たたかいの交流であり、情勢分析のもとに具体的なたたかいを統一しておしすすめる推進体のきをしてきた。この全国活動者会議では、これらの活動の基礎となる職場と地域の具体的なたたかいを交流し、強化し、とくに焦点を〝生命と健康を守るたたかい〟におき、職場・地域の具体的要求でたたかう方向をもとめたこと、要求と闘争を制度問題や改悪反対だけにせばめず、職場・地域で、生命と健康破壊にたいし、日常ふだんにいかにたたかうかに討論の重点をおいた点ではまさに画期的な集会になった。

この集会の特徴は、つぎのように要約された。一つは職場・地域

の実態、事実を正確につかむ努力が創意的にとりくまれていること。二つは、このたたかいは労働者と労働組合の団結と統一をつよめる闘争になっていること。三つは合理化反対、賃上げ闘争の基礎になるたたかいになっていること。四つは職場地域の共闘のかなめとなるたたかいとして、大衆的にたたかう方向が必要であること。五つは、資本と国・地方自治体の責任を明確にし、その責任を追求することなどであった。

### 白ろう病にたいする林業労働者のたたかい（全林野労働組合）

一九六一年長野で国有林労働者が白ろう病の症状を訴えたが、組織的なとりくみが弱く、林野庁に私傷病として一方的にしりぞけられた。六四年全林野の岐阜にも、白ろう病が多発し、六人が作業を中止し治療をうけなければならないことがわかり、これをうけて全林野は、林野庁に対して職業病認定と時間短縮を中心に要求書をだし、団交を激化せしめ、国会で追求、総評と連絡をとり、たたかいを強めていった。ついに労働省は六五年五月職業病として取り扱うことをきめた。さらに人事院は、当初は六五年内に職業病指定をおこなう旨言明しながら林野庁の抵抗で引きのばし、ついに六六年七月一日人事院規則を改正させ、職業病をかちとったのである。

しかし、その後、白ろう病は「レイノー現象または神経、首、関節、筋肉、けんしようもしくは粘液嚢疾患」に改められ、六六年九月現在で二五四名が治療を必要としているが、公務上災害と認定されている者はわずか三三名、のこり二二一名は人事院が認定しないために一切の補償がなく、仕事もできず無収入のうえに治療費は本人負担である。作業条件の改善はむずかしく、適格な治療がないうえに配置転換をすると賃下げになる。この白ろう病をなくすたたかいは、林野庁の合理化政策を、民主的医師の協力で一つひとつはねかえすことである。さらに民間林業労働者のうちチェンソー使用者は四～五万名いるとされ、これの組織化のたたかいも必要である。

### 全自交のムチウチ症のたたかい（全国自動車交通労連）

「ムチウチ症」とは、新しい病名で、ハイヤー・タクシー運転者や、バス、トラックの運転者に多く、「頸部坐傷」「頸部損傷」「頸部捻坐」「頸部震盪」「神経症」「ノイローゼ」と多岐にわたる病名が使われている。自動車の追突・衝突によることが多い。全自交は過去二回にわたって調査をおこない、東京の二一単組六〇〇〇名のうち患者二九五名（四・二九%）平均年齢三四歳、愛知三七組合患者数五九名、平均年齢三五歳、京都一〇組合患者数六五名（入院六名、通院五九名）、和歌山患者一〇人、神奈川は横浜を中心に入院・通院中のもの約一〇〇人ということが判明した。これらは、労働強化、長時間労働に加えて交通事故、追突などに帰因するものとして全自交は、職場、地域で、「ムチウチ症」対策を強めている。六六年五月二〇日、「交通危機突破、生活と権利を守る全国中央集会」をひらき、労働省、運輸省、厚生省に、ムチウチ症対策の交渉をおこない、現在全自交と経営者団体とのあいだに職業病――「ムチウチ症」対策委員会を設置してとりくんでいる。

### 生命と健康を守る新聞労働者のたたかい（新聞労連）

新聞労連は、六五年末から六六年一月にかけて全国の職場を対象に「労働災害をなくし健康をかちとるための職場の実態調査」と婦人全員を対象に「新聞産業で働く婦

人の実態アンケート」を実施した。この結果を六六年二月「新聞労働者の健康白書」（B6版四四ページ）としてまとめて発表し、春闘のなかで広く活用され、たたかいの武器になった。

東京地連の在京印刷部だけで三〇〇人をこえる労働者の腰痛症があることがわかり、腰痛対策協議会をつくり、東京、大阪呼応して新聞産業の腰痛症を職業病としてみ集会、六六年四月、労働省に、新とめよ、その他三項目を要求、申入れをした。五月三〇日東京都当局に、腰痛、けんしょう炎、ガス中毒の続発している六つの事業所に調査を約束せしめ、労働省と都当局の職場立入り調査を実現せしめた。六六年六月一五、一七日、七月五～八日に都側は労組側と話しあい、立入り調査と社側からの事情聴取をおこなった。

このようなとりくみとたたかいのなかで、報印労組では、二二人の腰痛症労働者が、配置転換、公傷にならないときでも準公傷としてとりあつかい、見舞金や健保適用外の直接治療費を会社が負担するなどの成果をえた。日刊工業労組では家族ぐるみのたたかいで、腰痛検診希望者全員に精密なレントゲン検査を実施させた。朝日労組では東京支部で「ニュース腰痛」を発行し共闘をつよめ、二〇歳代の青年にも、腰痛症がでていることを明らかにし、すでに休職期間の延長、見舞金の支給をかちとっている。

### けんしょう炎・腰痛症の労災認定のたたかい（東京職業病対策連絡会）

全国的に「けんしょう炎」「腰痛症」の職業病が多発しているなかで、全損保・東京海上火災などの労働条件の改善やキーパンチャー病のたたかいがくまれ、総評・中立労連を中心にして政府にたいして統一要求をおこない、すでに六四年には労働省から「キーパンチャーの作業管理基準、業務上疾病認定基準」の通達をださせることに成功した。けんしょう炎のための月一回の定例の連絡会をつくり新聞労連を中心に六六年四月第一回の腰痛症交流会をひらいた。こうしてひらかれたのが、六六年一一月二～三日、川崎市読売ランドの金融共闘第一回全国職業病対策連絡会議である。全国から一六二名の労働者・活動家が集まった。東京・横浜・金沢・神戸などの民医連・新医協の医師も参加した。このことについては、全国金融労働組合共闘会議編「事務労働者の職業病」（労働句報社）というこの会議の記録がある。

### 炭鉱特別年金創設のたたかい

はげしい石炭産業合理化の嵐のなかで炭鉱労働者の老後の保障として現在の厚生年金保険とは別に、特別な年金をつくることが、炭鉱労働者とくに炭労の久しい要求であった。有沢石炭調査団は六四年一二月、炭鉱労働者に特別な年金をつくれと答申したが、これをうけて六五年一二月石炭鉱業審議会が中間答申をおこない、六六年五月有沢小委員会ができ、同年七月石炭事業主の共同拠出で、炭鉱年金基金をつくり六七年度に実施せよと、最終答申をおこなった。このような一連の前向きの動向の背景には炭労、全炭鉱、炭職協の統一要求とたたかいがあったことはいうまでもない。このたたかいはCO中毒特別立法のたたかいとともに、強力にとりくまれた。こうして六七年特別国会で成立をみた。受給開始は七〇年からである。

# IX 政治的大衆行動

概要□ベトナム侵略戦争反対運動═ハノイ爆撃抗議の統一行動／総評大会、ベトナム反戦統一ストを決定／一〇・二一スト方針確立／第一次統一行動／総評臨時大会／一〇・二一スト支持声明／各単産のスト戦術／一〇・一四統一行動／一〇・二一スト／一〇・二一ストの総括／佐藤内閣打倒、国会解散要求の運動═一一・二七物価メーデー／同盟の政界刷新国民集会／原潜寄港反対闘争═第一〇～一一次寄港／第一二次寄港／全国実行委の新方針／エンタープライズ寄港阻止闘争／砂川基地拡張反対闘争═砂川基地闘争再燃／七・九砂川・板付大集会／メーデー═第三八回メーデー／中央メーデー準備状況／同盟「メーデー近代化」で申入れ

## 概要

一、ベトナム侵略戦争に反対する運動は、六六年六月末の米軍機によるハノイ爆撃以後さらに前進し、一〇月二一日には、日本労働運動史上初の〝反戦統一スト〟が、四八単産二一〇万人の参加を得て実施された。職場大会などを含めた統一行動への参加者は五二〇万人に達した。また、全国・中央両実行委の「一日共闘」も七月と一〇月に二度おこなわれた。

一、田中彰治事件以後、政府・自民党の腐敗汚職がつぎつぎと明るみに出て、佐藤内閣打倒、国会解散をめざすたたかいは六六年秋から年末にかけてたかまった。院内では野党四党連合が成立したが、大衆行動は総評を中心とする一一・二七物価メーデー、同盟の政界刷新国民集会、中央実行委の一二・一一全国統一行動などそれぞれ別個におこなわれた。

一、原潜寄港反対闘争は、全国・中央両実行委の現地共闘を中心につづけられ、六七年二月には、はじめて中央段階でも「一日共闘」がおこなわれた。

一、六六年秋、米軍立川基地の拡張が問題化し、一〇年ぶりに砂川基地闘争が再燃した。共催方式に関する意見の不一致から、五・二八砂川大集会は中央実行委の単独主催となったが、その後七・九

砂川大集会で実質的な両実行委の共闘が成立した。

一、第三八回メーデーは全国八四〇カ所で六六〇万人が参加して開かれた。同盟のメーデー近代化方針の実施が一年延期されたため、今回は統一メーデーが維持された。

## 1　ベトナム侵略戦争反対運動

### ハノイ爆撃抗議の統一行動

月二九日、ハノイ・ハイフォン新たな段階に入った。

これより先、六五年四月二日のベトナムにおける戦争がハノ行したばあい、それは世界戦争れわれは、『戦争反対、アジア職場、地域での抗議集会をひらち上れるようスト権をとる」などの方針を決定していた。さらに、同年夏の総評第二八回定期大会では、「各単産はベトナム侵略戦争に反対し、平和を守る闘いのスト権を確立し、核戦争の危機が重大化したときは、臨時大会を直ちに開催して体制を整備するとともに一せいに抗議ストをおこない、全国民の先頭にたって闘う」との方針を決定し、同時に「アメリカのベトナム侵略に抗議し、佐藤内閣の戦争協力反対の四〇〇〇万署名運動を国民の中に広げる」ことを確認していた。

だが、これらの方針を文字通りに実践することは必ずしも容易ではなかった。四〇〇〇万署名は六六年四月の第三次集計で九〇〇万余にすぎず、目標達成にはほど遠かった。また、ベトナム反戦スト の大会決定をおこなった単産は公労協、各組合、私鉄総連、合化労連、全国金属、炭労、全日自労、全印総連など決して少ない数ではなかったが、実際にハノイ爆撃に対して、ただちにストライキで抗議しえた組合はほとんどなかった。七月九日、総評加盟の各組合は、全国一せいにハノイ・ハイフォン爆撃に対する抗議行動を展開したが、いずれも時間外職場集会にとどまり、わずかに全自交だけが夏期一時金要求とあわせて始業時から四時間の時限ストを実施したにとどまった。しかし、ジュネーブ協定調印一二周年の七月二〇日には、全日自労東京支部の全分会をはじめ全国金属、全印総連、出版労協、全自交、全自運傘下の支部、分会、単組の一部が一〇分～二時間の抗議ストをおこなったほか、多くの職場では時間内・外の抗議集会が開かれた。またこの日は、東京、愛知、宮城、広島、兵庫、高知、長崎、京都などの都府県で社、共の統一集会が開かれた。東京では原潜阻止全国実行委員会と安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会の共催で「アメリカのベトナム侵略反対、ハノイ・ハイフォン爆撃抗議全国統一行動中央集会」が開かれ、三万二〇〇〇人（主催者発表によ る。以下同様）が参加した。この集会では総評の岩井事務局長が全国実行委の代表として決意表明にたち、「総評に集まるすべての労働者の決意として、アメリカ帝国主義がハノイ・ハイフォンを爆撃した

ら、われわれはストライキで抗議することをきめた。いま、その情勢なのである。すでにきめてきたように、いまこそ抗議の意思を大胆に全国民に訴えるため、ストライキをしなければならない。総評は今月末から全国大会を開くが、いま労働者階級に求められている全国民の寄託にこたえるために、ストライキの準備をこの定期大会で最終的に決定しなければならない。ここに集まった総評、中立、その他の組合が職場からベトナムでの侵略行動停止のための討論をおこし、その組合の状況がゆるす限り、すみやかにストライキ行動を具体的につみあげてほしい」と呼びかけた。

### 総評大会、ベトナム反戦統一ストを決定

総評第三一回定期大会は七月三一日から八月四日まで開かれ、六六年度運動方針、秋期年末闘争方針とならんで、つぎのような「アメリカのハノイ・ハイフォン爆撃に抗議するたたかいについて」の特別決議案を上提し、これを満場一致採決した。

【特別決議――アメリカのハノイ・ハイフォン爆撃に抗議するたたかいの強化について】　アメリカ帝国主義のハノイ・ハイフォン爆撃は平和と独立を守る諸国民の闘いにたいする新たな挑戦であり、アジアの平和をかつてなく脅す暴挙であるといわなくてはならない。この犯罪的暴挙にたいしていま国際的に抗議行動が津波のようにまきおこっている。すでにわれわれは職場・地域から抗議の大衆行動を組織し、四千万署名の飛躍的発展を期し全労働者の決起をめざしつつ、さらにこの行動を積み重ねる中から大会で決定した「抗議ストが速かに実現できるよう」具体的な準備を重ねてきた。

いうまでもなく、日本の労働者階級の「抗議行動」は侵略に抗し、民族独立のため生命を賭して闘っているベトナム人民との戦闘的な連帯を意味するばかりか、アメリカのベトナム侵略を支持し日本をその前線基地に提供している佐藤内閣の戦争加担の政策にたいし抗議する反戦平和の闘いである。

今日まで各単産がそれぞれ「抗議ストライキ」の体制を整備、点検してきたことは、日本の労働者階級の平和と民主主義を守る闘いの中での伝統的、歴史的な任務を果そうとするものにほかならない。

しかし現実の情勢の緊迫化にかかわらず、われわれのストライキの体制はまだまだ充分ではない。

われわれは各単産、各級機関が全力を挙げてスト権を確立し、全労働者が一斉にストライキが実行できるような体制を早急につくりあげなくてはならない。われわれは、大会の方針を速かに具体化し、実践するため次の方針を確認する。

一、ベトナム反戦四千万署名運動を集中的に実践し、七月～八月の間に二千万人を超過達成することを目標に努力する。

二、ベトナム人民にたいする「救援カンパ」を新たに提起し、一人百円を任意カンパによって年内中に結集する。これは全額ベトナム民主共和国総工会、南ベトナム解放民族戦線および南ベトナムで抵抗している労働者に送る。

三、八月十五日終戦記念日にあたり、できるところの各単産は、短時間でも抗議の実力行使が闘えるよう努力する。尚、この日全国の全職場で職場大会を開き、アメリカ大使館と日本政府に抗議の決議をおこなう。

四、八月下旬から九月にかけて学者、文化人の協力をえて、全国の都市を中心にして講演会を実施する。

また、これと併行して県評の指導のもと地区労単位に「討論集会」を開催する。この集会には総評本部および中央単産の役員が必ず参加する。

五、八月下旬から九月にかけて七月二十日を上まわる「ベトナム反戦の大衆集会」「職場大会」を重ねて開催し、十月段階のストライキを具体的に準備する。

六、以上の方針を具体化しつつ、十月中旬安保闘争に匹敵する、ベトナム反戦のストライキを闘い抜く。

七、総評本部は、これらの体制を確立するためポスター、壁新聞、ステッカーなど教宣資料を大量に作成するが、各単産もそれぞれ創意性をもった教宣活動を強化する。

また、この大会を最後に退任した太田議長は、退任のあいさつのなかで、「もしハノイ爆撃の抗議ストがほんとうにできなかったならば、なしくずしに私たちは、戦争勢力に巻き込まれて、大東亜戦争と同じような目にあうのではないか。これに半日ぐらいの抗議ストができなくて、私たちは、日本の民主勢力、平和を守る総評とはいえないと思います。ハノイ爆撃に対する抗議ストをなしとげた時に、私たちの前進の道はひらけるし、その勝利感の中に春闘も成功するだろうし、その中でストライキ権も奪還できるのだと思います」とのべた。

## 一〇・二一スト方針確立

八月一五日、国労、全国金属、全逓など総評傘下の各単産は大会での特別決議にもとづき全国で一せいに職場集会や学習会を開くなどしてハノイ・ハイフォン爆撃に抗議した。なかでも全印総連は東京、大阪、愛知、石川の各地連を中心に三〇分の抗議ストを実施した。

八月二四日、総評は政治、争対、教宣、企画、組織各局による秋闘合同書記局会議を開き、つぎのような秋闘の具体的な進め方を決定した。

一、統一行動計画

①九月二〇日をベトナム反戦、公務員賃上げ、最賃制確立、石炭合理化粉砕の四目標を統一要求とする秋闘第一次統一行動日とし、時間外職場集会、地評主催による総決起集会、中央統一集会を行なう

②一〇月一四日に最賃制確立、社会保障拡充、朝日訴訟勝利の中央統一集会

③一〇月二〇日前後統一ストライキ

二、活動目標

①各単産地評は、ベトナム反戦四〇〇〇万署名運動を九月中に五〇%、二〇〇〇万署名を達成し、年内に完遂すること、②四〇〇〇万署名運動とあわせて、任意の一人一〇〇円のベトナム人民に対する「支援カンパ」運動を一二月を目途にすすめること、③各単産は統一ストライキのスト権確立、批准投票を九月中に完了すること、④約二五人の学者、ジャーナリスト、評論家の協力をえて、九月中に全国道府県（沖縄を除く）にて講演会、討論集会を開催し、あわせて総評、各単産のオルグを派遣し、職場労働者のスト態勢確立の活動を側面から援けること。

このあと八月三一日には総評第二回幹事会がひらかれ秋闘合同書記局会議の行動計画を了承するとともに、①統一ストライキの日程を一〇月二一日とする②ストライキの規模は、民間は最低半日から二四時間スト、公労協は二時間の時限スト、公務員は半日ストを目標に最大限の実力行使をおこなうとの方針を決定した。

この方針は九月七日の第一回単産代表者会議や九月一二日の第一回拡大評議員会でも大筋において了承された。ただし、九月一〇日の第四回緊急幹事会で決められた「一〇・二一ストの犠牲者救援と炭労闘争支援のための組合員一人一〇〇円の義務カンパ」については、事前調整の段階で各単産にいれられず、結局臨時大会では一人当り実質三〇円に値切られた。拡大評議員会では、合化労連から「反戦ストは全単産があわせることが大切、このためには時期を先に延ばすことを考えてもよいのではないか」との意見が出されたが、岩井事務局長は「公務員賃闘の関係もあり、日取りを先に延ばすと困難性が倍加する」と答えた。また、国労、全日自労から「一日共闘」を一〇・一四だけでなく強化せよとの意見があった一方、

全通は最初から一日共闘を進めるのでなく独自行動をつみ重ねよと主張し、結局原案どおり承認された。

また、第一回拡大評議員会では、秋期年末闘争の指導機関として総評加盟全単産で構成する秋闘共闘委員会を設置し、具体的戦術実施についての指導をおこなうことを決定した。

**第一次統一行動**　九月二〇日、秋闘第一次統一行動が実施された。各単産は職場ごとに職場集会を開き、また地域での決起集会に参加した。中央では昼夜二回にわたって東京・日比谷野外音楽堂で中央総決起大会が開かれ、それぞれ七〇〇〇人、五〇〇〇人が参加した。

同日、総評は堀井議長の名で、世界労連、国際自由労連、国際キリスト教労連、全アフリカ労連などの諸組織と、それに加盟する各国の主要全国組織などに対し、一〇・二一ストにできる限りの共同行動を要請する呼びかけをおこなった。

また、同じ九月二〇日、総評の申入れに応じて全国、中央両実行委の会談が総評会館でおこなわれ、一〇月一四日に両実行委が統一中央集会をひらくこと、地方でも実情に応じ、できるだけ中央に準じて統一行動を組織するよう努力することなどで合意に達した。

さらに同じ九月二〇日、日教組第三一回臨時大会は、一〇月二一日には正午授業打切りを中心とする実力行使に突入すること、闘争基金として組合員一人当り二〇〇〇円徴収することなどの本部提案を圧倒的多数で可決した。この日教組の実力行使は、人事院勧告完全実施を主要求とする公務員共闘の第七次賃金闘争の一環として計画されたものであったが（公務員共闘の賃金闘争の経過については第二部V「主要賃金闘争の経過」参照）その成否は一〇・二一統一スト全体の成否にかかわるものとして注目されていたのである。

なお、日教組以外の公務員共闘の各組合も全農林、全駐労、全開発が二時間、自治労、都市交、全水道などが一時間の時限スト実施を決めていた。

九月二一日、総評幹事会は一〇・二一ストへむけて態勢を強化するため、一〇月三日～八日を教宣強化週間とし、つぎのような諸活動を実施することを決定した。

①各単産、単組の機関紙「特集号」を必ず発行する。県評は全国一斉に主要都市でビラまき、署名運動を実施する。とくに六大都市は主要ターミナル駅頭などで街頭宣伝、ビラまき、署名を大衆動員しておこなう。②職場、地域で討論集会をひらき闘う決意を交流しあう努力をする。その機会にベトナムの映画、ベトナムのパンフ、学習読本を活用する。③青年行動隊などを中心とし自転車（オートバイ）パレード、職場交流など創意をもった宣伝活動をおこなう。

また、一〇月九日を署名完遂全国一斉行動日とし、各組合員が最低一枚（六名分）をさらに地域の戸別訪問で獲得し、世論の結集をはかることなども決定した。

**総評臨時大会**　一〇月五、六の両日、総評は一〇・二一統一ストへの態勢をかためるための臨時大会を開催した（詳細については第二部II「総評・同盟・新産別の大会」参照）。大会は、一〇・二一スト統一方針を最終的に確認するとともに、つぎのような国民への訴えを採択した。

【一〇・二一ベトナム反戦ストライキのために国民の皆さんに訴える（全文）】　私たち日本の労働者は、ベトナム侵略戦争に反対して、来たる十月二十一日、抗議ストライキを行なうことをきめました。

このストライキは、何よりもまず、ベトナム戦争がアジア全体の大戦争

となることを防ぎ、日本国民の平和と安全を守るためのストライキです。またアメリカ軍をベトナムから撤退させ、ベトナムが真にベトナム民族の手に返ることを要求するストライキの意味を十分に理解してくださるよう、切にお願いします。

日本国民の世論は、圧倒的にベトナム侵略戦争に反対しています。しかし日本政府も、アメリカ政府も、この抗議の声を全く無視してきました。それどころか、アメリカ帝国主義は戦争を拡大し続けてきましたし、日本政府はそれに協力し続けてきました。いま沖縄、横田、板付、佐世保、横須賀などの基地が、この侵略戦争に利用されていることは明らかな事実です。しかも日本政府は、日米安保条約がある以上、戦争協力はあたりまえだと言っているのです。

こうして私たち労働者は、私たち自身の犠牲もかえりみず、抗議ストライキに訴えるほかないと決意いたしました。

日本の労働者は、日本を再び戦渦の中に巻き込むことに断じて反対であります。またかつてアジア大陸の侵略戦争に反対することは、働者が、民族独立のために、世界最大の帝国主義国と戦っているベトナム人民を支持することも当然の義務だと考えます。そして日本の労だと考えます。

日本の労働者が、現に進行している戦争に抗議してストライキを行なうことは、日本の労働運動史の中で、初めてのことです。私たちはこのストライキが、日本国憲法の平和主義の原則にかなっていることを信じて疑いません。もしこの行動を違法などと非難するものがあるとすれば、それは憲法の精神を全く忘れてしまった形式論であります。

佐藤政府の戦争協力政策は、いま国民を苦しめている物価値上がりと決して無関係ではありません。それして政府は、紀元節を復活し、教育の国家統制を強め、言論の自由を押えつけ、日本に再び軍国主義体制をつくろうとしています。自民党独裁のための小選挙区制、徴兵や海外派兵につながる憲法改悪の企ても、そのことをつながっています。

国民の皆さん

平和を守るもの、それは労働者を中心とした全国民の団結以外にはありません。国民の皆さんが、一〇・二一ストライキを理解し、支持してくださることを重ねて強く訴えます。

## 一〇・二一スト支持声明

一〇月一三日、阿部知二、戒能通孝、木下順二、中野好夫、野村平爾の諸氏の呼びかけによる要旨つぎのような「反戦平和ストライキ支持の声明」が三四八名の各界知識人の署名を得て発表された。

【反戦平和ストライキ支持の声明（要旨）】（前略）今日のアジアの危機と、これにたいするわが政府の態度を考えあわせるとき、私たちは、日本の労働組合がついに抗議のストライキに立ちあがったことを、言論による説得と並ぶ行動による説得として、その意義を高く評価せざるを得ない。それは日本国憲法の平和主義の精神と国民の安全とを守りぬこうとする行動であり、日本国憲法に忠実な限り、すべての国民は心からこれを理解し、支持し、これとの連帯を惜しまないと信ずる。このストライキを政治ストライキとして非難し、法律的解釈を操作して圧迫するようなことは、わが憲法の原則にそむくものである。

私たちは、十月二十一日の反戦平和ストライキを日本の民衆の画期的な行動として支持する。そして、もしも不当な圧迫によって解雇等の犠牲者が生じた場合には、抗議その他、あたう限りの協力をしたいと考える。

また、おりから来日中のフランスの作家J・P・サルトルも一〇月一四日「一〇・二一統一ストを、ベトナム北爆作戦に対する第一撃とみなし、すべての西欧諸国がもって模範とすべき行動であると考えるものであります」とのメッセージを総評に寄せた。

一〇月一九日には公明党もまた堀井総評議長にあてて「盛大なる一〇・二一大会、誠におめでとうございます。現今の腐敗せる政治を国民の手にもどし、平和と民主主義の確立を目指してご活躍されんことを心からお祈りいたします」との激励の言葉を寄せた。

また、先に総評が発表した世界各国の労働組合に対する連帯行動

のよびかけにこたえて世界労連が連帯の意思を表明し、傘下の労組に連帯行動を呼びかけたのをはじめ、全インド労組会議が一〇月二一日を「ベトナム連帯デー」に決定するなど、世界各国の労働組合から激励、連帯のメッセージが連日総評に寄せられてきた。つぎに、その組織名だけを掲げておこう。

世界労連、全インド労働組合会議、イタリアCGIL、中国全国総工会、アメリカ電機ラジオ労組、キプロス労組、ベトナム総工会、全ソ労働組合中央評議会、チェコスロバキア労働組合中央評議会、フランスCGT、アルジェリア労働総同盟、フランス民労連、全インド農民組合、コンゴ労働総同盟、自由ドイツ労働総同盟、ポーランド農業労組・国会社会福祉労組・鉄道労組・港湾労組・金属労組・自動車工場従業員、南ベトナム解放戦線、インドAITUC、ボンベイ石油労組・マヒンドラ労組・ゴドレジ労組・ボンベイ郊外機械従組・ボンベイ製薬従組・アムリッツア繊維労組、朝鮮職業総同盟、国際民婦連、ベトナム平和のためのイギリス総議会労組、ルブラン・トラック工場労組（スペイン）、カレドニア労組連合、化学・石油インター、ルーマニア労働組合中央評議会、ブルガリア政府・公共企業労組、ユーゴースラビア労働組合中央評議会、第五回機械金属国際会議、キューバ労働総同盟、ザンビア労組、ピレ市バス車掌労組（ギリシャ）

## 各単産のスト戦術

総評大会と前後して、各単産は大会、中央委員会、戦術会議などを開いて統一ストの態勢をかため、具体的な戦術決定をおこなった。

〔全国金属〕九月二九日～一〇月二日、第一八回定期大会を開き、ベトナム侵略反対などで、一〇月二一日に半日ストを実施するとの本部提案を賛成二四九、反対一七、保留一の圧倒的多数で可決。

〔全逓〕一〇月一日の中執委で二一日にはベトナム反戦と時短と、東京、大阪、名古屋、神奈川の四中央郵便局と全国一四県庁所在地統轄局で半日スト実施を決定。

〔自治労〕一〇月二、三日の中央委で一時間の時限スト決行を確認、スト一般投票は投票数五一万七五六七（投票率八六%）賛成三九万六八五八（賛成率七六・六八%）反対一〇万一〇〇一。

〔私鉄総連〕一〇月四日の中央委で全組合が始発から午前六時までの時限ストを決定。

〔国労〕一〇月七、八日の中央委で全国六ブロック各一、二カ所の拠点で運転部門中心に一～二時間の時限ストを決定。

〔日教組〕一〇月八日の全国戦術会議で三二都道府県で半日スト突入を決定。なお、一〇・二一半日休暇闘争の批准投票の結果は、投票総数五〇万三〇三三（九一・六二%）、賛成三六万四〇四五（七二・三七%）。

〔炭労〕一〇月一二～一三日の臨時大会で、合理化反対、ベトナム反戦で全山二四時間ストを決定。

なお、合化労連は一〇月七日の中央委で、鉄鋼労連は一〇月一四日の中央委でストには参加せず、大衆行動をおこなうことを決定した。また全電通も九月三〇日の全国地本委員長会議でスト参加、時間外職場集会実施の方針を決め、一〇月七日の中央委で確認した。

### 一〇・一四統一行動

一〇月一二日、公務員共闘は東京・日比谷野外音楽堂で第八次統一行動中央総決起大会を開き、「一〇・二一ストライキ宣言」を発した。これに対し、政府は同日、森総務長官談話を発表してストライキの中止を求めた。また一四日には公務員給与に関する関係閣僚六人委員会を開き、人事院勧告を九月以降実施することを決め、同日の閣議で最終的に決定した。

一〇月一四日、全国・中央両実行委の共催による「ベトナム侵略戦争反対、一〇・二一ストライキを勝利させるための中央総決起大会」が東京・明治公園でひらかれた。大会には七万人（警視庁調べでは三万人）が参加し、「アメリカのベトナム侵略に反対し、佐藤内閣の戦争加担に抗議する決議」「一〇・二一スト勝利のための決議」「ベトナム人民へのメッセージ」を採決した。同日、中央集会に呼応して全国各地で集会が開かれ三九万人が参加した。なかでも、京都、秋田、宮城、福島、長野、富山、愛知、三重、奈良、和歌山、兵庫、島根、香川、高知、福岡、鹿児島の一六府県で社共の統一集会が開かれた。大阪、岡山、広島などでは地評の主催であったが、社共両党の代表があいさつした。なお、この日は警察庁調べでも、三八都道府県、二二〇カ所に一五万七〇〇〇人が参加し、六五年六月九日の「ベトナム反戦一日共闘」の一〇万八〇〇〇人を上まわった。

このあと、総評は一八日に全単産委員長・書記長会議を開いて各単産の一〇月二一日当日の戦術を最終的に確認した。

## 一〇・二一スト

一〇月二一日、日本労働運動史上初の〝反戦統一ストライキ〟が実施された。闘争に参加した労働者は総評、中立労連など九一単産約五二〇万人。そのうちストライキに突入したのは民間二二単産七六万二〇〇〇人、公務員九単産一二三万一〇〇〇人、公労協七単産九万人、中立労連一〇単産二万三〇〇〇人、計四八単産二一〇万六〇〇〇人であった。職場集会で闘争に参加したのは、民間二五単産九五万一〇〇〇人、公務員三二単産五二万八〇〇〇人、公労協九単産五三万一〇〇〇人、中立労連一〇七万四〇〇〇人である（「総評」第八〇九号による）。

民間では、炭労が二四時間スト、全日自労が半日スト、私鉄総連、全国金属、全国一般、全港湾、全印総連、全自交、医労協、化学同盟、その他が三〇分～二時間の時限ストを実施した。しかし、はじめ午前六時までの時限ストを予定していた私鉄総連は、大手の一部が脱落したため、二〇日夜中執委を開いて始業時より三〇分～一時間の時限ストに戦術をダウンした。

公労協関係では、国労が予定通り全国七拠点（函館、仙台、大宮、高崎、大垣、上井、鹿児島）で二時間以内のストライキを実施したほか、吹田、新鶴見で順法闘争をおこない、列車三九本を運休させたほか、三六本を遅延させた。全逓は、はじめ中郵を中心に半日ストを予定していたが、前日になって、労働時間短縮、航空機搭載問題などで当局との話合いに前進がみられたとして、一五普通郵便局で一時間の時限ストを実施することに戦術をダウンした。

人事院勧告の完全実施と地方公務員の給与改定に必要な財源を国で措置することを要求して一〇・二一統一ストの中核となった公務員共闘では、一部で戦術ダウン、脱落はあったものの、日教組の半日休暇、日高教、全農林、全駐労、全開発の二時間スト、自治労、都市交、全水道の一時間ストなど、公務員共闘初の統一ストを決行した。

またこの日、全国各地で集会、デモが実施された。東京・日比谷野外音楽堂で開かれた「一〇・二一秋闘第三次統一行動中央総決起大会」には二万人が参加し、「一〇・二一反戦統一闘争の成功のうえに立ってさらに闘いを強化し、一切の弾圧を大衆行動をもってはねのけ、腐敗、堕落の極に達している佐藤内閣の総辞職、国会解散、および諸要求貫徹まで長期にかつねばり強く闘う」ことを決議

した。

【一〇・二二統一闘争実力行使実施状況】　一〇月二七日現在総評調

一、民間スト突入組合　一八単産　合計七二一、三五五人

全国金属　一～四時間スト　約九〇〇支部（時間内くいこみ含む）　一四〇、〇〇〇

合化　四支部（合同労組）　五、〇〇〇

化学同盟　二～半日スト　四八支部分会　一〇、〇〇〇

紙パ　三〇分～一時間スト　八〃（二四時間一支部）　一、〇〇〇

ゴム労連　三〇分～一時間スト　一二組合　約二、〇〇〇

私鉄総連　平均三〇分スト　四八〃（大手を中心に）　一五〇、〇〇〇

全自交　一～二時間スト　四九〇〃　五〇、〇〇〇

全自運　一～半日スト　六〇余支部　一三、〇〇〇

全港湾　一～二時間スト　北海道、日本海、関東、東海、関西、九州などはほとんど二時間　一八、〇〇〇

炭労　二四時間スト　全山全員　五五、〇〇〇

全鉱　二四時間職場放棄　全組合一〇%　四、〇〇〇

全印総連　一～二時間スト　一〇二組合（兵庫、福島、青森は未報告）　三、〇〇〇

全国一般　二時間スト　各地本とも　三〇、〇〇〇

医労協　三〇分～一時間スト　一六七単組支部分会　約一一、〇〇〇

全日自労　半日スト　全員参加　一七〇、〇〇〇

日通労組　一時間スト（午前九～一〇時の間）　拠点（東京、名古屋、大阪他四）　二五五

繊維労連　〃（平均）　東京、愛知、熊本、その他はハチマキ、ゼッケン　二、三〇〇

政労協　一～二時間スト　二二組合　一八、八〇〇

二、中立組合スト突入組合

民放労連　四〇分～三時間スト　四組合（放送開始時間のところもある）　一、〇〇〇

出版労協　三〇分～一時間スト　二九組合一一分会（二四時間二組二支部、半日スト一支部他）　三、三〇〇

地銀連
外銀連
全相銀連
全損保
全信労
全証協
日本信託
国民金融公庫　一五分～一時間スト　三支部　一〇、〇〇〇

三、公労協スト実施組合

国労　二時間以内のスト　四支部数支店　七単産　合計一〇四、一九五人

全逓　一時間スト　二〃　七拠点　二五、〇〇〇

動労　二時間の時間内　二〃　一五普通局　五〇〇

全林野　三〇分～一時間スト　一〇〃　二八支部　二、〇〇〇

全専売　三〇分スト　〃　全職場　七〇、〇〇〇

全印刷　一〇～二〇分スト　〃　五カ所　一、六〇〇

アル専　三〇分以内スト　〃　四拠点　四、〇〇〇

四、公務員共闘スト実施組合　八単産　合計一、二三三、〇〇〇人　全支部　一、〇〇〇

日教組　四七〇、〇〇〇
日高教　四〇、〇〇〇
全水道　八〇、〇〇〇
都市交　七〇、〇〇〇
全農林　五五、〇〇〇
全駐労　四〇、〇〇〇
全開発　一二、〇〇〇
自治労　五一六、〇〇〇

五、民間時間内外職場集会実施組合　二七単産　合計一、〇七六、三〇〇人
鉄鋼、合化、全硝労、全日通、新聞労連、日放労、全海運、電産、全九電、電済労、国際電電、電通共闘
全国金属、化学同盟、紙パ、ゴム労連、私鉄、全港湾、全自交、全自運、全鉱、全印総連、全国一般、繊維労連、医労協、政労協、日遥送などの一部でストを実施しない場合は時間内外の職場集会、地域集会に参加した。

六、中立組合時間内外職場集会、地域集会に参加
二五単産　合計九八一、八五〇人

七、公労協時間内外職場集会
九単産　合計五四〇、二〇〇人

八、公務員共闘時間内外職場集会　三二単産　合計五二九、〇〇〇人
日教組、全水道、自治労、その他国公共闘

実力行使　四三単産　約二、〇七三、〇〇〇
時間内外職場集会　九三単産　三、一二八、〇〇〇
計五、二〇一、〇〇〇人

## 一〇・二一ストの総括

総評は、一一月八日、第二回拡大評議員会を開いて、つぎのように一〇・二一ストの成果と欠陥を総括した。

【一〇・二一統一ストの成果と欠陥】(1)闘いの成果

1　この闘いには、総評、中立単産を通じて四八単産二一一万人が実力行使、九一単産三〇八万人が職場大会、その他の抗議行動に参加した。これはいうまでもなく、参加人員として最大のものである。このように五二〇万人を超える組合員が、鋭さにおいて欠ける面はあったにせよ、ベトナム反戦をはじめとする諸要求を結合して整々と統一行動に起ち上ったことは大きく評価すべきである。

2　経済要求が実際になくても、困難な状態を克服して、ベトナム反戦、最賃制確立でストライキを組織した組合、公務員共闘のように自らの賃上げを前面に押し出してストライキを行なった組合など、さまざまな形がみられたが、政治要求と経済要求の闘いが、佐藤内閣の反動政策粉砕の一点に集中し、これが成功の要因となったことは否めない。

3　また、スト権を確立できない組合やストライキを組織できなかった組合でも、職場集会、地域や参加組合への協力体制など積極的な姿勢がとられていたことは今次闘争の特徴であり、大きな前進面といえよう。

4　ベトナム反戦と政治反動の闘いの成果としては次のような諸点をあげることができる。

イ、この闘争を準備し、体制を整備する中で職場の政治討議が画期的に前進し、現在の情勢、就中内外の独占資本とその政府の労働者にたいする攻撃の体制を解明しつつ「平和を脅かす重大な事態に際しては、日本の労働者は生産点で断固として闘いにたち上る」という戦争反対の決意の労働者は生産点で断固として闘いにたち上る」という戦争反対の決意と行動を内外に示すことができた。

ロ、この闘いが、総評だけでなく中立単産を含めた広範な労働者階級の統一行動となって発展したことは、日本の労働者階級の全体的な前進への一つの足場をつくり、さらに幅広い国民各層にたいしても「アメリカのベトナム侵略戦争と、佐藤内閣の戦争加担政策の危険性」をうきぼりさせることに一定の役割を果した。

ハ、ベトナム総工会からのメッセージに「ベトナム人民との間に友情にみちた連帯の環ができあがった」とあるように、闘うベトナム労働者と

の前進し、さらに国際的な労働者階級と日本の労働者の連帯が一層前進したことは、わが国の労働運動の歴史の上に、大きな国際連帯の行動としてしるされるものである。

ニ、反動と戦争、汚職と腐敗政治の佐藤内閣にたいする労働者の一撃として、内閣打倒、国会解散を要求する大衆的圧力を一層強化し、前進させる大きな転機とすることができた。

5～8（略）

(2)今次闘争の問題点

1　一〇・二一ストライキは、たしかに多くの労働者の参加をみながらも、結果として戦略産業である重化学産業の労働者のストライキ体制が弱かったことは事実であり、産業再編成を中心に政府、独占資本の攻撃と労使の力関係からみて、今後ここに努力を集中する必要がある。

2、戦術についても、当初確定した戦術を相互のもたれ合いから弱めるような状態が一部に見られたが、各単産とも困難な条件のなかからストライキを闘うのであり、相互に激励し、交流しあって戦術をたかめあう努力が一層必要であった。

3　また職場の大衆討議が、画期的な前進をみせたことは疑いないとしても、それを全労働者が「確信をもってストライキにたち上がる」ような普遍的な決意にまで高めるという意義についての職場における大衆討議の不足が各一統一ストライキを闘う意義についての職場における大衆討議の不足が各単産、単組毎の戦術の不均衡を生んだ一つの原因ともなった。これは、もっと日常不断に職場の組織がためと闘争体制づくりを行い、労働者一人一人の階級的な自覚と自発性の高揚をはかるための教宣活動を強化させなくてはならない。

4　四本の要求の柱についての相互の関連性を明確に指導する面で、キメのこまかい配慮が不足し、それぞれが機械的、観念的にうけとめられ、統一行動の意義がバラバラになっていた事実は否定できない。これは、今後の闘争の中で「政治闘争」と「経済闘争」の結合の在り方として、充分点検される必要がある。

5　また一〇・二一ストが植民地支配に反対、民族の独立をめざすベトナム人民との連帯という立場に立つ限り、現実にアメリカの支配をうけ、ベトナム戦争の最大の補給基地となっている沖縄返還闘争をもっと前面に押し出すべきであった。

## 2　佐藤内閣打倒、国会解散要求の運動

### 一一・二七物価メーデー

総評は、反戦統一ストを数日後にひかえた一〇月一七日の幹事会で、秋闘の四目標に新たに「物価値上げ反対、腐敗・汚職佐藤内閣打倒、国会解散」を加え、一〇・二一スト後はこれを中心要求に国民運動を展開することを決め、翌一八日の単産委員長会議で提案し満場一致決定した。そして、具体的には、国会の関係委員会で「黒い霧」追求が第二のヤマを迎えるとみられる一一月一〇日ごろから国会に対する陳情、請願デモを強め、さらに一一月二七日には、中立労連とともに「一一・二七物価値上げ反対、腐敗政治追放中央国民大会」を開き三〇万人を動員することなどを決めた。

一一月一〇日、一一・二七へむけての前段行動として「腐敗政治を糾弾し、佐藤内閣打倒、国会解散を要求する中央集会」が総評、社会党、中立労連、東京地評の主催で開かれた。会場の東京・日比谷野外音楽堂には七〇〇〇人（警視庁調べ三〇〇〇人）の労働組合員らが参加し、「われわれは全国民の抗議を一つに結集し、徹底的に

腐敗・汚職を糾弾して佐藤内閣を打倒し国会を解散させるために闘う」との大会宣言を採決した。

「一一・二七物価メーデー」は春闘共闘委の主催で、全国二九八カ所に二七五万人が参加して実施された。東京・旧オリンピック選手村で開かれた「物価値上げ反対、腐敗政治追放中央国民大会」には二三万五〇〇〇人が参加し、「物価値上げ反対、腐敗政治追放、国会即時解散要求に関する決議」と「国会を即時解散に追い込み、きれいな選挙によって自民党を追放しよう」との「大会アピール」を採択した。大会には社、共両党代表、消団連、日本婦人会議の代表が来賓としてあいさつし、公明党もメッセージを寄せた。なお「物価メーデー」の参加者数は警察庁発表によれば全国一六七カ所で二六万七〇〇〇人と主催者発表の一〇分の一にも満たない数であった。また警視庁調べによる中央集会の参加者数は七万九〇〇〇人であった。これについて「総評」第八一四号は、「総評が公式に発表した数字は各単産、県評から報告されてきた数字であり、若干のダブリや異動があっても大差のないもので、警察庁の発表数字は明らかに〝余りにも政治的すぎる〟低い数字で反論する必要もない」とのべている。

春闘共闘委は、一二月一四日にも、東京春闘共闘、公務員共闘との共催で、八〇〇〇人を集めて「弾圧反対、年末諸要求貫徹中央総決起大会」を開いた。この大会は、一〇・二一ストに関連して日教組に加えられた刑事弾圧に抗議するためのものであったが、ここでも「不当弾圧反対の決議」などとともに「腐敗政治追放、佐藤内閣打倒」に関する決議が採択された。

### 同盟の政界刷新国民集会

同盟もまた一〇月二〇～二一日の第一六回執行評議会、一〇月三一日～一一月一日の第一七回執行評議会、一一月二九日の第一七回執評と審議を重ねた結果「政界刷新、佐藤内閣退陣、衆議院解散」を要求する国民運動を展開することを決定した。この決定にもとづき、一一月一五日には、大阪同盟と民社党共催による「政界刷新、佐藤内閣退陣、国会解散要求関西大集会」が大阪中之島公会堂で五〇〇〇人を集めて開かれた。つづいて、一一月一八日には東京・日比谷野外音楽堂に一万五〇〇〇人を集めて「政界刷新、佐藤内閣退陣、衆議院解散要求中央集会」を開いた。中央集会では、中地同盟会長、西尾民社党委員長の代表あいさつのあと、「政界刷新、佐藤内閣退陣、衆議院解散要求に関する決議」を採択したのち、ちょうちんデモをおこなった。このほか、一一月一七日には宮崎、一九日三重二区、二二日名古屋、新潟、二三日兵庫三区、二四日静岡三区、二七日福岡三区、栃木二区、二八日福岡三区、三〇日兵庫四区、一二月一日京都一区、二日兵庫一区の各地で同盟と民社党共催の集会が開かれた。

### 一二・一一全国統一行動

安保破棄、諸要求貫徹中央実行委員会は、一一月一七日に拡大幹事会を開き、①一一月二〇日～一二月二〇日を「佐藤内閣打倒、国会解散、諸要求貫徹全国統一行動月間」とし、「職場、地域を基礎に、労働者の年末闘争をはじめ切実な要求にもとづく大衆闘争をもりあげ、あらゆる創意ある宣伝活動をくりひろげ、さらに広範な人民各層の力を一つにして全国統一行動に結集しし」「佐藤内閣打倒、国会解散の旗をたかくかかげ、ベトナム侵略反対をはじめとして当面の緊急

課題にもとづく、全民主勢力の共同闘争をいっそう前進させる」②この結集点として一二月一一日に東京での中央集会をはじめ全国で大統一行動を展開することなどを決定した。

一二月一一日、東京・明治公園の第一会場とそれに隣接した国立競技場横の広場の第二会場に六万二〇〇〇人を集めて「汚職・腐敗の徹底的糾弾、佐藤内閣打倒、国会解散、諸要求貫徹全国統一行動中央大集会」が開かれた。集会は中央実行委代表の基調報告のあと、労働組合、学者、文化人、共産党の各界代表が決意表明をおこない、つづいて総評、全国実行委、社会党など国内各団体とベトナム民主共和国平和委員会からのメッセージが披露された。ついで特別報告として砂川基地反対同盟の代表が闘争の現状を、また共産党国会議員が臨時国会でのたたかいについて、それぞれ報告し、最後に「闘争宣言」と「ベトナム人民への連帯のメッセージ」を採択した。この日は、大阪、福岡で各二万人が参加して同様集会を開いたほか、北海道、福島、埼玉、神奈川、愛知、京都、奈良などのおもな都市でも大衆的なデモと集会が実施された。

## 3　原潜寄港反対闘争

### 第一〇～一一次寄港

アメリカの原子力潜水艦は一九六四年一一月一二日、シードラゴン号の佐世保寄港を第一回として、一九六七年六月二〇日、バーブ号の横須賀入港まで、佐世保に一二回、横須賀に四回、計一六回入港した。これに対する反対闘争は、社会党、総評などの「原潜阻止全国実行委員会」（以下、全国実行委と略称）と共産党、民青、平和委員会などが結集した「安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会」（以下、中央実行委と略称）の二つの共闘組織を中心におこなわれた。しかし、六五年二月の原潜第二回入港以後は佐世保、横須賀の現地では両実行委の間に連絡会議が設けられ、同一集会、同一デモなどの共同行動がつづけられてきた（第二次～第九次入港に対する反対闘争については本年鑑第三七集二八九～二九三頁参照）。

六六年八月一日、スキップジャック型の原潜スヌーク号が佐世保に入港した。アメリカの原子力潜水艦の佐世保入港は九回目で一月のサーゴ号以来半年ぶり、五月のスヌーク号横須賀入港を加えると、日本への寄港は一〇回目であった。これにたいし、社、共両党はじめ各団体は抗議の意思をあらわし、前日から開かれていた総評第三一回定期大会は「米原子力潜水艦の寄港に抗議し、日本の核基地化に反対する決議案」を緊急提案し、満場一致これを可決した。現地、佐世保では入港時の一日午前七時半から佐世保市安保破棄実行委員会を中心に約二〇〇〇人が市内鯨瀬ふ頭で抗議集会を開き、同日午後五時半からは、佐世保市民会議主催の抗議集会が総合会館前で約三〇〇〇人を集めて開かれた。同日、全国、中央両実行委はこれまでの方式で統一行動をおこなうことを再確認した。また両実行委の現地闘争本部の間でも連絡会議がもたれ、三日午後五時半、佐世保市松浦公園で両実行委共催、全九州規模の抗議集会を開くこと、集会の名称を「原潜阻止、ベトナム侵略反対九州地区佐世保集会」と

すること、市民に抗議行動を呼びかける宣伝活動は両実行委がそれぞれ独自にとり組むことなどを決定した。この集会は予定どおり実施され、両実行委の現地本部を中心に長崎、福岡、佐賀、大分、熊本の各県から三〇〇〇人（「社会新報」八月一〇日付による。「赤旗」八月五日付では二四〇〇人）が参加した。集会では全国、中央両実行委の代表の決意表明のあと社会党石橋政嗣、共産党加藤進両代議士のあいさつがあり、つづいて佐藤首相、米大統領あての抗議文と総評大会へのメッセージを満場の拍手で採択した。閉会後、集会参加者は米軍基地前をとおって繁華街を抜けるコースをデモ行進した。スヌーク号は八月五日朝出港したが、これに先立ち同日午前七時半から中央実行委現地本部は原潜追い出しの抗議集会を開き、長崎市からバス一台でかけつけた労働者、学生を含む約一〇〇人が参加した。

八月二二日、スヌーク号は出港後わずか一七日で再び佐世保に入港した。しかも今回は九月六日までの一六日間というこれまでにない長期停泊となった。これに対し、中央、全国両実行委は、前回同様、入港当日それぞれ別個に抗議集会を開いたほか、八月二八日午後一時から佐世保市鯨瀬ふ頭で両実行委の共催による「ベトナム侵略反対、原潜〝寄港〟阻止佐世保大集会」を開き、九州各県をはじめ西日本各地から約一万人（「社会新報」九月四日付では六〇〇〇人）が参加した。また同じ二八日、佐世保に呼応して東京都南多摩郡多摩町では「八・二八稲城・多摩ホークミサイル基地設置阻止、米原子力潜水艦佐世保入港抗議大集会」が開かれた。この集会は稲城、多摩両町ホークミサイル設置反対協議会の主催、社、共両党、全国、中央両実行委、三多摩労協の後援で開かれたもので、東京都内、神奈川など関東各県から約三〇〇〇人が参加した。また、五日午後五時半からは佐世保市島瀬公園で「スヌーク号、出し集会」が開かれ五〇〇人が参加した

## 第一二次寄港（横須賀）　スヌーク号が佐世保を出港する前日の九月五日、横須賀にシードラゴン号が入港した。横須賀には二回目、佐世保とあわせるとアメリカ原潜の日本寄港は一二回目であった。

九月二日、寄港の正式発表に先だって、全国、中央両実行委および原潜阻止横須賀実行委員会（社、共両党と地区労で結成）の三者代表による連絡会議が横須賀市の勤労会館で開かれ、従来の確認と申合せ事項にもとづいて、原潜寄港時における抗議集会の日程、規模などを決定した。また、全国、中央両実行委は、入港六日目に両実行委の共催による中央集会を開くことで合意に達した。

九月四日、シードラゴン号が五日から九日までの五日間横須賀に寄港することが発表された。このため、両実行委と横須賀実行委の二回目の三者連絡会議が直ちに開かれ、抗議行動の日程を調整した。この決定は実施され、三者主催の抗議集会がつぎのように開かれた。

①入港時の五日午前七時、横須賀市臨海公園、五〇〇人参加。②五日午後六時、臨海公園、九〇〇〇人参加、このあと基地正門前―三笠通り―京浜急行横須賀中央駅のコースを抗議デモ。③六日午前と午後の二回、横須賀港の米軍基地沖を一二隻の漁船で海上デモ。④七日午後六時二〇分、臨海公園で「ベトナム侵略反対、原潜寄港阻止、横須賀大集会」、三万三〇〇〇人参加、横須賀アピールを採択したのち、抗議デモ。⑤一〇日、臨海公園、「原潜追いだし集会」、五〇〇人参加。

また九月八日には、全国、中央両実行委共催の「米原潜寄港抗議、ベトナム侵略反対、一〇・二一ストの勝利をめざす中央集会」が東京・日比谷野外音楽堂に一万五〇〇〇人を集めて開かれた。中央段階で原潜寄港反対を掲げて両実行委が共闘するのは、これがはじめてであった。

シードラゴン号の横須賀寄港に反対して統一行動をくりひろげた全国、中央両実行委と横須賀実行委員会は、原潜が出港した九日に三者連絡会議を開き、つぎのような声明と「一部学生の行為にたいする見解」を発表した。

【声　明】　一、今回の横須賀にたいする原潜寄港は、佐世保と同時入港という特徴をもっていました。これは、明らかに原潜寄港目的が、単なる休養と補給という名目ではなく、「ベトナム侵略戦争のための恒常的な前進基地」に変わりつつあることを示すものです。これはまた、原子力空母エンタープライズの寄港に途をひらき、日本の核・ミサイル武装化を一層強めるものであります。

二、さらに、これはアメリカと日本政府がおしすすめている日米安保条約の長期固定化、小選挙区制の強行、憲法改悪という政治反動と軍国主義の復活に拍車をかけることになります。

三、われわれは、このような危険な原子力潜水艦の入港にたいし、ねばり強く反対し、幅ひろく横須賀市民と固く手をむすんでこれを阻止するために闘ってきました。

第二回目の原潜の横須賀入港にさいして、われわれは、この闘いを平和を愛する日本国民全体の闘いとして位置づけ、現地における全国実行委員会、中央実行委員会、横須賀実行委員会の三者一体の共闘を基礎とし、これをつつむ全国の抗議行動をいっそう拡大・発展させるよう努力してきました。

四、現地、横須賀の闘いは、佐世保の闘いと相呼応し、特に京浜地帯の労働者を中心に、大衆動員、デモ、宣伝活動などによって強力に展開されました。

現地の闘いは、当初新聞などで「尻つぼみの原潜闘争」と宣伝されましたが、九月七日、三万三千人が参加した「横須賀大集会」の成果は、原潜阻止のエネルギーが着実に横須賀市民と日本国民のなかに定着し、拡大していることを示すものです。

特にわれわれは、このエネルギーを九月八日、首都東京に結集し、「米原潜寄港抗議、ベトナム侵略反対10・21ストの勝利をめざす中央集会」を成功させ、米原潜の「寄港」に抗議し、アメリカのベトナム侵略反対、ベトナム人民支援の10・21ストを闘う決意を内外に示威いたしました。

五、われわれのこのような統一行動の前進は、平和と民主主義、独立をめざしてたたかっている全国の仲間を激励し、奮起させることとなったと確信します。

われわれは、このたたかいの成果のなかから、労働者階級がアメリカ帝国主義と、その戦争と侵略の政策に加担している佐藤内閣に抗議して統一ストにたちあがる10・21の歴史的闘いの基礎をますます強固なものとすることができました。

六、われわれは、今後いつ、そして何回原潜が入港しようとも、われわれは三者連絡会議に結集している民主勢力の団結をつよめ、いっそう広範で強力な抗議行動にたちあがり、整々堂々、秩序ある統一行動を強化させるために努力することをここに声明いたします。

【一部学生の行為にたいする見解】　われわれの統一した方針と統制からはなれて、一部の学生が行動し、警察の挑発によって無秩序なデモと混乱をおこしたことは遺憾である。

この一部学生の行為は、横須賀市民と協力し、ねばり強く幅ひろい反対闘争を継続させ、発展させていくというわれわれの統一した方針とちがうものである。

これらの行動が一般市民とわれわれのデモンストレーションとの離間をねらっている反動勢力に口実をあたえていることにたいし、重大な懸念をもたざるをえない。

われわれは、学生諸君が、横須賀市民をもふくめた全体の運動の発展のために、統制と秩序にしたがうことをもとめるものである。

## 全国実行委の新方針

九月一五日、原潜阻止全国実行委は、要旨次のような「原潜闘争――総括と今後の方針」を発表した。

【原潜闘争――総括と今後の方針（要旨）】　一、「先細り」が宣伝されているが、最近の原潜闘争は高揚を示している。これは①最近の原潜寄港が長期かつ公然化し、日本が恒常的な原潜基地になっていることが大衆に浸透しつつあること　②一〇・二一ストにむけて職場労働者の意識に一定の変化がでていること　③闘争の全国化の方針が各地で消化されつつあることなどによる。

一、しかし、日米両政府の意図はほぼ貫徹されつつあり、阻止闘争は広範な国民を組織しえていない。

一、この原潜寄港の性格変化に応じ、運動の欠陥を克服し、闘争を一段高い次元にひき上げるために、つぎの認識を統一する必要がある。①原潜寄港の性格変化に応じ場当り的な一発主義でなく、長期抵抗の強じんな闘争体制を確立する。②原潜の寄港発表後に集会、デモを企画するのでなく、〝核基地反対〟の恒常的で攻勢的な運動に転換する。これにより、他の軍事基地反対のたたかいと結合させて運動の発展をはかることができる。

一、当面、つぎのように闘争を進める。①今後も、現地中心に抗議行動をつづけるが、その態様規模については諸条件を考え、長期に耐え抜くという基本的立場から決める。②現地闘争に呼応し「全国統一行動日」を設定し、各地でベトナム反戦、軍事基地反対と結合して多様な活動をおこなう。闘争の全国化のため現地から逆オルグを投入し、地域市民に原潜寄港の真の意味を説得する。③年に一、二回、原潜の入港にかかわりなく佐世保と横須賀で各一〇万人規模の抗議集会を開く。原子力艦隊、エンタープライズ号の入港企図に対しては、これと同規模の反撃を組織する。④長期闘争では現地住民との結合が重要である。このため、戸別訪問、座談による理解と協力をえるための努力を続け、市民会議のような組織の拡大をはかる。説得は抽象的な訴えでなく、実際の危険を、もっと戦略的な面から訴える。⑤原潜阻止とベトナム反戦の闘いをかたく結合し、ベトナム人民の救援カンパ、四千万署名の活動を強め、とくに一〇・二一ストにむけ、一〇月一四日に全民主勢力を結集した中央集会を開き、ストをつつむ体制をとる。

一、具体的には全国、中央両実行委を中心に統一行動を展開するが、地方でもこれに準じて集会を行ない世論のかんきに努める。

一、近く予想される横須賀寄港に対しては、第一日五〇〇〇人、第四日二万五〇〇〇人、第六日には東京で一万人を動員して抗議集会を開く。（全国、中央両実行委では、この二倍の動員数となる）また第二、三日には神奈川県市民への宣伝を集中し、第二日には県下の職場で一斉に討議を行なう。

## エンタープライズ寄港阻止闘争

六六年一二月二〇日～二六日、スカルピン号が佐世保に寄港した。入港前日の一九日全国、中央両実行委の現地闘争本部は連絡会議を開き、前回同様、入港当日はそれぞれ別個に抗議集会を開き、二五日に統一集会を開くことで意見が一致した。計画は予定どおり実施され、五回の抗議集会に延三七〇〇人が参加した。

六七年二月、アメリカの原子力潜水艦はあいついで、佐世保と横須賀に入港した。かねてから、六七年はじめには、北ベトナム爆撃作戦に参加している世界最大の原子力空母エンタープライズ号入港の可能性があるとみられていたので、一般に、このあいつぐ原潜寄港はエンタープライズ入港の先ぶれとしてうけとられた。一〇日から二三日にかけて、シードラゴン号が寄港した佐世保では、全国、中央両実行委共催の「原潜寄港に抗議し、エンタープライズの入港を阻止する佐世保大集会」が鯨瀬ふ頭で開かれ、北九州各県から六

〇〇〇人が参加した。

中央では、一四日に両実行委の代表が協議して、二月二二日に両実行委の共催で、ベトナム侵略反対、エンタープライズ寄港阻止、米原潜入港抗議、日本の核武装反対、沖縄の即時全面返還などを掲げた中央集会をひらくことで合意に達していた。また、横須賀でも、一七日には原潜の寄港が近いことを予測して両実行委と横須賀実行委の三者連絡会議を開いて、抗議行動の日程をあらかじめ決定していた。

二月二二日―五カ月ぶりに両実委の統一中央集会が開かれたその日に、翌二三日からのスカルピン号の横須賀入港が発表された。「ベトナム侵略反対、エンタープライズ寄港阻止、米原潜入港に抗議する二・二二中央大集会」は、午後六時すぎ、東京・日比谷野外音楽堂で一万二〇〇〇人（「社会新報」による。「赤旗」では一万一〇〇〇人）を集めて開かれた。集会は社、共両党、警視庁調べでは九〇〇〇人総評、横須賀実行委員会など各界の決意表明につづいてベトナム日本友好協会、ベトナム平和委員会のメッセージが読みあげられた。集会はこのあと「日米両国政府にたいする抗議」と「国民へのアピール」を採択し、スローガンとしてつぎの三項目を確認した。①米原潜入港抗議、日本をベトナム侵略基地にするな②佐藤内閣の戦争加担反対、全民主勢力の団結の力でエンタープライズ寄港を阻止しよう③日本の核武装化反対、沖縄の即時無条件返還をかちとろう。

スカルピン号が入港した横須賀では、入港時の二三日朝、臨海公園で五〇〇人の労働者、学生などが抗議集会を開き、さらに同日夕刻には同じ場所で五五〇〇人を集めて抗議集会とデモをおこなった。また入港三日目の二五日夕にも、全国、中央両実行委と横須賀実行委の三者共催による三度目の「ベトナム侵略反対・エンタープライズ寄港阻止・米原潜入港抗議横須賀大集会」が開かれ、東京、神奈川、埼玉、愛知などから約一万二〇〇〇人（「赤旗」による。「社会新報では」七〇〇〇人）が参加した。この日はまた、市内八カ所で市民とアメリカ兵向けのビラ二万枚が配布された。また三月四日は「統一宣伝の日」として二〇台の宣伝カーによる市内パレード、五〇人のサンドイッチマンデモ、ゼッケンをつけてのビラ入れが、三月六日の出港日には「追い出し集会」が、それぞれ三実行委の共催で実施された。

予想されていた原子力空母エンタープライズの日本寄港は本期にはおこなわれなかった。六七年六月一九日、木村官房副長官は記者会見で「エンタープライズは今年中に日本に寄港することはあるまい」と語った。しかし、同日、攻撃用原潜としては最精鋭のスレッシャー型のバーブ号が翌二〇日横須賀に寄港することが発表された。

これに対し、同日、中央実行委は緊急常任幹事会を開き「①すべての加盟団体は入港期間中かならずアメリカ大使館と日本政府へ抗議行動をおこなうこと②職場、地域、学園での抗議集会と大量の宣伝活動を強めながら、二五日の抗議大集会に積極的に参加すること」などの活動方針を決定した。また同日、横須賀では三者連絡会議が開かれ、つぎのような抗議行動をおこなうことを決定した。

一、①原潜入港日の二〇日午後六時、地元民主勢力による抗議集会（会場、臨海公園、以下同じ）②二五日（日）午後三時、神奈川を中心に東京、関東近県からの参加による抗議集会とデモ　③原潜出港時の二九日午前七時、地元民主勢力による抗議集会。

一、集会名称「ベトナム侵略反対、エンタープライズ『寄港』阻止、米

原潜抗議横須賀大集会」
一、スローガン　①横須賀をアメリカのベトナム侵略の基地にするな
②全民主勢力の団結の力で米原潜、エンタープライズの「寄港」を阻止しよう。
一、教宣活動については寄港中に共同宣伝日をもうけて行動するが具体的行動については二〇日午後三時からの三者小委員会で検討確認する。これらの計画はいずれも実施され、①二〇日　三五〇〇人　②二五日　一万二〇〇〇人　③二九日　二〇〇〇人がそれぞれ参加した。
また、統一宣伝日は二三日にきまり、宣伝カーによる宣伝、サンドイッチマンデモが前回同様おこなわれた。

## 4　砂川基地拡張反対闘争

### 砂川基地闘争再燃

一九五五年から五六年にかけ、地元農民、労働者、学生の一致した闘争によって、一たんは米軍立川基地の拡張阻止に成功した砂川町（東京立川市）は、六六年秋ごろから再び緊迫した情勢を迎えるにいたった。防衛施設庁の土地買収工作がとみに活発になってきたのである。また、買収ずみの土地の耕作禁止通告が出され、その周囲を有刺鉄線ではりめぐらす計画が伝えられた。こうした動きの背景には、明らかにベトナム戦争の激化があった。一二年間の反対闘争のため、立川基地の滑走路は二一三〇メートルでストップさせられているが、この長さでは積荷を満載した大型軍用機の離陸は困難であり、このため、現在は燃料を大幅に減らして一たん羽田空港か横田基地に行き、燃料を補給してから目的地に向かっているといわれる。もちろん、大型ジェット機の離着陸はできない。これでは、アジアとくにベトナム向けの軍事補給基地として十分な機能をもつとはいえない。米軍にとっては滑走路を二六〇〇メートルにまで延長することが、緊急に必要とされているのである。
また、防衛施設庁が「土地の強制収用もありうる」と高姿勢になった背景には、六七年二月東京地裁が、かねて砂川基地拡張反対同盟から提訴されていた東京都土地収用委員会の「土地収用権限不在確認請求」を却下したこともあると見られる。
このような事態に対し、砂川基地拡張反対同盟（以下、反対同盟と略称）は六六年一一月二〇日「全町行動隊総決起集会」を開いて闘争体制をかため、①地元行動隊をつむ全町的体制の確立②東京都土地収用委員会対策の強化③砂川闘争に対する支援体制再確立を緊急要請するなどの活動方針を決定した。一二年前には八六世帯あった同盟員は防衛施設庁の切り崩しなどによって二三世帯に減ったが、買収を拒否してたたかっている農民の決意はかたく、拡張予定地に新たに家を建て不退転の決意を示すなどしている。
一方、反対同盟に対する支援体制は六七年四月頃からようやく軌道にのりはじめた。四月二三日には、安保破棄・諸要求貫徹中央実行委員会が、現地の砂川五番公会堂で六六団体一二〇名を集めて代表者会議を開いた。会議は①中央実行委の砂川現地闘争本部を設置する②四月二三日から五月二一日までを「ベトナム侵略反対、立川基地拡張阻止、米軍基地撤去、諸要求貫徹全国統一行動月間」と

し、宣伝活動の強化、現地調査活動を実施するなどを決定した。

これより先四月一七日に、中央実行委は「ベトナム侵略反対、立川基地拡張阻止」を中心課題とした大集会を開くことを計画し、翌一八日、その共催を全国実行委に申し入れた。この計画は五月四日、反対同盟、社会党三多摩分室、共産党三多摩地区委員会、三多摩労協の地元四団体会議で検討され、五月二八日に砂川大集会を開くことを決定した。しかし、その後、全国実行委と中央実行委の間で集会の主催団体の構成について意見が対立したため、共闘は実現しなかった。意見の対立点は、中央実行委が共闘は平等の立場でおこなわれるべきであるとして、中央、全国両実行委と地元四団体会議の三者共催、それが困難ならば、反対同盟と全国、中央両実行委がそれぞれ五団体の一一者共催を主張したのに対し、全国実行委側は「共闘にあたっては目的を同じくする団体が広範に結集できるようにすべきである」として、七者（地元四団体に東京地評、社会党都本部、共産党都委員会）あるいは九者（七者に全国、中央両実行委を加える）共催を主張したのに対して、全国実行委側五・二八砂川大集会は中央実行委の単独主催で開かれ、東京都内を中心に全国各地から三万二〇〇〇人（主催者発表、警視庁調べでは二万六〇〇〇人）が参加し、砂川闘争はじまって以来最大規模の集会となった。集会は各団体の決意表明について、南ベトナム、アジア・アフリカ人民連帯委員会、全沖縄土地を守る会連合会結成総会など内外の各団体から寄せられたメッセージが披露されたのち、「ベトナム人民へのメッセージ」「朝鮮人民との連帯メッセージ」「大会宣言」を採択して閉会した。このあと、大会参加者は東まわり、西まわりの二コースにわかれてデモ行進し、二時間あまりで基地を完全に包囲し、「アメリカは日本から出ていけ」「ベトナム侵略やめろ」とシュプレヒコールをおこなった。同日、三派系全学連三〇〇〇人、革マル系全学連五〇〇人もそれぞれ砂川で集会をひらき、デモ行進をおこなった。

### 七・九砂川、板付大集会

一方、総評、東京地評、三多摩労協などの労働組合は反対同盟との間で砂川支援労協（正式名称は砂川基地拡張反対支援労組協議会）の再建について話し合いを進め、六月はじめ要旨次のような再建に関する確認事項を決定した。

①砂川支援労協は総評、中立労連、地区労、および全国基地連によって構成し、反対同盟は常にオブザーバーとして参加する。②当面の運動は(イ)砂川の危機を全国の労働者に訴え、このための宣伝活動と大集会、現地訪問交流の実施を推進することによって、砂川反対同盟を激励支援する(ロ)防衛施設庁への抗議行動、裁判所の公判、土地収用委員会の審問等に対する傍聴動員にとりくむ(ハ)砂川支援労協組織の拡大と財政の確立をはかる(ニ)共闘、統一行動を発展させるための努力をつづける。

六月二日、再発足した砂川支援労協と反対同盟は連名で労組、政党、民主団体につぎのような内容の申し入れをおこなった。

①きたる七月九日、砂川において砂川基地拡張阻止大集会を開きたい。②そのために実行委員会をつくりたい。実行委の招請団体は労組のほか、社、共両党、社青同、民青、新婦人、婦人会議、基地連その他である。実行委員会は六月八日に発足させたい。

各団体はこの申し入れを承認し、六月八日第一回実行委員会を開き、①大会の名称は「アメリカのベトナム侵略反対、エンタープライズ寄港阻止、沖縄返還、七・九砂川基地拡張阻止大集会」とする②世話人団体は社、共両党、支援労協、反対同盟とし、集会の企画、運営にあたることなどを決定した。この決定にもとづき、六月

一二日、一九日、二六日の三回にわたって世話人会議が開かれ、①集会は七・九砂川大集会実行委主催、全国、中央両実行委協賛とする。②実行委員会は七・九大集会の趣旨に賛同し実行委員会への参加を希望する労組、政党、民主団体をもって構成されるが、動員のための地区別の統一実行委員会は原則として作らず、各団体が独自に動員をおこなうなどを決めた。

七月九日午後一時、東京・立川市砂川の米軍基地拡張予定地で集会は予定どおり実施され、四万八〇〇〇人（主催者発表、警視庁調べ一万七〇〇〇人）が参加した。集会には、地元の反対同盟のほか、北富士、東富士（静岡）、三里塚（千葉）、百里（茨城）、朝霞、所沢（埼玉）など基地反対闘争をつづけている各地の代表が参加した。集会は各界代表の決意表明、ベトナム総工会、美濃部都知事などからのメッセージ紹介のあと、「砂川基地拡張反対決議」「新島米軍射爆場反対決議」と、「本日の集会を七〇年安保廃棄のたたかいに接続させ、その第一歩に位置づけよう」との大会宣言を全参加者の拍手で採択した。大会終了後、激しい雨の中を基地包囲のデモがおこなわれた。大集会とは別に、三派系全学連、革マル派全学連がそれぞれ独自に集会を開いたが、その後、大集会のデモ行進の間に入ってジグザグをつづけ、基地のメーンゲート前ですわりこみをおこなった。これに関し共産党都委員会などは「『七・九砂川大集会』における トロツキストの暴状を断固糾弾する」との声明を発表した。

同日、砂川集会に呼応して福岡市東公園で「ベトナム侵略反対、原子力艦隊寄港阻止、沖縄返還、軍事基地撤去西日本集会」が開かれた。地元三団体（社会党県本部、共産党県委員会、県総評）と全国、中央両実行委の三者主催で開かれたこの「七・九板付大集会」には死者、行方不明三六四人を出した集中豪雨のなかを、西日本二一県から二万七〇〇〇人が参加した。

## 5　メーデー

**第三八回メーデー**　第三八回メーデーは六七年五月一日、沖縄を含む全国四七都道府県、八四〇カ所で約六六〇万人（メーデー中央実行委員会発表、警察庁最終集計では集会が全国一二〇九カ所一六三万七七〇〇人、デモは八九一カ所一二三万人）が参加して開かれた。同盟のメーデー近代化方針の提唱や都知事選はじめ各地方選での総評、同盟の対立などから統一メーデーの成立をあやぶむ向きもあったが、何とか本年は統一が保たれた。しかし県段階では、大阪が五回目の分裂メーデーとなったほか、兵庫、岡山、山口、香川、徳島、福岡、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、栃木、福島、宮城、青森の一六府県で総評系と同盟系が別々にメーデーを実施した。なお、県段階では統一していても、東京・三多摩地区のように地区段階で分裂したものを含めると分裂メーデーは六〇カ所におよんだ。

例年なら春闘も峠を越した頃で「春闘打ち上げメーデー」の色彩が強いのだが、本年は私鉄、公労協、中小企業組合が闘争中の「春闘さなかのメーデー」とあって、プラカードにも「大幅賃上げ」

「物価値上げ反対」が多く、また「ベトナム戦争反対」「沖縄の祖国復帰」などが目立っていた。

中央統一メーデーは東京・原宿のオリンピック選手村跡で約六〇万人（主催者発表、警視庁調べでは二二万人）を集めて開かれた。午前一〇時ファンファーレを合図に式が始まり、まず堀井総評議長、亀山同盟副会長、佐藤中立労連議長、石垣新産別委員長、落合東京地評議長、矢田東京同盟会長の六氏を議長団に選出、堀井総評議長が議長団を代表してあいさつした。つづいて佐々木社会党委員長、西村民社党書記長、野坂共産党幹部会議長の三党代表が来賓として祝辞をのべたあと、沖縄県労協を代表して東若沖縄官公労副委員長が祖国復帰運動の実情を訴えた。沖縄代表が中央メーデーで祝辞をのべたのはこれが最初である。しかし初の革新都知事の美濃部氏は総評、同盟の申合せで出席せず、メッセージが代読されただけであった。引きつづき議事に入り、「働く者の団結で、生活と権利、平和を守ろう」という中心スローガンと五つのサブスローガンを確認したあと「労働条件、生活向上、権利確立に関する決議」と「平和擁護に関する決議」を採択し、別項のような大会宣言を発表した。最後に「世界をつなげ花の輪に」を合唱、亀山同盟副会長の音頭で万歳を三唱して、午前一〇時五〇分式を終えた。このあと五方面にわかれてデモ行進に移ったが、土橋コースでは佐々木社会党委員長、西村民社党書記長、野坂共産党議長、堀井総評議長、亀山同盟副会長らがスクラムを組んでデモの先頭に立った。

【メーデー宣言（全文）】　第三十八回メーデーは、全日本の労働者を結集し、全国各地で力強く盛大に挙行されている。

戦前戦後を通じ、過去三十七回苦難の歴史を歩んできたメーデーは、いまここに著しく成長し、働く国民の上に確固たる基盤をおいている。

われわれは、いまこそ決意と勇気を新たにし、このメーデーを期して、明日への大きな前進を誓うものである。

しかし、われわれをとりまく情勢は極めてきびしい。わが国はまれにみる高度成長をなしとげたにも拘らず、労働者は依然として低い賃金と労働条件、劣悪な社会保障制度などを押しつけられており、更に相次ぐ物価の上昇によって働く者の生活は極度に圧迫されている。

また労働時間短縮、最賃制確立、社会保障拡充などの要求に対しては、誠意を示すどころか、技術革新や貿易、資本の自由化に伴う経済再編成のなかで、そのことを口実として逆に首切り合理化、労働条件の切下げなどが行われ、働くものには一層苛酷な犠牲が強要されている。更に佐藤内閣は、憲法改悪によって、民主主義を破壊し本格的な再軍備を企画しており、このことは現在の国際的緊張のなかで、わが国が一層危険な役割を荷うことを示している。平和憲法と民主主義を守る闘いは、生活向上をめざす闘いとともに、働く者すべてにとって最大の課題である。

また緊迫する東南アジアの情勢をみても、核実験に反対し、核兵器を禁止すること、更に完全軍縮の実現によって、戦争の危険を絶滅させることは、単にわれわれ労働者だけでなく、全国民、全世界の人びとのひとしく熱望しているところである。ましてわれわれは原爆の惨禍をこうむった史上唯一の国民として、恒久平和のために世界にさきがけて努力しなければならない崇高な使命と責任を負っている。

第三十八回メーデー大会が満場一致で決定したスローガン及び諸決議は、本年度における全労働者の共通の闘いの目標であり働くもの全体の巨大な力を結集し、必ず実現してゆくことをここに厳粛に誓うものである。

このメーデーを祝福しつつ、輝かしい未来に向って固く団結し、全世界の勤労大衆、平和としあわせを願うすべての人達と手を携え力強く、たゆむことなく前進を続けるものである。

右宣言する。

## 中央メーデー準備状況

いかねてからメーデーの近代化を主張していた同盟は、六六年三月の中央評議会でメーデー近代化の基本方針を決定し、第三八回メーデーからこれを実施することを決めていた。このため第三八回メーデーが統一メーデーとしておこなわれるかどうかあやぶまれていたが、六七年二月に開かれた同盟第三回大会が、選挙などの関係で準備不足であるとして「近代メーデー」の実施を一カ年延期したため、本年は従来どおりの統一メーデーとなった。

第三八回メーデー実行委員会は、六七年三月一四日、総評、同盟、新産別、中立労連、東京地評、東京同盟の代表者約三〇名が参加して開かれ、総評の山崎企画部長の次のような提案を満場一致確認した。①中央、地方一貫して統一メーデーをおこなう、②中央メーデー実行委員会は労働組合だけで構成し、他はすべてオブザーバーとする。③会場は代々木オリンピック選手村跡とする。

しかし、「メーデーはその発生の日以来、闘いの日であり、資本主義の下にある限り働く者の総決起の日であり、労働者の一大示威の日である」とする総評と「メーデーは働く者の祭典であり、デモ中心でなくレクリエーションなどをとり入れ皆が楽しめるものにすべきだ」とする同盟の意見が相対立し、具体的スローガンの決定でも意見が対立した。総評、東京地評がスローガンの基調は昨年と同じでよいが、今年はとくに全国一率最低賃金制を明確に打ち出すこと、沖縄の祖国復帰、ベトナム反戦、小選挙区制の粉砕、教育問題、婦人問題をとりあげるよう主張したのに対し、同盟、東京同盟はメーデーの有給休日化を強くおし、政治問題はかかげないよう主張した。沖縄の祖国復帰については新産別が反対したが、前年の線で他団体が賛成したためスローガンの中に入れることになった。ベトナム反戦、小選挙区制粉砕については、新産別が反対し、最低賃金制の「全国一律」についても意見が一致せず、結局、中心スローガン、サブスローガンともほぼ前年どおりで、ただ「働く婦人の地位向上、家内労働法制定、メーデーの有給休日をかちとろう」の諸項目がくわわっただけとなった。四月三日の第三回常任実行委で確認され、四月五日の全体実行委で正式に決定されたスローガンは次のとおりである。

【中心スローガン】 働く者の団結で、生活と権利、平和を守ろう。

【サブスローガン】 ①大幅賃上げ、最賃制確立、労働時間短縮を闘いとろう ②首切り合理化反対、労働災害絶滅、労働基本権を確立しよう ③働く婦人の地位向上、家内労働法制定、メーデーの有給休日をかちとろう ④物価値上げ反対、大幅減税、労働者住宅確保、社会保障制度を拡充しよう ⑤核兵器禁止、沖縄の祖国復帰、平和憲法を守ろう

## 同盟「メーデー近代化」で申し入れ

同盟は、六七年二月に開かれた第三回全国大会で、次のようなメーデー対策を決定した。

【メーデー対策】 労働者の団結と労働者解放の歴史をしめすものとして、メーデーの意義を高く評価するとともに、そのあり方について、時代の進展に応じて発展をとげつつある労働運動にふさわしいものたらしめていく。㈠この方針を全労働者が統一して実現できるよう機関の議を経て、他の労働団体に申し入れ、同調を得られるよう努力する ㈡その間、同盟として一致した行動がとれるよう教宣活動を行なう ㈢全国的に統一して実施するため、四十二年度を準備年度とし、四十三年メーデーから具体化する。

この決定の具体化について四月二〇日の同盟第四回執行評議会で審議がおこなわれた。その結果にもとづき、同盟は五月四日に総評、

新産別、中立労連の中央労働団体をはじめ各単産、主要単組ならびに中央、地方、地区のメーデー実行委員会にいっせいに申し入れをおこなった。申入書の全文次のとおり。

【申入書】第三十八回メーデーをお祝いいたします。

同盟は今日まで実施してきたメーデーに対し、種々、検討をしてまいりましたが、第三十九回以降のメーデーについて次の様な考え方をきめましたので、貴組織の御検討をお願いいたしたく申入れいたします。なお、御検討の結果について七月末日までに御返答いただければ幸甚です。

記

一、メーデーの意義と在り方についての反省

一八八六年にアメリカの労働者が、八時間労働制を要求してストライキに突入した歴史的闘争を讃えて、一八九〇年より労働者の団結を示す日として、世界の各国においてメーデーが誕生した。

大正九年にはじまるわが国の戦前メーデーは、非合法時代の労働運動にとってまさしく反動諸勢力に対する労働者の団結を示威する絶好の機会であり、戦後合法化された労働運動にあっても荒廃した世情を反映したメーデーが展開されたことは、それなりに意義をもつものであった。しかし戦後二十年を経過した今日、最近のその在り方について静かに顧みるとき、マンネリズム的傾向におちいり、多くの批判と疑問が投げかけられている。われわれは、労働者の団結と労働者解放の歴史を示すものとしてメーデーの意義を高く評価するとともにその在り方について時代の進展に応じて発展を遂げつつある労働運動にふさわしいものたらしめていかねばならない。

二、メーデーに対する基本方針

① 各組織・各組合は、労働協約の改訂等を通じて五月一日を全一日一斉休日とするための闘いを進める。

② 五月一日は、記念式典・諸決議の採択・集団的示威の行事を組織的なものとしておこなうが、その内容を改善する。

③ このため従前の行事のほか、労働運動関係功労者の表彰・研究討論の発表・サークル活動の発表・体育文化祭など、それぞれの実情に副う多彩な行事を計画する。

④ また、メーデーを記念する助け合い運動・福祉施設利用者に対する慰問、また諸行事への招待などを通じ労働者解放の喜びを他の恵まれない人々におよぼす運動と併用実施する。

⑤ 組合員およびその家族の休息慰安のために所在公園・遊園地の解放・施設の拡充を関係当局に要請し、レクリエーションを企画し単組または地域ごとに実施する。

この申入れに対し、総評は五月六日の第二六回幹事会などで検討した結果、この申入れは、従来同盟が主張していた二つの柱であるメーデーのレクリエーション化とデモ行進の否定が、かなりやわらげられており、従来のあり方を一応認めた上でさらに多彩な行事を求めているもので、この申入れ自体は積極的な分裂を意図したものではないと評価し、当面次のような方針で進むことを決定した。

①総評が従来主張してきたメーデーの意義と在り方がゆるがない限り分裂メーデーを求めるものではない。②諸行事や式典内容などはメーデーの性格が不当に歪められない限り、とり入れることは認める。③デモ行進は交通上の問題を配慮するが、憲法に保障された集会、集団示威の行動は今日われわれの運動に欠くことはできない。こうした大衆行動が逐次制約されつつある現状のもとでは、これを文化行事や体育行事だけに解消してゆくことはできない。

X

# 国際労働組合運動と日本

概要□国際労働組合組織の動向――国際労働組合組織／世界労連と国際自由労連の一般政策：基本政策／国際情勢一般に対する態度／日常要求と組織問題に対する態度／世界労連と国際自由労連内の指導権をめぐる対立／国際組織の内部問題：国際自由労連内の指導権をめぐる対立／ＣＩＡ問題／世界労連の内部問題／国際労働組合運動とわが国労働組合――国際自由労連、国際産業別組織とわが国労働組合／世界労連とわが国労働組合／総評の対東南アジア活動／わが国労働組合の国際的加盟関係／東南アジア諸労組にたいし積極的な働きかけをおこなったことが注目される。

## 概要

一、六六年七月～六七年六月の時期には、インドネシアにおける労働組合弾圧に関連して、世界労連の組織人員は若干減じて一億三八〇〇万となり、国際自由労連は若干増加して六三〇〇万となった。世界労連内の指導方針をめぐる対立は新たな展開を示して、中国代表は第一六回総評議会から閉め出されるなどのことがあったが、国際自由労連内の指導権をめぐる対立も深刻で、ベクー書記長は辞任し、アメリカの自由労連委員会から書記次長が補充された。

一、国際自由労連と国際産業別組織は公務員の労働権や沖縄問題をつうじて、世界労連は東京事務所の開設と一〇・二一スト支援活動をつうじて、それぞれ対日活動をつよめた。そして一方で国際金属労連の組織が拡大するとともに、地方でソ連、中国の労組が総評との連携を強め、金属インタが金属機械関係諸労組と協力の覚え書を交わした。それと同時に、同盟、総評がともに独自の立場から、東南アジア諸労組にたいし積極的な働きかけをおこなったことが注目される。

一、わが国労組の国際的加盟関係は、国際金属労連を中心に国際産業別組織への新たな加盟がみられたほかは、大きな変化をみせなかったが、国際交流活動はますますその規模を拡大する傾向にある。

一、重要な国際労働組合会議としては、世界労連第一六回総評議会、第五回国際金属機械産業労働組合会議、第五回国際農林労働者会議、第五回国際建築・木材建築資材労働者会議、国際自由労連第八回アジア地域会議、国際郵便電信電話労連第一九回世界大会、国際石油化学労連第五回世界大会、などがあった。

## 1　国際労働組合組織の動向

### 1　国際労働組合組織

現在、国際労働組合組織と呼ばれるものに、大別して次の三種類のものがある。

一、労働組合全国中央組織を世界的に結集したもの—①世界労連（一九四五年結成）、②国際自由労連（一九四九年結成）、③国際キリスト教労連（一九二〇年結成）。

二、労働組合中央組織を地域的もしくは民族的に結集したもの—①全アフリカ労連（一九六一年結成）、②アフリカ労組連合（一九六二年結成）、③アラブ国際労連（一九五六年結成）、④ラテン・アメリカ労組統一常設会議（一九六四年設立）。

（注）以上四組織のうち、全アフリカ労連、アラブ国際労連、ラテン・アメリカ労組統一常設会議は反帝の立場から世界労連と連携する立場にあり、アフリカ労組連合は全アフリカ労連を分裂させることによって結成された組織で、国際自由労連系である。

三、産業別の国際組織—①世界労連の産業別部門として発足し、一九四五年には世界労連加盟を指向したが、そのご加盟をとりやめ、世界労連の分裂後には一九五一年に国際自由労連の一般的方針を認めてこれと協定を結び、事実よその下部組織になっている一七の国際産業別組織（ＩＴＳ）、③国際キリスト教労連傘下の国際産業別組織。

以上の国際労働組合組織のうち、現在わが国の労働組合が加盟しもしくは密接な連携関係をもっているのは、世界労連、国際自由労連、ならびにこの二つの組織傘下のいくつかの産業別の国際組織である。国際キリスト教労連は、加盟人員は約九〇〇万で、国際組織としては世界労連や国際自由労連にくらべて格段に規模が小さく、わが国に加盟組合をもたないが、他の二組織と同じく東京事務所を設置している。

## 2　世界労連と国際自由労連の一般政策

世界労連と国際自由労連についてみると、世界労連は、第二次大戦中に連合諸国の労働組合の間に成立した反ファシズムの国際的統一行動を基礎にして、一九四五年一〇月結成されたもので、この時期にはアメリカのＡＦＬを除いて全世界の主要労働組合組織をほぼ完全に傘下におさめていた。これにたいして国際自由労連は、その後冷戦が発展するなかで、米、英、オランダの組合が世界労連を脱退し、その呼びかけで資本主義世界の改良主義的組合を集めて一九四九年末に創立された。

### 基本政策

その創立の経緯からいって、本来世界労連は、階級的立場に立って反ファシズム、反独占のたたかいをすすめる立場をとっており、この目的のために、思想・信条、社会体制のちがいをこえて世界の労働組合を結集することをめざしてきたが、六六年一二月の第一六回総評議会では、創立以来二一年を経た現在の諸情勢にあわせてその目標をいっそう明確にする目的で、規約前文に修正を加え、世界労連が、帝国主義・植民地主義・新植民地主義に反対し、社会進歩・民族独立・平和のためにたたかっているすべての勢力と協力するものであること、それは階級的な民主的国際労働組合組織であることを、あらためて謳っている。これにたいして、国際自由労連は、「自由にして民主的な労組合運動」をまもり左右の全体主義に反対するということで反共をスローガンにし、階級的立場ではなくて改良主義的立場をとっている。ここから、世界労連が、資本主義国、社会主義国、新たに独立した国、植民地などすべての社会体制のもとにある組織を思想・信条にかかわりなく結集しており、国際自由労連やその傘下組織にたいして統一行動を呼びかけているのにたいして、国際自由労連は、社会主義諸国の組織を労働組織とは認めず、資本主義世界の反共・改良主義労働組合だけを結集している。そして、社主義諸国についてはその亡命組合幹部とだけ連携を保っているにすぎず、世界労連との統一行動は、これを一貫して拒否してきた。

両組織の右の基本政策は、六六年七月～六七年六月の時期にはそれぞれ次のような形で具体化されている。

### 国際情勢一般にたいする態度

国際情勢一般については、世界労連は、アメリカ帝国主義を先頭とする帝国主義勢力の侵略と武力干渉によって最近国際情勢が悪化したとみて、これとの闘争をつうじて平和を実現することを求めている。したがってベトナム問題については、ベトナム民主共和国の四項目の宣言、南ベトナム解放民族戦線の五項目の宣言を支持し、アメリカ軍をベトナムから撤退させることを、問題解決の前提条件としている（第一六回総評議会）。これに対して国際自由労連は、国際情勢全体の動向やこれを動かす基本的要因については必ずしも明確にのべていないが、帝国主義諸国の対外政策を基本的に支持する立場に立っている。たとえばインドネシアの六五年九月以降の軍部クーデターとその下での共産党やＳＯＢＳＩに対する弾圧といった事態については、世界労連が「これはインドネシアを新植民地と軍事基地に変えたがっているアメリカとその中央情報局の計画と切り離

せないもの」（第一六回総評議会）と評価しているのにたいして、国際自由労連は、「自由な労働組合組織が共産主義者の圧迫と攻撃から解放された」ものとしてこれに「満足」の意を表明し、会長、書記長を含む使節団を早速インドネシアに派遣している（第四〇回執行委員会）。またベトナム問題については、国際自由労連アジア地域組織は、「ベトナム共和国の国民と国土に対する武装した共産主義者の攻撃」を平和に対する脅威とみなす立場を一貫してもち、国際郵便電信電話労連ＰＴＴＩ第一九回世界大会は、北爆停止の要求を「平和と自由に関する決議」にいれるというわが国全逓の提案を認めず、さらに六六年一一月の国際石油・化学労連第五回世界大会では、合化労連のベトナム反戦決議案の上程意図がはばまれただけでなく、こんごかかる決議案が上程されるのを防止する目的で規約改正がおこなわれた。

また日本や朝鮮をめぐる問題については、世界労連が、「帝国主義は」ベトナム以外の「他のアジア諸国でも侵略をおこなっており、朝鮮はその犠牲になっている。日韓条約の結果、南朝鮮への日本軍隊の浸透は強められている。日本軍国主義の復活に注意し、あらゆる手段をつうじてこの危険について警告しなければならない」（第一六回総評議会）とし、日韓条約と日本軍国主義復活にたいして反対の立場を明らかにしているが、国際自由労連はこれに反対の立場をとらず、むしろこうした情勢の発展に即応して、国際自由労連加盟組織であるわが国の同盟と韓国労組は日韓条約の締結以後その提携を強めている。

### 日常要求と組織問題にたいする態度

賃金値上げ、賃金切下げなしの労働時間短縮、有給休暇の延長など、いわば古典的な形をとった日常要求については、両組織の要求は一致するところがきわめて多いし、また最近両組織ともに国際貿易・経済開発の問題に注目して、世界労連は六六年一二月にブダペストで「労働者と人民のための国際貿易経済関係開発世界労働組合会議」を開催したが、国際自由労連も六七年中に第二回世界経済会議を開催する予定である。だが、要求項目でこのような一致が見られるとしても、その取上げ方、それがめざす解決の方法には、大きな違いがある。

世界労連とその傘下の産業別組織の諸会議は、国家独占資本主義強化の下で労働者の諸条件が悪化し、民主的諸権利にたいして攻撃が加えられているとして、階級的立場を明確にしてたたかおうとしている。そして闘争を単なる日常的諸要求をめざすそれに限ることなく、いっそう高次の目的をもった産業国有化、民主的管理など反独占の民主主義諸要求をかかげてたたかうことを呼びかけており（第一六回総評議会その他）、国際貿易の真の発展を求めるたたかいの前提となるものも、帝国主義と独占資本にたいする闘争であるとする（開発世界労組会議）。これにたいして、国際自由労連は、社会主義諸国とスペインについては反政府闘争、政権を転覆するための闘争を呼びかけるが、一般的に反帝・反独占の闘争をよびかけることはなく、資本主義諸国の体制とその基本政策を是認したうえで、日常諸要求の実現をはかろうとし、貿易その他の国際経済上の問題についても、ＥＥＣをはじめ資本主義世界の諸機構と協力してゆく方針をとっている。

最後に世界労連はその掲げる要求を実現するために、思想信条や加盟関係の違いをこえて労働者をできる限り広範に統一することを求め、第一六回総評議会では「世界労連はいかなる差別も前提条件

もなしに国際的な大討論をおこなうことに賛成である、これに達するためには各国の統一行動を発展させ、各国の統一を実現し、話合いをすすめ……ることが必要である」との立場をあらためて明らかにしたが、これにたいして国際自由労連は六六年六月の第四〇回執行委員会で、「自由な労働組合と全体主義政府および共産党の支配下にある組織との間には、過去と同様現在も、相互利益も共通の基礎もない」とのべて、世界労連ならびに同労連系組合との統一行動や交流を拒否する方針を再確認している。

## 3　世界労連と国際自由労連の組織力の変化

国際自由労連が結成されて以後、世界労連の方が一貫してはるかに早いテンポでその組織をのばしてきた。国際自由労連が一九四九年末～六五年の間に四八〇〇万から六一七三万余に組織人員を変化させたあいだに、世界労連は四九年の七一七八万から六五年一〇月の一億四三〇〇万へとその組織を約二倍に伸張させたのであった。これには、社会主義諸国の工業建設にともなう組織労働者数の大幅伸張、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカ地域における反帝民族闘争の高揚、仏・伊など資本主義諸国における世界労連加盟組織の組織力の若干の回復などの要因が作用していたとみられる。

しかし六六年には、こうした傾向が一時中断された。国際自由労連が六五年七月の九四カ国一二〇組織六一七三万人から六七年四月の九五カ国一二一組織六三〇〇万人へと組織力を伸ばしたのにたいして、世界労連は六五年一〇月の第六回世界労組大会の時点での一億四三〇〇万から六六年末の一億三八〇〇万へと加盟人員を減少させた。こうして本年鑑が取り扱う時期には、一九五〇年以来初めてみられる事態が生じたのであるが、これはインドネシアの民族独立運動の挫折と直接関連をもつものということができる。すなわち、六五年秋のいわゆる「九月クーデター未遂事件」をきっかけにして、スカルノ体制にたいする右派軍部の巻返しクーデターがおこなわれ、世界労連加盟の大組織であるインドネシア労働組合中央組織SOBSIは弾圧＝解散された。他方、クーデターによる新体制の下で、かつて国際自由労連を脱退してSOBSIと連絡を強めつつあったインドネシア回教労組GASBIINDOは、右旋回し、三〇〇万にその組織を拡大して、国際自由労連に復帰した。このことが、世界労連の加盟人員に打撃を与え、国際自由労連の組織人員を一挙に拡大させるうえに、大きく作用したのである。

また同じ六六年中に国際自由労連のアジア地域組織も、組織人員を約六〇〇万から約一〇〇〇万へと拡大したが、これもインドネシアの右の事情に加えて、これまで国際自由労連に加盟していながらアジア地域組織に参加していなかったオーストラリア、ニュージーランドの労組の地域組織加盟によって生じた変化である。

こうして六六～六七年の期間には、世界労連加盟人員数が減り、国際自由労連のそれが増加したが、他方次の事実にも注目する必要がある。世界労連とその傘下の産業別インタナショナルの会議は、非加盟組織や他の国際組織に加盟している組合の参加を積極的に認める方針をとっているが、右の期間に開かれたこれらの会議には、ますます多数の非加盟組織や国際自由労連傘下組織が代表を送るよ

うになっている。六六年一〇月開催の第五回国際金属機械労組会議に参加した六八組織のうち、金属インター加盟組織は二七で、他の四一は非加盟組織であり、同年一一月の農業・林業・プランテーション労組第五回世界会議には、国際自由労連傘下の六全国組織と一六の中立組織がオブザーバーを参加させた。また一二月の「労働者と人民のための国際貿易経済関係開発世界会議」にも国際自由労連、アラブ国際労連、全アフリカ労連などの加盟組織の代表が参加しているのである。

## 4　国際組織の内部問題

世界労連と国際自由労連の六六年七月～六七年六月の期間における一般的活動については、両組織の主要国際会議に関して記述した本編3「国際労働組合の諸会議」に詳しいので、それを参照されたいが、次に近年両組織内に生まれた内部対立の動向にふれると、以下のとおりである。

### 国際自由労連内の指導権をめぐる対立

アメリカのAFL＝CIOは、六五年いらい国際自由労連の事務局にたいして非難をあびせ、機構を改革して反共運動を強化しCIOの考えにしたがって管理することを要求するとともに、北米地域選出執行委員定数五名がこれまでAFL＝CIO二名、アメリカ鉱山労組一名、カナダ二名の割当であったのを、カナダの割当を一名減らしてAFL＝CIOを三名とすることを要求するとともに、北米地域選出執行委員定数五名がこれまでAFL＝CIO二名、アメリカ鉱山労組一名、カナダ二名の割当であったのを、カナダの割当を一名減らしてAFL＝CIOを三名とすることによって、ヨーロッパ諸国ならびにカナダの労組との対立を深め、わが国の総評の反発も買っていた（詳しくは年鑑37集三一八～一九頁参照されたい）。だがこの問題では結局AFL＝CIOの意向が次のような形でつらぬかれることとなった。執行委員定数問題については、六六年二月の国際自由労連第三九回執行委員会で、北米地域の定員五名を暫定的に一名ふやし、これをAFL＝CIOに割り当てることとなった。事務局機構改革問題は、第八回大会で再選されたベクー書記長にたいするAFL＝CIOの不信に端を発したものといわれるが、この大会の後に特別小委員会を設けて検討をすすめた結果、六六年一一月開催の第四一回執行委員会でアメリカ自由労働委員会副理事モリス・パラディノを書記次長として事務局に送り込み、国際自由労連加盟組織、国際産業別組織（ITS）および「自由な」労働運動に好意的な他の諸団体の地域活動を統合・調整する任務をこれに担当させることに決定をみた。このパラディノが所属する自由労働委員会とは、アメリカのCIOをふくめて全世界の労働組合が世界労連に統一した第二次大戦直後の時期に、ひとり世界労連の外にとどまったAFLが、「すべての国々の自由な労働組合を援助し、国内の労働組合に対する共産党の働きかけと戦うために、つくったもの」（ローウィン「国際労働運動」二五三頁）で、AFL＝CIOの成立後もアメリカのAFL系の右派指導者が独自に維持し国際活動をつづけてきた組織である。こうしてAFL＝CIOのミーニー会長派の事務局機構内における発言権が強められたが、他方ベクー書記長は病気を理由に事務局での活動を停止し、六七年三月の第四二回臨時執行委員会に辞任を申し出て承認され、新たに書記長が選任されるまでブラウンタール書記次長が

その任務を代行することになった。

他方国際自由労連アジア地域組織内では、六五年の地域会議における書記長選挙でインドのHMSのマツールとINTUCのムカージが対決し、僅少の差でマツールが選出されたが、その後議事手続において規約違反があったとしてINTUCは地域組織の運営に非協力の態度をとっていたが、小委員会をへて一二月の臨時地域会議で地域組織の規約改正をおこない、つづいて一二月に開かれた第八回地域会議でマツールを書記長に再選することで、問題の結着をみた。

### CIA問題

こうして国際自由労連の内部紛争は六六年中にすべて落着をみ、そのなかでのAFL＝CIOの指導権がいっそう強められたかに見えたが、六七年に入るとまた新たな問題がおこった。それは最初にアメリカのランパーツ誌が記事として取り上げたのがきっかけとなり、ニューヨーク・タイムズをはじめアメリカならびに全世界のジャーナリズムによって一斉に取り上げられるにいたったが、その他の会議では激しいCIA（アメリカ中央情報局）とAFL＝CIO、国際自由労連、いくつかの国際産業別組織との関係の問題である。それらの報道によると、アメリカの全米自動車労組の国際部長ヴィクター・ルーサーは、六六年五月にAFL＝CIOの国際部がジェイ・ラヴストーンによって動かされており、CIAと密接な関係をもっている、と非難したといわれるが、六二年と六三年にはCIAの工作員の手でつくられた米国州郡市職員組合連合会の国際部が南米の英領ギアナの容共政権に反対するストライキを指導して、これを倒し、親米的政権の返り咲きを助けた。また巨額のCIA資金がAFL＝CIOを通じて国際自由労連に流れ、あるいは、この他わが国労組と直接関係をもつ国際石油化学労連、世界教育者組織連合（WCOTP）、アジア財団等の組織に流れていたといわれている。そしてこれらの団体のうち、ライシャワー前駐日大使を理事の一人にいただくアジア財団はCIA資金を受け取っていた事実をみずから公表したのであるうえでこれまで積極的な問題を研究する学者をアメリカに招待するとともに、わが国労働組合員や労働役割を演じてきたが、三月になって同財団はCIA資金を受け取っるとところとなった。

これらの報道はわが国でも総評をはじめとする労働組合の注目すが論議されただけでなく、月刊総評六七年六月号は、この問題ついての各方面の報道を集めて翻訳掲載した。

### 世界労連の内部問題

世界労連内における指導方針をめぐっての対立は、六六年後半～六七年の前半の時期も解消されず、新たな発展をみせた。それは、六六年一〇月の国際印刷労働者・労働組合協議会のように満場一致制をとる会議の場合にはほとんど表面化することがなかったが、その他の会議では激しい討論を生み、指導部は反対派の反対や棄権をおし切って採決をおこなった。

指導部の主張にたいして批判的見解をのべ、採決にあたって反対もしくは棄権したのは、日本、南北ベトナム、朝鮮、キューバ、ルーマニア、ベネズエラ、中国、アルバニア等の代表であったが、このうち中国、アルバニアはソ連を統一行動の相手とはみなさず、敵とみなして攻撃を加え、しばしば演壇を占拠するなどのことがあったために、六六年一二月の第一六回総評議会では、中国総工会代表の参加

拒否が強行されるところまで事態は発展した。

これにたいして日本、朝鮮、南北ベトナム、キューバ、ルーマニア、ベネズエラ等は、一方で中国代表の排除に反対するとともに、他方で指導部の見解にたいして建設的批判をおこなう立場をとった。その批判がむけられたのは、指導部の方針のなかに南ベトナム民主共和国の四項目ならびに五項目の宣言にのべられた立場をゆがめる危険性が含まれている点、指導部が南朝鮮の政権を分割された独立国の政府とみなすとともに、日本軍国主義復活を軽視している点、ヨーロッパの安全をおびやかしている重要な要因としてアメリカ帝国主義の西ヨーロッパにたいする支配を明らかにしていないこと、国連およびその専門機関の果たす役割に過大の期待をよせていること、社会主義国について新経済管理制度をとりいれた国だけを不当に高く評価し、ユーゴスラヴィアを社会主義国として取り扱っていること、ヨーロッパで国際自由労連加盟組合との間に統一行動が発展していることから、国際労働組合組織の統一条件が熟しているかのようにみなして、アジア、アフリカ、ラテン・アメリカでＡＦＬ＝ＣＩＯ幹部を先頭とする国際自由労連指導部がおこなっている分裂策動の暴露を避ける傾向があること、世界労連書記局が日本の世界労連加盟組合に相談することなく置したこと（後出）、などであった。こうした批判のうちいくつかは討論の結果会議が採択した方針のなかにとりいれられた。

## 2　国際労働組合運動とわが国労働組合

この数年来国際労働組合組織や海外労働組合のわが国労働組合にたいする働きかけが強められているだけでなく、一方で同盟は国際自由労連の副会長と同アジア地域組織の会長の地位を占め、国際金属労連日本協議会の組織は拡大し、他方、総評や中立労連系組合も世界労連やその産業別インタナショナルとの関係を積極的に強化する傾向にあり、国際労働組合運動とわが国労働組合の関係は近年いっそう緊密化する傾向にあったが、こうした傾向は、一九六六年七月～六七年六月の時期にもさらに促進された。

### 1　国際自由労連、国際産業別組織とわが国労働組合

**支援活動**　この期間に国際自由労連と国際産業別諸組織ＩＴＳは、わが国の公共部門における労働権の問題に大きな関心を示し、公務員制度審議会の答申が労働者側委員欠席のまま決定されて、ＩＬＯ八七号条約批准にともなう国内法改正棚上げ部分が在籍専従に関するものを除いて全面的に施行（六六年六月一四日）

されることになると、国際自由労連、国際郵便電信電話労連、国際公務員連盟、国際自由教員連盟、国際運輸労連は八月一日共同声明を発し、これに強く抗議するとともに、この分野における完全な労働組合権獲得のための日本の労働組合の闘争を「今後ともひきつづき全面的に支援する」とのべた。また、六六年一〇月二一日のストに関連して日教組の宮之原委員長、槇枝書記長が逮捕され、全逓、国労、動力車労組の役員、活動家が大量処分されると、国際自由教員連盟（一二月二四日）、国際郵便電信電話労連（一二月一五日）、国際自由労連（六七年一月五日）はそれぞれこの件に関して佐藤首相宛に抗議電報をおくった。

国際自由労連とＩＴＳは沖縄問題にも関心を示した。国際自由労連アジア地域組織が六六年六月に沖縄に調査団を送ることを決めると、同月末の国際自由労連第四〇回執行委員会はこの決定を支持し一一月五～一〇日にＡＦＬ＝ＣＩＯ国際部長ハリー・ゴールドバーク、同盟天池書記長、木畑国際局長、全逓下村副委員長で構成するこの代表団の報告にもとづいて一一月の第四一回執行委員会は「アメリカ民政府の布令第一一六号撤廃のために闘っている沖縄の加盟組合に同情の意を表わし、ひきつづきこの目的に向かってあらゆる可能な措置を講ずる」ことを書記長に指示した。他方七月開催の国際郵便電信電話労連第一九回大会は、わが国全逓の提案をいれて、沖縄の本土復帰を求める決議を採択したが、同労連は一〇月にアメリカ政府にたいして沖縄の日本への返還を要請した。このあと六七年四月一一日に、沖縄全軍労の上原委員長ら一二名が北緯中部の北谷村にある米軍基地前の道路で春闘ビラを配っていたところ、米憲兵に逮捕され、六時間拘置される

という事件がおこったが、この事件に関し国際自由労連（四月一四日）と同アジア地域組織（四月一三日）はアンガー米琉球高等弁務官にたいし抗議電報を送り、四月二五日には国際自由労連落合東京事務所長を調査と抗議の目的で沖縄に派遣した。なお沖縄では国際自由労連加盟の同盟が沖縄事務所を開設したが、これとひきかえに国際自由労連沖縄事務所は六七年二月末日をもって閉鎖された。

このほか国際産業別諸組織のうち国際金属労連が活発な組織活動を展開し、国際商業事務労連、国際石油・化学労連などもその例にならって対日活動を強めたが、この点については第二部Ⅰ「労働組合の組織状況と組織運動」を参照されたい。

### 賃金共同調査センター

ＡＦＬ＝ＣＩＯ、全米自動車労組、ＤＧＢ、スカンジナビア労組、国際自由労連、国際金属労連とわが国労働四団体との間に六五年一月に結ばれた協定にもとづいて、賃金共同調査センターの事務所が設けられたのは、同年四月のことであった。その後事務局整備や調査実施などはかならずしも円滑にすすまず、六六年三月の第一回国際委員会でこれらの点について外国代表から多くの指摘がなされたが、その後も事情はあまり変わらず、顧問に有沢広巳氏の就任を得、関係産別組合から調査委員の参加を得て、鉄鋼、電機、造船、自動車および関係中小企業について賃金実態を調査する基本調査と、国際比較をおこなうための特別調査との調査計画を策定し、わずかに全金同盟と全造船で基本調査を実施したのみで、六七年五月八、九両日の第三回国際委員会をむかえることになった。

委員会には総評岩井、同盟和田、中立労連佐藤、新産別柏原などの労働五団体の国際委員のほか全米自動車労組とＡＦＬ＝ＣＩＯの産

業別部会ＩＵＤを代表するＶ・ルーサー、国際自由労連落合、国際金属労連瀬戸の各氏が参加し、①できるだけ速やかに専任所長を決定すること、②国際比較の基準などを討議する目的で八月以降に参加団体の国際的な専門家会議を招集すること、③六六年四月以降のセンターの存続問題については六七年中に労働四団体で打ち合わせて結論をだすこと、などを決定した。

**同盟の対アジア活動**

こうして国際自由連労連とＩＴＳ諸組織が対日活動をつよめた結果、これらの組合との関係が強められたが、同盟および中立労連と総評の一部組合との協議にもとづいて自由労連との連係強化に積極的に乗りだした。

同盟が国際自由労連アジア地域組織の会長の席を占め、六六年一〇月にインドネシアに送られた国際自由労連使節団に和田会長が参加していたことはすでにのべたとおりであるが、これとは別に、同盟は第二回大会の決定にもとづいて南ベトナム労働者支援活動を開始し、六六年一一月には医療品を送付した。また同九月には日本生産性本部の協力の下に宮崎昇全金同盟中執ら七名からなる代表団を東南アジア諸国に派遣し、そのさい南ベトナム労組にたいして宣伝車の寄贈など物質的援助を約束した。

他方韓国労働組合総連盟との間に六六年三月に調印した「日韓労働組合交流についての協定」にもとづいて、同盟は韓国労組との交流を積極的にすすめ、六七年二月の同盟第三回大会では、「金属、鉱山、電力、新国労、海員、全繊において交流の協定を結び、具体化しつつある」と報告されたが、六七年二月二八日には日韓繊維労組連絡委員会が開かれて、人事交流計画、情報交換、財政問題などについて討議がおこなわれている。

## 2　世界労連とわが国労働組合

**東京事務所開設と金属関係労組の交流覚え書**

世界労連の対日活動で注目をあびたのは、六六年八月の世界労連東京事務所の開設であった。従来同労連の対日活動は、わが国の世界労連加盟組合が世界労連との協議にもとづいて自主的に設置してきた世界労連日本出版協会を窓口にしておこなわれてきたが、六六年二月世界労連は路線上の対立から、一方で財政上の困難にことよせて同協会にたいする資金援助打切りを決定するとともに、他方では三月にジャンスー書記次長ら二名の代表を訪日させ、総評の意向を打診し、八月に入って再度ジャンスーを訪日させて、これを機会に東京事務所を開設したのである。

同事務所は、岡田宗司総評書記局員を所長に、世界労連機関紙「世界労働組合運動」、「世界労働組合情報」などの日本語版発行を中心に情報宣伝活動を開始したが、このことにより、わが国では東京事務所と日本出版協会の二個所から「世界労働組合運動」と題する月刊誌が発行されるという、異常な事態が生まれることになった。

他方、世界労連の産業別インタナショナルのうち金属インタナショナルは、六六年六月にザバーニン書記長を訪日させ、総評ならびに中立傘下の鉄鋼労連、全国金属、全造船機械、全電線、車輌労連

との間に「交流覚え書」をとりかわした。この覚え書は、金属インタ主催の国際諸会議への日本側組合の参加、情報・資料の交換と恒常的な協力関係の確立、日本の金属関係労組と金属インタ加盟組織、とくに仏、伊の組織とのあいだの関係の強化などを内容とするものであったが、さきに国際金属労連日本協議会（IMF・JC）加盟をきめた鉄鋼労連が、同時にこの覚え書交換に参加し、他方ザバーニン書記長が接触を保ったにもかかわらず、電機労連がその調印を拒否したことが注目される。なお、この覚え書交換により、金属インタ機関誌「世界労連金属インター」の日本語版が世界労連東京事務所から発行されるようになった。

### 一〇・二一スト支援

世界労連ならびに傘下組合の対日活動として、国際自由労連のそれときわだった対照を示したのは、一〇・二一ストにたいする支援・連帯活動であった。国際自由労連ならびに国際産業別諸組織は、ベトナム反戦ゼネストにたいしてはこれを無視する態度をとり、このストに関連しておこなった公務員、公企体労働者にたいする処罰問題に抗議した場合にも、その点にはまったくふれようとしなかったが、世界労連、同傘下組合ならびにこれと連帯関係をもつ組合は、六六年九月二〇日総評が「ベトナム戦争に反対し、アメリカ軍のベトナムからの撤退を要求し……アメリカ軍作戦に直接・間接に協力している日本政府に抗議する」ための一〇・二一ゼネストへの支援・連帯行動をよびかけると、これにたいしぞくぞく支持のメッセージをよせた（第二部Ⅸ「政治的大衆行動」参照）。そのうち世界労連のそれは、次のようにのべていた。

総評がみずからのイニシアで、世界の労働組合にあて、ベトナム人民の英雄的闘争にたいする連帯と支持の運動を促進するよう訴えられたことを高く評価し、支持するとともに、アメリカ帝国主義によるベトナム侵略の中止、ベトナム民主共和国にたいする爆撃の即時停止、アメリカ衛星国の軍隊のベトナムからの撤退ならびにベトナム人民がその将来を決定できる権利の順守のため、世界の労働者がいっそう大きな決意をもって行動することに、全面的に同意します。

### ソ連・中国の労組との関係の発展

世界労連の東京事務所設置とならんで、ソ連・中国の労働組合と総評ならびに中立労連の関係も新たな段階を画した。

六五年岩井総評事務局長が訪ソの際に約束した日ソ労組交流委員会の活動は六六年に入って軌道に乗り、その第一回会合を開くために総評・中立労連の招待で六月一七～二五日に全ソ労働組合中央評議会のグリシン議長を団長とする代表団が来日した。代表団は、総評・中立労連との間に六月二四日、①ベトナム人民にたいする支持・援助の強化、②植民地主義打倒のためにたたかっているアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国人民との連帯、③平和共存、反帝・反植民地、民族解放と社会進歩のための闘争の積極的支持、④日ソ労組交流委員会の設置などをうたった共同声明と、これにもとづく「日本とソビエトの労働組合交流委員会協定書」に調印した。こうしたことを背景に、わが労組代表や青年各層の日ソ交流が促進されたが、六七年に入ると、六月一二～一四日にモスクワで第二回交流委員会が開かれ、訪ソした岩井総評事務局長を団長とする総評・中立労連合同代表団（中立労連議長佐藤芳夫、総評公務員共闘代表笹川運平、同公労協代表旭輝夫、同民間共闘代表松尾喬等を含む）と全ソ労組中央評議会代表団との間で日ソ両国の労組活動状況、交流計画、国際情勢などについて意見交換がおこなわれた結果、共同声明が発表さ

れた。

共同声明は六六年中に「両国労組の関係がいちだんと発展した」ことを認め、国際情勢については、「平和勢力が力を強め労働者が権利と利益のために活動をひろげているが」、「アメリカに指導されている帝国主義が平和・民主主義・社会進歩のためにたたかっている労働者の進路を妨害し、そのため国際情勢の悪化を招いている」ことを指摘している。ベトナム問題については、声明は「アメリカ帝国主義の犯罪的戦争」に抗議し、その武力干渉の即時停止、南ベトナムからの米軍撤退、北爆停止、ジュネーヴ協定の厳守を要求するとともに、「ベトナムにおけるアメリカの戦闘を停止させるためにいっそう大規模に統一行動をとるよう」訴えており、中東問題については「アラブ連合、シリヤ、その他アラブ諸国の人民にたいして戦争をしかけたイスラエル支配層の侵略行為に深い警告と憂慮を表明」している。また声明の中でソ連側は「日本の労働組合の、独占の圧迫と資本主義的搾取に反対し、社会進歩と日本の労働者の合法的諸権利と要求のためにおこなっている闘争への支持を表明」し、日本側は「ソビエト労働者の経済的・文化的発展の成果とプロレタリア連帯の原則を平和闘争の中で忠実に守っていることを高く評価」した。共同声明は最後に双方が労働組合と労働者の代表団、文書、定期刊行物、写真を広範に交換し、一〇月社会主義革命五〇周年にソ連で開催される日ソの大衆集会に積極的に参加することをきめた協定を締結したことを明らかにするとともに、総評、中立労連、日ソ労組中央評議会が両国の労働組合および労働者の間で可能な限り連帯を発展させるべきだということに意見が一致したとのべている。

他方、中華全国総工会と総評との関係はに出席した総工会代表者が中国核実験にたと非難していらい冷却していたが、六六年四日にかけて康永和副主任を団長とする総で来日した。総工会の総評にたいするこう年表面化した中国共産党と日本共産党の間つものと見られたが、来日した代表団は、岩井事務局長はじめ組合幹部や青年・婦人懇談を重ねた。そして意見の対立点にふれるまった結果、総評と総工会は、日中労組見が一致し、年内に総評から五〇人の労組となどがとりきめられた。この他総工会代鉄総連などにたいしても、六七年中に代表たといわれる。

### 3　総評の対東南アジア活動

総評は、六五年七月の第二八回定期大会おそれがあるときはこれにストライキで反もに、ベトナム問題についての意向を打診使節団を派遣する方針を採択したが、六七して、太平雅章国際局長をシンガポール、インド、南ベトナムに派遣し、さらに一一

にかけて大木正吾総務企画局長を団長とする代表団を右の五カ国に派遣した。代表団の目的は、ベトナム問題と日本の開発援助とにたいする各国労組の態度を打診し、あわせて六七年九月頃に東京でこれらの問題につきアジア労組会議を開くことについてもその意向を打診することにあった。一二月帰国した代表団は、アジア労組会議の計画についてほとんどの労組の賛成を得たとのべ、総評はこの計画を推進することになった。なおアジア労組会議の計画はこの数年らい中国の総工会とインドネシアのSOBSIによってすすめられており、これにたいしてソ連、ユーゴスラビア、総評などが三A労組会議の計画を対置させるなどのことがあった（詳しくは年鑑36集三一七頁以下参照）が、前者の計画が六五年秋のインドネシア政変で中断されると、後者の計画も立ち消えとなり、今回、これまでの計画とはまったく別に新たなアジア労組会議の計画が総評によって推進されることとなったのである。

## 4　わが国労働組合の国際的加盟関係の変化と国際交流

### 加盟関係の変化

六六年七月～六七年六月の時期には、わが国の全国単産の国際労働組合組織にたいする加盟関係には、次のような変化が見られた。

同盟は国際自由労連に一本加盟しているところから、六六年二月にその傘下に結成された一般同盟にひきつづき、八月結成と同時に同盟に加盟した日本電信電話新労働組合（電々新労、二五〇名）、一一月結成の同盟全国紙パルプ労働組合協議会（同盟全紙パ、六〇〇〇名）があらたに国際自由労連に加盟したことになった。

ITS関係では、国際金属労連に七組織が新たに参加し、一組織がオブザーバー加盟から正式加盟に切り換えたが、その組織名、人員数、加盟月は210頁を参照されたい。このほか新産別傘下の新化学が国際石油化学労連への加盟を決議してその手続をとったが、合化労連の異議にあって、加盟を実現していない。

世界労連は、すでにのべたとおり、総評との話合いのもとにその東京事務所をもうけ、また金属機械関係労組との協定により金属インタナショナルの機関紙の日本語版の発行を開始するなどのことがあったが、その産業別インタナショナルを含めて、わが国労組の新たな加盟はみられなかった。

### 国際交流

わが国労働組合の国際交流は戦後年を追って拡大する傾向にあり、とくにこの数年ののびはいちじるしいものがあるが、交流のための出入国者数は、六六年には六五年にくらべて146表にみるようにさらに拡大した。これは、一方における国際自由労連とその傘下のいくつかの国際産業別組織、他方における世界労連とその産業別インタナショナル、およびソ連、中国の労組などが対日活動をますます積極的に展開したこと、また同盟と総評、中立労連などが、これまたそれぞれの立場に立って自主的な国際活動にのりだしていることによるものである。

国際自由労連との交流のために出国したのは四四チーム、四五〇名で、この人数が六五年に激減したのち六六年に再び激増をみたのは、六四年と同じように六六年には第二次欧州福祉事情視察団一一六名、ヨーロッパ教育事情視察団一三〇名のような大型視察団の渡

**第146表**　労働組合の国際交流による年別出入国者数

| 年 | 出国者数 | | 入国者数 | |
|---|---|---|---|---|
| | 国際自由労連系労組との交流を目的とするもの | 世界労連系労組との交流を目的とするもの | 国際自由労連系 | 世界労連系 |
| 1963年 | 160 | 238 | 35 | 62 |
| 1964年 | 455 | 314 | 67 | 114 |
| 1965年 | 253 | 814 | 74 | 57 |
| 1966年 | 450 | 810 | 130 | 154 |

〔備考〕　労働省調べ

**第147表**　日米労働関係人物交流計画による出国ならびに人員数（1966年）

| チーム名 | 人数 | 渡航先 |
|---|---|---|
| 電機・機械関係チーム | 6 | アメリカ |
| 神奈川地方チーム | 4 | 〃 |
| 関西総評・中立労連チーム | 4 | 〃 |
| 中立労連チーム | 2 | 〃 |
| 百貨店チーム | 4 | 〃 |
| 同盟ナショナル　チーム | 4 | 〃 |
| 神奈川総評チーム | 2 | 〃 |
| 全逓チーム | 3 | 〃 |
| 鉄鋼労連チーム | 5 | 〃 |
| 電機労連チーム | 4 | 〃 |
| 化学労組チーム | 4 | 〃 |
| 総評中立ケミカル・チーム | 3 | 〃 |
| 計 | 12チーム　45名 | |

〔備考〕　労働省調べ

いちじるしく上まわったが、世界労連系入国者には日ソ青年友好祭参加代表団一〇〇名が含まれており、国際自由労連系入国者には、日米労働関係人物交流計画による一二名が含まれている。

## 3　国際労働組合の諸会議

### 1　世界労連系の諸会議

航があったためである。なおこの四四チーム四五〇名のうち、アメリカ大使館の日米労働関係人物交流計画によるものは、一二チーム四五名にのぼった（第147表）。

世界労連系との交流を目的として六六年に出国したのは七七チーム八一〇名で、前年と同じ高水準を維持したが、これにも前年と同じくヨーロッパ教育事情視察団一三〇名、ハバロフスク集会参加代表団一七二名のような大代表団が含まれている。

六六年にとくにめだったものは交流のための入国者数の増加で、国際自由労連系一三〇名、世界労連系一五四名と、それぞれ前年を

**第三回国際繊維・衣服・皮革労働者会議**

五月一九～二二日ドイツ民主共和国の首都ベルリンで開催され、四三カ国から一〇三九万七五八六名を代表する一九一名の代表、来賓、オブザーバーが参加した。そのうちには世界労連、国際アラブ労連、ラテン・アメリカ統一運動、国際自由労連に加盟する組織や無所属の組織の代表が含まれており、わが国からは、繊維労連（小口賢三執行委員長他一名）、化学同盟（稲垣一男組織部長）、全靴労連（星宏和副委員長）の四名の代表が出席した。

会議は繊維・衣服・皮革・毛皮労働組合インタナショナルのヤロ

スラフ・メバルド書記長の「繊維・衣服・皮革産業の労働者、労働組合の国際的統一を強化し、生活・労働条件の改善、労働組合の権利と民主的自由、民族独立と平和をめざす闘争を発展させるための繊維インタナショナルと加盟組織の活動と新しい任務にかんする報告」と題する一般報告を聴取し、討議ののち①一般決議、②ベトナムに関する決議、③インドネシアに関する決議、④規約一部改正にかんする決議などを採択した。このうちインドネシアに関する決議は満場一致で採択されたが、その他については中国、朝鮮、インドネシア、セイロンなどが反対、もしくは棄権した。

一般決議は、第六回世界労組大会が採択した決定を無条件に支持し、これをインタナショナルの方針と活動の基本的土台とするとのべている。それはまた最近アメリカを先頭とする反動勢力の侵略と武力干渉により国際情勢が悪化したことを認め、ベトナムの労働者と人民への全面的連帯を表明している。この決議はまた、資本主義国で経営者と独占が国家機構を自己の利益のために利用していることから、労働者の統一闘争がいちじるしく発展しているとのべ、国際的段階での統一的要求の基礎として次の要求項目を提案している。

労働権の保障、賃金、手当の引上げと最低賃金制の確立。賃金引下げなしの労働時間の週五日、四〇時間への短縮。男女・年齢・国籍による一切の差別の廃止。四週間を目標とする年次有給休暇の延長。実際の技能にもとづく労働者の技能の再評価。工場内の衛生条件と労働安全の改善。完全な医療扶助と社会保障制度の改善。団体協約制の確立。労働条件と賃金に関するすべての点につき企業ごとに追加交渉をおこなう権利を確認し拡大すること。家内労働の原則的廃止、母性保護に関する婦人の特別の権利の獲得と改善。普通教育水準の向上。児童の雇用の禁止。一八歳以下の青少年の労働時間の短縮。企業内をはじめあらゆる段階での労働組合の全面的承認と活動の自由。経営者・政府・政党に対する労働組合の権利と独立の擁護、立法・団体協約による労働組合の民主的自由の効果的保障。スト・デモ・その他の労働組合のあらゆる行動に参加する権利の全面的承認。団体交渉への参加その他に関し労働組合組織の権利を平等に認めること。労働組合の国際連帯行動の自由。

## 第五回国際金属機械労働組合会議

会議は、一〇月一八～二三日ソフィアで開かれ、三八カ国の六八金属労働組合を代表する一六六人の代表、資客、オブザーバーが出席した。この六八組織のうち金属インター加盟組織は二七組織で、残りの四一は非加盟の組織であった。わが国からは、全国金属神戸地本書記長柳田勘次を団長とする、全金、全電線、全造船機械、鉄鋼労連、車輌労連の金属五単産の代表各一名をもって構成された代表団が参加した。

会議はザバーニン金属インター書記長から一般方針について、グレゴリアン書記からオーメーション化の問題につい報告を聴取し、討論した結果、「一般決議」「ベトナムに関するアピール」を採択した。

「一般決議」は、第四回国際会議以後の金属インターの活動は多くの国での統一の前進と要求の獲得とに役立ったとのべ、第六回世界労組大会採択の方針の支持を表明し、帝国主義の侵略性が強まり国際情勢が悪化している現在、統一と行動をいっそう強化する必要があると指摘している。ベトナム問題については、同決議は、平和解決についてのアメリカの偽善的提案を非難し、ベトナムの解放民族戦線ならびに民主共和国政府の四項目および五項目の宣言を全面

的に支持した。それは日本問題にふれて次のようにのべている。

アメリカ帝国主義の行動は、世界の反動の目的、とくにドイツ連邦共和国と日本の反動の目的を鼓舞している。……日本および西ドイツの軍国主義者は、経済的、政治的に、アメリカのベトナム侵略を支持している。……日本の軍国主義者は、アメリカ帝国主義にそそのかされて、南朝鮮のかいらい一味と犯罪的な日韓条約を結び、これによってアジアと世界の平和をおびやかしている。……第五回会議は西ドイツと日本の軍国主義者に反対する世界の金属労働者と諸国民の闘争を支持する。

同決議はまた、科学・技術革命は独占の力を大幅に強める目的でおこなわれ、資本と生産の集中がすすむ過程で、もっとも強大な独占、とくにアメリカ独占がすべての国で支配をつよめている、とのべるとともに、金属独占は国家機構を利用して集中を促進し労働者の要求に反対していることを指摘して、その所得政策や経済発展計画を非難し、金属労働者、労働組合にたいして、賃金釘付け、労働組合の自主性の侵害および統合というあらゆる企み、労働組合の民主的権利と自由への攻撃に反対してたたかうよう訴えている。そして「金属労働者とその組織の共同闘争を拡大し、われわれの産業の労働組合組織全体が、一つのこらずその立場を強め、幾百万金属労働者の生活・労働条件を扱う政府機関への発言と監督の権利をつよめることができるようにすることは、金属インターとその加盟組織の重要な任務の一つである」とのべている。

一般決議はまた、当面金属労働者の共同行動の基礎となるべき要求項目を明らかにするとともに、国家にたいする独占の支配が強まった時期には、労働組合の任務と役割は新しい性格を帯びてくるのであって、要求を目ざす行動に力をいれることだけがその基本的任務なのではないとのべ、「独占の経済的政治力をおさえるといういっそう広範で高次の展望を日常の闘争に与えるために、それぞれの国の特殊事情に応じて、独自の民主的目的を提起」する必要があると指摘したあと、次のようにのべている。

「独占の経済力に手痛い打撃をあたえるために激しい闘争をおこない、経済の基幹部門を国有化し、これの民主的運営を保障し、経済にとってとくに重要な外国企業ならびに科学研究を国有化し、経済的社会的発展計画をたてさせ、労働者と人民大衆の利益になるようにこれを作成し、管理することが必要である。

「こうした措置をめざす闘争をおこない、経済にたいする独占の支配的地位をほりくずすことは、独占の国家における支配的立場にとどめをさし、政治・経済・管理の中に効果的な民主主義の条件をうみだすという、独占の政治的敗北をめざす闘争ときりはなすことはできない。

「民主的政権や政府をうちたて、これが労働者と人民に支持され、その利益をまもり、独占と反動に反対する行動をとり、社会主義国、発展途上の国の差別なく、平和、経済協力、国際貿易の発展の政策を実施することは、資本主義の諸条件のもとにおいてさえ、労働者階級にとって非常に価値のある勝利となるだろう。

## 第二回国際印刷労働者・労働組合協議会

会議は、六一年開催の第一回国際印刷産業労組協議会によって設置された常設委員会の提唱で、一〇月二四～二八日キエフで開かれ、三三カ国、二七組織三七〇万の印刷産業労働組合の代表七六名が参加した。このなかには国際自由労連系の国際製版印刷労連（IGF）加盟組合もふくまれていた。わが国からは全印総連（市川敏委員長＝団長、高橋武書記長他一名）、全印刷（高橋忠雄組織部長）、新聞労連（小川峡一書記長、他一名）、出版労協（五味敏雄中央委員）の七名からなる代表団が出席した。

会議では第一報告「第一回から第二回国際協議会までの常設委員

会の活動」を常設委員会副議長のアルチェーゼ・イタリア印刷製紙労組書記長が、第二報告「資本主義諸国における印刷産業の技術進歩と労働組合の課題」を同副議長のラフォーン仏出版労組書記長が、第三報告「社会主義における印刷産業の技術革新と労働組合の任務」を同議長のエーラー（ドイツ民主共和国）がおこなった。

会議は第一回国際会議が決定した組織原則にのっとって満場一致制をとり、「ベトナムにかんする決議」と「第二回国際協議会の結語」の二つの決議を採択した。「ベトナムにかんする決議」はアメリカのベトナム侵略を非難し、南ベトナム民族解放戦線の立場を認め、いっさいのアメリカ軍の撤退と南北ベトナム人民の手による平和的再統一を要求している。また「結語」は、印刷産業のすべての労働者と労働組合を統一させるための全面的要求綱領にふくめるべき要求として、次のものをあげている。

すべての労働問題について交渉する労働組合の権利。賃金の全般的引上げ。賃下げなしの労働日および週労働時間の短縮。年次休暇の延長。新しい機械・技術工程の導入にともなう安全措置。資格・職階・技術向上にかんする協約による保障。職業訓練をうける権利。職業訓練上の諸問題にかんする労働組合の協議権。新しい技術発展による再訓練期間の賃金支払。人種・性・国籍・信条による差別の撤廃。男女同一労働に対する同一賃金の保障。不健全な労働条件の下での青少年労働の禁止。職業病の予防措置と年金受給年齢の引下げならびに年金増額。

「結語」はまた、「独占の傾向と活動は民族全体、社会全体の経済的・文化的・社会的・民主的な利益に相反している。したがって職業的要求は、独占の権力をきりくずし民主的解決をかちとるための構造的変化をめざすいっそう全般的な要求をともなわなければならない」とのべるとともに、「帝国主義は、諸国民の真の利益や意志に合致した政治的・経済的・社会的な変化には、どんなものにも応じようとはしない」ことを指摘して、ベトナムにみられるような「世界帝国義主義の計画と対決する」たたかいの重要性を明らかにしている。

なおわが国代表団としては会義の席上、高橋武が「日本における印刷出版産業労働者のたたかいとその成果」について報告した。会議は最後に日本を含む九カ国の常設委員会を選出し、エーラー、ラフォーン、アルチェーゼの三氏を議長と副議長に再選した。

## 農業・林業・プランテーション労働組合第五回世界会議

一一月八～一九日にベルリンで開催され、四四カ国、五七全国労働組合組織、二五一二万の労働者を代表する一四二名の代議員とオブザーバーが参加した。このうち二二八万七〇〇〇人が農林インター加盟の組合員であり、国際自由労連加盟の六全国組合と中立組織一五もオブザーバーを送っていた。わが国からは伊藤嘉太郎以下五名の代表が出席した。

会議では「農業・林業・栽培労働者の労働組合インターへの組織化、労働組合統一の新しい可能性、生活条件改善、農業改革のための闘争、帝国主義、植民地主義、新植民地主義反対の闘争、世界平和およびあらゆる国民の完全独立のための闘争」と題してギシオ書記長が報告をおこない、一般決議とベトナムに関する決議を採択した。

一般決議は要旨次のようにのべている。

【一般決議(要旨)】 資本主義諸国のすべての農業労働組合は、国際的加盟関係にかかわりなく、要求政策と、構造改革綱領および労働者階級の権利を拡大強化する綱領をつくりあげることに取りくんでいる。

農地改革は各国の特殊条件に従っておこなわれるべきであるが、その内容は反独占、反帝国主義であるべきで、次の目標を達成するものであるべきである。

(1) 働く労働者に土地を与えること。
(2) 土地をもらった農民に、土地改良、機械化、近代的技術の応用に必要な融資を保証すること。
(3) 集団労働ならびに農産品加工購買の集団的組織の発展に必要な援助を保証すること。農業開発に必要なことは、農業を独占の権力から脱却させ、大私有加工産業を国有化することである。この目標を達成するには農業労働者と他のすべての進歩勢力のあいだの幅広い同盟が不可欠であり、これによって新植民地主義の侵透や資本の集中過程をくい止めることもできるであろう。

産別インターが採択する活動と組織の方法は各大陸の発展の度合いを考慮にいれるべきであり、統一行動は次のような基盤の上に立って推進されるべきである。

――諸大陸、諸地方もしくは同質の諸地方圏の段階で統一的な発案および行動を発展させ、協力させることに対する支援
――森林および栽培の産別段階で幅広い統一委員会をつくるために必要な援助と協力を用意しての、大生産部門へ向けての運動の提唱
――大独占グループの段階における統一的な運動の提唱の調整と支持
――婦人と青年の特殊な要求を支持するよびかけ
――産別インターおよびＩＬＯ、ＦＡＯ、世界労連、ユネスコなどの内部における参加団体の活動の強化
――異なる社会体制の下で活動している労働組合の間での経験交流

会議は最後に農林インターの新執行部を選出し、議長にアンドレス・キリアカウ（キプロス島）、書記長にギオアキーノ・ギシオ（イタリア）を選任した。

## 世界労連第三三回執行委員会

会議は世界労連第一六回総評議会に先立って一二月五日ソフィアで開かれ、わが国から副執行委員渡辺仙一郎（全日自労委員長）が出席した。会議の議題は㈠一九六七年予算案の検討、㈡第一六回総評議会の活動計画、㈢加盟申請の審議の三つであった。

予算案については、中華全国総工会がこの数年にわたって組合費の大部分を納入していないことが問題になった。わが国代表は、世界労連書記局が世界労連日本出版協会を無視して六六年八月に東京事務所を設け、これにたいして八八〇〇ポンドの支出を割り当てていることに反対し、予算案の採決にあたっては棄権した。

第一六回総評議会の活動計画については、ユーゴスラビアの労働組合がオブザーバーとして招待されていることが問題になり、ベトナム、キューバ、中国の代表が反対したが、多数決で認められた。なおこの執行委員会で、シリア労組連盟、ソマリア労働総同盟、カレドニア中立労組連合、モーリシャス労働連盟の世界労連加盟が認められた。

## 世界労連第一六回総評議会

六六年一二月六～九日ソフィアで開催され、わが国からは副評議員渡辺仙一郎（全日自労委員長）が出席した。会議の議題は、㈠第六回大会以後の世界労連の活動と任務（報告者　世界労連副書記長ピエール・ジャンスー）、㈡規約改正小委員会の活動報告（ルイ・サイヤン）、㈢会計監査報告、の三つであった。

会議の第二日目に中国代表の発言がソ連指導者の批判に及ぶと、議長は発言停止を命じて休憩を宣言、これにたいして中国代表が演壇を占領して抗議し、会議が中断されるという事態がくり返され、

第三日には議長団は中国代表団の会議参加を停止させる提案をおこない、中国、南北ベトナム、朝鮮、キューバ、ルーマニア、日本などの反対、ベネズエラの棄権をおし切ってこれを多数決で決めるという事態が生じた。

会議はその後中国代表を参加させないまま、「アメリカ帝国主義のベトナム侵略を即時中止させることにかんして世界の労働組合にあてたアピール」「アデン労働者と人民の闘争を支持する決議」「ヨーロッパの安全保障問題にかんする原則についての宣言」「スペイン労働者の闘争にたいする連帯宣言」を採択し、「一般決議」を、日本、南北ベトナム、朝鮮、キューバの代表の棄権のもとに採択した。会議はまた規約改正委員会が提出した改正案を採択し、ソマリ労働総同盟、カレドニア中立労組連合、シリア労組連盟、モリシャス労働連盟の世界労連加盟を承認した。

ジャンスー報告とそれにもとづく一般決議の討論にあたっては、この報告が日本軍国主義の復活についてふれておらず、またヨーロッパの安全をおびやかしている重要な要因としてアメリカ帝国主義の西ヨーロッパにたいする支配が明らかにされていない点、国際労働組合組織の統一の条件が成熟しているかのような前提に立って、アジア、ラテン・アメリカ、アフリカでAFL＝CIO幹部をはじめとする国際自由労連指導部がおこなっている分裂策動の暴露を避けようとする傾向などについて、日本、朝鮮、ベトナム、キューバ、ルーマニアなどの代表が具体的な批判を加え、その一部は一般決議にある程度とりいれられた。

【一般決議(要旨)】 現在の情勢を支配しているものは、ベトナムにおけるアメリカ帝国主義の侵略の継続と悪化であるが、侵略をやめさせその軍隊を南ベトナムから撤退させるための広大な大衆運動が発展している。帝国主義は他のアジア諸国でも侵略をおこなっており、朝鮮はその犠牲になっている。日韓条約の結果、南朝鮮への日本軍隊の侵透は強められている。日本軍国主義の復活に注意し、あらゆる手段をつうじてこの危険について警告しなければならない。インドネシアでは進歩的運動の幹部に対する弾圧がつづいているが、これはインドネシアを新植民地と軍事基地に変えたがっているアメリカとその中央情報局の計画ときりはなせないものである。

ヨーロッパでは資本主義国と社会主義国のあいだで相互理解の傾向が発展しているが、それとともに、ドイツ連邦共和国の報復主義政策と新ナチ主義の発展という新しい要素があらわれている。ヨーロッパの平和と安全に対する主要な危険は、アメリカ帝国主義と結びついた西ドイツ帝国主義者に根源がある。ヨーロッパの安全の前提条件はドイツ連邦共和国の原子武装を妨げ、その国境を含めてヨーロッパの国境を尊重させることである。社会主義国と資本主義国の中央組織のあいだの労働組合関係を発展させることは、平和の維持に大きく貢献するだろう。

資本主義国の労働者の闘争は一九六六年に非常なひろがりをみせ、すべての大陸のすべての国を網羅した。労資間の紛争は、労働者と経営者の関係に資本主義国家が独占の利益を考えていっそう直接的に介入しているために、激化した。この政策は資本主義的計画化や「所得政策」の形をとっている。同時に独占資本の集中は国際的に経済運営の独裁的方法を広げている。これに加えて技術進歩につきものの新しい要因がある。しかし経験は労働者に対して、直接的な利益をめざす闘争と、民主的権利、労働組合の権利の維持と拡大、国の政治的・経済的・社会的生活の民主化をめざす闘争のあいだの結びつきを、いっそうはっきり認識することを教えた。このことは、統一を強化し、労働者の要求をいっそう高い水準に高めることが可能であることを示している。

第六回大会いらい世界労連は国連特別機関で一九四八年以前にもっていた立場をとりもどすことに成功した。世界労連はILO八七号条約と九八号条約の改正をめざして活動するであろう。

アフリカや中近東では労働組合は複雑な問題に直面し、スーダン、コンゴ、ガーナは、かれらの命令に従う政府をつくろうとする帝国主義者の干渉をうけている。アフリカの労働組合、とくに全アフリカ労組連盟は内外反動のはげしい攻撃にさらされている。

ラテン・アメリカは深刻な恐慌に直面しており、アメリカ帝国主義の道具である進歩のための同盟は、今日ジョンソン政策によって補足されている。労働組合の行動が発展している現在の情勢は、統一の問題をいっそう力づよく提起している。世界労連はあらゆる段階の話合いに賛成である。行動をおしすすめるためには、まず第一に討論し、共通点がありそうな諸問題を広げるよう努力しなければならない。独占の批准と帝国主義の攻撃をうち破るための労働者の闘争が前進しており、またこれらの闘争が統一を必要にしているため、今日、国際自由労連加盟および世界労連加盟の全国中央組織間の親善があらわれている。しかし障害はまだある。AFL・CIOおよびその直接の影響下にあるORITのような組織は、統一の実現に対していまだにはげしく反対している。

世界労連は、いかなる差別も前提条件もなしに国際的な大討論をおこなうことに賛成である。これに達するためには、各国の統一行動を発展させ、各国の統一をすすめ、あらゆる種類の相互的、多面的交流をふやし、共通点をめざす共同の、あるいは平行的な国際活動を発展させることが必要である。各インターは、ここに、それぞれの個性を発揮させることが必要である。これが、いつの日か、戦争直後に実現したと同様に、単一の偉大な国際組織がつくられるという確信のもとに、世界労連がめざしている活動の目的である。

ベトナムに関するアピールは、「アメリカおよび衛星国の軍隊がこの国でやっている犯罪は、第二次大戦中にナチがおかした罪をこえている」とのべ、次のように訴えている。

【ベトナムに関するアピール】　ベトナムにおけるアメリカの戦争を終わらせるもっとも現実的かつ論理的な基礎である南ベトナム解放民族戦線の五項目の宣言と、ベトナム民主共和国の四項目の宣言に表明された立場に、みなさんの意見や活動を集中するため、努力を強めることが必要です。

南ベトナム解放民族戦線が一九六六年一〇月二七日に出したアピールに統一してこたえるよう、要請します。またベトナム労組連盟が一一月二四日に世界の労働者と労働組合にあてたアピールを支持して下さい。

世界労連総評議会は南ベトナム解放民族戦線創立六周年にあたる一九六六年一二月二〇日をベトナム労働者人民支援国際連帯デーとし、各国の条件に応じて連帯活動をすすめるよう呼びかけます。

また、アデン労働者の支援決議は、次のようにのべている。

【アデン労働者の支援決議】　イギリス植民地主義とその手先や同盟者に反対し、民族独立をめざすアデンと南アラビア人民と労働者に連帯を表明する。総評議会はアデン労働者人民支援国際労働組合委員会の活動をきわめて重要なものと考える。総評議会は、現地調査をおこなうために、イギリス労働組合会議、国際赤十字、エジプト労連、国際労働組合委員会の代表をふくむ合同代表団をつくり、この代表団が任務を果たすに必要な措置をイギリス政府に要求する用意がある。

総評議会は、一九六七年一月ダマスカスで開かれる第三回アデン労働者人民支援国際労働組合会議に対して全面的支持を表明する。

なおこの会議では朝鮮問題に関する決議の上程、採択が予定されていたが、世界労連指導部と朝鮮その他の意見が一致をみなかったために、決議案は上程されなかった。

「規約改正にかんする決議」は世界労連の基本的任務を規定したタナショナルについて規定した第一三条についてそれぞれ改正案を承認し、地域的活動に関する第四条第五項、労働組合インの点について規約改正委員会は活動を今後も継続し、新たな協議の結果を次回の総評議会に報告すべきことを明らかにしている。改正

された前文は、世界労連がいかなる状況の下においても完全な主権をもち、諸政府・諸政党から独立したものであるとともに、帝国主義・植民地主義・新植民地主義に反対し社会進歩、民族独立、平和のためにたたかっているすべての勢力と協力すること、それは階級的な民主的国際労働組合組織で、国際主義と労働者の連帯の精神をもって、各加盟組織の特殊な経験を研究し、全世界の労働者に固有な共通の諸利益の明確化に努めながら、すべての加盟組織の協議にもとづいて、その綱領・方針を作成し行動する、とのべている。改正された第四条第五項は、労働組合中央組織が世界労連の決定を適用する場合にその全面的な自主性を認められることを確認しており、第一三条の改正は、労働組合インタナショナルを世界労連の単なる産業別専門部から自主的な国際産業別組織へと発展させた。新たに加えられた第一四条は、労働者の利益が共通する一定地域で労働組合組織の地域的な協議・協力・交流活動も促進することを定めている。

## 国際貿易・経済関係の発展をめざす世界労働組合会議

「労働者と人民のための国際貿易・経済関係の発展をめざす世界労働組合会議」は「協議と反独占統一行動の世界労働組合委員会」の招集により一二月一四日～一七日ブダペストで開催された。会議には反独占委員会よりも幅広くすべての大陸にわたる五七カ国の労働組合が代表をおくり、国際自由労連、アラブ国際労連、全アフリカ労連などの加盟組織の代表もその中にふくまれていた。わが国からは総評から上妻美章情宣部長が参加した。

会議はチリ労働者統一中央組織出身で反独占委員会の議長であるクラウジオ・アレマニの司会の下にすすめられ、世界労連サイヤン書記長が主要報告を提出し、①労働組合の共同行動に関する決議、②国連貿易開発会議にあてた決議、③貿易分野における国際労働機関の活動についての提案に関する決議、④農業生産における貿易と国連食糧農業機構を通ずる活動への提案に関する決議、⑤経済発展を拡張するためのユネスコの活動に関する決議、⑥アメリカ政府のキューバ貿易経済封鎖に反対する労働組合の活動のための決議、⑦ベトナム総工会への連帯のメッセージ、の七つの文書を採択した。

会議の重点は、差別のない世界貿易を発展させるために労働運動がその影響力を有効に発揮するための具体的方策を探求することにおかれたが、この点に関連して「労働組合の共同行動に関する決議」は要旨次のようにのべている。

【労働組合の共同行動に関する決議(要旨)】 あらゆる国の間の貿易経済関係は、国家の主権と独立の尊重、国内問題への不干渉、互恵、自国の天然資源利用についての主権という原則に立たなければならない。また各国地域の状態により、労働者と人民のためになる貿易経済関係を支持する活動の基礎となる一般的目標がいくつかある。①開発途上の国では国民経済の独立の達成である。社会主義国や先進諸国の労働組合はこうした要求を支持し新植民地主義の搾取に反対して団結する努力を強化すべきである。なぜなら先進諸国の労働者の物質的利益と開発途上の国の労働者のそれは一致しているからである。②社会主義国と資本主義国の間の貿易の拡大と多様化の要求に特別の注意を払わなければならない。③発達した資本主義国では労働組合の初歩的任務はあらゆる搾取と闘い独占の政策に反対する闘いを強化することで、この基礎のうえに、独占の戦略に一層効果的に反対するための低開発諸国の労働組合との協力・協議を拡大すべきである。アメリカのキューバ封鎖とベトナム民主共和国封鎖を本会議は非難し、国際法および国際慣習によって確立された慣例の尊重を要求する。

国際金融資本の支配を打破し、ドルとポンドの支配をおわらせ、国際通

貨制度に対する最も広範な国際管理を打ちたてるよう国際通貨制度を改革することが必要である。GATT、国際復興開発銀行、国際通貨基金などを主要先進資本主義国とりわけアメリカが開発途上国の搾取と支配の維持に利用するのを暴露するよう、その活動を注視すべきである。

これらの問題のいくつかは国際自由労連、国際キリスト教労連その他と共通した活動目標であり、共通する目標についてこれらの組織と合意に達するために討論を継続し拡大すべきである。貿易と開発に関係ある国連諸機関、とくに三つの国際労組が協議をうける資格をもつ国連貿易開発会議に関しては、歩調をそろえた行動がとられるべきである。

**第五回国際化学石油関連労働者会議**　会議は五月九～一三日ブダペストで開催され、四七カ国七九組合の代表一六名が参加、わが国からは堀越稔(団長、合化労連)、石垣清次(事務局長、金硝労)、森中清登(化学同盟)、中尾収(全石油)、高田光男(紙パ)の六名で構成する代表団が出席した。会議は当該産業の労働組合と労働者の「統一行動綱領」「アメリカのベトナム侵略を即時中止させるための化学石油関連労働者にあてたアピール」「ベトナム労働者と人民にあてたメッセージ」等を採択した。

第五回国際建築・木材・建築資材労働者会議は五月二二～二六日モスクワで開催されたが、その内容は年鑑第39集に収録する。

## 2　国際自由労連系の諸会議

### 国際自由労連第四〇回執行委員会

一九六六年六月二八～三〇日ブリュッセルで開催され、わが国からは滝田実執行委員（全繊同盟会長）が出席した。

六月二八日はポズナン事件の十周年にあたった。会議が採択した決議は「ポズナンはじめ現在共産主義者に踏みにじられている町村に自由な労働組合主義の旗が再びひるがえる日がやがて来るであろう」と言明し、「国際自由労働組合運動は独裁下にあるすべての国民の解放と、自由、民主主義、人権の尊重および社会正義の回復を目指すそのたたかいを弱めることはない」とのべている。

会議はガーナにかんする情報を聴取し、エンクルマ大統領打倒後、自由な組合運動が復活し、最近数カ月間に国際自由労連との間に緊密な関係ができたことに満足の意を表明するとともに、この運動を援助することをきめた。会議は、インドネシアでの六五年九月のクーデター失敗後、自由な労働組合組織が共産主義者の圧迫と攻撃から解放された事実に注目して満足であるとし、自由な労働組合を助けるためにITSの協力を求め、国際自由労連会長、書記長、アジア地域組織委員よりなる使節団をインドネシアに送ることを決定した。国際自由労連アジア・アフリカ会議開催の提案も論議されたが、会議はその決定を一時延期し、ベトナム労働者を援助することを奨励することを決めた。

会議はフランス政府が南太平洋で核実験をおこなうことを決定したことに遺憾の意を表明し、管理をともなう全面軍縮の話し合いを促進するため全力を傾注するよう国連にたいして勧告した。

執行委員会は、自由な労働組合と全体主義政府および共産党の支配下にある組織との間には、過去と同様現在も、相互利益も共通の基礎もないことを繰返してのべ、自由な労働組合の目標を擁護できるのは、自由な労働組合の正しい組織だけであるという原則を再確

認した。

会議は貿易と開発に関する小委員会の勧告を承認し、執行小委員会が採択した国際通貨の改革に関する決議を承認するとともに、六七年中に自由な労働組合の第二回世界経済会議を招集することに意見の一致をみた。会議は開発途上の諸国の食糧事情の悪化にかんがみ、国際協同組合連盟および国際農業生産者連盟と共同の世界食糧計画に関する声明を採択した。

執行委員会は全パキスタン労働者連盟APFL(三五万九〇〇〇)、チリ砂糖労組連盟CONAZU(七〇〇〇)、スリナム労働者連盟SWMB(一万二〇〇〇)の新規加盟を認め、全パキスタン労働組合連盟APCOL(三二万八〇〇〇)を除名するという以前の決定を撤回した。

## 国際郵便電信電話労連第一九回世界大会

PTTIの名で知られるこの組織の第一九回世界大会は七月一一～一五日ブリュッセルで開催され、五一カ国、七〇組合の代表が参加し、わが国からは加盟組合である全逓から宝樹文彦委員長をふくむ一五名の代表が、またオブザーバー組合である全電通から笠原藤太郎委員長以下二名の代表が、出席した。

大会ではネジンスキー書記長が一般報告をおこなったが、それによるとPTTIの組織は六三年の七六カ国一二七組織二一〇万から六六年一月現在の七五カ国一三一組織二一六万へと変化している。

会議の主な議題は、発展途上にあるPTTIの役割で、研究報告としては、PTT労働者の職業訓練、PTTI参加組合の教育活動をとりあげた。

会議は次の決議を採択した。①PTT労働者の労働組合権に関する決議、②PTT労働組合教育活動に関する決議、③PTT職員の職業訓練に関する決議、④PTTI地域活動の財政措置に関する決議、⑤沖縄に関する決議、⑥平和に関する決議、⑦ILOに関する決議。

このうち、労働組合権に関する決議と沖縄に関する決議は日本全逓の提案によるもので、沖縄に関する決議は、次のようにのべている。

【沖縄に関する決議】 文化的歴史的に日本の固有の一部である沖縄の県民が繰り返し表明してきた、日本に復帰し日本国憲法に保証されているすべての基本的権利を享受したいという願いを認め、沖縄の日本復帰に関する交渉の促進を日本政府に求め、日本の主権下に復帰したいという沖縄県民の願いを支持し、現在の軍政下において主席の公選を行なうよう勧告し、渡航制限の撤廃を求め、沖縄の日本復帰を日米両国政府にアピールすることをPTTIとのその加盟組織に求めることを決議する。

また「平和と自由に関する決議」の採択にあたっては、日本全逓は①案文に「アメリカの北爆停止」を入れ、②「共産主義国は独裁国であり自由が存在しない」という項を削除することを求め、結果的には②の要求がいれられて、小委員会における採択にあたっては九対一でアメリカ代表が孤立した。その決議は、「永続的な平和は正義にもとづくものであり、諸国間の相互尊敬、自由、すべての紛争を交渉で解決することが絶対に必要であるということの承認の上に基礎をおかねばならないと主張し」「フランスと中共による核実験に対し大きな不安を表明し」「ベトナムでの戦争の継続をはなはだ遺憾とし、南ベトナム人民の自由と民族自決の権利の承認にもとづいて、交渉によってこの困難な問題を解決することを要求し」ている。

最後に会議はイギリス全逓書記長ロン・スミスを新委員長に、アジア地域代表にシンガポール合同官公労組書記長カンダサミを選出した。

### 国際産業別組織年次総会

国際産業別組織ＩＴＳの年次総会は八月三〇日～九月一日ジュネーヴで開催された。総会は国際商業事務技術労組連盟ＩＦＣＣＴＥのエリック・キッセル書記長を議長としてすすめられ、国際自由労連執行委員会について報告をうけ、国際産業別組織ならびに国際自由労連とＩＬＯの将来の関係、貿易と開発の部門における組合活動と教育訓練の問題について討議した。

総会はＩＬＯが次のように考えていることに注目した。

ＩＬＯ産業別専門委員会は、重要な役割をひきつづきもつべきであり、たんにこの活動を継続するだけでなく、一層これを強化し、かつ情勢の変化に即応して不断にその活動を調査すべきである。

しかし総会は、ＩＬＯ予算のうち産業別専門会議に支出された金は過去一〇年間に大幅な減少を示しており、さらに会議の開催頻度はいっそう低下していると指摘し、ＩＬＯの産業別活動を強化するのに必要な措置をとるよう、ＩＬＯ理事会に要請した。

総会はまた貿易と開発の重要な分野で国際自由労連とＩＴＳとが積極的に活動したことを歓迎し、こうした活動を強化するよう要望するとともに、「開発国と低開発国との経済関係を正しく促進するため、国際自由労連、すべての加盟組織、とりわけ低開発国加盟組織の全力を動員する」よう希望した。

### 国際石油化学労連ＩＦＰＣＷ第五回世界大会

大会は一一月二一～二五日にベネズエラの首都カラカスで開かれ、五九カ国一〇〇組織一七五万名で組織された国際石油化学労連傘下の四五カ国六六組織を代表する一〇〇名の代議員と二三名のオブザーバーが参加した。わが国からは合化労連から宮武豊副委員長以下三名が代議員として、また加盟申請中の新化学から河合明博副委員長、友宜組織である全石油から河村敏尚副委員長以下二名がオブザーバーとして出席した。

大会は一一の決議を採択し、規約の一部を改正し新執行部を選出した。一一の決議は要旨次のとおりである。①「石油・化学産業労働者の組織合同について」という決議は、同一地域内の化学・石油化学、石油の労働組合の早期統合を実現し、新規加盟申請を検討するにあたっては現加盟組合との統一と協力をはかることに力点をおく、としている。②「労働時間の短縮について」という決議は、週四〇時間制の達成に努力し、これをかちとっている場合には賃下げなしでさらに労働時間を短縮するために努力することをきめている。③「国際石油化学労連の地域会議の開催について」は、アジア・アフリカ、中東、北アフリカ、欧州、南北米州の五地域で地域会議を開催することをきめている。④「国鉄石油化学労連の青年活動」は、青年労働者対象の教育活動の実施と加盟組織における青年部会の設置に努力を傾けることを謳っている。⑤「専門家の提供・派遣」は、先進国の加盟組織が開発途上国の加盟組織に専門家派遣などの援助をすることをきめている。⑥「国際石油・化学コンツェルン別労働組合協議会の開催について」は、わが国の合化労連の提案によるもので、国際コンツェルンの賃金、労働時間、団体協約、

その他主要な労使関係に関し、参加各組織間で情報・見解、資料の交流や共闘を推進する目的で、シェル、スタンダード石油、デュポン、ＩＣＩ、ＵＣＣなど国際的なコンツェルンの労働者を対象とする国際的な企業別労働組合協議会を開催するよう、国際化学労連執行部に対して勧告している。⑦「労働組合の諸権利に対する法的規制」は、フィラデルフィア人権宣言の労働組合権擁護の条項に照らし、かかる権利を侵害する法律、規則が存在する場合には、ＩＬＯに対して告訴することをきめている。⑧「トルコ石油化学原子力労組の支援について」、⑨「婦人の教育活動について」、⑩「加盟費について」は、それぞれ表題に関連した問題を扱ったもので、⑪「国際石油化学労連と国際化学一般労連ＩＣＦの組織領域の紛争」は、組織領域についてこの両組織のあいだに一九六二年に結ばれた協定をＩＣＦが一方的に破棄し、国際自由労連書記長による調停も今日にいたるまで結実しないばかりか、ＩＣＦは国際石油化学労連を破壊するような活動をおこなっているという事実にかんがみ、国際自由労連執行委員会にたいして、公正かつ平等な態度でこの紛争を終わらせる方法を提案することを求めている。

なおわが国の合化労連はベトナム反戦決議案を上程しようとしたが、この企図ははばまれ、逆に大会では、「執行委員会は、大会提出のすべての決議案を審議検討し、これに関する勧告を下す」（第八条第二項）、「決議は、それが労働組合問題である限り、かつ少なくとも世界大会開催三〇日以前に書記長に提出されたものである場合に限り、世界大会に提出される」（第一五条第三章）との二点にわたって規約改正がおこなわれた。決議案上程に対する執行部の統制は強められ、政治問題にかかわる決議案はこんご大会に上程されないことになったのである。

大会最終日におこなわれた執行部選挙で、ベネズエラのルイス・トバールが新会長に選ばれ、書記長にはロイド・Ａ・ハスキンズ（米）が再選された。国際石油化学労連としては、合化労連しか正式加盟していない日本を新たな組織対象分野として重視しているが、このことも反映してか、合化労連の宮武副委員長は執行委員に選出されただけではなく、インド、インドネシアとならんで一三名の副会長の一人に選ばれた。

## 国際自由労連第四一回執行委員会

一一月二二～二四日西インド諸島のバルバドスのブリッジタウンで開催され、わが国からは滝田実執行委員（同盟副会長）が出席した。

執行委員会は、国際自由労連会長を団長として六六年一〇月にインドネシア、ベトナム、フィリピンに派遣された国際自由労連使節団の報告を聴取し、その結果、インドネシア回教労働組合ＧＡＳＢＩＮＤＯ（三〇〇万）の加盟を承認するとともに、インドネシアの労働組合を援助するために代表を常駐させ、インドネシアにおける国際自由労連の立場を強化すること、インドネシアの労働組合と協議して労働組合教育プログラムを作成すること、自由な労働組合や労働組合運動に関係のある他の機関からのインドネシアにたいするあらゆる形の援助を国際自由労連をとおして調整することなどを決定した。

執行委員会は、沖縄における労働組合基本権を侵害している布令一一六号の廃止のために努力している国際自由労連加盟の沖縄の組合に同情を表明し、目的実現のため万全の措置をとることを国際自由労連書記長に指示した。

会議はアフリカの労働組合情勢について検討し、ガーナについては民主的労働組合再建の進捗に注目し、ローデシアについては、普通選挙権にもとづく自治権を全国民が確保できるよう強力な措置をとるべきことを宣言した決議を採択した。

執行委員会は、世界の食糧事情の悪化にかんがみ、食糧の生産と給供増加のためにあらゆる措置をとることを各国に要請した。

執行委員会はまた六七年七月頃に開催を予定される第二回自由労働組合世界経済会議の準備について協議し、国際金融情勢に関する決議を採択した。同決議は、国際金融制度改革の緊急性の認識が不足していることを指摘し、利率引上げが経済成長や雇用ならびに開発途上にある諸国への援助に悪影響を与えることについて不安を表明し、加盟組織にたいして、自国政府に利率の引下げと国際金融制度の改革準備をいそぐことを要求するよう要請している。執行委員会は、国際貿易開発機関における国際自由労連の指導方針（月刊自由労連六七年三月号所収）を検討し、採択した。会議はまた労働組合権利委員会の設立を決定した。同委員会は、新たに独立を獲得した国や発達した諸国における労働組合権、とりわけ公共部門における労働組合権から、組合権の侵害やＩＬＯにたいしてとるべき措置などをふくむ、広い範囲にわたる事項を検討することになっている。

最後に執行委員会は、ベクー書記長が病気のあいだブラウンター ル書記次長に一時的に書記局を統轄させること、アメリカ自由労働組合委員会の副理事であるモリス・パラディノを国際自由労連書記次長に新たに任命し、加盟組織、ＩＴＳおよび自由な労働組合運動に好意的な他の諸団体の地域活動の統合・調整にあたらせることを決定した。

この会議は第八回アジア地域会議開催の前日にあたる二月一四日香港で開催された。会議はそのまた前日同地で開催された第二七回地域執行委員会の勧告をいれて、アジア地域組織の規約の改正と地域会議の議事規則の改正をおこない（規約改正条項は月刊自由労連六七年二月号に掲載されている）改正を一五日から発効させることを決定した。

## 国際自由労連臨時アジア地域会議

会議は一二月一五～一六日香港で開催され、アジア地域の八四五万の組合員を代表する一九名、オブザーバー四名が参加し、また五つの国際産業別組織、フィリピンとシンガポールの友好組合、ＩＬＯからも代表が参加した。わが国からは同盟から和田春生以下九名、総評系加盟組合から下村義美以下六名、沖縄から二名の代議員とオブザーバーが出席した。開会にあたって和田春生地域組織会長は次のように挨拶した。

【和田春生会長の挨拶】　オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、インドネシアの各労働組合がアジア地域組織に加入したことを歓迎する。いまやアジア地域組織に結集する組合員の数は六〇〇万から一〇〇〇万人に増大した。いくつかの国では政治は不安定であり、経済は苦しい状況にあり、社会正義も確立されていない。民主主義の体制を破壊し政治的不安を醸成しようとする共産主義勢力は、その野心をとげるため労働者を利用し、またさまざまな困難をつくりだすことに腐心している。われわれの課題はなみなみならぬものであるが、自由な労働組合運動はこの挑戦に立ち向かっていかなければならない。

会議は、①国際貿易と開発に関する決議、②社会保障に関する決議、③アジアにおける生計費指数に関する決議、④結社の自由に関

する決議、⑤週休制に関する決議、⑥インドネシアにおける共産主義の破壊活動に関する決議、の六つの決議を採択した。

国際貿易と開発に関する決議は、開発途上の諸国と先進国との経済上の格差が拡大している事実や第一次産品価格の不安定、これら諸国の交易条件の悪化などに注目し、アジア開発銀行の設置を歓迎するとともに、低開発国の援助のため工業国が国民総生産額の一%を提供し、低開発国の利益になるよう貿易、通貨、関税制度を改革すること、これらの国にたいする補償融資制度を設置し、貿易上の特恵制度を与えること、などを提案している。

社会保障に関する決議は、アジア地域のいくつかの国では社会保障制度がまったく欠如し、それが一〇年以上実施されている国でも、適用範囲・給付ともに不十分であることに不満の意を表明して、総合的社会保障制度（短期的な事故をも適用対象とする）の導入、ILO条約一〇二号の最低基準に合致させること、社会保障に関する各種制度の一元化、三者構成の法制化された自主的管理機関の設置などを要求している。

生計費指数に関する決議は、「多くのアジア諸国政府のCPIに欠陥があり、このため労働者の実質賃金が不断に低下している」事実に注目し、第一〇回国際労働統計専門家会議の勧告する線にそった家計調査を、政府が労働組合の積極的参与の下に実施すべきことを、要求している。

結社の自由に関する決議は、アジアの多数のILO加盟国、それもILO八七号条約批准国で結社の自由が侵害されている事実に注目し、労働組合基本権と結社の自由を回復するいっさいの措置をとるよう加盟組織に要求し、ARO書記局にたいして、必要な資料と情報を提供することによってこの面における加盟組織の活動を援助することを要請している。

週休制に関する決議は、香港政府にたいして、ILO基準にしたがって香港と九竜の勤労者のために週休制を遵守させる立法措置をただちにとるよう要請している。

インドネシアにおける共産主義の破壊活動に関する決議の全文は次のとおりである。

【インドネシアにおける共産主義の破壊活動に関する決議】　国際自由労連第八回アジア地域会議は、中共がインドネシア国内及び国外の残存共産勢力に対して秘密裡に援助を与え、さらに現在の合法的なスハルト政府とインドネシア国民に対してひきつづき煽動と憎悪にみちた放送をおこなっている事実を激しく非難し、とくにアジアの民主的勢力と全世界に対して、インドネシアの残存共産勢力を一掃するため、最大の努力を払ってインドネシアの民主的勢力を強化するよう訴える。

以上の決議文を採択したのち、会議は書記長をはじめとする役員の選挙に入った。本年鑑第37集（三三六頁）にのべられているとおり、この数年アジア地域組織は書記長問題で混乱状態にあった。六四年初めアジア地域組織書記局の腐敗の事実が明らかとなって当時のマパラ書記長は解任されたが、六五年四月の地域会議でマツール新書記長が選出されると、インド全国労働組合会議がこの人事に反対してアジア地域組織ボイコットの挙にでるなどのことがあった。しかし和田会長の各方面との折衝などが実を結び、今度の会議でマツール氏があらためて満場一致で書記長に選出された。また地域組織の改正規約にもとづいて新執行委員二一名も選出され、わが国からは和田春生、木畑公一（以上同盟）、下村義美（全逓）、仲吉良新（沖縄官公労）の四氏が執行委員に選ばれた。

なお、地域会議終了後ただちに第二八回アジア地域組織執行委員会が開かれ、和田春生がアジア地域組織会長に選出された。

### 国際自由労連第四二回臨時執行委員会

二、れ、盟会長）が出席した。

会議はベクー書記長の健康上の理由にもとづく辞任の申出を承認し、次期書記長の候補者選定をストルティ会長に委任するとともに、後任者決定までの期間、書記局の統轄をブラウンタール書記次長にゆだねることを決定した。

会議は六八年開催予定の第九回世界大会の準備方法について審議し、また第二回世界経済会議の準備状況について討議した。

会議は、南アフリカ共和国でバス法に抗議するデモの最中に多数のアフリカ人が殺害された事実を想起するため、国連総会が決定したのにならい、三月二一日を「人種差別撤廃のための国際デー」とすることを国際自由労働組合運動全体によびかけることを決定した。

会議はまた六六年一一月いらい不断にストライキ闘争をおこなっているスペイン労働者への連帯を表明し、これへの支援を加盟組織によびかけることを決定するとともに、六七年一月二〇日に国際自由労連と国際建築木工労組連盟（IFBWW）との合同国際住宅委員会が採択した家賃政策に関する声明を承認した。

会議は最後に、国際自由労連既加盟のシェラ・レオネ労働評議会をふくめてこの国すべての労連を合併してつくられたシェラ・レオネ労働会議の加盟申請を承認した。

# XI 人権擁護運動

概要□三鷹事件――白鳥事件――青梅事件――ビラまき、ビラはりにたいする弾圧反対闘争――国民救援会――恵庭事件

## 概要

一、一九六七年一月一八日、竹内景助は東京拘置所内で獄死した。三鷹事件で死刑の判決をうけた竹内は、一九四九年以来、一八年のあいだ、獄中にあった。労働運動の渦中にあって、そのゆえに死刑に処せられた竹内は、無実を叫びつつ苦悶のうちに死去した。竹内の死の前後における刑務当局の処置は、事実上、死刑を執行したものとして強く非難されたのである。一九五二年以来、白鳥事件の主謀者と目されて獄中にある村上国治にたいする再審と釈放を要求する運動は、いっそうのもりあがりをしめしつつある。六七年二月には弁護団は日本と中国の科学者による共同実験の成果を公表し、唯一の物証である証拠弾丸にたいする追求をつよめている。

一、青梅事件の差戻審公判は、破棄差戻の最高裁判決による明るい展望のもとに六六年一二月から開始された。救援運動の組織は二つに分かれているが、謀略の追求と無罪判決のために、力をあわせて運動を展開している。

一、ビラまき、ビラはりなどにたいする警察の弾圧は、ようやく全国的におこなわれるようになった。軽犯罪法、道路交通法、広告物条例などの軽犯罪を理由にして、主に政治的言論を内容とするビラが取締りの対象となっている。これらの事件ごとに、公判闘争を支

援する組織がつくられ、言論表現の自由をまもる闘争としてとりくまれている。

一、これらの情勢を背景にして、国民救援会は全国の弾圧情勢を分析しつつ、弾圧反対闘争の重要性をうったえている。とくにそのなかで救援会の組織の拡大と強化につとめていることが注目される。

一、低所得者層の生活権の要求と結びついて発展してきた朝日訴訟を支援する闘争は、六七年五月二四日の最高裁判決（訴訟終了宣言）によって訴訟の上では実を結ばなかった。しかし、この公判闘争を通じて生活保護基準のひきあげの要求がかなりの程度に実現したことは、闘争の成果として評価されている。北海道の恵庭事件もまた自衛隊違憲訴訟として注目されて、ようやく支援の運動が高まろうとしていた時期に、札幌地裁の憲法判断回避の判決によって終止符をうたれた。朝日訴訟にせよ、恵庭事件にせよ、裁判所が事件の根本的論点を回避する傾向にたいしては非難がつよい。

## 1　三鷹事件

三鷹事件の被告として死刑の判決が確定し、再審を要求して獄中生活をつづけてきた竹内景助は、六七年一月一八日午前八時一〇分、東京拘置所内で死亡した。前年一二月一五日に面会した救援活動家にたいして激しい頭痛を訴えていた竹内は、その後病状が悪化して憂慮されていたが、拘置所や法務省は事態を楽観して十分な措置をとらなかった。国民救援会・三鷹事件対策協議会では、六六年一二月二三日に早くも脳腫瘍の疑いを指摘して、すぐ病舎にうつすこと、拘置所の全医療能力を動員して万全の診断・治療をおこなえ、外部の病院に移せ、などの三点を要求したが、刑務当局は拘禁性反応の疑いという診断・治療をおこなうのみであった。六六年一二月二七日に、国民救援会の派遣した医師は竹内に面会してのいっそう脳腫瘍の疑いを深めたが、刑務当局は東京医歯大中田教授の拘禁性反応の疑いという診断を重視した。一二月二九日に竹内は面会にきた妻を長女とまちがえるほどに悪化した。六七年一月一三日、竹内は意識不明におちいり、ただちに病舎に移されたが、当夜おそく自己呼吸を停止し、酸素吸入がおこなわれた。一月一四日、法務省はようやく脳腫瘍の疑いに同意したが時すでにおそく、治療の手だてはなかった。一月一八日、医師・弁護士・救援活動家が竹内の死亡するにいたるまで、家族・他の治療がつづけられたが、竹内は枕頭につきそい、酸素吸入その意識を回復しないまま死亡した。検屍は拘置所内でおこなわれたが、解剖は同日午後監察医務院で、遺族の要請による六名の医師の立会いのもとにおこなわれた。解剖の結果は、「脳腫瘍の疑いと二次的にきた広汎な小脳を含む脳の軟化壊死」と判断された。葬儀は六七年三月一日、青山斉場でおこなわれ、多数が参会した。竹内の発病から死にいたる経過は、法務省に重大な手落ちのあったことを示していた。

竹内の死の当日、新日本医師協会、東京民主医療機関連合会は、「竹内景助氏獄死についての医師団声明書」を発表した。この声明は次のようにのべている。

【竹内景助氏獄死についての医師団声明書】　三鷹事件の被告として死刑を宣言され、東京拘置所に留置されていた竹内景助氏が一九六六年一一月末頃から激しい頭痛、悪心、高度の記憶障害を呈していることを知り、新医協の住田医師が国民救援会の事件担当者と共に拘置所及び法務省に対し早急に必要な検査を行い、適確な診断と治療を実施することを要求したにも拘らず、医科歯科大学中田教授の拘禁性心因反応であるという診断をたてにとって一ケ月に渉り必要な検査を怠り遂に本年一月一三日午後一時に倒れて午後三時意識不明、瞳孔拡大、午後一〇時半呼吸停止を来たすに至った。連絡によって直ちにわれわれ医師団がかけつけたが、拘置所当局は何ら救急処置を行わず放置していたのでこれに厳重抗議して蘇生器による酸素吸入その他の処置を実施させ、以後、新医協、民医連、医労協の医師団が交替で夜を徹して竹内氏に付添い拘置所側の検査及び治療処置を監視しつつ、必要な措置を講ぜしめ、出来うれば所外の適当な病院に患者を移送して十分な医療を行うよう繰返し要求したが、拘置所側の容れるところとならず、意識障害、呼吸停止のまま四昼夜以上を経過して遂に一月一八日午前八時一〇分逝去された。……死因は更に一週間又は一ケ月間の病理組織学的検査の結果をまたねばならないが、肉眼的には脳の左側頭葉における広汎な脳軟化壊死があり、現在の段階では脳腫瘍に起因するものと思われる。人命と健康に関しては獄の内外を問わず何人にも干渉されずに尊重さるべきである。この点について法務省当局は事実上は病人を放置していたのである。このような人命軽視の無情な法務当局は遂に竹内氏を事実上死刑に等しい非業の死に陥れたのである。……法務省及び東京拘置所の責任をあくまで抗議追求するとともに、今後かかる人命軽視、人権無視の行為を再び惹起することのないよう断乎として闘うものである。

竹内の死の前後における法務省の責任を追求して、六七年四月二七年六月七日に、東京高裁は「この再審請求事件の手続は、昭和四二年一月一八日再審請求人竹内景助の死亡により終了した」旨の決定をおこなって、いちおうの終止符をうった。

○日には衆議院予算委員会で横山利秋代議士が、六月二日には衆議院法務委員会で松本善明代議士が法務大臣その他に質問した。

竹内の申し立てていた再審請求は東京高裁第一刑事部で審理されており、竹内の死によって再審事件の行方が注目されていたが、六

## 2　白鳥事件

白鳥事件対策中央協議会は、六六年五月の全国交流集会、七月の第一三回現地調査に向けて、三つの目標（再審・釈放・処遇改善）、四つの行動（しらせ、送り、集め、ふやす）を訴えた。四つの行動とは、一、村上国治のたたかいと事件の真実をしらせよう、二、村上国治に手紙を、刑務所に要求を送ろう、三、一〇〇万の再審要求署名と四五〇万円の再審費用を集めよう、四、一年間に二万人の会員と新聞の読者をふやそう、ということを指す。

全国交流集会は六六年五月三、四日、愛知県全忠寺でひらかれ、八二名の活動家が参加して、全国における救援運動の経験を交流しあった。

労組では、全国セメント労組連合会が傘下組合に対して五月二七日付で白鳥事件再審要請署名にたいする協力を要請し、五月二五日、全日自労二三回定期大会は支援決議をおこない、六月九日、日教組三〇回定期大会は「白鳥事件の再審裁判と獄中一四年の村上国治君の早期釈放運動支援に関する決議」をおこなった。

第一三回全国現地調査は六六年七月二日から四日にわたり、二〇都道府県から四〇〇名が参加しておこなわれた。調査団代表六名は札幌高裁の矢部裁判長に面会し、二〇万名の再審要請署名を手渡して再審開始を要請し、村上国治の在獄する網走刑務所では、代表が黒田寿男とともに所内を視察し、村上国治と一時間にわたって面会してげきれいするとともに処遇の実情を調査した。

七月二〇日には野坂参三共産党議長夫妻が網走刑務所に村上国治をたずねてげきれいした。

八月一三日には東京で、現地調査報告・国治をはげます納涼のつどい、八月二一日には大阪で白鳥事件再審要求ぶどう狩りの会がおこなわれ、運動は多彩な形をとって発展した。一〇月一日には、宮城県松島で全国交流集会をおこなった。

一〇月一七日、最高裁判決三周年の日には、約四〇名が法務省矯正局長に面会して、冬を迎えての処遇改善要求をおこない、東京都内の五つの国電駅前で宣伝、署名運動をおこなった。

第一四回現地調査は六七年二月一九日から二一日にわたっておこなわれたが、二月一八日には、弁護団が札幌高裁にたいして再審請求理由補充書を提出し、新たに中国と日本における弾丸腐食に関する共同実験の結果を公表して注目された。この共同実験は、白鳥事件における唯一の物証である三個の弾丸の腐食状況について新しい資料を提供した。弁護団では弾丸の腐食について最高裁判決のの内、中国の科学者の協力をえて、日本の科学者との共同実験をすすめてきた。中国では、札幌の幌見峠と似た自然条件を選んで、二カ所で弾丸の腐食実験をおこない、また腐食環境の比較のために共通の試料を用いて幌見峠と中国とで同時に実験がおこなわれたが、その結果、実験に用いられた四八〇個の発射ずみ弾丸は、二七カ月間、山中に放置したところ、その全部が応力腐食割れを発生したことが明らかになり、また腐食環境としては、幌見峠の方が中国の実験場よりも強いことが証明されたのである。この実験結果は、証拠弾丸についての疑問をいっそうつよめることとなった。弁護団がこれらの事実を公表した六七年二月一八日、白鳥事件中央対策協議会は次の声明を発表した。

白鳥事件のただ一つの物証とされている拳銃弾丸について、日本、中国、ソ連、チェコスロバキアの科学者、法律家の方々による高い国際連帯の思想にもとづく長期に亘る共同実験の成果である再審請求補充書は、村上国治が無実であり、この事件がニセの証拠と他人のウソの自白によってつくりあげられた、権力による政治的謀略事件であることを、動かすことのできない科学的真実をもって明らかにしています。札幌高等裁判所は、直ちに証拠弾丸の再鑑定を行い、無実の者に二十年の重刑を下した白鳥裁判はやりなおさなければなりません。また獄中すでに一五年、酷寒の網走刑務所で強制労働を科せられている村上国治氏は直ちに釈放されなければなりません。私たちはますます確信をつよめ、この真実を多くの人々に知らせ、共同して再審と釈放をめざして全力あげて奮闘することを声明します。

## 3　青梅事件

六六年三月二四日、最高裁判所が被告たちを有罪にした二審判決

を破棄して差戻して以来、青梅事件の公判闘争には明るい展望がひらかれてきた。六六年一二月五日の第一回公判から東京高裁における差戻審の裁判が開始されたが、これに先立って青梅事件東京懇談会（会長薄田研二）は一〇月二三日に第四回総会をひらいて運動方針を決定した。毎月二四日に月例統一行動をおこなう、差戻公判の傍聴体制をつくる、映画、幻灯によって青梅事件の真相をひろげる、強大な青梅事件東京懇談会をつくる、などの方針のもとに活動をはじめた。

六七年五月六、七日の両日は、東京で第六回青梅学校をひらいて活動家の養成につとめ、五月一〇日には緊急幹事会をひらいて、公判傍聴を大成功させよう、新しい人たちの中に青梅の真相をひろげよう、百万署名と資金カンパ活動を強めよう、第五回総会を七月三〇日にひらこう、などの方針をきめた。

他方、青梅事件東京懇談会とは別に組織された中央青梅事件対策協議会（会長野間千代三社会党代議士）は、六六年四月一九日に全国代表者会議をひらき、中央青対協情報や社会新報などを通じて事件の真相宣伝や救援活動を訴えた。社会党二八回定期大会は、六六年一二月九日に青梅事件支援に関する特別決議をおこなった。この決議は、「党はこれらの弾圧を全体のものとして受けとめ基本的人権擁護と労働者の権利確立のためその先頭に立って闘わねばならない。従って当面する青梅裁判闘争を勝利するため、一、あらゆる党活動を通じて青梅事件の真相を大衆に訴え、大衆闘争を組織しつつ、公判闘争を勝利する、二、各都道府県毎に中央青対協加盟を促進し青梅事件支援体制を確立する」とのべている。総評三一回定期大会も六六年八月四日に青梅事件支援決議をおこなった。

六七年二月一〇日におこなわれたとして二月一九日事件の争点のうちたかどうかに関する部分についてのる旨の決定をおこなった。そして、そら四月下旬まで六回にわたって指定された。ところが三月一六日に至って、突然、裁判官のひとりであった栗本一夫裁判官が福島地裁所長に転出したために、被告・弁護団は態度を硬化した。差戻審を担当するために一年近い月日をかけて準備をつくしてきた裁判官を異動させることは裁判を軽んずるものであるとして、発令の撤回などを最高裁当局に要請したがいれられず、ついに後任裁判官の事件担当の準備のために、三月から四月にかけての公判期日は取り消され、あらたに五月下旬から六月下旬にかけて七回の公判期日がきめられた。証拠調は、連日満員の傍聴人の注視するなかで順調に進められたが、結局、四両の流出貨車が連結されていたか否かについては明確な証拠は見出されなかった。たいし、事件発生来一〇数年のあいだ検察側の手中におさめられていて陽の目をみることのなかった一部被告の自白調書を提出するように勧告し、あわせて保留中の証拠の採否は七月二一日に決定する、とのべた。

この公判闘争を通じて、被告・弁護側は検察側のぼう大な立証に反対し、争点をしぼった証拠調と、早期終結を要求したが、運動の側では、次のような要請書を裁判所に提出している。

【要請書】　去る二月一〇日に行われた青梅事件差戻審第三回公判において、貴裁判所は検察官が申請した証人一一名などの事実調を決定され、三月二四日以降六回の公判期日を指定されました。検察側はこの公判におい

て、二・一九事件の暴走貨車四両は、被告たちによって二輌づつに切離され、二回にわたって押し流されたものであるという従来からの主張を覆付けるために、国鉄職員らに圧力を加えてありもしない「事実」をつくりあげ、まことしやかに証言させようとしています。検察、警察のこのような策動は、差戻審になってから突然はじめられたものではありません。一四年前に宇津木被告に嘘の自白をさせたその瞬間から開始され、屋上屋を重ねて青梅事件なるものをつくりあげたのです。犯罪事実と被告たちを結びつける証拠は拷問による被告の自白しかなく、その自白の内容が客観的事実と全くくいちがっているという青梅事件の基本的な特徴はここから生れたものです。最高裁判所の破棄判決は、まさにこの点を鋭く衝いたものに他なりません。かつて、旧一、二審裁判所は、検察、警察に代表される国家権力に追随し、自らもデッチあげに協力しました。そのため真実はおおいかくされ、民主主義と社会正義は蹂りんされ、被告の苦しみは倍化されました。私たちは、貴裁判所が旧一、二審裁判所の不正を断乎として正すことを期待しています。自白はすべて嘘であり、全被告は列車妨害と無関係であります。私たちは、貴裁判所がこの不動の真実に勇気をもって立脚されることを心から要望します。

裁判はすでは一四年にわたってつづけられています。このこと自体、無実の被告に極刑が科せられているに等しいことです。差戻審における検事の主張は、権力による犯罪行為の維持拡大の要求に他なりません。第一〇回公判終了とともに直ちに結審し、無罪判決すること、これのみが貴裁判所に課せられた任務であると確信します。私たちは貴裁判官に対し、以上の観点から即時無罪判決されるよう強く要請するものです。

## 4　ビラまき、ビラはりにたいする弾圧反対闘争

政治的言論を内容とするビラまきや、ビラはりにたいする警察の取締りは、六六年頃から全国的に広汎におこなわれるようになり、これに対する弾圧反対の運動もまた全国化していった。個々の事件をとりあげれば、たとえ有罪になったとしても罰金刑であるが、それを政治的な弾圧としてうけとめ、言論の自由を守るためにたたかうという姿勢は強固なものになっていった。取締りの理由は、ビラまきについては、道路交通取締法違反、公職選挙法違反、ビラはりについては軽犯罪法違反、屋外広告物条例違反、公職選挙法違反などが論ぜられた。

福岡県下の例を示すと、㈠六四年一二月二二日、福岡区検は福岡県屋外広告物条例違反で起訴一件、一名、「西日本新聞のロックアウト粉砕、八・二三福岡大集会に結集しよう」のビラの電柱貼布、㈡六五年七月八日、福岡区検は同条例違反で起訴一件、二名、「憲法改悪反対、軍国主義復活反対、日韓会談粉砕」のビラを電柱に貼布、㈢六五年一二月二四日、柳川区検は同条例違反で起訴一件、三名、「戦争と侵略の軍事同盟・日韓会談反対」のビラを電柱に貼布、㈣六五年一二月二四日、柳川区検は同条例違反で起訴一件、三名、「安保共闘即時再開すべての民主勢力は決起しよう」のビラを

電柱に貼布。㈣六五年七月一三日、久留米区検は同条例違反起訴で一件、三名、「久留米市は生活保護を人間なみにあつかえ」のビラを電柱に貼布。

福岡県屋外広告物条例については、一九四九年九月三日に公布されてからこのときまでの間に、一度も同条例違反で起訴されたものはなかった。六六年一一月に、社会党県本部、共産党県委員会、県評、国民救援会県本部などは連名で「全民主勢力の団結で公訴棄却を闘いとろう」という訴えを出し、「私たちは、この不法な弾圧を粉砕し、言論・表現の自由を守るためにビラ貼りの権利を守る会をつくり、この不当な起訴をやめさせるための署名、カンパ運動をおこなっています。松川の闘いがおしえるように、私たちの闘いもどれだけ多くの人々にこの真実を知らせ、共に立上ってもらえるかにかかっています。仲間のみなさん、この闘いの勝利のためにあたかいご支援をお願いします」と結んでいる。

広島では六六年一二月から六七年三月までの間にビラはりで一〇名が逮捕された。広島ビラはりの権利を守る会は、これに抗議して、「私たちの賃金がやすいこと、休暇もとりにくいことをマスコミはとり料金があがっていくこと、賃金におかまいなく物価、公共あげてくれません。……私たちが生活と平和をまもるためにひろくうったえるには、ビラをはり、ビラをまき、口から口へいいつたえるほかに宣伝手段をもちません」と訴えている。

埼玉県蕨では、六五年五月一〇日に、「自治体を軍国主義の足場にするな」というビラ一枚を電柱にはったことを理由にして二名が起訴されたが、他に朝霞、戸田におけるビラはり事件とも糾合して、ビラ活動の自由を守る埼玉共闘会議をつくった。大阪ではビラはり事件で起訴されたものは、六二年五月四日、東京有楽町駅前で「戦争準備を急ぐアメリカの核実験反対」などのビラを配って逮捕され、六月に起訴された三名は、東京市外電話局を中心にして六三年一二月に「ビラまきの権利を守る会」を結成して公判闘争をおこなったが、東京地裁は六五年一月二三日に無罪判決を下した。検事控訴のため事件は東京高裁に移ったが、ビラまきの権利を守る会は支持者をひろげてたたかいをつづけ、六六年二月二八日、東京高裁は検事控訴を棄却し、検事は上告を断念してついに無罪判決は確定した。六六年三月一四日、無罪確定の機会に、ビラまきの権利を守る会は、次のようなあいさつ状を各方面に配った。

「ついにビラまき事件の無罪が確定しました。事件発生以来四年間にわたる長い期間、ともにたたかって下さったみなさんに、何よりもまず厚くお礼申上げるとともに、このすばらしい喜びを惜しみなくわかちあいたいと思います。街頭でビラまきをして自分たちの主張を多くの人々に訴えるというごく当り前の行為は、同時に言論表現の自由にとって欠くことのできない大切な権利です。これが道交法の名によって弾圧を受けるという事態に接して、私たちはその背後に重苦しくのしかかる軍国主義と戦争への道を感じとりました。多くの人々の生命を代償にして戦後はじめて日本人民が手にし得た憲法の民主的条項、とりわけ言論表現の自由は、この弾圧を許すことによって大きく後退し、憲法改悪への道を一層容易にしたでありましょう。軍国主義復活の風潮がいちじるしい現在、この裁判闘争に勝利したことは、はかりしれない意義をもつものであり、今後の日本の反動化を押しとどめる大きな武器になるであろうことを確信しています。……」

ビラまきの権利を守る会はこの闘争の経過を記録して六七年六月に「ビラは闘う」という本を出版した。

国民救援会は六七年六月四日、東京でビラ弾圧とたたかう全国会議をひらいた。福岡、大阪、埼玉、秋田、東京などから七五名が集まり、不起訴をかちとった経験、公判闘争の諸問題、大衆運動としての守る会活動などについて討議した。

## 5　国民救援会

国民救援会第二一回全国総会は、六六年八月一三日から一五日かけて、東京でおこなわれた。中央役員と代議員一八五名が参加した。

この総会には、岩手、和歌山、静岡、滋賀、徳島など、従来組織のなかったところから新たに救援会を再建または組織して代議員の参加したことが注目された。運動方針、規約改正、予算、新役員選出などをおこない、会長黒田寿男、副会長難波英夫他三名などが就任した。大会で採択された運動方針は次のような目次をもっている。

一、第二一回全国総会の意義、二、最近の情勢と弾圧との闘いの重要性、日本人民のたたかいをめぐる情勢、㈠、弾圧との闘いは極めて重大になっている、㈡、弾圧機関の強化と、憲法、刑法の改悪について、㈢、弾圧反対民主的権利を守る闘争、三、一年間の活動と教訓、㈠、救援会の主要活動、㈡、救援会の拡大強化のための活動、四、今後の活動方針、五、強大な救援会に発展させるために、㈠、あらゆる職場に、団体に救援会を組織し、十万会員と二十万機関紙拡大二ケ年計画をすすめよう、㈡、どのように活動して、組織を拡大、強化するか、①、一万名の活動家をつくるため、救援学校を、②、救援新聞を二十万部に拡大しよう、③、活動を強め、全会員が活動に参加しよう、④、青年、婦人層に働きかけて、救援会に組織しよう、⑤、加盟団体をさらに拡大しよう、⑥、会員を基本とする財政を確立しよう。

なお、この運動方針は弾圧に関する情勢を次のように具体的に指摘している。

昨年の春闘、参議選、日韓条約反対、合理化反対闘争のなかで、全国で二千名が逮捕、あるいは強制連行され、二百数十名が起訴されています。弾圧のはげしさは、白鳥事件やメーデー事件などでひきおこされた一九五二年以来一三年ぶりのはげしさです。弾圧とスパイ攻撃は、全国にひろがり、その手口も狂暴になっています。今年に入ってから弾圧とスパイ攻撃はいっそう露骨になっています。

去る三月二〇日の統一行動のビラはり、ビラまき弾圧は東京だけでも八〇余名が逮捕連行されています。四・二六統一ストのなかで、東京、福岡、大阪で五十数名が逮捕されました。労働組合に対する弾圧は、不法行為の取締りを口実に活動家を逮捕し、「組合の行き過ぎ等を宣伝し、組合内の批判分子を増大させる」（建設省官房長）という言葉の如く、分裂をいっそう拡大しています。マスコミ産業労働者にたいする弾圧の激しさは、朝鮮戦争当時のレッドパージを思わせます。ビラはり弾圧は、四年前、参院選当時東京ではじまり、昨年は埼玉、神奈川、北海道、長野、愛知、大阪、福岡にひろがり、今年に入ってからは全国各地で弾圧されています。ことに大阪では昨年来ビラはり弾圧で三六名起訴され、去る三月一七日には屋外広告物条例違反として六〇日間も拘留されました。福岡の全日自労、全生連、民青などがビラはり、公選法違反、生活保護の不正受給などの口実で昨年は四九名も逮捕され、その九割が起訴されています。しかも警察はピストルを向けて民主運動を弾圧しています。たとえば大阪の西淀区では、逃げると撃つぞと、ビラはり活動を弾圧し、また神奈川の戸塚で

は小選挙区制反対のビラはりを、逃げると撃つぞと脅迫し、後手錠で連行しています。また東京中郵の労働者は、友人宅の玄関前で、お前は指名手配の男に服装が似ていると尾久署に連行され、爆弾やピストル、麻薬をもっているかも判らないと所持品検査をしようとしました。早大事件で、まきぞえ逮捕された学生への差入れを池袋署が拒否したので、憲法違反だと抗議したところ、憲法などそのうちにかわるんだと公言しているほどです。去る六月三〇日、ハノイ爆撃抗議のためアメリカ大使館におしかけた全印総連代表に、警視庁機動隊六〇名がかかれという号令でおそいかかり、全身打撲傷をおわせ、所持品を強奪しておいて、拾得物だから住所、氏名をかかないと渡さないと暴言をはいています。最近、会議場や帰りみちに警官がまちぶせして、自転車泥棒があった、強盗事件がおこったなどという口実で、活動家に不審尋問や鞄、所持品の取調、さらには交番への不法連行などが全国各地でおこなわれています。公安調査庁と警備公安警察のスパイ工作もはげしくなっています。例えば活動家の交通事故などの弱みにつけこんで、その罰金や賠償金をスパイ資金でだしてやるとか（山梨、旭川など）、または「事故をもみけすから情報をくれ」（和歌山県評の書記）酒やエロ写真などで活動家に近づき、ぬきさしならぬところにおとしいれてスパイ勧誘をするとか（九州大学、愛媛）、さらには上役や昔の友達を仲介としてスパイ勧誘する（北見、長崎）などさまざまです。スパイ行為に抗議すると公安調査局は、これは法律にもとづく当然の調査活動で、金や酒をのませるのは情報提供に対する謝礼だとひらきなおっています。

第二二回全国大会は、六七年六月一七日から一八日にかけて京都でおこなわれた。代議員一六九名が参加し、新運動方針、予算決算、新役員選出などをおこなった。従前の会長黒田寿男は大会直前に辞任したので、新会長に難波英夫が選任された。新運動方針は次の目次をもっている。

一、全国大会の任務、二、最近の情勢、弾圧反対闘争の重要性、三、総括と今後の闘い、㈠弾圧やスパイ攻撃との闘い、㈡、在獄者の釈放と処遇改善の闘い、㈢、青梅、メーデー事件等すべての裁判を大衆的にひろげ勝利させる闘い、㈣、解放運動犠牲者の慰霊顕彰運動、㈤、松山、八海などの冤罪事件の救援、㈥、年末救援統一カンパ運動、㈦、ベトナム人民支援をはじめ在日朝鮮人の人権を守る運動、四、救援会を強大に、㈠、機関紙救援新聞をいっそう充実させ、これで広汎な団体や活動家と結びつくこと、㈡、班活動を強めて、全会員に活動してもらうこと、㈢、活動家をつくるために救援学校などを定期的に開くこと。

## 6　恵庭事件

一九六三年三月七日、札幌地検は、札幌郊外の千歳郡恵庭町の酪農民、野崎健美、美晴の両名を自衛隊法違反で起訴した。両名が一九六二年一二月一一日、一二日の両日にわたって、陸上自衛隊島松演習場内で自衛隊の砲撃演習用の通信線をペンチで切断したという理由で、「陸上自衛隊の使用する防衛の用に供する物を損壊した」ものとされたのである。

野崎一家はながく恵庭町で野崎牧場を経営してきたが、一九五五年にに島松演習場内に米軍ジェット機爆撃演習場ができ、野崎牧場からわずか一キロの地点に標的をおいて急降下爆撃演習をおこなったために、その騒音と衝撃のために牛の被害が続出し、家族も病床にたおれるようになった。野崎一家は演習中止と被害の補償を要求して立ち上がったが、みるべき結果はえられなかった。つづいて一

九五八年からは航空自衛隊が対地訓練を開始し、つづいて陸上自衛隊が大砲の実弾射撃演習をはじめ、翌一九五九年には航空自衛隊の本格的な対空対機演習がつづけられたので、野崎一家は牧場の生業と一家の健康をまもるために、現地の自衛隊はもとより、北部方面総監部にたいする抗議や国会にも働きかけて努力をかさねた。一九六一年九月に陸上自衛隊は野崎牧場から約五〇〇メートルの地点で砲撃演習をおこない、野崎兄弟は砲の前にたちふさがって抗議した。しかし、一九六二年九月一一日、北部方面総監部第三部長は管下各部隊にたいし、「最近島松演習場において抗議妨害が頻発している傾向があるが……巧みにこれを処理しつつ既定の訓練を遂行することを対民事上の訓練とも考えて指導しつつあるので……この趣旨を徹底されたい」旨の業務連絡をおこなって野崎一家の抗議と被害を無視し、ひとたび演習の事前連絡を約しておきながら、連絡なしで砲撃したのでついに同年一二月一一、一二日に野崎兄弟は演習用通信線を切断したのであった。

同年一二月二四日、北部方面隊の宮崎総監は、野崎兄弟を告訴し、千歳警察署は通常の器物損壊罪で捜査を開始した。しかし翌六三年三月七日、札幌地検はこれを自衛隊法違反にきりかえて起訴したので、この事件の公判闘争において自衛隊の違憲性と国民生活への被害をめぐる大論争が展開されることになった。

六三年九月二七日の札幌地裁における第一回公判で弁護団は次の論点について検察側の釈明を求め、攻守ところをかえた防衛力論争のいとぐちがひらかれた。

「一、自衛隊は一見明白に憲法九条二項にいう戦力といえるかどうか、二、自衛隊が戦力であるとすれば一見明白に憲法九条に違反すると思うがどうか、三、陸上自衛隊北部方面第一特科団の任務、編成、装備はいかなるものか、四、防衛の用に供する物とあるが、防衛とは何か、五、自衛隊法一二一条の法定刑が刑法二六一条に比し重いのはいちじるしく刑の権衡を失し合理的根拠を欠くもので、憲法三一条にてらし問題があると思われるがどうか、六、器物損壊で捜査していたものを自衛隊法違反で起訴した理由は何か」。

検察側は一二月七日第三回公判で自衛隊合憲論を主張し、その後証人尋問や釈明論争がつづけられているうちに、六五年二月、衆議院予算委員会で三矢作戦研究があきらかにされたので、弁護側は直ちにこれをうけて三月三日に冒頭陳述をおこない、三矢作戦研究の責任者であった田中義男元統幕事務局長、小泉純也防衛庁長官などを証人に申請した。田中義男証人の尋問は同年五月二七日の一八回公判から翌六六年三月三日の二四回公判まで続行されたが、この証言は三矢作戦を中心とする米日合同作戦計画の内容にわたるものとして広く注目された。この間、六五年七月七日の二〇回公判で田中証人は「日米共同作戦調整のため、在日米軍と統幕との作戦調整所を設けることを想定した。安保騒動のような場合には日米作戦調整所を設けることもありうる。三池争議は局地的だからそういう状況ではない」、「間接侵略とは、現在のような武力衝突の起る前のベトナムの情勢のようなものと考えていた」旨の重大な証言をおこなったが、裁判所はこれらの証言の証拠排除決定を下したので、弁護側から全裁判官の忌避申立に発展した。その後、審理は自衛隊の実態に関する証拠調にはいるかどうかで論戦がつづけられたが、裁判所は六六年六月三日の二七回公判でその必要がない旨の判定をおこなった。さらに八月一日には残りのすべての証拠を調べない旨を決定したが、その

間、裁判官は、自衛隊の合憲性という根本的な争点についての判断を回避しない、検察側、弁護側の双方の自衛隊の憲法論のうち、一方の主張は合理的解釈でない、などの重要な発言をおこなったので、裁判所は自衛隊違憲判決をおこなうものと予測されるにいたった。

この予測は、裁判所が六六年一一月一〇日、三三回公判においても、検事論告のうちの求刑を含む重要部分を禁止するおよんでいったそうたしかなものとうけとられた。ところが六七年三月二九日、裁判所は予期に反して、自衛隊の憲法判断にはふれないまま、通信線は防衛の用に供するものではない、という理由で無罪判決をおこなった。無罪判決にたいし、被告・弁護側やこの公判闘争を支持した運動の側が失望・抗議、検察側や政府側がこれを歓迎するという一見奇妙なことがおこった。

判決翌日、自民党西村政調会長は、「札幌地方裁判所が憲法判断にふれなかったのは当然である」旨の談話を発表した。弁護側の次の声明は、この判決にたいする反応を伝えている。

……この事件の全過程を通じて自衛隊が憲法九条に違反するかどうかが最大の争点となり、裁判所も公判廷においてしばしば憲法判断を回避しないと言明して審理をすすめてきたにもかかわらず、あえてその判断を避けたことは裁判所の違憲立法審査権の任務を放棄したものといわざるをえない。われわれは、このような裁判所の態度に強く抗議する。

しかし少なくとも自衛隊合憲、野崎兄弟有罪の判決を許さなかったことは平和民主勢力のたたかいの成果であり、われわれはこれをさらに発展させて平和憲法を守るため全国民とともにたたかいつづけるであろう。

（注）この期に朝日訴訟判決が下されたことは概要にのべたが、この項は第二部・社会保障闘争を参照されたい。

# XII 平和運動

概要□ベトナム侵略反対運動の発展──原水爆禁止運動──第一二回原水爆禁止世界大会／原水爆禁止科学者会議／被爆二一周年原水爆禁止世界大会／国際戦争犯罪法廷──日本平和大会とビキニデー──日本平和評議会代表委員会／三・一ビキニデー全国大会／日本平和委員会全国大会

## 概要

一、ベトナム侵略に反対する運動は、国民各階層のあいだに大衆的なひろがりをみせ、多くの人びとの自発的な行動が目だってきた。日本の平和運動は、このような動きに支えられて、新しい局面をひらきつつある。

二、ベトナム侵略のいっそうの拡大は、それに反対する運動を、すべての人びとに共通の課題として自覚させ、行動の統一がひろまってきた。このことは、もっとも深刻な分裂に直面した原水爆禁止運動についてもいえる。

三、しかし、第一二回原水爆禁止世界大会からの一五カ国代表の脱退問題に示されたような新しい困難が、日本の平和運動にもちこまれたことも、この期間の重要な特徴である。

四、国際平和運動の内部に、若干の新しい変化が生じはじめ、また、バートランド・ラッセルの提案による「国際戦争犯罪法廷」の運動でも、日本は大きな役割をはたした。

# 1　ベトナム侵略反対運動の発展

一九六六年から一九六七年へかけて、アメリカのベトナム侵略に反対する運動は、わが国においても大衆的なひろがりをみせた。自分の意志を表示するため、ゼッケンをつけて通勤する労働者、みんなの胸にプレートをつける運動、自家用車にステッカーをはる市民、スローガン入りのマッチを配る学生たち、スローガン入りのバッグを売る活動、多くの職場ではワッペンが各所にはられ、街頭では子どもたちに風船が手渡された。

詩人や歌手のなかにも、自分の職業を生かして、この運動に参加する人びとが現われた。

また、科学者のあいだでも、ベトナム問題は重大な関心事となっている。「ベトナム問題に関する数学者懇談会」は、一九六六年一二月に、東京でデモ行進をおこない、全国の数学者三六五四人の署名を集めた。九州大学の教員と大学院生は、一九六五年一〇月以来、福岡市内で「十の日デモ」をつづけている。さらに、ベトナム侵略戦争に関連して、「軍学協同」問題がクローズアップされ、一九六七年五月にひらかれた日本科学者会議第二回大会は、「軍学協同に反対する決議」を採択した。

以上のような運動の大衆的ひろがりのなかで、その頂点として、一九六六年一〇月二一日、総評を中心とする労働組合の統一行動が組織された。

# 2　原水爆禁止運動

## 第一二回原水爆禁止世界大会

原水爆禁止日本協議会は、第一二回原水爆禁止世界大会へ向けて、全国的に「網の目平和行進」を組織し、その先頭に日本原水協へ贈られたベトナム民主共和国旗と南ベトナム解放民族戦線旗を掲げ、「十万カ所原水爆禁止・平和集会」をおこなった。

こうして、一九六六年七月三〇日、第一二回原水爆禁止世界大会国際予備会議が開始された。参加した海外代表は二一カ国、七国際団体、五四人。日本原水協の一般報告によると、「第一二回世界大会は、アメリカ帝国主義のハノイ、ハイフォン爆撃という新たな冒険を契機として、ベトナム侵略戦争がさらに重大な段階に入り、アジアの情勢がいちだんと緊迫するなかでひらかれた」と指摘されている。

国際予備会議第一日には、ベトナム民主共和国ホー・チ・ミン大統領、カンボジア国家元首ロノロドム・シァヌーク殿下、中華人民共和国周恩来首相、朝鮮民主主義人民共和国金日成首相などからのメッセージが紹介され、ベトナム民主共和国平和委員会代表団グエ

ン・タン・レ団長の演説が録音テープで発表された。また、日本政府の入国拒否によって大会に出席できなかったベトナム民主共和国平和委員会代表団長、南ベトナム平和委員会代表団長、中国代表団長を、名誉議長として推薦した。

国際予備会議第二日の七月三一日午後には、日比谷公園で「東京大会」がひらかれ、国際予備会議の代表も全員参加した。この「東京大会」では海外代表を歓迎すると同時に、東京周辺の軍事基地撤去を要求する運動が報告され、とくに新島射撃場、朝霞野戦病院、横須賀軍港、北富士演習場、百里飛行場、三里塚新国際空港における闘争の経験が明らかにされた。

国際予備会議第三日には、南ベトナム平和委員会代表団グエン・ミン・フオン団長の演説が録音テープで発表され、日本代表団平野義太郎団長も報告をおこなったが、午後の会議以後、翌八月二日（国際予備会議第四日）の夕刻まで、休会となった。これは、海外代表のうち一五カ国の人びとが、世界民主青年連盟代表の大会参加に反対したためである。かれらは、ついに国際予備会議第五日、閉会が予定されていた八月三日の早朝に、大会から脱退していった。

この間の事情について、日本原水協は、八月五日、つぎのような声明を発表している。

㈠　この脱退は、二日間にわたる日本原水協の条理をつくした話しあいを無視して行なわれたものです。かれらは第一二回世界大会とそれに対抗してひらかれる分裂主義者の集会の両方に代表をおくるという世界民青連の一部指導者の誤った態度を批判し、あらためさせようとしたのではなく、実際には、世界民青連を「侵略勢力との協力をおしすすめてきた」組織と規定し、帝国主義の「手さき」の一部として、大会からの排除を要求したのです。しかも、このことによってかれらは、国際予備会議を長時間中断させ、その意見がいれられないからといったのです。

日本原水協の主催する世界大会は、原水協が責任をもって大会への招請に当り、招請先の選択やその受け入れをおこなってきました。これは国際的にもみとめられてきたわれわれの伝統になっております。

日本原水協はこのような立場と責任において、第一〇回世界大会から脱落し、その後もひきつづきわが国の原水爆禁止運動に干渉し、分裂組織にたいし物心両面の援助をおこなってきたソ連平和委員会と世界平和評議会にたいしては、海外の他の平和団体と区別してきました。第一二回世界大会では、日本原水協はこれら二組織への招請にさいし、かれらが日本原水協の主催する世界大会と他の組織の分裂集会の二つに代表をおくるばあいには、日本原水協主催の世界大会に出席することを拒否する方針をとりました。

しかし他の海外の平和民主組織にたいしては、分裂集会にたいするわれわれの基本的態度を明確にしつつ、右の両団体にたいするな明らかな行動規制はおこなわず、道義的に分裂集会に参加せず日本原水協の主催する世界大会のみに参加するよう要請しました。これは昨年の第一一回世界大会のときとった措置とまったく同じです。

今回来日した世界民青連の代表団は、日本原水協の招待状の精神に反し、一名は第一二回世界大会に出席するが、他の一名は分裂集会に出席するという誤った態度をとりつづけています。日本原水協はこの重大な誤りを指摘し、長時間にわたる説得を行なってきましたが、現在なおその誤りをあらためていません。われわれは、このような無原則的な態度にたいしては妥協せずたたかうものです。

㈡　周知のように、日本原水協は、第一二回世界大会国際予備会議での一般報告で、アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争に反対し、ベトナム人民を支援し、核戦争阻止・核兵器完全禁止・被爆者救援の基本目標の実現をめざし、当面の一致できる緊急な課題で全世界の広範な人民を結集し、平和勢力が統一行動を強力に発展させるという基本的立場を明らかにしてきました。

しかし、この大会から脱退した一部海外代表のとった態度とその脱退「声明」は、一致した当面の課題ですべての平和・民主勢力の団結をかためるという日本原水協と世界大会のとってきた統一の原則に反し、特定の組織や特定の団体を統一行動から排除し、しかもこれを「敵」としてたたかうという立場を原水爆禁止運動におしつけるものです。

(三) われわれはこの世界大会がかかげた、①アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争反対、②核戦争阻止・核兵器の完全禁止、③核兵器の日本へのもちこみ、自衛隊の核武装阻止、海外派兵反対、④被爆者救援の強化、⑤国際連帯の強化、の五つの課題実現をめざして、あくまで努力するものです。

われわれは第一二回世界大会から脱退した一部海外代表が、その誤りをみとめ、昨年までわれわれとの共同闘争でつくりあげてきた伝統ある世界大会の統一行動の原則の下に、アメリカ帝国主義の戦争と侵略の政策に対してわれわれとともにたたかうことを、切に希望するものです。

なお起草委員会の構成が、フランス、ギアナ、朝鮮の三カ国と日本側の委員だけになり、海外代表から選ばれた七カ国の委員が欠けてしまったので、本会議にたいする「国際予備会議報告」は、起草委員会全体の責任とせず、佐久間澄委員長の責任でおこなうという異例の措置がとられた。

第一二回原水爆禁止世界大会本会議は七カ国、三大陸人民連帯機構を含む七国際団体の海外代表および日本代表をあわせて一万七〇〇人が参加し、八月五日に開会総会、八月六日に四五会場での分散会と被爆者特別集会、八月七日に一二の階層別協議会と沖縄・小笠原返還要求特別集会および閉会総会というスケジュールでおこなわれた。

本会議で採択された国際文書は、「一般決議」と「アメリカ帝国主義のベトナム侵略拡大と犯罪行為を糾弾し、ベトナム人民のたたかいを支援する決議」の二つ、日本代表団文書は、「日本代表団の決意」、「沖縄・小笠原の核基地化に反対し、米軍の完全な撤退と、日本への返還を要求する決議」、「原爆投下の責任を追及し、被爆者との連帯を固め、救援活動を強化するための決議」の三つである。

以下に、「一般決議」の内容を掲げておく。

(一) アメリカ帝国主義が、ベトナム侵略戦争拡大のためにおこなっているあらたな冒険は、ベトナム人民の徹底抗戦の前に、その侵略政策がゆきづまり、深刻な危機に直面していることのあらわれである。かれらは、南ベトナムの支配を維持し、その危機を打開しようとあせっている。そしてかれらは、その犯罪的な侵略をおおいかくそうとして、「平和交渉」という欺瞞をもちこもうとしているのである。

ベトナム問題の唯一の正しい解決の道は、何よりもまず、アメリカが、ベトナムにおける犯罪的軍事行動を停止し、侵略軍隊とその軍事施設をひきあげることであり、ベトナム民主共和国の提示する四項目、南ベトナム解放民族戦線の五項目の立場、すなわち、ベトナム人民自身の要求にもとづく以外にはあり得ない。

ベトナム人民は、ホー・チ・ミン大統領のアピールにみられるように、いかなる困難があり、犠牲がともなおうとも、最後の勝利の日まで、徹底的にたたかい抜く決意と態勢をかためている。ベトナム人民はアメリカ帝国主義に反対する世界各国人民のたたかいの最前線にたち、もっとも偉大な事業を遂行しつつある。

われわれは、アメリカ帝国主義によってベトナム人民に加えられている犯罪的行為を、われわれ自身にたいする挑戦としてうけとめ、ベトナム人民にたいする物心両面にわたるあらゆる種類の援助と、アメリカ帝国主義の侵略政策に協力・加担している自国政府にたいするたたかいをつよめ、軍隊の派遣や、軍需品の生産、輸送の阻止、軍事基地、軍事同盟反対などのたたかいを通じてベトナム人民との連帯をいっそうつよめるであろう。

㈡　アメリカ帝国主義は、ベトナム侵略戦争を拡大しつつ、全アジア、全世界にわたって侵略的な核戦略体制をますます強化している。部分的核実験停止条約締結後においても、アメリカは地下核実験を公然と断続して多様な核兵器の開発をおこない、各国への核兵器の持込み、配備を強化している。

核兵器の完全禁止を実現するうえで、当面、使用禁止の要求と大衆行動をつよめることは、とくに重要になっている。この力をつよめることによって、核兵器完全禁止のための各国首脳会議をひらかせ、とりわけ、核兵器使用禁止の国際協定を締結させることは、帝国主義者の核戦争挑発のたくらみを阻止する重大な手段となり、核兵器の完全禁止へむかって、きわめて重要な、そして大きな第一歩となるであろう。

また、アメリカの核兵器の他国への持込みと配備は核戦争準備、核脅迫の政策そのものであり、核戦争の危険の根源となっている。したがってこのようなアメリカ帝国主義による核兵器の分散・配備を阻止し、日本、西ドイツなどの軍国主義者に核兵器をもたせないための大衆的たたかいを強化することは、アメリカの核戦争準備と核脅迫をよわめ、核戦争阻止、核兵器完全禁止への条件をいっそうつよめるものとなるであろう。

㈢　アメリカ帝国主義は、植民地支配を維持し、民族解放闘争を押えるために、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの各地で、新旧植民地主義の政策をとり、住民を貧困と奴隷の鎖でつなぎとめようとしている。アジア、アフリカ、ラテンアメリカにおける反植民地、民族解放のたたかいは、アメリカ帝国主義を頭とする戦争と侵略の勢力をよわめ、平和と核兵器完全禁止を実現するうえでも、大きな力となっている。

われわれは、

アメリカ帝国主義の軍事挑発と核脅迫に断固として反撃を加え、台湾解放のための中国人民のたたかい、

アメリカ侵略軍の南朝鮮からの撤退、平和統一のための朝鮮人民のたたかい、朝鮮民主主義人民共和国に帰国する自由、朝鮮国籍の取得、民族教育の擁護のための在日朝鮮人のたたかい、

平和、中立、独立、主権と領土の保全をめざすラオス、カンボジア人民のたたかい、

アメリカ帝国主義とインドネシア反動政権にたいするインドネシア人民のたたかい、

アメリカ帝国主義の軍事挑発に断固たる反撃を加えているキューバ人民のたたかい、

アンゴラ、モザンビーク、いわゆるポルトガル領ギニア、コンゴ（レオポルドビル）、ドミニカ、ベネズエラ、グァテマラをはじめ、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ各地における新旧植民地主義反対、独立、自由、民主のため、必要なあらゆる形態の人民のたたかい、

ポラリス潜水艦の配備と米水爆搭載機のパトロール反対、西ドイツ軍国主義反対、ヨーロッパの安全と平和のためのヨーロッパ人民のたたかい、

ベトナム侵略戦争反対の集会やデモなど、さまざまな行動によって、米政府のベトナム侵略戦争に抗議しているアメリカ人民のたたかい、

アメリカ帝国主義の日本への核兵器持込みと配備反対、米軍基地撤去と沖縄・小笠原返還、日本政府のベトナム侵略への加担阻止、自衛隊の核武装と海外出動、軍国主義化反対、「日韓条約」、日米安保条約破棄のための日本人民のたたかい、

熱烈な支持と固い連帯を表明する。

㈣　われわれは、核戦争阻止、核兵器の完全禁止を念願し、広島・長崎をベトナムで、朝鮮で、アジアでふたたびくり返さすなという被爆者の叫びを心から支持する。核脅迫政策とたたかい、核戦争の政策を放棄させることこそが、真に被爆者の願いにこたえる道であり、またこの道をきりひらいてこそ、はじめて真の被爆者援護の措置が確立されるである。

またわれわれは、ＡＢＣＣが被爆者をモルモット扱いにし、しかもその資料を隠していることは、アメリカの核戦争準備のあらわれであることを確認した。

㈤　原水爆禁止運動の発展のなかで、とくに第九回世界大会で確立された統一行動にかんする原則は、最近の運動の前進を通じて試練にたえ、その正しさが実証されてきた。この原則に反した誤まった傾向は、どのよう

なものであっても、アメリカをはじめとする帝国主義の戦争と侵略の政策をうちやぶり、核戦争阻止、核兵器完全禁止の課題を実現するうえで障害となる。

いまこそ、全世界の反帝平和勢力は、固く団結し、ベトナム人民の断固とした不屈の闘争を支持してたち上るときである。この国際統一行動は、アメリカ帝国主義のベトナム侵略攻撃に重大な打撃をあたえ、アメリカ帝国主義のアジア侵略戦争拡大計画にたいし、効果的な反撃となるであろう。

第一二回原水爆禁止世界大会長崎大会は、八月九日、九州各県をはじめ、全国から一万余名の代表が参加してひらかれ、「長崎大会の決意」を発表した。それは、つぎのようにのべている。

現在、ここ被爆地長崎は、アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争にとって、第一線基地としての役割をはたさせられております。すなわち、佐世保港への九度にわたるアメリカ原子力潜水艦の「寄港」、長崎からの南ベトナムへの「軍事医療団」派遣、あるいはLST乗組員派遣などが、その象徴的なあらわれです。そして、長崎をふくむ北部九州は、地理的にも朝鮮・中国ともっとも近く、かつて朝鮮戦争にさいし、アメリカ侵略軍隊の使用した基地群が強化されており、ベトナム侵略戦争の拡大にともなって、一段と、その動きが活発化してきました。このような状況を背景にしてひらかれた長崎大会は、第一二回原水爆禁止世界大会の成果を発展させる第一歩であるだけでなく、アメリカ帝国主義と日本反動勢力の戦争と侵略の政策にたいし正面から対決する決意を、全参加者があらためて確認する場ともなったのであります。

## 原水爆禁止科学者会議

一九六六年八月四日から二日間、広島市において、原水爆禁止科学者会議がひらかれた。この会議は、「唯一の原爆被災国の科学者としての良心と社会的責任の自覚から、核兵器体系の政治的軍事的意義を解明し、核兵器完全禁止への展望と政策を追求すること」を目的として、日本原水協の後援により、準備されたものである。会議は、つぎのような「声明」を採択し、その内容は、第一三回原水爆禁止世界大会本会議開会総会の席上に報告された。

㈠ 最近のアメリカ軍の行動は、たんにベトナムの軍事施設の攻撃、破壊にとどまらず、学校、寺院、水路などへの無差別爆撃を行ない、さらに化学兵器の使用を公然と行なっており、このまま推移するならば、核兵器の実際使用の可能性もないとはいえない。アメリカのベトナム政策はベトナムにたいして無条件降伏を強要するか、もしくは民族みな殺しか、という二者択一の考え方に根ざしていると考えられるからである。

㈡ 部分核実験停止条約は核兵器完全禁止に寄与していない。また現在アメリカが提案しているような核拡散防止条約案にも、その期待をかけることはできない。われわれは、核兵器使用禁止協定の締結を緊急の課題と考える。

㈢ 科学の使命、科学者の良心は、毒ガス使用、細菌戦や無差別爆撃を禁止した国際法の諸原則、および、それを支えている「人道の法」、「人類の公共良心」と一致する。この意味において、自然科学、社会科学が共同に志向する課題として、われわれはベトナムで使用されている化学兵器、ナパーム弾の違法性と犯罪性を糾弾する姿勢をとるべきものと考える。

㈣ そのような非人道的かつ危険なベトナム政策は、アメリカの経済をはじめとする構造的危機ときりはなしては正しく理解することはできない。また、ベトナム戦争の推移によっては「第二の朝鮮戦争」の危機が現実化する可能性が多分にあるが、そのことは、アジアにおいて「韓国」の朴政権のベトナム戦争への加担の程度が深まるにつれて、朴政権自身の政治的危機が深化せざるをえないという関係とも深くからみあっている。とりわけ、われわれ日本の科学者は、日本自身の経済的海外膨張の傾向と同時に、アメリカの核安保体制のなかにくみこまれつつ、アメリカのベトナム侵略戦争に全面的に協力しつつある現状に注意しなければならない。そのさい、かかる対外政策は、在日朝鮮人への弾圧などによる、民族排外主義の宣伝をふくむ、国内の全分野にわたる、反動体制・軍国主義体制の強

化と不可分の関係にあることを理解するよう努力することが必要である。

(五)　日本の科学者は、広島・長崎への原爆投下にさいして、またビキニ水爆被災事件において、さまざまな政治的圧迫に抗して、原水爆被害の実態を究明するとともに、被爆者救援のために努力を重ねてきた。われわれは科学者の立場から、アメリカの原爆投下の責任をきびしく追求しつつ、被爆者救援運動をいっそう強めることの重要な意義を再確認する。われわれは科学者として、ABCCの全資料の公開と、ABCCの撤去および原爆症根治療法研究機関の設置を要求する。また、科学者の立場から真の被爆者援護法にもりこむべき内容を解明し、その実現のために努力する。

(六)　これらの運動を進めるにあたって、原水爆禁止運動が統一して行なわれることは、何よりも必要であると考える。現実に存在する統一の困難を十分知りながらも、これを回避することなく、われわれは、今後とも核兵器完全禁止にいたるまでの政策と展望を科学的に究明する仕事をつづけ、さらにわれわれ自身が人民大衆の中で原水爆禁止運動を実践することを通じて、運動の統一に寄与したいと思う。

## 被爆二一周年原水爆禁止世界大会

一九六六年八月六日、被爆二一周年原水爆禁止世界大会は、広島市における階層別・問題別会議からはじまった。階層別会議は、前年ひらかれなかったのであるが、本年は青年、学生、婦人の三つが設けられた（このほかに学者・文化人・宗教者会議が組織された）。また問題別会議は、「沖縄と原水禁」、「護憲と原水禁」、「情宣と国民投票」に分けられた。

同日夕刻からは、「広島大会」がひらかれたが、被爆二一周年原水爆禁止世界大会実行委員会発行の『報告決定集』は、その模様を、つぎのように記録している。

会場には演壇もなく、まっ白なスクリーンの前におかれた中央マイクをかこんで、約一万人の参加者は、自然な形で向い合っている。高桑純夫大会実行委事務局長が、主催者側を代表して簡単なあいさつをおこなったあと、この広島大会全体の司会者として、日放労の委員長上田哲さんを紹介する。いわゆる来賓の紹介は、海外代表をふくめていっさい省かれ、ただ、横須賀と佐世保から一カ月以上にわたって歩きつづけてきた「国民平和大行進」の代表四人が、万場の拍手のなかで紹介される。森滝市郎大会実行委代表委員が、「ベトナム反戦、核兵器禁止、被爆者救援」の大会基調を提案、上田さんはマイクを持って参加者のなかに入って行く。……大会は、「広島からのアピール」を採択し、つぎのように訴えた。

いかなる国の原水爆にも反対し、その完全禁止を実現させましょう。

日本政府にベトナム侵略のための一切の協力をやめさせましょう。

アメリカ政府に沖縄をベトナム侵略の基地に使わせず、沖縄の日本復帰を要求しましょう。

原爆被害の実相を広め、被爆者救援を強化し、援護法の制定をかちとりましょう。

ベトナムを広島・長崎にしないために、全世界の平和勢力が大きく結集してともにたたかいましょう。

この「広島大会」と並行しつつ、八月五日から三日間、「国際会議」が新広島ホテルでひらかれた。海外代表としては、カナダ、チェコスロバキア、フランス、イギリス、イスラエル、インド、モンゴル、アメリカ、ソ連、ユーゴスラビア、国際団体からは、世界労連、世界平和評議会、世界民青連の代表が参加した。とくに、ユーゴスラビアのチトー大統領からは、連帯のメッセージが寄せられている。

「国際会議」の宣言は、当面の目標として、「アメリカ政府のベトナムにおける軍事干渉をやめさせ、ジュネーブ協定にもとづいてベトナム問題を解決するための国際共同行動を緊急につよること」、

また核兵器禁止を目ざして、「ジュネーブにおける一八カ国軍縮委員会、および来るべき国連軍縮会議等における平和のための効果的な諸活動を推進するための全世界的な共同行動を強力に展開」することを提案した。

被爆二一周年原水爆禁止世界大会の分散会は、八月八日、長崎市でおこなわれた。参加者は、佐世保会場をふくむ一一の会場に分散し、また、広島特別分散会も設けられた。

こうして八月九日、一「長崎大会」がひらかれた。そこでは、「新たな局面にたった原水爆禁止運動の強化・発展のための決議」、「沖縄の核基地撤去と祖国復帰に関する決議」とともに、世界大会の「大会宣言」が採択され、つぎのようにのべている。

いかなる理由であれ、人間が人間を殺しあう戦争と、地球を破壊する核兵器の使用を永遠に地上から一掃することが、二一年前の長崎が教えてくれた人類の意思と英知でありました。

しかし、二一年後の今日、ベトナムでは悲惨な戦争が行なわれています。ベトナム人民の民族自決と、独立の権利をふみにじり、残忍な兵器使用と虐殺をほしいままにしているアメリカの侵略戦争はついにハノイ、ハイフォンへの爆撃にまで拡大しています。

ベトナム戦争は、もはや、たんなる局地戦争ではなく、全世界的な軍事緊張の最大の震源となり、これを放置するならば、世界的な全面戦争にまで発展する情勢の前にわたしたちは立っています。世界の平和運動の直面する中心課題は、まさにここにあります。

わたしたちは、全世界の平和を要求する人びとともに、人類の共滅をまねく全面戦争をなんとしてでも阻止しなければなりません。

民族が民族の意思で自決しようとする行為に容喙するベトナム戦争を、わたしたちは絶対に容認することはできません。平和への道を歩む勇気こそ、「長崎」が人類に示した尊い「教訓」だからであります。

いまこそ、わたしたちは長崎の記憶のなかで、ベトナム戦争反対を叫び、ジュネーブ協定に基づく真の平和的解決のために、あらゆる障害とたたかっていかなければなりません。とりわけ、わたしたちは日本政府がアメリカの侵略政策に協力し、アジアにおけるアメリカの最大の支柱となっていることに断乎として反対しなければなりません。とくに、アメリカの軍事占領下におかれている沖縄は、いまやベトナム侵略への前線基地となり、ベトナム戦争のための核倉庫となっています。

わたしたちは、このような日本政府の戦争加担政策をやめさせ、平和憲法の精神を完全に守らせるために全力をあげることを、この大会の場において誓います。

一方、このベトナム侵略の拡大にともなって、今日「力の均衡」という大国の理論によって「ヒロシマ」、「長崎」の教訓は忘れ去られ、核兵器の新たな開発と、果てしない核軍拡競争がおし進められています。そこにわたしたちの、「いかなる国のいかなる核兵器の実験・製造・貯蔵・使用・拡散にも反対する」という原則の今日的重要性があるのです。

この立場からわたしたちは、核兵器の完全禁止と、全面的軍縮の目標達成のために、つぎのことを要求いたします。

わたしたちは、すべての核保有国が核兵器の不使用宣言をすることを要求します。

さらに地下核実験を含む全面的核実験停止協定の締結を要求します。

新たな核保有と他国への核配備を禁止し、核保有国の核廃棄へ向う積極政策を規定する核拡散防止条約の締結を要求します。

さらに、わたしたちは、日本政府が核抑止論の名の下にアメリカの核戦略のカサに入り、アメリカの核持ち込みを受け入れ、第三次防衛計画によって、独自の核武装へ進もうとしていることに断乎として反対します。

わたしたちは、このため「日本の非核武装宣言」を要求する国民平和投票運動を、本大会を期していっそうおし進めなければなりません。

## 3　国際戦争犯罪法廷

パートランド・ラッセルの提案による「国際戦争犯罪法廷」の運動を支持して、一九六六年一〇月一三日、「ベトナムにおける戦争犯罪調査日本委員会」が設立された。この委員会は、①人道を擁護し、正義を愛する人間として、②戦争放棄の平和憲法をもつ日本国民として、③安保条約下におかれ、沖縄を含めてアメリカの積極的なパートナーとなっている日本の役割にがまんできない国民としての立場から、ラッセル提案の趣旨を支持し、積極的に参加し、南北ベトナムに設けられた戦争犯罪調査委員会とも協力して、ベトナムにおけるアメリカ軍の戦争犯罪行為を調査究明し、科学的・法的に検討し、具体的事実にもとづいて日本および世界の世論に訴えていくことを目的としている。

委員会は、ただちに医師・法律家・カメラマンなどを含む第一次調査団を編成し、この調査団は、一九六六年一二月一五日に東京を出発、北ベトナムに二七日間滞在し、三五〇〇キロメートル以上を走破して、調査活動をおこなった。

一九六七年五月二日から九日間、ストックホルムにおいて、「国際戦争犯罪法廷」の第一セッションがひらかれた。この法廷には、日本委員会の第一次調査団員を含む日本代表がおくられたが、帰国後、つぎのような声明を発表した。

(一)　わたしたちは、「ベトナムにおけるアメリカの戦争犯罪の国際法廷」に、法廷メンバーおよび証人として参加し、本日（五月一三日）帰国しました。

(二)　この法廷には、サルトル、ボーボワール、シュワルツ（以上フランス）、デジェ（ユーゴスラビア）、森川（日本）、デリンジャー、オグレスビー（以上アメリカ）、ドイッチャー（イギリス）、バッソー（イタリア）、メルバ・ヘルナンデス（キューバ）、カスリ（パキスタン）など、国籍、人種、信条を異にする著名人が法廷メンバーとして参加しました。また証人としては、ビジェ、マタラッソー、マドレーヌ・リフォー（以上フランス）、コルコ（アメリカ）、日本から福島、陸井など数十人が立ち、さらにベトナム民主共和国、南ベトナム解放民族戦線からそれぞれ二名ずつの戦争犯罪犠牲者が証言をおこないました。

(三)　法廷は、ラッセルおよびサルトルの主張により、アメリカ自身が主要な当事国として確立したニュールンベルク国際戦争犯罪裁判の法理にてらして、アメリカがベトナムにおいて戦争犯罪をおかしているかどうか、すなわち、アメリカが侵略戦争および国際法と国際協定に違反する戦争の遂行によって「平和にたいする罪」をおかしているかどうか、また通常の国際法違反や「人道にたいする犯罪」をおかしているかどうか、という立場から審理をすすめました。

(四)　出廷した数十人の証人はすべてこの点について、アメリカの戦争犯罪をうらづける証言をおこない、その物的証拠と関係文書・資料を提出しました。民間目標の攻撃については、病院、学校、教会、仏寺、人口密集地域への攻撃、堤防破壊による洪水計画、ナパーム、スーパー・ナパーム、ボール爆弾など残虐兵器の大量使用と実験的使用の犯罪事実が、証拠にもとづいて一点の疑問の余地もなく明らかにされました。とくに侵略犯罪については、アメリカがたんにニュールンベルク判決における「平和にたいする犯罪」をおかしているだけでなく、ベトナムの独立、平和、領土保全、再統一、すなわちベトナム人民の基本的諸権利を犯していることが

明らかにされました。

(五) 七日間にわたる証人尋問のあと、国際的に著名なイタリアの国際法の権威バッソーが論告をおこないました。かれは一九五四年のジュネーブ協定をふくむ多くの国際上の法と習慣と条約・協定を引用しつつ、アメリカ政府の犯罪事実を緻密に分析したうえで、火を吐くようなことばでアメリカ政府の戦争犯罪を糾弾しました。

(六) 以上の証言と論告にもとづいて、また法廷メンバーの全員一致の決定にもとづいて、サルトルは議長として、侵略および民間目標攻撃の二点について、アメリカ政府を有罪と認める今法廷の要約的結論をくだしました。

(七) この法廷は、いかなる国家的権力や権威をも背景とせず、ただ人道と良心の名において組織されたものですが、それだけに、この法廷が、ベトナムにおけるアメリカの戦争犯罪を、人道と良心によって審議し断罪したことは、人類の歴史においても画期的に意義あることだと信じます。アメリカ政府は当初から、この法廷の開催に妨害工作をおこなってきましたが、それらの妨害をのりこえて、ついにこの法廷が開催されるはこびになってからは、あるいはこれを無視しようとして、あるいは戯画化しようとしました。ラッセル卿および法廷からの出席の招請も無視しました。

(八) 最後に、人道と良心の名において組織されたこの国際法廷では、だれが、またどの国が、いかなる役割を演じたかは、もとより問うところではありませんが、ベトナム戦争犯罪調査日本委員会に結集する人びと、第一次日本調査団、さらにベトナム戦争に反対する多くの人びとの努力によって、侵略犯罪の法律的構成と立証という点でも、また民間目標の攻撃にかんする物的証拠、記録映画の提出、証言内容においても、日本代表団はきわめて大きな役割を果しました。今回の法廷においても、フランスと日本が指導的役割を果したことはすべての参加者の認めるところであり、また、アメリカの代表が困難な条件のなかから参加したこと、さらに開催国スウェーデンの関係者のなみなみならぬ協力などがこの国際法廷の成功に大きく貢献したことなど、いずれも特記すべきことと考えます。

(九) なお、国際法廷はその第二回法廷を九、十月ごろに開き、そこでアメリカのナパーム、ボール爆弾、農業、毒物、毒ガスなどの非人道的な使用、住民の強制収容、捕虜その他民間人の拷問、虐待などの犯罪事実が審議される予定であります。

## 4 日本平和大会とビキニデー

### 日本平和大会

日本平和委員会がよびかけた「ベトナム侵略反対・軍事基地撤去・自衛隊反対・日本平和大会」は、一九六六年一一月二六日から三日間、大阪市でひらかれた。大会には、沖縄をふくむすべての都道府県から一五九四人の代表が集まって、平和運動の経験を交流した。代表の性別構成は、男八四%、女一六%、年齢別構成は、一〇歳代一〇%、二〇歳代五一%、三〇歳代二六%、四〇歳代八%、五〇歳代以上五%となっている。

大会第一日の全体会議では、「基調報告」が提案されたのち、四つの特別報告――①平和大会をめざす大阪のたたかい、②職場・地域の軍国主義化についての調査活動、③恵庭事件のたたかい、④沖縄県民のたたかい、がおこなわれた。

大会第二日は、三七の会場で分散会。発言通告書を提出した代表は、七二一人にのぼった。大会起草委員会から報告された「分散会のまとめ」は、つぎのように指摘している（一九六六年一二月一五日付『平和新聞』参照）。

分散会での討論は、ベトナム侵略者を告発し、その共犯者・日本政府の罪状を事実でばくろし、その侵略加担をいっそう浮きぼりにしました。アメリカ帝国主義のベトナム侵略がいよいよ重大な段階にさしかかっている今日、日本政府の加担は、この侵略戦争を決定的にするまで深まっています。

アジア最大の軍事基地・沖縄では、大補給基地の拡張が急速にすすめられ、沖縄県民の祖国復帰のたたかいは、土地接収を阻止する農民の決死のたたかいを中心に、鋭いものになっています。一一年余りも基地拡張を阻止してきた砂川でも、いま、強制収用の実施が迫っています。

ベトナムの戦火をインドシナ全域に拡大し、さらには朝鮮半島にまでひろげようとするアメリカ帝国主義の朝鮮における危険な軍事挑発と呼応して、日本全土で、朝鮮侵略戦争を想定した「ブルラン作戦」計画の演習がおこなわれています。その激しさは、浜松市長も航空自衛隊機の衝撃音のひどさに抗議するほどのものでした。

横田基地に輸送されるガソリンの量は、日韓条約締結後急増し、この七月以降、朝鮮戦争時の三倍以上にたっしています。

こうしたなかで、職場・地域・学園の軍国主義化が急ピッチにすすみ、平和活動家にたいして、首切り、強制配転、徹底的な差別、いやがらせなど、資本家と国家権力一体のきびしい攻撃が、集中的にかけられています。

にもかかわらず、分散会の討論のなかで明らかになったことは、ベトナム侵略戦争反対、基地撤去、自衛隊反対、軍国主義復活反対のたたかいが、生活と権利を守るたたかいを結合しつつ、全国各地でたたかわれ、とくにベトナム侵略戦争に反対する一〇・二一統一ストを頂点として、そのたたかいが大きく前進しつつあるということでした。

大会第三日の全体会議では、「大会宣言」と四つの決議――「当面する平和のための諸行動を、大きく成功させよう」、「一〇・二一統一ストライキをたたかった労働者にたいする不当弾圧、不当処分に反対する決議」、「恵庭事件の勝利をかちとるために、急速に全国的なたたかいを発展させよう」、「沖縄・小笠原の無条件返還を要求する決議」が採択された。「大会宣言」は、つぎのような「当面する緊急の課題」を挙げている。

(一)　アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争に反対し、ベトナム人民支援の闘争をいっそう強化します。アメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対する全世界のすべての平和愛好勢力を結集します。ベトナム民主共和国の四項目のアピールと、南ベトナム解放民族戦線の五項目の声明を強く支持し、アメリカ帝国主義をたすけるいっさいのつわりの「平和構想」に強く反対します。佐藤内閣の侵略戦争加担に反対し、軍需品の生産と輸送を阻止するたたかいを拡大します。ベトナム人民支援の募金をはじめ、物心両面にわたる支援活動を強化します。日米安保条約と「日韓条約」の破棄を要求し、在日米軍基地を撤去させるたたかいを発展させます。

(二)　佐藤内閣の軍国主義復活政策に反対し、小選挙区制・憲法改悪を阻止し、自衛隊反対の闘争を強化します。とくに恵庭裁判を全国民の力で勝利にみちびき、自衛隊の憲法違反を実証します。

(三)　沖縄・小笠原返還をかちとります。沖縄県民の闘争と固く連帯し、本土における闘争を発展させます。

(四)　日本原水協のすすめている被爆者救援のための一千万円募金を完遂し、核戦争阻止・核兵器完全禁止、とくに使用禁止と被爆者救援を課題とする原水爆禁止運動を発展させます。

(五)　総選挙における勝利は、政治情勢に大きな変化を生ぜしめるばかりでなく、アメリカ帝国主義と佐藤政府に一大痛撃をあたえ、侵略戦争への加担、軍国主義化政策を挫折せしめ、平和運動の発展のために一つの転機になります。私たちは、対決点を明確に打ち出し、総選挙に勝利するたたかいを強めます。

## 世界平和評議会代表委員会

一九六七年二月二五日から三日間、プラハにおいて、世界平和評議会代表委員会がひらかれ、参加国は日本を含む三〇数カ国にたっした

が、中国代表は欠席した。

この代表委員会の第一議題は、「あらゆる形態におけるアメリカの侵略に反対し、独立と平和をめざすベトナム人民の闘争にたいする連帯運動の展開」であった。このような議題の設定それ自身、一九六四年のワルシャワ総会以来、もっとも重要な変化の一つであり、世界平和評議会においても、ベトナム問題こそ世界の矛盾の最大の焦点であることが、ようやく認識されはじめたことを意味する。

代表委員会は、まずベトナム民主共和国代表と南ベトナム解放民族戦線代表の演説をきき、つぎのような「ベトナムに関する決議」を採択した。

アメリカ帝国主義者はきびしい一般世論を無視し、ひきつづきその犯罪を増加させ、ますます多くの悲しみをつくっている。アメリカは、爆弾、砲弾、ナパーム、化学薬品、毒性ガスを使い、住民を殺害し、村落を破壊している。ベトナム民主共和国領土上の軍事、民間いずれの目標に対するアメリカの爆撃は、独立の主権国家に対する恥ずべき侵略行為であり、許すことのできない犯罪である。アメリカはベトナム全土で、自由気ままに恐るべき犯罪をおこない、世界の諸国民が決して容認出来ない残酷な手段を使っている。

同時にアメリカはその侵略の性格をいんぺいし、あらゆる国でまきおこっている広範な怒りをよわめようとこころみ、ますます多くの策謀に訴えている。アメリカは、ますます平和交渉についてしゃべりたてている。しかし、何ものも、英雄的なベトナム人民がその独立と平和の目標にむかって断固として、確信をもって前進することをさまたげることはできない。

世界の諸国民は、アメリカ人民の広範な層をふくめ、ますます熱心に、ベトナム人民の正義の立場を支持し、アメリカ帝国主義者がベトナムにおける侵略戦争を停止し、軍隊を南ベトナムから撤退させ、ベトナム人民が自分たち自身の問題を自分たちで解決するのにまかせようという要求をますますつよめている。

世界平和評議会代表委員会プラハ会議は、世界のすべての諸国民に対し、ベトナムの両地帯でアメリカがおこなっている恐ろしい、不正義の戦争を最大限のきびしさと全力をあげて非難するようよびかける。

世界平和評議会代表委員会はベトナム民主共和国の四項目の声明と南ベトナム解放民族戦線の五項目の声明を完全に支持することを再確認する。これらの声明は一九五四年のジュネーブ協定の精神と条文を反映している。代表委員会は、ベトナム民主共和国とアメリカの間でおこなわれるべき討議を可能とするために、北ベトナム爆撃の最終的かつ無条件停止の要求のなかに表明されているベトナム民主共和国政府の確固たる自主的な態度を評価するものである。全世界の平和と正義を欲するすべての人びとは、この条件を達成するため行動しなければならない。

ベトナムに平和をとりもどすことは、いつにアメリカにかかっている。アメリカ帝国主義者がその侵略戦争をつづける限り、その独立と自由をめざしてたたかうベトナム人民の神聖かつ不可侵の権利は残る。

すべての正義と平和を愛する諸国民が、ベトナム人民の合法的な闘争にもっとも効果的かつ不屈の支援をあたえることが決定的な任務である。ベトナム人民との完全な世界的連帯をめざす積極的運動をますます増大する規模で展開するため、あらゆる可能な行動形態が使用されなければならない。

この決議は、ただ「ベトナムに平和を」ではなく、「アメリカ帝国主義者がベトナムにおける侵略戦争を停止し、軍隊を南ベトナムから撤去させ」ることを要求している。また、北爆の「最終的かつ無条件的停止」を主張し、一時的か最終的かをあいまいにする北爆停止論には反対したことが注目をひく。

代表委員会は、右の決議のほか、「アジアの諸行動に関する勧告」をはじめ、「ヨーロッパに関する決議」、「アフリカ・ラテンアメリカ・中近東に関する決議」、「他の平和勢力との協力に関する決

議」、「国連軍縮委員会への手紙」を採択した。

### 三・一ビキニデー全国大会

日本原水協が主催する被災一三周年三・一ビキニデー全国大会は、一九六七年三月一日から二日間、静岡市において開催された。参加者は、沖縄県代表を含む二九九四人。

この大会は、「一般決議」のほか、「被爆者援護法の速かな実現を要求し、広島・長崎・ビキニをベトナムでくりかえさせないために奮闘しましょう」と題する特別決議、「ベトナム人民への連帯のメッセージ」、「沖縄県民への連帯のメッセージ」を採択した。

大会で基調演説をおこなった日本原水協畑中政春代表理事は、とくに運動の統一の問題にふれ、つぎのようにのべている。これは、原水爆禁止運動の新しい局面を示唆するという意味で注目をひいた。

最近の内外情勢の緊迫化にともない、原水爆禁止運動の統一への国民の要求はますます強まり、その可能性も増大している事を指摘しないわけにはいきません。しかし、私たちの運動にたいする妨害や破壊活動はここ数年来いぜんとしてつづき、またさいきんは、昨年の第一二回世界大会の一五カ国代表の脱退問題と関連した妨害活動が加わってきています。……私たちは、異なる意見の一方を運動全体におしつけたり、原水爆禁止運動の歴史と伝統を否定したりするような分裂活動にたいしては、これときびしくたたかわなければなりません。

なお、三月一日午前には、ビキニデー全国集会にさきだって、日本宗教者平和協議会の主催による久保山愛吉氏の墓前祭がおこなわれた。

### 日本平和委員会全国大会

一九六七年度日本平和委員会定期全国大会は、六月一〇日から三日間、京都市でひらかれた。

大会第一日の開会総会には、沖縄・島根・大分・高知の四県を除く都道府県から、代議員四五五人、評議員一三九人が参加した。

「年間活動総括」、「情勢と運動課題」、「組織・機関紙活動強化」が提案され、さらに各県から、①沖縄のたたかい、②恵庭のたたかいの成果と自衛隊反対のたたかい、③全国軍事基地調査のたたかい、④砂川闘争と平和委員会活動、⑤機関紙中心の平和活動が、問題提起された。

大会第二日は、一五の分散会と、機関紙活動、財政活動に関する特別集会に分かれて、討議がおこなわれた。

大会第三日の閉会総会では、二日間にわたる報告・討議をもとに、「国民への訴え」、「ベトナム侵略のあらたな拡大を糾弾し、アメリカ政府に抗議する決議」、「アメリカのベトナム侵略に反対し、日本政府に抗議する決議」、「沖縄・小笠原の即時無条件返還を要求する決議」、「南・北ベトナム平和委員会へのメッセージ」、「朝鮮平和擁護民族委員会へのメッセージ」が採択された。「国民への訴え」は、つぎのようにのべている。

この大会には、蜷川京都府知事、富井京都市長、在日朝鮮人総連代表などの激励のあいさつおよび沖縄をふくむ広範な日本の民主団体から連帯のメッセージがよせられました。また、海外から、ベトナム民主共和国平和委員会、朝鮮民主主義人民共和国平和擁護民族委員会などの心のこもった連帯のメッセージがよせられました。

いま、ベトナム人民の不屈の抵抗によって敗北をかさね、あせりにあせっているアメリカ帝国主義は、朝鮮民主主義人民共和国にたいする軍事挑発をくりかえして行ない、中国の領空への侵犯をかさねながら、五十万をこえる兵力と多数のかいらい軍隊を南ベトナムにつぎこみ、あらゆる非人

道的な残虐兵器を投入し、核兵器使用の危険さえもつくり出しています。また佐藤内閣はこの恥ずべきアメリカの侵略戦争に積極的に加担、協力しています。このため沖縄、小笠原をふくむ日本全土の軍事基地はベトナム侵略戦争の作戦・補給基地として、急速に拡張、強化されつつあります。

わたしたちは、アメリカの残忍で不法なベトナム侵略を、怒りをこめて糾弾し、祖国の独立、主権、統一、領土保全のために英雄的にたたかっているベトナム人民を全面的に支援し、連帯をさらに力強くすすめる決意を固めました。

わたくしたちは、また米英帝国主義が中近東においてイスラエル反動勢力を使ってアラブ諸国人民に武力侵略と干渉をくわえていることをはげしく非難し、アラブ諸国人民の正義のたたかいを断固支持することを決意しました。

さらに、わたしたちは、アメリカのベトナム侵略に対する佐藤内閣の協力・加担を中止させるとともに、沖縄・小笠原の即時返還、在日米軍基地、自衛隊基地の撤去を要求する力強い行動を、立川・横田・恵庭・東富士・百里・岩国・板付・新島などすべての軍事基地において、この秋にむけて全国的に発展させることを決定しました。わが国の主権を犯し、日米安保条約によってつくられている在日米軍基地は、ベトナムをはじめ、アジア諸国人民の侵略の基地であるばかりでなく、日本の平和と独立をおびやかし、日本国民を抑圧する基地となっています。わたしたちは、日本の真の独立とアジアの平和のために、軍事基地の撤去を要求するとともに、憲法改悪阻止・小選挙区制粉砕・自衛隊反対をはじめ、明治百年祭や教育文化の反動政策など日本の軍国主義復活・強化をくいとめるたたかいを、日米安保条約破棄にむけてさらに大きく前進させるために、すべての平和・民主勢力とともに力をつくすことを決意しました。

さらに、わたしたちは、日本原水協の旗のもとにすすめられている第一三回原水爆禁止世界大会の開催を積極的に支持し、核戦争阻止、核兵器完全禁止、被爆者救援の運動を、全力をあげておし進めることを決定しました。わたしたちは、米原子力潜水艦・原子力空母など原子力艦隊の日本「寄港」に反対し、いっさいの核兵器持ちこみを阻止する運動をいっそう高めるために努力することを決意しました。

わたしたちは、この全国大会を一つの跳躍台として、日本平和委員会の門戸を大きくひろげ、運動の形態や内容をさらに改善し、平和を愛するすべての人びとに広く参加していただく方針を決めました。

なお、大会書記局の発表によれば、日本平和委員会の会員総数は、三万一一五八人で、とくに、大阪・東京・京都・愛知・福岡・北海道・静岡・三重などの各都道府県に集中している。

大会は、新年度役員のうち、会長・副会長・会計監査を選出し、会長平野義太郎、副会長柳田謙十郎、大山柳子と決定した。

# XIII 農民運動

概要□農民情勢と農民運動の概況──農業情勢と農政の動向／農民運動の概況／**主要な農民闘争**──米価闘争／土地取上げ反対運動／農村労働組合の活動／**農民団体**──全日本農民組合連合会／全国農民総連盟／全日本開拓者連盟

## 概要

一、一九六五年～六六年の農業は、一般的経済不況にかかわらず、工商業部門のいぜんとして強い労働力吸引によって労働力不足に悩み、耕種・畜産ともに生産の伸びは鈍化した。労働生産性発展の条件である大規模生産と経営規模拡大への道はとざされており、生産費の高騰に対処して生産と生活を守る農民の運動は農産物価格運動として展開された。

一、価格運動は、前年にひきつづく米価運動・乳価運動などの分野でたたかわれたが、一般的に農民運動が農業団体のおこなう農政活動に埋没している点にこれまでの状況と変りはないとしても、部分的にではあるが新しい動きが──たとえば出荷期における「第二次米闘」の展開として萌芽的にあらわれている。乳価運動は「不足払い制」の発足とともに新たに広範に展開される基盤をあたえられ、全国各地に乳価紛争が発生した。

一、千葉・茨城などにおける国際空港設置計画をめぐって、農民の農地を守るはげしい大衆的抵抗運動がおこった。茨城県鹿島町を中心とする地域住民の開発計画に対する抵抗も、農地を守る農民と公害を阻止しようとする住民の反対が一体となって広範な運動を展開した。

一、出稼ぎ農民・兼業労働者などの利益を守る運動が組織的に展開され、全日農のとり組みのほか、農村労働組合全国連合会が発足し運動をつづけた。

## 1 農業情勢と農民運動の概況

### 1 農業情勢と農政の動向

#### 労働力流出と農業生産の低下

一九六五～六六年における農業情勢を特徴づける大きな要因は、前年いらいつづいている農村労働力の流出と、それが農業・農村・農民の状態におよぼす影響である。一九六四年から六五年末までの一般的経済不況の影響をうけて、農業既就業者の流出は若干停滞ないし減少を示し、これに対し新規学卒者の流出増加があったものの、農家からの労働力移動は総体として減少した。しかし農家人口・農業従事者数は左の両年を通じて大きく減少し、農家数もまた減少傾向をたどった。こうして農家の兼業化と農民のプロレタリア化が進行し、農業労働力の老齢化・女性化の傾向はいっそう強まった。とは言っても、一部農家の上向的発展によってブルジョア的富農層の形成にすすんでいるわけではなく、政府の指向する「自立農家」の増加があったわけではない。このような農業の状態が生産の低下をまねいたとしても当然であった。

増加する需要に対し食糧の国内生産と供給は追いつけず、食料品価格は騰貴し、食糧輸入は増加した。食料品価格の騰貴は消費者物価上昇の大きな要因として勤労者の生活を圧迫した。一九六三年以来減少した米の生産は六五年でも同様で、六六年にいたって始めて前年を上回る作柄となった。また戦後増加しつづけてきた畜産、ことに酪農は、六五年においてその増勢を鈍化させ、「酪農危機」が叫ばれるにいたった。「開放経済体制」下、貿易自由化の波をうけて、麦類・大豆などの生産は衰退の一途をたどり、果実その他の価格もその圧迫をうけて低下したものがある。

「農業白書」によれば、一九六五年度における農業と製造業の（就業者一人当り）実質国民所得は、前者が後者の三一％となり、農工の格差は若干縮小した（一日当り）農業所得と（五人以上規模）製造業労働者の賃金とを比べると、一九六〇年当時、前者は後者の六三％であったものが六五年には七八％となり、農工格差はそれだけ縮小した、という。このような統計がどこまで農工の状態を正しく反映しているかは別としても、格差の縮小が主として製造業部門における不況という一時的原因から生じ、また農産物価格が工業品価格に比べ相対的に割高に推移した結果であることを見れば、農業生産力が発展して農工格差を縮小せしめたと断定することはできない。農家の生活水準（世帯員一人当り家計費）が一九六五年において全国勤労者平均の八三％となり、六〇～六三年の七六

%に比べ相対的に向上したと「白書」はのべているが、これも主として経済不況により勤労者の実収入の伸びが停滞したこと、および農産物価格の相対的高水準持続から生じたものである。

なお六五年ころから農業生産の新しい動きとして、全国各地に発生し増加して来た集団稲作・請負耕作がある。もちろんこれはすでに一〇年前、すなわち日本資本主義が「高度成長」をとげる過程で農村から無政府的に労働力を動員した当時から、西日本諸地方にひろまり始めた新傾向であるが、農村労働力不足が深刻化した六五年ころになると、西日本にかぎらず東日本各地にも見られる現象となった。請負耕作が近代的な大規模農業の展開に道をひらくか、あるいは高額小作料を実現する寄生地主制の復活に通ずるか、農地法との関係はどうなるのか——さまざまな問題をはらんで、事態は進行している。

### 基本法農政の行きづまり

農業基本法が制定されてから五年間が経過した。農業と工業における生産性格差を縮小し、所得の均衡をはかるというのが基本法農政のモットーであった。しかるに農業労働の相対的生産性は低下する一方であり、所得格差は経済不況下に労働者の所得増加率の停滞によって一時的に縮小したにとどまり、農政の効果によって農家の生活が全体的に向上したということはできない。むしろ、「選択的拡大」政策によって生産奨励の対象とされた畜産に停滞傾向が生じ、主食たる米の供給にも不安が生じている現状である。

農家労働力の大量流出にともない零細兼業農家の農業離脱も増加したが、脱農現象と「自立農家」の増加とは結びついていない。基本法農政の構造改善事業は現に実施されてはいるが、かんじんの土地の再配分に手をふれない名目だけの「構造改善」事業では、農業経営の規模拡大が実現しないのは当然のことである。

規模拡大を目的に土地の流動性増大をねらった「農地管理事業団法案」は六五年・六六年と二度の国会で流産し、赤城農相の「構造改善」政策唯一の切り札といわれた事業団構想は崩壊した。六五年六月、その赤城農相が退陣して坂田農相に代り、一カ年余で松野農相、さらに倉石農相と短期間にめまぐるしく農政の最高責任者が更迭して、その間見るべき農政はなかったといってよい。「農政の停滞」とか「空白」ということがジャーナリズムに話題を提供したこの期間は、たしかに基本法農政の行きづまりを露呈したものといえよう。わずかに六五年六月に成立した「加工原料乳生産者補給金等暫定法」によって、いわゆる乳価不足払い制度が発足したことが、この期の価格政策・所得政策の一歩前進といえよう。もっとも、この「不足払い制」自体、飲用牛乳を不足払いの対象から外し、不足払い補償金の財源を外国乳製品の輸入差益金にもとめている点で重大な欠陥をまぬかれないのだが。

## 2　農民運動の概況

### 農産物価格闘争の性格

一九六五年から六七年の二カ年にわたるこの期間、農民運動の主流をなしたものは農産物価格をめぐる運動であった。すなわち、米価・乳価・甘藷価格・葉たばこ価格の引上げを要求する運動である。このうち、米

価や葉たばこ価格闘争は直接に政府に対する要求運動であり、乳価や甘藷価格闘争は直接には乳業会社や澱粉加工業者に対する要求運動である。しかし現代の主要農産物価格の多くのものは農産物価格安定法・畜産物価格安定法または乳価不足払い制度などによって、何らかの形で政府の介入によりその価格が決定される仕組みになっているので、農産物価格運動はその政府介入の仕方と程度に応じて、政府に対する要求運動にならざるを得ない。

価格運動のこのような性格に応じて、それは反独占・反政府の農民運動としてたたかわれるのであるが、同時にそれは、農協などの政府に対する陳情・要請・圧力という農政活動と同時的に重複して展開されることになる。しかも最近の運動の実態をみると、むしろ農民の自主的組織たる農民団体の展開する大衆運動よりは、農業団体による農政活動のなかに農民運動がまきこまれ、埋没してたたかわれるという性格が強い。農業団体のもつ組織力と資金によって大衆が動員され、大会がもたれ、要求が決議され、政府に対して要請活動がくり返され、デモや座りこみがその間におこなわれるというのが運動の一般的形態である。要求が拒否されても、一片の抗議声明に終わるのが普通で、農政活動の限界を示して幕をとじる。

このような価格運動の一般的性格のため、大会やデモに見られる大衆動員のはなばなしさにかかわらず、農民団体の組織率はいっこうに上昇せず、多くの農民組合はいわゆる看板組合として「眠りこんで」いるのが現状である。米価闘争はじめ乳価闘争その他が前年に比べて農民の参加人員を増し、地域的にもいっそうの広がりを見せたにしろ、運動の一般的性格はまだまだ農政活動の限界をぬけることができないのが現状である。

しかし六五年～六六年において、農民運動に新しい動きが全くなかったわけではない。すでに六四年にも萌芽的にはみとめられたことであるが、運動の形態が団体幹部の陳情という性格を超えて、農民の座りこみまたはデモにおける大衆動員的要素をますます多く加えつつある点、低米価決定に抗議して数地方で出荷延期がおこなわれた点、運動を通じてわずかながら組合員が増え組織が整備された点――これが最近二カ年の農民運動における注目すべき動向である。

また乳価運動における新しい動きも見られた。それは六六年に「乳価不足払い制」が発足し、農業団体の農政活動が活発におこなわれたなかで、乳業独占と生乳生産者団体との間に価格交渉――地方から中央にわたる価格交渉がつづけられ、いわゆる乳価紛争は全国的となった。この紛争は、農業団体が乳業会社の主張たる「牛乳小売値引上げと抱き合わせによる原料乳価の値上げ」に同意して妥協裡に一応の幕を閉じたのであるが、これは乳価運動の結末としては大きな後退であった。しかしいくつかの地域においては、酪農民の強い結合の力によって乳業大手メーカーと対抗し、出荷先変更という生産者の武器を行使してたたかったところもある。これらはまだごく限られた一部の動きであって、乳価運動全般が強力な反独占農民運動に発展したとなすことはとてもできないが、前年来、長野・岩手・愛媛など各地で芽ばえてきた運動の流れが杜絶せずにこの期にもうけつがれ、展開されたことは注目してよいであろう。

### 出稼ぎ者・兼業者の運動

すでに一九六四年に全日農の内部で、増加しつつある出稼ぎ農民や兼業労働者の組織をどうするか、その運動をどうすすめるかについて熱心な

討議がおこなわれ、全日農自体でその組織化に手をのばすか、あるいは独自組織をつくるか、という点で意見の対立があった。六五年二月には、第一回の「出稼ぎ者全国大会」が全日農主催で開かれた。一方、農村の日雇・人夫・出稼ぎ・兼業労働者の独自組織たる農村労働組合は一九六五年三月、全国連合会を結成し、農村労働者の賃上げや出稼ぎ者の賃金不払い問題対策などに取り組んだ。この団体は、全日農・全日自労その他の団体と一部組織的に重複または競合しているといわれるが、団体のいかんを問わず、農家兼業化の拡大に応じて形成される兼業半プロレタリアや出稼ぎ者の利益を守る運動として、今後農民運動との関係を深めるであろう。ただ、農村労働組合の運動が農民運動に代位するとか、その主流になるということは、その性格上とうていありえないことである。

### 土地取上げ反対闘争の展開

この期の活発な運動の分野に、農民の土地取上げ反対の闘争がある。千葉県富里・八街と三里塚・芝山（成田）の新東京国際空港予定地の買収をめぐる農民の抵抗はその一つで、前者（富里・八街）はついに政府の計画を撤回させ、後者（成田）は今日にいたるまで闘争がつづいている。福島の縦貫道路予定地や熊本の高遊原台地空港予定地でも土地を守る闘争がたたかわれた。多くは激しい大衆動員による抵抗の形をとり、農地と農民生活を守る重要な農民運動の一分野を形成した。また一九六一年いらい問題となった茨城県鹿島臨海工業開発計画をめぐって、県当局の用地買収に対する農民の抵抗が「鹿島愛町計画運動」の形をとり持続的で執拗な闘争を展開した。この開発計画は、三菱・三井・住友など独占グループの主導による巨大な重化学工業センターの建設であり、広大な農地が工業化によって奪われることに対する農民の反対と、公害発生を阻止しようとする地域住民の反対が一体となって反独占大衆運動を展開しているのである。県当局と企業群によって開発計画は強引にすすめられているが、用地買収はかならずしも当初予定どおりに進捗していない。愛町計画運動がどこまで地域住民の組織的抵抗を持続させるか、決着はまだついていない。

### 農民組合の組織と指導体制

一九六五年の全日農第八回定期大会は、自己の組織上および指導体制上の欠陥をするどく指摘し自己批判を公表した。これは多くの下部組織が「看板組合」化して組合としての実態を失い、わずかな組合活動分子も所属政党の政治活動のために奪い去られて弱体化している実情を明らかにするとともに、中央委員会や中央常任委員会すらが、「第二次米闘」という重大な課題を討議決定すべき時に定足数不足から正式に成立せず決定もできなかった、と驚くべきその欠陥と弱体ぶりを告白した。組織状況・財政状況・機関紙誌発行状況のいずれを検討しても全日農の弱体と欠陥は明らかである。しかし名前だけの農民団体とちがって、欠陥の指摘と自己批判のなかから発展への道を求めようとする卒直な態度は現状を憂うる意識的な農民の好感を呼ぶものであろう。米価運動・乳価運動などが量質ともに拡大発展していると全日農は評価しているが、この運動を組織的に定着することが現在のもっとも重要な課題であることを、右の自己批判はよく示している。

# 2　主要な農民闘争

## 1　米価闘争

### 六五年産米価格闘争

全日農と全中（全国農協中央会）は四月以来二回にわたり米価要求統一行動について交渉したが、要求米価の算定方式や運動形態などについて話し合いがまとまらず交渉は決裂した。本年もまた前年のように全日農・全中および〔米価対策農民団体会議〕（全中と共同歩調をとる全農総連・全農同・開拓連の三団体参加）系統で米価運動がおこなわれることになった。

全日農は一九六五年二月二二日、東京・社会文化会館に「予算米価要求全国農民総決起大会」を開催、約一〇〇〇名の農民代表が参加、「出稼ぎしないで食える農業」「米価は一俵八千円以上」「農民を追いだす農業構造改善事業と農地管理事業団反対」などのスローガンをかかげ、要求米価その他を決議したのち、各関係機関に要請運動をおこなった。この運動は政府の予算米価決定前に先制攻撃をかけ、またその実施が噂されているライド制反対の意思表示をしてこの企図をつぶす目的をもって、例年になく早く農民大会を開いて始めたものである。

これより先（六五年一月二八日）全日農の要求米価と運動　四月九六年産米作一〇県共闘会議は、米価算定における農民労働評価の基準を製造業規模一〇〇人以上の労賃とすべきであると決定、これを全日農本部に対し申し入れた。

二七日、全日農中央委員会は「一五年産米価格闘争方針」および「要求価格の算定方針」を決定した。その大要は、――㈠生産費・所得補償方式の完全実施、スライド制粉砕をめざし、農民諸要求と結びつけ、労農提携を強化しつつ米価要求運動をおこない、出荷拒否・予約拒否などをふくむ大衆的運動を展開する、㈡要求米価算定方針は従来通り八〇％バルク・ライン生産費と製造業一〇〇人以上男子労賃による農民労働評価とするが、全中との交渉を考慮して発表をひかえ、結局、交渉不調がハッキリしたのち、五月一八日、米価対策特別委員会を開きすでに内定していた一五〇キロ当り二万二〇〇円を正式決定し発表した。

全日農は労農提携強化のため、全農協労連・全農林労組・中央労農会議と共同し、六月初旬、関東甲信ブロック会議・東北ブロック会議・北陸ブロック会議を開催し、地方の米闘体制をととのえた。

政府の米価決定が七月八日におこなわれることを知った全日農は七月五日から七日の三日間を米闘緊急行動日ときめた。まず米価審議会の開かれた五日を期して、全日農組合員は農協代表者会議に出席した代議員や農協青年部・婦人部中央集結大会参加者に行動の統一をアピールしたチラシを配布、農林大臣や米審委員に要求実現を

要請、労組・革新政党への協力要請などの行動にはいった。七日の米審会場における要請には農協系の北海道農民同盟代表三〇〇余名も参加した。

七月八日、全日農主催の「米価要求貫徹全国農民総決起大会」が開催されたが、これには農協労連の各県代表約七〇〇名をふくむ一万二〇〇〇名が参加した（全日農の動員割当ては七七六〇名）。大会開催中は六〇〇〇名の代表が大蔵・農林両省と自民党本部に陳情、大会後は全員で都内デモ行進につうり、農林省では閉ざされた入口を陳情団が実力で開き省内にはいった。

### 農協中央会の要求米価と運動

全中は米価算定の生産費・所得補償方式を検討していたが、今年から農民自家労働評価の方法を「家計費均衡方式」に切りかえることを決定した。これは農民の時間当り労働報酬を製造業労働者の労賃で評価しても、年間就業時間が少ないため農民の年間所得を労働者の年間所得と均衡化させることはできないとの認識に立ち、米作農家の生計費を全国労働者世帯と均衡させる「家計費均衡方式」を採用したのである。この米価方式は生産費・所得補償方式の一種ではあるが、全日農からは右の方式を変更するものとして激しく非難されることになった。

六月一一日、〔全中農業対策委員会〕は要求基本米価を一五〇キロ当り一万八九八六円と決定、翌一二日に都道府県中央会・連合会会長合同会議においてこれを正式に承認、政府与党に対し、これに生産奨励特別加算価格をつけ加えて要求した。また同日、〔農協米価対策中央本部〕をつくり、米価要請運動を推進することにした。七月一日には全国各地で総数一二万人に達する「要求米価貫徹全国農協統一大会」を開いた（後掲「地方の米価運動」の項参照）。

七月五日、東京で開催した「全国農協代表者集会」には約四五〇〇人の代表が参集した。また地方では第一ブロック（北海道・東北・北陸）、第二ブロック（関東・甲信）、第三ブロック（東海・近畿・中国・四国）、第四ブロック（九州）にわかれ米価貫徹集会が開かれた。中央集会のあとには、米審・政府関係部局に対し波状要請行動をおこなった。六日の代表者集会（東京）には二五〇〇人が参加、全国の米作農家から集められた約三五三万の署名が提出された。

七月七日には東京・久保講堂に全国農協青年組織協議会と同婦人組織協議会の共催により「要求米価貫徹全国農協青年・婦人集会」が開かれ、約一七〇〇名の代表が参集した。同じ日、四ブロックの生産費調査農家が集会を催し、また同じ東京で「関東・甲信農協総決起大会」も開かれた。参集者はいずれも集団陳情をくりかえした。また八日には中央米対本部招集による農協代表約二五〇〇人の要求米価大集会が東京・厚生年金会館で開かれた。

### 各団体の米価運動

全農総連・全農同・開拓連の三団体で結成されている米価対策農民団体会議は、六月一二日、全中と同じ要求米価一万八九八六円を決定、全中および全国農業会議所とともに米価統一要求をなすむね声明した。七月七日には福岡・長野・佐賀・島根などの全農総連代表は米審会場におしかけ「食える米価」を叫んで会場前に座りこみをおこなった。同日、〔全国農業会議所〕は東京・共立講堂に二五〇〇人の代表を集め「米価要求全国農業委員代表者会議」を開き、一万八九八六円米価実現のため米審に働きかけることをきめ、要請運動にはいった。翌八日、東京・九段会館に約三五〇〇人を集めた米価対策農民団体会

議主催の「米価要求農民総決起大会」は、米価要求のほか、米作生産奨励措置・食糧自給政策の確立、食管制堅持、米価スライド制反対などを決議、陳情運動を展開した。

七月九日、政府は六五年産米の価格を指数化方式を導入して一五〇キロ当り（農家平均手取り）一万六三七五円と決定した。農民団体・農業団体はこれを不満とし、同日ただちに抗議声明を発し、またある団体は抗議集会を開いた。全日農は抗議集会は開けなかったが、抗議声明を発し、七月二三日の中央委員会は出荷期における闘争方針を討議決定した。八月九・一〇日、全日農・米作一〇県共闘会議・全農協労連・全農林労組の共同会議は第二次米闘の方針を決定した。さらに九月二日、全日農中央委員会は「指数化方式による低米価の撤回と六〇キロ当り九〇〇〇円の米価改定要求」を基礎にした出荷延期の闘争方針を採択、闘争宣言を発した。宣言は政府の低米価決定に抗議し、今後出荷期におけるたたかいを強化する、スライド制に対しては労働者を中心に消費者大衆と結合して反対運動を展開することをのべている（この宣言全文は全日農「農民運動資料」六五年七月号に収録）。

一方、全中は七月九日「全国農協代表者報告集会」を開催し政府決定米価に対し不満の意を表明したが、出荷延期などについては何も決定せず、開会後一七分で閉会した。参加した一五〇〇人の各県代表のなかから「全中役員は総辞職しろ」「このままおさまるか」など怒号が起こり、集会が終わるや参加者の大部分は自主的に抗議集会を開いた。そして散会後、代表約五〇名は農協ビルにおもむき、全中米対本部の無責任な態度を批判した。

同じ九日朝、東京・九段会館で全農総連・全農同・開拓連共催の「全国農民総決起集会」が六〇〇名の参加で開催され、「米の売渡し予約および売渡し延期の実行行使で政府の反省を求める」むねの声明を発した。

## 地方における米価闘争

長野・新潟をはじめ北海道・秋田・山形・福井などで活発な米価運動が展開された。しかし新潟をのぞき、農協および農協系の諸団体と全日農の共闘はおこなわれず、大部分が分裂した運動となった。

新潟では四月二六日、〔下越地区農協青壮年連盟〕を中心に二〇〇名の代表が参加して「米価要求総決起大会」が開催された。参加者は大会開催前、五〇数台の自動車に分乗して各市町村を巡回して宣伝し、大会後は最低一万九三〇五円要求米価の実現を県議会・県農協米対本部などに伝達、要請した。さらに六月五日、長岡市厚生会館に日農県連・県農協米対本部・県農業会議所共催の「米価要求新潟県農民大会」が開かれた。大会は、要求目標米価一俵八〇〇〇円以上、スライド制反対、米価決定までは米の売渡し予約を延期する、などを決議、ついで参加者全員による市中デモ行進にうつった。のちに県農協米対本部（全中）決定の要求米価にしたがったとはいえ、県段階でこのような統一大会が開かれたのは新潟だけであった。また出荷延期闘争においても行動の統一がみられた。すなわち、八月二日、日農県連・県評共催の「低米価反対新潟県農民大会」が一〇〇〇名の参加者をあつめて開かれたとき、農民の出荷拒否闘争決定に対し、農協系諸団体の協力がえられた。とくに日農組織の強い地区では、農協労連との話し合いがすすみ、労農提携によって九月二五日まで出荷延期がなされた。

長野の米闘は前年のように〔食管制度を守る県民会議〕を中心に

おこなわれた。県民会議は、六月一二日、長野市民会館で農協青年部員をふくむ代表一三〇名の参加をえて開かれた。全日農要求米価の実現を目標に、同時に農協要求米価をも支持するというはばの広い要求をかかげ行動することを決定した。各地区における宣伝活動をみると、上伊那での一〇〇名集会（六月二三日、上伊那労農会議主催）、五〇〇〇名集会（六月二〇日、上伊那農協米対）をはじめ、数地区で集会があった。第二次米闘としては、七月一五日「食管を守る県民会議」と「県農民団体会議」の共催で「低米価決定抗議長野県労農集会」が参加者約五〇〇名をもって開かれ、農協米対をも抗議行動にまきこみつつ、九月二七日ころまで出荷延期実施行動をつづけた。

農協の地方段階の米価運動としては、七月一日、各府県ごとに「要求米価貫徹全国農協統一大会」が開かれ、それぞれ数千名の農民や農協職員などが参加、自動車パレードやデモ行進がくりひろげられた。宮城県では仙台スポーツ・センターで一万二〇〇〇名集会、石川県では金沢体育館で一万名集会と示威行進などはそのなかでも規模の大きなものである。第二次米闘としては、九月一二日、秋田の「全県農民総決起大会」における五〇〇人集会、山形県庄内地区での七月二八日「県農協米価運動報告大会」が抗議集会に切りかえられ出荷拒否が決議されたこと、八月二日には一〇月八日までの第二期出荷拒否が決定されたこと、などが主要な動きであった。また「北陸四県食管対策協議会」の決定した自主的計画出荷に同調することを八月五日にきめ、さらに早場米出荷拒否を九月一〇日から一五日までの間と決定したこと。これら一連の動きは、農協も第二次米闘に無関心ではおれなくなったことを示している。

## 六六年産米価格闘争

一九六六年二月二二日、全日農主催の「予算米価要求全国農民大会」が東京・社会文化会館で、約一一〇〇名の代表を集めて開催された。スローガンは「米価は一俵一万円以上」「指数化方式とスライド制反対」などをかかげ、「食管制度の堅持」「ベトナム侵略反対と軍国主義復活粉砕」など数項を決議した。散会後、参加者全員が自民党本部に押しかけ、農業破壊政策を推進しているとして抗議した。また代表団は農林大臣はじめ各官庁部局に要請と抗議の運動をおこなった。

五月一一日、物価問題懇談会（中山伊知郎座長）が政府に対し、生産者米価値上げ抑制と国際米価への接近の必要などを勧告したのに対し、全日農・全中・全国農業会議所は翌一二日これに反論し抗議した。国鉄運賃引上げその他公共料金の引上げをはじめ物価上昇が生産者米価引上げを必要ならしめている、あるいは独占資本の「高度成長」が物価騰貴の原因であり、これを無視して物価上昇の責任を農民に負わすのは不当である、というのがその抗議声明の要旨である（これらの抗議文については、全日農機関紙「農民新聞」六六年五月二五日号および「日本経済新聞」六月一日号を参照）。

## 運動統一に関する交渉

全日農と全中との米価統一行動に関する交渉は、五月二四日と六月一〇日の二回にわたり社会党の仲介によっておこなわれたが、米価算定方式や農民の農協への白紙委任状提出問題などの点で一致をみられず、不調に終わった。しかしその後も話し合った結果、両者は次の点で合意に達した。㈠全日農・農協はそれぞれの大会に激励電報を送ること、㈡今後、米価算定の基本問題についての討議研究機関を設けること、㈢米価闘争中相互に連絡をとること。

## 全日農の要求米価と運動方針

針を決定、ついで四月二七・二八両日の「米作一〇県農民組合共闘会議」の要望をとりいれ、五月一一日に前年と同じ方式により要求米価を二万六〇〇〇円と算出した。また闘争方針として、農業基本法体制の打破を基礎的課題として、「指数化方式とスライド制」の粉砕、生産費・所得補償方式の完全実施による米価の実現を目標とする。地域闘争を土台に、労農提携の強化、出荷期闘争の規模拡大の意義を強調、また農協との話し合いによる下からの運動統一を強めることとする、しかし農協の白紙委任状方式には反対し、また農協中央部の反農民性を批判している。

六月にはいると全日農は中央労農会議と提携し、北海道東北・北陸・関東甲信・近畿・九州の五ブロックにおいて「米価闘争推進労農ブロック会議」を開き、米価闘争と労農提携との結合強化をはかった。

## 全日農の中央集結闘争

六月二八日より三日間、全日農各県連代表一〇〇名は東京に集まり前段闘争にはいった。代表たちは東京都民に訴えるチラシを配布し、関係各機関へ要請行動をおこなった。さらに同月二九日より開かれた米価審議会の会場に座りこんだ。これらの行動には北海道農民同盟や島根県農協代表などが参加したことは注目をひいた。

中央における前段闘争のほか、全日農としては今年初めて西日本の米価運動大会を開いた。すなわち六月三〇日、岡山市・歯科医師会館に西日本一八府県代表三〇〇名を集めて「米価要求・農民要求貫徹西日本農民集会」が開催された。この大会の成功は東日本にくらべ従来不振であった西日本でも米闘が発展しつつあるものとして全日農はこれを高く評価した。

七月一日、全日農は「中央労農会議」を協力団体として東京・日比谷野外音楽堂で「米価要求貫徹全国農民総決起大会」を開いた。全国から約一万二〇〇〇名の代表が参加、①生産者米価二万六〇〇〇円要求、②食管制堅持と消費者米価引上げ反対、③出荷期闘争、④固定資産税の増税反対、⑤農業危機突破、⑥出稼ぎ農民の賃金と社会保障確立、⑦ベトナム侵略反対、小選挙区制粉砕などに関する議案を採択、緊急動議「新国際空港設置反対に関する件」を決議した。ひきつづき、大蔵・農林・自治・労働・厚生各省大臣に要請団を派遣、一方参加者全員のデモ行進後さらに報告集会を開いた。この総決起大会の当日、新潟代表五〇名はじめ約五〇〇名の農民は「米審の公開」「要求米価の実現」をもとめて米審会場に座りこみをおこなった。米審は米価算定における指数化方式の採用をめぐって委員間の意見が対立、ついに無答申に終わった。この間農民代表たちは米審と自民党本部前に徹夜で座りこみをつづけた。

## 農協の要求米価と運動

四月一五日、農協ビルで開かれた農協米価対策特別委員会で、新しい農民労働評価方式を採択した。すなわち生産費・所得補償方式における農民労働を、農家の年間実収入を勤労者の年間実収入と均衡させるように評価する「世帯収入均衡方式」に改めたのである。また運動要領としては、市町村段階に新たに農協米価対策組織を設け、都道府県米対本部・中央米対本部の系統で、農家―市町村―都道府県―中央と、末端から中央まで、米価と出荷について委任・再委任・再々委任をとりつけ運動の統一をはかることなどを決定した。これらの決

定事項は四月二七日、全国都道府県農協米対本部長会議で承認され、正式決定となった。

六月九日、農協中央・都道府県米対本部長・常任委員合同会議は要求米価を二万一〇六三円と決定、このほか要求麦価、麦作振興要望事項なども決め、運動にはいることになった。

六月二八日、東京・日本武道館で約二万人の代表を集めて「要求米価貫徹全国農協代表者大会」が開かれた。大会には二四六万米作農家、四八〇万農民の署名簿が提出された。大会後は参会者による陳情がおこなわれたが、翌二九日から、開会中の米審・国会・自民党本部などへ波状要請運動が展開された。七月一日には長野県代表は東京で独自に県大会を開いた。七月三日、冷雨の中を三〇〇〇人の全国農協組合員がデモ行進ののち自民党本部前に座りこみにはいった。

## 各団体の米価運動

〔米価要求農民団体会議〕（全農総連・全農同・開拓連の結成している米価対策農民団体会議を改称したもの）と〔全国農業会議所〕は農協の要求米価支持を決定した。七月二日には全農総連・全農同・開拓連共催で「反農民政策粉砕・米価要求貫徹農民総決起大会」が開かれ、要請活動をおこない、四日には農協中央米対に対し、予約拒否・出荷拒否をしても米闘を有利にすすめるべきだ、と要望した。農業会議所は六月三〇日、東京・日比谷公会堂に地方代表二五〇〇名を集め「米価要求全国農業委員代表者会議」を開催、基本米価の実現のほか、加算金は前年以上とせよなどを決定し、政府・国会にむけ要請した。

## 政府の米価決定への抗議

政府は一五〇キロ当り一万七八七七円を決定したが、政府・与党間の意見の相違を調整し混乱を収拾するため首相裁断で、右の米価に五〇億円をプラスし、米作増産対策費という名目で米作農家に交付することにした。米価審議会はまたも無答申に終わり、委員多数が辞職し、米審のあり方が問題とされるにいたった。

農協中央米対本部は政府決定米価に対し抗議したが、関心を主として五〇億円の増産対策費の配分問題に向け、予約拒否や出荷延期の実行を指令することはなかった。全日農は五〇億円を基本米価にくり入れ生産者米価の再決定をなすよう政府に要求した。さらに七月二一日、出荷期闘争の方針を決定、八月八日には〔中央労農会議〕ほか諸団体の協力を得て「出荷期闘争推進活動家会議」を開き、具体的組織を決定した。六六年の第二次米闘は前年に比べ早くからその準備にかかり体制をととのえた点に一歩前進が見られた。

全国各地における米価闘争の主なものを摘記すれば、——

## 地方の米価闘争

新潟では五月六・七両日、日農と農協の運動統一に関する話し合い不調。〔三市中蒲米価要求対策協議会〕（新津市・五泉市・白根市・中蒲原郡の米作農家によって組織）を中心に運動展開。六月一日、一俵一万円要求米価決定、農協中央の「白紙委任」指令に対し、二四農協のうち一四農協は拒否。県大会、五〇〇〇人参加。

鹿児島では六月九日、鹿児島県農協米対本部主催「米価要求農民代表者集会」、一一〇〇人参加。

宮城では六月二三日、仙台市レジャー・センター前広場にて「農協要求米価貫徹全国統一宮城県大会」、一万一〇〇〇人参加。

長野では〔食管を守る県民会議〕を中心に一俵一万円要求のビラ一〇万枚を配布、中央動員（二五〇〇人）のほか、県大会開催。七月

一一日、飯山市抗議集会。同一二日、松本市抗議集会。

このほかでは秋田・福島・茨城・千葉・山形・宮崎・岐阜・福岡などで、規模の大小はあれ、ほぼ同じ動き。全日農米価要求西日本大会（既述）や山口県全日農主催の米価要求大会などである。

以上、各地での第二次米闘で、九月二五日から三〇日までの期間「出荷延期」を実現したところが多い。

## 2　乳価闘争

### 乳価中央調停の成立

一九六三年九月、大手乳業会社が原料乳一・八七五キログラム（一升）当り二円の値下げ通告を出し、これにたいする酪農民の反対運動の高まりについては本『年鑑』第三七集、三七九頁以下に記したが、青森・秋田・岩手・群馬などとくに反対のはげしかったところでは、乳価紛争は知事調停にかけられた。しかし県段階で解決不能となり、各県知事は一九六四年二月四日、これを中央調停にかけるよう申請した。〔中央生乳取引調停審議会〕はこれをとりあげ、三人の調停委員が生産者側と乳業会社側両者より事情をきき、難航のすえ三月二八日、酪農振興法（一九六四年制定）にもとづく初の中央調停が成立した。調停の条件は、㈠六三年一〇月から六四年一月までの乳価は現行通り、㈡二月の乳価は一・八キロ当り一円、三月は二円値上げするというもので、これによって半年あまりの乳価紛争はいちおう終わった。

この調停いらい、六四年から六五年にかけて乳価紛争あるいは乳価闘争はほとんど起こらず、酪農民の運動は政府に対し「乳価不足払い制」の実施要求、酪農製品の輸入制限・輸入反対などの要求を中心におこなわれた。乳価紛争がこの期間ほとんど起こらなかった裏面には、乳業メーカーが基本乳価の値上げ幅をおさえる一方、集乳費・酪農指導費など各種の奨励金交付によって生産者の結束と闘争をおさえることに努力し、それがある程度効果をあげたという事情もあった。また六五年四月一四日に、大手乳業四社が原料乳および飲用乳一・八キロ当り三円値上げ（一円は基本乳価、二円は夏場奨励金）をおこなったことも紛争を未然にふせいだといえよう。この間における動きを見ると次のとおりである。

### 不足払い制度と酪農政策確立要求

一九六四年一二月八日、〔日本酪農政治連盟〕は東京・日比谷公会堂に約二五〇〇名の酪農民代表を集め、「全国酪農民大会」を開催した。大会は、①全生乳を対象に、生産費・所得補償方式を適用した保証価格による価格支持政策、酪農基本政策の確立、②生産者乳価の大幅引上げ、飼料価格の引下げ、③酪農課税減免、などを決議し、宣言を発表したあと、参加者は国会議員に対し決議事項を要請し署名運動をおこなった。

六五年三月一九日、政府は「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案」（通称「不足払い法案」）を閣議決定し、国会に提出した。同法案は、乳製品用原料乳に限って保証価格と生産者市場価格との差額を生産者に支払うこと、その財源は外国乳製品輸入差益金をもってあてること、を主内容としている。同法案は国会を通過、六月一日付で公布された。

酪農民団体あるいは農民団体の間には、この法案に対し、不足払いのエサをもって乳製品輸入を増大し国内酪農を危機におとしいれるものとして反対の意見があり、特に法案制定前と制定直後には制定反対の意見が一部に強く叫ばれた。社会党は牛乳国家管理を主張した。しかし不足払い法が成立したあとでは、生産費・所得補償方式による乳価値上げ、原料乳にかぎらず飲用乳をふくめた全牛乳に不足払いの対象をひろげること、乳製品輸入は阻止すること、などの改革的主張が強くなり、次第にこの見解を基調とする運動が広く展開されていった。

三月二日、東京・久保講堂で全農総連・全国農協畜産会議共催の「全国畜産農民大会」が開催された。大会は、①外国畜産物輸入政策反対、畜産物輸入規制価格の設定、②乳価不足払いの財源は国庫補助金とし、輸入差益金は生産振興費として使用すること、②乳価一・八キロ当り一〇円値上げ、などを決議し、政府に要請した。

全国農協中央会（全中）は六五年はじめから政府に対し、飲用乳についても不足払い制を適用するよう要請してきたが、六五年一二月六日、東京・日比谷公会堂に「酪農政策確立全国農協代表者大会」を開催し、乳価対策・酪農振興政策について討議した。参加者は二五〇〇名、「加工原料乳の生産者補給金など酪農予算の確保」「飲用牛乳の価格支持」「乳製品の輸入規制と流通対策」「飼料値上り抑制」など数項を決議、つづいで「生乳共販体制の確立と決議の実現に総力を結集する」という大会宣言を発表し、のち政府や国会にむけ陳情をおこなった。

同じ月の一〇日、日本酪農政治連盟主催の「全国酪農民大会」が農民代表三五〇〇人を集めて東京・日比谷公会堂で開かれた。大会は、①全生乳を対象に「生産費・所得補償方式」による価格支払収

## 不足払い制下の乳価運動

乳価不足払い制度の実施にともなう最初の畜産審議会は六六年三月二五日に開催された。これにさきだつ三月一〇日、全中は全国都道府県農協中央会・連合会会長会議で次の決議をおこなった、――

(一) 加工原料乳要求保証価格を一キロ当り四七円（一・八キロ当り八八円）とすること。

(二) 価格支持制度確立を前提に、飲用原料乳要求価格をキロ当り六一円（一・八キロ当リ一一三円）とすること。

(三) 豚肉安定基準要求価格を一キロ当リ三六〇円とすること。

（乳価はすべて「生産費・所得補償方式」により算定、家族労働は製造業五人以上規模の男女こみ平均労賃で評価する平均方式をとった。なお、この方式による要求乳価がこれ以後の農業団体の要求の基準となった）

三月二三日、東京・第一生命ホールで全農総連・酪政連・開拓連共催の「全国酪農民代表者会議」が開かれた。翌二四日には同じ会場で農協主催の「畜産物価格要求全国農協代表者会議」が開催された。二つの会議はさきに全中の決定した要求乳価を支持・確認し、その実現のための活動方針を決定した。農協代表たちは審議会の開かれた二五日から連日集会を開き、波状的要請活動をおこなった。

四月二日、政府は、日雇い労賃による農民労働評価で生産費を算出し、加工原料乳保証価格をキロ当り三七円三銭（一・八キロ当り六九円四三銭）、基準取引価格を同じく三一円八一銭（五九円六四銭）と告示した。全中などの農業団体は、この保証乳価が昨年の実勢乳価平均六〇円を九円余上回ったことを確認、飲用乳について一・八キ

ロ当り一一三円の要求を提示し、九円から一八円までの乳価値上げ運動を開始することを決定した。なお、不足払い制度の下においては乳価交渉が用途別価格交渉となり、都道府県ごとの統一的価格運動となったが、交渉の当事者は〔指定生乳生産者団体〕(注)となった。

(注) これは加工原料乳生産者補給金暫定措置法にもとづいて作られた酪農業生産者団体で、乳業会社との取引き契約締結、取引価格と保証価格との差額を不足払いするなどの業務をおこなう。都道府県ごとに各一団体が指定されるが、県経済連や県酪連など既成団体が指定されたり、新たに指定団体として結成されるものもある。

さて指定生産者団体たる酪農民の組織は四月以降、全国各地で乳業会社を相手に一・八キロ当り九〇円から一一〇円前後の乳価を要求し団体交渉にはいった。乳業会社側は、設備増大のため支払い能力なしとの理由でこれらの要求を拒否し、対立は全国的規模で乳価紛争に発展した。

## 全国乳価対策協議会の結成

関東地方一都六県および長野・静岡・福島など、東京都に生乳を出荷している生乳指定生産者団体は、六月一日、〔東京市乳地域乳価対策協議会〕を結成し、一・八キロ当り一〇〇円を統一要求として明治・森永・雪印・協同の四大乳業会社と交渉したが乳業独占はこれを拒否しつづけた。このような地域的生産者団体協議会は、東京のほか福岡・大阪・名古屋などにも結成され、六月一五日には各団体代表が集まって〔全国乳価対策協議会〕をつくった。全国的組織をもつ乳業独占と交渉をおこなうには生産者も全国組織をもって乳価交渉を統一的におこなう必要があるからである。

日本酪農政治連盟は六月一七日、東京・日比谷公会堂で酪農民代表六〇〇〇名を集めて「全国酪農民大会」を開催した。大会は一〇〇円乳価の実現、飼料の低価格確保などを決議、参加者は都内デモ行進ののち大乳業会社・農林省・国会などに要請活動をおこなった。

一方、農林省は五月、卸売価格から製造販売費を差引き飲用原料乳価格を算定する「市価逆算方式」により一・八キロ当り八〇～八八円を試算価格として都道府県生乳生産者団体に提示した。これを契機に生産者団体はこの市価逆算乳価を統一要求として交渉することが一般化した。東京市乳地域乳価対策協議会も一〇〇円乳価要求を変更し、市価逆算乳価八八円六八銭をもって統一要求乳価とし、六月一五日、大手四社と交渉を再開したが、乳業独占は小売り値を引き上げないかぎり原料乳価値上げはできないとして要求を拒否した。

〔中央酪農会議〕(農協系酪農団体の組織)も市価逆算方式は農民の再生産を補償する乳価とはいえないが、要求貫徹の手がかりとして市価逆算乳価八八円を要求して交渉することを決定した。七月二六日、生産者代表と大手乳業四社とのトップ会談が農林省のあっせんで開かれたが、会社側は要求を拒否、交渉は決裂した。他方、全国乳価対策協議会は大手乳業が生産者団体の弱体化をはかることに熱中しているという理由で統一乳価交渉は打ち切ることを決定、酪農民の結集を強化して中小乳業会社と提携し、大手乳業メーカーに打撃をあたえるため出荷先変更をも辞せずたたかう、という新方針を打ち出した。

中央酪農会議も中央統一交渉の行き詰りを打解するため、八月五日、生乳生産者団体に対し、「生乳の出荷先変更を計画中のところ

は早急に実施」するよう指示した。さらに九日、東京・農協ビルで、同会議主催の都道府県指定生乳生産者団体会長会議が開かれ、次のような実力行使をふくむ対策を決定した。

① 大手乳業者に対する実力行使（出荷先変更や工場への生乳持ちこみ時間変更など）
② 指定生産者団体の体制強化
③ 中央交渉の継続強化
④ 政府の行政指導の強化要望

全国乳価対策協議会は九月八日、乳価紛争解決のため、知事調停および中央調停の申請、さらに事情によっては大手乳業の独禁法違反を公正取引委員会に提訴するなどの戦術を決めた。

**再び酪農政策確立の要請**

九月二〇日、全中は全国都道府県農協会長会議を開き、飲用乳に対する不足払いの適用、乳製品輸入の規制強化、飼料価格安定その他酪農政策確立に関する要求事項を決定、これを政府に要望した。九～一〇月の期間は乳業大手との中央交渉再開と行き詰り、同じく九月から都道府県段階での個別交渉再開、知事のあっせんによる乳価交渉がくりかえされた。このころ乳業独占は逆攻勢にでて、一〇月から冬乳価として一・八キロ当り二円六銭（キロ当リ一円一〇銭）値下げを通告した。

**小売り乳価値上げ承認**

中央酪農会議は一二月一五日、都道府県生乳生産者団体会長会議を開き、全生乳を対象とする価格支持制度の確立、暫定措置としての行政指導価格の適正化（小売り価格値上げ）、乳製品輸入差益金の酪農振興への振りむけなど九項目の要望事項をきめ、政府・与党に示した。これは牛乳小売り値引上げと抱き合わせで原料乳価の引きあげを計ったもので、乳業独占の主張をみとめたことになり、重大な後退と妥協であった。他方、県段階ではこの一〇月ころより、乳業会社は基本乳価を据置き、奨励金交付やいわゆるウラ乳価を設けるなどの措置をとり、酪農民の妥協をもとめて乳価交渉を妥結する動きがあらわれた。中央における妥協・後退は、このような妥協的傾向のなかで現れた一つの結論であった。

一九六七年二月二三日、日本酪農政治連盟・全国乳価対策協議会共催、全国酪農業協同組合連合会・全国酪農農協会後援で、東京・日比谷公会堂と野外音楽堂の二会場において五〇〇〇名の酪農家代表を集めた「牛乳生産危機突破全国酪農民総決起大会」が開かれた。大会は「生産者乳価キロ当り即時一〇円値上げ」「大幅な酪農振興予算の確保」などを決議したのち都内デモ行進と国会請願に移った。この大会は主催者の予定した以上の酪農民が集まったため会場を二つにわけておこなわれ、また二〇〇名余の農民が明治乳業本社に押しかけ浅沼社長と直接交渉するなど、上部団体の妥協にかかわらず、酪農民の結集力と行動力はなお持続していることが示された。

全中は三月一〇日、全国都道府県中央会・連合会会長会議において、六七年度の加工原料乳保証価格キロ五〇円（一・八キロ九三円）、飲用乳取引指導価格六四円（一一九円）、など要求価格を決定し、その実現のための運動を開始した。同月二七日、全国乳価対策協議会と乳業大手メーカーとの交渉が妥結し、六七年度飲用向け原料乳価一・八キロ当り一二円値上げすることになった。なおこの値上げは飲用乳小売価格を一・八キロ当り二〇円引きあげることを前提にしている。

### 牛乳給食要請運動

〔生乳給食連絡会議〕（全日農・総評・日教組・中央労農会議などが一九六四年結成したもの）は六五年三月一七日、「生産者乳価引上げ・生乳給食完全実施要求全国代表者会議」を開き、脱脂粉乳輸入阻止、生乳学校給食完全実施、乳価不足払い制度反対などを決議、のち関係方面に要請活動をおこした。

同会議幹事団は六六年一月一一日に再び生乳完全給食要求をもって大蔵・農林・文部など各大臣に交渉した。また三月二三日にも東京・社会文化会館に「生産者乳価引上げ・生乳給食推進要求全国代表者会議」を開き、酪農組合民主化を基礎とした乳価闘争、乳価闘争と生乳給食運動の結合の重要性を確認、各種決議事項をもって政府関係当局に要請をおこなった。なお本年のこの大会では前年とちがい、「不足払い制度反対」は議決されなかった。

### 地方における乳価運動

乳価不足払い制度の実施を契機に全国各地方に乳価紛争がおこり、ことに西日本においてそうとう活発な乳価運動が展開された。島根・香川・鳥取などでは指定生産者団体の乳業独占に対する統一乳価要求による団交がおこなわれ、岡山では酪農民組織が指定生産者団体を動かして闘争の場に立たせるなどの動きがあった。次に地方におけるこれらの闘争のうち典型的な事例を記述する。

### 香川の乳価闘争

香川県経済連（指定生乳生産者団体）は六六年四月より、キロ当り四八円（一・八キロ九〇円）の統一乳価で四大乳業メーカー側は四〇円台の回答をくり返したが、メーカーに対する出荷量三割減の作戦を展開、その削減分を中小メーカーに出荷しはじめた。八月五日には第二次実力行使として、一〇日より一社にかぎり全面出荷停止を決定した。

県当局は調停にはいるから全面出荷停止は見合わせてほしいと経済連に申し入れた。八月一二日、県の介入によって経済連と四大メーカーとの交渉が再開されたが話し合いは進展せず、経済連の出荷制限はつづけられた。中央酪農会議は「香川の孤立化を防ぐため」、生乳出荷変更を計画中のところは早急に実施せよ、との指令を全国の酪農団体に指示し（前記参照）、香川の運動を支援した。

### 岡山の乳価闘争

岡山県農民団体協議会（全日農加盟）は一九六四年、乳価闘争を展開して一・八キロ六一円の乳価を六九円に引き上げるという実績を作ったが、この闘争の過程で酪農民の自主的組織である〔岡山県酪農対策協議会〕（略称は酪対協）が結成された。

酪対協は六六年四～五月の暫定乳価七三円を乳業メーカーに認めさせ、六月以後は一〇〇円以上の乳価要求をもってたたかう体制をとととのえた。これに対し指定生産者団体である県酪連はこの闘争に参加しなかった。五月一〇日、一三〇〇名の酪農民の参加を得て開かれた北部酪農協総会は「乳価要求大会」に切りかえられ、「出荷拒否をしてでも乳価引きあげをかちとる」と決議、実行委員会が結成された。五月一七日、県酪連主催の「酪農民代表者大会」においても「出荷拒否をふくむ実力行使」の方針が決議された。これらはいずれも酪対協加盟の酪農民による動議提出による結果であった。

酪対協は六月四日、代表者会議において、①出荷先変更、②集団飲用、③牛乳放流など実力行使に関する方針をきめた。この間、酪対協は各地における酪農民座談会、県内中小メーカーたる市乳協組と

の乳価交渉をおこなった。

酪対協は八月八日、一〇〇名の代表を集めて酪農民代表者総会を開き、一〇〇円乳価の実現などを決議したのち、県酪連に次の申し入れをおこなった。――

(1) 一〇〇円乳価の実現を基本に当面八八円を確保せよ。
(2) メーカーに対しては県酪連一本の交渉とせよ。
(3) 県外出荷・知事調停・中央調停などを県に申し入れ実施させよ。
(4) 全県の酪農民が参加する大会を開け。
(5) 状勢によっては県酪連を脱退する。

このあと、代表者総会に参加した酪農民たちは市内をデモ行進し、相生橋の上から生乳三・七五トンを旭川に流し、低乳価に抗議した。その後も県酪連に対し全県的酪農民大会開催を要求した。九月七日、県酪連主催の「要求乳価獲得岡山県酪農民代表者大会」が参加者五〇〇名をあつめて開催された。酪対協は積極的にその開催に協力した。岡山の全酪農民が県酪連一本に結集する道がここに開かれた。当日の大会では「県酪連強化に関する件」と「乳価紛争に関する知事調停・中央調停の申請に関する件」が緊急動議として提案され、可決された（「農民新聞」一九六六年一〇月五日号）。

こうして体制整備をおこない乳価交渉をおこなった結果、六六年末に一・八キロ当り七六円の乳価を獲得し、前年より六円ないし七円の値上げとなった。

一九六七年二月一日、県南部の旭東酪農組合所属の酪農民四四名は、これまで出荷していたオハヨー乳業への送乳を止め、一・八キロ当り八二円で県外出荷に切りかえた。オハヨー乳業は契約違反を理由として県経済連へ訴えたが、後者はこれを受けいれ酪農民に対し、契約違反行為であり酪農民の結束を乱す行為だと通告した。酪対協は出荷先変更をおこなった酪農民を支持し、県酪連に圧力排除を申し入れた。

### 北海道・石川・秋田などの乳価闘争

北海道全農連は一九六六年七月四日、全道一〇地点で低乳価抗議集会を開催、翌五日、代表団は道庁や雪印乳業本社に座りこみ、要請をおこなった。七月から道農協中央会・酪農協も運動に参加した。一〇月に交渉は妥結し、飲用乳キロ当り基本乳価三七円五銭を獲得した。

石川の酪農民二〇〇余名は、六六年八月一日、明治・森永・雪印の三社工場前で「要求乳価酪農民大会」を開き、キロ当り四六円以上を要求、交渉にはいった。県経済連は、要求がいれられない場合は八月一五日から一社ずつ順次生乳の出荷停止をすることを決め、交渉をすすめた。

島根の県酪連は八月初め一・八キロ当り八一円五〇銭を要求、出荷拒否をふくむ実力行使も辞せずと決定、八月二四日より雪印乳業に、九月にはグリコ乳業に対し出荷停止をおこない、停止した生乳を県中央酪農協連に送乳した。

秋田の県酪連は一〇月二七日、一一月中に出荷拒否断行を決定、八五円乳価を要求して雪印乳業と団交をつづけたが決裂、ついに一一月九日、実力行使をおこない、同時に大曲市に三五〇名の酪農民抗議集会を開き、散会後、酪農民は持ち寄った生乳を丸子川に流して低乳価に抗議するとともに、一〇〇〇本の牛乳を市民に無料配布した。

このほか、六六年一カ年の間に、宮城・群馬・茨城・長野・鳥取

・広島・福井・富山・徳島など各地に乳価紛争が起こった。

## 3　甘藷価格闘争

### 農協の甘藷価格運動

全国農協中央会（全中）は一九六五年一〇月五日、東京・都道府県会館で「いも主産道県農協代表者会議」を開き、六五年産甘藷三七・五キロ当り三六四円、馬鈴薯二六八円を要求基準価格とすることを決定した。会議後、代表団はこの要求をもって農林省に要請活動をおこない、あわせて砂糖自由化（一九六三年八月実施）いらい低落をつづけている澱粉・甘藷価格の動向にかんがみ、コーンスターチ原料の外国産とうもろこし輸入制限の措置をとるよう陳情した。その後一〇月二二日、農林当局は農産物価格安定法による基準価格を甘藷三二〇円、馬鈴薯二四〇円と決定したが、いずれも全中要求を下まわった。

六六年産甘藷・馬鈴薯の価格対策について、全中は一〇月四日、東京の全共連ビルに代表三〇〇名を集めて農協代表者会議を開き、要求最低基準価格甘藷三六五円、馬鈴薯二七〇円と決定し、要請活動をおこなった。一〇月一七日、農林当局は甘藷三四〇円、馬鈴薯二五五円を決定した。今年の価格は「農産物価格安定法の一部改正」（六六年七月二六日公布）により、パリティ方式に生産費方式を導入加味して、「農産物の生産確保と農家所得の安定」を目的として算定されたものであるが、それでも全中の要求最低価格を下まわった。この結果は陳情・要請の農政活動の限界をハッキリ示した。

### 宮崎における甘藷価格闘争

全日農宮崎県連準備会は一九六五年九月に次のような方針を決定した。

【甘藷価格闘争要求事項（全日農宮崎県連）】㈠　六五年産甘藷価格は手取り四〇円以上（三・七五キロ）を保証せよ、真の価格保証制度を確立せよ。

㈡　六四年産甘藷代金の追加払いは政府基準価格手取り三〇円以上とせよ、澱粉業者は農協だけでなく全農民に還元せよ。

㈢　農協労働者、澱粉工場労働者の賃金引上げ、組合運動の自由を認めよ。

㈣　農協は澱粉協会から脱退せよ。

㈤　貿易自由化反対、コンスターチ製造を即時中止せよ。

全日農は県下六地区に実行委員会を設け、農民と労働者に向けチラシ・ビラ・宣伝カーなどにより宣伝活動を開始した。そして一〇月五日、二一市町村から代表三〇〇名が集まり、県農民大会が開かれ甘藷価格追加払いと六五年産価格要求を決議、全国の甘藷・キビ作農民との共同闘争を決定した。大会のあと、農民は県知事・農協経済連に集団交渉をおこない、ついで耕耘機を先頭にデモ行進した。

実行委員会はその後、県澱粉協会の価格協定を粉砕するため「価格協定即時中止」「経済連の澱粉協会からの即時脱退」を要求、数回にわたり団交をした。ついに県経済連は一〇月一六日、協定価格四六五円（五〇キロ）を四七〇円に値上げすることに同意した。これに勇気づけられ他市町村でも単位農協で一俵四七〇円から五〇〇円に値上げするところがで、協会の価格協定は実質的に破棄された。この結果、甘藷価格は平均三九円（三・七五キロ）となり、他県にくらべ三円～五円の上値となった。

この甘藷価格闘争展開のなかで、六二年二月、全日農宮崎県連合会が結成された。八月一〇日、同県連は「出かせぎしなくとも食える甘藷価格貫当り五〇円以上の実現、真の価格保証制度の確立」をスローガンにかかげて本格的闘争にはいった。同県連はまた鹿児島・熊本・長崎など諸県に共闘組織の結成を呼びかけていたが、八月二九日、熊本労働会館で「甘藷対策九州地方共闘会議」が結成された。南九州甘藷作農民はこの組織のもとで宣伝活動にはいった。九月二七日には全日農宮崎県連はじめ南九州各県連代表が五〇円（三・七五キロ）以上の価格要求をもって対政府交渉にはいった。これより先、九月一七日、「宮崎県中部農民大会」の開催につづいて一〇月一日、都城市で「県南地区農民大会」、一〇月八日、宮崎市で「ひきあう甘藷価格要求・農業危機突破全県農民総決起集会」が開かれ、運動気運をもりあげた。

千葉県でも「東総甘藷対策協議会」（六四年発足）と全日農千葉県連を中心に、六六年産甘藷価格運動が胎動した。東総協議会は各町村単位に協議会の組織をすすめ、座談会や署名運動、対政府交渉をおこなった。

## 4　土地取上げ反対運動

### 富里・八街の反対闘争

一九六五年六月「新国際空港公団法」制定、一一月一八日、千葉県富里・八街地区（二三〇〇ヘクタール、農家三〇〇〇戸）を空港予定地として閣議決定。この前後から富里・八街の農民は反及ぶ陳情を関係当局に対しつづけた。一山武・芝山などの農民を結集して「新国くられ、閣議決定の前日には一五〇〇人邸や農林・大蔵・建設・運輸各省に押し事とも連日交渉をつづけ、反対署名運動（五三五五人）のサインを集めた。富里村議会も空港反対決議をおこなった。同月説明会には、冒頭に同盟側が「交渉の余げた。

六六年一月九日、二市一二町村の農民や労働者約五〇〇〇名が「新年新空港反対総決起大会」を開き、デモ行進ののち、政府・自民党に抗議した。二月七日には千葉市・千葉公園グラウンドに三〇〇〇名の農民が集合し、抗議集会の後、県庁に抗議デモ、この時は警官二〇〇〇名の防壁を一部農民が突破して県庁に乱入した。三月一六日、三名の地元農民が建造物不法侵入で警察に逮捕された。反対同盟員五〇〇名は千葉中央署に釈放を要求して押しかけ、一名は即日、翌日には全員が釈放された。一七日には富里体育館で「不当弾圧反対集会」が開かれた。

### 空港設置案撤回さる

三月六日、空港予定地に「団結小屋」がつくられ、総決起集会に一〇〇〇名集合。二三日「新国際空港即時粉砕・佐藤内閣抗議総決起大会」。五月二九日「新空港即時撤回総決起大会」。当局側はこれに対し富里の一部農民を切りくずし、「新空港設置同盟」がつくられたが、反対運動は強烈広範につづけられ、他方、このこ

ろ同地区が地質上不適当との見解が政府部内に生じ、ついに六月二二日、政府は設置を断念し計画取消しを決定した。

富里・八街地区の空港設置反対運動の成功の背後には、反対同盟を中心に、部落ぐるみの二〇〇〇名動員、三〇〇〇名動員と大衆動員がくりかえされたこと、その背後には全日農千葉県連・労組ほか民主団体などが〔国際空港設置反対共闘会議〕を結成し、宣伝・資金カンパ・砂川基地調査などの活動をくりひろげたことを見逃しえない。また東京・千葉などから数千名の援農部隊がくりこんだことも反対同盟を力づけた。次の一節は反対運動の中から生まれたもので、現地の立札やのぼりに記されていたものである（「農民新聞」六六年四月五日号）。

金は一時土地は末代／土に勝る宝なし／土に生るが我が命／俺等の郷土は日本一／孫子にゆずらにや　先祖にすまぬ／どの手で来てもハンコは押さぬ／決定なんかクソくらえ／俺が負ければ同志の恥だ／そうだろうともくじけるもんか／一致団結必勝だ

### 三里塚・芝山（成田空港）反対闘争

政府は富里・八街の空港を断念すると七月四日、千葉県成田市の周辺にある三里塚（対象農家一五〇〇戸）・芝山（一〇〇〇戸）地区を新たに新空港予定地に決定した。すでに六月中に地元では反対同盟が結成され、同月三〇日、芝山農協は「空港設置粉砕組合員大会」を開き、組織的な反対運動を開始した。七月四日の予定地閣議決定の報をいれて、地元の成田・芝山・多古・八街・富里などの関係農民約一〇〇〇人は県知事・県議会・自民党県連に抗議文を送った。

七月一〇日、さらに地元関係農民三〇〇〇人は婦人子供を交えて、むしろ旗を立て三里塚公園広場で「三里塚新国際空港閣議決定粉砕総決起大会」を開き、大会後デモ行進した。その後各地区で反対の活動があり、一〇月二日には四五〇〇余名の農民や労働者・市民が「総決起大会」に集まり、「農地を守り、周辺住民の生活を守る」「千葉のド真中に戦争への基地は許せない」などの合言葉を叫び、反対運動をもりあげた。

全日農本部は一〇月五日、反対支援運動の一環として空港予定地の「一坪買い運動」開始を決定した（一二月末までに全日農の栃木・奈良・大阪など八府県連が申しこんだ）。また一二月二日の全日農第九回大会では大阪空港拡張反対と成田空港反対を決議した。

六七年にはいり、空港公団は用地買収の準備を始めたが、地元農民の激しい反対をうけている。成田空港設置反対同盟の加盟農民一三五九人は、住民多数の反対にかかわらず空港設置の告示をした政府の措置は違法であるとして行政訴訟を提起した。

### 高遊原空港反対闘争

一九六六年七月、熊本県知事は益城町・大津町・西原村・菊陽村にまたがる高遊原台地（収用予定地一五一ヘクタール、農家三六〇戸）に空港を建設すると発表した。七月一八日、益城町小谷の農民三〇名は絶対反対のむね県当局に申し入れ、また「反対期成会」をつくった。同月二一日、大津町の農民三〇〇名も同様の申し入れをおこなった。二五日には大津町の農民代表一〇〇名を中心に〔高遊原空港絶対反対闘争協議会〕が結成された。

八月五日、関係町村農民約一〇〇〇名は知事と交渉し、条件案拒否、絶対反対の態度を貫ぬき、話し合いは決裂した。一〇月一四日、県の立入測量を前に、台地中央にある阿蘇大明神の境内に関係

農民たちは決起集会を開き、実力阻止を決議し、ヤグラを四カ所に立て、反対闘争をつづけている。なおこの運動は、前記富里や三里塚の場合と違い、社共両党・労組・民主団体などの支援は受けていないといわれる（詳細は「労働・農民運動」六六年一二月号参照）。

### 大阪国際空港拡張反対闘争

一九六二年、九七ヘクタールの空港拡張事業が認定されて以来反対運動をつづけてきた関係農民は、六六年三月、大阪土地収用委員会が強制収用の裁決を下したのを契機にいっそう猛反対の運動に立ちあがった。地元の豊中市勝部の農民は、農業と農民生活が破壊される、用地買収の方法が不当で非民主的だなどの理由で反対したのであるが、六六年七月に農民組合（二七名）を結成、全日農大阪府連の応援をうけてたたかいを進めた。一〇月一九日、団結小屋開き、一一月六日、全日農大阪府連および同勝部支部共催の「大阪空港拡張反対・代執行阻止決起大会」に一六〇〇名の労働者農民が集合、散会後、参加者は耕耘機とムシロ旗のデモ行進。さらに一二月一三日の「公害対策確立・拡張と土地取上げ反対・代執行阻止決起大会」には全日農・社共両党・総評などとも支援参加、一三〇〇名の集会となった。

しかし同月二一日、勝部の組合員と全日農大阪府連組合員は府知事・豊中市長らと会見、航空騒音の規制、空港公害対策機関の設置など数条件を当局側に認めさせた上で、土地収用を認めた。この運動は最終的には条件闘争となり、今後は妥結条件の履行実現の運動をつづけることになった。

### 東北縦貫道路建設反対闘争

一九六六年八月八日、福島県当局は一六市町村にわたる一一三キロの道路予定路線を発表した。福島市と二本松市を中心に関係農民は各地区に反対期成同盟や対策会議をつくったが、各地区の事情に応じて、路線変更要求・高額補償要求あるいは道路建設反対などその要求は多様であった。しかし九月二八日には各地区から四〇〇名の農民代表が集まり「県北地区東北自動車道路対策連絡会議」が結成され、運動統一の第一歩をふみ出した。

県北連絡会議は県知事と福島市長に抗議文を発し、一方、座談会や研究会による啓蒙活動や三里塚・名神中央道反対運動への調査団派遣などをおこなった。県当局は関係市町村に「促進協議会」をつくり、買収準備をすすめた。一二月一七日、関係農民約一〇〇〇名は福島市教育会館に「東北縦貫自動車道路建設計画反対福島県民総決起大会」を開催、農地の強制取上げ反対を確認決議し、県知事に抗議文を手交し、市内をデモ行進した。六七年にはいっても反対運動はつづいている。

### 吉井川河川敷ゴルフ場反対闘争

一九六六年三月二九日、岡山観光開発事業団は岡山市郊外の福岡河原河川敷二四万平方メートルをゴルフ場建設用地として占用する許可を県当局より受けた。当該土地は長船町の農民一三〇名が早くから農地として使用していたものである。

事業団は農民に「不法耕作だ」「ゴルフ場建設を妨害する者は告訴する」などと威圧する一方、一〇アール当り二万円の補償金を支払うと通告してきたが、農民たちは擁護同盟をつくり団結して土地取上げに反対した。事業団はこれを無視して工事に着手したが、八〇名の農民は現場でこれを阻止した。事業団は補償費をつり上げた。同盟内の多数はこの新提案をのみ、組織は分解した。しかし五

名の農民は絶対反対をとなえ、対象地に団結小屋をつくり、土地立入禁止の仮処分を申請してたたかった。六七年にはこのたたかいに結集した農民七一名が長船町農民組合を結成した（「労働・農民運動」、六七年六月号による）。

### 鹿島開発計画反対運動

茨城県鹿島町を中心に臨海工業地帯を建設しようという「鹿島開発計画」は、一九六一年いらい政府・県当局の手によって準備がすすめられてきた。六六年一一月に発表された進出予定企業名をみると次の通りである。三菱油化（エチレン年産四五万トン）とその系列石油精製所、住友化学・住友石油などによる石油化学コンビナートの建設、住友金属による鉄鋼一貫生産体制の大製鉄所（年産八〇〇万トン）、東京電力の火力発電所（六〇万キロワット四基）、その他旭硝子・武田薬品・倉敷レーヨン・旭電化・小野田セメント・全購連飼料工場など多数の大企業が立地計画を立てている。開発計画総面積は三九六〇万平方メートルで、計画が完成すると日本有数の重化学工業センターになる。

開発計画が発表された六一年当時から建設予定地の地元住民の間に公害発生をおそれる気持、また農民に土地取上げ反対の気運があり、鹿島町の黒沢義次郎町長を中心に〔鹿島愛町計画運動〕が発足した。愛町計画運動は土地買収反対の署名運動、座談会やニュースの発行による啓蒙宣伝活動あるいは四日市コンビナート視察団の派遣による公害調査など地道な活動をつづけた。県の計画では農地の四〇%を買収することになっていたが、反対運動によって用地買収は進展せず、県当局はこれに対し予定地を「市街地開発区域」に指定しようとした。黒沢町長は町長専決処分をもってこれを拒否し土地買収をストップさせ、他方、町独自の開発計画を立てて地域住民の利益を中心とした「愛町計画基本要綱」を作成、一九六五年、岩上県知事との間に「確認書」を取りかわし、愛町計画要綱の一部を承認させることに成功した。

一九六六年、黒沢町長は前町長選挙における違反事件が裁判の結果有罪となって辞任、これに代った長野町長も愛町計画運動を支持し、六六年末現在で用地買収計画は全体の五五%にしか達しなかった。

一方、鹿島開発計画の一部をなす港湾建設は着々とすすめられ、一九六八年には完成すると運輸省当局より発表された。県当局は用地買収を進展させるため、六六年一一月、再び予定地域を「都市開発区域」（旧市街地開発区域）に指定し、土地収用法を適用して強制買収の途を開こうとした。愛町計画運動本部は一一月一七日、緊急常任委員会を開き、「独占の鹿島開発を阻止し、住民要求を貫徹するため」指定に反対してたたかい、全町民の反対署名運動を始めることを決定した。また県当局が用地買収の停滞を破るため計画した土地改良工事（土地改良法適用）に対しても、土地改良区準備委員会に対決する対策協議会を設置し、準備委員会の解散を要求して活動を開始した。その他、愛町計画運動の恒常組織となっている農業対策委員会・公害対策委員会・就業雇用対策委員会・鹿島線建設反対期成同盟・工業用水道建設反対期成同盟などの諸組織をあげて、独占資本の鹿島開発に対決し、農地買収反対の闘争をつづけている。しかし進出を予定している企業側も買収ずみ用地に建設をすすめており、用地問題の全面的解決が要請されている。

県当局は愛町計画運動の要請をいれて、六六年一一月、進出予定

の企業名を始めて公表し、また六七年七月より公害防止条令を施行すると言明した。これらは反対運動の成果であるが、買収地価（坪五〇〇円～七〇〇円）も当初計画の三倍にするといわれており、六七年から六八年にかけて、鹿島開発反対闘争は一つのヤマ場をむかえるものと予測される（「統一」、一九六六年一二月五日号および六七年一月一六日号）。

## 5　農村労働組合の活動

### 農村労組結成大会

一九六五年三月六、七両日、東京・教育会館で農村労働組合全国連合会（農村労連）の結成大会が開かれた。これまで、農村の人夫・日雇・兼業労働者・出稼ぎ農民などを組織した農村労働組合は全国各地につくられ、それら地域組織の連絡機関として農村労働組合中央連絡会議が設置され、六四年八月から機関紙「農村労働者」を発行してきた。大会第一日は規約を採択、第二日は運動方針の審議決定をおこなった。採択された運動方針によると、当面の要求、運動の基本方向、組織活動（要旨）は次のようである。

【当面の要求】 (一)安心して生活できる賃金を保障せよ。(二)地元で働ける仕事をよこせ。(三)出かせぎしなくてもくらせる農政を。(四)労働法規を完全に適用し、労働者としての基本的諸権利を保障せよ。(五)徹底した社会保障制度を確立せよ。(六)出かせぎの留守家族の生活と権利を保障せよ。(七)農民を首切る「農業構造改善」事業、貿易・為替の「自由化」反対、日本農業をまもれ。(八)独立をかちとり平和と民主主義を確立せよ。

【運動の基本的な方向】 農作業賃金引上げ、生活保護の獲得、出かせぎ支度金の獲得などに取りくみながら、一面では、失業保険打切り反対、最低賃金制の獲得、出かせぎ対策要求等をかかげ、労働組合・農民組合等と手をむすんでたたかう。闘争の相手は、事業主・部落反動勢力・農協・自治体および根本的には政府である。組織の強化拡大が当面重要である。

【組織と組織活動】 組織の対象は「農村、山村、漁村に生活の根拠をもち、土方、人夫、日やとい、出かせぎ、農業、山林、漁業労働などの賃仕事に働いている人たち、臨時やとい、通勤労働者など、農村のなかで小さい工場や、商店などにやとわれている人たち、そしてこれらの家族の人たち」――これらを地元の農村または農村内の職場で労働者としての要求を中心に組織する。農村労組は「農民組合が農業経営を守り発展させるための農民的要求を中心に組織されたことと区別され」る「多様な職種の労働者の組織体」である。多くの場合、居住地域または農村の職場を基礎として組合がつくられ、また零細土地を持つ貧農が組織されているのが特徴である。また組織対象の性質上、全日自労・全林野・全建労と組織上の重複が生ずることがありうるとしている。

さて大会における農村労連の発表によれば、参加組合は二〇〇、組織人員は二万である。大会で選出された役員は、中央執行委員長大塚辰紀（長野）、副中央執行委員長平野庄司、書記長佐藤幸夫などである。大会後、農村労連は七月一〇日から全国九カ所で地方活動者会議を開き、闘争の経験を交換し、組織拡大について討議をおこなった。さらに八月三、四の両日、東京で第一回中央委員会が開かれ、「たたかいの総括と当面の運動について」を採択、決定した、また(一)地元で仕事と食える賃金をよこせ、公共事業をおこしその賃金単価をあげよ、(二)出かせぎ労働者の賃金をあげ、労働条件を改善し、留守家族をまもれ、(三)失業保険の打切り反対、適用をひろげ、日雇健康保険を適用せよ、の三つの統一要求で運動することをきめ

た。農村労連結成後、和歌山・広島・埼玉・岐阜・兵庫などに新たに県連ができ、第一回中央委員会当時の組織は、県連はじめ県段階組織は二一、と報告された（機関紙「農村労働者」六五年八月一五日号）。

## 第二回大会

農村労連第二回定期大会は六六年四月二、三の両日東京・山楽会館で一二二名の代議員出席のもとに開かれた。袴田共産党幹部会員・近藤全日自労書記長らのあいさつのあと、佐藤書記長の活動報告、六六年度運動方針案の説明がなされ、審議がおこなわれた。第二日目は運動方針・規約改正などを決定したが、当日の報告によれば組合員現勢は九一四〇名である（「農村労働者」一九六六年四月一五日号）。また新役員は大塚辰紀中執委員長（長野）、大島一彦副中執委員長（京都）、佐藤幸夫書記長（山形）などである。六六年度運動方針は当面の要求として次の七項をかかげている。

【当面の要求】 (一)地元で働ける仕事よこせ。(二)安心して食える賃金を保障せよ。(三)労働者としての基本的権利を保障し、労基法を完全に適用させよ。(四)すべての仲間の生活を守り社会保障制度を確立せよ。(五)村、部落を民主化しボス政治をなくせ。(六)農村労働者、貧農に土地をあたえよ。(七)独立、民主主義、平和など全人民の政治的共同の要求。

## 大会後の活動

福島・猪苗代農村労組東条班は事業主と交渉、土方賃金（男六五〇円、女五五〇円）を四月から一〇〇円値上げさせた。同じ猪苗代労組貝弥班は男子八〇〇円の賃金を一〇〇〇円に、女子六〇〇円を八〇〇円に引き上げることに成功した。高知県農村労組は全日自労高知支部と共同で、土建事業の日雇労働者に対し日雇労働者健康保険の擬制適用を認めるように、と県当局と交渉し、七月二〇日ついにその要求を貫徹した。宮城県伊具農村労組は田植え労賃を実働一〇時間で一一〇〇円にせよと雇主に要求、二食付一〇〇〇円をかちとった。長野県飯山市の瑞穂農村労組（組合員二〇名）は七月、千曲川護岸工事の仕事と日当について事業主と交渉、男一〇〇〇円、女七〇〇円に値上げさせた。新潟県六日町農村労組（組合員一二〇人）は六五年末一〇〇万円余の賃金未払いをだした山田建設とねばり強く交渉、八月二二日全額支払わせた。新潟県能生町の農村労組は六五年一〇月、事業主の高島建設と交渉、土工日当一一〇〇円を一二五〇円に引き上げることに成功した。秋田県羽後町労組は一一月、出かせぎ支度金の要求を町当局に出し、一人五〇〇〇円の支度金二七人分の融資をかちとり、また二〇〇人分の道路工事の仕事を当局に約束させた。

【資料】 農村労働組合の運動方針、大会の経過、活動状況などについては、機関紙「農村労働者」（月二回刊）、雑誌「労働・農民運動」特にその六六年九月号（農村労組特集）および河合悦三「農村労働組合について」（全日農機関誌「農民運動資料」、一九六五年三月号）などを参照。

# 3　農民団体

## 1　全日本農民組合連合会

### 第八回大会

全日農は一九六五年一二月三・四両日、東京・文京区民会議室で第八回定期大会を開催した。第一日、大会は議長団を選出、六五年一〇月逝去した故久保田豊全日農顧問に黙禱をささげたのち、一般活動報告、会計報告などをきき、これを承認した。ついで活動方針と予算案の審議にうつり、つぎに千葉県連提出の「新国際空港設置反対に関する決議案」ほか五議案を審議した。第二日には「農業共同化に関する報告」（山形県連）があり、第一日に提出された諸議案をいずれも原案どおり可決・採択し、役員選出と大会宣言発表があって閉会した。

大会で採択された「一九六六年度運動方針」は、まず全日農一カ年の「運動の成果と欠陥」をのべているが、とくに欠陥の摘出に力点がおかれているのが特徴である。最近の全日農の運動でもっとも重要なものは米価闘争であると指摘し、――

米価闘争では、さいきんいろいろ特徴のある発展があらわれているが、地域々々の取り組みというのもその一つであって、山形県・福島県・静岡県・岐阜県・宮崎県その他で地域ごとに農民組合の指導によって大衆がたたかいに結集する姿がひろがってきている。また、福島県で農村青年が米価闘争をつうじて結集し、米価闘争の大切な担い手となりつつあるという特徴、さらに一九六四年から福井県の運動がそれまでの沈滞を破って活動力を取り戻しはじめたのは、米の検査・出荷のたたかいを一つの主要なたたかいとして設定し、これを毎年くり返しネバリ強く、恒常的にたたかいつづけた、ということにみられる特徴などである。

「方針」はまた、米価運動の規模と質における発展を評価し、特に低米価に抗議する出荷延期闘争の意義を重視している。つぎに出稼ぎ農民のたたかいについては、一九六五年二月におこなわれた「出稼ぎ者全国総決起大会」の成功を指摘し、秋田・新潟・山形など数県において出稼ぎ農民の組織化や賃金不払いに対する闘争など全日農にとって始めての仕事に取り組み成功したが、まだ全体としては大きく立ち遅れている、とのべ、さらに「革新政党に所属する全日農活動家の一部に、二月の出稼ぎ者大会の成功のために奮闘するよりは別の面での賃労働兼業農民のための運動に主要な力を注いで、このたたかいにおける全日農への結集をなおざりにしたのではないか、と見受けられた動きがあったのはきわめて残念である」とのべているのは注目をひく。

### 組織状況

右の「方針」のなかでのべられている全日農の組織状況によると、「客観情勢の進展にくらべてわれわれの組織活動の立ち遅れはひじょうにはなはだしい」として、次の点を指摘している、――

「この一年間の経過のなかで、ほとんど、あるいは全く、看板だけの連

合会になってしまったところが、きわめて残念であるが、いくつかある…これにたいして、この一年間において県連合会が再建されたところはなかった。看板連合会はいぜんとして看板連合会であり、ねむりつづけている連合会はやはりねむりつづけていた。ひどい場合には、全日農本部からの郵便物が配達先不明で戻ってきたりする」

これらの組織上の欠陥を克服するため、青年対策部が「青年活動家研究集会」を開催し、青年活動家を全日農に結集する試みがなされたことをのべている。

（注）なお大会で執行部の報告した「一般活動報告」によると、この一年間に組合員の増加した県連について次のようにのべられている。すなわち、宮城県連は組合費を負担する組合員数八四〇名が一二〇〇名に、岩手県連は二四〇名が一〇〇〇名に、岡山県連は七二〇名が一五四〇名に、それぞれ増加、大分県連では再登録の結果一二〇〇名が五二〇名に減少した、と。

つぎに「運動方針」は「指導の状態と欠陥」について、米価闘争における一万二〇〇〇人中央動員という成果を実現しながら、「出荷延期のたたかいを全組織に向けて提起し、全組織がこのたたかいに結集することを目的にして中央委員会を開催した。しかし中央委員の出席は定足に足らず、中央役員の出席もきわめて、悪かった」と驚くべき事実を明らかにしている。中央役員の責任意識の欠如、中央常任委員会の出席率も悪いこと――「実際には、中央常任委員会全体としてこの一年間の状態を卒直にみるならば、指導分担の責任は忘れ去られ、運動の必要性に密着した集団指導の責任と揺るぎない指導的団結にもとづく機関運営と執行活動はほとんどなされなかった……」。また同時に、地方各級組織の活動状況も決して満足なものでなく、積極的な指導活動への民主集中的な参加という点で大きな欠陥のあったことをも認めているが、これらの欠陥は、農民組合活動のなかで成長した活動家がやがてその所属政党の活動に専従するようになって組合活動から引きぬかれることと大いに関係がある、とものべている。

### 組織の対象

また「農政と農民の動向」のなかで、全日農の主たる組織の対象は「下層の専業農民および第一種兼業農民」であると規定している。すなわち――

零細な大多数の農家は、いまなお零細な農地と経営から離れることができず、それを抱きかかえたまま、性別や家族の座位にかかわりなく在宅通勤・季節出稼ぎなどさまざまな形で賃労働への兼業を深め、それによって労働者的要素をますます強めながら、一方では、農業経営を維持・向上させる有利な条件を実現しようとしてさまざまな要求につき動かされ、他方では、賃労働をつうじて賃金その他労働条件に対する要求意識を強め、総じて、このような要求関係をつうじて独占資本の収奪・自民党政府の農業基本法体制に反対してたたかわざるを得なくされている。この階層の農民は、およそ下層の専業農民および第一種兼業農民であって、全体としての農民の利害関係は、独占資本と農民との収奪関係によって基本的には決定されるが、農業基本法体制・貿易自由化・高度成長の独占支配体制のもとでさいきんの農業・農民の状態からみると、独占資本との利害対抗関係の中心に立つのは、いま指摘した階層の農民である。」（傍点は引用者による）。

「運動方針」はこれについで「運動の基本方向」「たたかいの進め方」「組織のひきしめ・拡大と財政の確立」についてのべているが省略する（「運動方針」全文は「農民運動資料」六六年一月号にかかげられている）。

【一九六六年度役員（第八回大会選出）】

会長　八百板正、副会長　日野吉夫、亀田得治、書記長　石田宥全、財務委員長　実川清之、統制委員長

鈴木吉治郎。

中央常任委員　川俣清音、栗林三郎、鈴木清(以上秋田)、阿部昭吾、福島せい(以上山形)、渡部行雄(福島)、武藤山治(栃木)、栗原俊夫、東海林稔(以上群馬)、高田富之(埼玉)、下山田虎之介(茨城)、加蔵包男(千葉)、下坂正英(東京)、河合悦三(山梨)、中原嘉之吉、平等文成、渡辺直樹(以上長野)、夏川信一、一瓶田之助(以上新潟)、斎木重一(福井)、梅原昭(大阪)、足鹿覚(鳥取)、湯山勇(愛媛)、中村迪、高野啓吾(以上中央)

会計監査　佐々木庸(福島)、阿部助哉(新潟)、萩原貞一(富山)

統制委員　上田郁雄(山形)、木皿森二(宮城)、田村勘次(群馬)、大内清義(茨城)、臼田潔(長野)、荒木幸雄(新潟)、矢後嘉蔵(富山)、田中積(大分)、小川洵(福岡)

顧問　野溝勝、清沢俊英、三宅正一、永井健、黒田寿男、上林与市郎

## 第九回大会

一九六六年一二月一、二両日、東京・全逓会館で全日農第九回定期全国大会が開催された。大会は一九六七年度運動方針案はじめ地方提出の各議案を審議決定した。採択された「運動方針」の内容は、第一、この一年の運動の成果と欠陥、第二、農政と農民の動向、第三、運動の方向、第四、たたかいの進めかた、第五、組織の拡大と財政の確立、第六、機関紙・誌の維持と拡大となっており、その構成や課題の提起の仕方などにおいてこれまでの運動方針と相当のちがいがある。

まず「運動の成果」については、㈠米価闘争はこれまで以上に全国的規模でたたかわれた、㈡重税反対闘争が各地でとりくまれるようになった、㈢葉たばこ価格闘争にとりくむ地域がひろがった、㈣甘藷価格闘争・国際空港反対闘争など新しいたたかいが起こった、㈤出稼ぎ農民の組織と運動がひろがり、六六年二月には第二回出稼ぎ農民全国大会が、三月には大阪で西日本始めての出稼ぎ農民大会が開かれた、などをあげている。また、最近のたたかいの特徴の一つとして、地域住民に有利な力関係のもとで大衆の要求がかちとられる地域闘争態勢がつくられてきたことを指摘し、これらの成果は全日農の基本的運動方針が正しかったからである、とのべている。つぎに「欠陥」については、「六六年度運動方針」がきわめて具体的に痛烈に中央指導体制と地方組織の弱体ぶりを指摘したのにくらべると、それほど詳細でも痛烈でもない。次に「方針」のうち、「第三、運動の方向」をかかげる(「運動方針」全文は「農民運動資料」一九六六年一二月号にのせられている)。

【運動の方向(一九六七年度運動方針)】　全日農は、農民の諸要求を農民の民主的大衆的な団結の力と組織に依拠してたたかい取り、農民の社会的経済的地位を高めていくための自主的な大衆組織であって、全日農のこのたたかいは、労働者の階級的団結と固く結びついて、農民の当面の諸要求を実行する政府の実現をめざす諸勢力の統一と結集をはかることを目ざして進んでいくものである。

これは、全日農の従来の運動の基本方向であり、また、これからの運動の基本方向でもある。

この運動の基本方向を常に堅持しながら、われわれは、つぎの「当面の要求」を集団の力で実現させるためにたたかっていくのであるが、そのさい、われわれは、専業下層および第一種兼業の農民層を運動の基本勢力とし、協力できる上層の農民とは手をつなぎ、独占資本の手先・農村の自民党勢力・反動旧地主およびボスなどとたたかってかれらを孤立させていき、他方では、労働者階級を先頭とする勤労大衆の民主的なたたかいと農民運動とを結びつけて全勤労大衆の統一戦線の強化と発展のために奮闘する。また、このようなたたかいのなかで、農民の経済的要求が持たざるをえない政治的性格をつねに導き出し、発展させることや、資本主義のもとでは小経営は没落の運命をになわされていることを農民大衆に明らかにしていくなどを怠ってはならない。

## 一、当面の要求

これらの当面の要求は、農業と農民をとりまく情勢のもとで、アメリカに従属した独占資本とその自民党政府と対決し、農民に対する支配と収奪に反対し、農民の社会的経済的地位を向上させるためのたたかいのなかで掘りおこされ、集約されたものであって、全日農の階級的な農民運動に結集した当面の戦闘的な農民要求があますところなく示されているとともに、全日農の性格を明確に示しているものである。町村・部落での日常のたたかいにおいては、それぞれの地域の独自の農民要求をこれらの諸要求に適切に結びつけ、あるいは、これらの諸要求を地域における農民の独自的要求にまで深め、具体化するなどして、要求の全国的な結合と、たたかいの全国的連帯をいっそう強め、発展させていくようにする。

### 1　農業と農民の基本的利益を守り高めるために

(1)　アメリカの資本・余剰農産物の輸入反対。農業基本法を撤回し、農業構造改善事業をただちにとりやめ、日本農業の自主的発展のための保護政策を確立すること。

(2)　農民がだれにも支配されず、営農改善・所得増大のために自主的要求にもとづいてつくる計画に積極的な援助をおこない、とくに零細農民の農民的な共同化を助成すること。

(3)　独占資本の買叩き、独占価格のおしつけをやめさせ、売る物買う物の取り引きで農民の権利と利益が保障される政策を確立すること。

### 2　農業生産基盤を整備し、所得を増大させるために

(1)　大規模土地改良・基盤整備を国の負担で、農民の十分な納得と民主的な管理のもとでおこなうこと。改良後の施設は農民の管理のもとにおき、維持管理費は国または地方自治体の負担によって減免すること。

(2)　全額国庫負担による治山・治水・災害復旧を早期に実施すること。水資源開発・利用を大資本の意のままにするやり方をとりやめ、農業水利の拡充、確保とその民主的な管理を保障すること。

(3)　独占資本をもうけさせ、農民の土地と水を取り上げる「地域」・「観光」・「道路」開発反対。もし強行した場合は、土地、水、諸施設に加えられた損害は完全に補償し、復旧すること。公害の排除、補償の完全実施。

(4)　農民をギセイにしない国費による開墾・干拓・総合開発の促進。都市建設・工場誘致にあたっては、住民の十分な納得と所得向上の確実な保障のもとにおこなうこと。

(5)　土地改良が速かに完遂できるようにし、農民の負担を軽減すること。農民のおこなう小規模土地改良に十分な補助をあたえること。

(6)　大農機具・家畜その他の生産施設の導入のために資金その他の援助をすること。とくに一人では導入できない零細農が共同で手に入れるのを援助すること。

(7)　長期すえおき、低利で長期償還の生産資金の融通と、債務保証・利子補給を充実すること。

(8)　自作農維持創設資金のワクを大きくひろげ、とくに生活維持資金を借りやすくすること。

(9)　農協系統資金の資本家への融資をやめ、すべての農民に差別をつけないで積極的に融資し、とくに零細農の営農改善に貸し付けるよう国で援助すること。

(10)　国による災害の早期復旧と予防措置の完備、被災農民に対する長期・無利子・無担保による融資と農家負債の整理。国による損失補償をひろげること。

(11)　農民の営農改善、技術向上のための指導および施設を充実させ、とくに、零細農に技術援助や共同化の指導をあたえること。

(12)　地方自治体は農業予算を増やし、地域農民の経営と生活を向上させるように使うこと。

### 3　土地についての農民の権利と利益をひろげるために

(1)　旧地主補償反対。解放農地の旧地主先買権・転用税絶対反対。

(2)　土地の耕作関係を改善するため、小作地は小作地所有農民の納得できる価格で国が買い上げ、適正な価格でその小作者に売り渡すこと。小作料の値上げ、ヤミ小作料反対。

(3)　零細農民が農民的共同化をおこなう場合には、農地法の規定にかかわらず一切の制限をとり除くこと。共同化のための土地取得に長期・低利

の融資をおこなうこと。農地法改悪・農地管理事業団反対。請負耕作制度反対。

(4)　林業「構造改善事業」反対。国有、公有および大山林地主所有の開墾適地や採草放牧適地を解放し、農民の民主的な管理と使用にまかせ、自給飼料の増産、零細農の入植・増反・共同経営を援助すること。

(5)　「入会林野近代化」、「国有林の公社化」政策反対。国有・公有に編入されたすべての入会林野を農民に返還すること。

(6)　軍用地を農民に返すこと。公共事業といえども不当な農地の取り上げ反対、損害の完全補償。公共用地取得特別措置法を即時廃止すること。

4　農畜産物価の保障と安定をはかるため現行食糧管理制度を堅持すること。

(1)　主要食糧の生産ならびに消費生活の安定をはかるため現行食糧管理制度を堅持すること。

(2)　米価は、生産費をつぐない、農民に労働者なみの賃金を補償するよう決定すること。「指数化方式」の撤回。時期別格差は整理・圧縮しないで基本価格におりこむこと。予約減税廃止反対。

政府米価決定後、物価・賃金が上昇した場合、または不作の場合には、価格の追加払いをおこなう制度を確立すること。等級、包装の検査には農民が立ち合い、その要求をいれること。余マスの完全廃止。

(3)　麦の管理は、麦作農民の自家労賃を保障することを目途とした価格決定を中心に、現行どおりとし、やむを得ず麦作の転換をおこなおうとする農民に対しては十分な指導と援助をあたえ転換前より不利にならない保障をあたえること。

(4)　消費者米価の値上げ反対。「スライド制」反対。米麦の二重価格については、軍事費を削り、大金持ちの税金を増やして国の財政負担によってまかなうこと。

(5)　あらゆる重要農産物を生産費と労賃をつぐなう価格で保障すること。そのため現在の不十分な農畜産物価格安定法でなく、地方自治体も価格の保障に責任をもつ制度を確立すること。青果物の価格安定、損失補償の制度を国および地方自治体の責任ですること。

(6)　共同出荷・共同販売等を資金その他で保護奨励し、中央卸売市場など公営市場を民主的管理のもとにおくなど、流通機構に対する民主的管理制度をつくることを法的に保障すること。中間利潤の排除。独占資本本位の農産物の「加工」・流通機構の「近代化」反対。

（以下、5生産資材の価格を引き下げるために、6農民の税金を合理的に安くするために、7仕事と賃金を保障し、社会保障制度を拡充するために、8農業災害補償制度の根本的改正について、9物価引下げと、教育費の負担を軽くするために、10農協を農民のものにするために、11農村の生活環境を改善するために、12農村民主化のために、13独立と平和と民主主義を守り発展させるために――省略）

## 2　全国農民総連盟

### 第三回代議員総会

全農総連第三回総会は一九六五年三月一六日、東京・農協ビルで開催された。この年の総会は、いわゆる開放経済体制下に貿易の自由化が進展し、日本農業への影響が深刻化しようとする状勢に対処して新しい運動方針を打ちだすことに論議が集中した。つぎに同総会で決まった運動方針をみると、第一に食糧自給度の向上をはかるため一般世論の支持をあつめ、輸入農畜産物の海外依存をやめさせるよう政府に働きかけることを重視している。第二に、米価対策としても食糧自給度向上を基本とした政策の確立を政府に要求する一方、米価のスライド制反対・食管制堅持・要求米価貫徹をはかるとのべている。第三に、一般の農畜産物価格対策としても、「国内農民を圧迫するすべての農畜産物自由化に反対する立場にたち、政府に対し、農業基本法に

公約した諸施策の即時実現を要求する。最後に乳価対策としては、不足払い制に関して次のように要求している。

【乳価不足払い制に関する要求】 (一) 不足払いの財源は、全額を国庫補助金をもってあて、乳製品等畜産物の輸入差益は自給飼料の増産開発など生産振興に使用すること。

(二) 保証価格は牛乳等生産物の生産費と所得をつぐなう価格とし、保証対象は牛乳の場合は市乳、原料乳を含む全取引乳とすること。

(三) 標準取引価格（原料乳）は現行引価格を最低とし、その名称を最低取引価格と改めること。

(四) 不足払い事務代行機関は、一本の農協全国機関とすること。

（運動方針はこのほか、出稼ぎ者保護対策その他についても決定しているが省略）

なお総会は執行体制の強化、組織の充実、財政の確立等について決定し、また中村書記長を全農総連の唯一の候補として来たるべき参議員選挙をたたかうことをきめた。選出された新執行部は次のとおりである。中央委員長　鈴木孝一郎（宮城）、副委員長　小林慧文（三重）、同　早川庄次（滋賀）、書記長　中村吉次郎、顧問　古賀了（中央委員名は略）。

総会後初の第一〇回中央委員会は四月一〇日、農協会館で開かれ、上半期の活動について協議したが、①農民政治力結集、②要求米価の実現、③畜産対策、④農民課税対策、⑤農民組織法の制定と農民団体交渉権の確立提唱その他八項目を決定した。

## 第四回代議員総会

全農総連第四回総会は一九六六年六月四日、東京・農協ビルで開催され、運動方針その他を決定した。運動方針の基調は「独占資本を相手とし、またこれに追従する政治勢力に対して全農民・政治的経済的結成の強化をはかり、農民の戦いを組織的に積みあげ、価格闘争をはじめ農民の日常的諸要求を着実に展開する」ことに置いている。この運動のための基本方針は、――

(一) 海外農畜産物の輸入に対する厳密な規制と食糧自給政策の確立の戦いを進める。

(二) 農業と他産業との生産性の格差と所得の格差をなくし、生産の合理化と生活の向上を可能にする農畜産物の価格と所得政策の確立を図る。

(三) 重化学工業および大都市中心の社会政策を改め、農村に対する社会開発と社会保障政策の確立を図る。

(四) 国の責任で農地の開発造成を拡充するとともに、土地基盤の積極的整備を行わせ、経営規模の拡充と土地基盤の近代化を図る。

(五) 農業生産と農民生活向上のため、農民的規模のもとに農協の各事業を積極化し、農民と農協の結合を強化して、その民主的発展を図る。

つぎに「活動目標」として農業近代化対策・米価対策・産業公害対策・農畜産物流通対策・農協対策等一七項目をあげている。

## 組織活動

一九六六年三月現在で全農総連の加盟組織は二〇道県・二三団体である。この一年間に、福島・茨城・三重・京都・山梨・栃木の三団体が減少した。

総連の特徴的な組織活動としては、地域の組織がその地域特有の農業問題に取り組む責任体制を採ったことで、たとえば北海道は馬鈴薯でん粉価格・ビート価格・乳価対策を受けもち、宮城は高圧電線下補償と地方税対策、長野は中央道建設対策・固定資産税引上げ反対運動等を活動分担として決めている。最後に総連の組織方針であるが、これは従来どおり「農業協同組合の組織的な経済活動と不

即不離の関係にある」として、改めて市町村および部落末端における農民の組織化とその拡大を強調している。

## 3　全国農民同盟

### 第四回全国大会

全農同第四回大会は一九六五年三月一八日、東京・全国町村会館ホールで代議員一七〇名出席のもとに開催された。六四年度活動報告、六五年度運動方針その他の案件を審議承認し、また二月二七日急逝した天田勝正副会長をいたみ吉川副会長の追悼の辞がのべられた。新執行部として稲富会長、吉川・門司副会長、神田書記長以下を決定した。

全農同は五月にはいると組織をあげて米価問題にとりくみ始めた。まず全国農民総連盟および開拓連と全農同は「米価対策農民団体会議」を結成し、七月八日に米価要求全国農民総決起大会を開き二五〇〇余名の代表を集めて気勢をあげた。

その後、全農同は政府の固定資産税に関する取扱いが農民負担を増大させるものとして一二月一〇日、大蔵省その他関係部局に申しいれをおこなった。本年度、全農同の組織上の動きとしては、五月に熊本県連合会が結成されたこと以外に顕著な変化はなかった。

### 第五回全国大会

全農同は一九六六年四月七日、東京・永田町の全国町村会館ホールに代議員一七四名、役員二〇名が出席して第五回全国大会を開催した。岡田敏男、橋本秋明、山下木充の三名が議長となり、稲富会長のあいさつ、西村民社党書記長の祝辞その他があり、報告と議案審議にはいった。

まず神田書記長が六五年度活動報告をおこない質疑応答があった。米価問題の取り組みが不十分だ、固定資産税対策はどうしたのだ、農業相続税軽減運動を強化すべきだなどの意見がだされ、執行部は善処を約束した。なお鈴木財務委員長の報告によれば、「活動費の大部分は役員や国会議員の分担金、あるいは財務委員の特別分担金などで賄われ、連合会からの負担が僅少にすぎると云う状態で、財政の面から見るかぎりでは、これではたして『組織』だと云えるかと云う疑問を持たざるを得ない」（「新農村新聞」第一四四号、六六年四月五・一五日合併号、九頁）状態である。この報告のあと「出稼ぎ農民を地元公共事業に就労させる件」を審議決定した。つぎに六六年度運動方針の審議にはいり、農民的税制の確立、制度金融借入手続きの簡素化、肥料価格引下げ方策等について修正意見が出され、部分的訂正をほどこして原案を承認した。大会で選出された新役員は次のとおり。

会長　稲富稜人、副会長　吉川兼光、門司亮、書記長　神田大作、副書記長　衛藤晏保、財務委員長　鈴木一
中央常任委員　小平忠、外崎千代吉、升谷源太郎、後藤胖、清水鉄三、岡田敏男、北条秀一、伊藤藤雄、河田一、木原正雄、小沢貞考、加藤鐐造、高山恒雄、升本孫一、塚本三郎、田中幾三郎、玉置一徳、栗山礼行、吉田賢一、佐々木良作、内海清、今澄勇、国方好市、中村時雄、今里勝雄

大会後、全農同は開拓連・全農総連と昨年同様「米価要求農民団体会議」を結成し、米価運動をはじめた。七月二日には東京・九段会館に「反農民政策粉砕・米価要求貫徹・全国農民総決起大会」を開き、一俵八四二五円米価実

現を決議、政府ほか関係方面に陳情した。七月八日、政府の米価決定が発表されるや右の三団体は低米価を公定した政府に抗議する声明を発表した。

六六年五月ころから活発化した酪農家と乳業会社間の乳価交渉に全農同も取りくむことをきめた。また五月、仙台で結成された東北出稼人組合連合会（組合員二〇〇〇人と公称）の組織には全農同が積極的に活動した。このほか組織面での動きとしては、八月二七日秋田県農民同盟が結成されたこと、宮城・三重・大阪に連合会結成の準備がすすめられたことなどである。

一九六七年一月の総選挙には全農同は六〇名の民社系候補者を推薦し、三〇名の当選をみた。

## 4　全日本開拓者連盟

### 第二〇回通常総会

全開連は一九六六年四月二三日、東京・農協ビルで第二〇回総会を開いた。運動方針は新振興対策の推進と開拓農業近代化の推進を基本とすると規定し、この新振興対策の完全実施をはかるため〔開拓農業近代化推進本部〕を設置することを決定した。また農林省およびその下部機関に開拓農業近代化推進担当官を置くことを要望している。その他、構造改善事業の積極的導入をはかり、大型農家創設に必要な長期低利資金を要求する等の対策を決めた。なお委員長は戸谷義次を選出した。

一一月九、一〇両日は東京・九段会館で戦後開拓二〇周年記念集会を開き、各種行事のほか記念開拓者大会を開催した。

### 第二一回通常総会

六六年四月二一日、東京・発明会館で開かれ、運動方針や役員等を決定した。委員長・戸谷義次、副委員長・松本勲、常勤常任・菅野敬一らが再選され、新たに有事常勤として田中忠義（前監事）が選ばれ、常任委員の増員がなされた。運動方針では、開拓農家の一戸当り平均負債額四七万円という現実にかんがみ政府の特別配慮を要求するとのべ、ついで政府の開拓政策を批判し、すみやかに誤った政策を是正せよと要望、同時にそれに即応した開拓者組織の体制固めが必要であるとのべている。新振興対策の完全実施要求は前年度の運動方針で規定されたものと同じである。

四月二二日には全開連青年部代表者会議が中央開拓会館で開かれ、六六年度活動目標を決定した。㈠青年開拓者の結集をはかる、㈡全国各地に研修会を開き、営農技術の向上をはかる、を二本の柱とし、ブロック別研修会および中央研修会を決定した（機関紙「開拓情報」六六年五月号）。

### 第二二回通常総会

六七年三月、東京・発明会館で全開連第二二回総会が開かれた。総会は運動方針の策定と執行部の強化を中心に熱心な討議をおこなつた。本総会の中心スローガンは「安易な開拓政策の打切り反対」「開拓負債整理法を即時制定せよ」であった。

六七年度運動方針の要旨は、つぎのとおりである。

農基法制定後六年になるのに農政は行詰り、農業と他産業との格差は一層拡大したと断定、とくに農地政策の空白を指摘、国有林野の解放等積極的施策の上に立って新開拓政策の確立が必要である、とのべている。つい

で開拓政策の推移とその欠陥を指摘したのち、「開拓営農の実態と問題点」をのべている。そして開拓農家を悩ましている最大の重荷として負債の問題をとりあげ、償還金延滞額が年々増加（借入金残高は前年より五三億円増の五七三億円、償還金延滞額は前年より七億増加して七三億円）した事実を認識すべきであるとのべ、主として農業所得に依存せざるを得ない開拓農家の苦境を説明している。そして「安易な開拓政策の打切りによる一般農政移行論に反対し、新振興対策の是正と、開拓農業近代化施策の確立実施を求め、引きつづき開拓施策の強化確立を要求する」という態度を明らかにした。また開拓農協について、――①開拓農協負債の抜本的整理対策②単位開拓農協の強化、必要に応じて生産協同体への移行、③それに伴う金融業務等の一元化、④一県一単協方式等の検討、をあげている。

運動の基本方針としては「安定した自作農」と「地域農業開発の中核的存在」たることを期するとし、次の重点活動方針を列記している。

【重点活動方針】一、開拓負債整理法（仮称）の制定要求、二、新興対策の問題点の解決による完全実施の一挙実現、三、離農対策の円滑実施、四、基盤整備事業の総点検と完全実施、五、北海道、東北等特殊地帯の対策について、六、開拓農協の整備対策、七、開拓農業近代化の推進と開拓融資保証制度の刷新強化、八、昭和四十三年度開拓予算の獲得、九、一般農政活動の推進

なお新役員は次の通り。

委員長　角屋喜八（宮城）、常任委員　長谷川与一（北海道）、（非常勤常任委員）副委員長　松本勲（全開連）、大槻三郎（全開連）、大智譲（保証協）、田中忠義（北海道）、常任委員　高階哲雄（東北）、服部祥英（関東）、片野豊作（北陸）、山下由太郎（東海）、小野栄太郎（近東）、広岡光一（中四国）、松田直（九州）、事務局長　原七郎

# XIV 政党

概要□日本社会党──全国書記長会議／第四二回拡中委／第六回浅沼祭／第二八回党大会／選挙／選挙への対策と総括／**民主社会党**──衆院選挙／統一地方選挙／第九回定期大会／党勢拡大／**日本共産党**──第一〇回党大会／党勢拡大・党組織の強化／「自主独立」路線をめぐる問題／選挙活動／**総選挙と統一地方選挙**──総選挙／統一地方選挙：知事／東京都知事／市長／町村長／都道府県議会議員／市議会議員／東京都の区議会議員／町村会議員

## 概要

一、ベトナム戦争が拡大の一途をたどり、これに協力する政府の下でわが国の政治経済情勢は急展開をとげてきたが、こうしたなかで各労働者政党はそれぞれの立場から活動をすすめた。社会党はベトナム反戦、反動的政策・物価値上げ反対などの立場で院内・院外の活動をおこなったが、しかし党年来の宿望である党勢拡大の目標はほとんど進捗をみず、逆に党内派閥の対立関係を強めた。それでも、六六年一二月の第八回党大会では佐々木執行部体制が固められたが、党が平和と民主主義にとって重大な意味をもつと評価した六七年一月総選挙では、惨敗し、得票率、当選者数ともに前回総選挙を下まわった。このため佐々木体制の危機さえ噂されたが、四月の統一地方選挙、とりわけ東京都知事選挙闘争の成功で一息いれることができた。

一、民社党は来たるべき総選挙に党運をかけ、早くからもっぱら選挙活動に取り組んだが、その結果総選挙では、得票率は前回と変わらなかったが、議席数を増加することができた。西尾委員長はこの成果を花道に引退を決意し、六七年六月の第九回党大会は西村委員長、春日書記長を頭とする新執行部を選出した。大会では党員数は前大会時の二万八〇〇〇名から三万九〇〇〇名へ増加したと報告さ

れた。

一、六六年八月いらい自主独立の路線を明確にした共産党は、同年一〇月第一〇回党大会を開いて、当面する六つの闘争課題をきめ、規約改正、西沢隆二らの除名をおこなって、この路線を確定した。大会では「三〇万近い党員と機関紙読者百数十万」と報告され、党勢拡大は社会・民社両党をはるかにしのいだが、衆院選、統一地方選でも得票率、当選者数をともに増加した。

一、六七年一月に総選挙、四月に統一地方選挙がおこなわれたが、前回の参院選につづいて、今回の衆院選、道府県議選でも自民党の得票率は五〇%を下まわった。地方選挙で注目された都知事選挙では、社共両党がはじめて正式に協力協定を結び、共闘することによって両党の推す美濃部候補を当選させたことが注目される。

## 1　日本社会党

### 全国書記長会議

六六年一月の全国大会以後六カ月の党のたたかいを総括し、下半期のたたかいの展望を協議する全国書記長会議が七月一七日に開かれた。この会議では、「闘いの総括と闘いの展望」と題する書記長報告をはじめ、「党勢拡大運動の上半期総括と下半期の重点方針」などについての討議がおこなわれた。とくに党勢拡大運動については、大会において「一〇万の党員、二〇万の新報」の獲得を二カ年の目標として決定したのに、上半期の増加は党員数でわずか五六二人、新報で八五九八部（六月末現在）にとどまったことに関連して、「中央執行委員会が一丸となって組織拡大に取り組む気構えがなければ、党の停滞を克服することはできない」、「一九七〇年を展望するとき、敵の弱点はどこにあるのかということを中執が明確に指示して党がその力を集中するという科学的な対応力をもち、これに党勢拡大をつねに結びつけていくことが必要だ」との意見が強かった。

書記長報告についての質疑は、国会闘争のあり方に集中された。その主なものは、(1)早期解散をたたかいとるという方針がアイマイになり、さきの国会闘争はついに腰くだけに終わった。(2)祝日法案については、社会党が「五月三日」という対案を出したのは納得できない。(3)建国記念日について十分な討議もないまま社会党が「五月三日」という対案を出したのは納得できない。(4)「二月一一日」（旧紀元節）をつぶせる見通しがあるのか、などであった。これにたいして執行部側からは、「九月頃にはふたたび臨時国会が開かれるので、われわれはこれを目標に解散の条件をつくり年内解散をたたかいとる」「建国記念日をいつにするかについては政府側も多数決にはこだわらないといっているので、二月一一日を押し切ることはないと思う。したがって紀元節復活を粉砕する可能性は残されている」と答えた。なお国会闘争については、東京の曽我書記長から中執委にたいする意見書が提案され、内容を調整のうえ、全国書記長会議の名による左のような意見書が全員一致で採択された（七月二日、二七日付『社会新報』）。

【意見書（六六・七・一七）】第二七回党全国大会において党務報告を承認

するに当り、次の付帯意見を満場一致で承認しました。

一、国会闘争の中心は言論を通じて保守党の反動政策の実態をあますところなくえぐり出し、国民世論を喚起して院外闘争の盛り上がりの機運をつくり、もって保守勢力の野望の粉砕を期することである。議会内闘争に重点をおいているかの印象を与え、結果として院外大衆闘争の目標をあいまいにすることがあってはならない。今後の国会対策を推進するにあたってはこの点を重視すべきである（以下略）。

しかし、第五一国会のたたかいは、物価値上げや、ベトナム反戦、祝日法、ＩＬＯ問題、会期延長などの取り扱いについて、院外大衆闘争を盛り上げ、大衆闘争の目標を明示して院内外闘争の結合を深めるための努力が不十分であったと考えます。特に祝日法案については建国記念日の設置を認め、その決定を政令施行を前提として審議会にゆだねたことは、国会立法権を自ら放棄し事実上紀元節復活の道をひらくものであります。このようなことはＩＬＯ問題で苦い経験をなめたわが党のたたかい方としては、誤りをおかしたものといわざるを得ません。

小選挙区制粉砕、改憲阻止などのきびしいたたかいをひかえ、この際われわれは国会闘争について率直に反省し、誤りをくり返さないため国対指導の改善、強化をはかることを求めます。さらにわれわれは今後党中央が、院内外の闘争の結合をはかり、佐藤内閣の反動性をバクロし、内閣打倒、国会解散をかちとる党の基本方針を堅持して、全党にわたる指導を強化するよう要望します。

## 第四二回拡中委

中央委員、都道府県代表、国会議員など約二〇〇名を集めた党第四二回拡大中央委員会は一〇月一一日に開かれた。会議では、国会解散・ベトナム侵略戦争反対闘争の全党的推進、総選挙闘争方針、国会解散・総選挙にのぞむ五大政綱などが決議されたが、とくに書記長から左のような「全党の同志、労働者、平和を求める国民に訴える」呼びかけを発表し、一〇日後にせまった一〇・二一反戦ストに立ち上がる全党の決意を表明した。

【書記長呼びかけ（一〇・一一）】私は全党の同志諸君、反戦ストに立ち上った勤労大衆諸君、ならびに戦争に反対し、平和を求める全国民に訴えたいのであります。

ベトナム戦争の現時点は、一面において戦火のアジアへの拡大の危機を大きくはらんでいると同時に、全世界の反戦・平和の勢力を強化・結集してアメリカ帝国主義を孤立させ、ベトナム侵略戦争をうち破り、世界情勢を平和の勢力に有利に転換し得る決定的な時点であるといえるのであります。ベトナム侵略戦争をうちやぶることこそ、ベトナム問題の解決にとどまらず、すべての民族解放運動を激励し、平和共存の秩序を全世界にうちたてるための大きな突破口となるのであります。

われわれは、輝かしい党の歴史と伝統の上に立って、ベトナム戦争に反対し、平和をのぞむすべての民主勢力の結集をはかるとともに全党あげて一〇・二一反戦ストのたたかいの先頭に立ちあがっております。わが党がゆるぎない決意と全党の団結をもってたたかうならばこの歴史的な反戦ストは、必ずや国民の支持を得て成功を勝ちとるでありましょう。

全党の同志諸君、反戦ストに立ち上った勤労大衆諸君、平和を求める全国民のみなさん！

この反戦ストの成功によって一九七〇年の勝利への道を切り開くとともに、国会解散総選挙をかちとり戦後二〇年にわたる保守独裁支配体制をほうむりさらなければなりません。

全党の同志諸君のいっそうの奮起をおねがいいたします。

一、沖縄を含む日本の基地をベトナム侵略に使うな。

一、政府はアメリカのベトナム侵略に加担するいっさいの政策を中止せよ。

一、原子力艦隊の日本寄港を拒否せよ。

一、ベトナム人民の四原則五条件を支持し、ジュネーブ協定に基く平和解決に積極的役割りを果たせ。

一、自衛隊の増強、第三次防衛計画反対、国会解散、戦争と腐敗政治の佐藤内閣打倒。

## 第六回浅沼祭

党は毎年、右翼テロによって刺殺された故浅沼稲次郎委員長の命日、一〇月一二日に安保反対の記念行事をおこなってきたが、六六年の第六回浅沼記念集会はとくにベトナムにおけるアメリカの侵略に反対し安保条約廃棄をめざす国民の記念日として盛大に開かれた。佐々木委員長はあいさつの中で、「アメリカ帝国主義は日中共同の敵」の名句はいまこそ「全人類の敵」として生きていると語り、つづいて浅沼享子未亡人のあいさつ、河野副委員長の記念講演などがあった。

【第六回浅沼祭に当って(佐々木委員長)(一〇・一二)】　われわれはいま全党あげて、ベトナム反戦一〇・二一ストをたたかい抜こうとしている。このとき一〇月一二日、浅沼祭を全国各地で開く。その歴史的な意義はきわめて大きい。

私は、昨年委員長に選ばれたとき〝浅沼精神〟を発展させて、「アメリカ帝国主義は世界人類共通の敵である」と断言した。これに対し、一部の人は声をあげて非難した。しかし、いまアメリカのベトナム侵略戦争についてこれを正当化できるものはいない。

アメリカ帝国主義は明らかに全世界で孤立しつつある。それにもかかわらず、いまベトナム侵略戦争はアジア全域にひろがるか否かという重大な関頭に立っている。おそらくマニラ会議で、いつわりの平和提案が行なわれ、それがだめになったからとの口実で、アメリカの北爆、北進、中国への挑発は一段とすすめられるおそれがある。

もし戦火がアジア全域にひろがるとき、それはわが国に及ぶおそれがある。その危険は、朝鮮戦争当時とはくらべものにならない。

当時は、朝鮮戦争を転機として、日本が軍事基地化され、警察予備隊が生まれたばかりであった。いま再軍備は、核安保体制のもとに驚くべき勢いですすめられ、防衛庁自らが三矢作戦計画、飛竜計画等を用意している。このことは、自ら侵略戦争に協力便乗する日本帝国主義、軍国主義の復活を物語る。

一方、ベトナム特需もすでに五〇億ドルに達している。もしベトナム人民の血の犠牲の上に、日本経済が一時的に景気回復をおこない、市民をはじめ労働者階級のなかにまで、戦争特需の上に生活安定を当然と考えるような事態になり、一〇・二一ストも十分にたたかいえない状況となったとき日本はいったいどうなるか。

浅沼委員長は、六年前、文字通り命をかけて日中アジアの不戦、平和のためにたたかい抜いた。このことは日本国民にとって永久に忘れられない記憶であり日本社会党が世界に誇りうる偉大な歴史である。そのあとに続くわれわれに、いま重大な歴史的任務が課せられている。それは、いま多くの困難な条件のなかでベトナム反戦一〇・二一ストのたたかいを国民的立場のなかで成功させ、このたたかいを出発点として、侵略戦争に協力する腐敗しきった佐藤内閣を打倒し、国会を解散させ、わが党の前進をかちとることである。一九七〇年の時点において社会党政権を樹立し、日本の平和と中立をたたかいとり、アジアと世界の平和に寄与することである。

私は、このさい全党の同志諸君に訴えたい。浅沼委員長は、生涯倒れるまでアジアを愛し、日本を愛し、大衆を愛し、そして日本社会党の統一と発展をわが身のことと考え行動した。われわれはこの伝統を受けつがなければならない。浅沼委員長は、地味に運動を起こし、外にむかってたたかいを発展させるなかでこそ党の統一と団結の途がひらかれると口癖のようにいい身をもって行動第一、実践第一を遂行した。身を粉にして、社会党のむかうべき方向を示していたのである。しかも、その私生活は、生涯古いアパートのせまい一室に満足し、社会主義運動の指導者として最も大切な清潔と大衆的な生活をつらぬいた。この大衆性、行動性、清貧と自己犠牲の精神こそ、いまわれわれにとって必要なことである。

全党員がこの精神を身につけたとき、そのとき日本社会党の真の体質改善の道が開かれる。われわれは日常生活において、党生活において、資本主義に抵抗する社会主義者の倫理において、この浅沼委員長が身をもって実践した重大なものを欠いてはいないか。

現在わが党に必要なものは理論であり運動論であり組織論であったが、さらにそれ以上に必要なものは社会主義の倫理と哲学である。いま第六回

浅沼祭をむかえるに当り、私はこのことを全党員諸君に訴えたい。

## 第二八回党大会

第二八回定期全国大会は、「ベトナム侵略戦争反対、物価値上げをおさえて、平和と国民生活を守ろう。党風を刷新し、大衆のなかに理論と行動のたたかう党を建設しよう。汚職・腐敗の佐藤内閣を打倒し、総選挙、地方選挙に勝利して、社会党政権をうちたてよう」を大会スローガンとして、六六年一二月九日から四日間にわたって開かれた。

第一日は大会に先だって死去した顧問松本治一郎参院議員に黙とうをささげたあと、松本総務局長から、十数県から選挙を前にしての大会の延期申し入れがあったが佐藤内閣打倒のため挙党体制確立の必要から規約通り開かれることになった経過を説明、佐々木委員長あいさつにつづいて、一般党勢報告（成田書記長）、統制委員会報告（黒田委員長）などがあったが、書記長はその中で党体質改善に必要な財政のあり方にふれ、「いかに苦しくとも財界・独占からの政治献金を一切うけいれず、党員と労組、革新派を中心に大衆的規模で党財政をまかなう」ことを訴えた。午後には「汚職腐敗の佐藤内閣を打倒し、早期解散をかちとるため、党は衆議院議員の総辞職を含むあらゆる強力な手段をとることを本大会の名において決議する」との「特別決議」が満場一致で承認され、報告にたいする質疑応答に入った。そのなかで太田薫代議員から、独占資本だけでなく中小企業や外部団体の補助金ももらってはいけない、「一四〇何名が一〇〇名になっても、その方が将来展望のある社会党だ」、鉄鋼価格・電気料金などの値上げをなぜもっと攻撃しないのか、「独占から寄付を受けているからどうしても鋭さを失うのだ」とのべて注目された。

第二、三日は、運動方針、政策・選挙闘争方針、組織活動、財政・機関紙の四小委員会に分かれて熱心に討議された。とくに財政・機関紙小委員会では、黒い霧問題に関連して党財政のあり方に論議が集中し、共和製糖から政治献金をうけた社会党議員が問題となり、別室で開かれた中央執行委員会の席上まで主流派と反主流派の泥試合がつづけられた。

最終日には四小委員会の報告が承認され、大会諸決議を採択したあと大会の焦点たる役員の改選がおこなわれた。改選の立候補締切り直前に副委員長の定数変更が提案され議場騒然となったが、「党の現状打開のため」とくに副委員長を三名に改め、ただしこの取扱いは前例としないこと（次期大会で定数明示）になった。

委員長については、一月の前大会以来佐々木、江田の決戦機運がますます強くなり、一方では自民党総裁選挙で佐藤批判票が予想以上にふえ衆院の年内解散の可能性が強まったため、党内で挙党体制（決戦回避）を望む声が大きかったが、ついに決選となり、三一三対二七四（一九票差）をつけて佐々木更三委員長が三選された。副委員長は異例の三名無競争となり、河野密、勝間田清一、山本幸一がきまった。成田知巳書記長も無投票で三選された。統制委員長は投票の結果、坂本泰良が当選した。中執委員は従来、主流派、反主流のポストがほぼ均衡する場合が多かったが、今回は主流派推せんの候補者がいずれも三〇〇票以上の大台を確保して完全に党内の主導権を握り、構造改革論は党内多数の支持を失ったことが明らかとなった。これは江田派にとって、構造改革論争が党内にもちこまれて以来もっとも大きい打撃であった。四役を除く新中央執行委員の顔ぶれは

左のとおりである（無は無競争当選、再は再選）。

【中央執行委員】 総務局長・下平正一（無、新）、組織局長・竹内猛（無、再）、労働局長・野々山一三（再）、農漁民局長・足鹿覚（再）、中小企業局長・近藤信一（新）、地方政治局長・安井吉典（無、新）、青少年局長・藤田高敏（新）、婦人局長・高田なほ子（無、再）、国民運動局長・山崎昇（新）、教宣局長・高沢寅男（再）、国際局長・松本七郎（新）、機関紙局長・淡谷悠蔵（再）、国民生活局長・吉村吉雄（新）、企画担当・岡田春夫（無、再）、同・貴島正道（無、再）、政策審議会長・木村禧八郎（新）、財務委員長・原茂（新）、選挙対策委員長・赤松勇（再）、国会対策委員長・山花秀雄（新）

【大会宣言（一二・九）】 一九六七年は激動のなかの闘いと飛躍の年である。いま、政局は大きくゆれ動き、国会解散、総選挙を目前にしている。この総選挙は汚職、腐敗の佐藤内閣を打倒し、一九七〇年にむけて突破口をひらく、党の命運をかけた闘いである。

アメリカ帝国主義の侵略によるベトナム戦争が、アジア全域をまき込む核戦争にまで発展する危険を深めているとき、佐藤自民党政府は、この汚れた侵略戦争に手を借し、日本の平和と安全を危機に直面させている。また佐藤内閣は、口に物価安定を唱えつつ、あいつぐ物価上昇を容認し、赤字公債を発行し、大衆の生活に大きな犠牲を強い、合理化と弾圧によって国民の怒りを抑えつけようとしている。

そればかりではない。政府自民党は、こうした国民生活の窮迫をよそに、職権濫用、公私混交、収賄など、史上空前といわれる汚職、乱行のかぎりをつくしている。

これらあいつぐ不祥事件は、多年にわたる保守独裁政権の政治腐敗を暴露したものであり、国民の政治にたいする不信と民主主義の危機を招いている。いまや佐藤内閣にたいする国民の批判と不信の声はその頂点に達している。

このような情勢のなかで開かれた第二八回大会は、四日間の真剣な討議のなかで、国民からの党への期待と要請にこたえ、党の清新な闘う姿勢を確立することに成功した。派閥解消と挙党体制、階級的モラルの確立、大衆運動の飛躍的前進と党勢拡大は全党の声として結実された。さらに総選挙を前にして、大会は独占からの寄金を一切拒否し、党と大衆の資金カンパのみに依拠する清潔な選挙を闘う決意を国民の前に明らかにした。

われわれがこの決意と体制をもって、きたるべき総選挙に勝利し、党の躍進をかちとり、社会党政権樹立の礎えを打ち固めることこそ、国民が要求し、歴史がわれわれに課している責務である。明日からといわず今日から、全党はこの大会の諸決定を、職場や地域の不断の活動を通じて身をもって実践し、一人が一党員の獲得と二部の社会新報を拡大し、すべての国民から信頼される強大な党の建設に踏み出すことを大会の名においてここに宣言する。

【総選挙闘争を勝利するための特別決議】 いまや国会解散、総選挙は目前に迫った。この総選挙は長年にわたる自民党の政・財・官界にわたる腐敗した権力政治を一掃して、国民の政治に対する信頼を回復し、また一九七〇年を前にして、日本の平和と民主主義にとって、かつてない重大な意味をもった選挙である。われわれは、野党各派の結束をつよめつつ、働く国民の切実な要望に応えて、全力をあげて総選挙を闘い、この闘いのなかから強力かつ清新な党の躍進を必ず実現することを決意した。

このときに当って、本大会は、わが党自らの闘う姿勢を正しくするために、財界からの一切の政治献金を拒否し、すべてを大衆からのカンパによるという異常な決意をもって、捨身になって清潔な選挙を闘い抜くことを明らかにした。しかしながら、選挙は目前に迫り、多くの党候補は法定費用にもみたない乏しい資金で闘おうとしている。この困難を打開し、なんとしても、この総選挙に勝利するために、大会は中央、地方を問わず全党員がそれぞれつぎにさだめる資金分担を行なうと同時に、この主旨を全労働者、あらゆる党支持者並びに国民大衆に訴える次第である。

よって、この際大会は、つぎの諸点を実践することを特に決議する。

一、本部に設置される党財政確立特別委員会は、徹底的に中央、地方にわたり、党財政健全化の方針を討議し、実践にうつすべきである。二、独占資本からの寄附は一切うけず、広範な大衆からのカンパを求めるべきである。三、選挙闘争のあり方について、根本的な改善をはかるとともに、他方強力なカンパを求めるために速やかに、総評をはじめ各友誼団体と真剣

な協議を行なうこと。四、各級議員、党員に対し収入に応じて、臨時義務カンパを全国に指示すること。1　右は所得一〇万円以上　一〇%、一〇万円未満　五%、五万円未満　三%とする。2　農民の現物寄附や低所得者について考慮をはらうこと。3　前大会の一〇〇〇円カンパは別である。なおつぎの点を中央執行委員会は善処すること。一、独占の定義を中央執行委員会で定め基準を地方へ示すこと。二、地方県本部における寄附の主たる状況を中央に報告させること。三、寄附を受ける場合は、党及び党員の倫理をきびしく考えて判断するよう指示すること。

## 選挙への対策と総括

党は八月三一日の中央執行委員会において「国会解散、ベトナム反戦闘争のための当面の方針」を決定し、一〇・二一ストを全面的に支援するとともに、これを国会解散・総選挙に結合し、その闘争体制に発展させる方針を決めた。国会内では秋から両院各委員会において荒船、上林山、共和製糖など一連の「黒い霧」問題で政府を追及し、一〇月には民社・公明・共産各党と国対委員長会議をもち、「黒い霧」の追及と佐藤内閣打倒・国会解散へ向けて院内共闘体制をつくる申し合わせをした。一一月末に召集された臨時国会には、その会期を不満として党は開会式にも出席せず、自民党単独で本会議開会をきめたことに抗議して、民社・公明・共産各党と共に両院への出席を拒否したため、国会史上前例のない野党全員欠席のまま閉会するにいたった。こうした情勢のなかでひらかれた第二八回党大会では、「一九六七年選挙対策方針」、「総選挙闘争を勝利するための特別決議」（前出）などがきまり、六七年一月には総選挙闘争本部佐々木本部長の「国民に訴える」アピールを発表した。総選挙対策では、一七〇名の当選をかちとり名実ともに革新の主軸として近い将来社会党政権樹立の基礎を確立しようとして選挙にのぞんだが、開票結果は予想をうらぎって敗北を自認せざるをえなかった。その反省の上に立って統一地方選挙に全力をあげてたたかい、とくに東京都知事選では美濃部候補をひき出すことに成功し、共産党と政策協定を結び、自民・民社推薦の対立候補をやぶって歴史的な勝利をおさめた（都知事選ならびに両選挙の結果についてはくわしくは4参照）。

【総選挙にあたり国民に訴える（六七・一・八）】　国民の皆さん。いよいよわたしたちが要求し、国民の声と化していた総選挙をむかえました。この総選挙は、佐藤内閣が発足以来二年の間に行った戦争と反動と国民生活破壊の政策に審判を下し、同時に汚職・腐敗の〝黒い霧〟への国民の怒りを明示すべき総選挙であります。

アメリカの侵略によるベトナム戦争がアジア全域をまきこむ核戦争にまで発展する危険を深めているとき佐藤自民党政府は、この汚れた戦争に手をかし、日本の平和と安全を危機に直面させています。また佐藤内閣は、ロに物価安定を唱えつつ、相つぐ物価上昇を容認し、赤字公債を発行して大衆の生活に大きな犠牲を強い、年の瀬をむかえて家計を火の車においこんでいます。また佐藤内閣は、言葉で民主主義を称しつつ、国会での未曾有の権力主義的議会運営によって、民主政治をひとかけらもなくそうとしています。そればかりではありません、佐藤内閣と自民党は、こうした内外政策の失政をよそに、職権乱用、公私混同、不正、しゅう賄など史上空前といわれる汚職、乱行のかぎりをつくしています。こうした〝黒い霧〟は今日までバクロされた一連の事件だけにつきるものではありません。資本家と政府官僚と自民党が三位一体となって、国家予算と国民の血税さえ私物化する政治機構そのものが政治腐敗の根源となっているのです。

このような情勢の中で行なわれる総選挙は、まさに長年にわたる保守独裁の政治と勤労大衆をはじめすべての国民との対決の選挙であります。国民の皆さん。〝黒い霧〟をはらう仕事を、今直ちにはじめようではありませんか。佐藤首相は、政治のエリを正すとか、金のかからない選挙を公約していています。しかし、またまた巨額の金を使い、買収供応によって国民の投票を盗みとろうとしていることは間違いありません。これに対して、わ

たしたちは、国民の鋭い監視をお願いするとともに、率先して党と大衆の資金カンパと真の奉仕活動による清潔、誠実な選挙をつらぬき通す決意をしています。

国民のみなさん、この総選挙における、わたしたちの政治要求は次の点にあります。一、腐敗政治を粛正し、政治道義を回復し一切の民主的権利を拡充し、憲法を守り、民主政治を確立する。二、佐藤内閣のベトナム侵略戦争への協力に反対し、日本をアジアの侵略の基地とする安保条約に反対し平和と中立の外交政策によって、ベトナムの真の平和解決をかちとり、日中国交を回復し平和と友好のアジアをつくる。三、物価安定を最重点とし、秩序ある計画で不況のない経済発展を実現する。四、あらゆる格差と不公平を解消し、党と労働運動にとって深刻な問題を投げかけている。五、交通地獄、公害をなくし、明るい環境と人間を大切にする建全な社会をつくる。六、保守独裁を打倒し、社会党政権樹立への道を開く。

国民の皆さん、保守政治の終幕は、社会党を中心にした民主政治の開幕でもあります。いまこそ、戦後二十年にわたる保守独裁支配による積年の病弊をたち切り、政治の一新をかちとるため、全国民の総意を結集しようではありませんか。

国民の皆さんの、日本社会党に対する心からのご協力をお願いするものであります。

【総選挙の敗北を地方選挙の勝利で取り返そう(六七・三・五、第四三回拡中委、書記長報告)】(1) 本拡大中央委員会は統一地方選挙を目前にひかえ、今回の選挙闘争をきびしく自己批判して、欠陥の克服と教訓の引き出しに資し、もって来るべき統一地方選挙闘争に勝利し、国民のわが党に対する信頼を回復するとともに、党躍進の契機とするために開かれたものであります。今回の総選挙は、自民党の汚職と腐敗の政治、戦争と国民生活破壊の政治を打破し、二十年にわたる保守独裁の支配体制の土台をゆるがし、わが党政権樹立への道を切り開くための大きな第一歩をふみ出すという、きわめて重大な意義をもった政治決戦であったことはいうまでもありません。しかるに総選挙の結果、わが党は得票率において一・一パーセントを減少し、定員一九名の増にもかかわらず、一四〇名の当選にとどまり、一七〇名獲得の目標を大きく下まわったのであります。われわれはこの総選挙の結果を素直に「わが党の敗北」と認め、国民におわびをしたのであります。

(2) この敗北が党にとって大きな衝撃であったことはかくすことができません。われわれはこの国民のきびしい批判を素直に受取り、主観主義にお ち入らず、党の体質、組織、日常活動、政策活動の全面にわたって徹底的な検討を加えなければなりません。たしかに五〇名にのぼる次点者や資金の不足を理由にあげることも可能でありますが、それによって「敗北」を合理化することはなんら党の前進のための糧とはなり得ません。われわれはなによりも都市部における全般的かつ持続的な停滞ないし後退が一つの趨勢的傾向を示しており、党と労働運動にとって深刻な問題を投げかけていることを無視してはなりません。第二には今回の総選挙はわれわれが勝ちとった選挙であり、自民党の〝黒い霧〟、物価高、佐藤内閣支持率二五パーセントという有利な条件にめぐまれていたこと、従って戦後二十年にわたる保守支配を転換させる好機であり、七〇年安保廃棄運動の突破口となり得るはずの選挙であったのであります。ところが総選挙の結果はかえって自民党政権に一時的とはいえ、安定をもたらし、政局の転機を願う国民の期待を裏切る結果になったと同時に、わが党政権樹立への展望と、一九七〇年問題にむけてのわれわれのたたかいに一定の足ぶみをやむなくしているのであります。われわれはこの重大な政治的意味を見落してはなりません。

(3) だがわれわれは決して総選挙の結果に打ちひしがれたり、党路線の推進や党活動において消極的になってはなりません。党は敗れたとはいえ、依然として圧倒的な革新主流の地位を占め、勤労大衆の圧倒的な期待をになっております。また党の敗北は党路線の問題ではなく、むしろ日常活動や選挙活動を通じてこれを積極的に大衆の中に徹底し得なかったこと、あるいは保守陣営のデマ宣伝を充分にうち破る意欲と体制にかけていたところにあります。また今次総選挙を通じて、財界からの献金をたち切り、手弁当精神で選挙を闘ったことは一つの成果であり、党は今後この姿勢を持続的に堅持し、党の体質改善をはからなければなりません。いずれにして

も現在、全党に課せられた最大の課題は目前に迫った統一地方選挙に全党が決意を新たにして立ち上り、「総選挙の敗北を地方選挙によって取り返す」以外にありません。もしもわれわれがそれに成功するなら、それは全党に生気をよみがえらせ、党建設のための現実的な転機を摑むことになるし、もしもわれわれが地方選挙においてふたたび敗北を喫するなら、それは党にとってのみならず、日本の進路にとってもとりかえしのつかない結果を招くことにもなりかねません。

(4) 総選挙中、および総選挙後の僅かの期間の情勢をみても、党の任務は一層の強化と、ひきつづく無謀な北爆による戦火の拡大を意味しております。このベトナム戦争に協力する佐藤内閣は選挙期間中にも安保体制の強化をはじめ、沖縄の核基地化や原子力空母エンタープライズの寄港を承認し、他方、民社党、公明党抱き込みの意図を公然化しましたが、こうした傾向は〝一応の防衛に成功〟というかれらの総選挙の結果によって、今後七〇年安保をめざして一層推進されることは疑いありません。すでに総選挙後、紀元節復活の諸行事にみられる思想攻撃や平和利用を口実とする核開発の意図の暴露、北九州市、京都市長選挙、東京都知事候補の決定過程や国会闘争の中での野党工作の中にもこの傾向がはっきりうかがわれます。また選挙中の公約にも拘らず、消費者米価や健康保険料金の値上げ、公債発行によるインフレ政策がとられ、これらは国際競争力の強化という名の下の独占資本の合理化政策と相まって、労働者、中小企業、農民など勤労諸階層の生活破壊の政策がひきつづき強化されることを示しています。

(5) このためわが党は野党各派に呼びかけ、消費者米価、減税等を中心に最小限の政策を協定して、政府自民党に対して来年度予算の中にもり込むよう要求しているところであります。野党連合、野党共闘等の問題と党の独自活動の問題とは二律背反する問題ではないことはいうまでもありません。しかしながら野党連合の名において党の独自活動がおろそかにされたり、それに埋没することは厳につつしまなければなりません。われわれはこれからも反自民の勢力を結集し、自民党と対決するために必要に応じていわゆる野党連合や野党共闘を推進すると同時に、野党各派をも批判すべきはきびしく批判し、わが党こそが勤労大衆の期待にこたえる唯一の政党であることを強く国民に訴えていく方針であります。いま労働者階級はこれらの政府自民党の国民生活破壊の政策と独占資本の合理化攻撃を打ち破るためにかつてない広がりをもった春闘をたたかっております。また農民も出稼ぎをしなくても食える農業を要求し、出稼ぎ対策、生産者米価、乳価問題をたたかっております。これらの国民各層の生活を守るたたかいは必然的に保守、革新という政治的対決をいっそう鋭いものにしており、われわれの統一地方選挙闘争もこれらの闘争と一体のものとして闘われなければなりません。

(6) 以上のような政府自民党の反動化と野党分裂支配や国民生活破壊の政策を食い止め、同時に党の再建をおし推めるうえで、今回の統一地方選挙の勝敗如何は党にとっては先の総選挙にもまして重大な意義を加えてきつつあります。しかも総選挙にひきつづき行われる今回の統一地方選挙をめぐる情勢は党にとってけっしてなまやさしいものではありません。目前に迫ったこのきびしいたたかいに勝利する唯一の道は全党員が一人残らず、必死の活動を展開する以外にはありません。宣伝活動と組織活動の両面で日ごろの活動を質量ともに数倍に高めてたたかうことが勝利につながる唯一の道であります。

さきの総選挙闘争における最大の教訓は党全体の退勢のなかにあっても、北海道のように、組織、日常活動の強かったところでは勝利していることであります。如何なる条件、如何なる情勢の中にあっても、選挙戦に勝利する最後の保障は党組織および候補者の日常ふだんの活動にあることはいうまでもありません。それと同時に選挙はつねに最大の政治闘争であり、選挙期間中は国民の政治意識がもっとも高まっている時期であります。従って、われわれが正しい選挙活動を通じて党勢を拡大し、国民の間に影響を拡げることは単に議席をふやすことにとどまらず、党の日常活動の基盤を拡大し、党の体質改善にも役立つところが大きいことを知らなければなりません。まして地方選挙に勝利し、革新首長や地方議員の数をふ

やすことは住民に直結する党の日常活動と自治体改革を発展させ、党の組織的欠陥である逆ピラミッドを克服するもっとも直接的な道であり、さらに党の社会主義への基本路線につながる重大な任務であります。

(7) 地方選挙に勝利するため、ただちに、候補者はもちろん、党員ひとりのこらずが党の政策をしっかり身につけ、どんな問題どんな相手にも説得できる力を急速にととのえなければなりません。同時に地方選挙は国会議員選挙に比して、よりいっそう一票一票を足でかせがなければならない選挙であることもいうまでもありません。われわれが「総選挙の敗北を地方選挙で取り返す」ためには、この政治宣伝と得票活動をふだんの選挙にくらべて倍増する決意をしなければなりません。

全党の同志諸君、総選挙の経験をふまえ、この統一地方選挙に全党一致して全力をあげて闘おうではありませんか。実質的に保守対革新の一騎打ちであったさる京都市長選挙にわれわれは勝利しました。われわれはこの京都における革新勝利の余勢をかって、東京都知事選挙において広はんな民主勢力を結集し革新都政を実現するとともに、全国の統一地方選挙をかちぬき、総選挙の敗北を挽回し、保守勢力の基盤を切りくずし、わが党の一大躍進をはかろうではありませんか。

一、東京、大阪、北海道、福岡、鹿児島、和歌山等主要都道府県においては、先の総選挙において、国民のご期待に十分応え得なかったことを深く反省し、知事選挙をはじめとする地方選挙においては、住民生活と密接な関係にある地方自治を真に住民のものとするために奮闘することを誓い、都民のみなさんのご理解とご協力を要請いたします。

一、都知事選の必勝を

わが党推せん都知事候補として美濃部亮吉氏が全党あげての懇請と都政刷新を心から望んでいる圧倒的な都民の出馬要請にこたえて、三十余年にわたる学究生活から、一身の犠牲を省みることなく都知事選挙に立候補することを受諾されました。わが党は、美濃部教授の決断に深い敬意を表するとともに、教授の決意に応えて全党の力を結集し、美濃部氏を支持する他の党および都民の方々とともに、都知事選挙の必勝を期して奮闘することを誓います。

二、きれいな選挙で都政の刷新を

わが党は、都政革新はまずきれいな選挙からスタートしなければならないと考えます。四年前の知事選挙では保守勢力の側にニセ証紙、怪文書など多くの不祥事件が起こっており、まだ裁判が続けられております。きたるべき都知事選にはこうした汚れた選挙を絶対に許してはなりません。われわれは清潔な選挙・理想選挙の模範をつくるつもりで選挙にのぞむことを誓います。

三、生活中心の都・区・市町村政への転化

わが党は都・区・市町村政の基本的なあり方を勤労者、中小企業者、農漁民、青年婦人、知識人その他めぐまれぬ都民の生活を守り、生活環境を改善する都政に切りかえます。これまでの都政が大企業の活動を保障することに主眼をおいてきたことは否定できない事実であります。わが党はこのような都政のあり方を根本的に変え、社会保障、住宅、教育、交通、上下水道、公害、保健衛生、中小企業、農漁民対策等々の都民生活に直結した問題の解決のために努力いたします。

四、都政に道義と科学を

わが党は汚職・腐敗の根絶のために勇断をふるい、明治この方東京都政に投げかけられてきた〝伏魔殿〟の汚名をきっぱりと廃絶いたします。また半身不随の状態に陥っているマンモス都政に対して徹底的な科学的検討を加え、非能率、非民主的な現都政の能率化、民主化を進めます。

五、都民の平和と自治を守る都政

わが党は、都民の平和と自治を守るために全力をつくします。首都東京において平和と自治が確保されるならばそれは日本全国はもとより国際的にもはかりしれない影響力をもつでありましょう。わが党はこのような立場から、東京都政を平和憲法を守るトリデとし、外国の軍事基地をなくし、平和の鐘を高らかに鳴らす東京都政の実現につとめます。また東京都と都内の区・市町村の自治権を守り拡充するために積極的に努力いたしま

す。わが国の地方自治は、年々強まってきた中央政府の統制干渉のもとに、いま重大な危機にたたされております。わが党は、東京都政を日本の地方自治を守り拡充する運動の機関車たらしむべく努力する決意であります。

## 2　民主社会党

### 衆院選挙

来たるべき総選挙に党運をかけた民社党は六五年九月に早くも本部選対から全選挙区にオルグ派遣をおこない、六六年三、四月には各候補と個別的に選挙運動推進方法について協議、五月以降は同盟との連絡の下に政治オルグを毎月八〇名派遣するなど、準備活動をすすめていたが、七月一日以降は、第八回党大会（六五年一二月）後に他党に先がけて設置されていた総選挙対策本部に党本部機構を一本化して、完全な総選挙体制に入った。八月以降、田中彰治事件にはじまる一連の「黒い霧」事件があきらかになると、党は総選挙の期日が迫ったものと判断し、これをめざして「党の総力をあげての体制を確立する」ことを目的に、一〇月二七日第五回拡大中央委員会を開催、選挙の中心スローガンを「政界浄化は民社の躍進から」ときめ、総選挙の闘争方針、政策、資金カンパなどを決定、五八名の公認候補を確認し、さらに、「政界刷新、佐藤内閣退陣・国会解散要求」の国民運動を展開するとともに、院内では社会・公明・共産の各党と院内に限っての協力体制をとり、政府に年内解散を迫った。

年内に国会が解散され、一月八日総選挙の公示がおこなわれたが、この日党は次の声明を発表した。

【総選挙公示へのぞんでの党声明】　今回の総選挙は、政界の黒い霧に対する国民の怒りがかちとった政治刷新選挙である。国民の怒りのエネルギーこそが早期解散、総選挙を促進したのである。……わが党は、今回の総選挙を通じて、自民党の絶対多数崩壊をめざしてたたかう。黒い霧発生の根本原因は、自民党の長期政権がもたらした政権の利権化、ならびに自民党

【衆院選挙政策「平和と福祉への改革」（前文要旨）】　今回の総選挙は、政治の信用回復、民主政治確立をめざす政治再建の機会である。長期間にわたる自民党政権は政治を腐敗せしめた。第二党である社会党は性格分裂に陥り党分裂のおそれすら予想されている。国民が政党に失望しこれが政治不信そのものに拡大している点こそ、わが国にとってまさに戦後最大の政治危機といわねばならぬ。民社党はこの危機を平和と福祉への改革の道に切りかえてゆく決意をもって、今回の総選挙に次の四大主張を国民に訴える。第一に「汚職の追放、政治姿勢の刷新」を主張し、政治腐敗の一掃のためにたたかう。第二に「自主、共存の平和外交と安全保障」を主張する。民社党は民族利益の確保と平和主義に徹した世界平和への貢献をめざして、第三の路線たる自主・共存の道を提唱する。第三に「経済の民主化と社会化」を主張する。民社党は、政府自民党がつくりあげてきた大企業本位の経済体制を、経済の民主化と社会化をめざす新体制にきりかえていく。第四に「青年に未来を約束する教育体制の確立」を主張する。学歴本位の知識つめこみ教育を排して、真の愛国心を国民意識に定着せしめる基礎として、個人能力の最大限開発と、幼児から老人までの生涯教育としての学校教育と社会教育の確立をはかる。

そして院外においては同盟との協力のもとに「政界刷新・佐藤内閣退陣・国会解散要求」の国民運動を展開するとともに、院内では社会・公明・共産の各党と院内に限っての協力体制をとり、政府に年内解散を迫った。

年内に国会が解散され、一月八日総選挙の公示がおこなわれたが、この日党は次の声明を発表した。

【総選挙公示へのぞんでの党声明】　今回の総選挙は、政界の黒い霧に対する国民の怒りがかちとった政治刷新選挙である。国民の怒りのエネルギーこそが早期解散、総選挙を促進したのである。……わが党は、今回の総選挙を通じて、自民党の絶対多数崩壊をめざしてたたかう。黒い霧発生の根本原因は、自民党の長期政権がもたらした政権の利権化、ならびに自民党

に代わるべき野党第一党の社会党の容共的性格が政権交代を阻害してきた点にある。このような政治の停滞は、今や、黒い霧一掃を契機として、打開せねばならぬ。その打開の道は、自民党を絶対多数の座より引きずりおろすこと、容共路線を清算し切れない社会党に代って、新たなる革新勢力として民社党が進出することをおいてない。……わが党がかかげた四大主張、すなわち「汚職の追放・政治の刷新」「自主共存の平和外交と安全保障」「経済の民主化と社会化」「青年に未来を約束する新教育体制の確立」はわが国の国民の利益をまもり、国の平和と安全を確保するための大道である。わが党はこの四大主張をもって国民各位の批判をあおぎつつわが党必勝のたたかいをすすめる。右声明する。

党は第五回拡大中央委員会で確認した五八名にさらに二名を加え六〇名を立候補させ、選挙期間中には西尾委員長の談話（一・一〇）をつうじて、社会党のいう野党連合には反対するが物価、住宅、公害、交通禍について社会、民社、公明の三党間で政策協定をおこなう用意がある旨発表し、また二四日には、選挙後ただちに社会、公明両党に申し入れて三党政策協定の実現をはかると重ねて公約した。また自民党にたいしては「国民生活の重要問題に関する公開質問状」（一・一八）を発して、物価、減税、住宅、中小企業、公害・交通禍の各問題についての具体的解決策を明らかにせよと迫るなどの活動をおこなった。その結果、得票率では、前回より立候補者一名増でなお前回と同じ七・四%にとどまったが、前回を七名上まわる三〇名をこの選挙で当選させ、さらに三月末の繰上げ当選一名の追加により、党の衆議院議席を三一とすることができた。

## 統一地方選挙

六七年四月の統一地方選挙についても、すでに六六年八月二九～三一日に地方議員団会議を開いてその対策を練るなど早くから準備をすすめていたが、その中心眼目となる東京都知事候補については、九月の第一五回中央委員会で自民、社会、民社、公明の四党による共同候補擁立の方針をきめ、公明党と協議をすすめた。しかし公明党は二月になって独自の阿部憲一候補を立てることとなったため、党はこれまでの方針をあらためて、二月一五日の幹部会で核禁会議議長松下正寿を候補者に推すことを決定、自民、社会両党との三党共同推薦の実現に努力したが、社会党は美濃部亮吉を推すこととなり、結局党は二月二四日、松下を自民党と共同推薦して、都知事選にのぞむことにきまった。三月四日開催の第六回拡大中央委員会は、総選挙の闘争報告を承認するとともに、統一地方選活動方針、同政策、東京都知事選挙体制確立、第五五特別国会活動方針などの議案を可決し、地方選挙では、住みよい環境づくり、交通・公害禍の絶滅、住宅の保障、物価対策、社会保障の充実、住民の税負担軽減その他にわたる「十大政策」を訴えるほか、①停滞している地方政治を打破し、汚職腐敗を根絶する、②保守政権による地方自治に対する中央支配を排除する、③地方自治と住民福祉を前進させるため、市町村に福祉行政の執行権を移し、計画的行政を進める、④地方政治からイデオロギー政治や自社両党による対立政治を一掃する、の四点を基本方針として運動を展開することをきめた。結果は、都知事選では敗れたが、道府県会議員では、これまでの七九議席から一一一議席（うち推薦二三）、五大市議会議員では四三議席から五九議席（うち推薦一）、東京特別区議会議員では一二議席から三九議席となり、またその他の市議会議員では一八六議席から三七一議席、町村会議員では一一五議席から一七九議席となって、中間選挙を含めて党の地方議員総数は約一四〇〇名に達した。

## 第九回定期大会

はじめ六六年一二月に予定されていた第九回定期全国大会は、選挙のために延期され、六七年六月一九～二一日に東京九段会館で開催された。

大会開催に先立ち五月六日西尾委員長は、総選挙と統一地方選挙の結果をみても党の基盤は固まったとし、人心一新のため委員長をやめたいと辞意を表明、ついで伊藤副委員長も六月に入って辞意を表明した。後任委員長候補には西村書記長と曽弥外交委員長、書記長候補には春日副書記長と佐々木国会対策委員長が取沙汰されたが、伊藤副委員長を中心に最高幹部の間で折衝がすすめられた結果、委員長西村栄一、書記長春日一幸、副委員長は空席とすることで話合いがつき、一九日大会開催の運びとなった。

大会は本部役員、代議員など約六〇〇名を集めて開催され、第一日は消防庁音楽隊の演奏にひきつづいて小平総務局長の開会あいさつ、池田資格審査委員長の大会成立宣言、西尾委員長あいさつ、西村書記長による一般党務報告、佐々木国会対策委員長の国会議員団報告、会計報告、同監査報告、統制委員会報告があり、大会は質疑を終わってこれらの報告を承認、ついで議案の提案にうつって、一九六七年度運動方針を春日副書記長、一九六七年度政策案を今澄政審会長、昭和四二年度予算案を竹谷財務委員長が提案説明し、質疑のすえ、三つの審議委員会を設置してこれらの議案を付託した。第二日は三審議委員会にわかれて審議をすすめたすえ、午後四時に本会議を再開して、規約に常任顧問を置く旨の改正をおこなうことを決定するとともに、運動方針、政策、予算をいずれも原案どおり可決した。第三日はまず諸決議の提案に入り、「ベトナム紛争の平和解決に関する決議」「中近東紛争の平和解決に関する決議」「道路交通事故、海上海難事故撲滅に関する決議」「生産者米価に関する特別決議」、「中共の水爆実験非難決議」、「立川基地の拡張および新島射撃場設置反対に関する決議」をいずれも満場一致で可決、ついで午後は「副委員長は立候補者なく空席、他はいずれも定員のみの立候補者のため」信任投票を省略して党役員を決定、大会宣言を採決して散会した。

【大会選出の新役員】▽中央執行委員長西村栄一、書記長春日一幸、統制委員長今澄勇、▽常任顧問　西尾末広、伊藤卯四郎、▽中央執行委員　河村勝(副書記長)、小平忠(総務局長)、永末英一(教宣局長)、竹本孫一(政策審議会長)、中村正雄(財務委員長)、爪生清(選挙対策委員長)、曽弥益(外交委員長)、内海清(地方議会対策委員長)、渡辺年(機関紙委員長)、本島百合子(婦人対策委員長)、岡沢完治(青年学生対策委員長)、向井長年(労働対策委員長)、鈴木一(農林漁業対策委員長)、春日一幸(国民運動委員長)、中村時雄(市民団体対策委員長)、田畑金光(青年隊中央本部長)、麻生良方(政権構想委員長)、本島百合子(婦人対策委員長)、岡沢完治(青年学生対策委員長)、青木清、下田喜造、佐藤仲、西田八郎、▽国会議員団長受田新吉、▽院内幹事長佐々木良作、▽政権構想委員会委員長春日一幸、▽党勢躍進構想委員会委員長佐々木良作。

採択された運動方針は、一、国際情勢の変化とわが国の使命、二、国内情勢の変化とわが党の役割、三、改革への基本路線、四、党活動の当面の目標、五、各部局の活動、の五章から成っているが、次にその一部を掲載する。

【一九六七年運動方針(一部)】二、国内情勢の変化とわが党の役割

1　多党化と政界再編成の動き(要旨)

①世界政治の大きな変化の中にあってわが国政治もはげしい流動期に突入している。自社二大政党対立の政治はすでに退潮期を迎え、多党化現象がはっきり現われはじめており、自社両党は外からの批判とともに内からの

崩壊を早めている。これに対しわが党をはじめ公明、共産両党がのびている。この現象はこの十年来の自社二大政党の対立が何んの実りもない政治体制であることを国民が感知し、新しい体制を求める動向を示すものである。②保守党の退潮は、将来に対する無為無策の結果である。民族の進路の欠如、また内におけする民族的ビジョンの欠如と、現実政治に即応する国民福祉計画の無策は、とくに新しい国際政治の変化に対応する社会党の後退もその本質は党の非近代的体質である。マルクス主義の教条から抜け切れない理論、政策、組織、運動、その中でも社会党の性格を形づくっている都市化という新しい経済、社会の変化革命への固執、階級闘争、闘争至上主義、政策の具体性の欠如、外交面における露骨な反米、容共路線、保守党以上の非進歩性と民族意識の喪失などが、国民の不信を買っている。④共産、公明が伸びているのは、国民から支持されているためではなく、自社両党への反発、豊富な運動資金、統制された地域活動によるもので、今後国民の圧倒的支持をうけていく条件はない。しかし社会党の分解は共産党勢力を今日以上に増大させる条件を提供しているのはきわめて危険な事態である。共産党は保守の腐敗と社会党の無気力をテコとして、反米闘争を軸として一九七〇年に向けて、あらゆる問題をとらえ革命条件の整備に努めるだろう。ここに今後のわが国政治の一つの危機があり。⑤上述の一連の政治傾向は次の選挙で一層進展し、文字通り多党化時代に突入して、政界再編成を求める声は国民の世論となろう。多党化は一歩誤れば混乱の政治であり、左右の革命へ進展する危険をもつ。わが党の使命はこの多党化の中にあってその欠陥と危険を排除する主導的役割りを演じ、国民の信頼を勝ち得ることにある。われわれはこの見地から国民の将来の民族的ビジョンと国民福祉向上のプランを示さなければならない。わが造と安全保障〟〝国民福祉への計画的前進〟〝明日への政治革新〟の諸構想は、その一環であり、これを国民合意の構想として発展させていかなければならないのである。

五、各部局の活動

1　労働活動

(1)　基本方針と当面の任務　わが国の政治革新を民主的に実現するたたかいや、産業における資本と労働の比重を転換させるたたかいは、組織労働者を中核に位置づけることが今日では重要である。そのため、労働者に対する党の影響力をひろげ、さらに質的支持勢力として高めていく活動をたえず展開すべきである。ことにＩＭＦ・ＪＣや組合主義者の統一組織にたいしては、積極的に友誼関係をうちたてるよう努めなければならない。しかしながら党の主体的力量はひくく、これらの活動をねばり強くすすめることが不充分な現状では、当面、五カ年計画にそって組織建設をうながし、行動性を向上させることに力点をかける。

(2)　具体的活動　①各級労対機構の拡充と改善　労働問題および労働組合にかかわる諸問題を適切に処理できるよう各級労対機構を拡充する。この際、職場の要求を党に導入するため、党員である一般組合員の参加を考慮する。②同盟との連携強化　同盟との連携をいっそう強化するために、各級党機関は、当該同盟機関とのあいだに連絡会議を常設して、定期会合を習慣づけるとともに、職場段階での交流をはかる機会、職場懇談会などを組織し、同盟組合員との連携を深める。また党組織がない地区に入党運動で入党した組合員が放置されている状態を打開するため、党員数にかかわらず班を構成させ、近接党組織に直結するようつとめる。③中立、中小企業労働者の組織化　わが党を支持する同盟以外の労組並に労働者はかなりの多いが、ほとんどが各級議員の支持にとどまる傾向がつよい。したがってこんご単組については、同盟と連携し中立労組連絡会議など組織して、地民連結成の足がかりにしていく。また労働者については、勤労者懇談会（仮称）など実情にそったかたちで組織し、質的に高めるとともに、所属単組内において影響力を拡大していくよう役立てる。さらに未組織中小企業労働者、とくに民中連加盟の企業にはたらく労働者にたいして、世話活動を集中、反復しておこない組織化していかなければならない。④政治教宣の徹底(略)。⑤自治体改革の推進　わが党の対自治体闘争は議会内に限定され、労働者のナマの要求を引きだし組織しその力を背景にたたかいをすすめるまでに発展していない。したがって同盟と連携し組織の要求をほりおこす過程で、居住区別に動員体制をたて、党議員団を媒体としながら

自治体に要求をもちこみ、予算化、問題の処理などをせまる運動を組織しなければならない。またこれらの運動と併行して、家族または部落懇談会を開き、組織化条件を培養し、同盟および同盟いがいの給与生活者をも引きこんで、住民団体としての居住者組織をつくり、自治体革新の核にすえていく。

**党勢拡大**　第七回大会で党づくり五カ年計画を策定していらい、一九六九年までに二〇万の党員、百万の党友を獲得するなどの目標を達成するために努力を重ねてきたが、計画三年度に入る六七年の第九回大会では、これまでの成果として次のように報告された。すなわち、党員は前大会時二万八〇〇〇が三万九二九名に、区連は二六区連が五一区連に、青年隊は五一隊が五八隊に、支持団体は八団体約一〇〇万が一二団体約一四〇万名にふえ、そして同盟が一〇万人入党運動を組織するなど党との連携が強化された。だがこれまですべての活動が議会勢力回復の一点に集中してきたため、候補者をもつ支部ともたない支部との間に党勢力の格差が生まれ、県連運営が議員や候補者中心主義に陥り、県・区連の連携が弱体化するなど多くの問題が発生した。そこで六七年度運動方針では、「この現況を打開し、真の組織政党としての党の体制を確立せねばならない」として、「強固な組織づくり」の目標をかかげ、①各級機関における執行体制の確立、②県連指導力の強化、③区連の整備と区連結成の促進、④支部の拡大強化、⑤党友の拡大、⑥財政の確立と集中管理、⑦党務運営及び党員管理の改善、⑧党組織及び党活動と密着した学習・教宣活動の展開等の方途を明らかにしている。

## 3　日本共産党

**第一〇回党大会**　第一〇回党大会は一九六六年一〇月に開かれ（第九回大会から一一カ月ぶり）、中央委員会の報告とこれの討議・採択、中央統制監査委員会の報告・承認、西沢隆二除名処分の承認決議、党規約の一部改正、中央役員の選出、などがおこなわれた。

(1)　中央委員会報告は、第一〇回党大会の任務を明らかにし、また当面する闘争課題を提起して次のようにのべた。これに共産党の基本的態度と今後の活動方針が要約されている。

【第一〇回党大会の主要任務】　第一〇回党大会は、具体的には、とくに、つぎの五つの主要な任務をはたす責任をになっている。

第一の任務は、日本がアメリカ帝国主義のベトナム侵略の拠点となり、対米従属と軍国主義の復活、強化の政策が米日支配層によって全面的にしすすめられるという緊迫した情勢のもとで、真の独立と民主主義、平和、中立、人民の生活向上をめざす日本人民の諸闘争を正しく発展させ、労働組合、農民組合をはじめ大衆組織を飛躍的に拡大、強化、すべての民主勢力と人民の共同闘争を系統的に前進させ、アメリカ帝国主義と日本独占資本の支配に反対する人民の統一戦線――民族民主統一戦線の確立にむかってすすむ方針を、いっそう具体化することである。

第二の任務は、マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義にもとづくわが党の国際路線を堅持し、現代修正主義と教条主義、セクト主義な

どあらゆる日和見主義、分裂主義、大国主義の傾向に反対し、一部の外国勢力によるわが党およびわが国の民主運動にたいするあらゆる干渉やかく乱活動とたたかい、アメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対し、ベトナム人民の正義の闘争を支援する国際反帝統一戦線を拡大、強化し、さらに、国際共産主義運動のマルクス・レーニン主義的強化と真の団結をめざす事業を前進させる方針を、さらに発展させることである。

第三の任務は、全党の奮闘によって、数十万の大衆的前衛建設の課題を達成する現実的基礎をすでにきずきあげた党建設の現段階にたって、党創立以来の革命的伝統をひきつぎ、日本人民の解放闘争に責任を負う自主独立の党としての自覚をつよめ、米日反動勢力および、売党、反党分子によるあらゆる党破壊とたたかいつつ、党活動を思想的、政治的にも組織的にもあらたな水準にひきあげ、真に数百万数千万の大衆とむすびつき、その闘争の先頭に立つ強大な大衆的前衛党を実際につくりあげる方針と計画を、明確にすることである。（第四規約改正、第五役員選出については省略）

【当面する六つの闘争課題】第一、米軍基地の撤去、沖縄・小笠原の返還、日米安保条約の破棄など、日本の独立、安全、中立化をかちとる課題。

第二、アメリカ帝国主義のベトナム侵略戦争反対、ベトナム人民の英雄的闘争支持など、アジアと世界の平和を守り、全世界の人民と被抑圧民族の、帝国主義に反対し人類の進歩をめざす闘争を支持してたたかう課題。

第三、小選挙区制粉砕、憲法改悪阻止、憲法の民主的条項の完全実施など、対米従属下の日本軍国主義の復活、強化に反対し、人民の民主的権利を守り拡大する課題。

第四、賃金の大幅引上げ、高物価・重税反対など、米日独占資本の搾取と収奪に反対して、日本人民の生活を守り、日本経済の自主的平和的発展をかちとり、生活の安定と向上をたたかいとる課題。

第五、アメリカ帝国主義の思想、文化侵略、日本独占資本による思想・文化・教育の反動化、軍国主義化、退廃に反対して、日本文化の民族的、民主主義的発展と普及をはかり、民族的、民主的教育を確立し、マルクス・レーニン主義を中心とする進歩的科学的思想を人民大衆のあいだにひろめる課題。

第六、広範な統一行動と統一戦線の結集と発展をはかり、自民党政府を打倒し「安保条約反対・憲法改悪反対・生活擁護の民主連合政府」の樹立をめざしてたたかう課題。

またとくに、労働組合にたいする米日独占資本の分裂、右翼化、破壊の攻撃が激化している現在、「労働組合運動を階級的民主的に強化する党の任務は決定的に重要である」として、次のような点を強調している（抜萃）。

1　労働組合運動のなかで、党が政策上の指導性を発揮することと、職場を基礎にした組織活動の強化とを正しく結合することが重要である。

2　各都道府県委員会が、労働組合運動を重視し、担当者まかせでなく、党組織全体の力を集中できる具体的な措置をとり、既存の労働組合の強化、未組織労働者の組織化の二つの課題を一定の長期的展望と計画をもってすすめなければならない。

3　労働組合運動における党活動の重点が総評中心に片よる傾向があるが、労働戦線を全体として強化する見地から、民間の独占企業の重要な部分を組織している同盟系その他の労働組合にたいするとりくみを強化する必要がある。

4　政党と労働組合の正しい関係を確立することが、いっそう重要になっている。……多くの労働組合が、小選挙区制反対の三党共闘を支持する決議をおこなっていることにみられるように、労働組合が、全人民的な政治課題を共同してたたかう民主的な政党と協力するという実践的な方向がうちだされていることを重視し、これを正しく発展させなければならない。（5は省略）

(2)　西沢隆二の除名　西沢隆二（中央委員）の除名は一九六六年一〇月の第七回中央委員会総会で決定され、今次大会で承認された。それは、「西沢隆二は、ひとにぎりの反党分子とともに、事大

主義、盲従主義者として、売党、反党活動をおこない、党攻撃の雑誌をみずから主宰して発行し、党外から党を攻撃し、卑劣な中傷やひぼうを書きたて、日本共産党にたいするもっとも悪質な裏切り者となった。……恥ずべきかれの行為は、わが党の規約と規律を破る許すべからざる利敵行為であり、階約的犯罪行為である、云々」（除名処分承認にかんする決議）というものであった。西沢がかねてから党中央の方針に反対し、同調する一部の党員とともに党規律違反の分派活動をおこなっていること、一九六六年八月の第六回中央委員会総会で、第一〇回党大会に提出される中央委員会報告案に一人で反対したこと、さらに雑誌「毛沢東思想研究」を刊行して党中央の指導を公然と批判したこと、などがその理由となっている。例えば西沢は同雑誌創刊号の「日本共産党の宮本路線を批判する」で、次のように述べている――党指導部の「ウソとゴマカシ」によって党の「フハイとダラク」が生まれている。「私は現代修正主義者によって指導されるソ連邦政権は〝人民の敵〟であると考えます。常任幹部会は〝人民の味方〟であると主張します」。「こんど提出された十回大会の報告が承認されたとするならば、日本共産党は、はげしい反中国政策をとることになるでしょう。しかも、かげでは、こっそりソ連邦の現代修正主義者と手をにぎり、国内では自民党の右派と手を握り、結局、アメリカ帝国主義者の侵略政策に手をかすことになるでしょう」「われわれは毛沢東思想を武器として、これを日本の現実にあてはめ、職場の現実にあてはめ、さらにこれを発展させることです」、等々。

(3) 党規約の一部改正　規約改正の必要について中央委員会の「規約改正についての報告」は次のように述べている――「アメリカ帝国主義、日本独占資本、自民党政府の反動的政策とたたかい、労働者階級を先頭とする日本人民の闘争と統一戦線をさらに発展させることは、わが党の一貫した重要な任務である。この責務を果すためには、米日反動勢力の攻撃や『左』右の日和見主義者の党破壊活動を撃退し、党をさらに質的にも量的にも強大にすることは、きわめて重要な課題である。したがって党発展の現段階にふさわしく、また今後の展望をも考慮して、党規約の一部改正をおこなうことが必要である」。そしてこの方針にもとづいて大要次のような改正がおこなわれた。

【規約前文について】　1、党の目的について、綱領にしたがって当面する日本革命が人民の民主主義革命であることを明記した。2、「左」右の日和見主義に――「修正主義」だけでなく「教条主義」、「セクト主義」にも――反対して二つの戦線での闘争を重視する立場を明確にした。3、米日反動の党破壊活動の増大に対する積極的な闘争の重要性を強調した。4、自主独立の立場を堅持し、これによって国際共産主義運動の正しい発展に貢献すべきことを強調した。

【第一章党員について】　新入党員の党員としての教育訓練の必要とスパイや不純分子の潜入を防ぐため、党員候補制度を新設した（党員候補の期間は労働者、貧農は五カ月、その他の者は八カ月とする）。

【第三章党の中央組織について】　1、党大会はこれまで二年に一回開くと決められていたが、これまでの実情に即して三年以内に一回ということに改めた。2、統制委員に対する中央委員会の権限の強化。

【第六章基礎組織について】　細胞の運営、指導についての改善。

【第十章党の規律について】　中央委員・同候補で党を破壊し重大な党規律を犯した者に対する処分は党防衛のため緊急を要するので、この点を明記した。

(4) 新人事　中央委員八八名（前大会より二一名増。新中央委員二五名――うち前中央委員候補の昇格二三名、前中央統制監査委員二名）。

中央委員会議長・野坂参三(四選)、同書記長・宮本顕治(四選)。中央委員会幹部会員(一一名)――野坂、宮本、袴田里見、岡正芳、春日正一、河田賢治、蔵原惟人、紺野与次郎、西沢富夫、松島治重、米原昶(うち常任幹部会は野坂、宮本、袴田、岡の四名)。

### 党勢拡大・党組織の強化

共産党はさきに一九六四年一一月の第九回党大会において、(1)党員拡大目標として当大会現在の一・五倍～二倍の達成、(2)機関紙拡大目標として同じく一・五倍～二倍、(2)機関紙拡大目標として同じく一・五倍～二倍という党勢拡大第二次総合二カ年計画を決定した。党勢拡大は、党の力の強化とあらゆる党活動の発展の基盤をなすものであるとともに、「自主独立」堅持の不可欠な条件であり、非常な努力をこの党勢拡大に集中してきた。

そして第一〇回党大会の中央委員会報告は、「党は、今日、三十万近い党員と百数十万の機関紙読者をもち、党史上最大の組織勢力となり」(なお朝日新聞によれば、党員二七万人、機関紙合計一五〇万部―一九六六・一〇・三一付)、「第九回大会が決定した一・五～二倍化の目標にたいし、党員は約一・八倍、本紙は約一・七倍、日曜版は約一・九倍に達し」、「またこの間、党員、機関紙の拡大とともに、重要経営をはじめ多くの空白経営や空白農村、地域に新しい細胞が建設され」、党勢拡大は全体として大きな成果をあげたとのべた。また最近二年間の入党者が党員全体の五〇%以上にのぼっていることが報告されている。党中央機関紙「赤旗」は一九六七年五月三一日、創刊号から六〇〇〇号となり、本紙は三〇万部、日曜版は一〇〇万部を突破するまでになった。

他方同時に、第九回党大会以後二年間における党建設のこのような大きな前進の反面、なお克服すべき欠陥・弱点も残っているとして、次のような点を指摘している(中央委員会報告より抜萃)。

思想的政治的建設の面では、一部にまだ党の国際、国内路線についての基本的理解の不充分さや、マルクス・レーニン主義とプロレタリア国際主義にもとづく自主独立の党の一員としての自覚にかける事大主義の傾向がのこっていることを重視しなければならない。

全党の教育・学習活動はかなりの前進をかちとったが、党の任務からみて立ちおくれており、内外の情勢と党の要求にいまだに十分にこたえていない。

党の組織建設では、党勢拡大はきわめて大きな成果をあげ、空白克服も一定程度進んだ。しかし、基幹産業、重要経営での党建設が、まだおくれている。また各都道府県の党勢のあいだに相当の開きが存在する現状は、ほとんど改善されていない。

労働者、農民のなかには党は拡大したが、三中総できめた四つのスローガンの実践は、ようやく全党的に計画的活動がはじまったところであり、党建設と労働運動、農民運動との結合についての指導はまだ不十分である。とくに党が労働運動にたいする指導的力量をまだ確立していないことは、農民運動での弱さとともに、わが国の統一行動、統一戦線を発展させ、これを民族民主統一戦線にむかって前進させるうえで現在もっとも大きな困難の一つとなっている。

そしてこうした党勢拡大とともに、党員に向かっては、「修正主義者」や「事大主義者」、「教条主義者」などの党攻撃に対処して「自主独立」にもとづく理論的・思想的水準を高めるための学習活動の強化、同様に大量の新入党員に対する教育活動、細胞活動の改善・強化、幹部の養成と質的向上、等々の重要性が強調された。

こうして第一〇回党大会では、「数十万の強大な大衆的前衛党の建設」を目指して、次のような「第三次総合計画」を決定した(中央委員会報告による、抜萃)。

「第三次総合計画」は、「第二次総合二カ年計画」の立場を発展的にう

けつぎ、思想教育活動、党勢拡大、人民各階層の基本的大衆組織の強化と建設をおもな内容とする。すなわち、党を量的に拡大するとともに質的に強化し、また、広大な大衆との結合をつよめ、大衆を基本的大衆組織に積極的に組織し、基本的大衆組織の活動をつよめる。

①一人ひとり党員の理論、思想、政治水準をたかめ、党の基礎組織である細胞の思想、政治、組織的力量をたかめなければならない。……そのためには全党をあげて学習・教育活動に系統的にとりくむことが必要である。

②党勢の拡大目標は全国的には次期の大会までに数十万の党と、本紙、日曜版の読者を全国的にはそれぞれ一・五倍ないし二倍にすることをめざす。党勢（機関紙読者、党員など）拡大にあたっては、労働者、農民のなかでの拡大を重視し、どこにどういう党をつくるかを意識的に追求する見地に立って計画をたてねばならない。

③労働組合、農村労働組合と農民組合、青年・婦人組織、市民組織など人民各階層の基本的大衆組織の建設、強化に計画的にとりくむ。……民族民主統一戦線の基礎である労働者、農民の組織化を中心に、人民各階層の基本的大衆組織を建設、強化することと、またこのなかで民青同盟の拡大や新日本婦人の会の拡大を重視して計画をつくる。（以下略）

## 「自主独立」路線をめぐる問題

共産党は一九六六年八月「ふたたびアメリカ帝国主義に反対する国際統一行動と統一戦線の強化について」（「赤旗」八・八付）を発表した。ベトナム民主共和国のハノイ、ハイフォンにたいする爆撃開始（六月）をはじめとするアメリカ帝国主義のベトナム侵略拡大という事態を迎えて、さきに二月四日付「赤旗」で発表した同名の文書にひきつづきふたたび党の見解をのべ訴えをおこなったものである。この文書のなかで共産党は、「今日もっとも重要なことは、アメリカ帝国主義のベトナム侵略そのものをうちやぶることである」とし、「すべての反帝勢力、とくに国際民主運動と国際共産主義運動は、各国人民のベトナム侵略反対の広範な政治闘争を前進させ、あらゆる形態、あらゆる分野で国際統一行動を強化することが必要である」と強調した。そしてとくにこのなかで、「最近のソ連共産党指導部の路線と行動に、一定の変化があらわれていること」、「無原則的な対米追従路線やベトナム侵略にたいする態度をはじめ、あまりにも誤りが歴然となったいくつかの問題については、自己批判ぬきの手直しをおこなっている」点を指摘し、現在のソ連共産党指導部がフルシチョフ体制以来の「修正主義」路線を維持しながらも、反面では、「フルシチョフ以来の公然たる日和見主義と分裂主義にたいするきびしい歴史の審判と世界人民の圧力によって」、「ベトナム問題などでその修正主義路線と矛盾する一定の反帝政策と反帝行動を実際にとる」という「二面的態度」を特徴として指摘した。そして、「現代修正主義と思想上、政治上はきびしく一線を画して、その日和見主義的妥協政策や不徹底さを批判しながら、同時に組織的には団結の旗を明確にかかげ」て、ベトナム侵略反対の国際統一行動のなかでソ連共産党をも含めて国際共産主義運動の共同行動を強化して行かねばならない、と主張した。

ここでは、フルシチョフ体制以来の「現代修正主義」と、これに同調してソ連共産党指導部との共同行動への無条件参加を主張する志賀義雄を代表とした除名(注)グループの党中央の指導にたいする攻撃を「反党修正主義」として批判するとともに、他方ではとくに、かつての除名派である志田重男とそのグループを代表にあげて、前者と反対に修正主義（ソ連）との共同行動はいっさい拒否すべきであるとし、一定条件の下でのこれとの統一行動の必要を強調する党中央の方針を「中間主義」さらに「修正主義」として攻撃する見解に

たいして反論することに重点がおかれた（つづいて「志田一派の反党攪乱活動を粉砕するために」を八月一〇日付「赤旗」で発表）。

第一〇回党大会の中央委員会報告は、この後者の立場を次のように批判している（抜萃）――「(1)特定の党の理論と見解を現代における唯一のマルクス・レーニン主義の普遍的原則として絶対化して、特定の党を指導党としてそのもとに結集することを要求する売党的事大主義。(2)わが党が自主独立の立場を堅持し、特定の党の見地に同調しないことを理由に『修正主義の党』と非難し、党規律のじゅうりんと党破壊活動を合理化しようとする解党主義。(3)反帝闘争と反修正主義闘争を教条主義的にむすびつけて反帝民主勢力の国際統一行動の重要性を過小評価し、反帝統一戦線を事実上反米・反ソの統一戦線に解消するセクト主義的傾向。(4)日本の具体的情勢の科学的分析を無視して、外国の武装闘争の経験を模倣してもちこみ、議会の革命的利用を軽視して過去の極左冒険主義を復活させようとする挑発的傾向」、等々。この一連の「外国の特定の党」とは、党内外における影響力の強さからみて、中国共産党であり、この中国路線に同調して党中央の指導を「修正主義」として批判し攻撃する者にたいして、「自主独立」の立場から反論をおこなうとともに、党内における方針の徹底を図り理解を深めようとしたものであった。

「自主独立」路線を明確化した日本共産党と「文化大革命」を進める中国共産党との関係は、日中友好協会など日中関係の諸団体における紛糾、北京在居留学生日本共産党員の党本部批判、などとなってあらわれ（一九六六年秋から年末にかけて）、一九六七年に入ると、日本共産党を修正主義とした紅衛兵の壁新聞にたいする反論（六七年一月）、中国研究所（東京都千代田区）における平野義太郎等九名の除名（二月）、日中友好協会事務所（東京都文京区、善隣学生会館内）での騒動（二月末～三月）、などとなって広がって行った。

一九六七年一月、共産党は「紅衛兵の不当な非難に答える」を発表した。これは六六年春におこなわれた日本共産党代表団（団長・宮本書記長）と中国側との会談をとり上げて日本共産党を「修正主義」と批判した北京市内の「人民大学紅衛兵」の壁新聞にたいして反論をおこなったものである。それは次のようなもので、右の会談の経緯と日中両党の指導部の見解の相違がかなり明瞭に記されている（抜萃）。

この壁新聞のわが党にかんする部分の全文は次のとおりである。「一九六六年日本共産党代表が中国にきた。劉少奇、鄧小平がおもに出て会談し、一つの声明草案をつくった。調子はきわめて低いもので一点もソ連修正主義の文字が出ていない。毛主席はこれにたいして鋭い批判を出してみずからきわめて重要な修正をおこなった。その結果、修正主義の日本共産党はこれを受けとることを拒絶した」。（中略）

「人民大学紅衛兵」という名によるこの攻撃は、昨年の日中両党会談の内容にかかわるものであるが、この日中両党会談の最終段階でおこなわれた日本共産党代表団と毛沢東同志との会見は、毛沢東同志自身によって、「この会見はなかったことにしよう。発表しないことにしよう」という意志表示があり、日本共産党としてもその意向を尊重して、これまでいっさいその経過と内容を公表することをさけ、党内の報告もきびしく中央委員会内部にだけとどめてきたものである。（中略）ところが、みずから非公開を要望したこの会見の内容の一部を、毛沢東同志らが積極的に支持している「紅衛兵」なる組織の一つが、極端にわい曲して一方的に壁新聞で公表し、わが党にたいする攻撃に利用したのである。

共同コミュニケ草案の作成は、日本側は岡幹部会員、中国側は劉寧一同志を責任者とする小委員会があたることとなり、双方とも、両党会談の一致点で書くこと、不一致点にふれないこと、できるだけ簡潔なものにする

ことという三つの基準を確認しあって、一致点にもとづく共同コミュニケ草案が完成し、三月二十七日周恩来同志を責任者とし、彭真、康生、劉寧一、廖承志各同志をふくむ中国共産党代表団との会談がひらかれ、共同コミュニケは正式に合意が成立した。この共同コミュニケは、……全世界の人民と反帝勢力が団結してアメリカ帝国主義に反対するもっとも広範な国際統一戦線を結成することを確認し、アメリカ帝国主義きわめて重要な国際的課題となっていることを確認し、アメリカ帝国主義との闘争を回避し、妨害する現代修正主義に反対し、同時に教条主義とセクト主義を警戒して、マルクス・レーニン主義の純潔をまもるためにたたかう任務を強調したものであった。（中略）

わが党代表団は、共同コミュニケ作成の協議のなかで、ソ連共産党指導部への名ざしの非難を書きこむことに賛成しない態度を表明したが、それは、「人民大学紅衛兵」らが主張するように、わが党が「ソ連修正主義」との闘争を回避しようとしたからではけっしてなく、ソ連共産党指導部の評価の問題、とくに今日の情勢のもとで、現代修正主義の潮流とどうたたかうかの問題が、両党会談における不一致点の一つであったからである。アメリカ帝国主義のベトナム侵略に反対する国際統一行動、統一戦線に、ベトナム人民支持を一応表明し、援助をおこなわざるをえなくなっているソ連共産党指導部をもふくめるかどうか、ソ連共産党をアメリカ帝国主義と同列において反米反ソの統一戦線でたたかうべきかどうかは、日中両党の見解がもっともするどく対立した点の一つであった。（中略）

ところが、この問題は、その後の毛沢東同志との会見のさいにふたたびむしかえされた。毛沢東同志は、共同コミュニケについての自分の変更要求を提示したが、その中心点の一つは、両党会談での合意に反して、現代修正主義と反ソ連共産党指導部への名ざしの非難をすすめて、事実上、反米反ソ統一戦線の立場を、積極的に共同コミュニケにもちこもうとしたものであった。これが「人民大学紅衛兵」のいう毛沢東同志の「鋭い批判」なるものの内容である。（中略）いったん作成された共同コミュニケは、両党間にこの不一致点があることをたがいに承認しつつ、一致点での共同行動を強化するという精神にもとづいてつくられていたのにたいし、最終段階での毛沢東同志の「鋭い批判」なるものは、両党間に原則的な意見の相違のある問題について、中国側の意見を一方的にふたたびわが党におしつけようとしたものであったのである。毛沢東同志のこうした「批判」と変更要求を、わが党代表団がうけいれなかったのは、両党会談の経過からみても、党大会および中央委員会の決定にもとづいて活動している日本共産党代表団としてあまりにも当然のことである。

……「人民大学紅衛兵」が、このことをもって、日本共産党にたいして、「修正主義の党」だなどというレッテルを公然とはりつけていることは、まったく、虚偽にもとづく一方的な独断であるだけでなく、わが党にたいする侮辱的な挑戦である。かれらが、わが党にたいして「修正主義」の党うんぬんという侮辱的な非難をあえておこなう唯一最大の根拠は、けっきょくのところ、わが党代表団が毛沢東同志の主張に無条件にしたがわなかったということだけである。（中略）

わが党は、自主・平等・相互の内部問題への干渉という国際共産主義運動、国際民主運動の団結の基準をまっこうからふみにじった「人民大学紅衛兵」のわが党にたいする不当な攻撃をきびしく糾弾するとともに、今後これらいっさいの不当な批判や攻撃にたいしては、断固これに反論する当然の権利を行使することをかさねて表明するものである。（引きつづいて、「北京航空学院紅旗戦闘隊」の新聞「紅旗」の党非難を反論した「『紅衛兵』のわが党にたいする下劣な攻撃について」を発表――「赤旗」六七年二月一八日付）

さらに二月末から三月初にかけて善隣学生会館（東京都文京区）でこれを、在日華僑学生や対外盲従分子が、彼らによる日中友好協会攻撃の壁新聞を同協会員が破ったと因縁をつけて右の会館内にある同友好協会本部を攻撃し、事務所へ侵入をはかり協会員に暴行を加えたものであると、これにたいして相手側は、この事件を「日本共産党修正

主義分子」による暴力であると激しく攻撃し、ついに中国共産党中央機関紙「人民日報」が「日本共産党修正主義分子の反中国の暴行事件に強く抗議する」（三月一一日付）を発表し、日本共産党は『人民日報』その他のわが党にたいする不当な攻撃と干渉を糾弾する」を発表してこれに反論し（「赤旗」三月二〇日付）、日本共産党と日本の民主運動にたいする「中国共産党の極左日和見主義、大国主義分子」の干渉と攻撃を強く批判するにいたった。またこの事件をめぐって、これを一部共産党員などの中国人学生にたいする襲撃事件であるとの見解をとる社会党との間に日中友好運動の進め方について対立が増大するにいたった。

このような日中関係の動きは、党内にかなり大きな対立をまき起こし、党中央の方針に反対する批判グループ、いわゆる中国派の除名・排除がおこなわれた。中央委員・西沢隆二の除名（四七七頁参照）をはじめ、前中央委員・安斉庫治、福田正義ら山口県グループ（「日本共産党山口県委員会革命的左派」と称し「長周新聞」を発行）、これに同調した中央機関紙編集委員・原田長司、西園寺公一ら北京在住の党員・留学生党員、日中友好協会、日本国際貿易促進協会、日本アジア・アフリカ連帯委員会、新日本婦人の会、等々に所属する党員などのうちで、「反党対外盲従分子」として一九六六年秋から六七年にかけてかなり大量に除名処分をうけた。

なお共産党は一九六六年一二月「八十一ヵ国共産党・労働者党代表者会議の声明の六周年を記念して」（「赤旗」一二・二四付）を発表し、ソ連共産党指導部などが提唱している世界共産党・労働者党国際会議の開催の前に――もし真に国際共産主義運動の団結と前進をはかる目的で開催するならば――フルシチョフ以来の修正主義がひき起こした諸問題を解決することが必要であり、その清算がなされていない現状では開催の条件は熟してはいないと説き、同時にベトナム侵略反対の国際的統一行動の強化の必要を強調した。

（注）さきに除名された志賀義雄、鈴木市蔵らは「日本共産党（日本のこえ）」を結成していたが（本年鑑第36集、日本共産党の項を参照）、これに所属する一部党員と、同様な団体――「社会主義革新運動全国委員会」（代表・内藤知周）、「社会主義統一有志会」（代表・春日庄次郎）とが参加して、「共産主義労働者党」（略称＝労働者党）を一九六七年二月結成した。この労働者党は「労働者自身の党であり、労働者階級の自己解放を一貫してめざす共産主義者の党である」、「日本共産党（代々木）が平和共存と反独占民主主義を通ずる社会主義的変革の勝利の展望を放棄し、転換期の新しい内外情勢に具体的に対応できずに、前衛としての機能を失っている特殊な条件のもとで、闘う労働者の要求に忠実な共産主義諸集団の統合によって結成された」と、その結党宣言はのべている。なお党の中央委員会議長・内藤知周、書記長・いいだもも（中央委員は三三名）。中央機関紙「統一」を発行。

しかし「日本のこえ」の志賀、鈴木、神山茂夫、中野重治などは、「日本の共産主義運動の統一の機運が成熟」しつつあるという立場から、新党を結成することは好ましくないとしてこれに参加せず、「日本のこえ」は事実上分裂するに至った。

**選挙活動**

(1)総選挙　衆議院議員選挙は一九六七年一月におこなわれた。これよりさき六六年後半に入って佐藤・自民党内閣の悪政と腐敗が次々に国民の前に暴露され、佐藤内閣非難・早期解散の声が広範に巻き上がったが、共産党では佐藤内閣打倒の運動をいっそう強化するとともに、各野党や労働組合にたいして院内外での共同行動を呼びかけ、これの強化に努めた。国会は六六年一二月二七日、第五四通常国会の冒頭に解散された。

共産党はこの総選挙がもつ意義の重大さ、党の躍進の必要性につ

いて次のようにのべた。

今日、三十万近くの党員と百数十万の機関紙読者をもつにいたったわが党が、きたるべき総選挙をつうじて議席と得票を増大し、強力な活動のできる国会議員団をもつことに成功することは、労働者階級と日本人民解放の闘争を正しく発展させ、民族民主統一戦線の結集を大きく推進する役割をはたすものである。

わが党の得票と得票率をすべての選挙区において全国的に躍進させることは、労働者階級と人民のたたかいにたいするかぎりないはげましであり、自民党の小選挙区制、政党法制定の陰謀にたいする重大な反撃であり、アメリカのベトナム侵略戦争の重要な基地となっている日本で、わが党への支持が増大することは、英雄的なベトナム人民のたたかいを大きく激励するものである。

さらに総選挙におけるわが党の前進は、外国の党に盲従して、わが党の破壊に狂奔し日本の民主、平和運動の正しい発展を妨害している各種の日和見主義、分裂主義――現代修正主義と教条主義、セクト主義にたいするもっとも力強い反撃となるものである。またそれは、国際共産主義運動のマルクス・レーニン主義的強化に大きく貢献することになる。（一九六六年一一月、第二回中央委員会「総選挙での躍進をめざし、全党員は第十回党大会決定と衆議院選挙にたいする政策を身につけて総決起し、すべての「赤旗」読者、党支持者とかたくむすんで奮闘しよう」、抜萃）。

そして次の「五大政策」をかかげて総選挙にのぞんだ――一、汚職と腐敗、売国と戦争、生活破壊の自民党の反動政治をやめさせ、全民主勢力の団結による民主連合政府をうちたてる。二、日本をアメリカのベトナム侵略の基地とする自民党政治に反対し、安保条約を破棄して、独立、平和、中立の日本をかちとる。三、小選挙区制と憲法改悪、軍国主義復活の反動政治に反対し、民主主義と人民の権利をまもる。四、物価高、安い賃金、重い税金、住宅難、交通災害をなくし、人民のくらしと健康を守り、日本経済の自主的で平和的な発展をかちとる。五、独占資本と軍国主義のための「人づくり」政策に反対し、国民の希望にこたえる教育、文化、科学のゆたかな民主的発展をかちとる。

共産党は全国各地区で総数一二三名の候補者を立て、次の五名が当選し、新たに一議席を加えた――松本善明(東京)、林百郎(長野)、谷口善太郎(京都)、川上貫一(大阪)、田代文久(福岡)。また次点が二二名にものぼった。得票総数は二一九万票で前回より五四万票増加し、得票率も四・八%で前回の四%を上まわった。なおさきに共産党の除名処分を受けて「日本共産党(日本のこえ)」を結成した志賀義雄（前議員）も大阪で立候補したが落選した。

共産党ではこの選挙戦の結果について、党勢拡大を基盤としてとくに具体的な政策をもってたたかう方向を強化することによって、かなり大きな成果を収め得たことを強調するとともに、反面かなりの選挙区で政策宣伝や組織活動などの面に弱点がみられたことを指摘し、今後の選挙戦に備えてこれらの成果を発展させ弱点を克服して行かねばならないと、次のようにのべた（一九六七年二月第三回中央委員会「総選挙戦の成果にたって全国いっせい地方選挙での躍進をめざして奮闘しよう」、抜萃）。

今回の総選挙は、各党派のあいだのもっとも激烈な全面的政治闘争であった。そのためこのたたかいをつうじて、わが党のもつ力量がかなり検証され、多くの教訓、こんご一層発展さすべき成果、克服すべき弱点をあきらかにした。きびしい情勢と条件のなかで、わが党が着実な前進をかちとったことは、ひきつづく躍進の基礎を築いたきわめて重要な意義をもつ成果であった。しかしながら、六府県と十九選挙区で前回総選挙よりも得票を減らし、三十選挙区では今回も二パーセント以下の得票にとどまっている原因については、政治情勢や選挙情勢のきびしさに帰するだけでなく、

主体的な問題点についてもふかく検討し、その改善方向をあきらかにしなければならない。（中略）

今後の選挙戦をつうじて、(1)前回の参議員選挙と都議会議員選挙の経験を発展させ、総選挙にのぞむ基本政策と具体的建設的個別政策をさらに充実させ、他党にたいする政策的優位のもとで、一貫して政策をもってたたかう方向がつよめられたこと。(2)大量の政治宣伝においても、その内容をたかめる努力がさらにつよめられたこと。(3)「赤旗」読者の協力を得て、宣伝、組織活動をひろげる点で、一定の前進がかちとられたこと。(4)わが党と労働組合、大衆諸組織との正しい共同協力の関係が発展させられたこと。(5)「票よみ」活動や「日報制」のなかで一部にあらわれていた党機関の事務的行政的指導の欠かんが改善され、細胞の自主的自覚的活動をつよめる点での前進がみられたこと、などの成果がかちとられた。

しかしながら、かなりの選挙区でみられたように、(1)政治宣伝の面では、自民党の暴露と糾弾に重点がおかれて、わが党の政策を積極的にのべる点や他党派にたいする適切な批判を加え、わが党と党候補の支持をつよく訴えるという点で、なお不十分さがあったこと。(2)政策宣伝が全体としてつよめられた半面、得票の組織活動がおくれたり、弱められたりする面があらわれたこと。(3)若干有力な選挙区でみられたように、情勢にたいする主観的判断と経験主義などから、科学的根拠に欠ける楽観論におちいり、たたかいに甘さを生んだところもあったこと、……などの点もあった。

今回の総選挙で得票率二パーセント以下のところがなお三十選挙区あったのは、なんといっても日常の党建設と基本的大衆組織の建設がよわく、圧倒的に党の空白職場や空白町村を残していることが最大の原因となっている。

(2)地方選挙　一九六七年三月下旬か四月にかけて全国でいっせいに地方選挙――一八都道府県知事、四四道府県議会、一五五市長、三五八市議会、東京都二二特別区議会、九六七町村長、一四一四町村議会の改選――がおこなわれた。共産党は「このいっせい地方選挙は、これまでのどの地方選挙にもまして重要なものです。それ

第148表　1967年地方選挙における共産党の状況

| 選挙別 | 当選者数（前回） | 立候補者数 | 得票数（対前回・倍） | 得票率（前回） | 当選者の多い地区（名） |
|---|---|---|---|---|---|
| 道府県議会選挙（都道府県議会議員総数） | 37名(19)<br>46（改選前28）――議員全体の1.7％ | 388名 | 1403千票(2.1倍) | 4.0%(1.9)※ | 京都7，大阪3，福岡3（東京9―今回選挙なし） |
| 五大市議会選挙 | 24　(15) | 71 | 305　(1.3) | | 京都12，大阪7 |
| 東京特別区議会選挙 | 81　(59) | 87 | 272　(1.9) | 7.2 | 杉並7，中野6，大田6，このほか練馬区改選分を含めると85名 |
| 一般市長選挙 | 1　( 0) | 49 | 420 | | 長野県塩尻市 |
| 一般市議会選挙 | 405<br>（改選議員全体の3.5%） | 571 | 699　(1.4) | | 大阪36，東京34，神奈川18，埼玉18（各都府県下の市議員の計） |
| 町村議会選挙 | 383（補欠選挙当選者を含めると393――議員全体の1.3%） | | | | |

〔備考〕　※は東京都議選，茨城県議選を除いて計算したもの。

は、こんどの選挙が、さきの総選挙にひきつづき、中央の自民党政府と大資本の道具になって住民を苦しめてきた自民党の腐敗しきった地方政治をやめさせて、住民の毎日のくらしをよくし、地方政治をまもり、日本の独立と平和をめざす、清潔で民主的な地方政治をうちたてる道を大きくきりひらかなければならない政治戦であるからです」（前掲・第三回中央委員会報告）とその意義を重視し、これを基本とする五大政策をかかげ、全国各地で多数の候補者を立て選挙活動を展開した。

地方選挙の結果は第148表のようであり、道府県議会をはじめそれぞれの議会で前回（四年前）にくらべて当選者はかなり大幅に増加し、得票率もまた高まった。共産党初の市長が長野県塩尻市に生まれ、道府県議会では新潟、兵庫をはじめ一一県で、五大市議会では名古屋、横浜の両市で、それぞれ新たに議席を獲得するなど、地域的にも進出がめだった。なお共産党ではこれを「躍進」として高く評価するとともに、全国的にみれば党議員のいる自治体議会の数は、都道府県議会で二三都道府県（全体の五〇%）、一般市議会で三八八市（七〇%）、町村議会で六五四町村（二四%）にすぎず、議員総数に占める割合もまだきわめて低い状態にあることを指摘し、今回の地方選挙での進出を貴重な一歩としてさらに努力せねばならないとしている（一九六七年四月中央委員会幹部会「全国いっせい地方選挙の成果にたって、さらに前進しよう」）。

また東京都知事選挙では美濃部亮吉候補が当選し、初の「革新」知事が誕生したが、この知事選挙にあたって共産党は社会党と、「都民本位の明るい民主都政を」、「都民の生活を守り生活環境を改善する」などを基本方針とする詳細な政策協定をおこない（美濃部候補もこれを了承し実現に努力すると表明）、また共同闘争の体制として「あかるい革新都政をつくる会」を結成した。東京都知事選の勝利はこうした社・共両党の共同行動と、この会に結集した社・共両党、労働組合、諸団体、個人等広範な諸組織、都民の強力な共同行動の成果であった（選挙についてはなお本編4を参照されたい）。

## 4 総選挙と統一地方選挙

### 1 総選挙

共和製糖事件をきっかけにした政界の「黒い霧」問題から、六六年末の第五四通常国会は冒頭に解散となり、六七年一月二九日に第三一回衆議院選挙がおこなわれた。今回は定数の改正があり、五選挙区、一九議席が追加されて、全国一二三選挙区、四八六議席となった。この「粛正選挙」に向けて自民党などが立候補者をしぼったため、全国平均競争率は一・九倍と戦後最低となり、「少数激戦」の模様となった。投票率は七三・九%で前回（六三年一一月）より高

まず政党別の得票率をみると、自民党と社会党は減少し、民社党はかわらず、共産党と無所属が増加した。自民党は前回の五四・七%から四八・八%に落ちた。五二年の総選挙以後、自民党は一貫して得票率を低下させてきたが、低下率は今回がもっとも大きく、ついに五〇%台を割り、参院選につづいて衆院選でも国民の過半数の支持を失った。なかでも、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫などでは三〇%台ないしそれ以下に落ち、農村諸県でも前回にくらべて一〇%以上減少したところが少なくなかった。社会党は「上げ潮」ムードのなかで三分の一のカベを破れるかとさえ前評判されたにもかかわらず、得票率は逆に一・一%低下した。共産党は〇・八%増加して得票数二一九万票となり、得票を前回の二倍以上にふやしたところがいくつもあった。総選挙にはじめて出馬した創価学会の公明党は得票率五・四%、二四七万票（投票増加分の約半分）をえた（第149表参照）。

当選者数では、解散時にくらべて自民党と社会党はそれぞれ一議席減少し、前回総選挙の時とくらべると、定数が一九ふえているのに、自民は六、社会は四議席へっている。社会党は、いままで自民党独占区だったところでの新議席をはじめ一七議席を獲得したが、逆に自民党によって奪われた議席が一二、民社党に五、公明党に四、定数増となった選挙区で四、計二五議席を失った。社会党はまた、四〇人の前議員落選者を出し、全国五〇の選挙区で次点となった。自民党がいぜんとして過半数の二七七議席を占め、保守系無所属を加えると前回とかわらないのにたいして、社会党はほとんどの新聞・通信・放送の当選者最終推定を一〇名以上も下まわって惨敗した。民社党は七名ふえて三〇名となり、初参加の公明党は二五名

**第149表　第31回総選挙における党派別得票数**

| 党派 | 得票数（万） | | | 得票率（%） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 今回 | 前回 | 増加 | 今回 | 前回 | 増減 |
| 自民党 | 2245 | 2242 | 2 | 48.8 | 54.7 | −5.9 |
| 社会党 | 1283 | 1191 | 92 | 27.9 | 29.0 | −1.1 |
| 民社党 | 340 | 302 | 38 | 7.4 | 7.4 | 0 |
| 共産党 | 219 | 165 | 54 | 4.8 | 4.0 | +0.8 |
| 公明党 | 247 | — | (247) | 5.4 | — | (+5.4) |
| 諸派 | 10 | 6 | 4 | 0.2 | 0.1 | +0.1 |
| 無所属 | 255 | 196 | 60 | 5.5 | 4.8 | +0.7 |
| 合計 | 4600 | 4102 | 498 | 100.0 | 100.0 | — |

**第150表　第31回総選挙における党派別当選者数**

| 党派 | 立候補者 | 当選者数 | | | | 解散時 | 前回当選者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 計 | 前 | 元 | 新 | | |
| 自民党 | 342 | 277 | 234 | 16 | 27 | 278 | 283 |
| 社会党 | 209 | 140 | 92 | 16 | 32 | 141 | 144 |
| 民社党 | 60 | 30 | 18 | 4 | 8 | 23 | 23 |
| 共産党 | 123 | 5 | 3 | 1 | 1 | 4 | 5 |
| 公明党 | 32 | 25 | 0 | 0 | 25 | 0 | 0 |
| 諸派 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 無所属 | 135 | 9 | 0 | 0 | 9 | 1 | 12 |
| 合計 | 917 | 486 | 347 | 37 | 102 | 448 | 467 |

の当選者を出し、「健全野党」や「中道政治」をかかげた「第三勢力」の台頭や「多党化」時代の幕あけなどとジャーナリズムでいわれた。共産党は一八年ぶりに東京であらたに一議席を獲得し、愛知では惜敗したが福岡で民社党とせりあつて一議席を回復した。野党の議席ははじめて二〇〇を越し、また前回六八名、前前回六〇名であった新人当選者が一〇二名となった（第150表参照）。

地域別にみると、京浜および京阪神の工業地帯（八都府県）の得票率を五五年の総選挙とくらべてみると、自民党は五四・五%から三三・三%へ、社会党は三五・九%から二五・四%減少し、共産党は五・〇%から八・五%へ増大し、同じく太平洋岸「ベルト地帯」（一八都府県）においては、自民六二→四四%、社会三一→二六%、共産三→六%となっている（南克巳「戦後段階に関する三つの計数」、土地制度史学、第三五号による）。東京都においては、定員増のあった一二議席の配分は、公明六、自民三、社会・民社・共産各一となり、得票数では自民が九万、社会が五万減少したのにたいして、共産は二二万、民社は一八万増加し、とくに共産党は前回より八五・五%だけふえ、九・九%の得票率となった。公明党のえた票数は六二万票である（第152表参照）。

## 2 統一地方選挙

六七年四月には統一地方選挙として、一五日に一八都道府県の知事、二大市（大阪・横浜）の市長、四四道府県（東京都と茨城県を除く）議会の議員、五大市（横浜・名古屋・京都・大阪・神戸）の市議、二三区（練馬区を除く）の東京特別区の区議、東京都議会議員の補選、二八日には全国一五四市（総数の二七%）の一般市長、三五三市（六三%）の一般市議、九九三町村（三六%）の町村長、一四一二町村（四〇%）の町村議の選挙がいっせいにおこなわれ、全国の約半数の地方自治体の首長および議員が改選された。それらの結果としての政党別の数の変化と現状は第153表のとおりである。

### 知事

一八都道府県知事の選挙（投票率六八・七%）においては、社会党と共産党の共同推薦または社会党公認で共産党推薦になったところが四（東京、和歌山、北海道、福岡）、社会党と民社党の共同推薦一（福井）、自民・社会・民社共同推薦五（岩手、秋田、茨城、長野、大分）、自民・民社共同推薦四（東京、三重、宮崎、福岡）、社会党独自候補三、共産党独自候補一四であったが、投票の結果、自民党六、同推薦無所属二、自民・社会・民社ないし自民・民社推

第151表　総選挙における労組出身者の労組別当選者数

| | 立候補者 | 当選者数 |
|---|---|---|
| 組労 | 26 | 17 |
| 労通 | 4 | 0 |
| 通林 | 23 | 17 |
| 売交 | 11 | 8 |
| 鉄労 | 4 | 2 |
| 属鋼 | 3 | 1 |
| 鉱化 | 1 | 3 |
| 通労 | 5 | 2 |
| 盟電 | 3 | 2 |
| 連評 | 1 | 1 |
| 連船 | 2 | 1 |
| 計 | 107 | 70 |
| 教治 | 23 | 3 |
| 電農 | 11 | 1 |
| 専市 | 4 | 5 |
| 金 | 3 | 5 |
| 国 | 1 | 3 |
| 日駐 | 5 | 2 |
| 同総労 | 2 | 1 |
| 九印機 | 1 | 1 |
| 学造 | 3 | 1 |
| | 107 | 70 |

〔備考〕　総評「1967年度各局報告書」による。

## 第152表　第31回総選挙における東京都の当選者と得票数

| 党派 | 当選者 | | | 得票数（万） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 今回 | 前回 | 増加 | 今回 | 前回 | 増減 |
| 自民党 | 16 | 13 | 3 | 152 | 161 | －9 |
| 社会党 | 13 | 12 | 1 | 128 | 133 | －5 |
| 民社党 | 3 | 2 | 1 | 56 | 37 | +18 |
| 共産党 | 1 | 0 | 1 | 47 | 25 | +22 |
| 公明党 | 6 | — | (6) | 62 | — | (+62) |
| 諸派 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | －1 |
| 無所属 | 0 | 0 | 0 | 28 | 8 | +20 |
| 合計 | 39 | 27 | 27 | 472 | 366 | +106 |

## 第153表　地方自治体の長および議会の所属党派別調べ

| 選挙別 | 年月日 | 定数 | 自民 | 社会 | 公明 | 民社 | 共産 | 諸派 | 無所属 | 欠員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 知事 | 66.10.1 | 46 | 26 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | — |
| | 67. 5.1 | 46 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 | — |
| 都道府県議会議員 | 66.10.1 | 2,688 | 1,735 | 535 | 59 | 84 | 29 | 49 | 85 | 112 |
| | 67. 5.1 | 2,734 | 1,597 | 588 | 107 | 102 | 46 | 34 | 260 | — |
| 市長 | 66.10.1 | 557 | 98 | 21 | 0 | 0 | 0 | 3 | 432 | 3 |
| | 67. 5.1 | 564 | 87 | 26 | 0 | 0 | 1 | 2 | 447 | 1 |
| 市議会議員 | 66.10.1 | 18,568 | 3,593 | 1,754 | 821 | 364 | 467 | 109 | 10,960 | 500 |
| | 67. 5.1 | 18,818 | 2,543 | 1,865 | 1,141 | 422 | 607 | 92 | 11,962 | 186 |
| 町村長 | 66.10.1 | 2,794 | 151 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,622 | 10 |
| | 67. 5.1 | 2,744 | 97 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,635 | — |
| 町村議会議員 | 66.10.1 | 57,657 | 2,683 | 1,162 | 133 | 93 | 661 | 3 | 51,225 | 1,697 |
| | 67. 5.1 | 55,145 | 1,401 | 1,166 | 86 | 93 | 756 | 22 | 50,974 | 647 |
| 東京区議会議員 | 66.10.1 | 1,069 | 615 | 127 | 138 | 14 | 57 | 2 | 78 | 38 |
| | 67. 5.1 | 1,087 | 571 | 176 | 129 | 40 | 84 | 0 | 83 | 4 |
| 合計 | 66.10.1 | 83,379 | 8,901 | 3,611 | 1,151 | 555 | 1,214 | 166 | 65,421 | 2,360 |
| | 67. 5.1 | 81,138 | 6,319 | 3,833 | 1,463 | 657 | 1,494 | 150 | 66,384 | 888 |

## 第154表　知事当選者数

| 党派 | | 当選計 | 現 | 新 | 非改選 | 改選後 | 改選前 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自民党 | | 6 | 4 | 2 | 17 | 23 | 23 |
| 社会党 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 無所属 | | 12 | 8 | 4 | 11 | 23 | 22 |
| 内訳 | 自民推薦 | 2 | 1 | 1 | 10 | 12 | 14 |
| | 自民・民社推薦 | 3 | 2 | 1 | 0 | 3 | 2 |
| | 自・社・民推薦 | 5 | 5 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| | 社会・民社推薦 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 社会・共産推薦 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| 合計 | | 18 | 12 | 6 | 28 | 46 | 46 |

第155表　都知事上位3候補の地区別得票数

| | | 美濃部 | 松下 | 阿部 |
|---|---|---|---|---|
| 千代田 | | 17,572 | 26,888 | 3,118 |
| 中央 | | 23,415 | 35,236 | 5,774 |
| 港 | | 46,205 | 52,518 | 9,974 |
| 新宿 | | 79,809 | 79,997 | 19,399 |
| 文京 | | 53,039 | 52,217 | 11,336 |
| 台東 | | 44,460 | 70,397 | 13,517 |
| 墨田 | | 52,530 | 72,678 | 18,458 |
| 江東 | | 64,469 | 62,739 | 25,096 |
| 品川 | | 87,903 | 78,067 | 26,191 |
| 目黒 | | 61,997 | 61,888 | 15,351 |
| 大田 | | 151,139 | 135,721 | 47,984 |
| 世田谷 | | 155,704 | 136,897 | 30,267 |
| 渋谷 | | 53,209 | 54,899 | 12,543 |
| 中野 | | 80,128 | 71,663 | 17,449 |
| 杉並 | | 117,140 | 100,509 | 21,241 |
| 豊島 | | 72,110 | 70,629 | 21,459 |
| 北 | | 96,431 | 85,206 | 29,114 |
| 荒川 | | 46,283 | 58,522 | 18,325 |
| 板橋 | | 100,491 | 82,390 | 31,617 |
| 練馬 | | 88,272 | 70,561 | 25,009 |
| 足立 | | 98,363 | 101,417 | 35,929 |
| 葛飾 | | 83,746 | 81,703 | 30,548 |
| 江戸川 | | 73,466 | 73,285 | 30,840 |
| 23区計 | | 1,747,881 | 1,715,997 | 500,559 |
| 八王子 | | 41,677 | 34,950 | 10,414 |
| 立川 | | 21,117 | 18,586 | 6,317 |
| 武蔵野 | | 32,256 | 22,798 | 5,237 |
| 三鷹 | | 33,065 | 21,528 | 6,839 |
| 青梅 | | 11,952 | 16,371 | 2,699 |
| 府中 | | 28,689 | 20,918 | 6,524 |
| 昭島 | | 12,350 | 11,509 | 3,655 |
| 調布 | | 29,476 | 19,484 | 6,446 |
| 町田 | | 25,378 | 19,904 | 5,543 |
| 小金井 | | 19,567 | 12,630 | 3,017 |
| 小平 | | 24,369 | 16,284 | 5,247 |
| 日野 | | 18,073 | 11,556 | 3,066 |
| 東村山 | | 17,166 | 12,956 | 4,271 |
| 国分寺 | | 16,136 | 10,981 | 2,588 |
| 国立 | | 12,826 | 8,519 | 2,210 |
| 田無 | | 12,369 | 8,257 | 2,921 |
| 保谷 | | 16,486 | 10,547 | 3,464 |
| 市計 | | 372,952 | 277,778 | 80,458 |
| 西多摩 | | 23,495 | 26,544 | 6,860 |
| 南多摩 | | 7,942 | 6,371 | 1,924 |
| 北多摩 | | 43,366 | 29,755 | 9,977 |
| 郡部計 | | 74,803 | 62,670 | 18,761 |
| 島部計 | | 4,753 | 7,307 | 1,749 |
| 総計 | | 2,200,389 | 2,063,752 | 601,527 |

無所属八、社会・民社推薦無所属一、社会・共産推薦無所属一が当選した。社会党は現職の公認知事一名（福岡）を少差で失った（第151表参照）。

### 東京都知事

知事選の最大の焦点は東京都知事選であった。太田薫前総評議長が不出馬にきまったあと、二月に美濃部亮吉教育大教授が大内兵衛氏らの学者グループからおされ、社会党、共産党、および労働組合、民主団体、個人など広範な民主勢力の推薦を受けて立候補し、社会党と共産党の対等な立場にたった政策協定と共同闘争体制協定（後出）がむすばれ、美濃部候補を推薦する選挙法上の確認団体として「あかるい革新都政をつくる会」が結成されて活発な活動に入った。これにたいして自民党は、公明・民社両党を「友党」として共同歩調をとろうとし、鈴木副知事を知事候補に推してほとんど決定の寸前にあったが、公明党が独自候補をたてることにふみきったため、佐藤首相の裁断で民社党の推す松下正寿立大総長を共同推薦することにきめた。こうして都知事選は、社会・共産・民主勢力の推す美濃部候補と自民・民社の推す松下候補と公明党の推す阿部憲一創価学会理事の三者、事実上は前二者の一騎打ちとなった。自民党は首都東京に革新都知事が出現することをおそれて全力をそそぎ、首相が中央と対決しようとする知事には当選しても協力しないと公言したり、「都庁に赤旗をたてさせるな」のスローガンや「紅衛兵」問題で露骨な反共・アカ宣伝を強化し、財界も二〇億の資金を出すことを約束し、右翼は「第二の浅

沼事件」を示唆するような脅迫をしたり、宣伝カーの演説中に空気銃の狙撃をうけて司会者の女子大学生が重傷を受けるなどの事件がおこったが、美濃部候補への支持は高まり、投票の結果、二二〇万票（有効票の四四・七％）を獲得し、松下候補の二〇六万票、阿部候補の六〇万票をひきはなして歴史的な勝利をえた。票数では三多摩市町村での一一万票余の圧勝が決定的で、区部でも三万票余の差をつけた（第155表参照）。

【社共協定(三・一一)】　一、日本社会党は候補者美濃部亮吉氏が日本社会党に示した立候補の条件を基礎に策定した都政政策を日本共産党に提示した。一、日本共産党は社会党に対し同党の都知事選挙政策を提示した。一、両党協議の上、都知事選挙政策並びに共同闘争の体制に関し一致点として別紙のような協定に達した。一、候補者美濃部亮吉氏はこれを了承し実現に努力することを表明した。

【東京都知事選挙の政策協定】　都政革新はまずきれいな選挙からスタートしなければなりません。四年前の都知事選挙では、保守勢力の側のニセ証紙、怪文書など多くの不祥事件が起っており、まだ裁判が続けられています。きたるべき都知事選挙には、こうした汚れた選挙を絶対に許すことはできません。われわれは清潔な選挙、理想選挙の模範をつくるつもりで、選挙にのぞむことを誓います。同時に正当な選挙活動、政治活動にたいする不当な干渉と圧迫は、はねかえさなければなりません。

都政の基本的なあり方は、勤労者、中小企業者、農漁民、青年婦人、知識人その他めぐまれぬ都民の生活と生活環境を守り、改善する都政でなければなりません。また、日本の首都にふさわしい、清潔で民主的で平和な都政でなければなりません。ところが、戦後二十数年、国の政治と東京都政を自民党は、都政を自民党政府の出さき機関と同じ体質改善と民主化、科学化をはかり、道義と科学を重んじる。また、これまでつづけてきた自民党政府の出さき機関と同じように必要に応じて民主的な審議会をもうける。③　都職員が自覚と誇りをもって都民のための職務を遂行できるよう、人事、労働条件、職員研修などを、職員と都民の利益にそって改善、充実する。④　汚職、くるしみや反動教育とたたかいはい文化のうずまく東京、半身不随の状態にお ちいっているぼう大なマンモス都市にかえています。また、日本の首都東京を、アメリカの軍事基地にかこまれた悲しむべき首都、憲法をふみにじり、ふたたび軍国主義を復活させる足場となる首都に変えています。

一昨年の都議会選挙で、進歩的な東京都民は、汚職、腐敗にまみれた日民党を三分の一以下の議席におとし、都政の民主化と清浄化に重要な一歩をふみだしました。こんどの知事選挙は、この成果をさらにすすめ、自民党とそれになれあう政党の都政をうちやぶる大きな機会です。自民党とそれに同調する政党によってゆがめられた都政にかわって清潔で民主的で科学的な都政、外国の軍事基地をなくし平和の鐘を高らかに鳴らす都政をうちたてる道です。このため、全都の民主勢力が団結し、広範な都民の力を結集してたたかうことが、勝利のかなめです。

自民党と民社党は、民主都政をめざす共産党、社会党などの民主勢力にたいして道理にあわない中傷に力をいれています。いまアメリカのベトナム侵略がいちだんと凶暴になり、自民党政府がこれに積極的に協力して軍国主義復活の足どりをいよいよはやめていることにてらしても、この悪質な中傷と分裂工作に一致してたたかわないかぎり、都民の勝利は困難です。もしこれと積極的にたたかうなら勝利することができることは、京都市長選挙の実例でもあきらかです。

自民党政府のもとでは、都民の活動には多くの限界があります。さし当たってはその限界において、またその限界をひろげながら、都民不在の都政を都民本位の明るい都政に変えなければなりません。

一、都民本位の明るい民主都政を

①　大資本奉仕、アメリカ追随、都民不在の自民党都政をやめさせ、都民本位の明るい都政、都民のくらしと教育をまもり、清潔で民主的で平和な都政に変える。②　都民の要求を正しく都政に反映し、混迷した都政の体質改善と民主化、科学化をはかり、道義と科学を重んじる。また、これまでつづけてきた自民党政府の出さき機関と同じように必要に応じて民主的な審議会をもうける。③　都職員が自覚と誇りをもって都民のための職務を遂行できるよう、人事、労働条件、職員研修などを、職員と都民の利益にそって改善、充実する。④　汚職、

腐敗の根絶のために勇断をふるい、都政の執行にあたっては厳正公平を期し、利権行政と絶縁する。イ、建設工事や物品納入などの契約、入札制度は民主的な一般競争入札制度を原則とし、また予算の使用、請負入札、公有財産の処分などについては不正や乱費のないように議会の監視をつよめ、清潔なガラスばりの運営をはかる。ロ、外郭団体を整理粛正する。監査委員の公選制実現を期し、委員の増員をはかって監査機能を充実する。⑤ リコールなど直接請求権の条件を緩和して、都民の要求に応じ、議員、首長、高級職員などの解職や、議会の解散、条例の制定改廃や監査がたやすくできるようにする。

二、都民の生活を守り生活環境を改善する。

① 都政の基本的なありかたを勤労者、中小企業者、農漁民、青年婦人、知識人、その他、恵まれぬ都民の生活を守り、生活環境を改善する都政にきりかえる。② すべての小中学、幼稚園、保育園の通学、通園道路に歩道、ガードレール、横断橋、信号機など交通安全施設を早急に完備する。人命尊重の交通対策を確立する。③ 安い家賃の都営住宅をたくさん建設し、一世帯一住宅の実現をはかる。都有地、国有地を優先的に都営住宅の建設にむけるなど、住宅難解消のため積極的対策をとる。都営住宅居住者の居住権をまもり、収入調査割増家賃の徴収、明け渡し請求権に反対する。④ 勤労者の税負担を軽くするため、個人住民税の均等割の廃止、個人住民税の四人家族年収百万円までの免税を要求する。固定資産税・料理飲食等消費税の免税点の引上げをめざす。⑤ 社会保障と福祉事業を改善し、貧困者、母子世帯、老人、被爆者の生活、医療を保障するようにする。生活保護のうちきり、ひきしめをやめさせ、保護基準を大幅にひきあげることを政府に要求する。心身障害者（児）の医療、生活を完全に保障する福祉施設を増設し、民間施設の充実をはかる。⑥ 保育所、学童保育施設、児童会館、子供の遊び場を大量につくる。⑦ 国民健康保険の値上げをやめ、給付内容を改善し、十割給付をめざして政府の財政措置を要求する。都民の健康を守るため、保健所の増設と施設の改築・整理を促進する。都立病院の公益性を重視し、増設と充実をはかる。⑧ 中学生以下の子供にたいする日本脳炎、インフルエンザ予防接種を無料にする。⑨ すべての労働者の生活と権利をまもり、真の最低賃金制を確立させるとともに、失対事業のうちきりに反対する。⑩ 競争事業で働く労働者の保障を十分におこなって、競輪、競馬などの公営とばくを廃止することをめざす。⑪ 大資本の活動とアメリカの基地を保障することを中心としたいまの都市計画をあらため、働く都民の生活と生活環境の改善を中心とした町づくりをすすめる。⑫ 非民主的、官僚的ないまの都市計画をあらため、都民の民主的な討議と住民の納得にもとずいて、都民の利益を主とした都市計画をつくる。⑬ 一般都民の生活上必要とする中小道路の舗装と改修を早急におこなう。幹線道路優先の道路計画は再検討する。⑭ 都の未給水地域と給水不良地域を早急に解消する。⑮ 中小河川、どぶ、みぞを全面的に改修し、低地帯の水防を整備して、水害を防ぐ。⑯ 都市公害の防除のため、その実態および発生源について徹底した調査をおこない企業の責任で防止装置をつけさせる。被害者にたいする損害補償をおこなわせる。⑰ 人口急増により都市施設の整備に追われている三多摩市町村にたいし、住民生活と教育施設、交通など生活環境の向上、改善のため政府と都の援助を強化する。伊豆七島住民の生活をまもるため緊急対策をおこなう。⑱ 水利、交通機関など他の県、市の協力が必要な問題は、関係県、市と協議し、相互に納得のうえに民主的に処理する。

三、物価を安定させる

① 消費者物価安定のため、積極的な方策をとると同時に、政府にたいして意見を提出する。② 東京電力、東京ガスなど独占企業の独占価格を引下げさせる。③ 三多摩地域の水道料金、伊豆七島の電力料金など、他地域とくらべて特別高い公共料金の引下げをはかる。④ 都民に負担をかけ、大資本に利益をもたらすような「コールド・チェーン」（食品の低温・冷凍流通機構）などに反対し、中央卸売市場や屠場の民主化をはかり、生鮮食料品の価格上昇をおさえる。⑤ し尿のくみとり料金を無料にする。⑥ 勤労者むけの公共料金、使用料、手数料は引き上げないようにする。このため、交通・水道事業・病院などの公営企業は都民の利益本位に運営し、採算本位の制度（独立採算制）をやめ、その管理を民主化するなどの必要なあらゆる措置をとる。

四、中小、零細企業をまもる

① 中小零細企業に担保や保証人のいらない長期、低利の融資を拡大し、条件を改善する。② 長期、低利の政府融資のワクを拡大させる。③ 信用保証協会の保證料率を引下げる。④ 中小零細企業者の税負担を軽くするため、個人事業税、所得税の四人家族年収百万円までの免税と中小企業の法人税率引き下げを要求する。⑤ 中小零細企業にたいする強権的な徴税をやめさせ、自主申告制を確立する。また、国税通則法の廃止、税務行政の民主化を要求する。⑥ 中小零細企業に働く労働者、店員の労働条件を改善し、福祉施設、娯楽施設、住宅などの整理を援助する。⑦ その他、中小零細企業の倒産防止と営業安定のため、国と都をつうじて中小零細企業対策費を思いきってふやす。

五、教育、文化、スポーツの民主的発展のために

① 全国水準にくらべて劣る義務教育施設の充実を早急にすすめ、義務教育費の父母負担をなくすために、教育予算の大幅増額を国に要求するなど必要な措置をおこなう。② 都立高校の入学金、授業料をひきさげるため財政援助をきるようにする。私立高校の入学金、授業料をひきさげるため財政援助をする。また、高校教育費の父母負担を軽減するため必要な措置をとる。③心身障害者（児）のための各種特殊教育の施設を増設完備し、教職員の増員と待遇の改善、教育の向上をはかる。④ 青少年の非行化の温床となるたいはい文化と軍国主義教育に反対し、基礎学力、情操、体力を十分のばす民主的教育をおこなう。⑤ 教育にたいする不当な干渉や支配を排し、教職員の自主性を尊重して、民主的教育の確立につとめる。⑥ 教育委員の公選をはかる。⑦ 都内にある史跡その他の民族的文化財を保護するため特別措置を講ずる。⑧ 図書館、労働会館、児童館などの文化施設や野球場、総合運動場、プール、卓球場などのスポーツ施設をたくさんつくり、都民が自由に使えるようにする。

六、都財政の民主化と都民のための財源の確保

① 大資本、米軍などへの特権的な税の減免措置をなくし、大資本、大金持ちから正当に税金をとる。② 東京電力、東京ガス等の道路占用料や、都有地、港湾の使用料など大企業の負担が不当に低くされているものを適正にし、大企業に負担すべきものを負担させる。大資本のための支出、都民にむだな支出をけずる。③ 都、区、市、町、村が法律の定めをこえて負わされている超過負担の解消を政府に強く要求する。④ 義務教育費国庫負担金などの実情を無視した消滅をはじめ政府が都に加えている財政上の制約を排除するため政府にたいして強力な運動をおこない、都が都民のため自主的におこなえる仕事の量をふやす。⑤ 地方交付税の算定および配分方法については、大都市の財政需要の実態に即したやり方に改めるよう政府に申入れる。⑥ 工業用水道の建設にたいしては、一般会計から補助をだすことをやめ、企業に負担させる。⑦ 大銀行の利益を優先させて都財政をはたんさせる財政政策をやめる。

七、都民の自治権と民主的権利をまもる都政

① 首都圏庁の設置など自治権を制限する中央集権的なやりかたや、米軍基地、自衛隊への協力など反動的な国の仕事のおしつけに反対し、憲法にきめられた都、区、市町村の自治をまもり、都民の自治権の拡大のためにあらゆる努力をはらう。② 特別区の区長公選の実現を期する。また、区に財政権と仕事の自主性をあたえ区の自治権を拡充するためにあらゆる努力をはらう。教育委員、民生委員などといっさいの行政委員の任命制をやめ、公選制にすることをめざす。③ 警察行政を民主化し、都民にたいする民主主義と人権のじゅうりんをやめさせる。公安委員の公選制をめざす。④ 公安条例など憲法違反のいっさいの条例の撤廃をめざす。青少年保護育成条例など問題の多い条例を再検討して必要な改廃をおこなう。⑤ 都職員のストライキ権、団体交渉権、その他の労働基本権を完全に回復し、組合活動の自由を保障させる。

八、都民の平和を守る都政

① ベトナム侵略戦争に首都の米軍基地をつかうことをやめさせ、立川、横田をはじめすべての米軍基地をなくすよう要求する。小笠原諸島への渡航の自由とその無条件返還をはかる。稲城、多摩などのホークミサイル基地設置に反対し、首都を核武装させないようにする。② 羽田空港の軍事利用に反対し、米空軍のための「ブルー14」など航空管制地帯をとりやめさせ、米軍の交通、電気、ガス、水道などの優先使用をいっさいやめ

させるよう要求する。③　米軍機の墜落、誤爆、騒音、暴行事件など米軍と基地によるいっさいの被害を完全に補償させ、治外法権を撤廃するよう要求する。④　基地拡張、自衛隊員の募集、徴兵制を準備する適格者名簿作成など、米軍と自衛隊にたいする都、区、市町村のいっさいの協力をやめさせるようにする。⑤　憲法の改悪に反対し、その平和的、民主的条項の完全実施のため努力する。

【共同闘争の体制についての協定】　一、「あかるい革新都政をつくる会」について。(1)　自民党とそれに同調する政党によってゆがめられた都政にかわって、清潔で民主的で科学的な都政、外国の軍事基地のない平和な都政をうちたてるために「あかるい革新都政をつくる会」（以下「会」と略す）を結成します。(2)　この「会」は、社・共両党および広範な労働組合、民主団体、個人を結集し、美濃部候補と社・共両党が協定した政策を支持し、「あかるい革新都政」の実現をめざす共同闘争の組織とします。同時に、「会」は、美濃部候補を推薦する選挙法上の確認団体とします。(3)　この「会」の機構はつぎのとおりとします。(イ)　代表委員若干名をおき、そのうち三名を常任代表委員とします。(ロ)　幹事若干をおきます。幹事会は参加団体と個人の総意を尊重して運営され、「会」の目的を遂行するために必要な基本事項を討議し決定します。幹事会は週一回定例制とします。(ハ)　「会」の運営はすべて満場一致を原則とし、参加団体の自主性を尊重し、独自活動を強化します。

二、(1)　幹事会から委任された社・共両党は常時連絡会議をもち、そのもとに事務局を設置し、選挙活動を推進します。(2)　事務局を第一選挙事務所におき、事務局長を社会党、次長を共産党から出します。事務局の業務は、すべて事務局長と次長の合意にもとづいて執行されます。(3)　事務局の活動に必要な機構をもうけます。

三、共同デスクについて。「会」の機関紙を発行するために、共同デスクをもうけます。共同デスクの編集委員は「会」の幹事会の承認をえて、七名で構成し、社・共連絡会議のもとで活動します。

四、選挙事務所について。第二選挙事務所は共産党、第三選挙事務所は社会党の責任において、それぞれ運営し、相互に協力します。

五、選挙資金について。選挙に必要な資金は団体および個人からひろくカンパをつのり、清潔な選挙をおこないます。

【美濃部公約(三・一六)】　わたくしの姿勢

私はつぎの姿勢で都政を担当する決意です。一、都民との対話を通じ、都民にわかる都政をつくっていく。できることとできないことをハッキリさせ、都民の納得をえて、仕事をしていく。二、考える知事であることを期する。問題がむつかしく、機構が複雑で、仕事が多ければ多いほど、都民の声なき声にも耳をかたむけ、考えることが必要である。三、とはいえ、最大多数の都民の利益のため決断したことは、蛮勇をふるって実行する。もちろん、それについて責任を持ち、進退をいさぎよくする。

九つの公約

一、物価問題で都民運動の先頭に

物価問題は国民生活をおびやかす深刻な問題である。根源はもちろん中央政府や大企業にあるが、都政の及ぶ範囲において、私は力の限りその安定に努力するとともに、一千万都民の支持を背景に、また、全国自治体のリーダーシップをとりうる地位にあるものとして、物価問題の根本的解決を要請する運動の先頭にたつ。

二、主婦とこどもが安心して暮らせる東京に

都市たる価値は高層ビルや高速道路だけではかれるものではない。私は今の劣悪な一般都民の生活環境を、緊急かつ徹底的に改善する。幼稚園児や学童をはじめ歩行者保護の安全施設、大衆輸送優先の交通規制、保育所やこどもの遊び場、小公園・緑地の増設、都市公害の防除、未給水地域の解消、下水道と焼却場の整備など、都政の重点を日常生活に密着したサービスと施設の充実にきりかえる。とくに住宅難の解消には、公営住宅の大量建設を中心とし、宅地供給の新構想をおしすすめる。

三、都民のすべてに教育、文化、スポーツを

全国水準よりも劣る義務教育施設の改善、高校全入制の実現、不当な教育費負担の解消、民主教育の徹底と保障、また図書館、婦人会館、労働会館、児童館、運動場やプール、卓球場など、文化、スポーツ施設を都民の身近なところにつくる。巨費を投じて壮麗を誇るより、まず地域にこれら

の施設を普及させていく。

四、地域差別をなくす都市づくり

今の東京は都心部だけがよくなり、周辺区、とくにいわゆる河向こうの江東六区や三多摩地区との都市施設のアンバランスがひどすぎる。私はこの地域格差を是正する新しい都市計画をたて、その実現を期す。また伊豆七島住民の生活と環境の改善をはかる。

五、困った人の身になって社会保障を

東京には権力と富が集中するが、その裏側には貧困と不幸が進行する。都政はこれら底辺の都民の味方でなければならない。ボーダーライン層をふくむ困窮者、母子世帯、老人、心身障害者などの生活、医療の社会保障と福祉施設を拡充し、政府にたいしても保護基準の大幅引上げをはじめ、社会保障政策の強化を要求する。また失対事業うちきりに反対するほか、さらに都民の健康を守るため国保制度の再検討、公立病院、保健所などの施設の向上・拡大をはかる。

六、中小企業に資金と経営相談を

いままで都も国も中小企業対策を口にしながら、親身になってやってきたとは思われない。私は思いきって長期低利の融資のワクを拡大、その条件も緩和するとともに、税制、技術革新、経営改善の面で、また、そこに働く人びとの労働条件と生活状態の向上のために、積極的な対策を促進し、革新都政こそが真に中小零細企業を守る都政であることを実証する。

七、都民の税を都民のために

都民の払っている税金、さらに社会保障関係のかけ金や貯金は膨大な金額にのぼるが、都民の実生活本位に環元されないで、大資本のために使われているため、一般都民の切実な予算要求も削られてしまうのである。国の不当なやり方を都民の前に明らかにして、政府が都に加えている制約や超過負担を改めさせ、都民のための財政を確立する。

八、都政の体質改善と科学化

都政の民主化、科学化をはかる。そういう体質改善によっていわゆるお役所仕事の弊をなくすとともに、都民の要求に真剣にこたえる体制をつくり、複雑膨大な都政に秩序と責任体制を確立し、事務の能率化と都民サービスの向上を期す。また利権行政を根絶し汚職のない清潔都政をつくる。

九、自治、平和、民主的権利を守る都政

都政の主人は都民である。自治権を侵害する首都圏庁案に反対し、特別区の区長公選制の実現をはかる。また、公安条例を再検討、基地については、都議会の平和都市宣言の決議を尊重して、首都の軍事化に極力抵抗する。

## 市長

六七年一月二三日に高知、二月一五日に京都、四月一五日に横浜と大阪、同二八日に全国一五四市の市長選挙がおこなわれた。北九州市では現職の社会党市長が敗れて自民系無所属が当選したが、高知市では社会党公認候補が当選し、京都市では社会党、共産党を中心とする全京都市民会議推薦の富井清候補が、自民党、民社党推薦の反日共市民同盟の立候補者をひきはなし二五万票（五二・二%）を獲得して当選し、横浜市では社会党公認の現職市長が、大阪市では自民・社会・民社共同推薦の現職市長がいずれも圧倒的票差で当選した。四月末の一般市長選挙は、一五四市のうち二一市が無投票当選、うち二〇人までが現職、そのうち自民、社会が各一名で他は全部保守系無所属である。選挙の投票率は七六・一%（前回は八一・八%）であり、当選した市長の党派別は、社会党一三、共産党一、自民党二一、無所属一一九名であった。このうち、長野県塩尻市において、共産党公認の高砂政郎候補が自民・社会・民社の共同推薦候補を二万票あまりはなして当選し、日本共産党史上はじめての市長が生まれた。社会党は公認立候補者二七人のうち一三人——北海道・夕張、旭川、三笠、北見（新）、秋田県・秋田、埼玉県・大宮、与野、長野県・上田、千葉県・習志野（新）、東京都・武蔵野（無投票）、国立（新）、大阪府・枚方（新）、

福岡県・田川――が当選し、また社会党推薦候補は二七人のうち一五人が当選したが、浦和では社会党の現職市長が保守系候補に三選をはばまれた。選挙の結果、非改選をふくむ全国五六三市長の党派別は、自民八七、社会二五、民社〇、共産一、公明〇、無所属四五〇（うち革新統一系二二）となった（第156表参照）。なお五月一一日におこなわれた鹿児島市長選では社会党推薦候補が現職の保守系市長をやぶって当選した。

**町村長**　統一地方選挙の後半戦として全国町村数の三分の一強にあたる九九三町村でおこなわれた町村長選挙は、その三分の一を上まわる三七〇町村長が無投票当選でそのほとんどが現職（四町村長は六選でいずれも連続無投票当選）、投票率は八九・六%（最高鳥取九五・七%、最低東京七六・五%）で前回（九〇・一%）より低かった。当選者は、自民二三、社会三（秋田、兵庫、佐賀各一、立候補一〇）無所属九六七（うち革新統一系三）であった。

**都道府県議会議員**　統一地方選挙の四四道府県議選（東京と茨城を除く）は投票率七一・五%であり、得票率において、自民党は総選挙につづいてはじめて過半数の支持を失って四八・一%（東京、茨城をふくめると四六・七%）となり、社会党二二・二%（同上二三・六%）、共産党四・八%、公明党三・四%である。自民の後退ぶりはいじるしく、四四のうち二七県で得票率がへり、一〇%以上へったところが五県、五%以上が一三府県にのぼり、大都市での後退だけでなく、農村地帯でも大きく票を失った（山梨では前回の六四・五%から二七・九%へ、福井では五九・七%から四一・七%へ）。

ところが一七府県、議席のへったのは二六府県（山梨で一六、愛知で一三、三重で一〇議席減）である。これにたいして共産党の進出はめざましく、改選前の一九名（一〇府県）から三七名（二二道府県）に一躍倍増し、非改選の東京をいれると四六の議席を二三都道府県にもったことになる。得票率は鹿児島をのぞいてすべてのび、二倍以

第156表　一般市長選・当選者と得票数

| | 立候補者 | 当選者 | 得票数 |
|---|---|---|---|
| 自民党 | 31 | 21 | 1,032,802 |
| 社会党 | 27 | 13 | 1,113,562 |
| 民社党 | 1 | 0 | 24,572 |
| 共産党 | 49 | 1 | 420,001 |
| 公明党 | 0 | 0 | 0 |
| 諸派・無所属 | 250 | 119 | 5,614,479 |
| 計 | 358 | 154 | 8,205,418 |

第157表　44道府県議選の党派別得票数

| 党派 | 得票数(万) | 比率(%) | 前回(%) |
|---|---|---|---|
| 自民党 | 1731 | 48.1 | 50.8 |
| 社会党 | 798 | 22.2 | 21.8 |
| 民社党 | 172 | 4.8 | 4.8 |
| 公明党 | 149 | 4.1 | 1.9 |
| 共産党 | 124 | 3.4 | 1.8 |
| 諸派 | 25 | 0.7 | 2.2 |
| 無所属 | 602 | 16.7 | 16.7 |
| 計 | 3601 | 100.0 | 100.0 |

第158表　44道府県議選挙における党派別当選者数
（無投票当選224人を含む）

| | 計 | 現 | 元 | 新 | 改選前 |
|---|---|---|---|---|---|
| 民会社産明派属系系他 | 1,446 | 1,078 | 74 | 294 | 1,595 |
| 自民党 | 533 | 332 | 37 | 164 | 454 |
| 社会党 | 98 | 60 | 11 | 27 | 79 |
| 民社党 | 37 | 17 | 0 | 20 | 19 |
| 公明党 | 84 | 19 | 0 | 65 | 24 |
| 共産党 | 24 | 17 | 0 | 5 | 30 |
| 無所属 | 331 | 83 | 32 | 218 | 113 |
| 保守系 | 261 | 51 | 25 | 185 | 59 |
| 革新 | 50 | 25 | 6 | 19 | 44 |
| その他 | 22 | 7 | 1 | 14 | 10 |
| 合計 | 2,553 | 1,606 | 154 | 793 | 2,314 |

## 第159表　44道府県議選の県別党派別当選者

| | 定数 | 自民 | 社会 | 民社 | 共産 | 公明 | 諸派 | 無所属 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 保守系 | 革新系 | その他 |
| 北海道 | 105 | 60 | 37 | 1 | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 |
| 青森 | 51 | 28 | 10 | 0 | 2 | 0 | 0 | 7 | 2 | 2 |
| 岩手 | 51 | 24 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 | 10 | 4 | 0 |
| 秋田 | 49 | 32 | 12 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 山形 | 49 | 32 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 宮城 | 56 | 31 | 14 | 2 | 1 | 2 | 0 | 5 | 0 | 1 |
| 福島 | 60 | 37 | 11 | 5 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 1 |
| 茨城 | 61 | 32 | 9 | 0 | 0 | 1 | 0 | 19 | 0 | 0 |
| 栃木 | 53 | 38 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 3 | 0 |
| 群馬 | 54 | 41 | 6 | 0 | 1 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 埼玉 | 95 | 41 | 26 | 8 | 2 | 9 | 0 | 8 | 0 | 1 |
| 千葉 | 70 | 45 | 12 | 3 | 1 | 3 | 0 | 5 | 1 | 0 |
| 東京 | 74 | 44 | 17 | 1 | 1 | 3 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 神奈川 | 120 | 39 | 45 | 4 | 9 | 22 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 新潟 | 65 | 35 | 21 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 富山 | 59 | 21 | 21 | 1 | 2 | 1 | 6 | 7 | 0 | 1 |
| 石川 | 41 | 15 | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 | 16 | 3 | 0 |
| 福井 | 73 | 44 | 14 | 0 | 0 | 3 | 0 | 12 | 0 | 0 |
| 山梨 | 94 | 52 | 21 | 8 | 0 | 3 | 0 | 8 | 1 | 1 |
| 長野 | 49 | 36 | 8 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 岐阜 | 46 | 33 | 6 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 |
| 静岡 | 45 | 30 | 8 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 愛知 | 41 | 21 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 12 | 1 | 1 |
| 三重 | 110 | 42 | 24 | 16 | 3 | 11 | 3 | 10 | 0 | 1 |
| 滋賀 | 43 | 28 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 京都 | 61 | 20 | 21 | 3 | 7 | 3 | 0 | 3 | 2 | 2 |
| 大阪 | 90 | 40 | 17 | 8 | 2 | 6 | 0 | 15 | 1 | 1 |
| 兵庫 | 90 | 40 | 17 | 8 | 2 | 6 | 0 | 15 | 1 | 1 |
| 奈良 | 43 | 28 | 8 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 和歌山 | 46 | 20 | 9 | 0 | 1 | 2 | 0 | 12 | 2 | 0 |
| 鳥取 | 40 | 24 | 10 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 島根 | 42 | 29 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 2 | 0 |
| 岡山 | 53 | 29 | 9 | 3 | 1 | 1 | 0 | 9 | 1 | 0 |
| 広島 | 86 | 24 | 26 | 7 | 3 | 5 | 8 | 9 | 4 | 0 |
| 山口 | 55 | 27 | 12 | 3 | 0 | 2 | 0 | 8 | 0 | 3 |
| 徳島 | 44 | 30 | 10 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 香川 | 42 | 26 | 4 | 1 | 0 | 1 | 0 | 9 | 0 | 1 |
| 愛媛 | 52 | 33 | 8 | 3 | 1 | 2 | 0 | 3 | 2 | 0 |
| 高知 | 42 | 27 | 5 | 1 | 1 | 2 | 0 | 4 | 2 | 0 |
| 福岡 | 86 | 24 | 26 | 7 | 3 | 5 | 8 | 9 | 4 | 0 |
| 佐賀 | 43 | 32 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 長崎 | 55 | 27 | 12 | 3 | 0 | 2 | 0 | 8 | 0 | 3 |
| 熊本 | 57 | 43 | 7 | 0 | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 大分 | 48 | 28 | 8 | 1 | 0 | 2 | 0 | 6 | 3 | 0 |
| 宮崎 | 47 | 32 | 10 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 鹿児島 | 58 | 36 | 9 | 2 | 0 | 2 | 0 | 8 | 1 | 0 |
| 合計 | 2734 | 1517 | 587 | 102 | 46 | 107 | 22 | 281 | 50 | 22 |
| 改選前 | 2688 | 1689 | 491 | 79 | 21 | 41 | 30 | 79 | 45 | 11 |

第160表　五大市議党派別当選者数

| | 横浜 | 名古屋 | 大阪 | 京都 | 神戸 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自民 | 32(28) | 33(34) | 32(34) | 28(32) | 26(35) | 151(163) |
| 社会 | 20(17) | 21(25) | 15(14) | 13(13) | 14(16) | 83( 85) |
| 民社 | 13( 7) | 9( 6) | 17(16) | 9( 7) | 10( 8) | 58( 44) |
| 共産 | 1( 0) | 1( 0) | 7( 3) | 12( 9) | 3( 2) | 24( 14) |
| 公明 | 9( 8) | 9( 8) | 21( 6) | 10( 6) | 12( 6) | 61( 34) |
| 諸派 | 5( 5) | 0( 0) | 0( 0) | 0( 0) | 0( 0) | 5( 5) |
| 無所属 | 0( 0) | 3( 2) | 2( 1) | 0( 0) | 3( 0) | 8( 3) |
| 合計 | 80 | 76 | 94 | 72 | 68 | 390(348) |

〔備考〕　党派別のカッコ内の数字は改選前の勢力

第161表　五大市議選党派別得票数

| | 横浜 | 名古屋 | 京都 | 大阪 | 神戸 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自民 | 271,014 | 269,204 | 189,519 | 383,835 | 163,288 | 1,276,860 |
| 社会 | 203,161 | 181,545 | 101,762 | 189,656 | 97,731 | 773,856 |
| 民社 | 101,401 | 80,210 | 49,160 | 187,447 | 47,354 | 465,572 |
| 共産 | 36,548 | 44,511 | 77,564 | 115,057 | 30,935 | 304,615 |
| 公明 | 90,417 | 72,816 | 59,864 | 185,067 | 74,375 | 482,539 |
| 諸派 | 44,071 | 807 | 4,613 | 0 | 0 | 49,491 |
| 無所属 | 14,889 | 39,400 | 17,925 | 83,309 | 22,736 | 178,259 |
| 計 | 761,501 | 688,493 | 500,407 | 1,144,371 | 436,420 | 3,531,192 |

上になった県は二五、うち三倍以上が一一県、栃木は一〇倍、千葉は六倍になった（得票率五%以上が七府県、京都では一三・三%、最高点をふくみ七名当選）。

これに、一月の茨城県議選（自民は解散時より一七名減、ただし汚職関係議員一二名が立候補して八名再選うち三名は獄中立候補、一名は指名手配中に立候補して、獄中で当選）と四月の東京都議補選（台東、世田谷、杉並、豊島、北の五区、当選自民四、無所属一、得票率は自民三八・一、社会二一・九、民社八・六、共産八・二、公明三・〇%）の結果をふくめた都道府県議会の新勢力分野をみると、自民党一七二名減、社会党九六名増、民社党二三名増、共産党二五名増、公明党六六名増となった（第137、158、159表参照）。

第162表　一般市議選の当選者と得票数

| | 立候補者 | 当選者 | 得票数 |
|---|---|---|---|
| 自民 | 1,978 | 1,510 | 2,818,682 |
| 社会 | 1,581 | 1,286 | 2,157,752 |
| 民社 | 340 | 244 | 501,199 |
| 共産 | 571 | 405 | 699,218 |
| 公明 | 875 | 839 | 1,353,132 |
| 諸派・無所属 | 10,341 | 7,337 | 10,501,577 |
| 計 | 15,686 | 11,630 | 18,060,298 |

**市議会議員**　知事選と同時におこなわれた横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の五大市議選は、道府県議選と同じく、過去の統一地方選挙を通じて最低の競争率となり、いわゆる少数激戦で現職が圧倒的に強く総定数の七〇%以上を占めた。投票率は平均五七・七%で前回の六五・六%を下まわった。当選者数では、自民が一二名減、社会も二名減、共産は一〇名ふえて横浜と名古屋に初議席を獲得、民社は一四名増、公明は二七名増であった（第163表

## 第163表　全国一般市議選県別党派別当選者数

| | 自民 | 社会 | 民社 | 共産 | 公明 | 諸派 | 無所属 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 129 | 208 | 9 | 32 | 58 | 2 | 358 | 796 |
| 青森 | 66 | 10 | 3 | 2 | 10 | — | 79 | 170 |
| 岩手 | 6 | 21 | 2 | 6 | 6 | — | 185 | 226 |
| 宮城 | 6 | 20 | 6 | 5 | 10 | — | 92 | 138 |
| 秋田 | 56 | 35 | 5 | 9 | 8 | — | 117 | 230 |
| 山形 | 18 | 41 | 1 | 10 | 10 | — | 186 | 266 |
| 福島 | 10 | 25 | 12 | 4 | 12 | — | 143 | 206 |
| 茨城 | 12 | 28 | — | 7 | 25 | — | 306 | 378 |
| 栃木 | 57 | 19 | 1 | 4 | 17 | — | 202 | 300 |
| 群馬 | 33 | 28 | — | 13 | 20 | — | 178 | 272 |
| 埼玉 | 122 | 58 | 6 | 18 | 44 | — | 364 | 612 |
| 千葉 | 50 | 38 | 10 | 13 | 30 | — | 303 | 444 |
| 神奈川 | 51 | 39 | 17 | 18 | 39 | — | 176 | 340 |
| 山梨 | 1 | 8 | — | 4 | 9 | 1 | 133 | 156 |
| 長野 | 32 | 68 | 9 | 34 | 41 | — | 206 | 390 |
| 新潟 | 3 | 28 | — | 12 | 15 | — | 188 | 246 |
| 富山 | 59 | 65 | 3 | 15 | 17 | — | 365 | 524 |
| 石川 | 39 | 12 | 1 | 2 | 2 | — | 28 | 84 |
| 福井 | 91 | 20 | 2 | 1 | 4 | — | 30 | 148 |
| 岐阜 | 4 | 8 | 5 | 3 | 5 | — | 67 | 92 |
| 静岡 | 86 | 30 | 7 | 10 | 28 | 1 | 208 | 370 |
| 愛知 | 79 | 29 | 16 | 16 | 40 | — | 341 | 521 |
| 三重 | 45 | 31 | 4 | 12 | 22 | — | 231 | 345 |
| 滋賀 | 49 | 25 | 5 | 7 | 20 | — | 188 | 294 |
| 京都 | 10 | 7 | 5 | 6 | 5 | — | 85 | 118 |
| 大阪 | 1 | 8 | 6 | 4 | 3 | — | 28 | 50 |
| 兵庫 | 2 | 9 | 3 | 6 | 11 | — | 105 | 136 |
| 奈良 | 20 | 57 | 25 | 36 | 70 | — | 316 | 524 |
| 和歌山 | 14 | 9 | 1 | 8 | 11 | — | 95 | 138 |
| 鳥取 | 3 | 30 | 14 | 15 | 37 | — | 253 | 352 |
| 島根 | 5 | 14 | 3 | 3 | 11 | — | 65 | 101 |
| 岡山 | 11 | 11 | 6 | 7 | 16 | 2 | 137 | 190 |
| 広島 | — | 6 | — | 1 | 4 | — | 25 | 36 |
| 山口 | 9 | 11 | — | 4 | 5 | — | 73 | 102 |
| 徳島 | 9 | 17 | 13 | 5 | 27 | — | 199 | 270 |
| 香川 | 13 | 12 | 3 | 3 | 10 | — | 122 | 163 |
| 愛媛 | 21 | 5 | 1 | 1 | 8 | — | 74 | 110 |
| 高知 | 48 | 9 | 4 | 5 | 14 | — | 102 | 182 |
| 福岡 | — | 6 | 1 | 5 | 7 | 1 | 52 | 72 |
| 佐賀 | 45 | 37 | 4 | 17 | 33 | 2 | 251 | 389 |
| 長崎 | 28 | 14 | 2 | 4 | 13 | 1 | 130 | 192 |
| 熊本 | 21 | 27 | 3 | 1 | 10 | — | 154 | 216 |
| 大分 | 37 | 22 | 9 | 5 | 14 | — | 122 | 209 |
| 宮崎 | 49 | 39 | 3 | 5 | 15 | — | 55 | 166 |
| 鹿児島 | 15 | 20 | 13 | 6 | 14 | — | 94 | 162 |
| 沖縄 | 45 | 22 | 1 | 1 | 9 | — | 126 | 204 |
| 計 | 1,510 | 1,286 | 244 | 405 | 839 | 10 | 7,337 | 11,630 |

**第164表　東京三多摩市議選・党派別当選者数**

| | 自民 | 社会 | 民社 | 共産 | 公明 | 無所属 | 定数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 八王子 | 5 | 3 | 0 | 3 | 4 | 23 | 38 |
| 武蔵野 | 8 | 12 | 2 | 4 | 4 | 6 | 36 |
| 三鷹 | 1 | 8 | 1 | 3 | 3 | 14 | 30 |
| 青梅 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 25 | 30 |
| 府中 | 2 | 3 | 1 | 3 | 4 | 17 | 30 |
| 昭島 | 3 | 3 | 0 | 1 | 4 | 15 | 26 |
| 調布 | 2 | 9 | 1 | 2 | 4 | 12 | 30 |
| 小金井 | 0 | 4 | 1 | 3 | 2 | 16 | 26 |
| 小平 | 7 | 7 | 0 | 3 | 4 | 11 | 32 |
| 東村山 | 0 | 4 | 1 | 3 | 3 | 15 | 26 |
| 国分寺 | 1 | 5 | 0 | 3 | 2 | 19 | 30 |
| 国立 | 1 | 2 | 1 | 3 | 3 | 20 | 30 |
| 田無 | 2 | 5 | 1 | 2 | 3 | 13 | 26 |
| 計 | 32 | 68 | 9 | 34 | 41 | 206 | 390 |

**第165表　東京区議選・党派別当選者数**

| 区名 | 定数 | 自民 | 社会 | 民社 | 共産 | 公明 | 無所属・諸派 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千代田 | 36 | 20( 23) | 5( 3) | 2( 2) | 2( 1) | 2( 2) | 5( 5) |
| 中央 | 36 | 24( 29) | 4( 3) | 1( 0) | 2( 2) | 3( 3) | 2( 3) |
| 港 | 44 | 23( 25) | 10( 9) | 3( 2) | 3( 2) | 3( 5) | 2( 1) |
| 新宿 | 52 | 27( 31) | 9( 7) | 2( 1) | 5( 4) | 6( 6) | 3( 3) |
| 文京 | 40 | 24( 27) | 5( 5) | 1( 0) | 4( 3) | 4( 4) | 2( 1) |
| 台東 | 40 | 26( 31) | 3( 2) | 0( 0) | 3( 2) | 3( 5) | 5( 0) |
| 墨田 | 40 | 27( 26) | 4( 1) | 1( 0) | 1( 2) | 7( 6) | 0( 5) |
| 江東 | 48 | 22( 26) | 7( 5) | 2( 0) | 2( 1) | 10( 8) | 5( 8) |
| 品川 | 48 | 24( 27) | 10( 6) | 2( 0) | 4( 3) | 4( 8) | 4( 4) |
| 目黒 | 40 | 24( 24) | 10( 7) | 2( 1) | 3( 1) | 1( 6) | 0( 1) |
| 大田 | 60 | 31( 31) | 11( 9) | 5( 2) | 6( 4) | 3( 10) | 4( 4) |
| 世田谷 | 55 | 30( 26) | 12( 7) | 3( 0) | 4( 4) | 5( 6) | 1( 2) |
| 渋谷 | 44 | 22( 28) | 6( 4) | 3( 2) | 3( 2) | 7( 5) | 3( 3) |
| 中野 | 48 | 24( 23) | 8( 7) | 3( 1) | 6( 5) | 6( 5) | 1( 7) |
| 杉並 | 56 | 19( 19) | 8( 8) | 3( 0) | 7( 5) | 5( 6) | 14( 14) |
| 豊島 | 48 | 26( 31) | 8( 4) | 2( 1) | 4( 3) | 6( 7) | 2( 2) |
| 北 | 52 | 22( 31) | 8( 6) | 1( 0) | 5( 2) | 5( 8) | 11( 5) |
| 荒川 | 44 | 28( 31) | 6( 4) | 0( 0) | 2( 2) | 7( 7) | 1( 0) |
| 板橋 | 52 | 16( 32) | 9( 6) | 1( 0) | 5( 5) | 6( 8) | 15( 1) |
| 足立 | 56 | 32( 32) | 9( 6) | 0( 0) | 4( 2) | 11( 8) | 0( 5) |
| 葛飾 | 52 | 29( 28) | 9( 8) | 0( 1) | 3( 2) | 10( 7) | 1( 2) |
| 江戸川 | 48 | 22( 25) | 9( 7) | 2( 4) | 3( 2) | 10( 6) | 2( 4) |
| 計 | 1,039 | 542(606) | 170(124) | 39( 17) | 81( 59) | 124(136) | 83( 79) |
| 練馬 | 52 | 24( 30) | 11( 8) | 3( 1) | 4( 3) | 7( 6) | 3( 0) |
| 合計 | 1,091 | 566(635) | 181(133) | 42( 18) | 85( 62) | 131(142) | 86( 79) |

〔備考〕　練馬区は5月30日選挙　　（カッコ内は前回）

## 第166表　東京区議選・党派別得票と得票率

| | 自民 | 社会 | 民社 | 共産 | 公明 | 無所属・諸派 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 千代田 | 27,497(58.0) | 6,567(13.8) | 2,111( 4.4) | 2,175( 4.6) | 2,642( 5.6) | 6,435(13.6) |
| 中央 | 43,382(66.9) | 6,651(10.2) | 1,524( 2.3) | 5.334( 8.2) | 4.848( 7.5) | 3,156( 4.9) |
| 港 | 49,800(46.2) | 22,532(20.9) | 6,642( 6.2) | 6,628( 6.1) | 9,882( 9.2) | 12,243(11.4) |
| 新宿 | 79,953(46.5) | 27,459(14.4) | 7,478( 4.2) | 15,344( 8.7) | 19,788(11.2) | 26,356(15.0) |
| 文京 | 64,613(57.3) | 19,052(16.5) | 2,945( 2.5) | 10,196( 8.8) | 10,697( 9.3) | 8,112( 5.6) |
| 台東 | 80,551(62.4) | 10,082( 7.8) | 3,514( 2.7) | 7,652( 5.9) | 12,269( 9.6) | 15,104(11.7) |
| 墨田 | 97,372(66.7) | 12,430( 8.5) | 2,432( 1.7) | 7,184( 4.9) | 17,208(11.8) | 9,287( 6.4) |
| 江東 | 73,539(47.7) | 22,711(14.7) | 5,731( 3.7) | 7,567( 4.9) | 24,147(15.7) | 20,449(13.3) |
| 品川 | 89,968(46.5) | 34,648(17.7) | 6,239( 3.2) | 13,881( 7.2) | 26,822(13.9) | 21,799(11.3) |
| 目黒 | 69,790(50.8) | 29,228(21.3) | 9,991( 7.3) | 8,285( 6.0) | 15,362(11.2) | 4,154( 3.4) |
| 大田 | 149,173(44.7) | 54,888(16.5) | 22,083( 6.6) | 26,374( 7.9) | 48,454(14.5) | 32,576( 9.8) |
| 世田谷 | 155,676(49.5) | 71,507(22.8) | 18,456( 5.9) | 23,253( 7.4) | 31,864(10.1) | 13,541( 4.3) |
| 渋谷 | 59,247(49.9) | 18,104(15.3) | 6,218( 5.2) | 9,252( 7.8) | 12,727(10.7) | 13,118(11.1) |
| 中野 | 85,465(51.0) | 32,968(19.7) | 8,873( 5.3) | 17,508(10.4) | 18,183(10.8) | 4,725( 2.8) |
| 杉並 | 78,823(34.7) | 34,416(14.7) | 12,723( 5.5) | 22,702( 9.7) | 21,818( 9.3) | 63,355(26.1) |
| 豊島 | 84,344(51.9) | 28,924(17.8) | 7,653( 4.7) | 11,152( 6.9) | 21,534(13.3) | 8,907( 5.5) |
| 北 | 92,585(43.8) | 32,171(15.2) | 3,355( 1.6) | 18,286( 8.7) | 24,912(11.8) | 39,917(18.9) |
| 荒川 | 81,773(64.2) | 14,002(11.0) | 982( 0.8) | 7,006( 5.5) | 18,362(14.4) | 5,242( 4.1) |
| 板橋 | 71,683(33.2) | 34,596(16.0) | 4,818( 2.3) | 17,765( 8.2) | 32,008(14.8) | 55,040(25.5) |
| 足立 | 141,105(59.1) | 36,038(15.0) | 4,139( 1.7) | 13,655( 5.7) | 33,224(13.9) | 11,569( 4.6) |
| 葛飾 | 109,356(54.6) | 38,215(19.1) | 3,735( 1.9) | 11,553( 5.8) | 29,308(14.6) | 8,123( 4.0) |
| 江戸川 | 83,996(46.5) | 35,318(19.5) | 12,182( 6.7) | 8,953( 5.0) | 27,920(15.5) | 12,357( 6.8) |
| 計 | 1,869,702(49.7) | 622,513(16.4) | 153,828( 4.1) | 271,710( 7.2) | 463,987(12.3) | 396,073(10.4) |
| 練馬 | 71,799(45.5) | 29,261(18.6) | 11,230( 7.1) | 10,816( 6.9) | 24,306(15.4) | 10,364( 6.6) |
| 合計 | 1,941,501(49.3) | 651,774(16.6) | 165,058( 4.2) | 282,526( 7.2) | 488,293(12.4) | 406,437(10.3) |

（カッコ内は得票率）

## 第167表　町村議選・当選者と得票数

| | 立候補者 | 当選者 | 得票数 |
|---|---|---|---|
| 自民党 | 487 | 399 | 146,237 |
| 社会党 | 763 | 603 | 214,469 |
| 民社党 | 59 | 55 | 18,431 |
| 共産党 | 629 | 383 | 144,703 |
| 公明党 | 0 | 0 | 0 |
| 諸派・無所属 | 32,273 | 25,538 | 7,501,936 |
| 計 | 34,211 | 26,978 | 8,025,780 |

## 第168表　町村議選県別当選者数

| | | 自民 | 社会 | 民社 | 共産 | 公明 | 諸派 | 無所属 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | | 67 | 160 | 4 | 41 | — | 14 | 2,724 | 3,010 |
| 青森 | | 19 | 11 | — | 8 | — | — | 538 | 576 |
| 岩手 | | 6 | 9 | 1 | 2 | — | — | 426 | 444 |
| 宮城 | | — | 16 | — | 5 | — | — | 577 | 598 |
| 秋田 | | 5 | 15 | — | 2 | — | — | 146 | 168 |
| 山形 | | 25 | 9 | — | 6 | — | — | 276 | 316 |
| 福島 | | — | 14 | — | 3 | — | — | 473 | 490 |
| 茨城 | | — | — | — | 1 | — | — | 243 | 244 |
| 栃木 | | 1 | 4 | 1 | 3 | — | — | 443 | 452 |
| 群馬 | | — | 20 | 1 | 10 | — | — | 833 | 864 |
| 埼玉 | | 21 | 18 | — | 12 | — | — | 746 | 797 |
| 千葉 | | 2 | 7 | — | 6 | — | — | 506 | 521 |
| 神奈川 | | — | 5 | 1 | 4 | — | — | 202 | 212 |
| 山梨 | | 1 | 2 | — | 10 | — | — | 498 | 511 |
| 東京 | | — | 17 | 2 | 17 | — | 1 | 239 | 276 |
| 長野 | | 1 | 28 | — | 40 | — | — | 1,076 | 1,145 |
| 新潟 | | 19 | 22 | — | 9 | — | — | 754 | 804 |
| 富山 | | 10 | 5 | — | 1 | — | — | 200 | 216 |
| 石川 | | 58 | 5 | 1 | 4 | — | — | 339 | 407 |
| 福井 | | — | — | — | — | — | — | 174 | 174 |
| 静岡 | | 39 | 7 | 7 | 7 | — | — | 707 | 767 |
| 愛知 | | 2 | 16 | 7 | 22 | — | — | 1,117 | 1,164 |
| 岐阜 | | 1 | 1 | 2 | 8 | — | — | 795 | 807 |
| 三重 | | 2 | 3 | 1 | 8 | — | — | 522 | 536 |
| 滋賀 | | 3 | 2 | — | 2 | — | — | 256 | 263 |
| 京都 | | — | 10 | — | 18 | — | 1 | 381 | 410 |
| 大阪 | | 1 | 5 | — | 3 | — | — | 394 | 403 |
| 兵庫 | | — | 5 | 2 | 3 | — | — | 101 | 111 |
| 奈良 | | — | 3 | 1 | 15 | — | — | 259 | 278 |
| 和歌山 | | 2 | 12 | 2 | 9 | — | — | 577 | 602 |
| 鳥取 | | — | 8 | — | 4 | — | — | 521 | 533 |
| 島根 | | 2 | 5 | 1 | 8 | — | — | 658 | 674 |
| 岡山 | | 2 | 2 | — | 3 | — | — | 193 | 200 |
| 広島 | | 5 | 16 | — | 4 | — | 1 | 394 | 420 |
| 山口 | | 1 | 6 | 1 | 5 | — | — | 427 | 440 |
| 徳島 | | 12 | 5 | 1 | 6 | — | — | 447 | 471 |
| 香川 | | 6 | 2 | — | 2 | — | — | 354 | 364 |
| 愛媛 | | 1 | 1 | — | 3 | — | — | 634 | 639 |
| 高知 | | 3 | 2 | — | 13 | — | — | 362 | 380 |
| 福岡 | | 12 | 43 | 5 | 28 | — | — | 1,059 | 1,147 |
| 佐賀 | | 2 | 3 | — | 1 | — | — | 390 | 396 |
| 長崎 | | 2 | 12 | 2 | 3 | — | — | 385 | 404 |
| 熊本 | | 7 | 14 | 11 | 6 | — | — | 866 | 904 |
| 大分 | | 21 | 10 | — | 1 | — | — | 883 | 915 |
| 宮崎 | | 16 | 11 | 1 | 3 | — | — | 446 | 477 |
| 鹿児島 | | 22 | 32 | — | 6 | — | — | 980 | 1,040 |
| 計 | | 399 | 603 | 55 | 383 | — | 17 | 25,521 | 26,970 |

参照)。得票率では共産党の京都(一五・五%)と大阪(一〇・一%)における進出が大きく、五市合計では、自民三六・二%、社会二一・九%、民社一三・二%、共産八・六%、公明一三・七%である(第161表参照)。

四月末におこなわれた一般市議選挙は、投票率七八・二%で前回の八二・三%を下まわった。当選者数は、自民一五一〇、社会一二八六、民社二四四、共産四〇五、公明八三九であり、得票率は、自民一五・六%、社会一一・九%、民社二・八%、共産三・九%、公明七・五%であった(第162、163表参照)。大都市近郊の市議選においては革新系当選者はいっそう多い(第164表参照)。

### 東京都の区議会議員

東京特別区議会議員選挙は、二二区については都知事選と同日に、不正事件で区長が不信任された練馬区は五月三〇日に投票がおこなわれた。投票率は統一選挙六九・八%(前回は五九・五%)、練馬区は五二・三%であった。練馬区もふくめて党派別にみると、社会党一八一人(立候補二〇二人)、民社党四二人(立候補六六人)、共産党八五人(立候補九一人)、公明党一三一人(立候補二〇九人)、自民党五六六人(立候補七七三人)であり、前回にくらべると自民は六九人、公明は一一名それぞれ減少したのにたいして社会四八人増、共産二三人増、民社二四人増であった(第165、166表参照)。

### 町村議会議員

町村長選挙とともに統一地方選挙の最後をしめくくる町村議選挙は投票率九二・一%、前回の九一・五%を上まわった。当選者も得票も九〇%以上を無所属が占め、当選者は、自民三九九、社会六〇三、民社五五、共産三八三、公明推薦三二六であり、得票率は、自民一・八%、社会二・七%、民社二・〇%、共産一・八%である(第167、168表参照)。